

横芝光町地域防災計画



令和6年3月
横芝光町防災会議

目次

第1編 総則

章	節	担当部署	ページ
	第1節 計画の目的及び構成		1
	第2節 計画の基本的な考え方		3
	第3節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱		6
	第4節 地勢概要		17
	第5節 被害想定		26
	第6節 減災目標		32
	第7節 地震・津波対策の基本的視点		34

第2編 地震・津波編

章	節	担当部署	ページ
第1章 災害予防計画			1
	第1節 防災意識の向上	環境防災課、総務課、福祉課、教育課、各課、匝瑳市横芝光町消防組合、県、防災関係機関、施設管理者	2
	第2節 津波災害予防計画	環境防災課、産業課、都市建設課、消防団、匝瑳市横芝光町消防組合、県	8
	第3節 火災等予防対策	環境防災課、都市建設課、社会文化課、消防団、匝瑳市横芝光町消防組合、県	17
	第4節 消防計画	環境防災課、東陽病院、消防団、匝瑳市横芝光町消防組合、県	20
	第5節 建築物の耐震化等の推進	環境防災課、企画空港課、財政課、産業課、都市建設課、教育課、東陽病院、社会文化課、匝瑳市横芝光町消防組合、県、東日本電信電話株式会社、東日本旅客鉄道株式会社、東京電力パワーグリッド株式会社、山武郡市広域水道企業団、八戸水道企業団、九十九里地域水道企業団、各施設管理者	23
	第6節 液状化予防対策	環境防災課、産業課、都市建設課、福祉課、社会福祉協議会、県、山武健康福祉センター、山武郡市広域水道企業団、八戸水道企業団、九十九里地域水道企業団、東日本電信電話株式会社、東日本旅客鉄道株式会社、東京電力パワーグリッド株式会社	33
	第7節 土砂災害等予防計画	環境防災課、都市建設課、県	36
	第8節 要配慮者等の安全確保のための体制整備	環境防災課、住民課、都市建設課、福祉課、健康こども課、教育課、県、社会福祉施設管理者	40
	第9節 情報連絡体制の整備	環境防災課、財政課、県、防災関係機関	46
	第10節 備蓄・物流計画	環境防災課、健康こども課、東陽病院	49
	第11節 防災施設の整備	環境防災課、都市建設課、福祉課、教育課、社会文化課	51
	第12節 帰宅困難者等対策	環境防災課、総務課、企画空港課、産業課、教育課、社会文化課、県、東日本旅客鉄道株式会社	53
	第13節 防災体制の整備	環境防災課、総務課	56
第2章 災害応急対策計画			58
	第1節 災害応急活動体制	環境防災部、福祉部、各部	59
	第2節 情報収集伝達計画	環境防災部、総務部、各部、防災関係機関	72
	第3節 地震・火災等からの避難と応急対策	環境防災部、総務部、企画空港部、税務部、住民部、都市建設部、福祉部、教育部、社会文化部、消防部、各部、県、県警察、海上保安部、自衛隊	90
	第4節 津波からの避難	環境防災部、総務部、税務部、住民部、産業部、福祉部、教育部、社会文化部、消防部、各部、県、県警察、海上保安部、自衛隊	96
	第5節 津波災害の応急対策	環境防災部、消防部、各部、県、県警察、海上保安部、自衛隊	100
	第6節 避難行動要支援者等の安全確保対策	税務部、住民部、都市建設部、福祉部、教育部、社会文化部、消防部、協力部、各施設管理者	103
	第7節 消防・救助救急・医療救護活動	環境防災部、総務部、産業部、都市建設部、健康こども部、東陽病院部、教育部、消防部、県、県警察、関東東北産業保安監督部、関東運輸局、海上保安部、各施設管理者、事業者	106
	第8節 警備・交通の確保・緊急輸送対策	環境防災部、財政部、住民部、都市建設部、消防部、県、県警察、県公安委員会、国、自衛隊	117
	第9節 救援物資供給活動	環境防災部、総務部、財政部、税務部、住民部、産業部、都市建設部、教育部、各部、県、公共職業安定所、山武郡市広域水道企業団、八戸水道企業団	122
	第10節 広域応援要請計画	環境防災部、消防部（匝瑳市横芝光町消防組合）、協力部、各部、県、山武郡市広域水道企業団、八戸水道企業団、九十九里地域水道企業団、防災関係機関	130
	第11節 自衛隊への災害派遣要請	環境防災部、県、自衛隊	134
	第12節 学校等における児童・生徒の安全対策	教育部、社会文化部	143

章	節	担当部署	ページ
	第13節 帰宅困難者対策	環境防災部、総務部、企画空港部、産業部、教育部、県、東日本旅客鉄道株式会社、施設管理者	148
	第14節 保健衛生、防疫、廃棄物等対策	環境防災部、都市建設部、産業部、福祉部、健康こども部、東陽病院部、消防部、県、山武健康福祉センター、県警察、動物愛護センター、海上保安部、自衛隊、山武都市環境衛生組合、東総衛生組合、医師会、歯科医師会	151
	第15節 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理	環境防災部、税務部、都市建設部、福祉部	160
	第16節 液状化等によるライフライン関連施設の応急復旧	産業部、都市建設部、県、東日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ、東日本旅客鉄道株式会社、東京ガス株式会社、東京電力パワーグリッド株式会社、KDDI株式会社、日本郵便株式会社、放送機関、一般社団法人千葉県LPガス協会、山武都市広域水道企業団、八厩水道企業団、九十九里地域水道企業団、東総衛生組合、山武都市広域行政組合	166
	第17節 ボランティアの協力	環境防災部、福祉部、協力部、各部、県	180
			183
第3章 災害復旧計画			183
	第1節 被災者生活安定のための支援	環境防災部、総務部、財政部、税務部、住民部、産業部、都市建設部、福祉部、健康こども部、協力部、県、国、公共職業安定所、日本放送協会、日本郵便株式会社	184
	第2節 津波災害復旧対策	環境防災部、産業部、都市建設部、県	195
	第3節 液状化等によるライフライン関連施設の復旧対策	産業部、都市建設部、県、東日本電信電話株式会社、東京ガス株式会社、東京電力パワーグリッド株式会社、一般社団法人千葉県LPガス協会、山武都市広域水道企業団、八厩水道企業団、九十九里地域水道企業団、施設管理者	197
	第4節 激甚災害の指定	環境防災部、財政部、各部	204
	第5節 災害復興	環境防災部、都市建設部、各部	205

地震・津波編附編1 東海地震に係る周辺地域としての対応計画

章	節	担当部署	ページ
第1章 総論			1
	第1節 計画策定の趣旨		2
	第2節 地震・津波編の附編としての位置付け		2
第2章 防災関係機関の業務			4
第3章 事前の措置			11
	第1節 東海地震に備え事前に促進すべき事項	環境防災課、産業部、都市建設課、福祉課、東陽病院、教育課、社会文化課、東日本旅客鉄道株式会社	12
	第2節 事業所に対する指導・要請	環境防災課、出納室、産業課、県、山武健康福祉センター、関東財務局、関東農政局、関東経済産業局、関東東北産業保安監督部	15
	第3節 広報及び教育	環境防災課、総務課、教育課、匝瑳市横芝光町消防組合、防災関係機関	19
	第4節 地震防災訓練	環境防災課、各課、消防団、匝瑳市横芝光町消防組合、県、防災関係機関	22
第4章 東海地震注意情報から警戒宣言発令までの対応措置			23
	第1節 東海地震注意情報の伝達	環境防災課、総務課	24
	第2節 活動体制の準備等	環境防災課、各課	26
	第3節 東海地震注意情報から警戒宣言発令までの広報	日本放送協会千葉放送局、株式会社ニッポン放送、千葉テレビ放送株式会社、株式会社バイエフエム	27
	第4節 混乱防止の措置	環境防災部、総務部、県警察、東日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ、東日本旅客鉄道株式会社	29
第5章 警戒宣言発令に伴う対応措置			31
	第1節 活動体制	環境防災部、各部	32
	第2節 警戒宣言の伝達及び広報	環境防災部、総務部、防災関係機関	34
	第3節 警備対策	県警察	39
	第4節 水防・消防等対策	環境防災部、産業部、都市建設部、消防部、各部、県	41
	第5節 公共輸送対策	東日本旅客鉄道株式会社、一般社団法人千葉県バス協会、一般社団法人千葉県タクシー協会	43
	第6節 交通対策	都市建設部、海上保安部、県、県警察、国	45
	第7節 上水道、電気、通信等対策	環境防災部、東日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ、東京電力パワーグリッド株式会社、山武市市広域水道企業団、八戸水道企業団	48
	第8節 学校・病院・社会福祉施設等対策	福祉部、東陽病院部、教育部、医療機関、社会福祉施設等管理者	52
	第9節 避難対策	環境防災部、総務部、福祉部、消防部、各部	54
	第10節 救護救援・防疫対策・保健活動対策	福祉部、健康こども部、東陽病院部、山武健康福祉センター、自衛隊、医師会、歯科医師会	56
	第11節 その他の対策	環境防災部、総務部、財政部、産業部、福祉部、健康こども部、食肉センター部、教育部、社会文化部、各部	58
第6章 住民等のとるべき措置			60
	第1節 住民のとるべき措置		61
	第2節 自主防災組織のとるべき措置		64
	第3節 事業所のとるべき措置		65

地震・津波編附編2 南海トラフ地震防災対策推進計画

章	節	担当部署	ページ
	第1節 総則		1
	第2節 南海トラフ地震防災対策推進地域		2
	第3節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱		2
	第4節 関係者との連携協力の確保	環境防災部、企画空港部、総務部、財政部、税務部、住民部、産業部、都市建設部、社会文化部、教育部、各部、県、公共職業安定所、山武市広域水道企業団、八咫水道企業団、九十九里地或水道企業団、消防部(匝瑳市横芝光町消防組合)、協力部、防災関係機関、東日本旅客鉄道株式会社	2
	第5節 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項	環境防災部、総務部、税務部、住民部、産業部、福祉部、教育部、社会文化部、都市建設部、消防部、各部、県、県警察、海上保安部、自衛隊、東日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ、東日本旅客鉄道株式会社、東京ガス株式会社、東京電力パワーグリッド株式会社、KDDI株式会社、日本郵便株式会社、放送機関、一般社団法人千葉県LPガス協会、山武市広域水道企業団、八咫水道企業団、九十九里地或水道企業団、東総衛生組合、山武市広域行政組合	3
	第6節 時間差発生等における円滑な避難の確保等に関する事項	環境防災部、総務部、企画空港部、税務部、住民部、産業部、福祉部、教育部、社会文化部、消防部、各部、防災関係機関、県、県警察、海上保安部、自衛隊、東日本旅客鉄道株式会社、施設管理者	7
	第7節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画	環境防災部、防災関係機関	11
	第8節 防災訓練計画	環境防災課、総務課、産業課、都市建設課、福祉課、教育課、各課、匝瑳市横芝光町消防組合、県、防災関係機関、施設管理者、消防団	13
	第9節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画	環境防災課、総務課、産業課、都市建設課、福祉課、教育課、各課、匝瑳市横芝光町消防組合、県、防災関係機関、施設管理者、消防団	13
	第10節 南海トラフ地震防災対策計画	防災関係機関、施設管理者、東日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ、東日本旅客鉄道株式会社、東京ガス株式会社、東京電力パワーグリッド株式会社、KDDI株式会社、日本郵便株式会社、放送機関、一般社団法人千葉県LPガス協会、山武市広域水道企業団、八咫水道企業団、九十九里地或水道企業団、東総衛生組合、山武市広域行政組合	14

地震・津波編附編3 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画

章	節	担当部署	ページ
	第1節 総則		1
	第2節 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域		2
	第3節 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱		2
	第4節 地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項	環境防災部、防災関係機関	3
	第5節 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項	環境防災部、総務部、税務部、住民部、産業部、福祉部、教育部、社会文化部、都市建設部、消防部、各部、県、県警察、海上保安部、自衛隊、東日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ、東日本旅客鉄道株式会社、東京ガス株式会社、東京電力パワーグリッド株式会社、KDDI株式会社、日本郵便株式会社、放送機関、一般社団法人千葉県LPガス協会、山武市広域水道企業団、八戸水道企業団、九十九里地域水道企業団、東総衛生組合、山武市広域行政組合	4
	第6節 関係者との連携協力の確保に関する事項	環境防災部、企画空港部、総務部、財政部、税務部、住民部、産業部、都市建設部、社会文化部、教育部、各部、県、公共職業安定所、山武市広域水道企業団、八戸水道企業団、九十九里地域水道企業団、消防部(匝瑳市横芝光町消防組合)、協力部、防災関係機関、東日本旅客鉄道株式会社	8
	第7節 後発地震への注意を促す情報が発表された場合にとるべき防災対応に関する事項	環境防災部、総務部、健康こども部、東陽病院、福祉部、施設管理者	9
	第8節 防災訓練に関する事項	環境防災課、総務課、産業課、都市建設課、福祉課、教育課、各課、匝瑳市横芝光町消防組合、県、防災関係機関、施設管理者、消防団	10
	第9節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画	環境防災課、総務課、産業課、都市建設課、福祉課、教育課、各課、匝瑳市横芝光町消防組合、県、防災関係機関、施設管理者、消防団	11

第3編 風水害等編

章	節	担当部署	ページ
第1章 災害予防計画			1
	第1節 防災意識の向上	環境防災課、総務課、教育課、各課、匝瑳市横芝光町消防組合、県、防災関係機関	2
	第2節 水害予防対策	環境防災課、産業課、都市建設課、県、東日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、東京電力パワーグリッド株式会社、KDDI株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社	6
	第3節 土砂災害予防計画	環境防災課、産業課、都市建設課、県	13
	第4節 風害予防計画	環境防災課、産業課、県	19
	第5節 雪害予防計画	環境防災課、産業課、都市建設課、県	25
	第6節 火災等予防対策	環境防災課、消防団、匝瑳市横芝光町消防組合	28
	第7節 消防計画	環境防災課、東陽病院、消防団、匝瑳市横芝光町消防組合、県	31
	第8節 要配慮者等の安全確保のための体制整備	環境防災課、住民課、都市建設課、福祉課、健康こども課、教育課、県、社会福祉施設管理者	33
	第9節 情報連絡体制の整備	環境防災課、財政課、県、防災関係機関	35
	第10節 備蓄・物流計画	環境防災課、健康こども課、東陽病院	37
	第11節 防災施設の整備	環境防災課、都市建設課、福祉課、教育課、社会文化課	38
	第12節 帰宅困難者等対策	環境防災課、総務課、企画空港課、産業課、教育課、社会文化課、県、東日本旅客鉄道株式会社	39
	第13節 富士山の火山災害予防	環境防災課、都市建設課、県、東日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、東京ガス株式会社、東京電力パワーグリッド株式会社、KDDI株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社、一般社団法人千葉県LPガス協会、山武郡市広域水道企業団、八咫水道企業団、九十九里地域水道企業団、東総衛生組合、山武郡市広域行政組合	41
	第14節 防災体制の整備	環境防災課	44
第2章 災害応急対策計画			45
	第1節 災害応急活動体制	環境防災部、福祉部、各部	46
	第2節 情報収集・伝達体制	環境防災部、総務部、各部、防災関係機関	57
	第3節 水防計画	環境防災部、総務部、都市建設部、消防部、産業部、県、土地改良区、各施設管理者	72
	第4節 避難計画	環境防災部、総務部、企画空港部、税務部、住民部、都市建設部、福祉部、教育部、社会文化部、消防部、各部、県、県警察、海上保安部、自衛隊	76
	第5節 避難行動要支援者等の安全確保対策	税務部、住民部、都市建設部、福祉部、教育部、社会文化部、消防部、協力部、各施設管理者	81
	第6節 救助救急・医療救護活動	環境防災部、総務部、産業部、都市建設部、健康こども部、東陽病院部、教育部、消防部、県、県警察、関東東北産業保安監督部、関東運輸局、海上保安部、各施設管理者、事業者	82
	第7節 警備・交通の確保・緊急輸送対策	環境防災部、財政部、住民部、都市建設部、消防部、県、県警察、県公安委員会、国、海上保安部、自衛隊	84
	第8節 救援物資供給計画	環境防災部、総務部、財政部、税務部、住民部、産業部、都市建設部、教育部、各部、県、公共職業安定所、山武郡市広域水道企業団、八咫水道企業団	90
	第9節 広域応援要請計画	環境防災部、消防部（匝瑳市横芝光町消防組合）、各部、県、山武郡市広域水道企業団、八咫水道企業団、九十九里地域水道企業団、防災関係機関	96
	第10節 自衛隊への災害派遣要請	環境防災部、県、自衛隊	97
	第11節 学校等における児童・生徒の安全対策	教育部、社会文化部	98
	第12節 帰宅困難者等対策	環境防災部、総務部、企画空港部、産業部、教育部、県、東日本旅客鉄道株式会社、施設管理者	102

章	節	担当部署	ページ
	第13節 保健衛生、防疫、廃棄物等対策	環境防災部、都市建設部、福祉部、健康こども部、東陽病院部、消防部、県、山武健康福祉センター、県警察、動物愛護センター、海上保安部、自衛隊、山武都市環境衛生組合、東総衛生組合、医師会、歯科医師会	104
	第14節 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理	環境防災部、総務部、都市建設部、福祉部	105
	第15節 ライフライン関連施設の応急・復旧計画	産業部、東日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ、東京ガス株式会社、東京電力パワーグリッド株式会社、KDDI株式会社、日本郵便株式会社、一般社団法人千葉県LPガス協会、山武都市広域水道企業団、八戸水道企業団、九十九里地域水道企業団、東総衛生組合、山武都市広域行政組合	107
	第16節 ボランティアの協力	環境防災部、福祉部、協力部、各部、県	112
	第17節 富士山の火山災害応急対策	環境防災部、総務部、都市建設部、県警察、東日本旅客鉄道株式会社	113
第3章 災害復旧計画			115
	第1節 被災者生活安定のための支援	環境防災部、総務部、財政部、税務部、住民部、産業部、都市建設部、福祉部、健康こども部、協力部、県、国、公共職業安定所、日本放送協会、日本郵便株式会社	116
	第2節 生活関連施設等の復旧計画	産業部、都市建設部、県、東日本電信電話株式会社、東京ガス株式会社、東京電力パワーグリッド株式会社、一般社団法人千葉県LPガス協会、山武都市広域水道企業団、八戸水道企業団、九十九里地域水道企業団、施設管理者	117
	第3節 激甚災害の指定に関する計画	環境防災部、財政部、各部	120
	第4節 災害復興	環境防災部、都市建設部、各部	121

第4編 大規模事故編

章	節	担当部署	ページ
第1章 大規模火災対策			1
	第1節 基本方針		2
	第2節 予防計画	環境防災課、都市建設課、社会文化課、消防団、匠 瑳市横芝光町消防組合、県	3
	第3節 応急対策計画	環境防災部、総務部、財政部、税務部、住民部、産 業部、都市建設部、福祉部、健康こども部、東陽病 院部、教育部、社会文化部、消防部、各部、県、県 警察、自衛隊、山武都市広域水道企業団、八咫水道 企業団、医療機関	8
第2章 林野火災対策			11
	第1節 基本方針		12
	第2節 予防計画	環境防災課、総務課、産業課、教育課、消防団、匠 瑳市横芝光町消防組合、県、森林組合	13
	第3節 応急対策計画	環境防災部、総務部、税務部、住民部、福祉部、健 康こども部、教育部、社会文化部、消防部、各部、 県、県警察、自衛隊	15
第3章 危険物等災害対策			18
	第1節 基本方針		19
	第2節 予防計画	環境防災課、匠瑳市横芝光町消防組合、県、山武健 康福祉センター、防災関係機関、関係団体、事業所 等	20
	第3節 応急対策計画	環境防災部、消防部、各部、県、山武健康福祉セン ター、県警察、海上保安部、労働局、医療機関、事 業所等	25
第4章 海上災害対策			29
	第1節 基本方針		30
	第2節 予防計画	県、銚子海上保安部、千葉県水難救済会、船舶関係 機関	31
	第3節 応急対策計画	環境防災部、総務部、健康こども部、東陽病院部、 消防部、各部、県、県警察、銚子海上保安部、医療 機関、防災関係機関	32
第5章 油等海上流出災害対 策			36
	第1節 基本方針		37
	第2節 予防計画	環境防災課、各課、県、国、銚子海上保安部、防災 関係機関	40
	第3節 応急対策計画	環境防災部、総務部、健康こども部、東陽病院部、 消防部、各部、県、銚子海上保安部、海上災害防止 センター、医療機関、防災関係機関	42
第6章 航空機災害対策			46
	第1節 基本方針		47
	第2節 予防計画	環境防災課、健康こども課、東陽病院、消防団、匠 瑳市横芝光町消防組合、医療機関、防災関係機関	48
	第3節 応急対策計画	環境防災部、健康こども部、東陽病院部、消防部、 各部、県、県警察、国（国土交通省）、成田空港事務 所、成田国際空港株式会社、医療機関、防災関係機 関	49
第7章 鉄道災害対策			54
	第1節 基本方針		55
	第2節 予防計画	環境防災課、都市建設課、県、国、東日本旅客鉄道 株式会社、防災関係機関	56
	第3節 応急・復旧計画	環境防災部、総務部、企画空港部、税務部、住民部、 福祉部、健康こども部、東陽病院部、教育部、社会 文化部、消防部、各部、県、県警察、国、東日本旅 客鉄道株式会社	57
第8章 道路災害対策			61
	第1節 基本方針		62
	第2節 予防計画	環境防災課、都市建設課、産業課、県、国（国土交 通省）、千葉県道路公社、事業者	63
	第3節 応急対策計画	環境防災部、都市建設部、産業部、健康こども部、 東陽病院部、消防部、各部、県、県警察、国、医療 機関、防災関係機関、事業者	65

章	節	担当部署	ページ
第9章 放射性物質事故対策			68
	第1節 基本方針		69
	第2節 放射性物質事故の想定		71
	第3節 放射性物質事故予防対策	環境防災課、総務課、各課、消防団、匝瑳市横芝光町消防組合、県、核燃料物質使用事業所、放射性同位元素使用施設管理者	72
	第4節 放射性物質事故応急対策	環境防災部、総務部、産業部、健康こども部、消防部、各部、県、山武郡市広域水道企業団、八咫水道企業団、九十九里地域水道企業団、放射性物質取扱事業所、原子力事業所、原子力防災管理者	76
	第5節 放射性物質事故復旧対策	環境防災部、産業部、都市建設部、健康こども部、東陽病院部、県、山武郡市広域水道企業団、八咫水道企業団、九十九里地域水道企業団、放射性物質取扱事業所	81

<第1編 総則>

第1節 計画の目的及び構成

第1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定により、本町における災害対応の為の基本的かつ総合的な計画として横芝光町防災会議が作成する計画である。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、マグニチュード9.0という過去最大の地震であり、本町にも被害をもたらした。また、令和元年9月の令和元年房総半島台風（台風15号）は、千葉県内において記録的な暴風をもたらし、大規模停電とそれに伴う広範囲に渡る断水が発生した。さらに、令和元年10月の令和元年東日本台風（台風19号）及び10月25日の大雨では、突風、河川の越水、土砂崩れなどにより、千葉県内で大きな被害が発生した。

このような近年の大規模災害の教訓等を礎とするとともに、防災をめぐる社会構造の変化等を踏まえ、本町と、千葉県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関（以下、「防災関係機関」という。）及び公共的団体並びに町民が総力を結集し、平時からの災害に対する備えと、災害時に処理すべき事務又は業務の大綱を定めることにより、町民の生命、身体及び財産を災害から守り、災害による被害の軽減と社会秩序の維持、公共の福祉の確保に資することを目的とする。

第2 計画の構成

この計画は、現実の災害に即したものとなるよう、災害の種類ごとに計画を作成しており、

第1編 総則

第2編 地震・津波編

（地震・津波編附編 東海地震に係る周辺地域としての対応計画 南海トラフ地震防災対策推進計画）

第3編 風水害等編

第4編 大規模事故編

の4編をもって構成している。

「第1編 総則」は、計画全般にわたる理念・基本方針を示したものである。

「第2編 地震・津波編」は、地震や津波による被害を軽減し、住民の生命、身体及び財産を守ることを目的とし、平時からの災害予防対策、発災時における災害応急対策及びその後の復旧対策の基本についてまとめたものである。平成23年3月に発生した東日本大震災では、本町においても津波による被害が発生したことから、津波対策について充実を期するものとする。

「第2編 地震・津波編」の附編1として定めている「東海地震に係る周辺地域としての

対応計画」は、大規模地震対策特別措置法（昭和 53 年法律第 73 号）に基づいて指定された地震防災対策強化地域の周辺に位置する千葉県の一町として、東海地震に係る警戒宣言が発令された場合における社会的混乱の発生防止等を目的としてまとめたものである。

また、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 14 年法律第 92 号）第 5 条第 2 項の規定に基づく南海トラフ地震防災対策推進計画を「第 2 編 地震・津波編」の附編 2 として、南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保等に関する事項等を定め、地震防災対策の推進を図ることを目的としてまとめている。

「第 3 編 風水害等編」は、集中豪雨や台風、竜巻等に起因する風水害等による被害を軽減し、住民の生命、身体及び財産を守ることを目的とし、平時からの災害予防対策、発災時における災害応急対策及びその後の復旧対策の基本についてまとめたものである。また、本町は富士山の噴火に伴う火山灰の影響範囲に含まれることから、火山対策についてもまとめている。

「第 4 編 大規模事故編」については、各種大規模事故災害への対策を種別ごとに分類し、大規模火災、林野火災、危険物等災害、油等海上流出災害、海上災害、航空機災害、鉄道災害、道路災害、放射性物質事故対策等の大規模な事故災害に特有な予防対策や応急対策について定めたものである。この計画に定めのないものについては、「第 2 編 地震・津波編」及び「第 3 編 風水害等編」の規定に準ずるものとする。

第2節 計画の基本的な考え方

本町は、南部は発達した沖積層が分布する九十九里平野に属し、北部は洪積層からなるいわゆる下総台地に属している。南部の低地は、河川によりもたらされる土砂や浸食二次堆積土を主体とし、軟弱地盤を形成しているところが多い。北部の台地は、火山灰質の関東ロームが厚く分布し、標高も周囲と比べると高いため、宅地に適しているとされているが、直下型地震等により斜面崩壊の危険性が高い地域も存在する。

また、高齢化や国際化の到来は、高齢者や外国人等、いわゆる要配慮者（一般的に高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊婦等が対象となる。）と呼ばれる人々の増加をもたらしているが、これらの人々を地域で支えていく住民意識が変化しつつあり、相互扶助意識の低下が問題となっているところである。

さらに、生活様式の変化は、水道、電気、電話等ライフラインへの依存度を高めており、道路交通施設とともに災害からこれらを守る対策の強化が求められている。

これら町防災環境の変化に的確に対応し、住民生活の安全を守り、女性、高齢者、外国人等の視点も踏まえながら、町の持つ諸機能を確保していくため、次の各項を基本とした防災対策を推進していくものとする。

第1 減災を重視した防災対策の方向性

本町では、これまで発生した様々な風水害や地震・津波災害等の教訓をもとに、その都度、防災対策を強化してきた。

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であるから、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を防災対策の基本とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視する。また、経済的被害ができるだけ少なくなるよう、様々な対策を組み合わせることで災害に備えていくものとする。

第2 地域防災力の向上

大規模な災害においては、発災直後の住民一人ひとりの自覚や行動がしばしば生死を分ける結果になっている。

このため、平時から正しい知識を持ち、自らが考え、行動することの重要性を再認識し、「自らの命は自ら守る」とする自助の取組みの強化を図る。自助の取組み強化に当たっては、家庭や地域等と連携し、幼少期からの防災教育の充実に努めるとともに、住民自身も災害教訓を風化させないよう伝承していくことで、防災意識の向上に努めるものとする。

また、過去の大規模災害から、地域のつながりが重要であることが明らかとなっている。

阪神・淡路大震災では、建物の倒壊等により生き埋めになった被災者を地域の人達が救助する等、救命に大きな成果をあげているほか、東日本大震災でも、避難生活に地域のつなが

りが大きく貢献しているところである。都市化や核家族化の進展等の社会構造の変化により、地域コミュニティの弱体化が叫ばれはじめているが、「自分たちの地域は地域みんなで守る」といった共助の考え方の重要性を再認識し、自主防災組織の機能強化を図るほか、県が認定した災害対策コーディネーターの養成講座を活用し、共助の中核となる人材を育成する等の取組みの強化を図っていく。

さらに、民間団体等と町との連携の取組みも重要となっている。阪神・淡路大震災以降、行政機関と民間団体・企業との協定締結による連携強化が進んできており、本町でも、民間団体等と様々な分野での連携の輪をひろげ、社会の一員でもある民間団体等の力を最大限発揮するための取組みを進めていく。

このような取組みの強化と併せ、町をはじめとする防災関係機関においても、住民の安全・安心を守るために取り得る手段を尽くし、地震・津波や風水害等の様々な災害において、また、予防、応急対策、復旧のそれぞれの段階において、自助・共助・公助が一体となって、町内全域の防災力の向上を図っていく。

第3 要配慮者及び男女共同参画の視点

高齢者（特に、ひとり暮らし、寝たきり、認知症の高齢者等）、視覚障害者、聴覚・言語障害者、肢体不自由者、内臓機能障害等の内部障害者、知的障害者、発達障害者、精神障害者、難病患者等、乳幼児、妊産婦、外国人等の要配慮者は、それぞれの特性により、情報の支障、危険回避行動における支障、移動行動における支障、生活又は適応における支障等、避難行動や避難生活に関して様々な支障をかかえており、災害による被害を回避しづらい傾向にある。

平成 23 年度版防災白書によると、東日本大震災では、津波による被害が特に大きく、東北3県の死亡者のうち、9割以上の方が溺死とされている。その年齢構成をみると、60歳以上の方が約65%を占めており、高齢者が犠牲となる割合が高かったことが明らかになっている。

本町でも、高齢化の進行により避難に支援が必要となりうる人が年々増加している状況から、今後さらなる対策の充実が求められているところである。このため、地域と一体となった対策の強化に努めるとともに、大規模災害に際しての予防、応急対策、復旧のそれぞれの段階において、要配慮者の視点に立った対策を講じるものとする。

また、東日本大震災では、避難所生活における更衣室の設置や女性に必要な物資の配布をはじめとし、様々な場面における女性への配慮の必要性が改めて認識されたところである。被災時における男女のニーズの違い等、男女双方の視点に配慮した災害対策を進めるため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立を図るものとする。

第4 計画に基づく施策の推進及び見直し

本計画は、町域の防災対策の総合的運営を図るための基本計画であり、本計画に基づく施策の効果的推進に努めるとともに、国の防災基本計画及び千葉県地域防災計画の見直しの都度、また、同見直しにとどまらず、定期的に点検・検証を行い、実効性のある計画とするための所要の見直しを随時行っていく。

第3節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

本町の地域に係る災害対策を実施するに当たり、町、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者、住民、事業者等の主な事務、業務を次のとおり明記し、災害を防止するとともに被害の軽減を図る。

【横芝光町】

- 1 防災会議及び災害対策本部に関すること
- 2 防災に関する施設及び組織の整備並びに訓練に関すること
- 3 災害時における災害に関する被害の調査報告、情報の収集及び広報に関すること
- 4 災害の防除及び拡大防止に関すること
- 5 救助、防疫等被災者の保護及び保健衛生に関すること
- 6 災害応急対策用資材及び災害復旧資材の確保、物価の安定に関すること
- 7 被災産業に対する融資等の対策に関すること
- 8 被災町営施設の応急対策に関すること
- 9 災害時における文教対策に関すること
- 10 災害対策要員の動員、雇上げに関すること
- 11 災害時における交通、輸送の確保に関すること
- 12 被災施設の復旧に関すること
- 13 管内の関係団体が実施する災害応急対策の調整に関すること
- 14 被災者の生活再建支援に関すること
- 15 東陽病院施設の整備、避難訓練に関すること
- 16 災害時における救護班の編成、医療救護に関すること

（横芝光町消防団）

- 1 災害及び二次災害の予防、警戒及び防除に関すること
- 2 人命の救出、救助及び応急救護に関すること
- 3 消防、水防その他の応急処置に関すること
- 4 災害時の救助、情報の伝達に関すること

【千葉県及び千葉県の機関】

（千葉県）

- 1 千葉県防災会議及び県災害対策本部に関すること
- 2 防災に関する施設及び組織の整備並びに訓練に関すること
- 3 災害時における災害に関する被害の調査報告、情報の収集及び広報に関すること
- 4 災害の防除及び拡大の防止に関すること
- 5 災害時における防疫その他保健衛生に関すること
- 6 災害応急対策用資材及び災害復旧資材の確保、物価の安定に関すること
- 7 被災産業に対する融資等の対策に関すること
- 8 被災県営施設の応急対策に関すること

- 9 災害時における文教対策に関すること
- 10 災害時における社会秩序の維持に関すること
- 11 災害対策要員の動員、雇上げに関すること
- 12 災害時における交通、輸送の確保に関すること
- 13 被災施設の復旧に関すること
- 14 市町村が処理する事務及び事業の指導、指示及びあっせん等に関すること
- 15 災害対策に関する自衛隊への派遣要請、国への派遣要請及び隣接都縣市間の相互応援協力に関すること
- 16 災害救助法に基づく被災者の救助、保護に関すること
- 17 被災者の生活再建支援に関すること
- 18 市町村が実施する災害応急対策の補助及び市町村間の総合調整に関すること

(山武地域振興事務所)

- 1 横芝光町が処理する事務、事業の指導及び斡旋等に関すること
- 2 災害に関する情報の収集、伝達及び指示に関すること
- 3 災害救助に係る連絡、調整に関すること
- 4 その他、災害の防除及び拡大の防止に関すること

(山武土木事務所)

- 1 水防に係る情報の収集、伝達及び指導等に関すること
- 2 砂防及び地すべり防止事業に関すること
- 3 急傾斜地崩壊防止事業に関すること
- 4 県所管に係る河川、海岸、道路、橋梁の整備及び維持管理に関すること
- 5 河川、海岸、道路等における障害物の除去に関すること

(銚子漁港事務所)

- 1 漁港施設及び漁港区域に係る海岸堤防の被害調査、応急対策実施状況の取りまとめに関すること
- 2 油流出火災時の県管理漁港区域における防御作業に関すること

(山武健康福祉センター)

- 1 医療救護に関すること
- 2 防疫、その他保健衛生に関すること

(北部林業事務所)

保安林等に関すること

(山武警察署)

- 1 県警本部及び防災関係機関との連携に関すること
- 2 県警本部及び防災関係機関からの情報収集並びに報告連絡に関すること
- 3 警察通信の確保に関すること
- 4 被災者の救出及び避難に関すること
- 5 遺体（行方不明者）の捜索並びに検視に関すること
- 6 交通規制及び交通施設等の保全に関すること
- 7 犯罪の予防とその他社会秩序の維持に関すること

(山武農業事務所)

- 1 農地等の災害復旧工事の指導に関すること
- 2 被災農家の農産物、家畜等の管理の指導に関すること

(東部家畜保健衛生所)

家畜の防疫に関すること

(東上総教育事務所山武分室)

災害時における文教対策に関すること

【指定地方行政機関】

(関東管区警察局)

- 1 管区内各県警察の災害警備活動の指導及び調整に関すること
- 2 管区内各県警察の相互援助の調整に関すること
- 3 他管区警察局及び警視庁並びに管区内防災関係機関との連携に関すること
- 4 警察通信の確保及び警察通信統制に関すること
- 5 津波警報の伝達に関すること

(関東財務局千葉財務事務所)

1 立会関係

主務省が行う災害復旧事業費の査定の立会に関すること

2 融資関係

- (1) 災害つなぎ資金の貸付（短期）に関すること
- (2) 災害復旧事業費の融資（長期）に関すること

3 国有財産関係

- (1) 地方公共団体が防災上必要な通信施設等の応急措置の用に供する場合における普通財産の無償貸付に関すること
- (2) 地方公共団体が災害による著しい被害を受けた小・中学校等の施設の用に供する場合における普通財産の無償貸付に関すること
- (3) 地方公共団体が水防、消防その他の防災に関する施設の用に供する場合における普通財産の減額譲渡又は貸付に関すること
- (4) 災害の防除又は復旧を行おうとする事業者に対する普通財産の売払又は貸付に関すること
- (5) 県が急傾斜地崩壊防止施設の用に供する場合における普通財産の無償貸付又は譲与に関すること
- (6) 県又は市町村が防災のための集団移転促進事業の用に供する場合における普通財産の譲与等に関すること

4 民間金融機関等に対する指示、要請関係

- (1) 災害関係の融資に関すること
- (2) 預貯金の払い戻し及び中途解約に関すること
- (3) 手形交換、休日営業等に関すること
- (4) 保険金の支払及び保険料の払込猶予に関すること
- (5) 営業停止等における対応に関すること

(関東信越厚生局)

- 1 管内の災害状況の情報収集及び通報に関すること
- 2 関係職員の派遣に関すること
- 3 関係機関との連絡調整に関すること

(関東農政局)

- 1 農業関係、卸売市場及び食品産業事業者等の被害状況の把握に関すること
- 2 応急用食料・物資の支援に関すること
- 3 食品の需要・価格動向の調査に関すること
- 4 飲食料品、油脂、農畜産物等の安定供給対策に関すること
- 5 飼料、種子等の安定供給対策に関すること
- 6 病虫害防除及び家畜衛生対策に関すること
- 7 営農技術指導及び家畜の移動に関すること
- 8 被害農業者及び消費者の相談窓口に関すること
- 9 農地・農業用施設及び公共土木施設の災害復旧に関すること
- 10 被害農業者に対する金融対策に関すること

(関東森林管理局)

- 1 国有林野の保安林、保安施設（治山施設）等の維持、造成に関すること
- 2 災害復旧用材（国有林材）の供給に関すること

(関東経済産業局)

- 1 生活必需品、復旧資材等防災関係物資の円滑な供給の確保に関すること
- 2 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保に関すること
- 3 被災中小企業の振興に関すること

(関東東北産業保安監督部)

- 1 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、電気、ガス等、危険物の保安の確保に関する
こと
- 2 鉱山に関する災害の防止及び災害時の応急対策に関すること

(関東運輸局)

- 1 災害時における自動車輸送業者に対する運送の協力要請に関すること
- 2 災害時における被害者、災害必要物資等の輸送調整に関すること
- 3 災害による不通区間における迂回輸送等の指導に関すること
- 4 災害時における応急海上輸送に関すること
- 5 応急海上運送用船舶の緊急修理に関すること

(関東地方整備局)

1 災害予防

- (1) 防災上必要な教育及び訓練等に関すること
- (2) 通信施設等の整備に関すること
- (3) 公共施設等の整備に関すること
- (4) 災害危険区域等の関係機関への通知に関すること
- (5) 官庁施設の災害予防措置に関すること
- (6) 大規模地震対策の港湾施設整備による緊急輸送体系の確立に関すること

(7) 豪雪害の予防に関すること

2 災害応急対策

(1) 災害に関する情報の収集、災害対策の助言・協力及び予警報の伝達等に関すること

(2) 水防活動、避難誘導活動等への支援に関すること

(3) 建設機械の現況及び技術者の現況の把握に関すること

(4) 災害時における復旧資材の確保に関すること

(5) 災害発生が予測される時又は災害時における応急工事等に関すること

(6) 災害時のための応急復旧資機材の備蓄に関すること

(7) 海洋汚染の拡散防止及び防除に関すること

(8) 災害時相互協力に関する申合せに基づく適切な緊急対応の実施に関すること

3 災害復旧

災害発生後、できる限り速やかに現況調査を実施し、被災施設の重要度、被災状況を勘案のうえ、二次災害の防止に努めるとともに、迅速かつ適切な復旧を図るものとする。

(国土交通省成田空港事務所)

1 災害時における航空機による輸送に関し、安全を確保するための必要な措置に関すること

2 遭難航空機の捜索及び救助に関すること

3 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底に関すること

(第三管区海上保安本部銚子海上保安部)

1 海上災害の発生及び拡大の防止に関すること

2 船舶交通の安全、危険を防止し又は混雑を緩和するための船舶交通制限に関すること

3 海上における人命及び財産の保護並びに公共の秩序の維持に関すること

4 海難救助及び天災事変その他救済を必要とする場合における救助に関すること

(東京管区気象台銚子地方気象台)

1 気象、水象、地象に伴う災害に対する気象資料の提供に関すること

2 気象、地象（地震にあつては、地震動に限る。）及び水象の予報及び警報等の発表・通報に関すること

3 災害発生時における気象観測資料の提供に関すること

(関東総合通信局)

1 電波及び有線電気通信の監理に関すること

2 防災及び災害対策用無線局の開設、整備についての指導に関すること

3 災害時における非常通信の確保に関すること

4 非常通信訓練の計画及びその実施についての指導に関すること

5 関東地方非常通信協議会の運営に関すること

6 災害対策用無線機、災害対策用移動電源車の貸出しに関すること

(千葉労働局東金労働基準監督署)

1 工場・事業所における労働災害の防止に関すること

- 2 労働力の確保及び被災者の生活確保に関すること
(千葉公共職業安定所、銚子公共職業安定所)
災害対策要員の動員、雇上げに関すること

【自衛隊】

1 災害派遣の準備

- (1) 防災関係資料の基礎調査に関すること
(2) 自衛隊災害派遣計画の作成に関すること
(3) 防災資材の整備及び点検に関すること
(4) 町地域防災計画及び自衛隊災害派遣計画に合致した各種防災訓練の実施に関する
こと

2 災害派遣の実施

- (1) 人命又は財産の保護のため緊急に行う必要のある即時応急救援活動、民生支援及
び復旧支援に関すること
(2) 災害派遣時の救援活動における防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等
に関すること

【指定公共機関】

(東日本電信電話株式会社、株式会社 NTT ドコモ、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーショ
ンズ株式会社)

- 1 電気通信施設の整備に関すること
2 災害時における緊急通話の取扱いに関すること
3 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関すること

(日本赤十字社千葉県支部)

- 1 災害時における救護班の編成並びに医療及び助産等の救護の実施に関すること
2 災害救助の協力奉仕団の連絡調整に関すること
3 義援金品の募集及び配分に関すること

(日本放送協会千葉放送局)

- 1 住民に対する防災知識の普及及び警報の周知徹底に関すること
2 住民に対する災害応急対策等の周知徹底に関すること
3 社会事業団体等による義援金品の募集及び配分に関すること
4 被災者の受信対策に関すること

(東日本高速道路株式会社)

- 1 東日本高速道路の保全に関すること
2 東日本高速道路の災害復旧に関すること
3 災害時における緊急交通路の確保に関すること

(独立行政法人水資源機構)

- 1 水資源開発施設（導水路を含む）の新築（水資源機構移行時に着手済みの事業等に
限る。）又は改築及び維持管理に関すること
2 水資源開発施設の応急対策及び災害復旧に関すること

（成田国際空港株式会社）

- 1 災害時における空港の運用に関すること
- 2 空港施設及び航空機災害に対する防災対策に関すること
- 3 帰宅困難者対策に関すること

（東日本旅客鉄道株式会社）

- 1 鉄道施設の保全に関すること
- 2 災害時における救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること
- 3 帰宅困難者対策に関すること

（日本貨物鉄道株式会社）

災害時における鉄道車両等による救助物資輸送の協力に関すること

（東京ガス株式会社）

- 1 ガス供給施設（製造設備等を含む）の建設及び安全確保に関すること
- 2 ガスの供給に関すること

（日本通運株式会社千葉支店）

災害時における貨物自動車（トラック）による救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること

（東京電力パワーグリッド株式会社）

- 1 災害時における電力供給に関すること
- 2 被災施設の応急対策及び災害復旧に関すること

（KDDI 株式会社）

- 1 電気通信施設の整備に関すること
- 2 災害時等における通信サービスの提供に関すること
- 3 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関すること

（日本郵便株式会社）

- 1 災害時における郵便局窓口業務の維持に関すること
- 2 災害時における郵便事業運営の確保に関すること
- 3 災害時における郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策に関すること
 - （1）被災者に対する郵便葉書等の無償交付に関すること
 - （2）被災者が差し出す郵便物の料金免除に関すること
 - （3）被災地あて救助用郵便物の料金免除に関すること
 - （4）被災者救助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄附金の配分に関すること
 - （5）被災者の救援を目的とする寄附金の送金のための郵便振替の料金免除に関すること

（ソフトバンク株式会社）

- 1 電気通信施設の整備に関すること
- 2 災害時等における通信サービスの提供に関すること
- 3 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関すること

【指定地方公共機関】

（一般社団法人千葉県 LP ガス協会）

ガス施設の防災対策及び災害時における供給対策に関すること

(公益社団法人千葉県医師会)

- 1 医療及び助産活動に関すること
- 2 医師会及び医療機関との連絡調整に関すること

(一般社団法人千葉県歯科医師会)

- 1 歯科医療活動に関すること
- 2 歯科医師会及び医療機関との連絡調整に関すること

(一般社団法人千葉県薬剤師会)

- 1 調剤業務及び医薬品の管理に関すること
- 2 医薬品等の需給状況の把握及び情報の提供に関すること
- 3 地区薬剤師会との連絡調整に関すること

(千葉テレビ放送株式会社、株式会社ニッポン放送、株式会社ベイエフエム)

- 1 住民に対する防災知識の普及と警報の周知徹底に関すること
- 2 住民に対する災害応急対策等の周知徹底に関すること
- 3 社会事業団体等による義援金品の募集及び配分に関すること

(一般社団法人千葉県トラック協会、一般社団法人千葉県バス協会)

災害時における貨物自動車（トラック）及び旅客自動車（バス）による救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること

(千葉県道路公社)

- 1 所管道路の保全に関すること
- 2 所管道路の災害復旧に関すること
- 3 災害時における緊急交通路の確保に関すること

(両総土地改良区)

- 1 用排水施設施設の整備と管理に関すること
- 2 農地及び農業用施設の被害調査と災害復旧に関すること

【公共的団体】

(匝瑳市横芝光町消防組合)

- 1 消防施設・消防体制の整備に関すること
- 2 救助及び救援施設・体制の整備に関すること
- 3 危険物等施設の実態把握及び防護の指導監督に関すること
- 4 消防知識の啓発・普及に関すること
- 5 火災発生時の消火活動に関すること
- 6 被災者の救助・救援に関すること
- 7 被害に関する情報の収集、伝達及び被害調査に関すること
- 8 水防活動の協力、援助に関すること

(山武郡市広域水道企業団、八匝水道企業団、九十九里地域水道企業団)

水道施設の防災対策及び災害時における供給対策に関すること

(山武郡市環境衛生組合)

ごみの収集運搬に関すること

(東総衛生組合)

し尿の処理に関すること

(山武郡市広域行政組合)

- 1 養護老人ホームの管理、運営に関すること
- 2 し尿処理に関すること
- 3 火葬場施設の維持、管理、運営に関すること
- 4 常備消防の設置並びに救急業務に関すること
- 5 山武郡市急病診療所の設置及び管理に関すること

(山武郡市農業協同組合、ちばみどり農業協同組合)

- 1 町、県が行う被害状況調査等及び応急対策への協力
- 2 農業者の災害応急対策の指導
- 3 被災農家に対する融資、あつせん
- 4 農業生産資材及び農家生活資材の確保、あつせん
- 5 農産物の需給調整

(わかしお農業共済組合)

農業関係被害状況の調査及び情報の収集、報告に関すること

(千葉県森林組合)

- 1 町、県が行う被害状況調査及び応急対策への協力
- 2 被災組合員に対する融資、あつせん

(海匠漁業協同組合、九十九里漁業協同組合、栗山川漁業協同組合)

- 1 町、県が行う被害状況調査及び応急対策への協力
- 2 漁船、共同施設の災害応急対策及びその復旧対策の確立
- 3 被災組合員に対する融資、あつせん

(成田用水土地改良区、木戸川土地改良区、坂田第二土地改良区、大利根土地改良区、栗山川沿岸土地改良区)

- 1 用排水施設の施設の整備と管理に関すること
- 2 農地及び農業用施設の被害調査と災害復旧に関すること

(横芝光町商工会)

- 1 町が行う商工業関係被害状況調査及び応急対策への協力
- 2 救援用物資、復旧資材の確保についての協力、あつせん
- 3 融資希望者のとりまとめ、あつせん等の協力
- 4 災害時における物価安定への協力

(山武郡市医師会、旭匠瑳医師会)

- 1 災害時の医療及び助産活動に関すること
- 2 町と医療機関との連絡調整に関すること

(山武郡市歯科医師会)

- 1 災害時の歯科医療活動に関すること
- 2 町と歯科医療機関との連絡調整に関すること

(山武郡市薬剤師会、匠瑳薬剤師会)

- 1 医薬品の調達、供給に関すること

2 町と薬剤師との連絡調整に関すること

(病院等医療施設)

- 1 避難施設の整備及び避難訓練の実施
- 2 災害時における収容者の保護及び誘導
- 3 災害時における病人等の収容及び保護
- 4 災害時における負傷者の医療及び助産救助

(学校法人)

- 1 避難施設の整備及び避難訓練の実施
- 2 災害時における児童生徒の保護及び誘導
- 3 災害時における応急教育計画の確立及び実施
- 4 被災施設の災害復旧

(金融機関)

被災事業者等に対する資金の融資

(社会福祉施設)

- 1 避難施設の整備及び避難訓練の実施
- 2 災害時における入所者の保護及び誘導

(横芝光町社会福祉協議会)

- 1 要配慮者の支援
- 2 災害時におけるボランティア活動の支援

(関東天然瓦斯開発株式会社)

- 1 ガス施設の防災対策及び災害時における供給対策に関すること

(危険物取扱施設)

- 1 安全管理の徹底
- 2 防護施設の整備

【住民及び事業所等】

(住民)

- 1 自らの生命、身体、財産の被害を最小限に食い止めるため住宅の耐震診断・改修等震災の予防に努めること
- 2 食料、飲料水等の備蓄、非常持出品の準備、家具・大型家電の転倒防止、ガス機器等の適切な取扱い等の出火防止対策等、各家庭での身近な災害発生時の備えを講じること
- 3 住民自らが隣近所、地域で協力し合い行動できるよう、地域コミュニティの形成に努めること
- 4 町及び県等が実施する防災対策に協力するとともに、自発的な防災活動及び防災訓練に積極的に参加し、過去の災害から得られた教訓の伝承や、災害の未然防止、被害の拡大防止及び災害の復旧等に寄与すること

(事業所)

- 1 事業所における防災対策の充実と従業員の安全の確保に努めるとともに、地域の防災活動に積極的に参加し、自主防災組織等との連携を図る等、地域における防災力の

向上に寄与すること

- 2 集客施設を保有する事務所にあっては、来客者の安全確保に努めること
- 3 事業所等は災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）の策定に努めること

（ボランティア団体）

普段から構成員間の連携を密にして活動体制の整備を図るとともに、災害時には行政機関と協力して迅速な救援・救護活動の実施に寄与すること

第4節 地勢概要

第1 地勢

(1) 位置

本町は、千葉県北東部に位置し、東京都心から約 70km、千葉市から約 40km、成田国際空港からは約 20km の距離にある。北は香取郡多古町と山武郡芝山町、東は匝瑳市、西は山武市に接し、南は白砂青松の続く九十九里浜が広がり、太平洋に面している。

(2) 地形

地形は、東西約 5km、南北約 14km と南北に細長く、面積は 67.01k m²で、中央部から南部にかけては平坦地が続き、北部は緩やかな丘陵地帯を形成している。また、かつて上総、下総の国境でもあった九十九里平野における最大の河川栗山川が、中央部を北から南に向けて流れている。

第2 地質

横芝光町の地質は、地質時代的には最も新しい第四紀層から成り、台地を構成する下総層群と関東ローム層、低地を構成する沖積層から成る。その層序は次表に示すとおりである。

時 代		層 群	地 層	
第 四 紀	沖 積 世		沖 積 層	
	洪 積 世	関東ローム層	立 川 ロ ー ム 層	
			武蔵野ローム層	
			下末吉ローム層・常総層	
		下総層群	姉 崎 層	
			成 田 層	木 下 部 層
				上 岩 橋 部 層
				清 川 部 層
			藪 層 ・ 瀬 又 層	
			地 蔵 堂 層	
			金 剛 地 層	

最下位に分布する下総層群は、成田層に分類される砂層が台地全域にかけて、関東ロームの下位を占めて分布している。成田層の砂層はN値 20～50 以上を示し、下位層程均質にしまっており、貝化石の産出が見られる。

関東ローム層は、立川ローム層、武蔵野ローム層、下末吉ローム層から成る地層が台地の

大半を占める。下末吉ロームは水成のものが多く、非火山源堆積物を混え、粘土質の常総層と呼ばれる地層となっている。関東ローム層の厚さは、基盤の変動によって、西から東に行くに従って薄くなり、台地の表層近くのみ分布しており、ボーリングデータから見ると、台地部で1～2m程度となっている。

沖積層は、主として栗山川流域の低地に分布している。構成する地層は、泥がち堆積物と砂がち堆積物に分けられ、シルト及び粘土を主体とする。泥がち堆積物は、N値5以下を示し、いわゆる軟弱地盤となっている。砂がち堆積物は、栗山川及び九十九里浜の砂堆を構成する堆積物であり、細粒～中粒の砂から成り、N値5～10程度の値を示している。

第3 気象

本町の気象は、黒潮（暖流）の影響を受けて、夏涼しく冬暖かい温暖湿潤な海洋性気候の特性を呈しており、年平均気温は15度、平年の年間降水量は1,450mm程度※となっている。

一方、風向については、秋から冬にかけては北西風が、春から夏にかけては南西風が多い。また、風速においては、太平洋に面していることから、一般に風が強く、冬の季節風以外でも、台風や低気圧又は寒冷前線の接近・通過の際には強風（突風）の吹くことが多い。

※気温及び降水量は、平成3年～令和2年の年間降水量の平均である
（参考：気象庁「気象統計情報」）

第4 社会環境

（1）人口等

本町の人口、世帯数は、令和3年4月1日現在、23,256人、9,868世帯となっている。年齢構成をみると、平成27年国勢調査による老年人口比率は千葉県25.5%、横芝光町33.9%と、県全体と比べ老年人口比率が高く、高齢化が著しいものとなっている。

また、人口は、JR総武本線横芝駅、横芝光インターチェンジといった交通拠点や、町役場をはじめ、多数の公共施設を有する中部地域（横芝・東陽地区）に集中している。

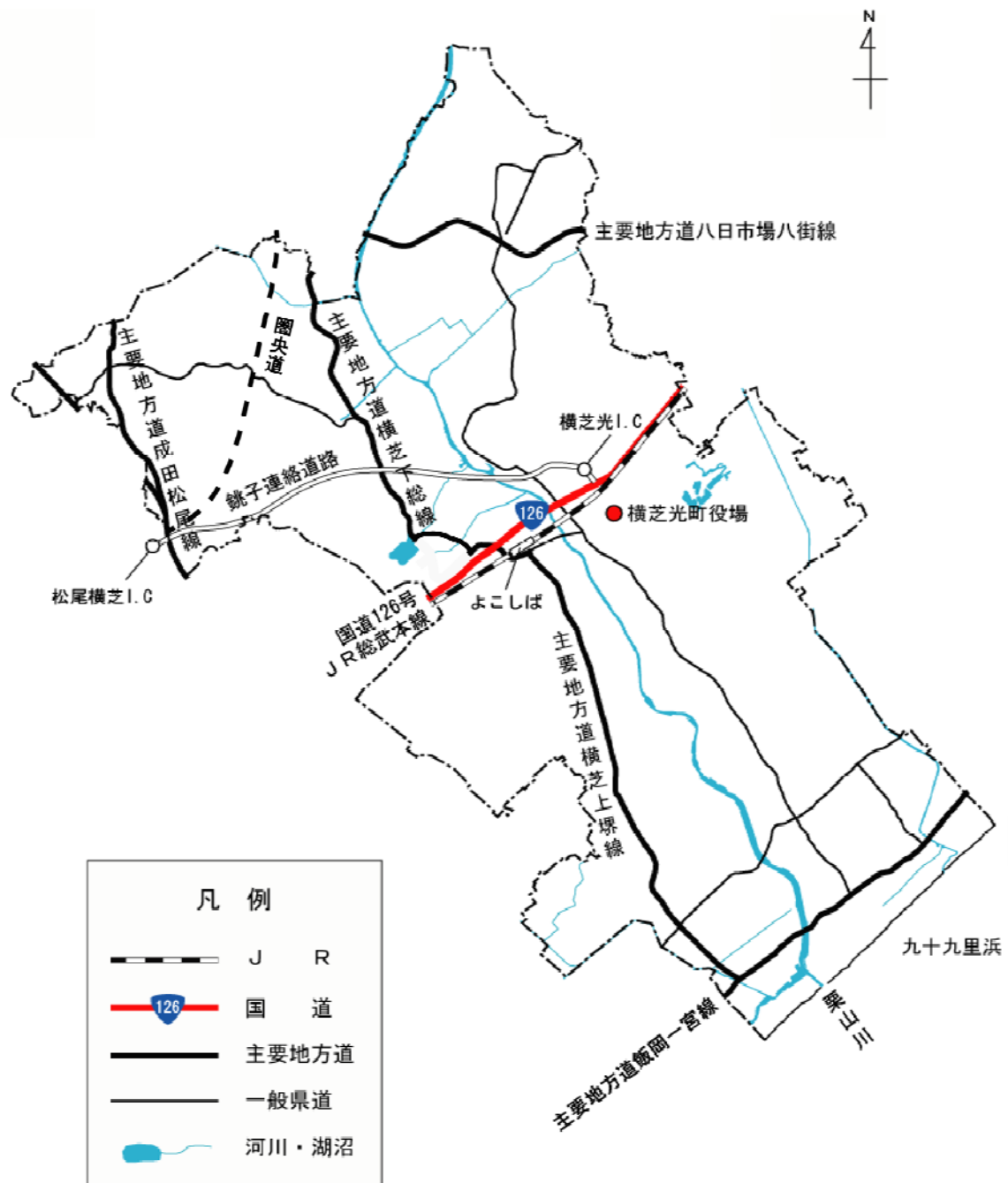
（2）道路・交通網

本町の道路は、町の中央部を東西に走り骨格道路となっている国道126号のほか、町の南北を結ぶ主要地方道横芝下総線、同横芝上堺線、県道横芝停車場吉田線、同横芝停車場白浜線、さらには町域の北端部を通過する主要地方道八日市場八街線、南端部を海岸線に並行して走る主要地方道飯岡一宮線（九十九里ビーチライン）、県道飯岡片貝線によって幹線道路網を形成している。

このほか、山武市に隣接する北部に首都圏中央連絡自動車道松尾横芝インターチェンジがあり、平成18年3月末には、松尾横芝インターチェンジから国道126号に至る銚子連絡道路の6.5kmが開通し、横芝光インターチェンジが開設され、千葉、東京方面への時間距離が短縮された。

鉄道は、町の中央部を東西にＪＲ総武本線が走り、横芝駅がある。横芝駅からは千葉駅まで約１時間、東京駅までは特急により約１時間２０分で連絡している。
なお、総武本線は、佐倉から銚子までの区間は複線化されていない。

【横芝光町の道路・交通概要】



第5 災害履歴

1 地震災害履歴

横芝光町において防災上考慮すべき地震として、江戸時代以降の地震史料に残る町周辺の主な地震は、次のとおりである。

番号	西暦年月日 (日本暦年月日)	震 央		マグ ニチュ ード	県内 最大 震度	地 変	津 波	人命・家屋等の被害
		東経 北緯	震央地名					
1	1605年2月3日 (慶長9年12月16日)	134.9 33.0	南海トラフ沿い	7.9			房総半島東に大津波が来襲した。一時潮が引いて30余町(30ha)干潟になり、ついで津波が来襲した。上総下総の沿岸45か村の漁村農村が押し流された。大津波は小山の中腹まで押し寄せた。	死者多数
2	1677年11月4日 (延宝5年10月9日)	142.0 35.5		8.0		勝浦から東浪見にかけて多くの被害が発生した。	房総沿岸に大津波があった。各地の推定波高は、東浪見村6.0～7.5m、矢た。東浪見で倒家50戸、水死者指戸村5.5～7.0m、岩船97名、和泉浦で倒家多数、田畑浦6.5～8.0m、御宿浦4.5～7.0m、沢倉村5.5～7.0m等であった。	銚子市高神1万余の樹木が倒れた。家や漁船の被害が大きかった。水死者25戸、水死者9名、矢差戸で倒家25戸、水死者13名、岩船で倒家40戸、水死者57名、御宿で倒家30戸、水死者36名。
3	1703年12月31日 (元禄16年11月23日)	139.8 34.7	房総沖	8.2	6	安房地方で山崩れが多く発生した。嶺岡山で亀裂が生じたのをはじめ、各地で地割れが生じた。	房総沿岸に大津波があった。各地の推定波高は、御宿8m、勝浦7m、鴨川6.5m、千倉9.2m、相浜11～12m、保田6.5m等であった。	津波による被害が主であった。安房小湊で570軒流失、死者100名、御宿で倒家440戸、死者20余名、千倉、布良で死者多数、九十九里南部津波壊滅。
4	1855年11月11日 (安政2年10月2日)		東京湾北部	7.2	6	浦安、船橋地区で地面に亀裂が生じ、噴砂がみられた。松戸から浦安にかけての地域で震度6。	木更津の海岸で小規模な津波がみられた。	下総地方で倒家多く、死傷者も多数でた。
5	1906年2月23日 (明治39年)	139.8 34.8	安房沖	7.3				北条や平郡で壁に小亀裂が生じた。
6	1906年2月24日 (明治39年)	139.8 35.5	東京湾口	7.7				木更津、湊で壁土や瓦の墜落等の被害があった。
7	1909年2月13日 (明治42年)	141.0 35.6	銚子沖	7.2		名洗で地盤に亀裂が生じた。		銚子で家屋の傾斜2戸と煙突の挫折があった。
8	1921年12月8日 (大正10年)	140.1 35.8	竜ヶ崎付近	7.1		印旛郡で道路に亀裂が生じた。		印旛郡で土蔵破損箇所、千葉や成田で多少の被害があった。
9	1922年3月26日 (大正11年)	139.7 35.2	浦賀水道	6.9	5	布良で崖崩れ。		建物全壊8戸、破損771戸、小学校傾斜1棟。館山、木更津、大多喜等で土蔵や倉庫等の壁落下。
10	1923年9月1日 (大正12年)	139.3 35.2	相模湾	7.9	6	安房地方で地割れ、噴砂、噴水が多見した。上総、安房地方の丘陵地では山崩れが多発した。三芳村付近に地震断層が生じた。	布良付近で津波による浸水があった。各地の推定波高は布良4.5m、洲崎4m、勝山2.2m、木更津1.8m等であった。	千葉県全体で死者1,335名、負傷者3,426名、全壊家屋31,186戸、半壊14,919戸、消失647戸、流失71戸、建物の倒壊は安房、上総地方に多く、流失は布良の津波によるものである。
11	1923年9月2日 (大正12年)	140.4 35.1	勝浦沖	7.4	6	勝浦沖付近では関東地震より強く揺れた。	小津波があった。州崎で波高30cmになった。	勝浦で瓦の落下等、小被害があった。
12	1953年11月26日 (昭和28年)	141.7 34.0	房総半島南東沖	7.4	5		銚子付近で推定波高3mを記録したが、被害なし。	館山、富崎で墓石が転倒し、犬吠埼灯台の水銀がこぼれた。
13	1960年5月23日 (昭和35年)	73.5 38.0	チリ沖	8.5			九十九里浜、銚子、勝浦、天羽等の海岸に津波がおこった。津波の波高は銚子で153cm、布良で67cmであった。	津波による被害は死者1名〔銚子〕、負傷者2名、半壊家屋11戸、田畑の浸水173haに及んだ。

第1編 総則
第4節 地勢概要

番号	西暦年月日 (日本暦年月日)	震 央		マグ ニチュ ード	県内 最大 震度	地 変	津 波	人命・家屋等の被害
		東経 北緯	震央地名					
14	1987年12月17日 (昭和62年)	140.5 35.4	千葉県東 方沖	6.7	5	山武、長生都市を中心 に、崖崩れ、道路の亀 裂、陥没、堤防の沈下、 地盤の液状化現象等が 多数発生した。また、崖 崩れの危険に伴う住民 避難が生じた。		千葉県全体で死者2名、負傷者 144名、全壊家屋16棟、半壊家屋 102棟、一部損壊71,212棟、断水 49,752戸、停電287,900戸、ガス 供給停止4,967戸、ブロック塀等 の倒壊2,792か所が発生した。な お、住家被害のほとんどが屋根 瓦の崩壊によるものであった。
15	1989年3月6日 (平成元年)	140.7 35.7	千葉県 北東部	6.0	5	佐原市ほか4町で農業用 水施設〔地下埋設管〕に 破損が生じた。		佐原市ほか4市町村で屋根瓦の 落下による家屋の一部破損が12 棟、多古町において水道管の亀 裂により断水70戸の被害が出 た。
16	2005年4月11日 (平成17年)		千葉県 北東部	6.1	5強			県内で家屋の一部損壊4棟の被 害がでた。
17	2005年7月23日 (平成17年)		千葉県 北西部	6.0	5弱			県内で負傷者8名、家屋の一部 損壊3棟の被害がでた。その 他、関東近県で約6万4千台の エレベーターが停止し、78件の 閉じ込めが発生した。 鉄道については、東北、上越、 長野、東海道新幹線、関東地方 のJR等の各線で点検のため運 転を中止し、運転再開まで最大 で約7時間を要した。
18	2011年3月11日 (平成23年)	142.9 38.0	三陸沖	9.0	6弱	東京湾岸の埋立地や利根 川沿いの低地等において は、長く続いた地震の揺 れにより地盤の液状化が 発生した。 市街地では、地震時、建 物はゆっくりと大きく揺 れ、道路では敷地等の境 がずれるように水平移動 を繰り返し、間もなく地 面から大量の泥水が沸き 出した。マンホールは歩 道の真ん中で大きく突出 し、電柱や信号機は傾 き、沈み込んだ。泥水の 噴出とともに、戸建等の 住宅がゆっくりと沈み込 み、各地で噴砂、沈み込 み、浮き上がり、抜け上 がり、地波等の様々な液 状化被害が発生した。 水道、下水道等のライフ ラインも、液状化により 至る所で管が破壊され た。	銚子験潮所で押波による 第1波を15時30分過ぎに 観測。17時過ぎに最大潮 位となる第3波2.5mを 観測した。 潮位計のデータでは、13 日以降も津波による潮位 変化が観測されている。 九十九里地域に押し寄せ た津波は、山武市では海 岸線から3km近くの陸 域にまで到達し、利根川 では河口から18.8kmま で遡上、浸水面積は九十 九里地域（銚子市〜い すみ市）で23.7km ² に達し た。 この津波は、旭市飯岡地 区に甚大な被害をもたら した。海岸防御ラインの 背後に砂丘や保 安林のないこの地区に、 7.6mと推定される第3波 の津波が襲来し、県民の 生命・財産を奪い去っ た。	平成24年3月1日現在 死者20名（うち、津波による死 者14名（旭市13名、山武市1 名）、行方不明者2名（津波に よる）、負傷者251名。 建物全壊798棟、半壊9,923棟、 一部損壊46,828棟、建物火災15 件、床上浸水154棟、床下浸水 722棟。 水道断水177,254戸、減水 129,000戸。 下水道12,600戸で使用制限。 ガス8,631戸で停止。 電気35万3千戸で停電。 国道、県道で全面通行止め33カ 所、片側通行規制12カ所。 農業施設の損壊2,257カ所ほか。 漁船転覆・乗り上げ等390隻。 石油コンビナート爆発事故（市 原市）。 福島第一原発事故による計画停 電、放射性物質に伴う農林水産 物の出荷制限や観光等の風評被 害、上下水道施設や一般廃棄物 処理施設から発生される焼却灰 や汚泥からも高濃度の放射性物 質が検出された。
19	2012年3月14日 (平成24年)	140.9 35.7	千葉県 東方沖	6.1	5強	銚子市市道の一部で、液 状化による噴砂等が発生 した。		県内で死者1名、負傷者1名、 家屋の一部損壊3棟の被害がで た。その他、銚子市ではブロッ ク塀等が4か所で倒壊、また、 銚子市及び香取市において、一 時、約14,800軒以上に断水が発 生した。
20	2012年4月29日 (平成24年)		千葉県 北東部	5.8	5弱			震度5弱を観測したのは、旭市 のみにとどまり、県内で人的・ 物的被害は発生しなかった。
21	2018年7月7日 (平成30年)	140.6 35.1	千葉県東 方沖	6.0	5弱			被害なし。

第1編 総則
第4節 地勢概要

番号	西暦年月日 (日本暦年月日)	震 央		マグ ニチュ ード	県内 最大 震度	地 変	津 波	人命・家屋等の被害
		東経 北緯	震央地名					
22	2019年5月25日 (令和元年)	140.3 53.3	千葉県 北東部	5.1	5弱			県内で軽傷者1名(千葉市)。
23	2020年6月25日 (令和2年)	141.1 35.5	千葉県 東方沖	6.1	5弱			県内で重傷者1名(市原市)、 軽傷者1名(いすみ市)。
24	2021年10月7日 (令和3年)		千葉県 北西部	5.9 (暫定 値)	5弱			県内で重傷者2名(木更津市 等)、軽傷者12名(富里市等)。

(注1)「千葉県地域防災計画 総則」より作成

(注2) 県内における震度5弱以上を観測した地震、震度不明のものはM7.0以上のものを記載

(注3) 網掛けの部分は、横芝光町が影響を受けたという記録はあるが被害の状況は不明である。

【東日本大震災における横芝光町の被害状況】

平成23年3月11日 14時46分
横芝光町の震度5弱
人的被害：死者0人、負傷者1人(うち重傷者1人)
建物被害：全壊6棟、半壊8棟、一部破損282棟
床上浸水：5棟
床下浸水：20棟
道路被害：28箇所
崖崩れ：5箇所
その他：公共施設被害、道路冠水、液状化被害、橋の通行止め、ブロック塀破損等

参考：「千葉県ホームページ、東日本大震災について(第214報)」、「広報よこしばひかり
平成23年4月号」、「気象庁ホームページ」

2 風水害履歴

(1) 風水害履歴

横芝光町周辺での風水害の履歴と被害状況は、次のとおりである。

発生年月日	災害種別	被 害 状 況								備 考
		人的被害・人		住家被害・戸				崖崩れ (件)	その他 (隻、所、町歩)	
		死者行方 不明者 (人)	負傷者 (人)	全壊 (戸)	半壊 (戸)	床上 浸水 (戸)	床下 浸水 (戸)			
昭和45年 7月1日	関東地方南部(大雨)	19	31	280	262	2,756	3,657	17,300		
昭和46年 8月29～31日	台風(23号) (暴風雨)	1	17	8	42	159	2,375		漁船破壊13 堤流失1 田流失140ha	総雨量 (mm) 八日市場232、 岩坂223、銚子199、松戸196
昭和46年 9月6～7日	台風(25号) 前線 (暴風雨)	56	98	441	341	5,959	16,109	7,760	漁船沈没3、破29 橋流失3、堤5 田流失8ha、畑4 ha	総雨量 (mm) 勝浦558.0、銚子 369.5、千葉220.5、館山 215.0、大多喜341.0
昭和46年 9月6～8日	秋雨前線に よる豪雨及 び台風25号	3	4	24	15	52	190	138		

第1編 総則
第4節 地勢概要

発生年月日	災害種別	被害状況								備考
		人的被害・人		住家被害・戸				崖崩れ (件)	その他 (隻、所、町歩)	
死者行方 不明者 (人)	負傷者 (人)	全壊 (戸)	半壊 (戸)	床上 浸水 (戸)	床下 浸水 (戸)					
昭和47年 9月16～17日	台風(20号) (暴風雨)			2	3 非69	214	1,189		橋梁流失22 田流失1,469ha 畑0.45ha	総雨量(mm) 富山432、大多喜217、久留里286、奥山384、正木263、木更津225、館山337
昭和49年 7月8日	台風(8号) 前線(大雨)		5			1,294	1,543	46		総雨量(mm) 君津223、成東203、木更津180、東金201
昭和50年 10月5日	台風(13号) (暴風雨)				2	181	400	4	道流失31	千葉県で雷雨1時間 71.0mm(16～17時) (千葉県気象災害史、未刊)
昭和52年 9月19日	台風(11号) (大雨)		3		1	2	151	11	道流失14	農林被害3億7千万円 総雨量(mm) 黒原201.0、勝浦・佐原177
昭和56年 8月23日	台風(15号) (暴風雨)	1					48 非12		田畑流失 18.431ha 農林被害36億円	瞬間最大風速(m/s) 銚子SSW36.4、勝浦SSW34.6、成田ESE30.9
昭和56年 10月22～23日	台風(24号) (暴風雨)	1	4	4	2	9,314	14,577	62	橋梁流失3 田流失0.51ha 畑21ha	総雨量(mm) 我孫子220、銚子63 停電17,600戸 警戒水位を越した河川多し
昭和57年 9月10～13日	台風(18号) (暴風雨)		1	1		124	市 2,044 船166 銚72		農林被害 189億円	市川市、真間川氾濫、船橋市、海老川氾濫、銚子市、利根川増水 君津地方総雨量(mm)220～260
昭和60年 6月30日 ～7月1日	台風(6号) (大雨)	2	21	7	36	119	1,028	400		
昭和60年 6月30日 ～7月1日	台風(6号) (大雨)	1					9	3		
昭和60年 8月30～31日	台風(14号) (暴風雨)	1			1		2		倒26.935ha 農林被害 20.7億円	
昭和61年 8月4～5日	台風(10号) (大雨)		4	7	2	1,922	4,194	328		
昭和63年 8月10～11日	熱帯低気圧 による大雨	2	9	1	1	18	471	439		
平成元年 7月31日 ～8月1日	雷を伴った 大雨	4	9	16	22	1,230	4,282	1,661		
平成2年 12月11日	茂原市竜巻 災害		74	82	161					
平成3年 10月8日 ～14日	台風(21号)				1		44	28		
平成7年 9月17日	台風(12号) (大雨)	1	3	2	9	108	519	97		
平成8年 9月21～22日	台風(17号) (暴風雨)	6	21	8	21	2,066	4,738	485		
平成8年 9月21～22日	台風(17号) (暴風雨)						23			
平成14年 10月1日	台風(21号) (強風)		2		2					
平成16年 10月8～10日	台風(22号)	2	19	—	2	274	1,244	322		
平成16年 10月20～21日	台風(23号)	2	3	—	—	10	161	28		
平成17年 8月12～13日	雷を伴った 大雨	—	—	—	—	—	1	—		12日19時から13日3時までの 累積降水量(mm)新松戸90、野田出張所57、東葛飾地域整備センター56

第 1 編 総則
第 4 節 地勢概要

発生年月日	災害種別	被害状況								備考
		人的被害・人		住家被害・戸				崖崩れ (件)	その他 (隻、所、町歩)	
		死者行方 不明者 (人)	負傷者 (人)	全壊 (戸)	半壊 (戸)	床上 浸水 (戸)	床下 浸水 (戸)			
平成17年 8月23日	雷を伴った 大雨	—	—	—	—	—	2	—		23日18時から23時までの累積 降水量(mm)千葉測候所95、千 葉地域整備センター93、埴谷 69
平成17年 8月25～26日	台風(11号)		1	—	—	5	9	16		
平成17年 9月11日	雷を伴った 大雨	—	—	—	—	2	11	—		11日14時から19時までの累積 降水量(mm)山田54、大栄48、 岩部44、鎌ヶ谷44
平成17年 9月25日	台風(17号)	—	1	—	—	—	—	—		
平成23年 9月20～21日	台風(15号)	—	13	—	—	—	3	2	店舗全壊 1 棟	
平成23年 10月 5 日	大雨	—	—	—	—	—	—	—	住家一部破損 1 棟	1時間最大雨量(mm)坂野34、大 多喜町25、横芝光町24. 5
平成24年 3月31日	暴風	—	11	—	—	—	—	—	負傷程度不明 1 名 を含む	最大瞬間風速(m/s)千葉29. 5、 銚子27. 9、佐倉25. 0
令和元年 9月 9 日	房総半島 台風(15号)	12	91	448	4, 694	8	42	6		被害状況は千葉県の合計
令和元年 10月12日	東日本 台風(19号)	1	25	32	379	0	33	0		被害状況は千葉県の合計
令和元年 10月25日	10月25日 の 大 雨 (台 風 21号)	12	11	34	1, 890	173	542	30		被害状況は千葉県の合計

資料：銚子気象台百年誌に県ホームページのデータを追記

※網掛け部分は旧光町の災害履歴

(2) 栗山川の河川氾濫実績

栗山川は過去に何回かの大きな水害に見舞われている。ここでは最近の主な栗山川の水害について次表に示し、その概要についてまとめる。

【栗山川の主な水害】

発生年月	起 因	降 水 量		被害規模			
		累計(mm)	時間最大 (mm/hr)	合併前 町名	浸水面積 (ha)	床上浸水	床下浸水
昭和45年11月	豪雨	—	38	横芝町	2,503	190戸	564戸
昭和46年9月	台風25号及び 秋雨前線	332	55	横芝町	4,377	154戸	1,431戸
				光町	—	52棟	190棟
平成7年9月	台風12号	331	54	横芝町	1,952	21戸	27戸

ア 昭和46年台風25号による水害

昭和46年9月、秋雨前線を刺激した台風25号による豪雨では、成田雨量観測所で、6日午前3時頃から降りはじめ、8日午前7時までに総雨量235.5mmを記録し、八日市場雨量観測所では、6日午前8時頃から降りはじめ、8日午前7時まで実に332.0mmという観測史上最大の総雨量を記録した。中でも、時間最大雨量が、八日市場雨量

観測所で 55mm にも達したことは特筆すべきことである。

栗山川の水害の特徴としては、本川堤防上を越水することによって水害が広がるのではなく、栗山川の水位が上がることにより、支川や排水路を流れる水が栗山川に流れ込むことができなくなり浸水することにある。

この水害では、最下流部の横芝光町屋形地先、市街地の上流部に当たる横芝光町横芝・芝崎地先、高谷川、多古橋川、借当川等、支川合流部の多古町牛尾・船越・島・多古・南中地先、横芝光町篠本地先で浸水した。特に支川合流部は、排水不良地区であることから、完全に解消されるまでに 7～10 日間を要したことから、道路浸水による交通止めや床上浸水が発生し、地元水防団が多数出動して土のう積みにあたったことが今日にも伝えられている。

イ 平成7年台風12号による水害

平成7年9月の超大型で非常に強い台風12号の北上に伴い、暴風雨圏が17日午前中に千葉県に接近し、銚子市で最大瞬間風速 46.9m/s を記録した。

雨は16日午前5時頃から降りはじめ、17日午前3時頃までの総雨量は、成田雨量観測所で 219mm、八日市場市雨量観測所で 299mm を記録した。

この雨による栗山川の水位上昇により、借当川の栗山川への流下ができなくなり、並行して通っている広域農道をはじめ、流域の水田のほとんど（約 5 km² と推定）が浸水して交通止めの状態となり、川沿い住民の生活に著しい支障をきたした。

第5節 被害想定

第1 地震被害想定

千葉県では平成19年度及び平成26・27年度に、近い将来（今後100年程度以内）、千葉県に大きな影響を及ぼす可能性のあるマグニチュード7クラスの4つの地震を対象に阪神・淡路大震災及び東日本大震災の経験や最新の知見と技術力を用いて、地震被害想定調査を実施している。

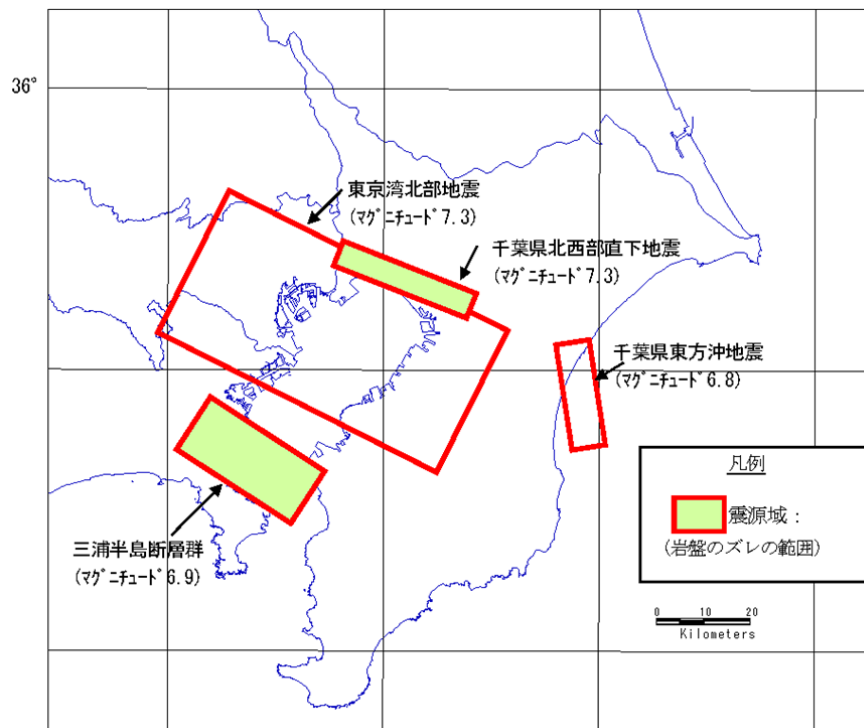
1 想定条件

千葉県では、近い将来、千葉県に大きな影響があると考えられる以下の4つの地震について調査している。

条件については、県民の多様な生活行動を反映するため、季節、時刻及び風速を複数のケースを設定している。

No.	想定地震名	マグニチュード	震源の深さ	地震のタイプ
1	千葉県北西部直下地震	7.3	約50km	プレート内部
2	東京湾北部地震	7.3	約28km	プレート境界
3	千葉県東方沖地震	6.8	約43km	プレート内部
4	三浦半島断層群による地震	6.9	約14km	活断層

（「千葉県地域防災計画 地震・津波編」より）



【被害想定対象地震の震源域】

(「千葉県地域防災計画 地震・津波編」より)

2 想定結果

(1) 千葉県地震被害想定結果の概要

千葉県による地震被害想定結果の概要を以下に示す。

想定される地震の中で、町の被害が最も大きくなるのは、千葉県北西部直下地震である。

【千葉県地震被害想定結果の概要（横芝光町）】

想定地震名			東京湾 北部地震 (H19 想定)	千葉県 東方沖地震 (H19 想定)	三浦半島断層 群による地震 (H19 想定)	千葉県北西部 直下地震 (H27 想定)		
夜間人口（人）			25,981	25,981	25,981	24,700		
昼間人口（人）			23,050	23,050	23,050	21,400		
面積（km ² ）			67	67	67	67		
震度別面積率	5弱以下（％）		11	16	100	0		
	5強（％）		89	84	0	80		
	6弱（％）		0	0	0	20		
	6強（％）		0	0	0	0		
建物棟数	計		18,861	18,861	18,861	16,800		
	木造		13,936	13,936	13,936	14,500		
	非木造		4,925	4,925	4,925	2,300		
原因別建物全壊棟数	計		19	12	1	30		
	揺れ		1	0	0	20		
	液状化		12	8	1	10		
	急傾斜地崩壊		7	4	0	0		
揺れ・液状化 建物全壊棟数	木造		6	4	0	20		
	非木造		7	5	0	0		
人的 被害	死者	計（人）		1	0	0	0	
		建物被害		0	0	0	0	
		火災		0	0	0	0	
		急傾斜地崩壊		0	0	0	0	
		ブロック塀等の転倒		0	0	0	0	
		屋外落下物		0	0	0	0	
	負傷 者		計（人）		18	15	0	40
			建物被害		9	4	0	30
			火災		0	0	0	0
			急傾斜地崩壊		6	3	0	0
			屋内収容物の移動・転倒等		2	1	0	10
			ブロック塀等の転倒		1	6	0	0
		うち 重傷者	屋外落下物		0	0	0	0
			計（人）		4	5	0	0
			建物被害		0	0	0	0
			火災		0	0	0	0
			急傾斜地崩壊		3	2	0	0
			屋内収容物の移動・転倒等		0	0	0	0
			ブロック塀等の転倒		1	2	0	0
屋外落下物		0	0	0	0			
避難者（1日後）（人）			909	221	5	80		
エレベーター閉じ込め（台）			10	9	1	0		
震災廃棄物（万 t）			0	0	0	0		

※四捨五入により合計が合わない場合がある

(「平成26・27年度 千葉県地震被害想定調査結果 報告書」より)

千葉県北西部直下地震での横芝光町の震度は、町の大部分が震度5強を示しており、地震による物的被害・人的被害想定では、30棟が全壊し、負傷者40人が発生すると予測されている。1日後の避難者は80人となっている。

ライフライン施設の被害としては、千葉県北西部直下地震のケースとして、停電については、東京湾岸が震度6弱以上の揺れに見舞われ火力発電所も被害を受けるため、県内全体でおよそ半分の世帯が停電すると予測される。通信については、地震発生から数日間以上、県内全体で約半分の固定電話が利用できず、また、携帯電話は、発災から1日後に、約半分が使えなくなると予測される。

上・下水道については、断水が発生し、水洗トイレが利用できなくなり、発災から1日後までは、約30%～40%の世帯で断水し、復旧には2週間～1か月程度を要すると予測される。ガスについては、停電による供給停止や、また点検のための安全措置としての供給停止が予測され、県全体で都市ガスの供給が再開されるまで、約18日かかるとされている。LPガスを利用している世帯においては、約10%において、安全点検が必要と予測されている。

第2 横芝光町の揺れやすさ・液状化特性

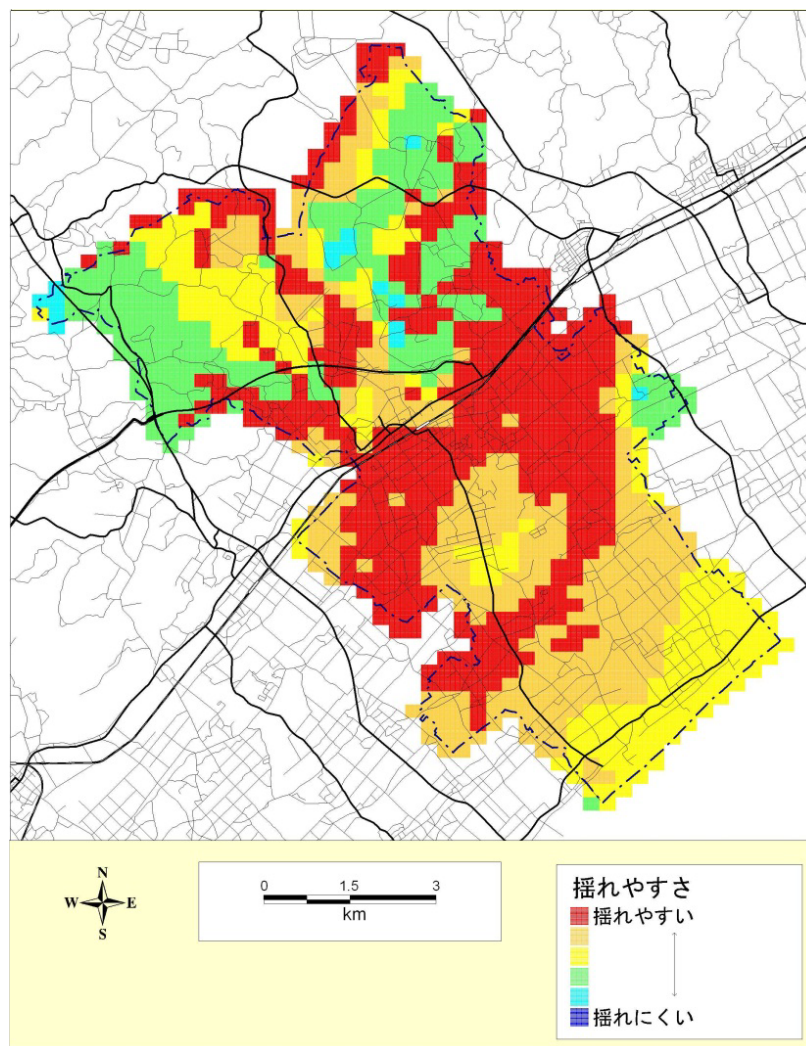
東北地方太平洋沖地震では、県内でも広域に甚大な液状化被害が発生したことから、千葉県では、平成23年度に特定の地震を対象とした液状化危険度マップだけでなく、特定の地震を対象としない震度ごとの液状化しやすさマップ等を作成、公表している。

(1) 揺れやすさ

地震による地表での揺れの強さは、主に、「地震の規模（マグニチュード）」、「震源からの距離」、「表層地盤」の3つによって異なる。一般には、マグニチュードが大きいほど、また、震源から近いほど地震による揺れは大きくなる。しかし、マグニチュードや震源からの距離が同じであっても、表層地盤の違いによって揺れの強さは大きく異なり、表層地盤がやわらかな場所では、かたい場所に比べて揺れは大きくなる。千葉県では、県内各市町村の揺れやすさマップを作成し、公表している。

町内においては、JR線路の南東側に揺れやすい地域が集中している。

【横芝光町 揺れやすさマップ】



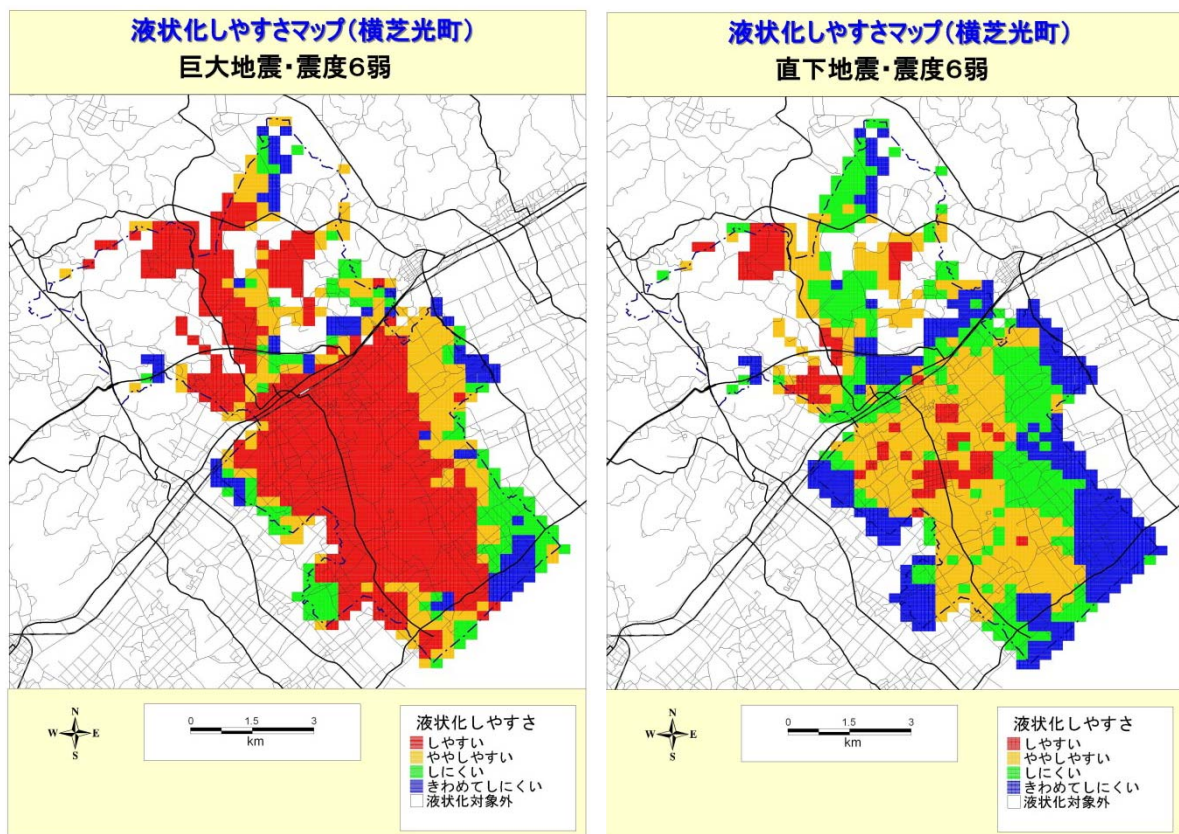
(「千葉県防災ポータルサイト」より)

(2) 液状化しやすさ

千葉県では、地震発生時の地盤のゆれやすさを相対的にあらわしたゆれやすさマップとともに、地震の揺れの時間で直下地震（揺れの継続時間 10～20 秒程度）と巨大地震（揺れの継続時間 2～3 分程度）における、震度ごとの液状化しやすさマップを作成している。

町内においては、栗山川及び高谷川沿いに液状化のしやすい地域が認められる。

【横芝光町 液状化しやすさマップ（巨大地震・直下地震）震度6弱】



(「千葉県防災ポータルサイト」より)

第3 津波被害想定

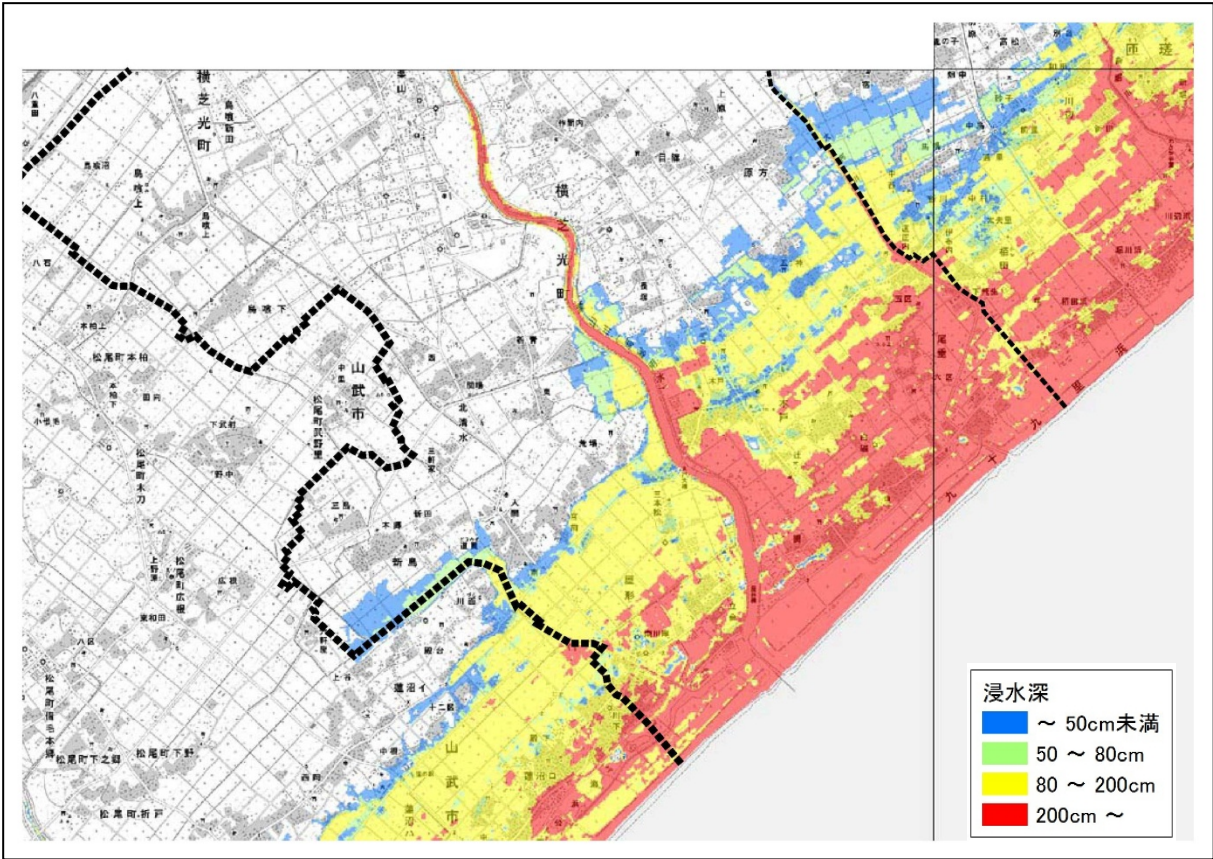
千葉県では、過去、千葉県に大きな津波被害をもたらした1677年延宝地震（平成18年度作成）、1703年元禄地震（平成23年度作成）及び平成25年3月に運用が開始された気象庁の新しい津波警報レベルに合わせた津波避難のための津波浸水予測図を作成し公表している。

この計算結果によると、横芝光町の津波高は、延宝地震で最大津波高3.5m、元禄地震で最大津波高7.5m程度とされているが、千葉県ではそれよりも津波高が大きい、津波高10m（大津波警報10m）の浸水予測図を作成していることから、横芝光町では、上記の津波高10m（大津波警報10m）の浸水予測図に基づき、平成25年度に津波被害想定を実施した。

（1）津波浸水予測

1677年延宝地震（平成18年度作成）、1703年元禄地震（平成23年度作成）及び気象庁の新しい津波警報レベルに合わせた津波避難のための津波浸水予測図のうち、横芝光町に最も影響が大きい津波浸水予測図として、「大津波警報10m（施設なし）」の結果を例示する。

【津波浸水予想図（大津波警報 10m（施設なし））】



（「千葉県防災ポータルサイト」より）

（2）横芝光町津波被害想定調査結果

津波浸水予測（大津波警報 10m（施設なし））における、横芝光町の主な被害想定の結果を示す。

【人的被害想定結果】

被害区分	人的被害想定結果	
	人数	被害率
死者数	116	0.5%
重傷者数	62	0.2%
中等傷者数	151	0.6%
負傷者数	213	0.8%

【建物被害想定結果】

被害区分	建物被害想定結果	
	棟数	被害率
全壊	1,021	6.7%
半壊	785	5.2%
床上浸水	699	4.6%
床下浸水	434	2.9%
合計	2,939	19.3%

第6節 減災目標

第1 経緯

地震防災対策特別措置法において、想定される地震被害を明らかにして、当該地震災害の軽減を図るための地震防災対策の実施に関する目標を定めるよう努めることが定められた。

このため、千葉県では、体系的・計画的に地震防災対策の推進を図っていくため、減災目標を設定するとともに、その減災目標を達成するために実施すべき施策を盛り込んだ行動計画である「千葉県地震防災戦略」を策定し、平成29年度に改訂した。

町では、この「千葉県地震防災戦略」に準じて減災目標の設定を行う。

第2 減災目標

千葉県北西部直下地震における死者を0人とし、経済被害額を半減させる。

第3 計画期間

令和4年度から令和8年度までとする。

第4 戦略の主な施策と目標

1 予防対策による減災

○住宅及び特定建築物の耐震化の促進

住宅及び特定建築物の所有者等に対する啓発、知識の普及、情報提供及び耐震化の支援等、横芝光町耐震診断補助制度等により耐震化を促進する。

【目標】耐震化率：住宅 58.8%（平成27年1月現在）→95%

特定建築物 94.1%（平成27年1月現在）→95%

○橋梁の耐震化の推進

緊急輸送道路を中心に対策を進め、災害に強い道づくりに努める。

【目標】橋梁の点検整備の推進

○帰宅困難者対策の推進

発災時の混乱を防止するとともに、1人でも多くの者が安全に帰宅できるよう、防災関係機関と連携して対策を推進する。

【目標】防災関係機関等の役割分担の明確化と連携・協力体制による帰宅支援策の検討・実施

2 応急対策による減災

○避難行動要支援者避難支援プランの策定

町における避難行動要支援者避難支援プランの全体計画の策定を推進する。

○消防機能の向上

消防団のポンプ車両等の更新、防火水槽及び消火栓の設置、防火水槽の有蓋工事の推進、消防団の人員確保、消防水利看板の設置及び適正管理等を推進し、消防機能の向上を図る。

○救急機能の向上

救急体制及び救急医療体制の充実、応急処置技術の普及を推進し、救急機能の向上を図る。

○災害対策本部の機能強化

キャビネットやパソコン等の固定等を推進すると共に、町のBCPに基づき機能強化を図る。

○津波に対する避難計画作成

津波に対する避難計画の作成を推進する。

被害想定の対象とした東京湾北部地震、千葉県東方沖地震及び三浦半島断層群による地震では、津波が顕著に発生しないため、県が平成15年度から17年度にかけて津波シミュレーションを実施した元禄地震及び延宝地震を対象に算出した津波被害に基づく。

3 復旧・復興対策による減災

○都市基盤施設等の復興対策の検討

被災した市街地、都市基盤施設等を迅速に復興するための対策の検討を行う。

○復興本部の体制づくり

復興本部の設置や、運営を明確化し、状況に応じて計画を策定し、効果的な対策を実行できる体制を整備する。

第7節 地震・津波対策の基本的視点

本計画は、東日本大震災を踏まえて抜本的な見直しを図ったものであるが、見直しに当たって基本的な視点は次のとおりである。

1 減災や多重防御の視点に重点を置き、ハード対策とソフト対策を組み合わせた総合的な防災対策であること。

最大クラスの地震・津波に対しては、海岸保全施設等のハード整備に依存した防災対策には限界があり、東日本大震災の巨大な津波では、千葉県においても、海岸保全施設に一定の減災効果が認められたものの、施設の機能を超えた越流等が発生し、多くの死者が発生した。また、町においては死者は発生しなかったものの、津波による住宅の損壊や浸水被害等が発生した。

したがって、今後想定すべき巨大災害に対しては、減災の視点に重点を置き、住民の避難行動を軸とした、人命の安全を守る対策を最優先に実施していかななくてはならない。

そのためには、住民の「自助」、住民組織等の「共助」、行政による「公助」の各主体におけるソフト対策を講じることが不可欠である。

その上で、最大クラスの津波に対しても、多重防御の視点から、海岸保全施設、防波堤、土手及び保安林等を組み合わせ、ハード・ソフトを織り交ぜた、総合的な防災対策を推進することが重要である。

2 東日本大震災をはじめとする過去の重大な災害の被害、対応、教訓等を踏まえた実効性の高い計画であること。

東日本大震災では、東北地方に甚大な被害をもたらしたが、千葉県においても、津波により、14名の死者、2名の行方不明者が出たほか、住家、漁港、保安林、海岸保全施設、河川施設、港湾施設、農地や農業用施設等に大きな被害があった。

さらに、東京湾岸の埋立地や利根川沿いの低地において、広範囲に液状化が発生し、人的被害はほとんどなかったものの、住宅、橋梁・道路、河川施設、海岸保全施設、上下水道等のライフライン、学校、農業用施設等に被害があった。

町においても負傷者、建物被害、道路被害、液状化被害等が発生した。

一方、町、県、ライフライン事業者の震災の対応状況や、旭市・香取市の被災者の避難・避難所生活の状況等の検証を行い、様々な課題が浮かび上がったところであり、これらの被害や検証結果を踏まえた実効性の高い計画とすることが重要である。

3 あらゆる可能性を配慮した最大クラスの地震・津波を前提とした計画であること。

中央防災会議は、東日本大震災を我が国の過去数百年の資料では確認できなかった大規模地震であり、過去の地震・津波を前提とした、従前の想定手法の限界を意味するものであったと報告している。

これらの結果を踏まえ、今後の地震・津波対策は、過去に発生した地震・津波像の全容が必ずしも風聞に解明されていない場合であっても、オーバーデザインとなることをおそ

れずに、あらゆる可能性を考慮して、最大クラスのことを想定することとする。

また、南海トラフの巨大地震や、これに伴う長周期地震動の影響等についても、十分考慮する必要がある。

なお、大規模な地震では、他の災害が併発することにより、被害が拡大するおそれがあることを踏まえ、これらを可能な限り事前に想定して、予防・応急対策を行うことも重要である。

<第2編 地震・津波編>

第1章 災害予防計画

第1節 防災意識の向上

実施機関：環境防災課、総務課、福祉課、教育課、各課、匝瑳市横芝光町消防組合、県、
防災関係機関、施設管理者

地震による被害を最小限にとどめ、被害の拡大を防止し、住民の生命、身体、財産を守るためには、防災関係機関の防災対策の推進に併せて、住民一人ひとりが「自らの身の安全は、自らが守る（自助）」ことを基本認識としながら、地震についての正しい認識をもち、日頃から災害時に沈着に行動できる力を身につけることが最も重要なことである。このため、町、県及び防災関係機関は、防災教育の推進に努め、防災アセスメント等の実施を推進し、災害危険箇所の把握に努めるとともに、可能な限り多様な媒体を用いて防災思想の普及、啓発活動を行い、住民の防災及び減災意識の向上を図る。また、各地域の自主防災組織、各事業所の防災体制の充実を図り、これらの組織が災害時に円滑かつ的確に活動できるよう、実践的な防災訓練を積極的に実施する。

なお、防災啓発に当たっては、高齢者、障害者、外国人等、要配慮者への広報に十分配慮するとともに、男女双方の視点を盛り込んだ分かりやすい広報資料の作成に努める。

第1 防災教育

実施機関：環境防災課、教育課、匝瑳市横芝光町消防組合、県

町、県、防災関係機関は、地域における社会活動等を促進し、多様な主体の関わりの中で防災に関する普及促進を図り、地域社会全体の防災力の向上を図る。

特に幼少期からの防災教育が有効であることから、児童生徒等が災害や防災についての基礎的・基本的な事項を理解し、災害時には自らの判断の下に適切に対応し避難する力を養うため、教育機関においては、家庭や地域等と連携し、防災に関する教育の充実に努める。

また、防災教育の推進に当たっては、防災教育を新たに位置付けた「学校教育指導の指針」等に基づき、児童生徒等の発達段階に応じた指導を行うとともに、自らの安全確保はもとより、他者や地域の防災に貢献しようとする姿勢を身につけさせる等、地域防災力の向上に資する具体的で継続的な指導を展開する。

さらに、住民に対しては、生涯学習の一つとして防災啓発を行うとともに、被災地に対する小口・混載の支援物資を送ることが被災地地方公共団体の負担になること等、被災地支援に関する知識の普及に努める。

第2 過去の災害教訓の伝承

実施機関：環境防災課、総務課、県

町及び県は、過去に起こった大規模災害の教訓を後世に伝えていくため、災害に関する調査結果や資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、住民が閲覧できるよう、その公開に努める。

住民は、過去の災害から得られた教訓の伝承に努め、また、自ら災害に備える手段を講ずるとともに、地域の防災活動に参加し、防災対応力の向上を図る。

第3 防災広報の充実

実施機関：環境防災課、総務課、匝瑳市横芝光町消防組合、県

町、県をはじめとする様々な防災関係機関は、住民が平時から正しい知識を持ち、自助・共助による地域防災力の向上を図るため、多様な広報媒体を活用し防災広報の充実に努める。

1 広報内容

(1) 自らの身を守るための知識

- ア 建物の耐震対策、家具の固定、ブロック塀等の安全対策、落下物防止対策
- イ 食料、飲料水等の備蓄、救急用品等非常持出品の準備
- ウ 出火の防止及び初期消火の心得、住宅用火災警報器の設置
- エ 緊急地震速報の活用方法
- オ 避難路、避難地、避難方法及び避難時の心得
- カ 水道、電気、ガス、電話等の震災時の心得
- キ 地域の地盤状況や災害危険箇所
- ク 防災学習（自助・共助・公助についての考え方を含む）
- ケ 帰宅困難者の心得
- コ 地震保険の加入

(2) 地域防災力を向上させるための知識

- ア 救助救護の方法
- イ 自主防災活動の実施
- ウ 防災訓練の実施
- エ 企業の事業継続計画（BCP）
- オ ボランティア活動やボランティアの受入れに関する事項（地域の受援力の強化）

(3) その他一般的な知識

- ア 地震、津波、液状化に関する被害判定、一般知識、災害発生履歴、調査結果
- イ 防災関係機関の震災対策
- ウ 地域防災計画の概要

2 町の広報媒体等

広報媒体	対 象	広報内容
防災行政無線 広報紙 講演会 広報車 ビデオ・DVD 学級活動 パンフレット リーフレット テレビ ラジオ インターネット エリアメール等	地域住民 自治会 自主防災組織 児童生徒・幼児 町職員 ボランティア	◇地域防災計画の概要 ◇防災関係機関の震災対策 ◇地震、津波に関する一般知識 ◇出火の防止及び初期消火の心得 ◇室内外、高層ビル、地下街等における地震発生時の心得 ◇防災マップ ◇避難所、避難路、避難地 ◇避難方法、避難時の心得 ◇食料、救急用品等非常持出品の準備 ◇学校施設等の防災対策 ◇建物の耐震対策、家具の固定 ◇災害危険箇所 ◇自主防災活動の実施 ◇防災訓練の実施 ◇発生した災害の情報及び町の対応 ほか

3 報道機関との協力

報道機関から防災に関する報道に当たり、資料の提供等の依頼を受けた場合は、積極的に協力する。

災害広報を行うに当たり、必要と認める場合は、報道機関に対し協力を依頼する。

第4 地震ハザードマップの作成・公表

実施機関：環境防災課

町は、建築物の所有者等の意識の啓発を図るため、発生のおそれのある地震の概要と地震による危険性の程度等を記載した地図（地震ハザードマップ）を作成し公表しており、今後とも住民への周知を図る。

第5 自主防災体制の強化

実施機関：環境防災課、各課、防災関係機関、施設管理者

平時から、地域の救助活動や初期消火活動を担う自主防災組織や事業所防災組織を強化し、発災直後の混乱を防止するため、地域防災力を向上させることが重要である。

1 自主防災組織の育成・地域防災ネットワークづくりへの支援

地震による被害の防止又は軽減を図るためには、地域の人々が互いに連携した防災協働社会を構築していくことが必要であり、特に高齢者、障害者等の救出救護体制を地域で構築していくことが重要となる。

このため、町は地域住民による自主防災組織の設置促進と活性化を図ることとし、日頃から大地震が発生した場合を想定した訓練の実施等を推進する。また、避難行動要支援者の救出救護体制の整備として、地域住民と協力して「避難行動要支援者避難支援プラン」の策定を推進するものとする。

町は、自主防災組織の機能強化を図るため、県が認定する災害対策コーディネーター（大規模災害発生時において各組織を取りまとめ、行政との連絡調整役を担う。）の養成等、共助の中核となる人材育成の促進に協力する。

自主防災組織は、日頃から地域活動に大きな役割を果たしている女性の経験や能力を活用するとともに、十分な活動ができるよう各種資機材の充実に努める。

また、自主防災組織の災害時における迅速かつ的確な行動力を養成等するためには、継続的な防災活動を支援するとともに、町と県は、それを支える消防団、民生委員児童委員、小中学校、地域のボランティア等が参画する防災ネットワークづくりを促進する。

自主防災組織の活動形態は次のとおりである。

【自主防災組織の活動形態】

平 常 時	1 防災知識の広報・啓発（地域ぐるみでの防災意識の醸成、家庭内の安全対策） 2 地震による災害危険度の把握（土砂災害危険区域、地域の災害履歴、ハザードマップの把握） 3 防災訓練（個別訓練、総合訓練、体験イベント型訓練、図上訓練） 4 家庭の安全点検（家具等の転倒・落下防止、火気器具・危険物品・木造建物の点検） 5 防災資機材等の整備（応急手当用医薬品、消火用・救助用・防災資機材等の整備） 6 要配慮者対策（要配慮者の把握、支援方法の整理等） 7 他団体と連携した訓練活動の実施（近隣の自主防災組織・消防団・福祉団体・企業等との合同訓練、学校等との避難所運営訓練）
発 災 時	1 情報の収集及び伝達（被害の状況、津波予報及び警報、ライフラインの状況、避難指示等） 2 出火防止、初期消火 3 救出・救護（救出活動・救護活動） 4 避難（避難誘導、避難支援、避難所の運営等） 5 給食・給水（避難所での食料や飲料水・救援物資の配分、炊き出し等）

2 事業所防災体制の強化

（1）防火・管理体制の強化

学校、病院等多数の人が出入りする施設の施設管理者は、消防法第8条の規定により防火管理者を選任し、消防計画の作成、各種訓練の実施、消防用設備等の点検及び整備を行わなければならない。このため、消防機関は、出火の防止、初期消火体制の強化等を指導する。

(2) 危険物施設及び高圧ガス施設等の防災組織

危険物施設は、災害が発生した場合、周囲に及ぼす影響が大きいことから、事業所の自主防災体制の強化及び相互間の応援体制を確立する。

また、高圧ガスには爆発性、毒性等の性質があり、地震によって高圧ガス施設等に被害が生じた場合には、防災関係機関のみでは十分な対応を図ることができないことが考えられる。

このため、匝瑳市横芝光町消防組合は危険物施設等管理者に対し自主防災体制の確立を図るよう指導する。

(3) 中小企業の事業継続

震災等の危機管理対策の取組みが遅れている中小企業者等を対象に、事業継続計画（BCP）の策定について、普及啓発に努める。

3 防災訓練の充実

町は、震災時における防災活動の迅速かつ円滑な実施を期するため、防災関係機関相互及び住民との協力体制の確立に重点をおいた総合訓練をはじめ、各個別訓練を実施する。

実施に当たっては、地震及び被害の想定を明らかにするとともに通信や交通の途絶等さまざまな条件を設定し、参加者自身の判断が求められる等、実践的なものとなるよう工夫する。また、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにしてその改善に努める。

一方、地震後の津波に対する防災意識を高めることも重要であり、地震・津波の総合的防災訓練を実施する。

なお、震災時における消火活動や救急救助活動の能力向上を図るため、消防大学校や県消防学校において、消防職員及び消防団員等を対象とした必要な教育訓練を行う。

第6 調査・研究

実施機関：環境防災課

1 被害想定・地域危険度調査研究

(1) 基礎的調査研究

町は、県等が実施する県内及び町の自然条件、社会条件の調査・研究に協力するとともにこれを把握し、防災活動に関する情報の利用を図る。

ア 自然条件

自然条件に関しては、次のような項目に関する情報の調査・収集及び活用を図る。

(ア) 地盤及び地質：ボーリング柱状図、表層地質図

(イ) 地震観測：県が設置する計測震度計の「千葉県震度情報ネットワークシステム」及び「千葉県防災情報システム」によるネットワークの活用

(ウ) 地形：土地利用条件図

イ 社会条件

社会条件に関しては、次のような項目に関して情報の調査・収集及び活用を図る。

(ア) ハード面

- a 建築物の用途、規模、構造等の現況
- b 道路、橋梁、ライフライン施設等公共土木施設の現況
- c ガソリンスタンド等危険物施設の現況
- d 防火水槽及び消火栓等消防水利の現況

(イ) ソフト面

- a 昼夜間人口、要配慮者人口の分布
- b 住民の防災意識
- c 土地利用状況

ウ 災害事例

町内外で発生した震災、風水害、その他の災害による社会的混乱、復旧復興対策等、過去の災害事例に対する調査研究を行い、対策立案の参考とする。

(2) 被害想定・地域危険度調査研究

ア 被害想定の実施

総合的な被害想定調査は、防災対策を具体化するための目標を設定するために有効であり、県が実施した「平成26・27年度千葉県地震被害想定調査」を踏まえ、大規模な災害を想定した市街地の地震に対する災害危険度判定調査を実施するよう努める。

また、この調査結果は、防災まちづくり計画の基礎調査とするとともに、これを住民に公表し、防災意識の向上を図るものとする。

イ 継続的な見直しの実施

被害想定の手法及び結果について、社会状況の変化に応じるため、定期的に見直しを図る。

(3) 災害対策調査・研究

災害に地域性、時代性があることは明らかであることから、過去の災害経験を基礎として、災害拡大原因、被害軽減方法を調査研究して、災害防止策の向上に努める。

【調査研究テーマ】

- ア 災害に強いまちづくりの調査研究
- イ 被害軽減のための調査研究
- ウ 防災教育、訓練のための調査研究
- エ 応援、派遣に関する調査研究
- オ 災害情報の収集伝達に関する調査研究
- カ 被災者生活救援のための調査研究
- キ 応急復旧、事後処理のための調査研究
- ク 復興のための調査研究

第2節 津波災害予防計画

実施機関：環境防災課、産業課、都市建設課、消防団、匝瑳市横芝光町消防組合、県

南東に海岸線を有し、低平地が広がる本町は、津波来襲による被害を受けやすい地理的環境にある。平成23年3月の東北地方太平洋沖地震（マグニチュード9.0）では、東北地方の太平洋沿岸を中心に津波による甚大な被害が発生したが、本町においても、津波による住宅の損壊や浸水等の被害が発生した。また過去にも、元禄16年11月23日（1703年12月31日）に発生した元禄地震（マグニチュード8.2）では九十九里地域を中心に数千名の犠牲者が出る等、甚大な被害が発生した。

相模トラフ沿いで発生した元禄地震の発生間隔は約2,300年程度、関東地震の発生間隔は約200年～400年と推測されているが、房総沖で発生したと考えられている延宝地震の発生間隔は不明である。東北地方太平洋沖地震の発生以降、房総沖や南海トラフ沿いで発生する地震による津波被害が懸念されている中、いつ、どこで、どのような地震・津波が発生するかわからない状況であるため、町は、住民等に注意喚起を図るとともに総合的な津波対策を推進する。

第1 総合的な津波対策の基本的な考え方

実施機関：環境防災課、産業課、都市建設課、県

津波に対しては、減災や多重防御に重点を置き人命を最優先とした対策を講じる。

海岸保全施設等のハード対策に過度に依存するのではなく、住民自らの取り組みである「自助」、住民組織等の「共助」、行政による「公助」の各主体における津波避難を軸としたソフト対策を講じた上で、海岸保全施設や、防波堤や土手、保安林等のハード対策を組み合わせ、ソフト・ハードを織り交ぜた総合的な津波対策を推進する。

第2 津波広報、教育、訓練計画

実施機関：環境防災課、消防団、匝瑳市横芝光町消防組合、県

1 住民自らの取り組み

自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であり、津波で命を落とさないためには、一人ひとりが迅速かつ適切に安全な場所へ避難することが原則である。

そのため、住民は、日ごろから津波防災訓練への参加や防災マップ（津波ハザードマップ）等により、避難場所や避難経路を確認するとともに、町内会や自主防災組織等の自主的な避難体制や要配慮者を支援する体制の構築に協力する。

また、津波警報等の発表や避難指示が発令された際には、地域で避難を呼びかけ合い、迅速に安全な場所へ避難するとともに、自己の判断で自宅や海岸付近に戻らず、津波警報等が解除されるまで避難を継続することを心掛ける。

2 津波に関する共通認識の啓発

町は、沿岸地域に限らず全域的に「地震イコール津波、即避難」という意識を定着させるため、また、的確な避難行動を住民等が取ることができるよう、広報紙、パンフレット、報道機関及びインターネット等の多種多様な広報媒体を活用し、正確な知識や情報を周知するとともに、防災教育や防災訓練、講演会等のあらゆる機会をとらえて、分かりやすい広報・啓発に取り組み、津波防災意識の向上を図る。

(1) 地震・津波に関する正確な知識

- ア 津波の第一波は引き波だけではなく押し波から始まる場合もあること
- イ 津波は繰り返し襲ってくること
- ウ 津波は数時間から場合によっては一日以上にわたり継続する可能性があること
- エ 第一波が最大とは限らないこと
- オ 津波は地形に影響されるため、地域によって津波高や浸水域が変わってくること
- カ 強い揺れを伴わず危険を体感しないままに押し寄せる津波地震や遠地震の発生があること

(2) 津波シミュレーションの結果

県が行った津波シミュレーションの結果（津波到達時間、津波高、浸水域、陸域を遡上する時間等）や、地盤標高図及び津波高と被害の関係をわかりやすく情報発信する。

また、観光客等が津波浸水予測図や津波に関する情報を入手しやすくするため、携帯電話やスマートフォン等の活用を検討する。

なお、津波避難のための津波浸水予測図は、気象庁の津波警報区分に合わせて作成しているが、自然は大きな不確実性を伴うため、想定以上の津波が襲ってくる可能性があること等を周知する。

(3) 津波警報に関する情報及び知識

- ア 気象庁が発表する津波注意報、津波警報、大津波警報（特別警報）の内容と想定される被害及び取るべき行動
- イ 津波警報等は津波予報区内で一番高い津波の予測に基づいて発表されること
- ウ 津波到達時間も同様に津波予報区内のどこかに一番早く津波が到達する時間の予測に基づいて発表されること
- エ 津波の複雑な特徴や予想技術の限界から、危険を回避するために安全側に立った警報が必要であること
- オ 気象庁の発表より津波が高くなることや早く津波が到達する場合もあること

(4) 津波避難行動に関する知識

- ア 強い揺れを感じたとき又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた時は迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ安全な場所に避難すること
- イ 過去の経験や想定にとらわれず各自が最善を尽くすこと

- ウ 自ら迷わず率先して避難行動をとることが地域住民の避難を促すこと
- エ 津波は河川を遡上するため河川から離れること
- オ 津波注意報でも、危険があるので海水浴や海釣りは行わないこと

(5) 地震、津波への備え

住民に対し、次の事項等について広報・啓発を行う。

- ア 地震、津波の発生に備えて、家の耐震化や家具の固定を行うこと
- イ 日ごろから3日分以上の食料や飲料水の備蓄を行うこと
- ウ 非常持出袋（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）を準備すること
- エ 避難場所を確認すること
- オ 家族で避難方法や連絡方法を確認すること

3 津波に対する防災意識の向上

町は、津波浸水想定区域における津波避難ビル等の標識並びに海拔高標示板等の設置に努めるとともに、防災講演会等の開催を通じ、津波避難に関する意識の向上を図る。

また、町は県が作成した「津波浸水予測図（平成23年度および平成26・27年度）」等を活用して、津波浸水想定区域や避難場所及び津波避難ビル等を記載した津波防災マップを作成しており、これらの配布を行い、地域住民等への周知を図る。

さらに、観光地や海水浴場等の旅行者等、来遊者の多い場所では、駅・宿泊施設・行楽地に津波防災マップを掲示し、あわせて避難場所・避難路の誘導標示を推進する等により来遊者への注意喚起に努める。

4 津波に関する広報の永続的、効果的实施

町は、広報紙、パンフレット、報道機関及びインターネット等の多種多様な広報媒体を活用するとともに、防災訓練、防災講演会、地域会合等あらゆる機会をとらえて繰り返し、分かりやすい広報に努める。

5 防災教育の推進

町は、県が推進する学校等の防災教育に協力し、子供たちに生き抜く力を体得させることを目的に、どのような事態にあっても、自らの知識と感覚を最大限活用して懸命に自分の命を守る行動が出来る子供を育てるための、継続的な防災教育に努める。

なお、過去の津波被害の教訓については、映像や体験談をまとめ、防災教育等に活用する等、長期的視点にたって広く住民に伝承されていくよう努める。特に東日本大震災については、津波災害・津波避難に関する多くの教訓を残しており、この教訓が風化されないよう定期的な伝承に努める。

6 津波防災訓練の実施

津波から身を守るためには、落ち着いて、適切かつ迅速に避難することが重要である。このため、町、住民、事業所等が一体となった実践的実働訓練、図上訓練を実施することで、我がこと感を醸成し、地域防災力を向上させる。

訓練の実施に際しては、特に要配慮者に十分配慮したものとし、その所在把握、避難、

救出救護等の訓練を取り入れるとともに、自主防災組織、近隣住民等や要配慮者本人とその家族にも訓練への積極的な参加を求め、津波避難に対する意識を高めていく。

また、訓練は、県、市町村単位の訓練、自治会等単位の地域訓練等があるが、特に海水浴場では、海水浴客等にも参加を求めた実践的な訓練を工夫して実施する。

7 防災知識の普及、訓練における要配慮者等への配慮

防災知識の普及、訓練を実施する際、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違いに留意し、男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

第3 津波避難対策

実施機関：環境防災課、産業課、匝瑳市横芝光町消防組合、県

1 津波浸水予想地域対策

(1) 津波浸水予測図の作成

県は、東日本大震災を受け、「津波警報を聞いた場合、どこまで避難したらよいか」等、市町村の「津波ハザードマップ」作成の検討材料と、具体的な住民の津波避難行動に繋げるための津波浸水予測図を作成、公表した。この予測図は、銚子市から富津岬までの地域について、平成24年度に改定、運用された気象庁の津波警報レベルに応じて、3m（概ね1～3m）、5m（概ね3～5m）、10m（概ね7～10m）の津波が押し寄せてきた場合を想定した津波シミュレーションを実施し、津波浸水予測図を作成したものである。

(2) 津波ハザードマップの作成・周知

町は、平成26年3月末に、洪水ハザードマップ、津波ハザードマップに土砂災害警戒区域等を組み合わせ、横芝光町防災マップを作成し公表し、令和3年7月には、町内の浸水想定区域や土砂災害区域・土砂災害警戒区域、指定避難所等について、最新の情報に基づいて改定した。

また、平成24年8月に山武郡市の市町間で協定を締結したことを踏まえ、「千葉県山武郡市における大規模災害時の避難マップ」を作成し、公表している。

なお、津波ハザードマップが住民等の避難に有効に活用されるよう、その内容を十分に検討し、地域の防災教育や津波避難訓練に活用する等、効果的な周知に努めるとともに、ハザードマップは想定される一つのモデルであることや、自然は不確実性を伴うため想定以上の津波が押し寄せる場合があることを住民に丁寧に広報する。

(3) 津波浸水想定区域における避難ビル等の指定及び周知

町は、津波浸水想定区域や「千葉県津波避難計画策定指針」、国の「津波防災まちづくりの計画策定に係わる指針（平成25年度）」、消防庁「津波避難対策推進マニュアル検討報告書（平成25年改訂）等をもとに、津波浸水想定区域における津波避難ビル等を指定した。

令和4年3月現在、以下の5箇所について津波避難ビルを指定している。

【津波避難ビル】

- 白浜小学校
- テンダーヴィラ九十九里
- セザールマンション
- 光楽園老人ホーム
- 津波避難タワー

さらに、津波浸水区域内の住民が迅速に避難できるよう、防災マップの配布による周知や、住民参加型のワークショップ等を通じて、住民自らが安全な避難経路や避難場所、津波避難ビル等を確認する機会を創出する。

2 津波に対する自衛体制の確立

(1) 津波避難体制の確立

町は、県が策定した「千葉県津波避難計画策定指針」及び国（消防庁）の「津波対策推進マニュアル検討報告書」等をもとに、津波避難計画を策定した。町は、津波が発生した場合に行政と住民等が迅速かつ的確に行動することできるよう津波避難計画で定めた事項を周知するとともに、津波避難訓練等を通して、より実践的な計画に更新していく。

ア 避難指示町は、気象庁が発表する津波予報を基本とし、海面監視、地域住民等の情報、テレビ、ラジオ等の情報を積極的に収集し、それらの総合的判断のもとに、早期に避難指示を行うよう努める。

特に、強い揺れを伴わない、いわゆる津波地震等に関しては、住民が避難の意識を喚起しない状態で突然津波が押し寄せることがないように、津波警報や避難指示の伝達体制の整備に努める。

なお、避難指示に当たっては、次の事項に留意するとともに、あらかじめ住民等に避難指示の内容について周知を図る。

(ア) 町長は、気象庁より津波警報等が発表されたときには、海浜にある者、海岸付近の住民等の津波の浸水予測区域にあるものは、急いで近くの高い所や津波避難ビル等の安全な場所に避難するよう指示するものとする。

(イ) 町長は、強い地震（震度4程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときで必要と認める場合、海浜にある者、海岸付近の住民等の津波の浸水予測区域にあるものは、急いで近くの高い所や津波避難ビル等の安全な場所に避難するよう指示するものとする。

イ 住民等の避難誘導體制

(ア) 地震・津波発生時には、家屋の倒壊、道路の損傷、渋滞・交通事故等が発生するおそれがある。避難は徒歩を原則とするが、各地域の実情や避難行動要支援者に配慮し、自動車等での安全かつ確実な避難をあらかじめ検討する。

(イ) 避難する住民の安全確保はもちろんのこと、消防職員、消防団員、警察官、民生委員児童委員、町職員等、防災対応や避難誘導にあたる者の危険を回避するため、

津波到達時間を考慮した防災対応や避難誘導に係る行動ルールを定める。避難誘導にあたる者は、この行動ルールに従い、安全が確保されることを前提として、避難誘導を行うものとする。

(ウ) 国が作成した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」及び、県の作成した「災害時における要配慮者及び避難行動要支援者の避難支援の手引き」に基づき、日頃から、自力避難の困難な避難行動要支援者の所在把握や迅速かつ的確な避難誘導を行うために、防災関係機関、近隣住民等と連携した安否確認・避難誘導体制を整備する。また、これら避難行動要支援者に配慮した構造・設備運営体制を有する避難所の確保に努める。

(エ) 町は、防災行政無線、広報車、拡声器の連呼等による指示誘導体制を基本とし、地域団体、地域住民等の自主避難と連動し、迅速な避難を的確に実施し得る体制を確立する。また、自主避難等を容易にするため、避難場所の案内板や避難誘導標識等の整備に努める。

ウ 共助による避難

地域住民は、自分たちの住んでいる地域は自分たちで守る「共助」の概念に基づき、地域で互いに協力しあい津波避難を実現するために、日頃からの地域コミュニティの醸成に努める。町は、地域の主体者が一体となった避難行動を実現するために、地域防災力を高める取組みを支援する。

エ 海水浴場の避難

海水浴場には、地理に不案内な来場者が多数集まることから、開設者等は、町の避難指示に連動して、又は先行して、自主的、主体的に避難誘導を実施し得る体制の確立に努める。

オ 船舶避難

町及び漁港管理者は、津波発生時における船舶の状態（航行中又は係留中）別に、対処方法を具体的に検討し、個々の船舶管理者等に周知を図るとともに、有事における避難体制を確立する。

カ 学校等における避難経路の確保

津波による浸水が想定される地域の学校等においては、校舎の上層階等、安全な場所へ速やかに避難できるよう、必要に応じて外階段を設置する等の整備を推進する。また町は、県とともに学校安全計画の充実に努める。

(2) 津波情報受伝達対策

ア 休日・夜間等における体制強化

休日・夜間等の勤務時間外に津波に関する情報を収集した場合においても、迅速に情報の受伝達、予防対策がとれる体制を確立する。

イ 県防災行政無線による伝達

銚子地方気象台から防災情報提供装置によって県に伝達された津波情報については、県防災行政無線一斉通報装置により、町に伝達される。

ウ 千葉県防災情報システム等による伝達

システム端末を設置している町には、ポップアップ通知により津波情報が伝達される。大津波警報（特別警報）の場合には、ポップアップ通知と併せて警告灯を鳴動さ

せて注意喚起が行われる。

また、町においては、総務省消防庁から、全国瞬時警報システム（J－ALERT）を利用し、津波警報等を受信している。

（3）住民等への情報伝達体制の確立

住民等の迅速な避難を実現するために、町は、あらゆる広報媒体（防災行政無線、広報車、サイレン、半鐘等）や組織等を活用し、住民等への津波予警報及び避難指示の迅速かつ確かな伝達に努めるとともに、避難行動へと結びつけるよう、危機感の喚起とパニック防止のバランスを踏まえ、伝達内容等についてあらかじめ検討する。

ア 防災行政無線の整備活用

地域住民等に対する情報伝達や避難指示を迅速かつ確実に実施するため、防災行政無線の拡充、更新が完了したことにより、全国瞬時警報システム（J－ALERT）と接続して、情報伝達の高速化が図られた。

また、発災時の停電の影響やバッテリー切れ等のためにその機能が失われないよう、デジタル化等の高度化が行われた。今後は、避難所となる各種公共施設への通信機の配備、非常電源の容量拡大等を進める。

イ 多様な伝達手段の確保

町は、J－ALERTの受信機と防災行政無線の自動起動機の運用を開始している。また、緊急性が高い災害情報や避難情報等を迅速に住民に伝達できるよう、エリアメールや緊急速報メールの民間サービスを活用し、町内のエリアメール及び緊急速報メールに対応している携帯電話（スマートフォン）に情報を配信している。

ウ 地域団体等の情報伝達

地域住民等に対する情報伝達がなされたときに、消防団等が自らの安全に配慮しながら情報伝達できる体制を構築する。

エ 海水浴場の自主的情報伝達

町は、海水浴場の開設者等に対して迅速に情報伝達するとともに、海水浴場の開設者等が、海面監視、ラジオ聴取等によって積極的に情報を収集し、町と協調して活動できる体制を確立する。

オ 漁業関係者等の情報伝達

町は、漁業協同組合等に対して、相互協調のもとに役割分担を明確にして、伝達システム、手段、具体的実施方法等を検討の上、迅速な情報伝達体制を確立するよう指導する。

カ 海岸線等の情報伝達

町は、海岸線付近の観光地、海水浴場等における広範囲の情報伝達を行う。特に大津波警報（特別警報）及び津波警報の発表、避難指示は、県を通じて海上保安部、自衛隊等のヘリコプターを要請し、上空から効果的な情報伝達に努める。

キ 津波の海面監視、情報連絡

沿岸地域では、町、防災関係機関、海水浴場の開設者等が、相互協調のもとに役割分担を定め、強い地震（震度4程度以上）を感じたときや、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときには、直ちに屋形海岸に設置したライブカメラや民間情報等を活用して海面変動情報を収集し、津波等の発見と情報連絡に努め

る。

ク 市町村間の連携

町は、地震や津波被害等により町機能が麻痺又は著しく低下した場合においても、地域住民への情報伝達の手段等を確保するため、平時から近隣市町村との連携や情報共有に努める。

第4 津波防護施設等の整備

実施機関：県、環境防災課、産業課、都市建設課

1 海岸保全施設

国の中央防災会議「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会」の報告では、今後の津波対策を構築するに当たっては、基本的に以下の2つのレベルの津波対策を想定する必要があるとされている。

- (1) 住民避難を柱とした総合的防災対策を構築する上で想定する津波であり、発生頻度の極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波
- (2) 防波堤等構造物によって、津波の内陸への浸入を防ぐ海岸保全施設等の建設を行う上で想定する津波であり、最大クラスの津波に比べて発生頻度は高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波で、数十年から百数十年に一度、来襲すると想定される津波

海岸保全施設は、今まで、侵食、高波及び高潮に対する施設整備を進めており、その規模を超える津波に対してはソフト対策で対応することとしていたが、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震による津波により、九十九里浜を中心に甚大な被害が発生したことから、県は、発生頻度の高い津波から防護するための海岸保全施設等の整備を海岸の利用形態や環境面に配慮しながら、地元の意見を踏まえて実施する。

2 防災施設の点検、診断、改修及び補強

既存の防潮堤等の防災施設は、ほとんどが高潮を対象とした設計基準に基づき築造されている。このため、県は、特に建設年次の古い施設については、老朽度、天端高の点検及び設置地盤の液状化を含む耐震性診断を実施する。

3 防災施設等の運用

防潮堤等の防災施設に設置されている水門、陸閘等の開閉について、県は、水門操作員の安全を確保しつつ迅速・確実な操作が行えるよう水門の規模や地域の状況に対応した「操作指針」を策定するとともに、必要に応じて水門を遠隔操作し閉鎖するシステム等を順次導入することで、津波発生時における背後地域の被害についても低減させる等、適切な防災施設等の運用を図る。

4 護岸等の避難施設、避難口の設置

県は、直立構造式の護岸や防潮堤等で避難階段の少ない施設については、地域の利用形態（例、海水浴場等）を考慮し、砂浜から後背地に通じる避難階段（斜路）、避難口等を設置する。

5 防災林の設置

県は、海岸線に所在する県有の保安林について、病虫害、台風や津波等の災害にも強い保安林となるよう整備・育成を行い、松くい虫、湿地化による被害地や東北地方太平洋沖地震に伴う津波による被害地だけでなく、健全地についても保安林の機能が十分に発揮できるように整備を行う。

6 避難場所及び避難路、津波避難ビル等の整備

町は、「千葉県津波避難計画策定指針」や国の「津波避難ビル等に係る事例集（平成29年）」及び「津波避難対策推進マニュアル検討報告書（平成25年3月（改））」、「東日本大震災における津波による建築物被害を踏まえた津波避難ビル等の構造上の要件に係る暫定指針（平成23年度）」等をもとに、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間に避難が可能となるよう、避難場所及び避難路等の整備に努める。

第3節 火災等予防対策

実施機関：環境防災課、都市建設課、社会文化課、消防団、匝瑳市横芝光町消防組合、県

関東大震災の死亡者の9割弱が火災を原因とするものであり、現在も市街地で同時に多発する火災による二次災害の危険性は高い。また、都市化の進展した市街地では、可燃物の密集、ガソリン等各種危険物の貯蔵・取扱量の増大等、関東大震災時以上に危険要因が増えている。

今後、起こりうる大地震には、何よりもまず、地震火災の発生を最小限に抑えることが重要であり、一般家庭や危険物施設等への指導による出火防止や建築物の不燃化促進等を実施する。

第1 地震火災の防止

実施機関：環境防災課、都市建設課、社会文化課、消防団、匝瑳市横芝光町消防組合、県

1 出火の防止

(1) 一般家庭に対する指導

一般家庭内における出火を防止するため、町は、自治会、自主防災組織等各種団体を通じて、一般家庭に対し火気使用の適正化及び消火器具等の普及と取扱い方について指導を行うこととする。また、県と連携し、「身の安全を確保した後、火の始末、火が出たら消火」等の地震火災の心得の普及及び徹底を図る。

また、住宅火災による死者数の低減に有効な手段である住宅用火災警報器が町内全ての住宅に適正に設置されるよう普及促進に努めるとともに、防災製品の活用を推進する。

さらに、復電時における通電火災等を防止するため、防災関係機関と連携し、出火防止対策を推進する。

(2) 防火対象物の防火管理体制の確立

匝瑳市横芝光町消防組合は、防火管理者設置義務対象の防火対象物には、必ず防火管理者の設置を期すとともに、小規模防火対象物についても、地震に対する事前対策と発災時の応急対策が効果的に行えるよう行政指導を強化し、職場における防火管理体制の確立を図る。

(3) 予防立入検査の強化指導

匝瑳市横芝光町消防組合は、消防法第4条の規定による立入検査を強化し、消防対象物の用途、地域等に応じた計画的な立入検査等を実施し、常に当該区域内の消防対象物の状況を把握するとともに、火災発生危険の排除に努め予防対策の万全を期する。

(4) 危険物施設等の保安監督の指導

匝瑳市横芝光町消防組合は、消防法の規制を受ける危険物施設等の所有者、管理者等に対し、自主防災体制の確立、保安要員の適正な配置及び危険物取扱従事者等に対する教育を計画的に実施するよう指導し、当該危険物施設等に対する保安の確保に努めさせるとともに、消防法第16条の5の規定に基づく立入検査を実施し、災害防止上必要な助言又は指導を行うものとする。また、匝瑳市横芝光町消防組合火災予防条例の規定に基づく少量危険物及び指定可燃物の管理及び取扱いについても、所有者、管理者等に対して必要な助言又は指導を行う。

(5) 化学薬品等の出火防止

町及び県は、化学薬品を取り扱う学校、病院、薬局、研究所等の立入検査を定期的実施し、保管の適正化の指導を行う。

(6) 消防同意制度の活用

匝瑳市横芝光町消防組合は、建築物の新築、改築等の許可、認可、確認の同意時、防火の観点からその安全性を確保するため、消防法第7条に規定する消防同意制度の効果的な運用を図る。

2 初期消火

- (1) 町及び匝瑳市横芝光町消防組合は家庭及び職場での初期消火の徹底を図るため、各家庭や職場に対して消火器具の設置を奨励する。
- (2) 町、匝瑳市横芝光町消防組合及び県は、地域住民に対して初期消火に関する知識、技術の普及を図るとともに自主防災組織の育成を指導する。

3 延焼拡大の防止

(1) 常備消防の強化

町は、消防力を地震時においても最大限有効に活用するため、震災の態様に応じた消防計画を樹立し、これに基づく訓練の徹底に努め体制の確立を図るとともに、今後とも都市構造、災害態様の変化に応じた適正な消防力の増強を図っていく。

(2) 消防団の強化

消防団は、震災時に常備消防を補完して消火活動を行うとともに、平時は住民や自主防災組織に対して出火防止、初期消火等の指導を行っていく。とりわけ、弾力的な運営、他組織との連携・協力、教育訓練における工夫、被用者による消防団活動等の促進等について配慮していく。

【消防団員の確保のため町の留意すべき事項】

- ア 消防団に関する住民意識の向上
- イ 処遇の改善
- ウ 消防団の施設・装備の改善
- エ 女性消防団員の確保や能力活用等
- オ 機能別団員・分団の採用の推進

(3) 消防水利の整備

震災時においては、消火栓は水道施設の被害等により断水又は大幅な機能低下を被るおそれがあることから、町は、多様な代替水利について調査研究を進めるとともに、

計画的な整備に努める。また、固定的な水利のみならず、移動可能な水利の整備を検討していく。

(4) 空中消火の検討

津波火災等の同時多発火災が発生した場合に備え、町及び匝瑳市横芝光町消防組合は、「大規模災害時における広域航空消防応援千葉県事前計画」及び「千葉県広域消防相互応援協定書に基づく航空特別応援実施要綱」に基づき、ヘリコプターの派遣による空中消火について検討する。

4 建築物不燃化の促進

(1) 建築物の防火規制

建築物の不燃化対策として、建築基準法に基づくもののほか、木造建築物の延焼防止、耐火建築の促進を図る。

(2) 都市防災不燃化促進事業

大規模な地震等に伴い発生する火災から住民の生命・財産を守るため、避難地・避難路・延焼遮断帯の周辺等の一定範囲の建築物の不燃化を促進する。

5 防災空間の整備・拡大

(1) 公園・緑地の整備

平時には身近な憩いの場となる公園、緑地は、防災拠点や避難場所として災害時の活動拠点となるほか、延焼を防止するオープンスペースとして防災上の役割も非常に高い。

これらの公園においては、災害応急対策施設の整備を行うことにより、防災機能の充実を図っていく。

(2) 道路整備の推進

道路は災害時において、火災の延焼防止や避難、救急輸送のルート等の機能を有している。そのため、幹線道路や地域住民の円滑な避難を確保するための避難経路となる道路の整備を次のとおり推進する。

ア 主要幹線道路の拡幅の整備を進める。

イ 街路樹を設置し、延焼遮断の効果を高める。

(3) 河川の整備

河川空間は、火災の延焼遮断帯としての防災機能を有しているため、河道の拡幅等、河川の改修を促進する。

第4節 消防計画

実施機関：環境防災課、東陽病院、消防団、匝瑳市横芝光町消防組合、県

大規模災害・特殊災害等の各種災害の発生に対処するため、高度な技術・資機材等の消防体制及び消防施設の整備拡充に努めるほか、消防職員及び消防団員に対する教育訓練、消防思想の普及及び市町村相互間の応援体制等の推進を図る。

第1 消防機能の向上

実施機関：環境防災課、匝瑳市横芝光町消防組合、消防団

消防団に配備された消防車両等の消防設備を計画的に更新するとともに、消防水利の整備及び適切な維持管理を図る。また、常備消防についても、施設の整備を図り組織の広域化について防災関係機関と協議しながら、機能の計画的な向上を促進する。

1 消防施設及び消防車両等の更新

消防団車両や機庫及び団員装備品等の更新整備を計画的に行い、消防団活動の充実を図る。また、常備消防施設の老朽化に対する更新整備を計画的に行うとともに、消防設備の充実を図る。

2 防火水槽及び消火栓の設置

地元の要望や消防組合からの意見を基に、防火水槽及び消火栓の設置を推進し、消防水利の確保に努めるとともに、防火水利不足箇所を補うため水槽車の整備を図る。

3 防火水槽の有蓋工事

防火水槽の蓋設置工事を行い、適正な維持管理に努める。

4 消防団の人員確保

消防団員の適正な人員を確保し、消防団活動の充実を図る。

5 消防水利標識の設置及び適正管理

消防水利標識を設置し、水利状況の把握と適正管理に努める。

6 一部事務組合の運営の充実

消防組合の適正な運営が図れるよう、運営費を関係自治体と負担し、一部事務組合の運営の充実を促進する。

第2 消防職員、消防団員等の教育訓練

実施機関：環境防災課、消防団、匝瑳市横芝光町消防組合、県

町は、消防職員及び消防団員等の教育訓練を実施するため、消防大学校及び県消防学校の教育訓練への参加を促進する。企業等の自衛消防隊員の教育訓練は、要請を受けて実施する。また、災害救援ボランティアが消防分野に係る知識、技能を修得するため、講師の派遣等の協力を行う。

第3 救急機能の向上

実施機関：環境防災課、東陽病院、匝瑳市横芝光町消防組合

救命率向上に最も有効な初期救急体制の充実に努めるとともに、搬送先となる救急医療機関の充実について、広域的な体制強化を検討する。

1 救急体制の充実

匝瑳市横芝光町消防組合の車両等の機具更新をはじめ、救急体制の充実を促進する。

2 救急医療体制の充実

東陽病院の救急医療設備及び医療機器の整備並びに医師確保に努め、救急医療体制の充実を図る。

3 応急処置技術の普及

救急救命講習会を行い、自動体外式除細動器（AED）の使用方法、心肺蘇生法等、応急処置技術の普及を図る。

第4 市町村相互の応援体制

実施機関：環境防災課、県

町及び県は、消防組織法第39条の規定により、千葉県広域消防相互応援協定が締結されているので、運営の推進を図るとともに、市町村間相互の連絡調整を密にして各種災害に対応する。

また、「千葉県消防広域応援基本計画」に基づいた迅速かつ的確な広域応援が実施できるよう市町村間の情報受伝達訓練等の各種訓練及び、応援可能部隊や応援可能資機材リストの更新を行う。

第5 広域航空消防応援体制

実施機関：環境防災課、県

町及び県は、大規模特殊災害発生時に、消防組織法第44条の3の規定により、他の都道府県の市町村等のヘリコプターを用いた消防に関する応援を要請する場合は、大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱及び同実施細目、並びに町及び県の事前計画に定める手続き等により、当該応援が円滑かつ迅速に実施されるよう的確な対応を図る。

第6 消防思想の普及

実施機関：環境防災課、消防団、匝瑳市横芝光町消防組合

町は、消防職員・消防団員等及び住民等に対し、以下について普及徹底を図る。

- 1 各種の行事を行い消防思想の普及徹底を図る。
- 2 春秋2回の火災予防運動を実施する。(各1週間)
- 3 消防大会及び操法大会を開催して、消防職員・消防団員の士気の高揚を図る。
- 4 各種講習会等を開催する。
- 5 関係団体と協力して、消防思想の普及及び火災予防の徹底を図る。また、住宅火災の延焼防止のため、住宅用火災警報器の設置普及を図る。

第7 町の消防計画及びその推進

実施機関：環境防災課、消防団、匝瑳市横芝光町消防組合

町及び匝瑳市横芝光町消防組合は、次の項目に関する消防計画を作成し、その計画の推進を図る。

- 1 消防組織の整備強化
- 2 消防施設整備計画
- 3 火災等の予警報計画
- 4 消防職員、消防団員招集計画
- 5 出動計画
- 6 応援部隊受入誘導計画
- 7 特殊地域の消防計画
- 8 異常時の消防計画
- 9 その他の消防計画
- 10 消防訓練計画
- 11 火災予防計画

第5節 建築物の耐震化等の推進

実施機関：環境防災課、企画空港課、財政課、産業課、都市建設課、教育課、東陽病院、社会文化課、匝瑳市横芝光町消防組合、県、東日本電信電話株式会社、東日本旅客鉄道株式会社、東京電力パワーグリッド株式会社、山武郡市広域水道企業団、八戸水道企業団、九十九里地域水道企業団、各施設管理者

市街地のなかには、道路・公園等の都市基盤の整備が不足し、かつ、老朽建築物が多く存在しており、建築物の倒壊等の集中的被害が生じるおそれがある。

また、建築基準法の耐震基準に適合しない既存建築物、ブロック塀や落下物等、地震に対する安全性の向上を図る必要がある。

なお、東日本大震災においても、水道、電気、ガス等のライフライン等の一部が寸断したことから各施設の耐震性について、さらに強化を図るものとする。

第1 市街地の整備

実施機関：都市建設課

市街地の同時多発的な火災等への対応策として、木造密集市街地等の延焼拡大を防止するため、面整理事業等により防災上危険な市街地を解消し、都市基盤の整備を図り、安全なまちづくりを進める。

特に、市街地の防災に関する機能を確保するうえで、市街地の環境の整備改善を図る必要性が高いとされる東陽地域、横芝地域について、重点的に耐震化を促進する。

第2 建築物等の耐震対策

実施機関：環境防災課、企画空港課、財政課、都市建設課、東陽病院、教育課、社会文化課、県

1 既存建築物の耐震性向上・耐震性向上に向けた改修の促進

阪神・淡路大震災において、昭和56年以前に建築された、比較的古い建築物に大きな被害が集中した。こうした事態に対処するため、現行の建築基準法に規定される耐震基準に適合しない既存建築物の地震に対する安全性の向上を図ることは、引き続き重要な課題である。

そのため、町は県と協力し、計画的かつ総合的に既存建築物の耐震診断・耐震改修（以下「耐震改修等」という。）を促進する。

一方で、建築物に関わる防災対策は、建築物の所有者や管理者が自己の責任において自

らの建築物の安全性を確保することが原則であることから、所有者等には、既存建築物の耐震性能の確保・向上のための耐震改修等を積極的に努めるよう、指導を徹底する。このため、町は県と協力し、国の住宅・建築物耐震改修等事業等の補助制度や耐震改修促進税制の活用を図り、耐震改修技術の普及・建築技術者の養成、耐震相談窓口の開設・所有者向けの啓発事業等、耐震改修等促進のための施策を推進する。

また、町は「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（平成7年法律第123号）及び「千葉県耐震改修促進計画」（平成19年3月）を踏まえて、平成22年4月に「横芝光町耐震改修促進計画」を策定しており、緊急性の高い施設の所有者等に対して、耐震改修等の実施に向けた指導に努めるとともに、それらの建築物に関しては、情報の共有化を図るためデータベースを整備し、耐震改修等の進捗管理に努める。

緊急性の高い施設とは、以下の既存建築物とする。

（１）用途や規模等の特性によって設定する建築物

ア 被災時にその機能確保が求められる建築物

例：避難施設、救護・救援施設、災害復旧拠点施設、ライフライン管理施設等

イ 避難行動要支援者が利用する建築物

例：社会福祉施設、老人保健施設等

ウ 多数の者が利用する一定規模以上の建築物

「建築物の耐震改修の促進に関する法律」で定める特定建築物

例：賃貸共同住宅、工場等

（２）町が震災時の避難、救援復旧活動等に使用する道路等として定めた以下の沿道区域内等に在る建築物

ア 「災害時における避難所運営の手引き」に基づく避難路の沿道区域や避難地の周辺区域

イ 千葉県地域防災計画及び町の地域防災計画に基づく緊急輸送道路の沿道区域

ウ 自然水利に面する道路の沿道区域

（３）耐震性の不足した木造戸建住宅及び倒壊や延焼により大火に至る危険性の高い区域内の建築物（木造建築物を含む）

2 教育施設の耐震化

（１）小中学校の耐震化

学校施設は、児童生徒が1日の大半を過ごす学習、生活の場であり、災害時には地域住民の応急的な避難場所としての役割を持っている。なお、町の小中学校の校舎については、耐震化が終了しているが、屋内運動場施設については平成28年3月に耐震化完了。

（２）私立学校施設の耐震化の促進

私立学校等に対して国及び県の補助制度や日本私立学校振興・共済事業団の融資制度を活用し、速やかに校舎等の耐震化を進めるよう指導する。

（３）体育施設の耐震化

町は、地域住民の応急的な避難場所になる町有体育施設について耐震性能の向上を推進する。

3 町内医療施設の耐震化

町立東陽病院は、新耐震基準に適合した建築物である。

町は、東陽病院以外の新耐震基準に適合していない町内の医療施設について、耐震化の促進を図る。

4 エレベーターの閉じ込め防止対策

平成17年に起きた千葉県北西部を震源とする地震では、エレベーターに地震時管制運転装置が設置されていたにもかかわらず、閉じ込めが発生したことから、町は県と連携し、エレベーターの閉じ込め防止対策の推進及びエレベーター停止に対する復旧対策の推進に努める。

(1) エレベーターの閉じ込め防止対策

地震時のエレベーターの閉じ込め被害を防止するため、地震時管制運転装置を設けていない既存エレベーターについて、定期報告等の機会を捉えて同装置の設置の啓発に努める。

(2) エレベーターの停止に対する復旧対策の推進

地震等の災害時に、揺れや停電によりエレベーターが停止し、閉じ込められた場合の復旧方策について、情報の共有化等を関係団体等と連携し対策を推進する。

5 ブロック塀等の安全対策

(1) ブロック塀等の倒壊・落下防止

ア 県の「千葉県コンクリートブロック塀等安全対策推進要綱」（昭和58年9月に制定）に基づき、町は適正な築造方法の啓発・普及に努めるとともに、既設のブロック塀等に関しては、県と連携して、その所有者・管理者に対して倒壊を防止し、安全を確保するため必要な助言又は指導に努める。

イ 小学校の通学路等に面したブロック塀等を対象に点検パトロールを実施し、危険なものには改善指導を徹底する。

ウ 「千葉県屋外広告物条例」に基づき、倒壊や落下により公衆に危害を及ぼすことがないように、屋外広告物の設置者・管理者に対し、補修等必要な管理を行い、良好な状態を保持するよう啓発に努める。

(2) 自動販売機の転倒防止

町は、県及び関係団体等と連携して、「自動販売機据付基準」の周知等を行い自動販売機の転倒防止を推進する。

6 落下物防止対策

「千葉県落下物防止指導指針」（平成2年11月制定）に基づき、建築物の窓ガラス、袖看板等の落下による歩行者等の被害を未然に防止するため、当該窓ガラス等の落下に関する専門知識及び技術の普及、建築物の所有者等への啓発等に努める。また、避難路に面する地上3階以上の既存建築物を対象に、窓ガラス等の落下による危険性のあるものについては、建築物の所有者等に対して、改修や補修の指導を徹底する。更に、東日本大震災で

は、天井材等の非構造部材が落下する被害が多数発生したことから、町は、天井材等の非構造部材の落下防止対策について検討するとともに、ホール等の高い天井のある民間施設の管理者等に対して非構造部材の落下防止対策の啓発を図る。

7 家具・大型家電の転倒防止

町及び県は、ホームページ、広報及び住民対象の各種イベントにおいて、家具・大型家電の転倒防止対策の重要性を啓発する。

8 建築物耐震化の啓発・普及

町及び県は、民間の建築関係団体との連携を図り、建築物の所有者や管理者向けの耐震相談窓口の開設、耐震相談会・講習会の開催、パンフレットの配布等により、耐震化の啓発・普及に努める。

第3 ライフライン等の耐震対策

実施機関：東日本電信電話株式会社、東京電力パワーグリッド株式会社、山武郡市広域水道企業団、八匠水道企業団、九十九里地域水道企業団

地下には上水道管やガス管が、また地上には電気施設等が、網の目のように整備されている。

震災時、これらの施設が被害を受けると都市生活機能をまひさせるばかりではなく、応急対策を実施する上での大きな障害になる要因となる。

平成7年の阪神・淡路大震災では水道、電気、ガス、電話等の各施設が大きな被害を受けた。さらに、平成23年3月に発生した東日本大震災では、上水道、電気、ガス等の各施設が大きな被害を受け、町内でも断水や停電が発生する等、被災者の生活に多大な影響を及ぼした。これらのことから、各施設の耐震性の強化を図り、地震に強いライフラインづくりを行っていく。また、南関東地域に大地震が発生した場合におけるライフライン機能の確保対策を推進するため「千葉県ライフライン対策連絡協議会」等においてライフライン対策の連携を強化する。

1 水道施設

水道施設は、耐震設計、管路の改良及び配水池の増強等により、耐震性の強化を図ってきたところである。

しかしながら、既存施設の中にはまだ老朽化による更新又は補強が必要な施設等があり、次のとおり施設の耐震化を進め、防災対策の一層の充実を図る。

(1) 耐震化の指標作成

水道事業者及び水道用水供給事業者は、水道施設の耐震化について目標年度を定め、耐震性、重要性等による優先度を加味した事業推進を図る。

(2) 緊急を要する対策

耐震性の観点から、石綿セメント管や老朽施設等について、緊急に補強又は更新をする。

(3) 速やかに復旧できる水道づくり

被災しても速やかに復旧できる水道とするため、重要施設の耐震化、自家発電設備等施設の整備補強、及び複数系統化等の水道システムとしての耐震性の向上を図るよう指導する。

(4) 広域的バックアップ体制の整備等

広域的バックアップ体制の整備や緊急時給水能力の強化等により、被災した場合でも住民に水を供給できる機能を持つ水道体制を整備する。

2 電気施設

(1) 災害予防計画目標

建物については、建築基準法、土木工作物（機器基礎を含む）についてはダム設計基準、港湾工事設計要覧、道路橋設計示方書等の基準水平震度とする。

(2) 防災施設の現況

ア 変電設備

最近の標準設計では、機器の耐震設計は水平加速度 0.3～0.5G、機器基礎の耐震設計は水平加速度 0.2G を下限値とし、地域別・地盤別・構造種別・重要度別の各係数により補正している。

建物については、建築基準法による耐震設計を行っている。

イ 送電設備

架空送電設備に対する地震力の影響は風圧荷重によるものに比べ小さいため、地震時荷重についてはその検討を一般に省略している。ただし、軟弱地盤や活断層付近に支持物を布設する場合は、地盤の変動・破壊に起因する被害を受けるおそれがあるためその地盤に応じた適切な対策を実施している。

また、地中送電設備では 154KV 以上のケーブルヘッドについては水平加速度 0.3G、共震正弦 3 波に耐えるよう耐震設計を行っている。

ウ 配電設備

震度 6（水平最大加速度 0.3G）の地震に対し、概ね送電可能の施設をしている。

エ 通信設備

水平加速度 0.5G に耐えるよう機器を施設している。

(3) 保守・点検

電気工作物を常に法令で定める技術基準に適合するよう保持し、さらに事故の未然防止を図るために定期的に電気工作物の巡視点検（災害発生のおそれがある場合には特別の巡視）並びに自家用需要家を除く一般需要家の電気工作物の調査等を行い、感電事故の防止を図るほか、漏電等により出火に至る原因の早期発見とその改修に努める。

3 電話施設

(1) 建物設備

建築基準法に基づく耐震設計を行っている。耐震設計目標は、震度6（弱・強）に対して軽微な損傷、震度7に対しては倒壊を回避する。

(2) 局外設備

ア 土木設備

(ア) マンホール・ハンドホール及び埋設管路から構成されており、管路の接続には、離脱防止継手等を使用して耐震性を高める。

(イ) 構造系の異なる接続部は、フレキシブルジョイント化により耐震性を強化する。

(ウ) 耐震性の高い、中口径管路の導入を促進する。

イ 線路設備

(ア) 中継ケーブル網設備の2ルート化及び地中化を推進する。

(イ) 幹線系ルートは、プライオリティー付けを行い、高規格な中口径管路・とう道に収容し、設備の耐震性強化を図る。

(3) 局内設備

ア 交換機等は、キャビネット型設備（自立型）の導入を促進し、耐震性の強化を図る。

イ 通信設備の周辺装置（パソコン等）については、転倒防止対策を実施する。

(4) その他

震度4以上の地震が発生した場合、設備点検を実施する。

第4 道路及び交通施設の安全対策

実施機関：都市建設課、県、東日本旅客鉄道株式会社

道路及び鉄道等は、生活や経済活動等あらゆる社会活動を支える重要な施設である。

1 災害に強い道づくり

道路は、震災時において救援救護活動、緊急物資の輸送等の重要な役割を担っていることから、耐震対策を実施し、安全確保に努めるとともに、多重化による代替性（リダンダンシー）を確保するための道路ネットワークの強化を図る等、災害に強い道路の整備や、被災地域の復旧復興に資する道路等の整備に努める。

緊急輸送道路に指定されている町管理道路の整備については、地震直後から発生する緊急輸送が円滑に行われるよう、後述の道路橋梁防災計画の実施のほか、線形不良や隘路区間等を改善するため、必要に応じてバイパス及び拡幅整備等を推進し、災害に強い道づくりに努める。

2 道路橋梁防災計画

- (1) 橋梁については、道路橋示方書に基づき、緊急度の高い橋梁から順次耐震対策を実施する。
- (2) 道路については、特に崩落等の危険性のある法面について、安全対策を実施する。
- (3) 特に緊急輸送道路については、必要な輸送機能を確保できるよう、橋梁や堤防斜面对策等耐震対策を最優先に実施する。

3 鉄道施設等

(1) 現況

事業者名	東日本旅客鉄道株式会社
路線名	総武本線
町内営業 km	4.4km
駅数	1 (横芝駅)

(2) 施設の耐震性

新たな耐震設計手法が確立されるまでの当面の間は、「既存の鉄道構造物に係る耐震補強の緊急措置について」及び「鉄道新設構造物の耐震設計に係る当面の措置について」に基づき鉄道施設の耐震対策に努める。

ア 耐震列車防護装置の準備

地震時に運転中の列車を速やかに停止させるための、耐震列車防護装置整備の改良を推進する。

イ 構造物の耐震化

防災工事に耐震性を考慮した線区防災強化を推進する。

第5 漁港施設の安全対策

実施機関：産業課、県

大規模な地震が発生した場合の応急対策のため、現在の利用状況等を勘案し、漁港施設の整備を検討する。

第6 高圧ガス施設及び危険物施設等の安全対策

実施機関：匝瑳市横芝光町消防組合、県、各施設管理者

1 高圧ガス関係

高圧ガスは、液化ガス又は圧縮ガスの状態において製造し、貯蔵、消費及び輸送されるが、設備の破損や不注意な取扱いによっては、周辺地域に影響を及ぼすことが予想されるため、県は次の指導を行い地震時の災害を防止する。

(1) 設備面の対策

高圧ガス施設については、高圧ガス保安法の耐震設計基準に適合させるとともに、「千葉県高圧ガス事業所地震対策指針Ⅱ（設備編）」に基づき指導する。

(2) ソフト面の対策

「千葉県高圧ガス事業所地震対策指針Ⅰ（地震の知識、行動編）」に基づき指導する。

2 液化石油ガス関係

(1) 消費者の保安対策

県は販売事業者等に対し、次の指導を行うことにより、消費設備の事故防止と震災時の二次災害を防ぎ、消費者の安全確保を図る。

ア 消費先の容器設置状況が基準に適合しているか確認し、容器のチェーン止め等による転倒・転落防止措置の徹底を図る。

イ マイコンメーター等の安全器具の普及を促進し、さらに感震機能を備えた安全装置の導入についても促進を図る。

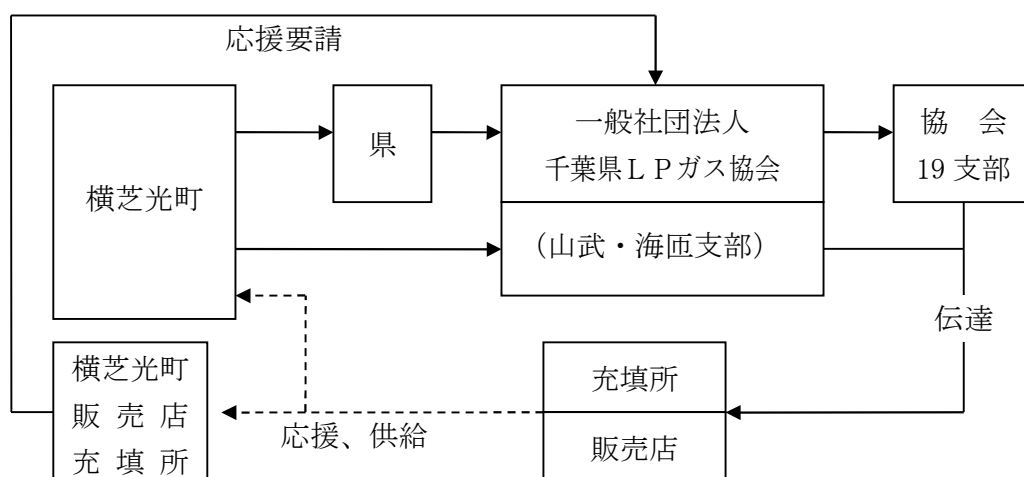
ウ 消費者に対し、周知パンフレット等により地震時の元栓、器具栓、容器バルブの閉止等の措置について啓発に努める。

エ 避難所に指定される可能性が高い公共的施設等への安全器具の設置を図る。

(2) 情報収集、伝達体制、供給経路及び応援体制の整備

大地震に際して、被災地域において、販売施設、充填所等の被害によりガスの円滑な供給が不能となる事態が予想されるので、他地域からの供給経路、応援体制等を一般社団法人千葉県LPガス協会を通じて整備し、供給の円滑と保安の確保を図る。なお、被災地域の市町村から応急のガス供給の要請がある場合も同様に対応を図る。

【一般社団法人千葉県LPガス協会への応援要請・供給体制】



3 危険物施設関係

消防法第11条の規定により許可された危険物施設等について、不測の事態に備える防災体制を整えるため、下記の対策を実施するよう指導し、地震時の災害を防止する。

(1) 設備面の対策

- ア 地震による局所的な応力集中による配管やフランジ継手等の変形、破損、漏洩を防ぐため、変位を有効に吸収する構造とするほか、配置及び支持方法についても配慮する。
- イ 地震の振動等により損傷を受けるおそれのある散水配管、消火設備、ドレンピット等については、配置換え等を行う。
- ウ 防火塀等の倒壊防止のため配筋等を再検討し、必要に応じ控え壁等を設置する。
- エ 停電等に際しても設備の安全が保持できるよう電源等の支援設備を備える。
- オ 設備を新設する場合は、消防法による耐震基準に基づき設計する。

(2) 保安体制面の対策

- ア 作業標準等を整備し、非常停止等の作業が的確に措置されるよう保安教育、訓練を実施する。
- イ 点検基準を見直し、日常の点検及び地震後の異常の有無確認についての的確化を図るとともに従業員への周知を徹底する。
- ウ 夜間、休日の応急体制、命令系統、通報体制について明確化を図る。

4 少量危険物及び指定可燃物施設関係

火災予防条例に規定されている少量危険物及び指定可燃物施設について、不測の事態に備える防災体制を整えるため、下記の対策を実施するよう消防機関を通して指導し、地震時の災害を防止する。

(1) 設備面の対策

- ア 無届出施設の防止に努め、条例に定める貯蔵又は取扱いの技術上の基準の遵守を強力に指導する。
- イ 地震による局所的な応力集中を排除する配管の緩衝装置、地震動によるタンク本体の転倒、落下防止構造について配慮する。

(2) 保安体制面の対策

- ア タンクの元弁及び注入口の弁又はふたは、危険物又は指定可燃物を入れる、又は出すとき以外は閉鎖するように指導する。
- イ 地震後の異常の確認の実施及び応急措置について指導する。
- ウ 定期自主検査の完全実施を指導する。

5 火薬類関係

火薬類取扱施設について、防災体制を整えるため、下記の対策を指導し地震時の災害を防止する。

(1) 製造所への対策

- ア 従事者に対する保安教育を実施し、保安意識の向上を図る。

イ 定期自主検査の完全実施を指導する。

(2) 火薬庫への対策

ア 火薬類取扱保安責任者の講習会を実施し、保安意識の向上を図る。

イ 定期自主検査の完全実施を指導する。

ウ 応急消火設備を設置するよう指導する。

エ 延焼防止対策を施すよう指導する。

(3) 点検及び通報

火薬庫等は人家から離れた場所に設置される例が多いため、地震による影響が発生した場合も発見に時間を要することから、一定規模以上の地震が県内で観測された場合は、火薬庫、製造所等の占有者は速やかにその占有する施設の点検を実施し、被害の有無等を県へ通報するよう指導する。

6 毒物劇物取扱施設

(1) 毒物劇物取扱施設の現況

化学工業の発達等に伴い、毒物劇物取扱施設は年々増加の傾向にあり、町においても、化学工場等の施設はないが、業務上の毒物劇物取扱施設は存在している。

(2) 防災対策

現在、毒物及び劇物取締法、同施行令及び同規則において、毒物劇物の廃棄（法第15条の2、同施行令第40条）と事故の際の措置（法第16条の2）等の保安対策が規定されている。

また、設備については登録基準（法第5条、同規則第4条の4）の規制、運搬についても技術上の基準等（法第16条、同施行令第40条の2）が規定されている。

さらに、保健衛生上の危害を防止するため、上記毒物劇物取扱施設には専任の毒物劇物取扱責任者の設置を義務付けている。

毒物劇物取扱施設に対しては立入検査を行い、法違反の是正を図っている。

ア 立入検査体制の整備、強化を図る。

イ 毒物劇物貯蔵タンク等の整備点検について十分留意させ、防災を考慮の上、耐震設備を講じるよう指導する。

ウ 中和剤等の確保及び事故発生時の応急措置体制について指導する。

エ 危害防止規定を作成し、管理責任体制を明確にするよう指導する。

オ 毒物劇物関係業者に対して講習会を開催し、法の遵守の徹底を図る。

第6節 液状化予防対策

実施機関：環境防災課、産業課、都市建設課、福祉課、社会福祉協議会、県、山武健康福祉センター、山武郡市広域水道企業団、八咫水道企業団、九十九里地域水道企業団、東日本電信電話株式会社、東日本旅客鉄道株式会社、東京電力パワーグリッド株式会社

平成23年3月に発生した東日本大震災では、東京湾岸の埋立地と利根川沿いの低地を中心として、広域にわたって液状化現象が発生した。液状化現象による人的被害はほとんどなかったものの、県内では各地で大量の噴砂や沈み込み、浮き上がり、抜け上がり、地波現象等により多くの建物や道路、上水道等のライフラインに被害が生じ、昭和62年千葉県東方沖地震で液状化した場所の再液状化も確認された。また、町内でも液状化被害が発生したことから、今後、液状化対策の必要性を検討していく。

第1 液状化対策の推進

実施機関：環境防災課、都市建設課、県、山武郡市広域水道企業団、八咫水道企業団、九十九里地域水道企業団、東日本電信電話株式会社、東日本旅客鉄道株式会社、東京電力パワーグリッド株式会社

上水道施設等のライフラインや、道路・橋梁等の公共施設については、その機能の維持や早期復旧が、住民の生活や地域全体の復旧にも大きく影響するものであり、地盤の改良や施設の耐震化の推進等、液状化しにくい、又は液状化に強い施設づくりを推進するとともに、住民に対する液状化に関する知識の普及に努め、ハード及びソフト対策を組み合わせ液状化に強いまちづくりを目指す。

さらに、液状化現象により、水道管からの漏水等ライフライン施設の被害が発生した際の迅速な応急復旧のための体制整備に努める。

第2 ライフライン施設、公共施設の液状化対策

実施機関：環境防災課、産業課、都市建設課、県、山武郡市広域水道企業団、八咫水道企業団、九十九里地域水道企業団

1 上水道施設

地盤改良等により、液状化の発生を防止する対策や、液状化が発生した場合においても施設の被害を防止する対策を適切に実施する。

2 港湾海岸

県は、地震に強い港湾海岸を目指し、海岸保全施設の新設や老朽化及び機能の高質化に伴う改良等において液状化対策を進めている。町は、引き続き施設の重要性を考慮し液状化対策を実施するよう県に要請する。

3 道路橋梁

道路管理者は、橋台や橋脚周辺の地盤の液状化が予想される橋梁について、液状化が予想される地盤を改良して液状化しないようにしたり、固い支持地盤まで支持杭を打ち込む等の方法を講じて橋梁の破壊を防ぐ。

4 河川・海岸

通常、河川では大地震と洪水が同時に発生する確率はかなり低いですが、地表面標高の低い地域では通常の水位（潮位）で浸水するおそれがあり、また海岸では地震発生とともに津波が予想されるため、堤防や護岸等の液状化対策等、耐震対策を緊急的に実施する必要がある。このため、河川管理者は、国土交通省による堤防、護岸、水門、樋管等の各種施設の「耐震点検マニュアル」に基づき点検を行い、危険度の高い箇所より液状化対策等を実施する。

第3 液状化対策の広報・周知

実施機関：環境防災課、都市建設課

1 液状化現象に関する知識及び液状化しやすさマップや揺れやすさマップの広報・周知

東日本大震災を受け、県が平成26・27年度に実施した「千葉県地震被害想定調査」により判明した液状化発生原因や発生メカニズム、液状化被害が発生した地域特性について、町は、揺れ（震度）によって液状化しやすい地域を示した「液状化しやすさマップ」や「揺れやすさマップ」を用いて、住民にわかりやすく広報・周知する。

また、住民への液状化対策を推進するため、液状化の原因や対策を考えるのに重要な情報となる地盤情報を収集・公表し、住民に足元の地盤の成り立ちに関心を持ってもらうような施策を推進する。

2 住宅の液状化対策工法の広報・周知

ひとたび液状化により住宅に被害が発生すれば、住民個人の生活や経済面に大きな負担がかかる。このため、町は、住民が、「液状化しやすさマップ」を参考に、液状化発生のリスクがある地域の住宅建築前においては、十分なボーリング等の地盤調査を実施し、液状化発生を抑止する基礎の強化や表層地盤改良等の液状化対策工法を選定して行うよう広報するとともに、住民の啓発を行う。

既存住宅においては、液状化対策工法はかなり限られるが、国や大学等の研究機関が住

宅建築後の液状化対策工法について研究を進めていることから、これらの研究結果や施工例の情報を収集して住民に広報する。

第4 液状化被害における生活支援

実施機関：環境防災課、福祉課、社会福祉協議会、山武健康福祉センター

液状化現象について直接的な人的被害はほとんどないものとされているが、ライフラインが寸断することにより、生活に支障をきたす状況となる。特に、高齢者や障害者等の要配慮者が、在宅での避難生活を送る中で健康状態が悪化する等の二次的な被害が発生することもあると考えられる。

町は、これらの在宅の要配慮者に対する巡回健康相談や生活支援のため、共助の取り組みや山武健康福祉センター、社会福祉協議会等の福祉関係機関等の地域のネットワークによる取り組みを促進する。

第7節 土砂災害等予防計画

実施機関：環境防災課、都市建設課、県

町は、地震に伴う地盤災害による人的・物的被害の発生を未然に防止し、被害の軽減を図るため、県が平成26・27年度に行った「地震被害想定調査」の結果を参考に、崖崩れ・地盤の液状化現象等危険地域の実態を調査し、危険箇所における災害防止策を講じる。また、地盤災害の危険性を助長するような造成工事の規制・指導、地下水の取水を規制する等の措置を講じる。

第1 土砂災害の防止

実施機関：環境防災課、都市建設課、県

町、県及び防災関係機関は、土砂災害を未然に防止し、被害の軽減を図るため危険箇所の実態を調査し、危険な箇所における災害防止策を講じるとともに、警戒避難体制の整備等を行う。

1 土砂災害危険箇所カルテの整備と危険箇所の公表

県は、土砂災害発生のおそれのある箇所の災害を未然に防止し、その被害の軽減を図るため、被害の発生するおそれのある地域を予め調査し、土砂災害危険箇所カルテ（斜面カルテ、土石流危険渓流カルテの総称）を整備する等、土砂災害危険箇所の把握に努める。

また、土砂災害危険箇所について県のホームページで公表するとともに、インターネットを使用しない高齢者等にも周知するため、土砂災害危険箇所を示した防災マップを作成し、各戸に配付する。

町は、県の作成した土砂災害危険箇所カルテ及び土砂災害危険箇所マップをもとに町内の土砂災害危険箇所の把握に努め、防災マップへの反映、広報紙、パンフレットの配布、説明会の開催、さらには現場への標識・標柱の設置等により周辺住民に対し周知徹底を図り、併せて一般への周知に努める。

2 土砂災害警戒区域等の指定と警戒避難体制の整備

県は、土砂災害が発生した場合、建築物の損壊や住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域を「土砂災害警戒区域」又は、「土砂災害特別警戒区域」として指定している。

町は、土砂災害警戒区域ごとに、土砂災害に関する情報の収集及び伝達等土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項を定めるとともに、避難行動要支援者の円滑な警戒避難に資する土砂災害に関する情報等の伝達方法を定める。また、土砂災害警戒区域等の指定がされていない土砂災害危険箇所についても、指定区域における対応に準じ

た警戒避難体制の整備に努める。

3 地震後の土砂災害危険箇所の緊急点検

県は、震度5強以上の地震が発生した場合、平成19年12月に国土交通省が策定した「地震後の土砂災害危険箇所等緊急点検要領（案）」に基づき国土交通省と連携し、土砂災害危険箇所の緊急点検を実施する。

また、緊急点検の実施に当たり住民等に不安を与えないように、緊急点検の実施目的、実施期間、実施範囲及び作業内容等について、住民・町・県警察等防災関係機関に対して事前に周知する。

4 土砂災害警戒情報における地震等発生後の暫定基準

地震等の発生後は、地盤条件等が変化し、通常時よりも少ない降雨で土砂災害が発生しやすくなる。

町は、地震等発生時における土砂災害警戒情報が発表された際の的確な運用に努める。

5 土地利用の適正化

土砂災害防止に配慮した土地利用の適正化を図るため、各種法規制の徹底及び開発事業者等に対する啓発・指導の徹底等に努める。

6 国土保全事業の推進

土砂災害は、地形、地質等を素因とし、地震や大雨等を誘因として発生するもので、その防止については科学的調査により地形、地質、気象、地下構造、地下水の状況等を十分に把握し、効果的な防止工事を進める必要がある。

(1) 急傾斜地崩壊対策

町内の急傾斜地崩壊危険箇所は、JRの路線より北側に分布している。

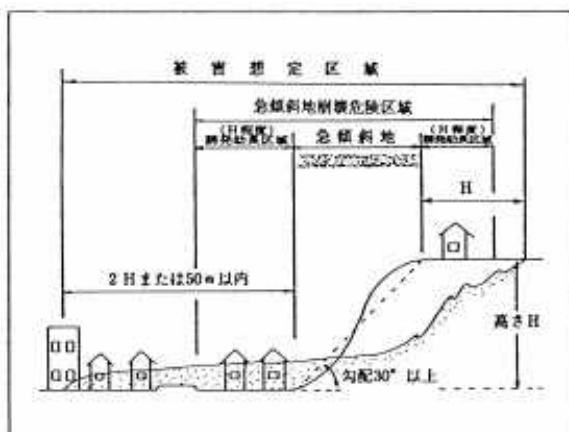
ア 急傾斜地崩壊危険区域の指定

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（以下「急傾斜地法」という。）第3条の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を把握し、県知事に対し指定を要望する。急傾斜地崩壊危険区域の指定基準は次のとおりである。

「急傾斜地崩壊危険区域指定基準」

次の各号に該当する崖について、知事が必要と認めるもの。

- ① 急傾斜地の勾配が30度以上の崖
- ② 急傾斜地の高さが5m以上の崖
- ③ 急傾斜地の崩壊により、危害が生ずるおそれがある人家が5戸以上あるもの、又は5戸未満であっても、官公署・学校・病院・旅館等に危害を生ずるおそれのあるもの



イ 行為の制限

県は、急傾斜地における災害を防止するため、急傾斜地法に基づき崩壊を助長するような行為の制限、防災措置の勧告及び改善措置の命令等を行う。また、急傾斜地崩壊危険区域内の居住用建物については、建築基準法及び建築基準法施行条例に基づく災害危険区域の指定により、建築物の建築制限の徹底を図るとともに、「がけ地近接等危険住宅移転事業制度」等に基づき移転を促進する。

現在、災害危険区域に指定されている区域は、急傾斜地崩壊危険区域として指定されている区域のとおりである。

ウ 防止工事の実施

町は、急傾斜地崩壊危険区域等の危険度が高い箇所は、災害防止工事を促進するよう土地所有者、管理者等、被害を受けるおそれのある者に指導する。これらの者が施行することが困難又は不適當と認められる場合は、県に対し防止工事の実施を要請する。

エ 急傾斜地崩壊危険箇所における施設整備の向上

町は、急傾斜地崩壊危険箇所のうち、急傾斜地法第3条の規定により、特に施設整備の必要な箇所については、県に対し急傾斜地崩壊危険区域の指定を要望する。また、①避難行動要支援者関連施設に係る危険箇所、②避難所や避難路を有する危険箇所、③崖の状態が悪く緊急性の高い危険箇所、については、重点的に施設整備を実施するよう県に対し要望する。

〈資料編 急傾斜地崩壊危険箇所（自然崖）〉

（2）山地災害対策

山地災害危険地区とは、山腹の崩壊、崩壊土砂の流出及び地すべりによる災害が現に発生し、又は発生する危険のある箇所で、人家又は公共施設に被害を及ぼすおそれのある地区をいう。

県においては、山地災害の種類により、山腹崩壊危険地区、地すべり危険地区、崩壊土砂流出危険地区を指定し公表しているが、このうち町では、山腹崩壊危険地区の危険度や保全対象等、地区の状況を考慮し、県による計画的な治山事業の実施を働きかける。

（3）宅地造成地災害対策

宅地造成工事の施工に当たっては、関係法令等の基準に基づき防災等の措置を講じることとするが、特に丘陵地、急傾斜地においては地形地質等の地域の実情等を考慮し、安全性の一層の確保を図る。

第2 地盤沈下の防止

実施機関：都市建設課

広域的な低地化をもたらす地盤沈下は、地震水害の増大、建築物や土木建造物等の耐震性

の劣化等の可能性がある。このため、地盤沈下による被害が想定される場合、町は地下水の過剰揚水等について、県に規制を要請する。

第3 地籍調査の推進

実施機関：町

地籍調査とは、国土庁作法に基づき、市町村が主体となって、一筆ごとの土地の所有者、地番、地目を調査し、境界の位置と面積を測量する調査である。現在、登記所に備え付けられている地図は、その大部分が、いまだに明治時代の地租改正時に作られた地図（公図）等をもとにしたものである。そのため、公図は、境界、形状等が現実とは違う場合があり、また、登記簿に記載された土地の面積も、正確ではない場合もある。

地籍調査の成果は登記所に送られ、登記簿の記載が修正され、地図が更新されるとともに、固定資産税算出の際の基礎情報となる等、市町村における様々な行政事務の基礎資料として活用される。また、災害による土地形状の変化が起こった際には、地籍調査の結果をもとに円滑な復旧を行うことが可能となる。

これらのことから、町では、今後、地籍調査の実施について検討する。

第4 河川、ため池施設の安全化

実施機関：産業課、都市建設課、県

県及び町は、地震に伴う河川、ため池施設の被害を防止するため、耐震性の強化等の措置を講ずる。

1 河川施設の整備

地震による河川護岸等の損壊を防止するため、耐震化対策を進める。

2 ため池等災害対策

老朽化、降雨、地震等により災害の発生するおそれのある農業用ため池について、改修を必要とするものから計画的に改修を行う。

第8節 要配慮者等の安全確保のための体制整備

実施機関：環境防災課、住民課、都市建設課、福祉課、健康こども課、教育課、県、社会福祉施設管理者

東日本大震災では、死者の多くを高齢者が占め、また、障害者が一般の人に比べて高い割合で犠牲になったことが推察される等、高齢者や障害者等災害時に支援を要する人々の犠牲が多くみられた。また、避難生活において特別な配慮が必要となった。これらの教訓を踏まえ、町は、高齢者や障害者のほか、難病患者・乳幼児・妊産婦・外国人等を含めた要配慮者を守るため安全確保対策の一層の充実を図る。

第1 在宅の避難行動要支援者に対する対応

実施機関：環境防災課、福祉課、健康こども課、住民課、県、社会福祉施設管理者

1 避難行動要支援者の把握

町は、災害時、犠牲者となりやすい高齢者や障害者、乳幼児、妊産婦等、いわゆる「避難行動要支援者」の把握に努め、発災時に迅速な対応がとれるよう備える。

なお、国による「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」に基づき、次の事項に留意して把握等を行う。

(1) 避難行動要支援者の所在把握

東日本大震災時、個人情報保護等の観点から名簿が使われず救助が遅れた事例があったこと等を踏まえ、災害対策基本法第49条の10第1項により、避難行動要支援者名簿の作成が義務化された。これを受け、町においても日常業務の中で住民登録や福祉等の各担当部門が保有する情報から、事前に避難行動要支援者名簿を作成し、どのような避難行動要支援者（電源を必要とする医療機器の使用の有無を含む。）がどこに住んでいるのか取りまとめ、所在情報とする。また、病院や社会福祉施設等に入院・入所している避難行動要支援者に関しても、可能な限り所在を把握しておく。

所在の把握には、自治会や町内会等を活用した、地域における共助による取組みを推進する。また、町長は、災害対策基本法第49条の10第3項により、必要に応じて、県及び防災関係機関に対し、要配慮者に関する情報の提供を求める。

(2) 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

避難行動要支援者名簿に掲載する者は、町に居住する高齢者や障害者等の要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれのある場合に自ら避難することが困難な者であって、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者とする。

(3) 避難行動要支援者名簿の管理

町は、避難行動要支援者が、災害時に地域の中で支援を受けられるよう「避難行動

要支援者名簿」の整備を進めている。

避難行動要支援者名簿は、常に最新の情報に更新するとともに、データベース化を進めるなど、適切な管理が可能となるよう整備に努める。

なお、災害による電源喪失時に備え、紙媒体での保管も実施する。

(4) 避難支援等に関する関係者及び避難行動要支援者名簿の共有

避難行動要支援者名簿は、避難支援等の実施に必要となる最低限の範囲で、消防機関、県警察、民生委員児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者（「避難支援等関係者」という。）に対し、本人の同意が得られた場合に限り、配布を行う。更に、平時から社会福祉協議会、民生委員児童委員、ケアマネージャー、介護事業所職員等の福祉サービス提供者、障害者団体等の福祉関係者との連携に努める。

なお、町は、避難行動要支援者名簿の配布を行った際には、適正な情報管理を行うよう、避難支援等関係者に対し、指導の徹底を図る。

2 支援体制の整備

町及び県は、自主防災組織等の育成及び指導並びに社会福祉施設等への指導を通じ、災害時における情報伝達や救助、避難誘導等、自治会や町内会等の地域社会全体で要配慮者を支援するための体制づくりを行う。また、町は、地域で避難支援等関係者の安全確保の措置を決めておくよう、指導に努める。

町における要配慮者への各種支援体制については、国の作成した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」や県の「災害時における要配慮者及び避難行動要支援者避難支援の手引き」に基づき整備に努める。

なお、体制づくりに当たっては、女性の意見を取り入れ、支援体制の中に女性を位置付ける。

3 避難行動要支援者避難支援プランの策定

住民及び町は、「避難行動要支援者」の把握に努め、避難行動要支援者名簿を作成するとともに、自治会や町内会等地域社会全体で一人ひとりの避難行動要支援者に対して複数の避難支援関係者を定める等、具体的な避難行動要支援者避難支援プランの個別計画の策定に努める。

4 避難指示等の情報伝達

町は、避難行動要支援者の状態や特性に応じた情報伝達体制の確立に努めるとともに、発災時には、速やかに避難指示等の周知を図る。

5 防災設備等の整備

町及び県は、ひとり暮らしの高齢者や障害者、寝たきり高齢者、視覚障害者等の安全を確保するための緊急通報システムや聴覚障害者等への災害情報の伝達を効果的に行うための文字放送受信装置等の普及に努めるとともに、在宅者の安全性を高めるため、自動消火装置及び火災報知器等の設置の推進に努める。

6 避難施設等の整備

町は、施設の安全性確保やバリアフリー化、避難スペースが確保されている等、要配慮者のために特別の配慮がなされた福祉避難所の整備や、特別養護老人ホーム等の施設を福祉避難所として指定するように努める。また、県は、福祉避難所等での受入れが困難な在宅の要配慮者や被災した施設の利用者等を、市町の域を越えて受け入れられる拠点の整備に努める。

その他、要配慮者が避難生活を送るために必要となるトイレ、車椅子、簡易ベッド等の障害者・高齢者用の備品や、ミルク、ほ乳びん等の乳児用備品及び授乳に配慮するための設備等は、あらかじめ避難施設等に配備するよう努める。ただし、個別の事情による医薬品等については、支援者で備えることとする。

町は、手引きや関係団体の意見等を参考とし、要配慮者に十分配慮した構造・設備及び運営の確保に努める。

7 防災知識の普及、防災訓練の充実

町及び県は、要配慮者やその家族並びに社会福祉施設に対し、パンフレット、広報紙を配布する等、広報を充実し、災害に対する基礎知識等の理解を高めるとともに、地域の防災訓練等やコミュニティへの積極的な参加を呼びかけるよう努める。

8 在宅避難者等への支援

町及び県は、在宅避難又は応急仮設住宅で生活を送る要配慮者に対する健康相談や生活支援のため、共助の取組みや健康福祉センター（保健所）、社会福祉協議会やその他福祉関係機関等、地域のネットワークによる取組みを促進する。

また、電源を必要とする医療機器を使用している在宅難病患者等に対し、災害に備えた補助電源の準備や停電時の入院受入れ等について、日頃から主治医や訪問看護ステーション等と相談するよう周知する。

第2 在宅の避難行動要支援者の避難計画

実施機関：環境防災課、都市建設課、福祉課、健康こども課、教育課、県

1 避難誘導

町は、国の作成した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」及び県の作成した「災害時における要配慮者及び避難行動要支援者の避難支援の手引き」、町の作成する「避難行動要支援者避難支援プラン」を活用するとともに、次の事項に留意して避難誘導を行う。

- (1) 避難経路は、できる限り危険な橋、堤防、その他新たに災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定すること。この場合、なるべく身体壮健者、その他適当な者に依頼して避難者の誘導措置を講ずること。

- (2) 危険な場所には、表示、なわ張りをを行うほか、状況により誘導員を配置すること。
- (3) 状況により、老幼病者又は歩行困難者は適当な場所に集合させ、車両又は舟艇等による輸送を行うこと。この場合、ロープ等の資材を利用して輸送途中の安全を確保すること。
- (4) 誘導中は水没、感電等の事故防止に努めること。
- (5) 避難誘導は、収容先での救助物資の配給等を考慮し、できれば行政区等の単位で行うこと。
- (6) 避難行動要支援者については、その状態に応じた適切な避難誘導を行うとともに、町職員及び自主防災組織の隊員等による避難確認を行うこと。

2 避難順位

避難誘導は移動若しくは歩行困難な者を優先して行うものとし、優先順位は、概ね次のとおりとする。

- (1) 介護を要する高齢者及び障害者
- (2) 傷病者
- (3) 乳幼児及びその母親・妊産婦
- (4) 高齢者・障害者
- (5) 児童生徒
- (6) 女性
- (7) 男性
- (8) 防災業務従事者

3 避難後における避難行動要支援者への対応

町及び県は、避難行動要支援者の避難状況を速やかに確認し、優先的に避難場所を確保するとともに、健康状態等の把握に努め、状況に応じて福祉避難所への移送、社会福祉施設等への緊急入所を行う。また、既存施設との協定の締結等により応急的な入所先の確保にも努める。このため、緊急入所が可能な社会福祉施設等との協定の締結により受け入れ先の確保を図るとともに、平素より入所可能状況等の把握に努める。

応急仮設住宅への入居については、避難行動要支援者を優先して行うよう努めるとともに、高齢者・障害者に配慮した応急仮設住宅（以下「福祉仮設住宅」という。）の設置等について検討する。

4 被災した避難行動要支援者等の生活の確保

町及び県は、災害によるショックの緩和並びに避難生活の長期化に対応するため、被災地及び避難所において社会福祉士、介護福祉士、児童相談員等の専門家による相談等の事業を行う。

- (1) 要介護者への巡回相談事業及びホームヘルプサービスの実施
- (2) 被災児童及びその保護者への相談事業の実施

第3 社会福祉施設等における防災対策

実施機関：環境防災課、福祉課、教育課、県、社会福祉施設管理者

町及び県は、社会福祉施設等において、次の防災対策が講じられるよう指導に努める。

1 施設の安全対策

社会福祉施設や老人保健施設の管理者及び特別支援学級のある学校の校長は、施設そのものの災害に対する安全性の確保に努める。

また、電気、水道等の供給停止に備えて、施設入所者等が最低限度の生活維持に必要な飲料水、食料、医薬品類等の備蓄を行うとともに、施設機能の応急復旧や施設入居者の酸素療法等の治療に必要な非常用自家発電機等、防災設備の整備を行う。

2 組織体制・計画の整備

社会福祉施設や老人保健施設の管理者及び特別支援学級のある学校の校長は、あらかじめ防災組織を整え、施設職員の任務分担、動員計画、施設関係者緊急連絡体制、町及び県へのライフライン等の被害・復旧状況報告体制等を盛り込んだ非常災害に関する計画の作成に努める。

また、町との連携のもとに、施設相互間並びに他の施設、近隣住民及び自主防災組織等との日常の連携が密になるよう努め、入所者の実態及び児童生徒等に応じた協力が得られるよう体制づくりを行う。

3 防災教育・防災訓練の充実

社会福祉施設や老人保健施設の管理者及び特別支援学級のある学校の校長は、施設の職員や利用者及び児童生徒等が、災害に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について、理解や関心を高めるための防災学習を定期的実施する。

また、施設職員や入所者及び児童生徒等が、発災時の切迫した状況下においても適切な行動がとれるよう、施設の構造や利用者等の判断能力、行動能力等の実態に応じた防災訓練を定期的実施する。

第4 外国人に対する対策

実施機関：環境防災課、住民課、県

1 防災知識の普及・防災訓練の充実

町及び県は、言語、生活習慣、防災意識が異なり、日本語の理解が十分でない外国人を「要配慮者」として位置付け、発災時に迅速かつ的確な対応ができるよう、次のような条件、環境づくりに努めるとともに、さまざまな機会をとらえて防災対策の周知に努める。

- (1) 多言語による広報の充実
- (2) 避難場所、避難路標識等の災害に関する表示板の多言語化
- (3) 外国人を含めた防災訓練・防災教育

2 外国人に対する対応

町は、日本語の理解が十分でない外国人向けの語学ボランティアの派遣制度について、迅速な派遣要請が可能となるよう、派遣制度の周知を図るとともに、日本語の理解が十分でない外国人が、自身の情報（氏名、国籍、連絡先、既往歴等）を伝える手段（ツール）について今後検討していく。また、町は県の作成した「災害時における避難所運営の手引き」を活用し、避難所等の整備に努める。

第9節 情報連絡体制の整備

実施機関：環境防災課、財政課、県、防災関係機関

大規模震災時には、通信の途絶や輻輳等が予想されるため、町、県及び防災関係機関は、情報収集伝達手段として、防災通信網の整備充実を図り、応急対策における情報伝達を迅速に進める。また、訓練等を通じて通信機器の操作の習熟に努める。

第1 町における情報通信体制の整備

実施機関：環境防災課

災害時の消防機関内での連絡システムの確保をより確実にするため、通信指令システムの高度化、消防通信ネットワークシステムの強化の推進等、消防通信体制の整備を図る。

第2 横芝光町防災行政無線

実施機関：環境防災課

町は、現在、横芝光町役場に防災行政無線の親局1局と、町内44カ所に子局を設置し、横芝光町防災行政無線局管理運用規程に基づき運用するとともに、気象の予警報や災害情報を迅速かつ的確に住民へ伝達している。また、26局の移動無線により災害現場との連絡を密にし、防災活動の効率化を図っている。この防災行政無線については、今後とも整備拡充に努める。また、各世帯には戸別受信機の設置を推進し、聞き取りづらい場所等の解消に努める。

更に、防災行政無線のデジタル化に対応し、全国的なシステムと連動して、よりの確で細かな情報提供に努める。

第3 有線通信施設

実施機関：環境防災課、財政課

有線通信は次のとおりとする。

- 1 電話・ファクシミリ通信
- 2 インターネット

第4 災害時優先電話

実施機関：環境防災課、財政課

一般有線電話の輻輳又は通信不能の場合は、災害時優先電話により通話を行う。町では、既設の電話番号を東日本電信電話株式会社に登録し、「災害時優先電話」の設定を行っている。また、携帯電話についても、NTTドコモ及びKDDI等携帯事業者に既設の電話番号を登録し、「災害時優先電話」の設定を行う。

〈資料編 災害時優先電話番号〉

第5 全国瞬時警報システム

実施機関：環境防災課、県

全国瞬時警報システム（J-A L E R T）とは、津波警報や弾道ミサイル情報等の対処に時間的余裕のない事態に関する国からの緊急情報を、町の防災行政無線を自動的に起動し放送することにより、住民に瞬時に伝達するシステムであり、町でも平成24年9月5日から運用を開始している。

本システムで得た下記に示す情報については、防災行政無線やエリアメール等により、住民等に配信する。

【全国瞬時警報システム（J-A L E R T）で放送される情報】

- ・大津波警報、津波警報、津波注意報（九十九里・外房地域に発表された場合）
- ・震度速報（千葉県北東部で、震度5弱以上の地震があった場合）
- ・特別警報
- ・弾道ミサイル情報、ゲリラ・特殊部隊攻撃情報、航空攻撃情報、大規模テロ情報

第6 警察通信施設の使用

実施機関：環境防災課

町長は、災害対策基本法に基づく通信設備の優先利用等に関する協定により、警察通信施設を使用することができる。

第7 震度情報ネットワークシステム

実施機関：県

千葉県震度情報ネットワークシステムは、地震発生直後における情報空白期を補完し、迅速かつ的確な初動体制の確立と応急対策を行うため、県内全市町村に設置した震度計から震度情報を即時に収集することを目的としている。

県では、収集した震度情報を気象庁及び消防庁（震度4以上）に配信し、気象庁では、この情報をもとにテレビ・ラジオ等の報道機関を通じて、地震速報として公表している。

このシステムにより、町でも震度情報を確認することができる。

第8 非常通信体制の充実強化

実施機関：環境防災課、防災関係機関

町及び防災関係機関は、災害時等に自己の所有する無線通信施設又は一般加入電話等が使用できないとき、又は使用が困難になった場合に、電波法第52条の規定に基づく非常通信を迅速に実施するため、非常通信の伝送訓練や各機関との連携体制等、非常通信体制の充実強化に努める。

第9 アマチュア無線の活用

実施機関：環境防災課

アマチュア無線による通信は、災害時に一般加入電話等が使用できない場合の代替通信手段として効果があることから、町は、アマチュア無線関係団体との協定締結を推進し、必要に応じて、アマチュア無線関係団体に災害情報の収集伝達について協力を要請することができるよう体制整備に努める。

第10 その他通信網の整備

実施機関：環境防災課

町は、CATV、インターネット等多様な通信メディアの活用について検討し、災害時における多様な通信連絡網の整備充実に努める。

第10節 備蓄・物流計画

実施機関：環境防災課、健康こども課、東陽病院

町は、住民や自主防災組織、事業所等に対し、「自らの命は自らで守る。自らの地域はみんなで守る。」という自助・共助の考え方を基本に、平時から、災害時に必要な物資を備蓄するよう働きかけるとともに、住民の生命や財産を守るため、災害発生直後から被災者に対して必要な物資等を円滑に供給できるよう、備蓄・調達並びに物流に係る体制の整備を図る。

併せて、大規模災害時における医療救護等の救援活動を実施するために必要な資機材・物資等の計画的な整備を図る。

第1 備蓄意識の向上

実施機関：環境防災課

町は、各家庭や事業所等における食料・飲料水等の備蓄を推進するため、家庭等における3日以上以上の食料や飲料水、生活必需品を備蓄すること等、住民の備蓄意識の向上を図るための普及啓発を推進するとともに、自主防災組織等に対しては、炊き出し用機材や救助用機材等の整備を促進する。

第2 備蓄・調達体制の整備

実施機関：環境防災課

町における備蓄及び調達は、自助・共助により賄われる備蓄物資等を補完する目的で行われるものであるが、町は、基礎的な地方公共団体として一義的に被災者への食料・生活必需品等の供給を行う責務を有していることから、様々な事態に的確に対応できるよう、物資の備蓄・調達体制の整備に努める。

なお、備蓄物資の整備に当たっては、次の事項に留意する。

- 1 生命維持や生活に最低限必要な食料・飲料水・生活必需品等の物資や避難所運営に必要な資機材を中心とした備蓄に努める。なお、備蓄物資の選定に際しては、地域特性や要配慮者・女性の避難生活等に配慮する。
- 2 被災者に物資を迅速に提供するため、避難所への分散備蓄の推進や備蓄拠点の設置、輸送体制の構築等に努める。
- 3 消費期限が短い等の備蓄に適さない物資や、大量に必要となるもので全てを備蓄することが困難な物資、発災からの時間の経過とともに必要となる物資については、調達による確保に努めるものとし、関係事業者等との協定締結の推進に努める。

第3 災害時の物流体制の整備

実施機関：環境防災課

民間からの調達や、国や他都道府県等からの支援により供給される大量の物資を迅速に目的地へ届けるためには、円滑な物流体制を構築することが重要である。

町は、県によって町の指定した拠点に搬入された物資を避難所等へ輸送し、避難者へ供給する役割を果たす必要がある。そのため、平時から物資の集積拠点を選定しておくとともに、大量な物資の仕分けや避難所への輸送等について、地域特性に応じて、民間物流事業者と連携する等の体制整備に努める。

避難物資集積拠点は、町体育館とする。

第4 医薬品及び応急医療資機材等の整備

実施機関：環境防災課、健康こども課、東陽病院

町は、避難所等において傷病者への対応を迅速に行うため、必要に応じて医師及び薬剤師等の助言を求めて、医薬品及び応急医療資機材等の備蓄を実施する。

第5 水防用資機材の整備

実施機関：都市建設課、環境防災課

町は、洪水、溢水等の緊急事態に対処するため、水防用資機材を整備している。これらの水防用資機材は、地震による堤防損壊、浸水対策をはじめ、道路復旧、崖崩れ等にも対応できるように整備に努める。

第11節 防災施設の整備

実施機関：環境防災課、都市建設課、福祉課、教育課、社会文化課

地震災害から住民の生命や財産を守るためには、災害応急対応を円滑に行うための防災拠点や避難所等の各種防災施設等の整備が重要であることから、計画的に整備を進める。

第1 防災拠点等の整備

実施機関：環境防災課、都市建設課、福祉課、教育課、社会文化課

町は、災害時に地域における災害対策活動の拠点となる施設について、災害時の資機材、物資等の備蓄、可搬式ポンプ、通信施設、非常用電源等の整備に努める。

第2 避難施設の整備

実施機関：環境防災課、都市建設課、福祉課、教育課、社会文化課

1 避難場所の指定及び解除

緊急避難場所・指定避難所の指定

環境防災部は、災害対策基本法第49条の4～9に基づき、災害から円滑に避難するための「指定緊急避難場所」、避難者及び住居を失った被災者等を一時滞在させる「指定避難所」を指定するため、同法施行令及び施行規則に適合する施設の調査、選定を行う。

指定にあたっては知事への通知及び公示を行うほか、防災マップ等で緊急避難場所等を周知するよう努める。

また、国の「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」に留意して、指定避難所の環境整備等を推進する。

（資料編 避難所・避難場所一覧表）

2 避難所等の整備

町は、「災害時における避難所運営の手引き」により、避難所等の選定を行う。また、避難所等の整備については、同手引きの記載内容及び次の点に留意するものとする。

（資料編 避難所・避難場所一覧表）

- （1）避難所の開設が予定される施設の耐震性を確保するとともに、対象地域の被災住民を収容できる規模をもって適切に配慮する。
- （2）避難所に指定した建物については、必要に応じ、避難生活の環境を良好に保つため

の設備（その設備を稼働させるために必要な電源や燃料を含む。）の整備に努める。

- (3) 避難所における救護所、通信機器等の施設・設備の整備に努める。
- (4) 避難所に食料、水、非常用電源、常備薬、炊き出し用具、毛布、仮設トイレ等避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。また、灯油、L P ガス等の非常用燃料の確保等に努める。
- (5) 高齢者、障害者等の要配慮者に対応するため、要配慮者に特別の配慮をする避難施設（以下「福祉避難所」という。）の整備に努め、簡易ベッド、簡易トイレ等の整備及び避難時の介助員の配置等について検討する。
- (6) 避難生活の長期化に対応するため、間仕切りや照明等、被災者のプライバシー及び安全を確保するための設備の整備に努める。

3 避難路の整備

町は、避難場所に安全に避難できるよう日頃から住民への周知徹底に努めるとともに、避難路の安全性の点検及び避難誘導標識の設置等適切な措置を講じる。

4 震災対策用貯水施設等の整備

町は、山武郡市広域水道企業団及び八匠水道企業団の協力を得て、本格的な応急給水が行えるまでの間の水を確保するため避難場所等に地震時の安全を考慮した貯水槽又は防災用井戸等の整備に努める。

なお、山武郡市広域水道企業団及び八匠水道企業団は地震時の安全を考慮した貯水槽等の整備について、技術面において積極的に協力をするものとする。

5 ヘリコプター臨時離発着場等の確保

緊急時のヘリコプター離発着場は資料編のように定められているが、特に、使用の際に混乱が予想される避難所の臨時離発着場については、避難住民の安全性等を考慮し避難場所と臨時離発着場の区別等所要の措置を講じる。また、緊急消防援助隊、広域緊急援助隊及び自衛隊の各部隊の支援を円滑に受け入れるための応急対策活動拠点の候補地をあらかじめ選定する。

〈資料編 ヘリコプター臨時離発着場適地〉

第12節 帰宅困難者等対策

実施機関：環境防災課、総務課、企画空港課、産業課、教育課、社会文化課、県

平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、県内で多くの帰宅困難者が発生し、帰宅しようと駅周辺に集まった人々が駅前に滞留した事例が多く見られた。行動の基本ルールが十分周知されていなかったことや、駅と市町村との情報連絡体制が不十分であったことにより、一部の駅周辺では混乱も生じた。本町においては、大きな混乱は発生しなかったが、大規模震災により鉄道等の公共交通機関が運行に支障をきたした場合には、県内主要駅では大量の帰宅困難者の発生が予想され、それらの人々が一斉に居住地に向けて帰宅行動を開始すると、火災や建物からの落下物により負傷するおそれや、救急・救助活動の妨げとなる可能性がある。

このため、県及び町は、首都直下地震帰宅困難者等対策協議会や九都県市首脳会議等における研究・検討を踏まえ、防災関係機関との連携・協力体制を確立し、帰宅困難者等対策の推進を図る。

第1 帰宅困難者等

実施機関：環境防災課、県

1 帰宅困難者の定義

震災発生時の外出者のうち、地震の発生により交通機関の運行が停止した場合に、自宅までの距離が遠く、徒歩による帰宅が困難な人を「帰宅困難者」とする。

また、自宅までの距離が近く、徒歩による帰宅が可能な人を「徒歩帰宅者」とし、「帰宅困難者」及び「徒歩帰宅者」の両方を含めて「帰宅困難者等」とする。

2 帰宅困難者の発生予想数

平成26・27年度「千葉県地震被害想定調査報告書」では、被害が最大となる千葉県北西部直下地震の発生により、本町周辺で、最大約5,300人が帰宅困難者になると推計している。

第2 一斉帰宅の抑制

実施機関：環境防災課、総務課、企画空港課、産業課、教育課、社会文化課、県

1 「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知・徹底

帰宅困難者対策においては、一斉帰宅行動の抑制が最も重要であるため、町及び県は、

広報紙、ホームページ、ポスター等、様々な媒体を活用して「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知・徹底を図る。

2 安否確認手段の普及・啓発

一斉帰宅行動を抑制するためには、家族等との安否確認手段が確保され、かつ周知されていることが必要である。このため、町及び県は、災害用伝言ダイヤル171、災害用伝言板、災害用ブロードバンド伝言板（web171）、ツイッター・フェイスブック等のSNS、IP電話等、通話に頼らない安否確認手段について、平時から体験・活用を通じて、発災時に利用してもらえよう広報・啓発を行うとともに、企業や学校等における家族等との安否確認手段のルール化を促進する。

3 帰宅困難者等への情報提供

企業、学校等において従業員や児童生徒等を待機させる判断をすることや、個々人が望ましい行動を取るためには、地震情報、被害情報、公共交通機関の運行・復旧状況等の情報を適切なタイミングで提供することが必要である。このため、町及び県は、「むやみに移動を開始しない」ことの呼びかけ、地震に関する情報、被害情報、一時滞在施設の開設状況等について、テレビ・ラジオ放送やホームページ等を活用して主体的に提供する。

4 企業、学校等における施設内待機のための対策

「むやみに移動を開始しない」という基本原則を徹底するため、町及び県は、企業・学校等に対し、従業員等や児童生徒を安全に待機させるための耐震診断・改修、家具の転倒・落下・移動防止等の環境整備、従業員等との安否確認手段の確保・家族との安否確認手段の周知等の対策を要請する。また、飲料水、食料、毛布等の備蓄について、企業は自らの準備に努めることとし、学校等については、家庭や地域と協力連携して準備に努める。

第3 帰宅困難者等の安全確保対策

実施機関：環境防災課、産業課、教育課、社会文化課、県

1 一時滞在施設の確保と周知

町は、所管する施設から、耐震性等の安全性を考慮したうえで、駅周辺の滞留者や路上等の屋外で被災した外出者等を一時的に受け入れるための一時滞在施設を指定する。また、町は、一時滞在施設の周知を図るとともに、施設における情報提供や物資の備蓄のあり方についても検討する。

2 駅等における利用者保護の要請

町及び県は、駅等における利用者保護のため、施設管理者等に対し、震災の発生時に適切な待機や誘導が行われるよう要請する。

3 企業、学校等における訓練実施の要請

町及び県は、企業・学校等に対し、従業員や顧客、児童生徒の混乱防止、誘導訓練、情報の収集伝達訓練、安否の確認及び情報発信訓練等、帰宅困難者等の発生を想定した訓練の実施を要請する。

第13節 防災体制の整備

実施機関：環境防災課、総務課

町は、大規模災害の発生時における迅速な初動体制や、県・他市町村等からの応援体制を構築するため、平時から防災関係機関との連携を密にするとともに、災害対策本部事務局機能の強化等、体制整備を行う。

また、大規模地震等の発生時には、住民の生命・財産を守り、生活の早期復旧を図ると同時に、行政サービスの提供を維持する必要があることから、行政機能の確保等の体制整備に努める。

第1 町の防災体制の整備

実施機関：環境防災課

1 災害対策本部等の活動体制の整備

町は、大規模災害時に迅速かつ円滑に対応した体制を整備するため、災害対策本部事務局体制を整備し、災害対策本部設置訓練や図上訓練を行うことにより、習熟に努める。災害対策において全職員が以下のプロアクティブ原則を意識し、これに基づいて迅速に行動ができるよう、訓練に取り組む。

- ・疑わしいときは行動せよ
- ・最悪事態を想定して行動せよ
- ・空振りは許されるが見逃しは許されない

訓練の検証の結果、必要となる場合には、適宜体制の見直し等を図る。また、町は、避難所運営等の防災の現場における女性の参画の拡大、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立を図る。

2 受援計画の策定

町は、国、県、自衛隊、消防機関、他市町村及び民間ボランティアや企業等の応援等を効果的に受けるため、被災状況や災害ニーズの把握、情報提供等、あらかじめ支援者が必要とする事項について定める等、受援計画の作成に努める。

3 広域応援体制の整備

県内他市町間においては、平成8年に県内市町村間の相互応援に関する基本協定を締結しており、災害時には県内全ての市町村が相互に協力することを確認している。

町を含む山武郡市の市町（東金市、山武市、大網白里市、九十九里町、芝山町、横芝光町）では、地震、津波、水害、火災等による大規模災害に対応するため、平成24年8月10日に相互応援に関する協定を締結し、被災市町が応援を要請した場合には区域を超え

た避難所の提供等の応援体制が取れることとなっている。また、町は東日本大震災のような広域的な災害に備え、県外の市町（神奈川県足柄上郡松田町、長野県千曲市）との災害時相互応援協定の締結を行っている。

町は、これら市町村との平時からの連携を緊密にするよう努める。

4 広域避難者の受入体制の整備

町は、大規模災害時において、町外又は県の区域を越える被災者の広域支援要請又は受入れを円滑に行うための体制整備に努める。

第2 業務継続計画〔震災編（BCP）〕

実施機関：総務課

町は、大規模地震等が発生した場合においても、住民の生命・財産を守り、生活の早期復旧を図るとともに、行政サービスの提供を維持する必要があることから、業務継続計画〔震災編（BCP）〕の策定を検討する。

業務継続計画は、平成29年3月策定。

第2章 災害応急対策計画

第1節 災害応急活動体制

実施機関：環境防災部、福祉部、各部

大地震や大津波が発生した場合、人命損傷にとどまらず、家屋の倒壊や流出、火災や崖崩れの発生、道路・橋梁の損壊、生活関連施設の機能障害等、町内の広い範囲にわたり大きな被害の発生が予想される。

このような被害の拡大を防止し、被災者の救援救護に全力をあげて対処するため、町、県及び防災関係機関は、それぞれの計画に基づき迅速かつ的確な活動体制のもと災害応急対策に万全を期することとする。

第1 町の活動体制

実施機関：環境防災部、各部

町は、地震による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、第1次的に災害応急対策を実施する機関として、法令、県地域防災計画及び町地域防災計画の定めるところにより、県、他の市町村及び指定地方行政機関並びに区域内の公共的団体、住民の協力を得て、災害応急対策を実施する。

1 組織、配備体制

町は、災害応急対策を遂行するため、あらかじめ地震災害に対処するための組織、配備体制及び職員の動員等について定めておく。

その際、町と県が一体となった体制がとれるよう、県地域防災計画に定める配備基準、配備内容等と十分整合を図る。

2 災害救助法が適用された場合の体制

町は、災害救助法が適用された場合は、知事の委任を受けて、災害救助法に基づく救助事務を実施又は知事が行う救助を補助する。

3 市町村間での応援体制

県下全市町村間で締結した「災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定」に基づき、円滑な協力体制を整備する。

第2 動員基準及び配備内容

実施機関：環境防災部、各部

【体制の種別及び配置内容】

配備体制		配備基準	配備内容	配備職員
警戒配備	第1配備	【情報収集体制】 ・町域に気象庁発表による震度4の地震が観測され、町長が必要と認めたとき ・南海トラフ地震臨時情報（調査中）が又は、同（巨大地震注意）が発表されたとき ・日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る後発地震への注意を促す情報（北海道・三陸沖後発地震注意情報）が発表されたとき	・災害の要因が発生した場合において、情報を収集する体制	・必要に応じ指名された課員
	第2配備	【自動配備】 ・町域に気象庁発表による震度5弱の地震が発生したとき ・気象庁が津波予報区の「千葉県九十九里・外房」に津波注意報又は津波警報を発表したとき ・東海地震注意情報を受理したとき ・震度4以下であっても、町長が必要と認めたとき	・情報の収集及び伝達 ・危険箇所の巡回 ・被害箇所の応急対策を円滑に行い、速やかに災害対策本部を設置できる体制とし、その要員は所掌業務等を勘案して、あらかじめ各課等において定める。	・環境防災課（課長及び課長の指名した者） ・産業課（課長及び課長の指名した者） ・都市建設課（課長及び課長の指名した者） ・福祉課（課長及び課長の指名した者） ・必要に応じ指名された課員
災害対策本部	第3配備	【自動配備】 ・町域に気象庁発表による震度5強の地震が発生したとき ・気象庁が津波予報区の「千葉県九十九里・外房」に大津波警報（特別警報）を発表したとき ・内閣総理大臣が警戒宣言を発令したとき ・局地的又は大規模な災害が発生した場合若しくは発生するおそれがある場合等で町長が第3配備の必要があると認めたとき	・情報、水防、輸送、医療、救護等の応急対策活動が円滑に行える体制とし、その要員は所掌業務等を勘案してあらかじめ、各部長が定める。	・部長 ・副部長 ・部長が指名した部員 ・必要に応じ指名された部員
	第4配備	【自動配備】 ・町域に気象庁発表による震度6弱の地震が発生したとき ・大規模災害が発生した場合若しくは発生するおそれがある場合等で町長が第4配備の必要があると認めたとき	・第3配備を強化し、対処する活動	・部長 ・副部長 ・部長が指名した部員 ・必要に応じ指名された部員
	第5配備	【自動配備】 ・町域に気象庁発表による震度6強以上の地震が発生したとき ・大規模災害が発生した場合若しくは発生するおそれがある場合等で町長が第5配備の必要があると認めたとき	・第4配備を強化した活動	・全員

【自動配備】ラジオ・テレビ等で町内に係る災害関係情報が流されたとき、又は自宅付近の災害状況により被害が甚大だと予想されるときは、連絡の有無にかかわらず職員は自主的に登庁し、配備内容に定められた所定の体制をとるものとする。

1 災害対策本部設置前の初動体制

- (1) 震度4又は5弱が町域に発表されたとき、若しくは気象庁が津波予報区の「千葉県九十九里・外房」に津波注意報又は津波警報を発表したとき、あるいは災害の発生が予想される場合で町長が必要と認めたときは、あらかじめ定められた職員は、役場第1・第2会議室に参集し、次の措置を講ずる。

ア 地震及び津波並びに気象に関する情報の収集及び伝達

イ 被害状況の把握及び報告

- (2) 環境防災課長は、被害状況を取りまとめ、速やかに町長に報告する。また、必要に応じ県に報告又は通報を行う。

なお、防災関係機関等の情報連絡員が派遣されている場合は、被害や災害対応の状況、人的・物的ニーズなどの情報を共有する。

- (3) 上記ア及びイについては、夜間、休日等の勤務時間外においても同様とする。

2 災害対策本部

災害対策本部の組織及び編成は、「横芝光町災害対策本部条例」の定めるところによるが、その概要は次のとおりである。

本部室	本部長	町長	
	副本部長	副町長	
		教育長	
	本部員	理事	
		環境防災部長	環境防災部（環境防災課）
		総務部長	総務部（総務課、議会事務局）
		企画空港部長	企画空港部（企画空港課）
		財政部長	財政部（財政課、出納室）
		税務部長	税務部（税務課）
		住民部長	住民部（住民課）
		産業部長	産業部（産業課、農業委員会）
		都市建設部長	都市建設部（都市建設課）
		福祉部長	福祉部（福祉課）
		健康こども部長	健康こども部（健康こども課）
		食肉センター部長	食肉センター部（食肉センター）
		東陽病院部長	東陽病院部（東陽病院）
		教育部長	教育部（教育課）
		社会文化部長	社会文化部（社会文化課）
		消防団長	消防部（横芝光町消防団、匝瑳市横芝光町消防組合）
		横芝光署長	
	本部連絡員	町長が指名するもの	

(1) 本部室

- ア 本部室は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。
- イ 本部は、災害予防及び災害応急対策等に関する基本方針、その他の重要事項について審議決定する。
- ウ 本部室は役場第1・第2会議室に設置する。
- エ 本部連絡員
本部連絡員は本部長の命を受けて、各部相互間の連絡調整及び各種の情報収集の事務を担当する。
- オ 本部と各部との連絡方法
本部長あるいは本部まで決定した事項は、本部員及び本部連絡員が各部に連絡するものとする。
各部で収集した情報や、各部で決定した事項のうちで本部又は他の部が承知しておく必要がある事項は、本部員及び本部連絡員が各部及び本部長に連絡する。
- カ 防災関係機関に対する要請等
本部長は、災害の状況に応じ、防災関係機関に対して必要な措置を講ずるよう協力を要請し、また、本部と当該機関との連絡のため必要があるときは職員の派遣を要請する。なお、防災関係機関等の情報連絡員が派遣されている場合は、被害や災害対応の状況、人的・物的ニーズなどの情報を共有する。

(2) 災害対策本部の設置及び廃止

- ア 町長は、応急対策を推進するため、次の基準により災害対策本部を設置する。
 - (ア) 横芝光町周辺で震度5強以上の地震が観測された場合
 - (イ) 東海地震の警戒宣言が発令されたとき
 - (ウ) 町域で地震や津波による大規模災害が発生した場合や発生するおそれのある場合で、町長が必要と認めたとき
 - (エ) 気象庁が津波予報区の千葉県九十九里・外房に「大津波」の津波警報（特別警報）を発表したときなお、設置後、災害の発生するおそれが解消し、又は災害応急対策が概ね完了したため、災害対策本部を設置しておく必要がないと認めたときは、廃止をする。
- イ 災害対策本部の設置及び廃止の手続き
 - (ア) 町長は、災害対策本部を設置した場合、本部の名称、設置の場所を「横芝光町災害対策本部」の標識で公示するとともに、町防災行政無線等によって住民に対し、速やかに公表する。
 - (イ) 災害対策本部を設置した場合、町長は速やかに町防災会議を構成する各機関の長に電話又はその他の方法により通知する。また、知事（危機管理課）に通知する。
 - (ウ) 本部を廃止した場合も（ア）、（イ）と同様の手続きを行う。

(3) 災害対策本部の本部長及び副本部長

- 災害対策本部の本部長は町長とし、事務を総括する。副本部長は副町長及び教育長とし、本部長を補佐する。また、本部長に事故ある場合は、副本部長（第1順位：副町長、第2順位：教育長）がその職務を代理する。

部長に事故あるときは副部長が、副部長に事故あるときは部員のうち上席のものが代理する。

(4) 災害対策本部の設置場所

災害対策本部は、特別の場合（例えば町役場庁舎被災時）を除き、役場第1・第2会議室に設置するものとし、設置予定場所には、平時から通信施設等を整備し、本部設置の決定があれば直ちに使用できるようにしておく。また、町役場庁舎が損壊した場合、代替場所に災害対策本部を設置する。

【対策本部設置の場所】

優先順位	指定場所	直通電話
第1順位	役場第1・第2会議室	0479-84-1211 (代)
第2順位	町民会館大ホール	0479-84-1358

【災害対策本部 各部の事務分掌】

項 目		事 務 分 掌
災害対策本部	本 部 室	1 災害予防及び災害応急対策等に関する基本方針の決定 2 防災関係機関に対して協力を求めることの決定 3 配備変更の決定 4 その他重要事項の審議決定
	本部連絡員	1 本部室決定事項の各部への連絡 2 各部相互間の連絡調整 3 各種情報収集及び連絡 4 各部の配備要員及び協力要員の把握
環境防災部 (環境防災課)		1 災害対策本部員の動員に関すること 2 本部会議に関すること 3 災害関係職員の動員及び配置に関すること 4 避難情報の発令に関すること 5 被害状況の総括取りまとめに関すること 6 応急対策実施状況の総括取りまとめに関すること 7 町内避難場所の指定に関すること 8 県本部等への報告及び連絡に関すること 9 自衛隊派遣要請手続きに関すること 10 所轄消防組合との連絡調整に関すること 11 遺体の埋葬に関すること 12 ごみ及びし尿の処理に関すること 13 飲料水の供給確保に関すること 14 気象、その他の情報の収集伝達に関すること 15 自主防災組織に関すること 16 各部の協定締結の合議に関すること 17 分掌事務に関する各種協定の締結に関すること 18 災害救助法に関すること 19 各部に属さない事項に関すること

項 目	事 務 分 掌
総務部 〔総務課 議会事務局〕	1 本部長及び副本部長の秘書に関する事 2 災害の記録及び広報に関する事 3 住民への情報伝達に関する事(防災行政無線、緊急速報メール、ホームページ等) 4 報道機関との連絡に関する事 5 議会との連絡調整に関する事 6 職員等の食料の確保及び勤務の支障に関する事 7 他自治体等からの応援職員への対応に関する事 8 町の業務継続に関する事 9 分掌事務に関する各種協定の締結に関する事 10 環境防災部の応援に関する事
企画空港部 (企画空港課)	1 共同利用施設(集落集会施設)の被害調査及び復旧に関する事 2 公共交通機関の情報収集及び調整に関する事 3 電算システム運用管理に関する事 4 分掌事務に関する各種協定締結に関する事 5 他の各部の応援に関する事
財政部 〔財政課 出納室〕	1 災害関係予算に関する事 2 庁舎関係の被害調査及び復旧に関する事 3 町有財産の被害状況の把握に関する事 4 災害時活動車両の確保運用に関する事 5 災害時庁用電話の確保運用に関する事 6 災害資金の出納に関する事 7 義援金の受け入れ及び保管に関する事 8 緊急通行車両の申請に関する事 (災害対策基本法施行令第33条第1項) 9 分掌事務に関する各種協定の締結に関する事 10 他の各部の応援に関する事
税務部 (税務課)	1 避難所の開設、運営及び連絡調整に関する事 2 避難所収容者、被災者に対する救助物資の給与又は貸与に関する事 3 被害家屋(土地)の調査把握に関する事 4 り災証明発行に関する事 5 町税の減免に関する事 6 被災者台帳の作成に関する事 7 分掌事務に関する各種協定の締結に関する事 8 他の各部の応援に関する事
住民部 (住民課)	1 避難所の運営補助に関する事 2 炊出し補助に関する事 3 災害派遣等従事車両証明書に関する事 4 災害見舞及び視察に関する事 5 分掌事務に関する各種協定の締結に関する事 6 他の各部の応援に関する事
産業部 〔産業課 農業委員会〕	1 食料及び生活物資の調達及び配給に関する事 2 燃料、器材・資材の調達に関する事 3 農林地・農林業施設の被害調査及び復旧に関する事 4 農産物の被害調査に関する事 5 農業団体との連絡に関する事 6 商工業者の被害調査、復旧及び融資に関する事 7 栗山川漁港等海岸地区の被害調査、復旧及び融資に関する事 8 町管理排水機場に関する事 9 農業委員会との連絡調整に関する事 10 分掌事務に関する各種協定の締結に関する事 11 り災証明発行に関する事(農産物及び農業施設) 12 他の各部の応援に関する事

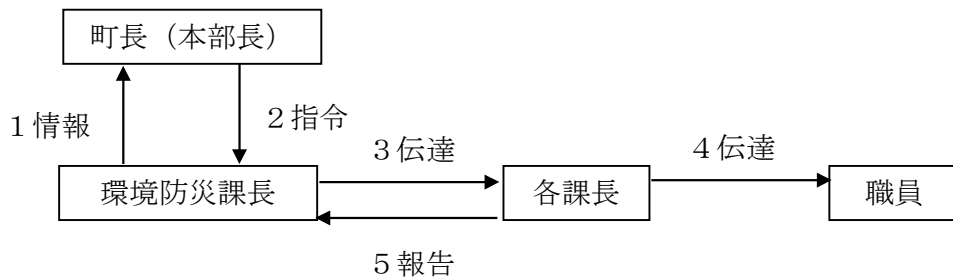
項 目	事 務 分 掌
都市建設部 (都市建設課)	1 道路、河川、橋梁等の被害調査及び道路、橋梁等の復旧に関する と 2 道路等における障害物の除去に関すること 3 交通規制の調整に関すること 4 町営住宅及び県営団地の被害調査及び町営住宅の復旧に関すること 5 応急仮設住宅の設置に関すること 6 建設業者との連絡調整に関すること 7 被災住宅の応急判定に関すること 8 水防に関すること 9 分掌事務に関する各種協定の締結に関すること 10 他の各部の応援に関すること
福祉部 (福祉課)	1 福祉避難所に関すること 2 福祉関係機関との連絡に関すること 3 災害弔慰金及び災害見舞金に関すること 4 災害時避難行動要支援者に関すること 5 分掌事務に関する各種協定の締結に関すること 6 他の各部の応援に関すること
健康こども部 (健康こども課)	1 医療救護に関すること 2 健康づくりセンターの被害調査及び復旧に関すること 3 医療機関との連絡調整に関すること 4 被災者の収容及び健康保持に関すること 5 避難所の栄養指導に関すること 6 感染症患者の収容及び消毒に関すること 7 防疫に関すること 8 遺体の処理及び安置に関すること 9 医薬品・医療資機材の備蓄に関すること 10 保育所(園)・認定こども園の被害調査及び復旧に関すること 11 応急保育計画に関すること 12 分掌事務に関する各種協定の締結に関すること 13 他の各部の応援に関すること
食肉センター部 (食肉センター)	1 食肉センターの被害調査及び復旧に関すること 2 分掌事務に関する各種協定の締結に関すること 3 他の各部の応援に関すること
東陽病院部 (東陽病院)	1 病院の入院患者及び利用者の安全確保並びに病院施設の保安に関する こと 2 医療救護に関すること 3 救護班の編成及び出動に関すること 4 医療物資の保管、調達に関すること 5 分掌事務に関する各種協定の締結に関すること 6 他の各部の応援に関すること
教育部 (教育課)	1 応急教育計画に関すること 2 被災児童生徒に関する教科書、学用品等の支給に関すること 3 小中学校施設の避難所使用調整に関すること 4 教育、その他管理施設の被害調査及び復旧に関すること 5 教員の動員に関すること 6 給食センターの被害調査及び復旧に関すること 7 炊出しに関すること 8 分掌事務に関する各種協定の締結に関すること 9 他の各部の応援に関すること
社会文化部 (社会文化課)	1 所管施設の避難所使用調整に関すること 2 所管施設の被害調査及び復旧に関すること 3 文化財の保護及び復旧に関すること 4 図書館の被害調査及び復旧に関すること 5 分掌事務に関する各種協定の締結に関すること 6 他の各部の応援に関すること

項 目	事 務 分 掌
消防部 消防団 〔 匝瑳市横芝光町 消防組合 〕	1 消防団員の動員に関する事 2 消防計画の調整に関する事 3 消防機関の調整に関する事 4 消防施設の被害調査に関する事 5 災害の警戒防御に関する事 6 海岸・河川・堤防その他危険地域の警戒及び応急措置に関する事 7 災害発生情報の収集及び広報に関する事 8 災害に係る救助業務に関する事 9 避難者の誘導に関する事 10 行方不明者の捜索に関する事 11 分掌事務に関する各種協定の締結に関する事
協力部 (社会福祉協議会)	1 日赤千葉県支部医療班派遣に関する事 2 ボランティア活動に関する事 3 分掌事務に関する各種協定の締結に関する事 4 他の各部の応援に関する事

3 配備指令の伝達及び対応

【平常執務時の配備指令伝達及び対応】

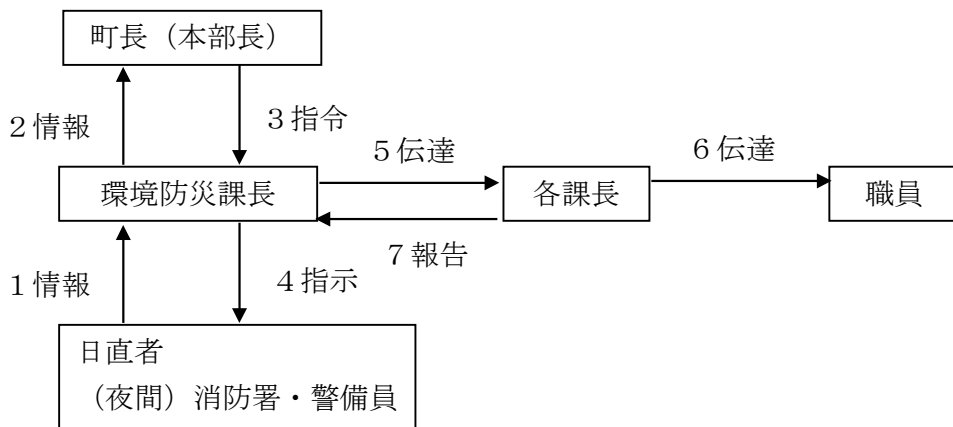
○庁内放送、電話等により行う。



※各課において、いつでも出動できる態勢で待機する。

【休日又は夜間の配備伝達及び対応】

○電話等により行う。



※日直者の職務

日直者は、次に掲げる情報を察知したときは、防災主管課長に連絡し、その指示により併せて関係職員に連絡するものとする。

- ・災害発生のおそれのある気象情報が防災関係機関から通報され、又は自ら覚知し緊急に応急措置を実施する必要があると認められるとき。
- ・災害が発生し、緊急に応急措置を実施する必要があると認められたとき。
- ・災害発生のおそれのある異常現象の通報があったとき。

4 非常登庁時の留意事項

- (1) 非常登庁時の指示を受けた者は、被害状況を確認しながら、安全、かつ迅速な方法により登庁しなければならない。
- (2) 登庁した部員は、副部長に現着を報告し、副部長は部長に報告する。
- (3) 各部長は、現着要員のうち部の業務に従事する必要がある者は、部の業務に従事させ、他の部へ協力できる要員は各部で待機するよう指示し、状況を現着及び配備表により環境防災部長へ報告する。

5 自主登庁又は自主参集

勤務時間外に地震災害が発生し、電話等による伝達が不可能な場合の自主登庁又は自主参集は、次の方法によるものとする

(1) 自主登庁又は自主参集の実施

ラジオ、テレビ等で町域に係る災害関連情報が流れたとき、又は自宅付近の災害状況により被害が甚大だと予想されるときは、連絡の有無に係わらず職員は自主的に参集し、活動体制に定められた所定の体制をとる。

(2) 登庁時の注意

災害時の登庁について、災害応急活動に備えるよう次の事項に留意する。

ア 登庁時の手段……可能な限り、徒歩、自転車、バイク等による。

イ 服 装……防災服、作業服等応急活動に便利で安全な服装

ウ 持 参 物……職員初動マニュアル、職員証、食料、飲料水、帽子又はヘルメット、懐中電灯、軍手、携帯ラジオ、筆記用具、応急医薬品等、その他必要と思われるもの

エ 情 報 収 集……登庁経路での被害状況を記録し、その状況を災害対策本部、又は環境防災部に報告する。

(3) 参集途上の緊急処置

職員は、参集途上において事故等に遭遇したときは、人命の救助を第一として付近の住民に協力するとともに、消防署等へ通報するものとする。

(4) 登庁が不可能な場合

がれきや浸水等による道路の断絶、本人の負傷、負傷した家族等の保護等により登庁が不可能となった場合は、登庁が不可能な旨を所属長に連絡し、自宅待機とする。その後、災害状況の好転に伴い、登庁可能となった職員は、各所属課（所）に登庁する。

6 平常執務時の留意事項

平常執務時間に配備指令があったとき、各部長は、災害対応に従事する（できる）職員の状況を現着及び配備表により環境防災部長へ報告する。

7 初動期災害情報の収集

警察署、消防署及びその他防災関係機関と密な連携を図りながら、地震による被害発生状況等、初動対応に必要な情報収集を行う。

8 県・国の現地対策本部との連携

町長は、県の現地災害対策本部又は国の非常（緊急）災害現地対策本部との連携を図り、総合的な災害応急対策を効果的に実施する。

9 その他の留意事項

(1) すべての部員は、退庁後又は休日等において災害発生のおそれがある場合には、常に気象情報その他に注意し、非常登庁の指示に備えるものとする。なお、部長及び副

- 部長は、災害が発生した場合に直ちに対処できるよう、部員の動向の掌握に努める。
- (2) 本部長に事故あるときは副本部長が、部長に事故あるときは副部長が、副部長に事故あるときは部員のうち上席の者が代理する。

第3 災害救助法の適用手続き等

実施機関：環境防災部、福祉部

1 災害救助法の目的

災害救助法（昭和22年10月18日法律第118号）は、災害発生直後の混乱期における被災者保護及び社会秩序の保全を図ることを目的とした緊急の措置である。町は、災害が発生し、災害救助法適用の必要が認められた場合は、県に対し速やかに所定の手続を行うとともに、県と連携して迅速かつ的確な災害救助業務を実施する。

2 適用基準

災害救助法の町への適用基準は次のとおりである。

- (1) 町内の住家の滅失世帯数が50世帯以上であること。
- (2) 県内の住家のうち滅失した世帯の数が2,500世帯以上であって、町内の住家のうち滅失した世帯の数が25世帯以上であること。
- (3) 県内の住家のうち滅失した世帯の数が12,000世帯以上であって、町内において滅失した住家が多数であること。
- (4) 災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害に見舞われた者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、滅失した住家が多数であること。
- (5) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府で定める基準に該当すること。

3 救助の実施機関

- (1) 知事は、県内に災害救助法を適用する災害が発生した場合は、国からの法定受託事務として応急的に必要な救助を行い、被災者の保護と社会秩序の保全を図る。
- (2) 知事が、救助を迅速に行う必要があると認めるときは、その権限に属する事務の一部を市町村長が行うことができる。
- (3) 市町村長は、上記(2)により市町村長が行う事務を除くほか、知事が行う救助を補助するものとする。

4 救助の種類

災害救助法に基づく救助は、被災者が現に応急的救助を必要とする場合に行われるものであり、次のような種類の救助を行う。

- (1) 収容施設（応急仮設住宅を含む）の供与
- (2) 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

- (3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- (4) 医療及び助産
- (5) 災害に見舞われた者の救出
- (6) 災害に見舞われた住宅の応急修理
- (7) 学用品の給与
- (8) 埋葬
- (9) 遺体の搜索及び処理
- (10) 住居又はその周辺の土石等の障害物の除去

5 被災世帯の算定基準

(1) 被災世帯の算定

住家の滅失した世帯の数の算定に当たっては、住家が半焼する等著しく損傷した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家の滅失した1世帯とみなす。

(2) 住家の滅失等の認定

ア 住家が滅失したもの

居住のための基本的機能を喪失したもので、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害の割合が住家全体の50%以上に達した程度のもの

イ 住家が半壊、半焼する等著しく損傷したもの

住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、住家の損壊又は焼失した部分の床面積が、その住家の延面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害の割合が住家全体の20%以上50%未満のもの

ウ 住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもので、ア、イに該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のもの、又は土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの

(3) 世帯及び住家の単位

ア 世帯

生計を一にしている実際の生活の単位をいう。

イ 住家

現実に居住のため使用している建物をいう。ただし、耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋が遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等については、それぞれをもって1住家として取り扱う。

6 災害救助法の適用手続き

- (1) 災害に対し、町内における災害が、2の災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、町長は、直ちにその旨を知事（災害対策本部事務局）に報告する。

- (2) 災害救助法施行細則（昭和23年千葉県規則第19号）第5条の規定により、災害の事態が急迫して知事による救助の実施を待つことができないとき、町長は災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告する。

7 救助の程度、方法及び期間等

災害救助法が適用された場合の応急救助の程度、方法及び期間等については、災害救助法施行細則（昭和23年千葉県規則第19号）別表第一によるものとする。

第2節 情報収集伝達計画

実施機関：環境防災部、総務部、各部、防災関係機関

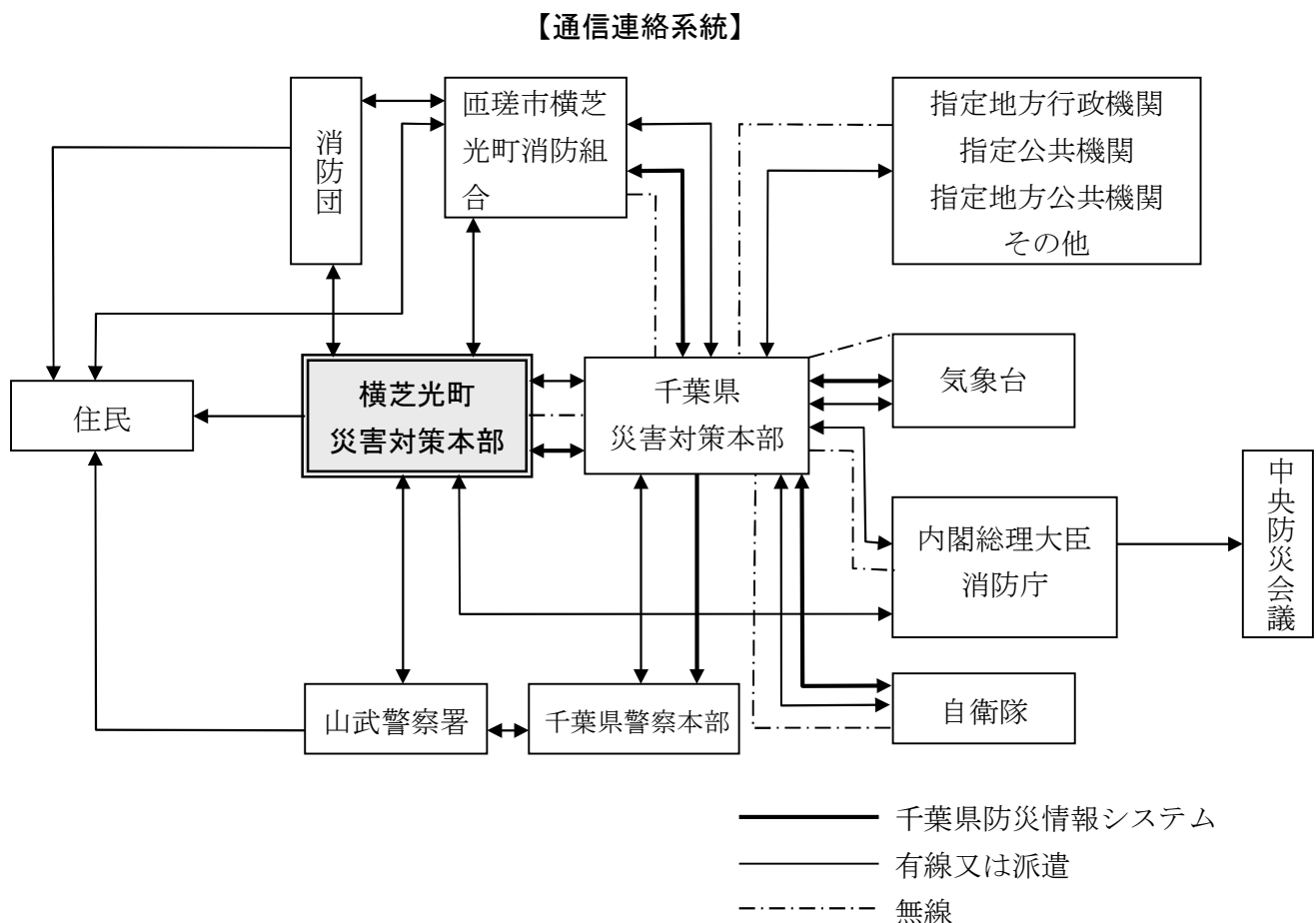
地震や津波の被害を最小限にとどめるためには、災害情報を一刻も早く地域住民や海水浴客等に伝達することが必要である。特に高齢者や障害者等要配慮者への伝達には、万全を期する必要がある。また、円滑な応急対策活動を実施するため、防災関係機関は、緊密な連携のもと、災害に関する情報を的確かつ迅速に把握する体制を整える。

第1 災害情報通信連絡系統

実施機関：環境防災部、総務部、各部、防災関係機関

1 通信連絡系統図

震災時の情報連絡の流れは、次のとおりである。



2 情報通信手段

(1) 町の通信連絡手段

- ア 千葉県防災行政無線又は千葉県防災情報システム等により県本部と直接情報連絡を行う。
- イ 千葉県防災行政無線等（地域衛星通信ネットワーク）により、総務省消防庁へ緊急時の報告を行う。
- ウ 保有する町防災行政無線等を中心に、町の各機関、県及び指定地方行政機関等の出先機関、管内の公共的団体等との間に通信連絡系統を整備し、災害時の通信を確保する。
- エ 緊急を要する通信を確保し、又は有線通信の途絶に対処するため、非常（緊急）通話若しくは非常（緊急）電報及び非常通信を活用できるよう東日本電信電話株式会社及び各施設管理者の協力を確保する。

(2) 消防機関の通信連絡手段

- ア 消防無線、消防電話等を活用して、消防署、消防団等各消防関係機関と情報連絡を行う。
- イ 千葉県消防防災無線等により、県本部と直接情報連絡を行う。

(3) 「災害時優先電話」、「非常・緊急通話」及び「非常・緊急電報」

ア 災害時優先電話

災害時における迅速な通信連絡を確保するため、町及び県等は、あらかじめ通信事業者に対し、電話番号を指定し届出て災害時優先電話としての承認を受けておくものとする。

〈資料編 災害時優先電話番号〉

イ 非常・緊急通話

(ア) 通信事業者

非常通話又は緊急通話は、東日本電信電話株式会社及び au（携帯電話）を利用することができる。

(イ) 接続順位

非常通話又は緊急通話は、他の手動接続通話に優先して取扱われ、非常通話相互間は、その通話の請求の順序により接続され、非常通話は緊急通話より優先的に接続される。

ウ 非常・緊急電報

非常電報又は緊急電報を発信するときは、東日本電信電話株式会社に依頼することとし、非常扱い電報（緊急扱い電報）である旨を告げる。

(4) 災害時における一般加入電話の調整

災害時における一般加入電話の円滑な運用を期するため、災害対策本部長は、出先機関の長と協議して通信系統の調整を図る。

(5) 通信施設が使用不能となった場合における他の通信施設の利用

非常災害時において防災関係機関は、それぞれの通信系が被災により不通となった場合、又は著しく通信が困難となった場合は、次に掲げる機関所属の無線局を利用し災害に関する通信の確保を図る。

- ア 県の無線通信施設（千葉県防災行政無線を除く）
- イ 関東地方非常通信協議会の構成機関である次の機関の無線局
 - （ア）警察通信施設
 - （イ）国土交通省関係通信施設
 - （ウ）第三管区海上保安本部関係通信施設
 - （エ）日本赤十字社通信施設
 - （オ）東京電力パワーグリッド株式会社通信施設
 - （カ）日本放送協会千葉放送局通信施設
 - （キ）東京ガス株式会社通信施設

ウ 上記以外の機関又は個人の無線通信施設

（6）すべての通信施設が途絶した場合における措置

すべての通信施設が途絶した場合は、当該施設が直ちに復旧できる見込みである場合を除き、使者をもって連絡する。

（7）被災通信施設の応急対策

- ア 通信施設の所有者又は管理者は、通信施設の応急対策について計画を立てておく。
- イ 通信施設に被害を受けたときは、速やかに復旧に努めるとともに、他の通信施設の所有者又は管理者は、当該被災通信施設の機関の業務の通信について積極的に協力するよう努める。

（8）非常通信の利用方法

ア 取扱対象用件

- （ア）人命の救助に関するもの。
- （イ）天災の予報（主要河川の水位を含む）及び天災その他の災害の状況に関するもの。
- （ウ）緊急を要する気象、地震、火山等の観測資料に関するもの。
- （エ）電波法第74条第1項の規定に基づく実施の指令に関するもの。
- （オ）非常事態に際しての事態の収拾、復旧、交通制限、その他の秩序の維持又は非常事態に伴う緊急措置に関するもの。
- （カ）暴動に関する情報連絡及びその緊急措置に関するもの。
- （キ）非常災害時における緊急措置に関するもの。
- （ク）遭難者救護に関するもの。
- （ケ）非常事態発生の場合における列車運転、鉄道輸送に関するもの。
- （コ）鉄道路線、道路、電力設備、電信電話回路の破壊又は障害の状況及びその修理復旧のための資材の手配及び運搬、要員の確保その他緊急措置に関するもの。
- （サ）中央防災会議、同事務局、非常災害対策本部、地方防災会議及び災害対策本部相互間に受発する災害救援その他緊急措置に関すること。
- （シ）災害救助法第24条及び災害対策基本法第71条第1項の規定に基づき知事から医療、土木建築工事又は輸送関係者に対して発する従事命令に関するもの。

イ 非常通報の発信資格

非常通報は無線局の免許人が自ら発受するほか、次に掲げる者からの依頼に応じて発受するものとし、この場合は「非常」の旨を表示して差し出すものとする。

- (ア) 官公庁（公共企業体を含む）
- (イ) 中央防災会議及び同事務局並びに非常災害対策本部、地方防災会議及び災害対策本部
- (ウ) 日本赤十字社
- (エ) 消防長会及び消防協会
- (オ) 電力会社
- (カ) 地方鉄道会社

ウ 取扱費用

非常通報はなるべく無料として取扱う。

エ 非常通信文

電報頼信紙その他適宜の用紙に、下記の順序で電報形式又は文書形式（通常の文書体で記載するもの）で書き、次の事項を記載すること。

- (ア) あて先の住所氏名（又は名称、職名）及び電話番号
- (イ) 種類（文書形式のものは「非常」電報形式のものは「ヒゼウ」と記載すること。）
- (ウ) 本文

一通の本文の字数は、200字以内、通常の文書体の場合は、カタカナに換算してなるべく200字以内であること。ただし、通数には制限はないものとする。

- (エ) 通報文の余白に発信者の住所、氏名及び電話番号を記載すること。

オ 依頼方法

最寄りの無線局（国、県、県警察及び民間等の無線局）に非常通報を持参して依頼すること。

ただし、急を要する場合は電話で依頼することもできる。なお、非常災害発生のおそれがある場合はあらかじめ無線局と緊密な連絡をとっておくこと。

(9) 関東地方非常通信協議会

非常災害時の有線電話途絶時等において、災害情報の収集・伝達等に係る非常通信の円滑な運営を期することを目的として、県内の無線施設を有する県内の官公民機関及びこれを利用する地方公共団体等で組織されている。（事務局：関東総合通信局無線通信部陸上第二課）

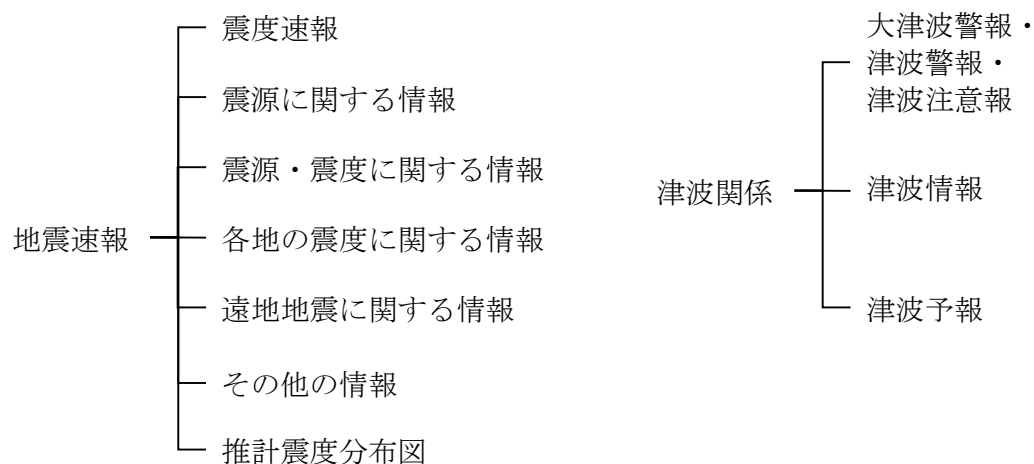
協議会においては平素から、非常通信の運用の計画及び実施、非常通信の訓練の計画及び実施、また非常通信に関する研究等に努めており、災害時の通信確保に万全を期している。

第2 気象官署の地震・津波に関する情報、津波予報

実施機関：環境防災部、各部、防災関係機関

1 情報等の種類

地震に関する情報等の種類と発表については次のとおりとなっている。



2 情報等の発表

(1) 地震情報

ア 震度速報

地震発生から約1分半後に、震度3以上の地域名と地震の揺れの検知時刻が発表される。千葉県地域名は、北西部、北東部、南部で発表される。なお、町は北東部に該当する。

イ 震源に関する情報

震度3以上で発表される（大津波警報、津波警報または津波注意報を発表した場合は発表されない）。

地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）が発表される。「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨が付加される。

ウ 震源・震度に関する情報

以下のいずれかを満たした場合に発表される。

- ・震度3以上。
- ・大津波警報、津波警報または津波注意報発表時。
- ・若干の海面変動が予想される場合。
- ・緊急地震速報（警報）が発表された場合。

地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名が発表される。震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名が発表される。

エ 各地の震度に関する情報

震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）が発表される。震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名が発表される。

※地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表され、震度2以下の地震については、その発生回数が「地震情報（地震回数に関する情報）」で発表される。

オ その他の情報

顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等が発表される。

カ 推計震度分布図

震度5弱以上の地震を観測したときに発表される。

観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）が図情報として発表される。

キ 遠地地震に関する情報

国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等に発表される。

- ・マグニチュード7.0以上。
- ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合。

地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表される。

日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表される。

ク 各情報に用いる震度について

各情報の作成に用いる千葉県内の震度は、千葉県（74ヶ所）、気象庁（20ヶ所）、防災科学技術研究所（11ヶ所）、千葉市（5ヶ所）、松戸市（1ヶ所）により設置された震度計のデータを用いている（平成31年4月1日現在）。

（2）津波関係

ア 警報・注意報

津波による災害の発生が予想される場合に、地震が発生してから約3分を目標に、予想される津波の高さに応じて、大津波警報、津波警報又は津波注意報が発表される。

千葉県は、津波予報区の千葉県九十九里・外房、千葉県内房、及び東京湾内湾に属しており、町は「千葉県九十九里・外房」に該当する。

【津波警報等の種類と発表される津波の高さ等】

種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表 (津波の高さ予想の区分)	巨大地震の 場合の発表	
大津波 警 報 ※	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合。	10m超 (10m<予想高さ)	巨大	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれます。 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。
		10m (5m<予想高さ≤10m)		
		5m (3m<予想高さ≤5m)		
津 波 警 報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生します。人は津波による流れ

	m以下の場合。			に巻き込まれます。 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合。	1 m (0.2m≦予想高さ≦1 m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆します。 海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れてください。

※大津波警報は特別警報に位置づけられている。
(資料：気象庁ホームページより一部加筆・修正)

イ 津波情報

津波警報・注意報を発表した場合、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ等が発表される。

種 類	内 容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを発表する。
各地の満潮時刻・津波の到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表する。
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表する。
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表する。

ウ 津波予報

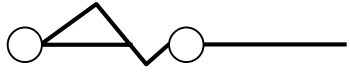
地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容が津波予報で発表される。

発表される場合	内 容
津波が予想されないとき	津波の心配なしの旨を地震情報に含め発表する。
0.2m未満の海面変動が予想されたとき	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表する。

津波注意報解除後も海面変動が継続するとき	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴等に際しては十分な留意が必要である旨を発表する。

エ 津波注意報、津波警報標識

【津波注意報標識】

標識の種類	標識	
	鐘音	サイレン音
津波注意報標識	(3点と2点との斑打) 	(約10秒)  (約2秒)
津波注意報及び津波警報解除標識	(1点2個と2点との斑打) 	(約10秒) (約1分)  (約3秒)

(注) 1 「ツナミナシ」の津波注意報を行った場合は、標識を用いない。

2 鳴鐘又は吹鳴の反復は、適宜とする。

(気象庁告示第三号 予報警報標識規則)

【津波警報標識】

標識の種類	標識	
	鐘音	サイレン音
津波警報標識	(2点) 	(約5秒)  (約6秒)
大津波警報標識	(連打) 	(約3秒)  (約2秒) (短声連打)

(注) 鳴鐘又は吹鳴の反復は、適宜とする。

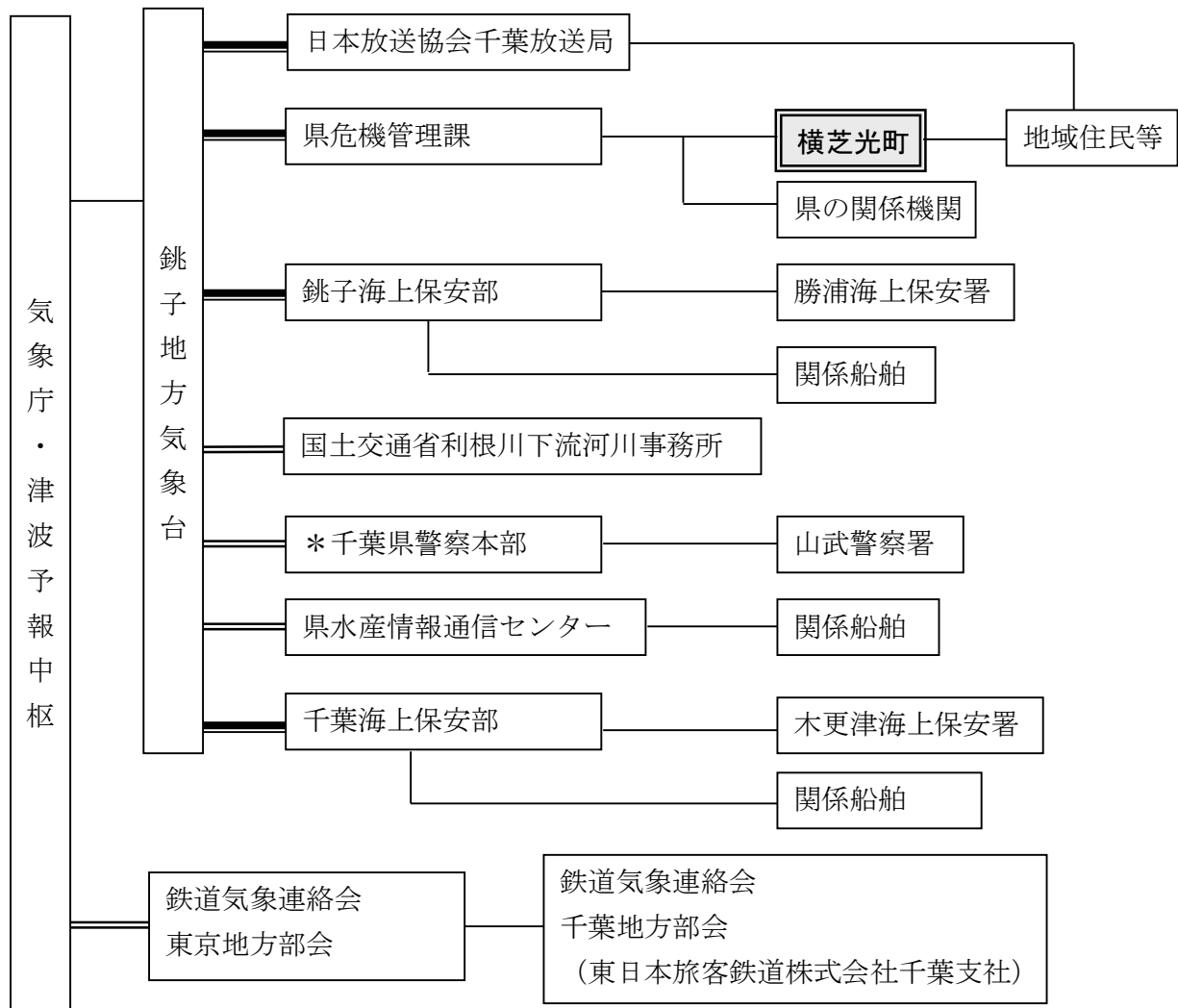
(気象庁告示第三号 予報警報標識規則)

3 緊急時における気象官署の措置

通信回線の障害等により気象庁本庁からの連絡報が受けられない場合で、緊急やむを得ないときは、銚子地方気象台は、地震・津波の観測結果、収集した資料及び海面状況その他に基づいて、地震、津波等の情報を独自に発表することがある。

4 受伝達系統等

【津波予報伝達系統図】



※地震情報等についても、この伝達系統図を準用する。

東日本旅客鉄道株式会社千葉支社については、東日本NWオペレーションセンタ（ENC）経由で鉾子地方気象台から伝達される。

—— 法令（気象業務法等）による通知

—— 行政協定、地域防災計画等による伝達

- 1 鉾子地方気象台から県庁までの伝達は、鉾子地方気象台「防災情報提供システム等」により行う。
- 2 障害等により、上記1の通信経路が途絶した場合には、代替経路として、千葉県防災行政無線及びNTT公衆回線等で行う。
- 3 *気象業務支援センターを経由

第3 災害情報の伝達

実施機関：環境防災部、総務部、匝瑳市横芝光町消防組合

1 災害情報の伝達

(1) 町の措置

本部長は、災害原因に関する情報及び重要な注意報・警報について、県、警察署から通報を受けたとき、又は自らその発表を知ったときは、直ちに警察署、消防等の協力を得て、住民に周知させるとともに、町内の公共的団体や自主防災組織等に通報する。

なお、特別警報については、気象業務法第15条の2第4項により、義務化されていることから、住民への速やかな情報伝達を図る。

(2) 匝瑳市横芝光町消防組合の措置

気象庁からの津波情報及び地震に起因する水防情報を収集した場合、直ちに町に通報し、住民に周知する。

2 情報伝達の手段

町は、県から伝達された警報等を下記により住民に周知する。

- (1) 横芝光町防災行政無線
- (2) 緊急速報メール
- (3) 広報車
- (4) サイレン又は警鐘
- (5) その他速やかに住民に周知できる方法

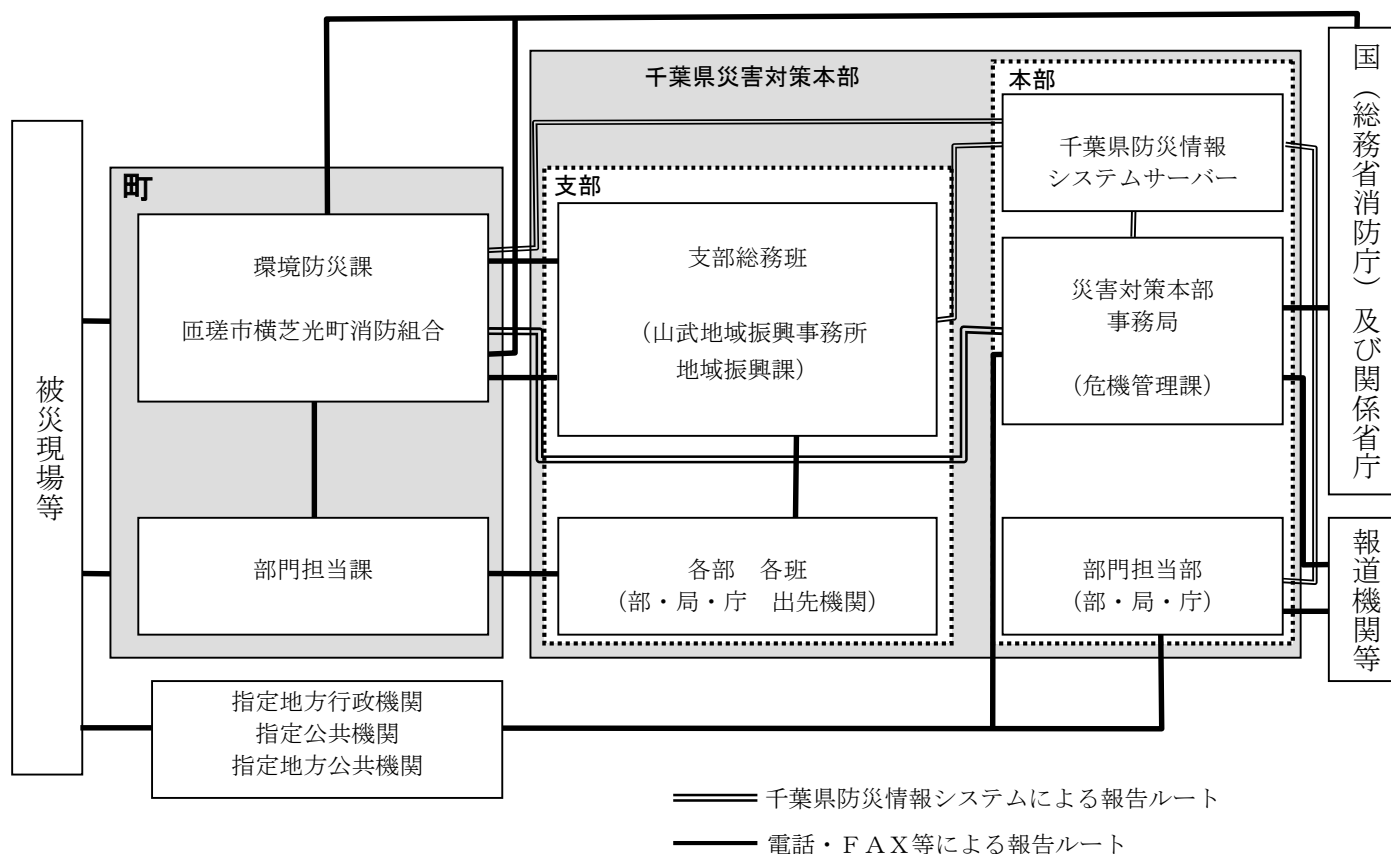
第4 被害情報等の収集・報告

実施機関：環境防災部、総務部、各部、防災関係機関

被害情報等の迅速・的確な把握は、あらゆる応急対策活動の基本となるものである。このため、町、県及び防災関係機関は、災害が発生した場合又は発生が予想される場合は、相互に緊密に連携して迅速かつ的確な情報収集・報告活動を行う。

1 被害情報等の収集報告系統

被害情報等の収集報告の流れは、次のとおりである。



<用語の定義>

- 本部事務局 : 災害対策本部事務局（災害対策本部未設置の場合は、危機管理課）
 部門担当部 : 災害対策本部の部（災害対策本部未設置の場合は、部・局・庁）
 支部総務班 : 災害対策本部支部総務班（災害対策本部未設置の場合は、山武地域振興事務所地域振興課）

2 県への地震災害情報の報告

本部長は、被害の状況の調査結果をまとめた上、県へ報告する。

また、被害の把握ができない状況にあっても、迅速に当該情報の報告に努める。

(1) 県へ報告すべき地震災害の状況

県本部事務局（危機管理課）への報告の種別、時期及び方法は、以下の「報告一覧」のとおりとする。

【報告一覧】

報告の種類		報告の内容	報告時期・方法
災害緊急報告		1 庁舎等の状況 2 災害規模概況 災害の発生場所、概況、人的被害、住家被害、火災発生の有無等の被害状況 3 応急対策の状況 当該災害に対して講じた応急対策について報告 4 措置情報 災害対策本部等の設置状況、指示等の状況、避難所の設置状況等について報告	①覚知後直ちに ②第1報告の後、詳細が判明の都度直ちに [電話、FAX]
災害総括報告	定時報告	被害情報及び措置情報の全般的な情報を定時に報告 1 被害情報 町内の人的被害、住家被害及びその他施設等の全般的な被害状況（件数） 2 措置情報 災害対策本部の設置、職員配備及び住民避難等の状況	①原則として1日2回 9時・15時現在で把握している情報を指定時刻まで ②県から別途指定があった場合は、その指定する時刻まで [電話、FAX及び端末入力]
	確定時報告	同一の災害に対する応急対策が終了した後、10日以内に報告。本報告は、災害復旧の基礎となるものであるから、正確を期すること。 1 被害情報 町内の全般的な被害状況（件数） 2 措置情報 災害対策本部の設置、職員配備及び住民避難等の状況 3 被害額情報 町内の施設被害額及び産業別被害額	応急対策終了後10日以内 [端末入力及び文書]
	年報	4月1日現在で明らかになった1月1日から12月31日までに発生した災害について報告	4月20日まで [端末入力及び文書]
	部門別被害額総括報告	各部門において所管する施設等の被害額、産業別被害額を報告	応急対策終了後10日以内 [文書等]
災害詳細報告		（町） 災害総括報告で報告した被害情報の内容（日時・場所・原因等）及び措置情報の詳細を報告 （部門担当課） 農林水産、県土整備、商工、福祉、教育、医療、輸送関連、ライフライン等の各部門における施設等の被害状況、機能障害の状況、復旧見込等について、定時に報告	①原則として1日2回 9時・15時現在で把握している情報を指定時刻まで ②県から別途指定があった場合はその指定する時刻まで [電話、FAX及び端末入力]

(2) 県に報告すべき事項

県に報告すべき事項は、下記のとおりとする。

- ア 災害の原因
- イ 災害が発生した日時
- ウ 災害が発生した場所又は地域
- エ 被害の状況（被害の程度等は以下の「被害認定の基準」に基づき判定する。）
- オ 災害に対して既にとった措置及び今後とろうとする措置
 - (ア) 災害対策本部の設置状況及び職員の配備状況
 - (イ) 主な応急措置の実施状況
 - (ウ) その他必要事項
- カ 災害による住民等の避難の状況
- キ 災害救助法適用の要否及び必要とする救助の種類
- ク その他必要な事項

【被害認定の基準】

区 分		認 定 基 準
人的被害	死 者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いがある者とする。
	重 傷	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みの者とする。
	軽 傷	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月未満で治療できる見込みの者とする。
住家被害	共 通	住家とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかは問わない。
	全 壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、若しくは流失した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
	半 壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分とその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
	一 部 破 損	全壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。

区 分		認 定 基 準
	床 上 浸 水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂・竹木の堆積により一時的に居住することができないものとする。
	床 下 浸 水	床上浸水に至らない程度に浸水したものとする。
非 住 家 被 害	共 通	住家以外の建築物で、この報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。 これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。 非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。
	公 共 建 物	庁舎、公民館、公立保育所等で公用物又は公共の用に供する建物とする。
	そ の 他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
り 災 世 帯		災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。 一部破損及び床下浸水の場合は計上しない。
り 災 者		り災世帯の構成員とする。
そ の 他 被 害	文 教 施 設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び認定こども園における教育の用に供する施設とする。
	病 院	医療法第1条第1項に規定する病院（患者20人以上の収容施設を有するもの）とする。
	道 路	道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、橋梁を除いたものとする。
	橋 梁	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
	河 川	河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止、その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
	港 湾	港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
	砂 防	砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防設備、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
	清 掃 施 設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。
	鉄 道 不 通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
	被 害 船 舶	ろ・かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
	海 岸	海岸法（昭和31年5月12日法律第101号）第2条第1項に規定する「海岸保全施設」とする。
	地 す べ り	地すべり等防止法（昭和33年3月31日法律第30号）第2条第3項に規定する「地すべり防止施設」とする。
	急 傾 斜 地	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年7月1日法律第57号）第2条第2項に規定する「急傾斜地崩壊防止施設」とする。
	断 水 戸 数	上水道又は簡易水道で断水している戸数で、最新時点における戸数とする。
	電 気	災害による停電した戸数で、最新時点における戸数とする。
	電 話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。
	ガ ス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数で、最新時点における戸数とする。

区 分		認 定 基 準
	ブロック・石 塀	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
	田の流失・埋 没	田の耕土が流出し、又は砂利等の堆積のため、耕作が不能になったものとする。
	田 の 冠 水	稲の先端が見えなくなる程度に水に浸かったものとする。
	畑の流失・埋 没	田の例に準じて取り扱うものとする。
	畑 の 冠 水	
火 災 発 生		火災発生件数については、地震又は火山噴火の場合のみ報告するものとする。
被 害 金 額	共 通	災害年報の公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については、査定済み額を記入し、未査定額（被害見込額）はかつこ外に朱書きするものとする。
	公立文教施設	公立の文教施設とする。
	農林水産施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁業用施設及び共同利用施設とする。
	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防設備、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、公園、漁港及び下水道とする。
	そ の 他 の 公 共 施 設	公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公共又は公共の用に供する施設とする。
	農 産 被 害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林 業 被 害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
	畜 産 被 害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
	水 産 被 害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、魚具、漁船等の被害とする。
	商 工 被 害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

3 町が実施する情報収集報告

本町の域内で災害が発生したとき、又は発生が予想されるときは、速やかに被害情報を収集し千葉県防災情報システム及び、電話・ファクシミリ又は防災行政無線により県本部事務局（危機管理課）に報告する。ただし、県に報告できない場合にあっては、国（総務省消防庁）に報告するものとし、事後速やかに県に報告する。「震度5強」以上を記録した地震にあっては「火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防災第267号）」により被害の有無を問わず、第1報等について県と併せて国（総務省消防庁）に報告する。

また、同時多発の火災等により消防機関へ通報が殺到したときは、その旨を国（総務省消防庁）及び県に報告する。

4 収集報告に当たって留意すべき事項

- （1）発災初期の情報収集に当たっては、報道発表等により得られた各地の震度情報を利用して、効果的な被害状況等の収集活動に当たるとともに、119番通報の殺到状況、

被災地の映像情報等、被害規模を推定するための概括的な情報の収集伝達に特に配慮する。

- (2) 人的被害、住家被害、住民避難、火災の発生・延焼の状況等、災害応急対策を実施する上で重要かつ緊急性の高い情報は、他の情報に優先して収集・報告する。
- (3) 被害等の調査・報告に当たっては、防災関係機関及び内部の連絡を密にし、調査漏れや重複等のないよう十分留意するとともに、被害数値等の調整を図る。
- (4) 町は、情報収集の迅速・正確を期するため、情報の収集・連絡に係る組織、設備、要領等の整備を図る。特に発災初期の情報は、住民組織を通じて直ちに通報されるよう体制を整える。
- (5) 町は、被害が甚大なため被害状況の収集及び報告が困難なとき、又は被害等の調査に専門的な知識や技術を必要とするときは、県等に応援を求めて実施する。
- (6) 町は、被災世帯・被災人員等の把握に当たっては、現地調査のほか、住民基本台帳等と照合し、正確を期する。

5 報告責任者の選任

町では、次の基準により、被害情報等の報告に係る責任者を定めておく。

区分	所掌事務	担当者
総括責任者	町における被害情報等の報告を総括する	町長
取扱責任者	町における各部門ごとの被害情報等の報告事務を取り扱う	所掌事務等を勘案して定める

6 千葉県被害情報等報告要領

この計画に定めるほか、被害情報等の収集報告活動に関する具体的な運用は、「千葉県被害情報等報告要領」による。

7 勤務時間内における国及び県への連絡方法

(1) 総務省消防庁

ア 消防防災無線（県防災行政無線を使用）

電話 120-90-49013（地上系） 048-500-90-49013（衛星系）（消防庁応急対策室）

FAX 120-90-49033（地上系） 048-500-90-49033（衛星系）（ ）

イ 一般加入電話

電話 03-5253-7527（消防庁応急対策室）

FAX 03-5253-7537（ ）

(2) 千葉県

ア 県防災行政無線

電話 500-7320（地上系） 012-500-7320（衛星系）（県危機管理課）

FAX 500-7298（地上系） 012-500-7298（衛星系）（ ）

イ 一般加入電話

電話 043-223-2175 (県危機管理課)

FAX 043-222-1127 (")

8 勤務時間外における国及び県への連絡方法

休日・夜間等の勤務時間外において、国（総務省消防庁）又は県（危機管理課）へ災害緊急報告を行う場合は、次の通信手段及び連絡先により行う。

(1) 総務省消防庁

ア 消防防災無線（県防災行政無線を使用）

電話 120-90-49102（地上系） 048-500-90-49102（衛星系）（消防庁宿直室）

FAX 120-90-49036（地上系） 048-500-90-49036（衛星系）(")

イ 一般加入電話

電話 03-5253-7777（消防庁宿直室）

FAX 03-5253-7553 (")

(2) 千葉県

ア 県防災行政無線

電話 500-7225（地上系） 012-500-7225（衛星系）（県防災行政無線統制室）

FAX 500-7110（地上系） 012-500-7110（衛星系）(")

イ 一般加入電話

電話 043-223-2178（県防災行政無線統制室）

FAX 043-222-5219 (")

第5 災害時の広報

実施機関：総務部

1 広報活動要領

町は、県及び防災関係機関と連携して、流言飛語等による社会的混乱を防止し、民心の安定を図るとともに、被災地の住民の適切な判断と行動を助け、安全を確保するため、正確な情報を迅速に提供することに努める。

2 実施機関

広報活動は、本部長の決定に基づき、本部総務部が行う。

3 広報内容

(1) 避難方法等に関する情報

(2) 交通規制等に関する情報

(3) 被害に関する情報

ア 人及び家屋関係

イ 公益事業関係

- ウ 交通施設関係
- エ 土木港湾施設関係
- オ 農林水産関係
- カ 商工業関係
- キ 教育関係
- ク その他
- (4) 応急対策活動に関する情報
 - ア 水防、警備、救助及び防疫活動
 - イ 通信、交通、土木港湾等施設の応急対策活動
 - ウ その他一般住民及び被災者に対する必要な広報事項
- (5) 町外で発生した震災に係る支援に関する情報
- (6) 流言飛語の防止に関する情報

4 広報方法

(1) 一般広報活動

- ア 防災行政無線、広報車等を活用した広報
- イ 広報紙、チラシ、ポスター、掲示板等を活用した広報
- ウ 県提供のテレビ、ラジオの広報番組を活用した広報
- エ 町ホームページを活用した広報

(2) 報道機関への発表

テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関に対し、情報及び必要な資料を提供して広報を要望する。

また、報道機関が迅速かつ正確に広報できるようにするため、情報の提供方法について、インターネットやメール等の活用についても検討する。

(3) 放送機関への放送要請

災害等のため、電気通信設備、有線電気通信設備若しくは無線通信設備により通信ができない場合又は通信が著しく困難な場合において、災害対策基本法第57条の規定による通知、要請、伝達又は警告のため、放送機関に放送を要請する場合は「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、県を通して放送を要請する。

【放送要請協定機関及び窓口】

機関名・窓口	県防災行政無線		一般加入電話	
	電話	F A X	電話	F A X
日本放送協会千葉放送局（放送）	500-7393	500-7394	043-203-0597	043-203-0396
千葉テレビ放送(株)報道局報道部	500-9701	500-9702	043-231-3100	043-231-4999
株式会社バイエフエム総務部	500-9711	500-9712	043-351-7841	043-351-7870
株式会社ニッポン放送編成局報道部	-	-	03-3287-7622	03-3287-7696

第3節 地震・火災等からの避難と応急対策

実施機関：環境防災部、総務部、企画空港部、税務部、住民部、都市建設部、福祉部、教育部、社会文化部、消防部、各部、県、県警察、海上保安部、自衛隊

地震時には津波、延焼火災の拡大等が考えられ、住民の避難を要する地域が数多く出る可能性がある。

このため、安全な場所への避難に必要なとなる可能な限りの措置をとり、被災者の生命、身体の安全の確保に努める。中でも高齢者、障害者その他の要配慮者の安全な避難については特に留意する。

第1 計画内容

実施機関：環境防災部、税務部、住民部、福祉部、教育部、社会文化部

災害に際し、危険地域の住民を安全な場所に避難させ、人的被害の軽減を図るとともに、これらの者と現に被害を受けて避難しなければならない者を、一時的に学校、集会所、共同利用施設等の既存建物又は野外に仮設したテント等に収容し、保護するための計画とする。

また町は、適切な避難誘導體制を整えるものとする。

第2 実施機関

実施機関：環境防災部、税務部、住民部、福祉部、教育部、社会文化部、県、県警察、海上保安部、自衛隊

1 避難の指示等

避難の指示等を発すべき権限のある者は、それぞれの法律によって、次のように定められているが、災害応急対策の第1次的な実施責任者である町長を中心として、相互に連携をとり実施する。

- (1) 町長等（災害対策基本法第60条）
- (2) 警察官又は海上保安官（災害対策基本法第61条、警察官職務執行法第4条）
- (3) 水防管理者（町長〔水防法第29条〕）
- (4) 知事又はその命を受けた県職員（水防法第29条、地すべり等防止法第25条）
- (5) 災害のため派遣を命ぜられた部隊等の自衛官（その場に警察官がいない場合に限る。〔自衛隊法第94条〕）

2 避難所の設置

災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある住民を収容するため、避難所を設置する。

- (1) 避難所は町長の指示により設置する。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、町長はこれを補助する。

町長は、災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、知事を行う救助の実施を待つことができないときは、救助に着手する。

- (2) 本町限りで対応不可能な場合は、近隣市町村、県、国その他の防災関係機関の応援を得て実施する。

第3 避難の指示等

実施機関：環境防災部、総務部、県、県警察、海上保安部、自衛隊

1 避難の指示等の実施

地震の発生に伴う災害による住民等の生命又は身体の保護のため、又は災害の拡大防止のために特に必要があると認められるとき、本節第2の1に掲げる者は、関係法令の規定に基づき、次により避難の指示等を行う。

【避難の指示等】

機関の名称	指示等を行う要件	根拠法
町長 知事	・火災、崖崩れ、津波等の事態が発生し、又はその拡大のおそれがあり、住民等の生命身体に危険を及ぼすと認めるときは、危険地域の住民等に対し、速やかに立退きの指示等を行う。 ・知事は、災害の発生により町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、町長が実施すべき立退きの指示等に関する措置の全部又は一部を町長に代わって実施する。	・災害対策基本法 第60条
警察官等	・警察官及び海上保安官は、地震に伴う災害の発生により住民等の生命、身体に危険を及ぼすおそれのある事態が発生し、町長が措置をとることができないと認めるとき、又は町長から要求があったときは、直ちに当該地域住民に立退きを指示するものとする。 ・警察官は、住民等の生命、身体に危険が切迫していると自ら認めるときは、直ちに当該地域住民に立退きを指示する。	・災害対策基本法 第61条 ・警察官職務執行法 第4条
自衛官	・災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害により危険な事態が生じた場合で、警察官がその場にいないときは、危険な場所にいる住民に避難の指示をする。	・自衛隊法 第94条

機関の名称	指示等を行う要件	根拠法
水防管理者	・洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき、必要と認める区域の住民に対して避難の指示をする。	・水防法 第29条
知事又はその委任を受けた職員	・地震に伴う津波の襲来及び地すべりにより、著しく危険が切迫していると認めるときは、危険な区域の住民に対し立退きを指示する。	・水防法 第29条 ・地すべり等 防止法 第25条

2 避難の指示等の内容

町長等が避難の指示等を行う場合は、状況の許す限り次の各号に掲げる事項を明らかにして、これを行う。

- (1) 避難対象地域
- (2) 避難先
- (3) 避難経路
- (4) 避難の指示等の理由
- (5) その他必要な事項

3 避難の措置と周知

避難の措置を実施した者又は防災関係機関は、当該地域の住民等に対してその内容を周知するとともに、速やかに防災関係機関に対して連絡する。

(1) 住民等への周知

避難の措置を実施したときは、当該実施者は、防災行政無線を活用するほか、報道機関や自主防災組織の協力を得て住民に対し、その内容の周知徹底を図る。

(2) 防災関係機関の相互連絡

町、県、県警察、自衛隊及び海上保安部は、避難の措置を行った場合においては、その内容について相互に通報連絡する。

第4 避難誘導の方法

実施機関：環境防災部、都市建設部、福祉部、消防部

町長は、本部に収集された被害状況の情報をもとに、必要と思われる避難誘導の方法により、適切な避難誘導措置をとる。

- 1 避難場所・避難路沿いの要点等に誘導に当たる職員等を配置し、あるいは案内標識を設置する等して、住民の速やかな避難を図る。

なお、町長はあらかじめ避難場所を選定し、避難場所、避難路沿い等に案内標識を設置して、速やかに避難できるようにしておく。

- 2 避難は幼少児、高齢者及び障害者を優先する。

- 3 高齢者、障害者等自力での避難が困難な者に関しては、避難行動要支援者名簿を活用し、事前に援護者を決めておく等の支援体制を整備して、危険が切迫する前に避難できるよう配慮する。
- 4 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、避難行動要支援者名簿の情報を提供することができる。
- 5 避難の勧告又は指示に従わない者については、極力説得して任意に避難するよう指導する。
- 6 避難場所又は避難路に障害物あるいは危険物がある場合は、町長の指示に基づき当該物件の除去、保安その他必要な措置を講じ、避難の円滑化を図る。
- 7 避難誘導は、できるだけ自治会等の協力による集団誘導を行う。
- 8 誘導中は水没、感電等の事故防止に努めること。
- 9 避難誘導を行う者の安全を確保すること。

第5 避難所の開設

実施機関：環境防災部、企画空港部、税務部、住民部、教育部、社会文化部

避難場所に避難した被災者のうち、住居等を喪失する等引き続き救助を要する者及びそのおそれのある者に対して、避難所を開設し収容保護する。なお、被災者のプライバシー及び安全の確保並びに衛生管理に努めるとともに、高齢者や障害者をはじめとする要配慮者や女性への配慮、ペット対策及び感染症対策等についても適切に対応するよう努める。

- 1 町は、避難所を設置する必要があるときは、あらかじめ指定している学校、集会所、共同利用施設その他の公共建物等を避難所として開設するが、これらの施設のみでは収容能力に不足が生ずるときは、野外にテント又は応急仮設住宅を設置し、対応する。さらに、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等要配慮者に配慮し、被災地以外にあるものも含め、旅館やホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努める。なお、避難所の開設が予定される施設については、耐震性を確保するとともに、対象地域の被災住民を収容できる規模をもって適切に配置するよう努める。特に東日本大震災では、指定されていた避難所が被害にあった例があることから、耐震性や耐災害性（洪水・津波・土砂災害）には、特に注意する。

また、学校等の避難所については、学校施設の応急復旧マニュアル等の周知を図り、学校職員等が被災時の施設の状況を速やかに把握できるよう努める。

- 2 町は、本来の施設管理者の監督のもとで住民の自主防災組織やボランティア組織と協力して避難所の効率的な管理運営がなされるよう、「災害時における避難所運営の手引き」及び「災害時における避難所運営の手引き～新型コロナウイルス感染症への対応編～」を参考とし、避難所整備及び運営方針等の作成に努める。

また、その作成に当たっては、施設管理者と協議する。

学校にあっては、教育活動の早期再開のため、「震災時における実働計画（実働マニュアル）」によって行う。

- 3 大規模な災害が発生し、多くの住民が長期にわたり避難生活を送る際には、住民の自主防災組織等の避難民自らが中心となって避難所を運営する方法に移行するものとする。なお、被災者等による避難所の自主的運営を行うに当たっては、町職員や施設管理者、ボランティアが運営の支援を行う。

- 4 町は、避難所を管理運営する場合、男女双方の要望や意見を反映するため、男性ばかりでなく女性を管理運営者に入れる。

また、避難所における女性への配慮として、更衣室やトイレ等施設の利用上の配慮、女性相談窓口や女性専用の物資配付等、運営上の配慮等に努める。

- 5 町は、ペットの同行避難に備えて、「災害時における避難所運営の手引き」を参考に、ペットの収容場所を確保するとともに、飼い主の責任を明確化し、他の避難者とのトラブル等が起きないようにルール作成に努める。

- 6 町は、状況により避難生活が長期化するような場合に備え、基本的な生活に対応できる環境を整えるために必要な資機材の備蓄や、物資を速やかに調達できる体制の整備に努める。

また、季節対策として、寒さ対策や暑さ対策等、季節の移り変わりにも柔軟に対応できる環境づくりに努める。

- 7 町は、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。なお、平常時から、感染症対策に必要なパーティション等の物資確保及び設置訓練に努める。

- 8 町は、避難所を開設した場合には、各避難所との情報連絡を密にし、避難者の氏名や家族構成等の情報を逐次、コンピュータ等を活用して把握に努めるとともに、広報や問い合わせに適切に対応する。

なお、避難所に名簿の掲示を行う等、避難者情報の広報については、個人情報の取り扱いに注意するとともに、あらかじめ避難者から情報公開についての同意を得る等、適切に対応するよう努める。

第6 広域避難

実施機関：環境防災部、税務部、住民部、教育部、社会文化部、消防部

1 広域避難の実施

大規模な災害が発生し、町外への避難が必要な場合、「災害時における千葉県山武郡市の相互応援に関する協定書」又は「災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定」に基づき、山武郡市町又は県内市町に対して支援を要請するとともに、町外避難を実施する。

また、県外避難を実施する必要がある場合には、県に対し県外避難に関する支援の要請を行う。

2 広域避難者の受入れ

協定締結市町、県外被災市町村又は県から避難者の受入れの要請を受けた場合、町は、町内の被災状況や避難所開設状況等を考慮し、可能な限り被災者の受入れを行う。

第7 災害救助法適用の場合の避難所設置のための経費内容及び限度額等

実施機関：環境防災部、税務部、住民部、福祉部、教育部、社会文化部

1 経費内容

- (1) 賃金職員等雇上費
- (2) 消耗器材費
- (3) 建物の使用謝金
- (4) 器物の使用謝金、借上費又は購入費
- (5) 光熱水費
- (6) 仮設便所等の設置費
- (7) 福祉避難所を設置した場合、特別な配慮のために必要な当該地域における通常の実費

2 限度額

- (1) 基本額（令和2年1月31日現在）
1人1日当たり330円以内とする。
- (2) 加算費
冬期（10月～3月）についてはその都度定める額とする。

3 避難所開設の期間

避難所開設の期間は、災害発生の日から7日以内とする。

第4節 津波からの避難

実施機関：環境防災部、総務部、税務部、住民部、産業部、福祉部、教育部、社会文化部、消防部、各部、県、県警察、海上保安部、自衛隊

津波からの避難については、住民自らが津波の規模や津波警報等の情報を把握し、迅速かつ自主的に避難することが重要である。住民等への津波に関する情報伝達や避難誘導等については、第一義的に住民等に最も身近な町が実施し、住民等が円滑かつ安全な避難行動が行えるよう対応する。

なお、避難所の開設等については、前節による。

第1 津波警報等の収集・伝達

実施機関：環境防災部、総務部、産業部、県

- 1 県は、銚子地方気象台から送られた津波警報・注意報・地震及び津波に関する情報等を県防災情報システムにより県の防災関係者に伝達するとともに、速やかに県防災行政無線により各市町村及び各消防機関へ伝達する。
- 2 町は、県防災行政無線一斉通報装置により津波情報等を受けた場合、住民等に対して直ちに避難指示を行う等、迅速かつ的確な伝達を行う。
また、住民等への津波警報等の発表・伝達に当たっては、以下に留意して行う。
 - (1) 住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模及び避難指示を対象となる地域に伝達する。その際、災害を具体的にイメージできるような表現を用いる等、住民等が即座に避難行動に取り掛かることができるよう工夫する。
 - (2) 住民等が即座に避難行動に取り掛かるため、町はあらゆる広報伝達媒体（防災行政無線、緊急速報メール、広報車、サイレン、半鐘、町ホームページ等）や組織等を活用し、住民等への津波警報等を迅速かつ的確に伝達する。
 - (3) 気象庁が発表する津波警報等に更新があった場合に限らず、津波は、第一波よりも第二波、第三波等の後続波の方が大きくなる可能性がある等の津波の特性や、津波警報等が発表されている間は災害の危険性が継続していること等、住民等に対し継続的に情報伝達を行う。
 - (4) 走行中の車両、運行中の列車、船舶、海水浴客、釣り人、観光客等にも確実に伝達できるよう、防災行政無線、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ、携帯電話、ワンセグ等のあらゆる手段の活用を図り、県及び放送事業者と連携し、避難指示の伝達に努める。
- 3 海岸線付近の観光地、海水浴場の開設者等は、海面監視やラジオ聴取等によって、積極的に情報収集し、観光客等に対し、自主的に迅速かつ効果的な情報伝達を行う。
- 4 漁港管理者、漁業協同組合等は、相互に協調を図り、漁港、船舶等への迅速な情報伝

達を行う。

第2 海面状態の監視等

実施機関：環境防災部

1 海面状態の監視

震度4以上の揺れを感じた場合、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合は、津波警報等が発表されるまでに津波が来襲するおそれがある。

そのため、町は、屋形海岸に設置されたライブカメラの映像を活用するとともに、速やかにテレビ、ラジオの視聴等の民間情報や消防・県警察からの警戒情報等を集め、海面状況を監視し、潮位等の異常な変動の発見と情報連絡に努める。

2 異常現象を発見した者の措置等

海面の異常現象を発見した者は、町長、警察官、海上保安官のうち、通報に最も便利な者に速やかに通報する。

この場合において、町長が通報を受けた場合は、速やかに知事及び銚子地方気象台に通報する。

第3 警戒区域の設定

実施機関：環境防災部、消防部

町長は、次に示す同節第5の「1 避難指示の発令基準」に基づき避難指示を行った場合、浸水の予想される区域に対し警戒区域を設定する。

なお、警戒区域を設定した場合、直ちに知事、県警察等防災関係機関に通知する。

第4 避難所の開設

実施機関：環境防災部、税務部、住民部、教育部、社会文化部、企画空港部

町長は、次に示す同節第5の「1 避難指示の発令基準」に基づき避難指示を行った場合、浸水の予想される区域に対し、必要に応じて避難所を開設するとともに、津波避難ビルの管理者に対して、津波避難者の受入れを要請する。

第5 避難指示

実施機関：環境防災部、総務部、県、県警察、海上保安部、自衛隊

1 避難指示の発令基準

津波に関する避難指示の発令基準は、次のとおりとする。

地震・津波の状況	種別	発令時期 (実施時期)	対象者	(参考) 対象者に期 待する行動
大津波警報（特別警報）若しくは津波警報の発表を覚知したとき及び法令の規定により大津波警報又は津波警報の通知（気象業務法第 15 条第 2 項）を受けたとき。	避難指示	自動的	津波浸水想定 区域内にいる 住民等	直ちに安全 な場所に避 難する。
強い地震（震度 4 程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても長い間ゆっくりとした揺れを感じたときで、かつ町長が避難の必要を認めるとき。				
津波注意報の発表を覚知したとき。			海岸付近（海 浜、漁港）に いる住民等	海岸付近か ら離れる
※ 遠地津波発生時は、発表された津波警報・注意報の区分に応じ、これに準じて対応するとともに、津波到達予想時刻が出された場合にはそれを参考に、確実な避難に結びつくよう避難指示の発令時期を考慮する。				

2 避難指示の伝達

町は、避難指示の伝達に当たっては、住民だけでなく走行中の車両、運行中の列車、船舶、海水浴客、釣り人、観光客等にも確実に伝達できるよう、防災行政無線、緊急速報メール、広報車、テレビ、ラジオ、サイレン、半鐘等のあらゆる手段の活用を図り、県及び防災関係機関と連携し、避難指示の伝達に努める。

第6 避難方法等

実施機関：福祉部、消防部

1 住民等の避難行動

- (1) 海浜付近の住民及び海水浴客等は、強い揺れを感じた場合又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合、避難の指示を待つまでもなく、津波で命を落とさないために、「自らの命は自ら守る」(自助)の基本理念により、各々が津波に関する情報を収集・把握し、迅速かつ自主的に高い所等の安全な場所へ避難する。また、揺れを感じなかった場合でも、津波警報が発表されたときは、同様に直ちに安全な場所に避難する。

津波避難においては、海岸方向に向かって避難することはできるだけ避け、より高く、より海岸から離れることを心がける。また、避難の際には、「自分たちの地域は地域のみんで守る」(共助)の基本理念により地域で避難の呼びかけを行う。

なお、津波警報等が解除されるまで避難を継続することとし、自己の判断で自宅や河川・海岸付近に近寄らないこととする。

- (2) 海水浴客等は、上記のほか、津波注意報が発表された場合にも直ちに海岸付近から離れるものとする。
- (3) 地震・津波発生時には、家屋の倒壊、道路の損傷、渋滞・交通事故等が発生するおそれがあることから、津波避難は徒歩を原則とする。

2 住民等の避難誘導

- (1) 町は、県が策定した「千葉県津波避難計画策定指針」及び国の「津波対策推進マニュアル検討報告書」等を参考に作成した「津波避難計画」等に基づき、住民等が円滑に安全な場所へ避難できるよう誘導する。
- (2) 住民等の避難誘導にあたる消防職員、消防団員、警察官、町職員等は、あらかじめ定めてある行動ルールに従い、予想される津波の規模や到達時間等を考慮し、安全が確保されることを前提として行う。

また、町内会、自治会、自主防災組織等による避難誘導や、海水浴場等の観光施設の管理者による自主的な避難誘導等、町の避難の呼びかけに応じた自主的な避難誘導についても、安全が確保されることを前提とする。

3 避難行動要支援者の避難対策

避難行動要支援者については、避難行動要支援者名簿を活用し、近所の住民、自主防災組織、ボランティア、福祉関係職員等、避難支援関係者の支援により避難を行う。避難支援関係者は、自らの身の安全を十分確保し避難行動要支援者の避難支援にあたる。

避難方法は原則として徒歩だが、避難行動要支援者の避難については、地域の実情に応じて自動車の利用を検討する。

第5節 津波災害の応急対策

実施機関：環境防災部、消防部、各部、県、県警察、海上保安部、自衛隊

第1 被害状況の把握

実施機関：環境防災部、各部

津波等の発生直後から被災状況を正確に把握するため、現地に情報収集要員を派遣するとともに防災関係機関から災害情報及び被害情報を収集する。情報の収集においては、特に、住民の生命に係わる情報の収集に重点を置き、収集した災害情報等については、速やかに県及び防災関係機関に報告する。

【収集すべき被害情報等の内容】

- 1 人的被害（死傷者数、生き埋め者のいる可能性のある要救出現場の箇所数、行方不明者の数を含む。）
- 2 住家被害（全壊、半壊、床上浸水等）
- 3 津波の浸水域
- 4 津波火災等の出火件数、又は出火状況
- 5 二次災害危険箇所（土砂災害危険、高圧ガス漏洩事故等）
- 6 輸送関連施設被害（道路、漁港、鉄道）
- 7 ライフライン施設被害（電気、電話、ガス、水道、上水道施設被害）
- 8 避難状況（避難所、避難場所、津波避難ビルの状況）

第2 人命の救出救助

実施機関：各部、防災関係機関

津波災害時には、建物の倒壊や地震火災及び津波水害等による多数の要救出現場や要救出者、重症者等が発生するものと予想される。

このため町及び防災関係機関は、迅速かつ的確な人命の救出救助活動を実施する。

また、町は、救出・救助を実施する防災関係機関に対して、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

なお、救出活動は、多数の者が集まっていた場所及び生き埋め者のいる可能性のある場所を中心に行う。救出・救助を行う場合は、努めて救出隊・救助隊・救急隊等が連携して出動する。

第3 要救助者の救助

実施機関：消防部、県警察、自衛隊、海上保安部

1 救助・救急活動

(1) 活動の原則

救助活動・救急活動は、救命処置を要する重傷者を最優先とする。

(2) 出動の原則

救助・救急を伴う場合は、努めて救急隊と他隊が連携して出動するものとし、救助を伴わない場合は救急隊のみとし、次の優先順位により出動する。

ア 延焼火災が多発し、多数の救助・救急事象が発生している場合は、火災現場付近を優先する。

イ 延焼火災は少ないが、多数の救助・救急事象のある場合は、多数の人命を救護することを優先する。

ウ 小規模な救助・救急事象が併発している場合は、救命効率の高い事象を優先する。

エ 傷病者に対する救急処置は、救命の処置を必要とする事象を優先する。

2 救急搬送

傷病者の救急搬送は、救命処置を要する者を優先する。なお、搬送に際しては、匝瑳市横芝光町消防組合、医療救護班等の車両のほか、必要に応じ県の防災ヘリコプターや自衛隊のヘリコプターにより行う。

3 傷病者多数発生時の活動

災害の状況等を判断し、安全かつ活動が容易な場所に現場救護所を設置し、救助隊、医療救護班と密接な連携を図り、効果的な救護活動を行う。

救護能力が不足する場合は、自主防災組織等に医療機関への自主的な輸送協力を求める等、防災関係機関との連絡を密にし、効率的な活動を行う。

4 県警察の活動

(1) 救出地域の範囲や規模に応じ、救助隊を編成し、救出する。

(2) 救出活動は、倒壊家屋の多発地帯及び病院、学校、興行場等多人数の集合する場所等を重点的に行う。

(3) 救助した負傷者は、応急処置を施したのち、医療救護班に引き継ぐか、車両、県警ヘリコプター、船艇等を使用して速やかに医療機関に収容する。

(4) 救出活動は、町をはじめ防災関係機関と連絡を密に協同して行う。

5 海上保安部の活動

(1) 海難船舶や高潮等により沿岸において避難した人等の搜索、救助を行う。

(2) 救出活動は、沿岸市町村をはじめ防災関係機関と連絡を密にして行う。

6 自衛隊の活動

- (1) 必要に応じ、又は知事等の要請に基づき救出活動を行う。
- (2) 救出活動は、町をはじめ防災関係機関と連絡を密に協同して行う。

7 住民及び自主防災組織による救助・救急活動

住民及び自主防災組織は、自発的に被災者の救助・救急活動を行うとともに、救助・救急活動を行う防災関係機関に協力するよう努める。

第6節 避難行動要支援者等の安全確保対策

実施機関：税務部、住民部、都市建設部、福祉部、教育部、社会文化部、消防部、協力部、
各施設管理者

地震時には津波、延焼火災の拡大等の発生が考えられ、住民の避難を要する地域が数多く出ることが予想される。このため、安全な場所への避難に必要な可能な限りの措置をとり、被災者の生命、身体の安全の確保に努める。

特に、災害時に支援を必要とする避難行動要支援者については、町で策定する「避難行動要支援者避難支援プラン」等に基づき、災害時の避難誘導をはじめ、避難生活についても考慮し、安全確保に努める。

第1 避難誘導等

実施機関：福祉部

避難行動要支援者については、町が作成する避難行動要支援者避難支援プランを基に個別に避難計画を検討して、避難行動要支援者名簿を活用して避難支援等関係者による避難誘導、支援を行う。

1 避難誘導

避難誘導は、次の事項に留意して行う。

- (1) 避難経路は、できる限り危険な橋、堤防、その他新たに災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定する。この場合、なるべく身体壮健者、その他適当な者に依頼して避難者の誘導措置を講ずる。
- (2) 危険な場所には、表示、なわ張りを行うほか、状況により誘導員を配置する。
- (3) 状況により、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、病弱者又は歩行困難者は適当な場所に集合させ、車両又はボート等による輸送を行う。この場合、ロープ等の資材を利用して輸送途中の安全を期する。
- (4) 避難誘導は、収容先での救助物資の配給等を考慮し、できれば町内会等の単位で行うよう努める。
- (5) 高齢者、障害者等の避難行動要支援者については、その状態や特性に応じた適切な避難誘導を行うとともに、町職員及び自主防災組織等による避難確認を行う。
- (6) 避難支援等関係者の安全確保を行う。

2 避難順位

避難誘導は移動若しくは歩行困難な者を優先して行うものとするが、その優先順位等については、避難行動要支援者避難支援プランの全体計画等に基づいて行う。

3 緊急入所等

町は、在宅での生活の継続が困難な要配慮者や指定避難所あるいは福祉避難所での避難生活が困難な避難行動要支援者、身体状況等の悪化により緊急に入院加療が必要な者等については、緊急入所、ショートステイ、緊急入院等により対応を行う。

第2 避難所の開設、避難行動要支援者の対応

実施機関：税務部、住民部、福祉部、教育部、社会文化部

1 避難所の開設

避難所の開設は、「第3節 地震・火災等からの避難と応急対策」による。

町及び県は、避難行動要支援者の避難状況を速やかに確認し、優先的に避難場所を確保するとともに、健康状態や特性等を把握し、避難行動要支援者に配慮した運営に努めることとする。

さらに、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等、要配慮者に配慮した福祉避難所を設置する。

避難所における支援として、具体的には、以下の3点が考えられる。

- (1) 避難所における要配慮者用相談窓口の設置
- (2) 避難所からの迅速・具体的な支援要請
- (3) 避難所における要配慮者支援への理解促進

2 外国人に対する対応

町は、県の作成した「災害時における避難所運営の手引き」を活用し、外国人に対応した避難所運営に努める。この際、必要に応じて県に対し、語学ボランティアの派遣の要請を行う。

第3 福祉避難所の設置

実施機関：福祉部、各施設管理者

要配慮者を収容するため、必要に応じて福祉施設を協定に基づいた福祉避難所として設置する。

- 1 福祉避難所の設置は、町長が発災後に施設の管理者と連絡を取って行う。ただし、災害救助法が適用された場合は、知事が行い、町長はこれを補助する。

なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を町長が行うことができる。

- 2 当該町限りで対応不可能な場合は、近隣市町村、県、国その他の防災関係機関の応援を得て実施する。

- 3 福祉避難所開設後は、防災関係機関及び各避難所に開設済の福祉避難所を周知する。

第4 避難所から福祉避難所への移送

実施機関：税務部、住民部、福祉部、教育部、社会文化部、消防部、協力部

町は、避難所における要配慮者の健康状態や特性等の把握に努め、状況に応じて福祉避難所への移送を行う。

なお、健康状態や特性等に関係なく、その障害等により通常の避難所生活が困難な場合も福祉避難所への移送を検討する。

町は、福祉避難所に指定された施設や関連団体、又は県等と協力して避難行動要支援者の移送に利用可能な車両等、移送手段の確保に努める。町や防災関係機関等が保有する車両等のリストを作成するほか、個々の要配慮者の移動手段の有無等を調査し、自力での移動可否状況を把握する。

また、社会福祉協議会と協力して、地域住民に対し、避難行動要支援者の避難所までの移動支援や避難所から福祉避難所への移送支援について働きかける。

第5 被災した要配慮者等の生活の確保

実施機関：都市建設部、福祉部、協力部、県

応急仮設住宅への入居については、高齢者・障害者等の要配慮者を優先して行うよう努めるとともに、高齢者・障害者に配慮した応急仮設住宅（以下「福祉仮設住宅」という。）の設置等について検討する。

また、被災した要配慮者等の生活の確保として、町及び県は、災害によるショック及び避難生活の長期化に対応するため、被災地及び避難所において社会福祉士、介護福祉士、児童相談員等の専門家による相談等、次の事業を行う。

- 1 要介護者等への巡回相談事業及びホームヘルプサービスの実施
- 2 被災児童及びその保護者への相談事業の実施

第7節 消防・救助救急・医療救護活動

実施機関：環境防災部、総務部、産業部、都市建設部、健康こども部、東陽病院部、教育部、消防部、県、県警察、関東東北産業保安監督部、関東運輸局、海上保安部、各施設管理者、事業者

大地震時には、地震の発生とともに、地震による火災、地震後の水害、危険物の漏洩等による被害の可能性が危惧される。消防機関、水防機関、危険物施設管理機関及び救助救急のための防災関係機関は、これらの災害から住民の生命・財産を守り、被害を最小限にするために、全力を尽くす。

また、災害により多数の傷病者が生じ、医療機関が被害を受け混乱する等、住民生活に著しい影響があるとき、町は防災関係機関と緊密に連携をとりながら、被災者の医療救護に万全を期す。

第1 消防活動

実施機関：消防部

1 活動体制

震災時には、人命に対する多様な危険現象が複合的に発生することが予想されることから、災害事象に対応した防御活動を常備消防、消防団の全機能をあげて展開し、地域住民の生命、身体及び財産の保護に努める。

大地震の発生により、津波や火災等の災害発生が予測された場合、匝瑳市横芝光町消防組合は「消防地震対策本部」等を設置し、消防長が本部長となり、消防が行う災害応急活動の全般を指揮統括する。

2 活動方針

震災時には、住民の生命、身体の安全確保を基本とし、出火防止と地震により発生した火災の早期鎮圧、人命の救出、救助及び避難路の安全確保を原則とした活動を実施する。

なお、消防団を含め消防機関においては、消防活動の実施に当たり、常に安全に対する配慮と確認を行いながら任務を遂行しなければならない。

3 活動の基本

(1) 常備消防

ア 避難場所、避難路確保の優先

延焼火災が多発し拡大した場合は、人命の安全を優先とした避難場所、避難路確保の消防活動を行う。

イ 重要地域の優先

同時に複数の延焼火災を覚知した場合は、重要かつ延焼拡大危険要素が高い地域を優先に消防活動を行う。

ウ 消火可能地域の優先

同時に複数の延焼火災が発生した場合は、消火可能地域を優先して消火活動を行う。

エ 市街地火災の優先

大工場、大量危険物貯蔵施設等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災の消防活動を優先とし、それらを鎮圧した後、部隊を集中して活動に当たる。

オ 重要対象物の優先

重要対象物周辺と他の一般市街地から同時に出火した場合は、重要対象物の防護上に必要な消防活動を優先する。

(2) 消防団

ア 出火防止

地震の発生により、火災等の災害発生が予測された場合は、居住地付近の住民に対し出火防止を広報するとともに、出火した場合は、住民と協力して初期消火を図る。

イ 消火活動

常備消防の出動不能若しくは困難な地域における消火活動、又は主要避難路確保のための消火活動については、単独又は常備消防と協力して行う。

ウ 救急救助

要救助者の救助救出、負傷者に対する応急措置及び安全な場所への搬送を行う。

エ 避難誘導

避難の指示・勧告がなされた場合は、これを住民に伝達するとともに、防災関係機関と連絡をとりながら住民を安全に避難させる。

(3) 住民等による初期消火

一般家庭等において出火した場合は、各家庭において常備してある消火器等により初期消火を行う。ただし、消火が困難な場合には、直ちに通報を行う。

(4) 応援派遣要請

常備部隊の消防力では対応が困難な場合は、千葉県広域消防相互応援協定及び千葉県消防広域応援基本計画により消防本部を通じて他の消防本部に対して、応援を要請する。

また、千葉県広域消防相互応援協定に基づく応援をもってしても対応ができない場合は、町は、知事を通じて、緊急消防援助隊をはじめとする他都道府県へ応援を要請する。

(5) 応援隊の派遣

他市町村及び他都道府県の被災地に消防隊を派遣するよう要請があった場合には、迅速に当該地域で相互応援を実施する。

第2 救助・救急

実施機関：消防部、県警察

1 活動体制

消防機関及び県警察等の防災関係機関は、それぞれの消防活動、警備活動方針によるほか、健康福祉センター、医師会、歯科医師会、薬剤師会、日本赤十字社、自衛隊等の防災関係機関と密接な連携を図り、傷病者の救助活動から搬送業務完了まで一貫した救助・救急体制をとる。

2 救助・救急活動

(1) 消防本部

ア 被害状況の把握・報告

匠瑤市横芝光町消防組合は、119番通報、駆け付け通報、動員職員からの情報を総合し、被害の状況を把握し初動体制を整える。また、被害の状況を町長に対して報告するとともに、応援要請手続きに遅れないよう努める。

イ 救助・救急活動

(ア) 救助・救急活動の原則

救助・救急活動は、救命措置を要する重傷者を最優先とする。

(イ) 出動の原則

救助・救急活動は、救命措置を要する救急隊と他隊が連携して出動するものとし、救助の伴わない場合は救急隊のみとし、次の優先順位により出動する。

- a 延焼火災が多発し、多数の救助・救急事象が発生している場合は、火災現場付近を優先する。
- b 延焼火災は少ないが、多数の救助・救急事象のある場合は、多数の人命を救護することを最優先する。
- c 小規模な救助・救急事象が併発している場合は、救命効率の高い事象を優先する。
- d 傷病者に対する救急措置は、救命の処置を必要とする事象を優先する。

ウ 救急搬送

(ア) 傷病者の救急搬送は、救命措置を要するものを優先とする。なお、搬送に関しては、医療関係車両のほか、必要に応じて県へ要請し、ヘリコプターにより行う。

(イ) 救護所等から後方医療施設への搬送は、被災状況の推移を勘案して他機関との協力のもとに行う。

エ 傷病者多数発生時の活動

(ア) 災害の状況等を判断し、安全かつ活動容易な場所に現場救護所を設置し、効果的な救護活動を行う。

(イ) 救護能力が不足する場合は、防災関係機関等に医療機関への輸送について協力を求める等により、効率的な活動を行う。

3 救助・救急資機材の調達

- (1) 初期における装備資機材の運用については、原則として防災関係機関においてそれぞれ保有するものを活用する。
- (2) 装備資機材等に不足を生じた場合は、その他防災関係機関が保有するもの又は民間業者から借り入れ等を図り、救助・救急に万全を期する。

第3 水防活動

実施機関：環境防災部、総務部、産業部、都市建設部、消防部、県

地震水害等の発生に対する水防活動については、被害等をできる限り軽減するため、消防機関は他防災関係機関と相互の連携を図りつつ、地域住民等の協力のもとに効果的な対策を実施する。

1 町及び水防管理団体の措置

地震発生時に、河川等の堤防の決壊又は放流による洪水の発生が予想されるため、防御体制を強化する。

また、水防活動に当たっては、堤防等の施設管理者、県警察、消防の各機関等との連携を密にし、避難及び被災者の救出に重点をおく。

2 施設管理者の措置

堤防、水門等の管理者は、震度4以上の地震が発生した場合は、直ちに施設の巡視、点検を行い、被害の有無、予想される危険等を把握し、必要に応じて防災関係機関及び地域住民に周知する。

また、水門等の操作体制を整え状況により適切な開閉等の措置を講じる。

3 水防警報の周知

県から水防警報が発せられたときは、「第2節 情報収集伝達計画」に基づいて、速やかに地域住民及び防災関係機関に周知する。

第4 危険物等の対策

実施機関：環境防災部、教育部、消防部、県、県警察、関東東北産業保安監督部、関東運輸局、海上保安部、施設管理者、事業者

1 実施体制

危険物施設の応急対策は、当該施設の管理者等が防災関係機関と協力して行う。環境防災部は被害状況を把握し、施設の応急対策に協力する。

2 状況調査・報告

環境防災部は、危険物等取扱事業所から危険物等の流出・漏洩等の発生の連絡を受けた場合には、速やかに被害状況を調査するとともに、その結果を県に報告する。

3 地域住民に対する広報

危険物等の流出・漏洩等が発生した場合若しくは発生するおそれのある場合には、広報車及び防災行政無線等により災害の状況や避難の必要性等の広報を行う。

4 応急措置

危険物等施設の各機関別対応措置は、以下のとおりである。

(1) 高圧ガス等の保管施設の応急措置

ア 匝瑳市横芝光町消防組合

(ア) 必要に応じて保安措置等についての指導を行う。

(イ) 防災関係機関との情報連絡を行う。

イ 関東東北産業保安監督部

(ア) 正確な情報把握のため、千葉県及び防災関係機関と密接な情報連絡を行う。

(イ) 災害発生に伴い千葉県及び防災関係機関と連絡の上、高圧ガス製造事業者等に対して施設等の緊急保安措置を講じ、被害の拡大防止を図るよう指導する。

ウ ガス事業所

(ア) L Pガス販売事業者等（一般社団法人千葉県L Pガス協会）

地震等によりガス施設に被害が生じた場合は、二次災害の発生を防止するとともに、速やかに応急措置を行い、安全確認の上、ライフライン施設としての機能を維持するよう努める。

(イ) 高圧ガス取扱事業者（東京ガス株式会社）

地震等により高圧導管に被害が生じた場合は、二次災害の発生を防止するとともに、速やかに応急措置を行い、安全確認の上、迅速に設備を普及するよう努める。

エ 県

(ア) 高圧ガス保管施設の破損に伴う被害の拡大を防止するため、防災関係機関と連絡を密にし、高圧ガス製造事業者等に必要な指示を行う。

(イ) 防災関係機関と連絡の上、必要に応じて高圧ガス取扱いの制限等の緊急措置を行う。

(ウ) 連絡通報体制の早期確立を図る。

オ 町

(ア) 防災関係機関との情報連絡を行う。

(イ) 必要に応じて、被災者の保護、避難勧告・指示、避難誘導、避難所の開設等を行う。

(2) 石油類等危険物保管施設の応急措置

ア 匝瑳市横芝光町消防組合及び県

匝瑳市横芝光町消防組合及び県は、危険物取扱者等に対して、次に掲げる措置を当

該危険物施設の実態に応じて講じるように指導する。

- (ア) 危険物の流出並びに爆発等のおそれのある作業、移送を停止及び施設の応急拠点と出火等の防止措置
- (イ) 混触発火等による火災の防止措置、初期消火活動、タンク破壊等による流出及び異常反応、浸水等による広域拡散の防止措置と応急対策
- (ウ) 危険物による災害発生時の自主防災組織活動と活動要領の制定
- (エ) 災害状況の把握及び状況に応じた従業員、周辺地域住民に対する人命安全措施並びに防災関係機関との連携活動

イ 町

- (ア) 防災関係機関との情報連絡の実施
- (イ) 必要に応じた、被災者の保護、避難勧告・指示、避難誘導、避難所の開設等の実施

(3) 火薬類保管施設の応急措置

ア 関東東北産業保安監督部

火薬類製造事業所等の施設等が災害の発生により危険な状態となった場合又は危険が予想される場合は、その保安責任者が法令の定めるところにより、危険防止措置を講じるよう十分な監督又は指導を行うものとし、必要があると認めるときは法令の定めるところにより緊急措置命令等を行う。

イ 火薬類保管施設保安責任者

保安責任者は、法令の定めるところにより、危険防止措置を講じる。

ウ 県

延焼等により被害が拡大するおそれのある施設を対象に、緊急時における管理上の措置命令を発する。

- (ア) 防災関係機関には状況に応じた緊急措置を連絡する。
- (イ) 事業所には十分な水を確保できるよう指導し、消火施設等の強化を指示する。

エ 町

- (ア) 防災関係機関との情報連絡を行う。
- (イ) 必要に応じて、被災者の保護、避難勧告・指示、避難誘導、避難所の開設等を行う。

(4) 毒物、劇物保管施設の応急措置

ア 町教育委員会

町教育委員会は発災時の活動について、次の対策を樹立しておき、それに基づき行動するよう指導する。

- (ア) 発災時の任務分担
- (イ) 出火防止及び初期消火活動
- (ウ) 危険物等の漏洩、流出等による危険防止
- (エ) 実験中における薬品容器、実験容器の転倒、転落防止並びに転倒、転落等による火災等の防止
- (オ) 児童生徒等に対する、発災時における緊急措置に関する安全教育の徹底
- (カ) 被害状況の把握、情報収集及び伝達等

(キ) 避難場所及び避難方法

イ 他の毒物、劇物保管施設管理者

(ア) 発火源の除去、毒物・劇物の安全な場所への移動、漏出防止及び除毒措置等の安全措置を講じるとともに、警察及び消防等へ直ちに通報する。

(イ) 上記の措置を講じることができないときは、又は必要と認めたときは、従業者及び付近の住民に避難するよう警告する。

(ウ) 消防隊の到着に際しては、誘導員を配置するなどして進入を容易にし、かつ災害の状況及び事業所内の毒物・劇物の保有量並びに保有位置等について報告する。

ウ 県

次の各項の実施について指導する。

(ア) 毒物劇物の飛散、漏洩、浸透、火災等による有毒ガスの発生の防止に関する応急措置

(イ) 中和剤等による除毒方法と周辺住民の安全措置

(ウ) 発災時における健康福祉センター（保健所）、警察署又は消防本部に対しての連絡通報

エ 町

(ア) 防災関係機関との情報連絡の実施

(イ) 必要に応じた、被災者の保護、避難勧告・指示、避難誘導、避難所の開設等の実施

(5) 危険物等輸送車両の応急対策

ア 匝瑳市横芝光町消防組合

(ア) 事故通報等に基づきその状況を把握の上、交通規制等について防災関係機関と密接な情報連絡を行う。

(イ) 必要に応じ、地域住民への広報活動や警戒区域に対する規制等を行う。

(ウ) 危険物輸送車両の関係者に対して、必要に応じ一時使用停止又は使用制限の緊急措置命令を発する。

イ 山武警察署

輸送中の車両については、周囲の状況により、あらかじめ安全な場所へ移動させる。

ウ 関東東北産業保安監督部

(ア) 正確な情報把握のため千葉県及び防災関係機関と密接な情報連絡を行う。

(イ) 高圧ガス輸送者に対して、必要に応じ一般高圧ガス及び液化石油ガスの移動の制限又は一時禁止等の緊急措置命令を発する。

(ウ) 災害が拡大するおそれのあるときは、必要に応じ県内又は隣接都県に所在する各都県の高圧ガス地域防災協議会等が指定した防災事業所に対し応援出動を指導する。

エ 関東運輸局

危険物輸送の実態に応じ、次に掲げる対策を推進する。

(ア) 災害発生時の緊急連絡設備を整備する。

(イ) 災害発生時の危険物輸送列車の停止箇所は、できるだけ橋梁、ずい道等の危険箇所を避けるよう対策を講じる。

(ウ) 輸送担当者に災害時の連絡、通報、応急措置等に関し指導を行うとともに、訓練を実施する。

オ 町

(ア) 防災関係機関との情報連絡の実施

(イ) 必要に応じた、被災者の保護、避難勧告・指示、避難誘導、避難所の開設等の実施

第5 医療救護活動

実施機関：環境防災部、総務部、健康こども部、東陽病院部、県

1 情報の収集・提供

町は、県、消防機関、県医師会等との連携のもとに以下について情報収集を行い、防災関係機関への情報提供を行う。

- (1) 医療施設の被害状況、診療機能の確保状況
- (2) 避難所、救護所の設置状況
- (3) 医薬品等医療資器材の需給状況
- (4) 医療施設、救護所等への交通状況
- (5) その他参考となる事項

2 医療救護活動

災害により、通常受けられる医療が受けられなくなった住民に対して、地域における診療機能が一定程度回復するまでの間、救護所の設置や救護班の派遣等により診療等を行う。

(1) 実施機関

ア 町は、町長の指示により、医療救護活動を実施する。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、町長はこれを補助する。なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を町長が行うことができる。

イ 町長は、災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、知事を行う救助の実施を待つことができないときは、救助に着手する。

ウ 本町限りで処理不可能な場合は、近隣市町村、県、国その他の防災関係機関の応援を得て実施する。

エ アにより町長が行う場合は、次により実施する。

(ア) 一般社団法人山武郡市医師会（以下「山武郡市医師会」という。）、一般社団法人旭叵瑳医師会（以下「旭叵瑳医師会」という。）の長と締結した協定に基づき山武郡市医師会、旭叵瑳医師会が組織する救護班

(イ) 一般社団法人山武郡市歯科医師会（以下「山武郡市歯科医師会」という。）の長と締結した協定に基づき山武郡市歯科医師会が組織する救護班

(ウ) 東陽病院の救護班

(エ) 日赤救護班

(2) 災害医療救護対策班の設置

町長は、大規模災害時で人的被害が発生した場合、医療救護を専門で担当する町災害医療救護対策班を設置し、傷病者の発生状況や医療機関の情報について収集を行う。

(3) 救護班出動の要請

町長は、必要に応じて東陽病院の救護班に出動を命じ、山武郡市医師会、旭匠瑳医師会、山武郡市歯科医師会、日赤県支部地区・分区長にそれぞれ救護班の出動を要請し、知事及び他の市町村長等に応援を求める。また、県を通じて必要な措置を講ずるとともに、必要に応じ災害派遣医療チーム（DMA T）及び県救護班の出動要請を行う。

(4) 救護班等の業務内容

- ア 傷病者に対する応急措置
- イ 後方医療施設への転送の要否及び転送順位の決定
- ウ 軽症患者等に対する医療
- エ 避難所等での医療
- オ 助産救護

(5) 救護所の設置

町長は医療救護活動を行うに当たり必要と認めるときは、避難所又は被災地周辺の医療救護活動が可能な医療機関及び町内小中学校に救護所を設置する。

(6) 医薬品・資機材の確保

ア 医薬品、医療資機材の確保

(ア) 町及び県は、医薬品等の整備確保に努めるものとする。

(イ) 県は、町等から医薬品等の確保について、応援要請を受けたときは、地域保健医療救護拠点（各健康福祉センター等）に備蓄しているもののほか、千葉県医薬品卸協同組合との協定に基づき医薬品卸業者の県内営業所等から調達し、救護所等に供給する。

(ウ) 県は、医薬品等が県内において調達できないときは、隣接都県等に協力を要請し調達する。

イ 血液製剤の確保

(ア) 県は、災害発生後速やかに県内血液センター等の被災状況を把握するとともに、日本赤十字社千葉県支部と連携を図り、血液製剤の確保を図る。

(イ) 県は、血液製剤が県内において調達できないときは、千葉県赤十字血液センターを通じ、関東甲信越ブロック血液センター等に協力を要請し調達する。

(7) 搬送及び後方支援体制

ア 傷病者の搬送体制

救護班の責任者は、医療救護を行った者のうち、後方医療施設に収容する必要がある者の搬送を町長又は知事に要請する。

原則として、被災現場から救護所への搬送は町が、救護所から後方医療施設までの搬送は町及び県が防災関係機関との連携のもとに実施する。

イ 救護班の活動車両

災害による緊急交通路確保のため交通規制が実施されたときは、救護班の出動及び活動のための車両等は、「第8節 警備・交通の確保・緊急輸送対策」に定める車両等による。

ウ 後方支援活動

山武長生夷隅医療圏での災害拠点病院は、次のとおりである。

基幹災害医療センター…日本医科大学付属千葉北総病院 地域災害医療センター…東千葉メディカルセンター

町内の医療施設や東陽病院で対応できない場合は、後方医療施設又は近隣の医療施設に搬送し、入院・治療を行う。

(8) 助産活動

ア 助産の対象者

助産を受けられる者は、災害のため助産の機会を失い、災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者とする。

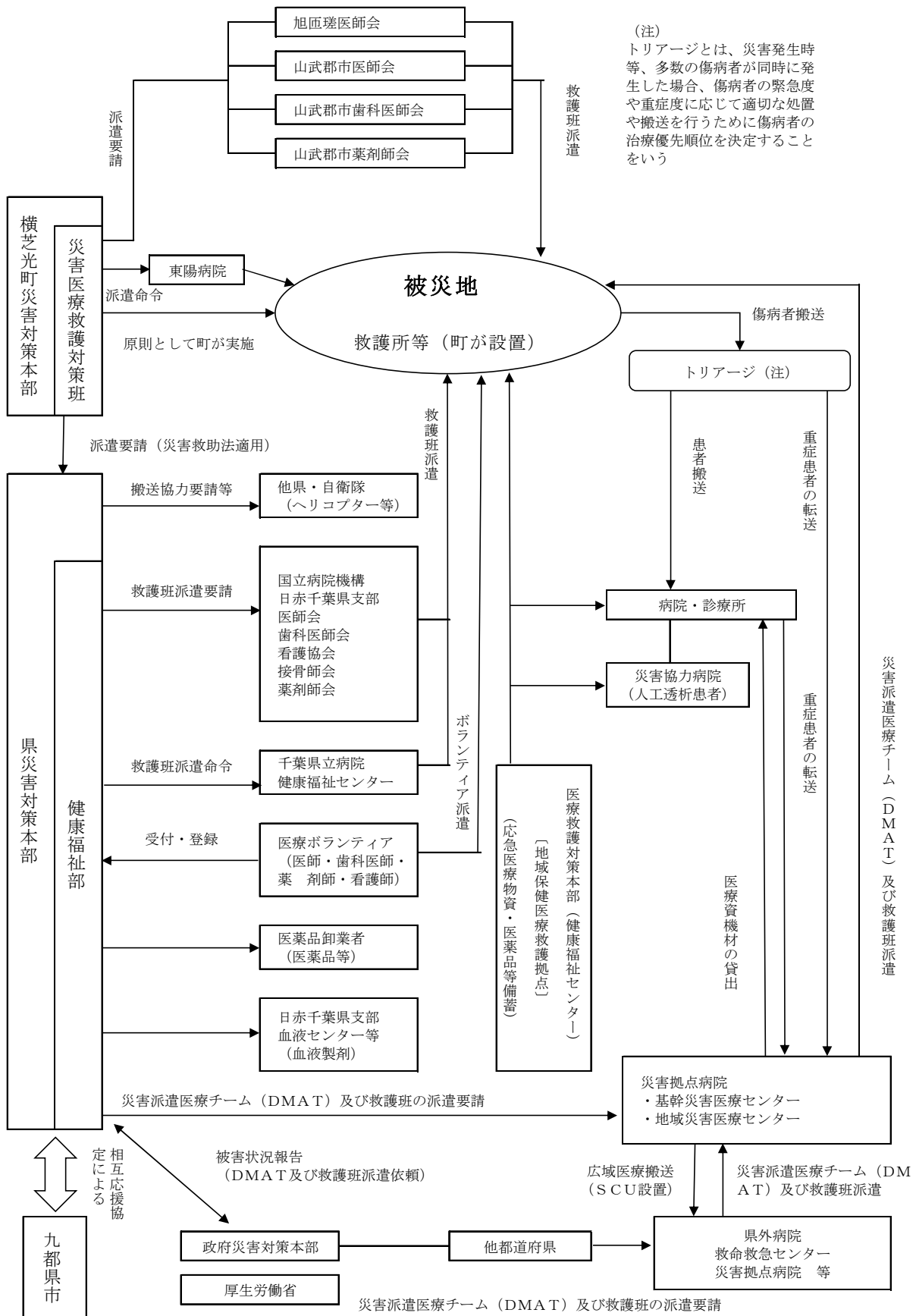
イ 助産の範囲

(ア) 分べんの介助

(イ) 分べん前・分べん後の処置

(ウ) 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

【医療救護活動の体系図】



第8節 警備・交通の確保・緊急輸送対策

実施機関：環境防災部、財政部、住民部、都市建設部、消防部、県、県警察、県公安委員会、国、自衛隊

地震発生時には、さまざまな社会的混乱及び交通の混乱が予想される。このため住民の生命、身体、財産の保護を図るため、各種犯罪の予防、取締り、交通秩序の維持等について万全を期するものとする。また、災害時に予想される渋滞等を考慮して、被害者の救援・救護活動や緊急物資の輸送に対応するための緊急輸送ネットワークの整備に努める。

第1 震災警備

実施機関：県警察

1 基本方針

県警察は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、他の防災関係機関と連携のもと、人命の保護を第一に、被災者の救出・救護、避難誘導、交通の規制、各種犯罪の予防及び取締り、その他社会秩序の維持に当たるものとする。

2 警備体制

県警察は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、その規模に応じ指揮体制を確立し、災害警備活動を行う。

(1) 署現地対策本部

大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合等に設置

(2) 署対策室

災害発生のおそれがある場合及び被害程度が小規模の場合等に設置

(3) 署連絡室

地震が発生した場合（規模により設置）に設置

3 災害警備活動要領

- (1) 要員の参集又は招集
- (2) 災害情報等の収集及び伝達
- (3) 装備資機材の運用
- (4) 通信の確保
- (5) 負傷者の救出及び救護
- (6) 避難誘導及び避難区域の警戒
- (7) 警戒線の設定
- (8) 災害の拡大防止と二次災害の防止

- (9) 報道発表
- (10) 行方不明者の捜索及び迷子等の保護
- (11) 死傷者の身元確認、遺体の収容
- (12) 交通対策（現場周辺の交通規制及び緊急交通路の確保）
- (13) 地域安全対策（犯罪の予防・取締り、相談活動）
- (14) 協定に基づく防災関係機関への協力要請
- (15) その他必要な応急措置

第2 交通規制計画

実施機関：県警察、県公安委員会、自衛隊

大震災が発生した場合は、交通の混乱及び交通事故の発生を防止するとともに、緊急交通路を確保するため、次により交通規制を実施する。また、交通規制を実施したときは、公安委員会等は、直ちに交通規制に係る区域又は区間等の内容を交通情報板等の活用や日本道路交通情報センター及び報道機関の協力を得て、広く周知するよう努める。

1 公安委員会の交通規制

- (1) 公安委員会は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図る等必要があると認めるときは、道路交通法（昭和35年法律第105号）第4条の規定に基づき、道路における交通の規制を行う。
- (2) 公安委員会は、県内又は隣接・近接都県の地域に係る災害が発生又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、災害対策基本法第76条の規定により、緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止又は制限する等、緊急交通路の確保に当たる。

2 警察署長の交通規制

警察署長（高速道路交通警察隊長を含む。）は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑化を図る等必要があると認めるときは、道路交通法第5条又は第114条の3の規定により、道路における交通の規制を行う。

3 警察官の交通規制等

- (1) 警察官は、道路の損壊、交通事故の発生、その他の事情により、道路において交通の危険又は交通の混雑が生じるおそれがあり、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑化を図るためやむを得ないと認めるときは、必要な限度で道路交通法第6条又は第75条の3の規定により、交通の規制を行う。この場合、信号機の表示する信号にかかわらず、これと異なる意味を表示する手信号等を行うことができる。
- (2) 警察官は、通行禁止区域等（前記1（2）により通行を禁止又は制限されている道路の区間又は区域をいう。以下同じ。）において、車両その他の物件が、緊急通行車

両の通行の妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、当該車両その他の物件の移動、その他必要な措置を命ずることができる。この場合、警察官の命令に従わなかったり、運転者等が現場にいないために命ずることができないときは、警察官が、自らその措置をとり、やむを得ない限度において当該車両その他の物件を破損することができる。（災害対策基本法第76条の3）

4 自衛官及び消防吏員の措置命令・措置等

- (1) 自衛官及び消防吏員（以下「自衛官等」という。）は、災害対策基本法第76条の3第3項及び第4項に基づき、警察官がその場にいない場合に限り、前記3（2）の職務の執行について行うことができる。
- (2) 自衛官等は、前項の命令をし又は措置をとったときは、直ちにその旨を警察署長に通知する。

第3 交通規制の指針

実施機関：環境防災部、都市建設部、消防部、県警察、県公安委員会、自衛隊

- 1 被災地域における交通の混乱の防止及び円滑な災害対応対策活動を図るため、原則として被災地方向への通行の禁止又は制限を行う。
- 2 交通規制の対象となる道路は、主として千葉県地域防災計画第2編第3章第7節の4緊急輸送に定める「千葉県緊急輸送道路1次路線（交通規制対象道路）」の中から選定する。
- 3 前記第2 1（2）の緊急交通路の確保は、高速道路、自動車専用道路その他の幹線道路を優先して行う。
- 4 緊急交通路を確保するため、高速自動車国道及び自動車専用道路においてはインターチェンジ等からの流入を禁止するとともに、幹線道路においては必要により交通検問所を設置する。
- 5 交通規制を実施するときは、道路交通法若しくは災害対策基本法に基づく道路標識等を設置するか、又は現場の警察官の指示により行う。
- 6 直下型地震に対する交通規制計画

京葉東葛地域及び南房総地域における直下型地震が発生した場合の交通規制は、次により行う。

- (1) 京葉東葛地域直下型地震発生時の交通規制計画
- (2) 南房総地域直下型地震発生時の交通規制計画

第4 緊急通行車両の確認等

実施機関：財政部、住民部、県警察、県公安委員会

1 緊急通行車両の確認

- (1) 車両の使用者は、知事又は公安委員会に対し、当該車両が緊急通行車両（道路交通法第39条第1項の緊急自動車、災害応急対策の的確かつ円滑な実施のため、その通行を確保することが特に必要な車両）であることの確認を求めることができる。
- (2) 前記（1）により確認したときは、知事又は公安委員会は、当該車両の使用者に対し、災害対策基本法施行規則第6条に定める標章及び確認証明書を交付する。
- (3) 前記（2）により交付を受けた標章は、当該車両の助手席側の内側ウインドガラスの上部の前面の見やすい箇所に貼付する。なお、証明書は必ず携行し、警察官等から提示を求められたときは、これを提示する。

2 緊急通行車両の事前届出・確認

- (1) 公安委員会は、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関（以下「指定行政機関等」という。）が保有する車両等で、災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために使用するものについて、緊急通行車両に該当するかどうかの審査を行う。
- (2) 公安委員会は、前記（1）により緊急通行車両に該当すると認められるものについては、届出済証を交付する。
- (3) 届出済証の交付を受けた車両については、警察本部、警察署又は交通検問所に当該届出済証を提出して、前記1（1）の確認を受けることができる。この場合において確認審査を省略して前記1（2）の標章及び確認証明書を交付する。

第5 交通情報の収集及び提供

実施機関：環境防災部、都市建設部

- 1 交通情報の収集は、オートバイその他の機動力を活用して行う。
- 2 交通情報の提供は、交通情報提供装置を活用し、道路情報センター及び報道機関の協力を得て行う。

第6 震災発生時における運転者のとるべき措置

実施機関：環境防災部

震災発生時における運転者のとるべき措置については、次の事項の周知を図る。

- 1 走行中の車両の運転者は、次の行動をとること
 - (1) 直ちに、車両を道路の左側に停止させること
 - (2) 停止後は、ラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し行動すること
 - (3) やむを得ず道路上に置いて避難するときは、車両をできる限り道路の左端に沿って駐車する等、通行の障害とならない方法により駐車し、エンジンを切り、エンジンキーを付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと
- 2 通行禁止区域等においては、次の措置をとること
 - (1) 車両を道路外の場所に置くこと
 - (2) 道路外に置く場所のない車両は、通行禁止区域等の外に移動すること
 - (3) 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左端に沿って駐車する等、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること

第7 道路管理者の通行の禁止又は制限

実施機関：都市建設部、県、国

道路管理者は、その管理する道路について、早急に被害状況を把握するとともに、道路法第46条の規定により、道路の破損、決壊、その他の事由により交通が危険であると認める場合は、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、区間を定めて通行を禁止、又は制限する。

第9節 救援物資供給活動

実施機関：環境防災部、総務部、財政部、税務部、住民部、産業部、都市建設部、教育部、各部、県、公共職業安定所、山武郡市広域水道企業団、八匠水道企業団

震災時、被災者の人心の安定を図るため、迅速かつ円滑な飲料水・食料・生活必需品の供給活動並びに救護物資・要員等の輸送を行うための輸送車輛、緊急輸送道路等の確保を行うものとする。

第1 応急給水

実施機関：環境防災部、総務部、山武郡市広域水道企業団、八匠水道企業団

町は、災害により飲料水や炊事のための水の供給を受けることができない住民に対して、浄水場及び給水場等での拠点給水や給水車等による運搬給水を実施する。

1 実施機関

- (1) 町は、飲料水の供給を行う。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、町長はこれを補助する。なお、知事が、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市町村長が行うことができる。
- (2) 町長は、災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、知事を行う救助の実施を待つことができないときは、救助に着手する。
- (3) 町長は、本町限りで処理不可能な場合、近接市町村、県、国及びその他防災関係機関の応援を得て実施する。
- (4) 山武郡市広域水道企業団及び八匠水道企業団は、町が行う応急給水に対し、積極的に協力する。
- (5) 水道事業者等間の応援活動については、「千葉県水道災害相互応援協定」により実施する。

2 給水基準

飲料水の供給については、基本水量を最少1人1日3リットルとし、水道施設の復旧の進捗により順次増量する。

また、病院等の救援・救護活動に必要な用水は別途確保する。

3 給水方法

応急給水は、拠点給水を原則とし、震災の状況に応じて運搬給水及び仮設給水を実施する。

4 広報

震災時における応急給水方法、給水拠点場所、飲料水調達方法及び水質について、適切な広報活動を実施する。

5 水道事業者による飲料水の供給

(1) 飲料水供給方法

応急給水は、拠点給水を原則とし、震災の状況に応じて運搬給水及び仮設給水を実施する。

(2) 広報

震災時における応急給水方法、給水拠点、飲料水調達方法及び水質について、適切な広報活動を実施する。

なお、情報提供を充実させるため、町ホームページや千葉県ホームページ等から各事業者ホームページへ適宜リンクを設定する。

6 災害救助法による費用の範囲

飲料水の供給を実施するため支出できる費用は、水の購入費のほか、給水及び浄水に必要な機械器具の借上費、修繕費、燃料費並びに薬品及び資材費であり、当該地域における通常の実費とする。

7 補給水利及び応急給水用資機材の現況

(1) 補給水利の現況については、資料編参照。

〈資料編 補給水利の現況〉

(2) 応急給水用資機材の現況については、資料編参照。

〈資料編 応急給水用資機材の現況〉

第2 食料・生活必需品等の供給体制

実施機関：税務部、住民部、産業部

町は、災害により食料の配給販売機関等が麻痺した時や、住家の被害により自宅で炊飯等ができない被災者に対し、応急的な炊出しを行う。

1 食料の配布

(1) 実施機関

ア 町長は、災害時、被災者に対して食料の供給を行う。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、町長はこれを補助する。

イ 町長は、災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、知事の行う救助の実施を待つことができないときは、救助に着手する。

ウ 町長は、町内で対応が不可能であると判断した場合は、近接市町村、県、国及びそ

の他防災関係機関の応援を得て実施する。

(2) 調達方法

- ア 町の備蓄倉庫から食料を配給する。
- イ 町内の関係業者等から食料の調達を行う。
- ウ 食料が不足する場合は、県に供給要請を行う。
- エ 県内市町村に対し、協定に基づく食料の供給応援要請を行う。

(3) 炊出しその他による食品給与の方法

- ア 炊出しその他による食品の給与は、米穀、乾パン又は一般食料品店等から購入した弁当、パン等により行い、給与に当たっては被災者が直ちに食することができる現物を給する。
- イ 米穀による炊出し給与は、町長が赤十字奉仕団等の協力を得て、避難計画に基づく避難場所にて炊出し等を実施する。
- ウ 炊出し給与のための調味料、副食等は町の関係業者から調達し、これを充てる。
ただし、町において調達が不可能又は必要数量を確保できないため、その補給について県が要請を受けたときは、町長に代わって知事が関係業者から調達し、補給する。

(4) 災害救助法適用の場合の食品供給計画

- ア 炊出しその他による食品給与の経費及び限度額（災害救助法施行細則別表第1）

(ア) 経費内容

主食費、副食費、燃料費及び雑費である。

(イ) 限度額（令和2年1月31日現在）

（ア）の経費のうち雑費を除く合計額が1人1日当たり1,160円以内とする。

- イ 炊出しその他による食品給与の期間（災害救助法施行細則別表第1）

炊出しその他による食品給与の期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、被災者が一時縁故先等へ避難する場合には、この期間内に3日分を現物により支給する。

- ウ 政府米の調達を要するときは、次により処理する。

町長は、災害発生に伴い、給食を必要とする米穀の数量を知事に要請する。

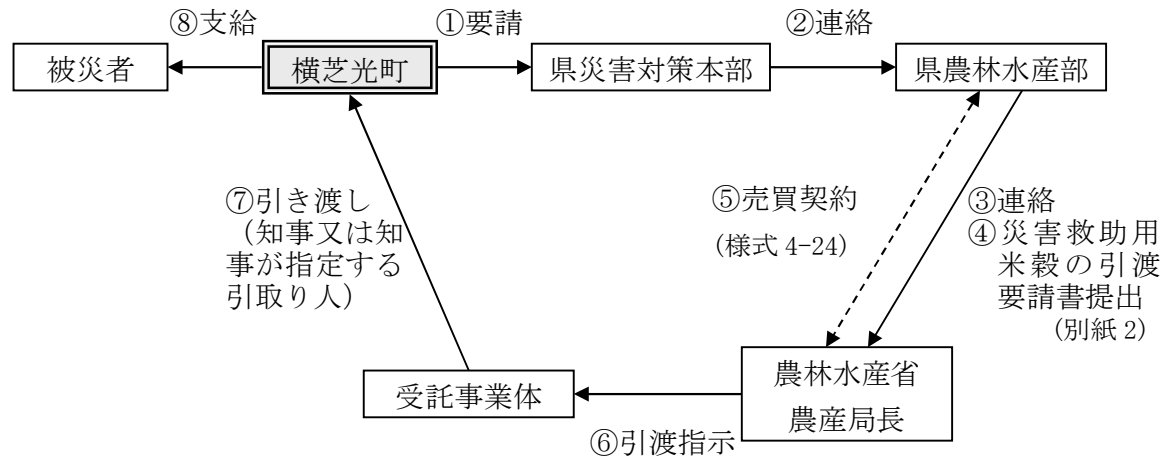
知事が、農林水産省農産局長（以下「農産局長」という。）に対し、当該米穀を買い受ける場合には、米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年5月29日付け21総食第113号総合食料局長通知）の規定に基づき、知事は、農産局長と売買契約を締結したうえで、農産局長と販売等業務委託契約を締結している受託事業者から当該米穀の引き渡しを受ける。

町が直接、農産局長に連絡した場合は、必ず県に報告することとし、県はこれを受けて農産局長に連絡する。

【政府所有米穀の受渡し系統図】

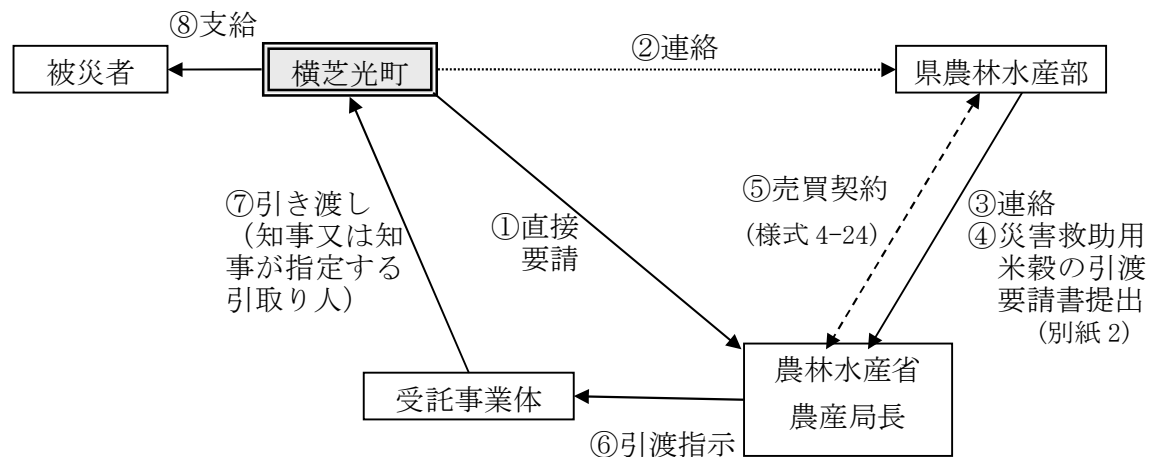
①町からの要請を受け、県が農林水産省農産局長に要請する場合

県は、町から米穀の供給要請を受けた場合は、県から農林水産省農産局長に要請し、売買契約(様式 4-24)を締結する。



②町が直接、農林水産省農産局長に要請した場合

町が直接、農林水産省農産局長に供給要請した場合は、必ず県に報告することとし、県はこれを受けて農林水産省農産局長に連絡する。



2 生活必需品等の配布

(1) 実施機関

ア 町は、被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与を行う。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、町長はこれを補助する。

イ 町長は、災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、知事の行う救助の実施を待つことができないときは、救助に着手する。

ウ 知事は、災害救助法が適用された場合においても、救助を迅速に行う必要があると認めるときは、町長に救助を行わせることができる。

エ 町長は、本町限りで処理不可能な場合は、近接市町村、県、国、その他防災関係機関の応援を得て実施する。

オ 町及び県は、あらかじめ協定を締結する等、商工団体等との連携のもと、生活関連物資等応急時に必要な物資の迅速な供給を行う。

(2) 配布を受ける者

住家の被害が全壊（焼）、半壊（焼）等であって次に掲げる者

ア 被服、寝具その他生活上必要な最小限度の家財を喪失した者

イ 被服、寝具その他生活必需物資がないため、直ちに日常生活を営むことが困難な者

(3) 生活必需品等の内容

寝具、衣料品、炊事器具、食器、日用雑貨、光熱材料及び燃料等

(4) 災害救助法による給与又は貸与の限度額

「災害救助法施行細則（昭和23年千葉県規則第19号）」別表第一（第六条）を参照する。

3 義援物資の受付

必要に応じて、企業等からの義援物資を受け付ける。

ただし、過去の災害において、個人等の小口義援物資については、被災地の需要に対応した形で供給することが困難であり、不要物資の滞留等の原因となることが示されたことから受入れを制限する。

第3 緊急輸送道路の確保

実施機関：都市建設部、県

1 緊急輸送道路

災害発生時には、災害予防計画で掲げた災害時道路ネットワークを形成する道路の確保を行う。

【災害時道路ネットワーク】

種 別	道 路 名
①県指定緊急輸送道路 1 次路線	銚子連絡道路
	国道 126 号
②県指定緊急輸送道路 2 次路線	主要地方道 成田松尾線
	主要地方道 飯岡一宮線
③近隣都市間を結ぶ災害時連絡道路	主要地方道 横芝下総線
	主要地方道 横芝上堺線
	主要地方道 八日市場八街線
	一般県道 横芝山武線
	一般県道 横芝停車場白浜線
	一般県道 横芝停車場吉田線
	一般県道 飯岡片貝線
④町内の災害時連絡道路	1・2 級町道
	広域農道・農免道路
⑤その他避難場所に通ずる道路	—

2 被害状況の把握

町は、町内の緊急輸送道路及び災害時連絡道路の被害状況、道路上の障害物の状況等を把握する。緊急輸送道路については、災害対策本部を通じて、山武土木事務所に速やかに調査結果を報告する。

3 緊急輸送道路の啓開実施

緊急輸送道路の啓開は、施設管理者が作業に当たるが、町の災害対策実施上必要な場合は、施設管理者にその旨を通知した上で、建設業災害対策協力会等の協力を得て、都市建設部が実施する。

また、啓開作業を行うときには、警察署、消防機関及び占有工作物管理者等の協力を得て実施し、必要に応じて自衛隊の応援要請を依頼する。

4 主要道路の啓開

町は、建設業災害対策協力会等の協力を得て、災害時連絡道路の啓開作業を優先して行い、順次その他の道路の啓開も実施する。

第4 車両等の確保

実施機関：財政部

1 車両等の調達

- (1) 町は、災害対策に当たり町保有の全車両の運用状況を把握し、効率的な管理及び必要な車両の確保を行う。
- (2) 町保有車両に不足が生じる場合は、近隣市町村の運送業者等から車両を調達する。
また、必要に応じて、県に対し、車両の斡旋や調達を要請する。
- (3) 借上げに要する費用は、町が当該運送業者等との団体若しくは当該業者等と協議して定める。

2 車両等の配車

災害時における各部の分掌事務が、効率的に行われるように財政部において、調達車両の配分、災害規模に応じた車両の運用に努める。

また、災害時における各部に配分する車両は、配車計画に基づいて行う。

第5 緊急輸送

実施機関：各部

1 範囲

町が行う緊急輸送の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 被災者に支給する生活必需品、救急、防疫資機材等
- (2) 医療又は助産のための救護員
- (3) 食料、飲料水確保のため必要な要員、供給に必要な資機材等
- (4) 被災者の救出及び救護のため必要な要員
- (5) その他本部長が必要と認めたとき

2 輸送

災害応急対策や救護活動に必要な物資の輸送は、各事務を掌握する部に配車された車両で行う。ただし、緊急輸送手段としてヘリコプターの活用が有効と考えられる場合には、ヘリコプターの派遣要請を行い、ヘリポートを確保して空輸する方法等により輸送を行う。

〈資料編 ヘリコプター臨時離発着場適地〉

第6 労働力の確保

実施機関：環境防災部、総務部、公共職業安定所

1 求人の申込み

町長又は県の出先機関の長は、災害応急措置の実施において労務者等を必要とするときは、当該機関の所在地を管轄する公共職業安定所長に対し、所定の申込書により求人の申

込みをするものとする。

2 求職者の紹介

求人を受理した公共職業安定所長は、即時に条件に該当する求職者を検索し、最優先で紹介に努める。該当する求職者が存在しない場合には、他都道府県公共職業安定所に対する依頼を含め、求職開拓を行う。

第7 燃料の調達

実施機関：産業部

産業部は、調達可能なガソリンスタンドの状況を把握し、町保有の全車両、借上げ車両、自家発電設備等のすべてに必要な燃料の調達を行う。なお、今後、石油商業組合等との協定を締結した場合は、協定先からの燃料の調達を行う。また、避難所等で必要なプロパンガスの調達については、「災害時における応急生活物資等の供給に関する協定書」に基づき、一般社団法人千葉県LPガス協会山武支部及び海匝支部から行う。

防災拠点となる公共施設においては、燃料備蓄のための貯蔵施設及び自家給油施設の検討・整備に努める。

第10節 広域応援要請計画

実施機関：環境防災部、消防部（匝瑳市横芝光町消防組合）、協力部、各部、県、山武郡市
広域水道企業団、八咫水道企業団、九十九里地域水道企業団、防災関係機関

大規模地震時には、被害が拡大し各防災関係機関が単独でこれに対処することが困難な事態が想定される。このため、防災関係機関は、あらかじめ各防災関係機関と十分に協議の上、相互応援の体制を整えるとともに、災害時には相互に協力し緊密な連携のもと、円滑な応急対策活動を実施する。また、海外からの支援の受け入れについて、国の指導のもと体制整備に努める。

第1 国に対する応援要請

実施機関：環境防災部

- 1 町長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、指定地方行政機関の長に対し、当該機関の職員の派遣を要請し、又は県知事に対し、指定地方行政機関の職員の派遣について斡旋を求める。
- 2 緊急消防援助隊、広域緊急援助隊（警察）及び、自衛隊の各部隊の後方支援を行うための応急対策活動拠点の候補地をあらかじめ選定する。

第2 県に対する応援要請

実施機関：環境防災部

町長は、災害応急措置の実施のため必要があるときは、知事に対し、関係職員の派遣や必要物資の提供等の応援を要請する。

第3 市町村間の相互応援

実施機関：環境防災部、県

- 1 町長は、地域内に災害が発生し、応急措置を実施するため必要と認めるときは、県内市町村間で締結した「災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定」、又は「災害時における千葉県山武郡市の相互応援に関する協定」に基づき、他の市町村長に応援要請を行う。

〈資料編 災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定〉

〈資料編 災害時における千葉県山武郡市の相互応援に関する協定書〉

2 知事は、上記1の応援が迅速かつ的確に行われるよう、その総合調整を行うとともに、特に必要があると認めるときは、他の市町村長に対し被災市町村を応援するよう指示する。この場合において知事は、応援を指示した市町村長に対し、次のことを示さなければならない。

- (1) 応援をすべき市町村名
- (2) 応援の範囲又は区域
- (3) 担当業務
- (4) 応援の方法

3 町長は、被災市町村からの応援要請又は知事からの応援要請がない場合においても、被害の状況等に応じ、自主的に応援を行う。

第4 受援体制の整備

実施機関：消防部（匝瑳市横芝光町消防組合）

町は、災害の規模や被災地のニーズに応じて、円滑に救援部隊や他の地方公共団体及び防災関係機関からの応援を受けることができるよう、匝瑳市横芝光町消防組合受援計画に基づき、受援先の指定、応援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えるものとする。

特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。

第5 消防機関の応援

実施機関：消防部（匝瑳市横芝光町消防組合）

- 1 匝瑳市横芝光町消防組合は、県内消防機関による広域的な応援を必要と認めるときは、「千葉県広域消防相互応援協定」及びその具体的な活動マニュアルである「千葉県消防広域応援基本計画」に基づき、迅速な相互応援活動を実施する。
- 2 被災市町村からの応援要請を受けたとき及び千葉県消防広域応援隊の出動に関して知事の指示があったときは、「千葉県広域消防相互応援協定」及びその具体的な活動マニュアルである「千葉県消防広域応援基本計画」並びに「消防組織法第43条に基づく知事の指示による千葉県消防広域応援隊運用要綱」に基づき、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努める。

第6 水道事業体等の相互応援

実施機関：山武郡市広域水道企業団、八匠水道企業団、九十九里地域水道企業団

山武郡市広域水道企業団、八匠水道企業団、九十九里地域水道企業団は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、県内水道事業者等の間で締結した「千葉県水道災害相互応援協定」に基づき、県の調整の下に他の事業者等に応援要請を行う。

第7 民間団体等に対する応援要請

実施機関：環境防災部、協力部

町長は、町内に災害が発生し応急措置の実施のため必要があると認めたときは、各事業者等の民間団体及びボランティア等の民間の協力団体に応援要請を行う。

第8 資料の提供及び交換

実施機関：環境防災部、防災関係機関

町及び防災関係機関は、災害対策上必要な資料又は調査の成果を相互に交換する。

第9 経費の負担

実施機関：環境防災部、防災関係機関

1 国又は他都県、他市町村から町に職員派遣を受けた場合

国から町に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法、並びに他都県、他市町村から町に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法は、災害対策基本法施行令第18条及び町条例等の定めによる。

第10 県外被災市町村等への支援

実施機関：環境防災部、各部

- 1 県外の災害時相互応援協定を締結している市町（神奈川県松田町、長野県千曲市）から応援の要請を受けた場合、速やかに応援措置を行う。また、被災市町の事態が緊急を要するときは、応援要請の有無にかかわらず、応援措置を行う。
- 2 県外の協定を締結していない市町村から直接本町に応援の要請を受けた場合、町内の状況を勘案し、可能な限り応援措置を行う。

第11 広域避難者の受入れ等

実施機関：環境防災部、各部

町は、町や県の区域を越える被災者の受入れを円滑に行うよう努める。

1 広域避難の調整手続等

(1) 県内市町村間における広域避難者の受入れ等

ア 町の区域を越えて広域的な避難をすることが必要となる場合には、当該広域避難を要する被災者の受入れについて、他の市町村長に協議する。この場合、必要に応じて県に対し、受入れ先市町村の選定や紹介等の調整を行うよう要請する。

イ 県内被災市町村から避難者の受入れに関する協議を受けた場合は、同時被災等、受入れを行うことが困難な場合を除き、当該被災者を受入れるものとする。

(2) 県域を越える広域避難者の受入れ等

県域を越えて広域的な避難をすることが必要となる場合には、県外の災害時相互応援協定締結先市町（神奈川県松田町、長野県千曲市）については、町が直接協定先市町と協議するものとする。協定締結先市町以外に広域避難を行う場合については、県に対し、受入れ先の要請等を行う。

なお、県を通じて他の被災市町村から当町に対して広域避難者の受入れの要請等があった場合には、可能な限り受入れを行うものとする。また、県外協定先市町から避難者の受入れの要請を受けたときも同様とする。

2 広域避難者への支援

(1) 全国避難者情報システム

東日本大震災等により、多くの住民の方々が全国各地に避難されており、住所地（避難前住所ほか）の市町村や県では、避難された方々の所在地等の情報把握が重要となっている。

県では、「全国避難者情報システム」を活用し、避難者から、避難先の市町村へ避難先等に関する情報を任意で登録していただき、その情報を避難前の県や市町村へ提供することになっている。

町は、町の住民で町外に避難する者に対して、システム登録情報を基に、町の被災者支援情報等を提供する。また、町で受入れた広域避難者に対しては、全国避難者情報システムへの登録をお願いする。

(2) 住宅等の滞在施設の提供

公共施設等の受入体制を補完するため、町及び県は、広域避難者に対し、公営住宅や民間賃貸住宅の借上げ等による滞在施設の提供に努める。

第11節 自衛隊への災害派遣要請

実施機関：環境防災部、県、自衛隊

災害時において自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、要請の手順及び必要事項を明らかにし、応急対策に万全を期するものとする。

第1 災害派遣要請

実施機関：環境防災部、県、自衛隊

1 町長による要請

- (1) 町長は、自衛隊の災害派遣を要請すべき事態が発生した場合、知事に対して災害派遣要請を依頼する。(災害対策基本法第68条の2)
- (2) 町長は、通信の途絶等により知事へ依頼ができない場合には、直接最寄りの駐屯地司令等の職にある部隊の長に通知することができる。この場合、事後速やかに知事に要請の実施を通知する。

2 知事による要請

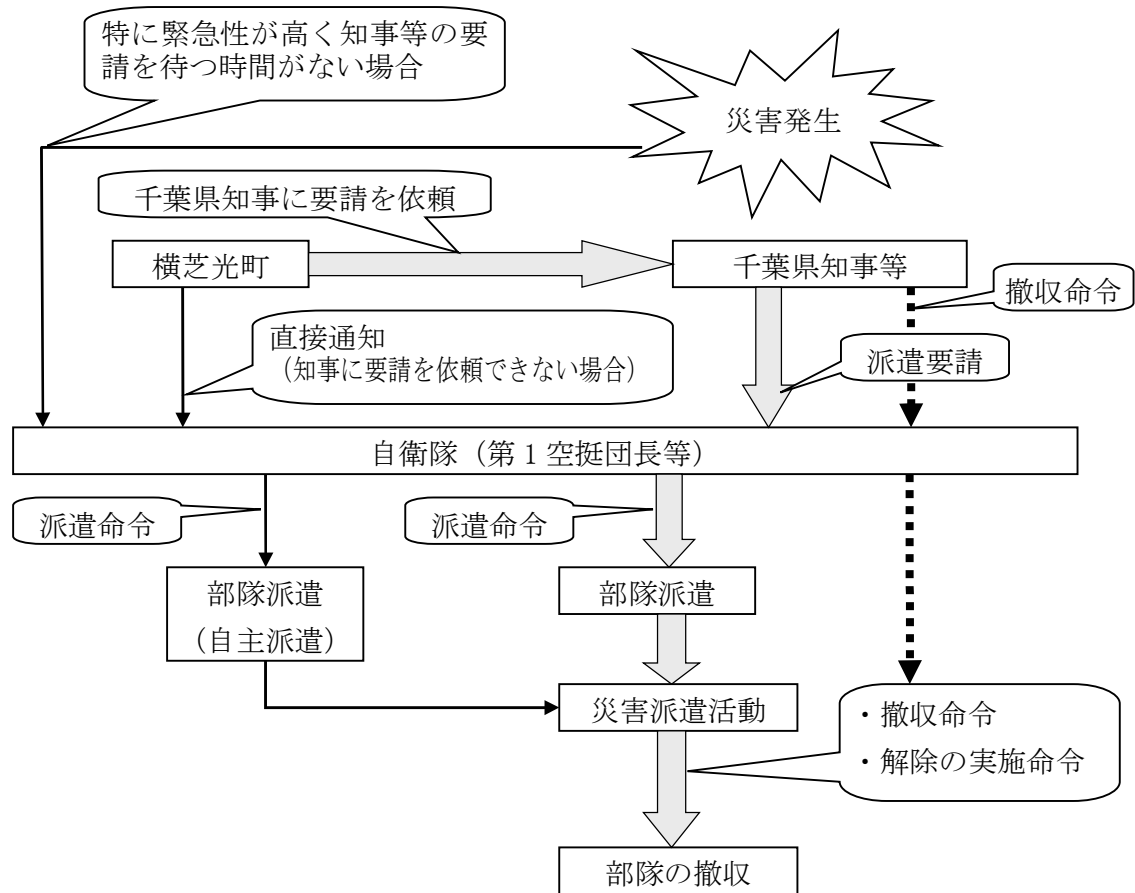
- (1) 知事は、災害が発生し、人命又は財産の保護のため必要があると認めた場合、自衛隊に災害派遣を要請する。この際、県内に震度6強以上を観測した場合は、当該地域に陸上自衛隊の災害派遣を速やかに要請する。
- (2) 知事は、災害に際して被害がまさに発生しようとしている場合、予防の為に自衛隊へ災害派遣を要請する。
- (3) 知事は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、市町村長から災害派遣要請を求められた場合、自衛隊に災害派遣を要請する。

3 自衛隊による自主派遣

自衛隊は、次の事由があるとき自主的に災害派遣を実施する。

- (1) 災害に際し、通信の途絶等により知事との連絡が不能で、自衛隊自ら収集した情報及びその他の情報から、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合。
- (2) 防災関係機関に対して当該災害に関する情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められる場合。
- (3) 自衛隊が実施すべき救援活動が明確で、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められる場合。
- (4) 庁舎・営舎その他の防衛省の施設又はこれらの近傍に災害が発生した場合。

4 要請から派遣、撤収までの流れ



第2 災害派遣の内容

実施機関：自衛隊

自衛隊の災害派遣を要請できる範囲は、原則として人命及び財産の保護のため必要であり、かつ緊急やむを得ないと認められるもので、他に実施する組織等がない場合とし、概ね次のとおりとする。

1 被害状況の把握

車両、航空機等状況に適した手段によって、情報収集活動を行い、被害の状況を把握する。

2 避難の援助

避難命令等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。

3 遭難者等の搜索救助

行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常、他の救援活動に優先して、搜索救助を行う。

4 水防活動

堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。

5 消防活動

火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火に当たる。

6 道路又は水路の啓開

道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開、又は除去に当たる。

7 応急医療、救護及び防疫

被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は県又は町、旭匠瑤医師会が準備するものを使用する。

8 人員及び物資の緊急輸送

救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。

9 炊飯及び給水の支援

被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。

10 物資の無償貸付又は譲与

「防衛省所管に属する物品の無償貸与及び譲与等に関する省令」（昭和33年総理府令第1号）に基づき、被災者に対し生活必需品等を無償貸与し、又は救じゅつ品を譲与する。

11 危険物の保安及び除去

能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。

12 予防措置

災害を未然に防止するため、緊急を要し、かつ他に適当な手段がない場合、予防措置を実施する。

13 その他

その他の臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

第3 災害派遣要請の手続き等

実施機関：環境防災部

1 要請者

知事に対する自衛隊災害派遣要請の依頼は、原則として町長が行う。(様式－2)

2 要請手続

町長は、次の事項を明記した文書をもって知事に対して災害派遣要請を依頼する。(様式－2)

ただし、緊急を要する場合において文書をもってすることができないときは、電話等により依頼するものとする。なお、この場合においては、事後速やかに文書を送達する。

また、緊急避難、人命救助の場合で事態が急迫し知事に依頼するいとまがないとき、若しくは、通信の途絶等により知事への依頼ができないときは、直接最寄りの駐屯地司令等の職にある部隊等の長に通報し、事後、所定の手続きを速やかに行う。

(1) 提出(連絡)先 県防災危機管理部危機管理課

(2) 提出部数 1部

(3) 記載事項

ア 災害の状況及び派遣を要請する事由

イ 派遣を希望する期間

ウ 派遣を希望する区域及び活動内容

エ 連絡場所、連絡責任者、宿泊施設の状況等参考となるべき事項

3 連絡先

県防災危機管理部危機管理課

(緊急の場合)

陸上自衛隊 第1空挺団本部第3科(習志野駐屯地)

【緊急の場合の連絡先】

部隊名（駐屯地等名）			連絡責任者		電話番号 （ ）は時間外	県防災行政無線
			時間内 (8:00~17:00)	時間外		
県内	陸上自衛隊	第1空挺団 (習志野)	第3科 防衛班長	駐屯地 当直司令	習志野 047-466-2141 内線 218、236 (302)	632-721 632-725 当
		高射学校 (下志津)	警備課長	駐屯地 当直司令	千葉 043-422-0221 内線 286、287 (302)	631-723 631-724 当
		第1ヘリコプター団 (木更津)	第3科 運用班長	駐屯地 当直司令	木更津 0438-23-3411 内線 215 (301)	633-721
		需品学校 (松戸)	企画室 副室長	駐屯地 当直司令	松戸 047-387-2171 内線 202、203 (302)	636-721 636-723 当
	海上自衛隊	教育航空集団 (下総)	司令部 運用幕僚	団 当直幕僚	柏 04-7191-2321 内線 2420 (2424)	635-723
		下総教育航空群 (下総)	司令部 運用甲幕僚	群 当直士官	柏 04-7191-2321 内線 2213 (2220)	635-721
		第21航空群 (館山)	司令部 運用乙幕僚	群 当直士官	館山 0470-22-3191 内線 213、413 (222)	634-721
	航空自衛隊	第4補給処 (木更津支処)	企画課 運用班長	基地 当直幹部	木更津 0438-41-1111 内線 303 (225)	638-721 638-724 当
県外	陸上自衛隊	第1師団司令部 (練馬)	第3部 防衛班長	司令部 当直長	東京 03-3933-1161 内線 238、239 (207)	
		東部方面航空隊 (立川)	警備幹部	駐屯地 当直司令	立川 042-524-9321 内線 234 (302)	
	海上自衛隊	横須賀 地方総監部 (横須賀)	防衛部 第3幕僚室 防災担当	作戦室 当直幕僚	横須賀 046-822-3500 内線 2543 (2222)	637-721 637-723

(注) 緊急の人命救助を必要とする場合に、救難用航空機として中型ヘリコプター各1機が待機する。

ア 陸上自衛隊 東部方面航空隊（東京都立川駐屯地）

イ 海上自衛隊 第21航空群（千葉県館山市）

第4 災害派遣部隊の受入体制

実施機関：環境防災部

1 他の災害救助・復旧機関との競合又は重複の排除

町長は、自衛隊の作業が他の災害救助・復旧機関等と競合又は重複することのないよう、重点的かつ効率的に作業を分担するよう配慮する。

2 作業計画及び資材等の準備

町長は、自衛隊に対し作業を要請又は依頼するに当たっては、なるべく実効性のある計画を次により作成するとともに、作業実施に必要なとする十分な資材の準備を備え、かつ諸作業に関係ある管理者の了解を速やかに取り付けるよう配慮する。

(1) 作業箇所及び作業内容

- (2) 作業箇所別必要人員及び必要機材
- (3) 作業箇所別優先順位
- (4) 作業に要する資材の種類別保管（調達）場所
- (5) 部隊との連絡責任者、連絡方法及び連絡場所

3 派遣部隊の受入れ

町長は、派遣された部隊に対し、次の施設等を準備し通報する。

- (1) 本部事務室
- (2) 宿舎
- (3) 材料置場、炊事場（野外の適切な広さ）
- (4) 駐車場（車1台の基準は3m×8m）
- (5) 指揮連絡用ヘリコプター発着場

〈資料編 ヘリコプター臨時離発着場適地〉

〈資料編 陸上自衛隊ヘリコプターの能力基準〉

第5 災害派遣部隊の撤収要請

実施機関：環境防災部

町長は、災害派遣部隊の撤収要請を行う場合、民心の安定及び民生の復興に支障がないよう、派遣部隊の長と協議した上で、知事に対し文書をもって行うものとする。（様式－4）

第6 経費負担区分

実施機関：環境防災部

自衛隊の救援活動に要する下記経費は、原則として町が負担するものとし、2以上の地域にわたって活動した場合の負担割合は、関係市町村が協議して定める。

- 1 派遣部隊が救援活動を実施するため必要な資機材（自衛隊装備に係るものを除く）等の購入費、借上料及び修繕費
- 2 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用及び借上料
- 3 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話料等
- 4 その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義のある場合は、自衛隊と町が協議する。

第7 自衛隊の即応態勢

実施機関：自衛隊

1 情報収集

震度5強以上の地震が発生した場合は、速やかに航空機等で情報収集する。

2 初動対処態勢

(1) 陸上自衛隊

各駐（分）屯地は、一部の勢力により、命令受領後、1時間を基準に出動できる態勢を維持している。

(2) 緊急時の人命救助

救難用航空機として中型ヘリコプター各1機が待機している。

ア 陸上自衛隊 第1師団第1飛行隊（東京都立川市）

イ 海上自衛隊 第21航空群（千葉県館山市）

様式－2

第 号
年 月 日

千葉県知事

様

市町村長

㊟

自衛隊の災害派遣要請について（依頼）

このことについて、自衛隊法第83条第1項の規定による自衛隊の派遣要請を、下記のとおり依頼します。

記

1 災害の状況及び派遣要請を依頼する事由

（1）災害の状況

（2）派遣要請を要請する事由

2 派遣を希望する期間

年 月 日（ 時 分）から災害応急対策の実施が終了するまでの間

3 派遣を希望する区域及び活動内容

（1）活動希望区域

（2）活動内容

4 その他参考となるべき事項

様式－4

第 号
年 月 日

千葉県知事

様

市町村長



自衛隊の災害派遣部隊の撤収要請について（依頼）

年 月 日付け第 号で依頼したこのことについては、下記のとおり
派遣部隊の撤収要請を依頼します。

記

1 撤収を希望する日時 年 月 日 時 分

2 撤収要請を依頼する理由

3 その他必要事項

第12節 学校等における児童・生徒の安全対策

実施機関：教育部、社会文化部

災害発生時は学校等における児童生徒の安全の確保に努めるとともに、学校等が被災した場合でも早期授業再開を目指す。

また、学用品がなくなり就学に支障をきたした児童生徒に対しての支援を行う。

第1 応急教育の実施

実施機関：教育部

1 公立学校

(1) 防災教育の一層の充実

学校は、東日本大震災の教訓を生かし、学校と地域が連携した防災訓練等の体験活動を通じて、自ら安全な行動がとれること（自助）や、他者や地域の防災に貢献できること（共助）等、発達段階に応じた防災意識の向上に努める。

(2) 事前準備

- ア 校長は、学校の立地条件等を考慮した上、学校安全計画を作成、実施するとともに、危険等発生時対処要領を作成し、周知する。
- イ 校長は、災害の発生に備えて次のような対策及び措置を講じなければならない。
 - (ア) 計画的に防災に係る施設、設備の点検整備を図る。
 - (イ) 児童生徒等の避難訓練、災害時の事前指導及び事後措置、保護者との連絡方法を検討する。
 - (ウ) 町教育委員会、警察署、消防署（団）及び保護者への連絡体制を確立する。
 - (エ) 勤務時間外における所属職員への連絡先や非常招集の方法を定め、職員に周知させておく。

(3) 災害時の体制

県は、東日本大震災の経験と教訓を活かし、今後発生が予想される首都直下地震等の揺れの大きな地震に備え、授業中や保護者への引渡し時等、状況に応じた教職員の対応、また、特別な支援を必要とする児童生徒への対応等を示した「学校における地震防災マニュアル」（平成24年3月）を作成した。

各学校は、このマニュアルを活用し、児童生徒の安全確保を第一とした防災体制を確立させる。

- ア 校長は、状況に応じ、児童生徒及び職員等の安全の確保を行い、適切な緊急避難の指示を与える。
- イ 校長は、災害の規模並びに児童生徒、職員及び施設設備の被害状況を速やかに把握するとともに、町教育委員会へ報告しなければならない。

- ウ 校長は、町の被害状況や校舎の被災状況等を考慮し、集団下校の措置を講ずるか、又は保護者と連絡を取り、児童生徒を保護者へ引き渡す。
- エ 校長は、状況に応じ、当該教育委員会と連絡の上、臨時休校等適切な措置をとる。
- オ 校長は、避難所の開設等災害対策に協力するため、学校の管理業務の一環として、職員の配備、役割分担計画を策定する等、避難所運営等に必要な職員を確保して万全の体制を確立する。
- カ 校長は、準備した学校安全計画に基づき、臨時の学級編成を行う等、災害状況と合致するよう速やかに調整する。
- キ 応急復旧計画については、当該教育委員会に報告するとともに、決定次第速やかに保護者及び児童生徒等に周知徹底を図る。

(4) 災害復旧時の体制

- ア 校長は、教職員を掌握するとともに校舎の準備を行い、児童生徒等に対しては被災状況を調査し、当該教育委員会と連絡し、教科書及び教材の給与に協力する体制に努める。
- イ 町教育委員会は、被災学校ごとに担当者を定め、情報及び指令の伝達に万全を期する。
- ウ 前記連絡体制の確立を図り、指示事項の徹底を期する。
- エ 応急教育に基づき学校へ収容可能な児童生徒等は、学校において指導する。
- オ 疎開した児童生徒等については職員の分担を定め、地域ごとに実情の把握に努め、疎開先を訪問する等して、上記エに準じた指導を行うよう努める。
- カ 学校が災害による校舎等の一部損壊や、避難場所として校舎等を提供することにより、児童生徒の一部又は全部が長期間学校を使用できなくなる場合には、町教育委員会に連絡し他の公共施設の確保を図り、早急に授業の再開を期する。
- キ 校長は、災害の推移を把握し、町教育委員会と緊密に連絡の上、平常授業に戻るよう努める。

2 私立学校

(1) 防災教育の一層の充実

学校は、東日本大震災の教訓を生かし、学校と地域が連携した防災訓練等の体験活動を通じて、自ら安全な行動がとれること（自助）や、他者や地域の防災に貢献できること（共助）等、発達段階に応じた防災意識の向上に努める。

(2) 事前準備

校長は、公立学校に準じて災害時の学校安全計画を策定し、保護者及び児童生徒等に周知徹底を図る等、災害の発生に備えて適切な対策及び措置を講じる。また、避難所等に指定されている学校は、町と運営方法について、あらかじめ協議しておく。

県は、私立学校に学校安全計画の策定を指導する。

(3) 災害時の体制

校長は、学校安全計画をもとに、災害の状況に応じた適切な対策及び措置を執るとともに、被害状況等を町及び県総務部学事課に報告する。

(4) 災害復旧時の体制

校長は、施設・設備並びに教職員及び児童生徒の状況を把握し、早期の授業再開及び平常授業への復帰に努める。

第2 学用品の調達及び支給

実施機関：教育部

災害により、学用品を喪失、又はき損し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒に対して、教科書、文房具や通学用品等の学用品を給与する。

1 実施機関

- (1) 町長は、教材・学用品の給与を行う。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、町長はこれを補助する。なお、知事が、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市町村長が行うことができる。
- (2) 町長は、災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、知事を行う救助の実施を待つことができないときは、救助に着手する。

2 学用品の給与

災害救助法を適用した場合の学用品の給与は、同法及び千葉県災害救助法施行細則によるがその概要は次のとおりである。

(1) 学用品の給与を受ける者

- ア 災害によって住家が全壊（焼）、流失、半壊（焼）及び床上浸水の被害を受けた児童生徒等であること。
- イ 小学校児童（盲学校、ろう学校及び養護学校（以下「特殊教育諸学校」という。）の小学部児童を含む。）、中学校生徒（中等教育学校の前期課程及び特殊教育諸学校の中学部生徒を含む。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特殊教育諸学校の高等部、高等専門学校及び各種学校
- ウ 学用品がなく、就学に支障が生じている者であること。

(2) 学用品給与の方法

- ア 学校及び教育委員会の協力を受けて行う。
- イ 被害別、学年別の学用品購入（配分）計画を樹立して行う。
- ウ 実施に必要なものに限り支給する。
- エ 文房具、通学用品はできるだけ同一規格、同一価格のもので行う。

(3) 学用品の品目

ア 教科書及び教材

(ア) 小学校児童及び中学校生徒が「教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号）」第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届出、又はその承認を受けて使用している教材であること。

(イ) 高等学校生徒正規の授業で使用する教材であること。

イ 文房具

ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具、画筆、画用紙、下敷、定規等

ウ 通学用品

運動靴、傘、カバン、長靴等

(4) 学用品給与の費用限度

ア 教科書（教材を含む。）代 実費

イ 文房具及び通学用品（令和2年1月31日現在）

小学生 1人当たり 4,500円以内

中学生 1人当たり 4,800円以内

高校生 1人当たり 5,200円以内

(5) 学用品の給与期間

教科書（教材を含む。）については、災害発生の日から1か月以内、文房具及び通学用品については、15日以内とする。

第3 授業料等の減免・育英補助の措置

実施機関：教育部

町は、被災した児童生徒等に対する学校納付金等の減免について、必要な計画を策定しておく。

第4 学校給食の実施

実施機関：教育部

- 1 町長は、被害を受けた学校給食用物資に関して、その状況を県災害対策本部に速やかに報告しなければならない。
- 2 町長は、学校給食用物資に被害を受けたことによる補充又は応急の給食を実施するため、米穀等の給付を受けようとする場合は、学校給食用米穀取扱要綱及び学校給食用小麦取扱要領に基づき、学校給食会に需要の申請を行うことにより、米穀等の供給（学校給食用米穀、小麦粉の供給価格で）を受ける。

- 3 町は、被災後、学校給食を再開するに当たっては、必要に応じて県に対し、指導、助言を求める。また、町において物資等の調達が困難な場合は、県に対し、応援を要請する。

第5 文化財の保護

実施機関：社会文化部

1 実施体制

文化財が被災した場合は、その所有者及び管理団体は直ちに防災関係機関へ通報するとともに、被害の拡大防止に努めなければならない。また、その所有者及び管理団体は防災関係機関と協力して、応急対策を行う。町が管理する文化財が被害を受けた場合の応急対策は、社会文化部が行う。

2 町の実施措置

社会文化部は、災害発生時に所有者又は管理者が実施すべき対策について、万全を期すよう指導し、国・県指定文化財に被害が発生した場合は、その被害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項について県教育委員会に報告する。

第13節 帰宅困難者対策

実施機関：環境防災部、総務部、企画空港部、産業部、教育部、県、東日本旅客鉄道株式会社、施設管理者

東日本大震災では、鉄道等の運行停止により、多くの帰宅困難者が発生し、都市部の駅周辺や道路で大混雑が生じた。

大規模な災害が発生した場合、通勤、通学、旅行等により、自力で帰宅することが極めて困難になるような人々が多数発生することが想定されるため、町は、大規模地震発生時における帰宅困難者対策を検討し、県や防災関係機関と連携して各種施策の推進を図る。

第1 帰宅困難者

実施機関：環境防災部、県

1 帰宅困難者の定義

「通勤・通学・買い物等の目的で周辺地域から流入・滞在している者のうち、地震の発生により交通機関の運行が停止した場合に徒歩の帰宅が困難になる者」を帰宅困難者とする。

第2 想定される事態

実施機関：環境防災部、県

1 社会的な混乱の発生

外出している人々は、家族や自宅の状況等が不明なことから心理的な動揺が発生する。特に、事業所等の組織に属していない人々は、帰属する場所がないことから、無統制な群衆となって駅へ殺到する等、パニック発生の大きな要因となることも考えられる。

2 帰宅行動に伴う混乱

地理の不案内や被害情報の不足により帰宅者が危険に遭遇したり、一斉に大量の帰宅行動がとられることによる交通の支障や、沿道での水、食料、救護等の需要の発生等、帰宅経路における混乱も予想される。

3 安否確認の集中

地震発生の直後から、家族等の安否を確認するための電話が集中し、通信機能のまひが予想される。特に、被災市町村には、安否等の確認の電話が殺到し、災害対策本部機能に支障が生じることも考えられる。

4 水、食料、毛布等の需要の増大

自宅に帰ることが困難となり、職場等に泊まる人が大量に発生すると予想される。この際、職場等において水、食料、毛布等の備蓄がない場合、これらに対する需要が大量に発生することも考えられる。

第3 帰宅困難者対策の実施

実施機関：環境防災部、総務部、企画空港部、産業部、教育部、県、東日本旅客鉄道株式会社、施設管理者

1 基本的考え方

町は、観光客等を考慮し、県及び関係機関と連携を図りながら対応を行う。また、「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者に対する基本原則を呼びかけるとともに、帰宅困難者等への速やかな情報提供、安全確保等に努める。

2 一斉帰宅抑制の呼びかけ

震災発生直後の一斉帰宅行動を抑制するため、町は、住民、企業、学校等に対し、県及び防災関係機関と連携して、むやみに移動を開始せずに職場や学校等の施設内に留まるよう町ホームページやツイッター等により呼びかけを行う。

3 企業、学校等における施設内待機

企業及び学校等は、従業員、顧客、児童生徒及び施設の被害状況を確認するとともに、行政機関や防災関係機関から提供される災害関連情報等により、周辺の安全を確認した上で、従業員、顧客、児童生徒を施設内又は安全な場所へ待機させるよう努める。

4 集客施設や駅等における利用者保護

集客施設や駅等を管理する事業者は、管理する施設の安全及び行政機関や防災関係機関から提供される災害関連情報等により、周辺の安全を確認した上で利用者を施設内の安全な場所へ保護するとともに、保護した利用者を町や県警察等防災関係機関と連携して一時滞在施設へ誘導するよう努める。

5 帰宅困難者等への情報提供

帰宅困難者の不安を取り除きパニックを防止するため、帰宅困難者に対して防災行政無線、エリアメール、インターネット等により必要な情報を提供する。

6 一時滞在施設の開設及び施設への誘導

(1) 一時滞在施設の開設

町は、駅周辺の公共施設を一時滞在施設として指定し、被災状況や安全性を確認した後、必要に応じて一時滞在施設として開設する。また、町は、必要に応じて区域内の民間施設管理者に対して、一時滞在施設開設の要請を行う。

一時滞在施設を開設した場合は、その開設状況を集約し、県へ報告するとともに、駅、集客施設、帰宅困難者、企業等へ情報提供を行う。

(2) 一時滞在施設への誘導

集客施設や駅等で保護された利用客については、原則、各事業者が町や県警察等防災関係機関と連携して一時滞在施設へ誘導する。

(3) 一時滞在施設の運営

施設管理者は、あらかじめ定めた手順により帰宅困難者等を受け入れる。その際、町は防災関係機関と連携し、施設管理者に対して、災害関連情報や公共交通機関の運行・復旧状況等の情報を提供する。

7 徒歩帰宅支援

やむを得ず徒歩で帰宅する人々の支援のため、幹線道路沿い等に所在するガソリンスタンドやコンビニエンスストア等の施設を「災害時徒歩帰宅者支援ステーション」として位置付け、一時休憩所として飲料水、便所、情報提供等を内容とした協定を関係事業者等と締結する等、帰宅経路における環境の整備を行う。

8 防災関係機関等の役割

帰宅困難者に関する対策は、多岐の分野にわたるとともに、行政界を越える対応も必要となる。このため、帰宅困難者に関連するすべての機関がそれぞれの役割を十分に果たし、分担・連携して対策を行う必要がある。また、帰宅困難者になる可能性がある通勤・通学者についても、平時から一人ひとりの備えが重要である。

第14節 保健衛生、防疫、廃棄物等対策

実施機関：環境防災部、都市建設部、産業部、福祉部、健康こども部、東陽病院部、消防部、県、山武健康福祉センター、県警察、動物愛護センター、海上保安部、自衛隊、山武郡市環境衛生組合、東総衛生組合、医師会、歯科医師会

災害により多数の傷病者が発生し、医療機関が被害を受け混乱する等、住民生活に著しい影響があるとき又は感染症等が流行するおそれがある場合、防災関係機関と連携をとりながら、被災者に対して保健衛生及び防疫活動を行う。また、震災により、家屋の倒壊や多量のごみ等が排出される等、生活上様々な面で不都合が生じてくるため、被災地の住民の生活に支障がないよう環境の保全を図る。

第1 保健活動

実施機関：福祉部、健康こども部、山武健康福祉センター

- 1 山武健康福祉センターは災害発生時、把握している要配慮者の健康状態の把握を行い、町が把握している要配慮者等に関する情報との情報共有・交換を行う。
- 2 町は、避難生活の長期化やライフラインの長期停止により被災者の健康が損なわれることのないよう、山武健康福祉センターと連携し保健活動班を編成し、巡回による被災者の健康状態の把握、栄養指導、衛生状態の保持等の健康管理を行う。
特に高齢者は、生活不活発病になりやすいため、適度に体を動かせる場の提供や、他者等とコミュニケーションが図れるよう配慮し、心身機能の低下を予防する。
- 3 町は、災害発生後早い時期から、心のケアや、食中毒、感染症の発生予防等について県健康福祉センターと連携して予防活動を実施する。
- 4 町は、山武健康福祉センターの支援を受け、できるだけ早期に健康相談を実施する。
また、健康相談においては被災者の健康管理と併せて、避難所における特異的な健康課題となる環境整備、感染症予防、エコノミー症候群等に対して、積極的な予防活動を継続的に行う。

発災後、町は上記1から3を実施する保健師・栄養士の応援派遣の必要性について検討し保健活動計画を立て、必要な支援を山武健康福祉センターに報告する。山武健康福祉センターは、積極的に町の保健活動を把握・支援し、保健活動計画を立て保健師・栄養士を派遣する。

第2 飲料水の安全確保

実施機関：山武健康福祉センター

山武健康福祉センターは、地震の影響等により飲料水の汚染等のおそれがある場合は、直ちに巡回チームを編成し、検水を実施し、安全を確保するとともに、町と協力して被災者に対し適切な広報及び指導を行う。

第3 防疫

実施機関：健康こども部、県、山武健康福祉センター

災害時における感染症の発生と流行を未然に防止するため、迅速かつ的確に防疫措置を推進する。

1 防疫体制の確立

町及び県は、発生した災害に即応した対策を樹立するとともに、体制の確立を図り、適切な措置を講ずるものとする。

2 実施主体

地震の際の防疫活動は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年十月二日法律第百十四号）」（以下「感染症法」という。）に基づき、県及び、県の指導・指示の下、町が実施する。

3 災害防疫の実施方法

（1）防疫措置の強化

町は、災害の規模に応じた防疫組織を設け、対策の推進に努める。

（2）広報活動の実施

町は、住民の社会不安の防止を図るため、広報活動の強化に努める。

（3）消毒の実施

町及び県は、感染症法第27条の規定により、県の指導・指示の下、消毒を行うものとする。使用する薬剤及び器具等については、速やかな整備拡充に努める。

（4）県への支援の要請

避難所等で感染症等の発生が危惧される場合において、防疫用薬剤の不足が見込まれる場合は、速やかに、県に対して薬剤の供給の支援を要請する。

4 患者の入院

山武健康福祉センターは、感染症法第19条の規定により必要に応じ入院を勧告する。

5 防疫用薬剤の確保

県は、山武健康福祉センター等を利用して整備する地域保健医療救護拠点に、初期防疫に必要な医薬品を備蓄し、防疫活動の円滑化を図るものとする。

6 報告

町は、患者の発生状況や防疫活動の状況等を、随時、山武健康福祉センターに報告する。

第4 遺体の搜索処理等

実施機関：環境防災部、健康こども部、東陽病院部、消防部、県警察、海上保安部、自衛隊、医師会、歯科医師会

町は、災害により行方不明の状態にある者（周囲の事情により既に死亡していると推定される者を含む）及び、死亡した者について、遺体識別等のための処理を行い、かつ遺体の応急的な埋葬を実施する。

1 実施機関

- (1) 町長は、遺体の搜索、收容、処理及び埋葬を行う。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、町長はこれを補助する。なお、知事が、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市町村長が行うことができる。
- (2) 町長は、災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、知事を行う救助の実施を待つことができないときは、救助に着手する。
- (3) 本町限りで処理不可能な場合は、「千葉県広域火葬計画」に基づき近隣市町村、県、国その他の防災関係機関の応援を得て実施する。
- (4) 町は、消防、県警察、自衛隊等と協力して行方不明者の搜索を行う。
- (5) 遺体の收容及び処理は、健康こども部を中心に行う。

遺体の收容場所は、比較的被害の大きかった地区周辺の公共施設等から選定する。

2 検案医師等の出動要請

県警察における計画を除き、町長は、検案医師等について、必要に応じて東陽病院に出動を命じるとともに、医師会、歯科医師会、日赤等にそれぞれ出動を要請するほか、県、他の市町村長等に応援を求める等、必要な措置を講ずる。

3 救助の基準等

災害救助法を適用した場合の救助基準等は、同法及びその運用方針によるが、その概要は次のとおりである。なお、同法の適用に至らない場合における応急対策は、同法が適用された場合に準じて的確に実施する。

(1) 遺体の搜索

ア 遺体の搜索

行方不明の状態にある者で、周囲の事情により既に死亡していると推定される者とする。

(ア) 死亡した者の居住地に災害救助法が適用されたか否かは問わないこと

(イ) 死亡した者の住家の被害状況は関係がないこと

(ウ) 死亡した原因は問わないこと

イ 遺体搜索期間

災害発生の日から10日以内とする。

ウ 費用

搜索のための機械器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費等、輸送費及び賃金職員等雇上費等。

(2) 遺体の処理

ア 遺体を処理する場合

(ア) 遺族等が、災害による社会混乱のため遺体の処理を行うことができない場合

(イ) 災害救助法適用市町村以外の市町村に漂着した場合

漂着した遺体が当該災害によるものであると推定できる場合、漂着した地域の市町村長は、直ちに被災者の居住していた市町村の長に連絡して、遺族等の関係者に遺体を引き取らせること。

ただし、引き取る暇のない場合においては市町村を統括する都道府県知事に遺体の漂着の日時、場所等を報告するとともに、必要に応じてその指揮を受けて、漂着した地域の市町村長が遺体の処理を行う。

(ウ) 死体取扱規則（昭和33年国家公安委員会規則第4号）、刑事訴訟法第229条（検視）、検視規則（昭和33年国家公安委員会規則第3号）に基づき、警察官の死体検視（見分）終了後、県警察から遺族又は市町村等の関係者に引渡された後の必要な死体の処理をする場合

イ 遺体の処理内容

(ア) 遺体の洗浄、縫合及び消毒等の処理

(イ) 遺体の一時保存

(ウ) 検案

ウ 限度額（令和2年1月31日現在）

(ア) イの（ア）による処理に要する費用は、遺体一体当たり3,500円以内とする。

(イ) イの（イ）による処理に要する費用は、既存建物を利用する場合は当該施設等の借上費とし、既存建物を利用できない場合は、一体当たり5,400円以内とする。

なお、ドライアイスの購入費等の経費が必要な場合は、当該地域における通常の実費を加算できる。

(ウ) イの(ウ)による処理に要する費用は、救護班によれない場合に限り、当該地域の慣行料金の額以内とする。

エ 遺体処理期間

災害発生の日から10日以内とする。

(3) 埋葬

ア 埋葬を行う場合

(ア) 災害時の混乱の際に死亡した者

(イ) 災害のため埋葬を行うことが困難な場合（遺族等が埋葬できない場合、又は遺族等に引き渡しできない場合等）

イ 埋葬期間

災害発生の日から10日以内とする。

ウ 埋葬の方法

(ア) 埋葬は、原則として遺体を火葬に付すことにより実施する。

(イ) 埋葬は原則として棺、骨つぼ等の現物給付及び火葬、納骨等の役務の提供による。

(ウ) 費用（令和2年1月31日現在）

埋葬のための費用は、次のとおりとする。

大人 215,200円以内

小人 172,000円以内

4 その他

(1) 警察署における計画

ア 遺体の検視（見分）

警察官は、遺体を発見し、又は遺体発見の届出を受けたときは、死体取扱規則等により検視（見分）を行い、身元が判明したものについては、所定の手続きを経て遺族に引渡す。

イ 身元不明者に対する措置

警察署長は、知事又は町長と緊密に連絡し、県、町の行う身元不明者の措置について協力する。

この場合、身元不明者の所持品、着衣、人相、特徴等を写真に収め、関係方面に手配するとともに死者の写真の掲示、縦覧等を行って早期に確認できるよう協力すること。

ウ 遺体の搜索及び収容に対する協力

警察官は、災害時において救出活動とあわせて防災関係機関の行う遺体及び行方不明者の搜索等に対し、必要な協力を行う。

(2) 海上保安部（署）における計画

ア 災害により銚子漁港、勝浦漁港、その他千葉県周辺海域に行方不明者が漂流する事態が発生した場合は、実施機関と協力し、所属巡視船艇により搜索を実施する。

イ 必要に応じて他の海上保安部から巡視船艇又は航空機の応援派遣を得て、搜索に当たる。

ウ 収容した遺体は、知事又は市町村長と連絡を密にし、身元が判明したものについては、所定の手続きを経て遺族に引渡し、身元不明者については、県警察とともにその身元確認に努め、知事又は市町村長の行う措置に協力する。

第5 動物対策

実施機関：環境防災部、山武健康福祉センター、動物愛護センター

町は、飼い主の被災等により愛玩動物が遺棄されたり逃げ出した場合には、山武健康福祉センター、動物愛護センターと協力し、これら動物を救助及び保護する。

また、特定動物（「動物の愛護及び管理に関する法律」で人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物）が施設から逃亡した場合は、人への危害を防止するため、飼養者、警察官、県、その他防災関係機関の連携の下に状況を把握し、必要な措置を講じる。

第6 清掃及び障害物の除去

実施機関：環境防災部、都市建設部、産業部、県、海上保安部、山武郡市環境衛生組合、東総衛生組合

震災時には、家屋の倒壊、火災、水害等により多量の障害物やごみが排出される等、生活上いろいろな面で不都合が生じてくる。このため、被災地の住民が当分の間の生活に支障のないよう、環境保全を図る

1 震災廃棄物処理計画

町は、千葉県災害廃棄物処理計画（以下「県計画」という。）に基づき策定した「横芝光町災害廃棄物処理計画」に従い、迅速かつ適正な処理を実施する。

（1）実施機関

ア 町長は、震災時における被害地域の清掃を実施する。

イ 町は、震災等による大量の廃棄物が発生し、本町限りで処理が困難な場合は「災害時等における廃棄物処理施設に係る相互援助細目協定」に基づき他市町村長に対して応援要請を行う。また、他市町村長から応援を求められた場合は、特別の事情がない限り職員等を派遣する。また、建築物の解体に伴うがれき等の大量発生が予想されることから、「地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定」及び「地震等大規模災害時における被災建物の解体撤去等に関する協定」に基づき、民間事業者の協力を求める。

ウ 県は、震災廃棄物処理に関する情報提供を行う。

(2) 廃棄物の収集と処理

ア 町における組織体制

震災廃棄物対策組織として、必要に応じて、総務、し尿処理、ごみ処理及びがれき処理に関する各担当を置き、被害状況を把握し、県、他の市町村、関係団体等と連携を図りながら、震災廃棄物の適正かつ円滑な処理に当たる。

イ 震災廃棄物の処理方針

(ア) がれき

がれきは、膨大な量が発生することから、いったん仮置場に保管し、分別、中間処理、リサイクルを行ったのち、原則として山武郡市広域環境衛生組合の最終処分場で適正に処分する。

(イ) 粗大ごみ

粗大ごみは、平時に比べ増大することから、震災時の混乱を想定して特例的な排出、収集、処理方法を検討する。

(ウ) 生活ごみ

生活ごみは、衛生、防疫に十分配慮するとともに、震災時の混乱を想定して特例的な排出、収集、処理方法を検討する。

(エ) 適正処理が困難な廃棄物に関する処理方針

産業廃棄物に該当するものは、平時と同様に事業者の責任において処理する。一般家庭から排出されるものは、適切な処理方法を住民に広報するとともに相談窓口を設置する。

(オ) し尿に関する処理方針

震災により水洗便所が使用できなくなる可能性等があることから、発生量を適正に予測するとともに、衛生、防疫に十分配慮して処理する。また、必要に応じ、「大規模災害時におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬に関する協定」に基づき、県を通じて民間業者の協力を求める。

ウ 発生量の推計方法

町において、原則として県計画で定めた推計方法によって発生量を推計し、処理体制の確立を図る。

エ 一時集積場所の確保

膨大な量が発生するがれきを適正に処理するためには仮置場を使用することが有効であることから、町において策定指針で定めた推計方法によって必要面積を推計し、設置場所について調整を行う。

オ 仮設トイレの確保

断水や浄化槽等の損壊等により、水洗トイレが使用できなくなるほか、避難所の開設等により大量の仮設トイレの設置が必要となることから、民間企業等との協定により仮設トイレの確保に努めるとともに、必要に応じ、県及び相互援助協定の締結市町村に対し、仮設トイレ等の応援を要請する。

2 障害物の除去

(1) 実施機関

災害により障害物が住居又はその周辺に運びこまれ、日常生活が営み得ない状態にあり、かつ自らの資力により障害物を除去できない住民に対し、応急的な障害物の除去を実施する。

ア 町は、住居又はその周辺に運ばれた土砂、竹木等で、日常生活に著しい障害を及ぼしている場合、その除去を行う。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、町長はこれを補助する。なお、知事が、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市町村長が行うことができる。

イ 町長は、災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、知事を行う救助の実施を待つことができないときは、救助に着手する。

ウ 本町限りで処理不可能な場合は、隣接市町村、県、国、その他の防災関係機関の応援を得て実施する。

(2) 道路関係障害物の除去計画

道路上の障害物の除去は自動車・遺体等の特殊なものを除き、道路法第3章第1節「道路管理者」に規定する道路管理者が行う。この場合において、災害の規模・障害の内容等により、関係者及び防災関係機関と密接な連絡を取り、協力して交通の確保を図るものとする。

特に「緊急輸送道路一次路線」については最優先に実施する。

ア 障害物の集積場所

障害物の集積場所は、主に交通に影響を及ぼさない町有地を一時的な集積場所として使用する。

イ 機械器具等の調達

障害物の除去に必要な機械器具等は、各実施機関の保有している機械器具等を用いるものとし、現有の機械器具等で処理不可能の場合は、関係業者の協力を求め調達する。

(3) 河川・海岸・漁港関係障害物除去計画

ア 河川・海岸

河川・海岸の機能を確保するため、河川・海岸における障害物を除去、しゅんせつする。

イ 漁港

(ア) 漁港区域内に流入してきた塵芥、流木及び臨港道路上の塵芥等の除去は、漁港管理者が行う。

(イ) 海上保安部は、海難船舶又は漂流物・沈没物等により船舶交通の危険が生じ、又は生じるおそれがあるときは、所有者に対し、これらの除去、その他船舶交通の危険を防止するための措置を講じることを命じ、又は勧告する。

(4) 住宅関連障害物除去計画

災害救助法を適用した場合の、住居又はその周辺に運ばれた土砂、流木等で日常生活に著しい障害を及ぼしているものの除去は、同法及びその運用方針によるが、その概要は次のとおりである。

ア 障害物の除去の対象となる者

- (ア) 当面の日常生活が営み得ない状態にある者であること
- (イ) 住家の被害程度は、半壊又は床上浸水した者であること
- (ウ) 自らの資力をもってしては、障害の除去ができない者であること

イ 障害物の除去の方法

- (ア) 救助の実施機関が、人夫あるいは技術者を動員して、障害物の除去を実施する。
- (イ) 日常生活に欠くことのできない場所に運びこまれた障害物の除去に限ること
(応急的救助に限ること)

ウ 障害物除去の経費の限度額（令和2年1月31日現在）

障害物の除去に要する費用は、1世帯当たり137,900円以内とする。

エ 障害物の除去の実施期日

災害の発生の日から10日以内とする。

3 環境汚染の防止対策

倒壊建築物の解体・撤去等に伴うアスベストの飛散や、危険物の漏洩による環境汚染に対処するため、環境監視体制の整備を図るとともに、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」（環境省水・大気環境局大気環境課）を参考に環境汚染防止体制の強化を図る。

町は、必要に応じて、アスベスト飛散の危険性について、住民やボランティアに対し、注意喚起や被害防止のための指導を行う。

4 健康被害の防止対策

県は、平時において、建築物の解体作業における作業員の健康被害を防止するため、アスベスト暴露防止措置の徹底を図るよう事業者に指導している。町は、県に準じて、震災後においても、平時に準じた対応を行うよう事業者への指導に努める。

第15節 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理

実施機関：環境防災部、税務部、都市建設部、福祉部

町は、震災による住宅の全壊や半壊等により、住家を滅失し又は自己資力では住宅の確保や修理ができない被災者に対し、応急仮設住宅の建設や日常生活に欠くことのできない部分の修理を行う。また、被災住宅の倒壊による二次災害を防止するため、県等と連携し、建築物の応急危険度判定や被災宅地危険度判定を実施する。

第1 応急仮設住宅の提供等

実施機関：環境防災部、都市建設部

災害により住家を滅失した被災者の居住の安定を図るため、応急仮設住宅や公営住宅の空き家の活用を図るとともに、民間の賃貸住宅を借上げる。

1 応急仮設住宅の建設

地震災害により、住家を滅失し、自己の資力では住家の確保できない者を收容するため、応急仮設住宅を建設する。

その際、あらかじめ検討している建設適地の選定や建設体制、必要資材の確保方法等に基づき迅速な建設を行う。

(1) 実施機関

ア 町長は、応急仮設住宅の建設を行う。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、町長はこれを補助する。なお、知事が、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市町村長が行うことができる。

イ 町長は、災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、知事を行う救助の実施を待つことができないときは、救助に着手する。

ウ 本町限りで処理不可能な場合は、近隣市町村、県、国その他の防災関係機関の応援を得て実施する。

(2) 災害救助法による援助

災害救助法を適用した場合の建設基準等は、同法及びその運用方針によるが、その概要は次のとおりである。

ア 建設場所

建設場所については、保健衛生、交通、教育等を考慮して、公共用地等の適当な空地に確保することとする。

ただし、やむを得ない場合は、私有地を利用することもできるものとする。この場合利用しようとする土地の所有者と十分協議を行うものとする。

〈資料編 応急仮設住宅建設候補地リスト〉

イ 建設住宅の型式、規模及び費用（令和2年1月31日現在）

（ア）建設住宅は平家建とし、必要に応じてこれと同程度の長屋建とする。

（イ）一戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、設置に要する費用は、1戸当たり5,714,000円以内とする。

（ウ）応急仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内に概ね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置できる。

（エ）高齢者等であって日常の生活上特別な配慮を要する者を数人以上収容するもので、老人居宅介護事業等を活用し、利用しやすい構造及び設備を有する施設（福祉仮設住宅）を仮設住宅として設置できる。

ウ 実施期間

応急仮設住宅の建設は、災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに工事を完成する。

（3）管理及び処分

ア 応急仮設住宅の入居基準は、災害時において現実に町に居住していることが明らかで、住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家のない者であって、次に掲げる者とする。

（ア）生活保護法の被保護者並びに要保護者

（イ）特定の資産のない失業者

（ウ）特定の資産のない未亡人並びに母子世帯

（エ）特定の資産のない老人・病者並びに身体障害者

（オ）特定の資産のない勤労者

（カ）特定の資産のない小企業者

（キ）前各号に準ずる経済的弱者等

イ 応急仮設住宅の供与期間は2年（特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第7条の規定に基づき、特定行政庁が建築基準法第85条第3項後段の規定にかかわらず同項の許可の期間を延長した場合においてはその期間）以内とし、その目的を達成した場合の処分については、災害救助法及びその運用方針による。

2 民間賃貸住宅の借り上げ

公的一時提供住宅及び応急仮設住宅を十分確保できない場合、町は、関係団体と協力をし、応急仮設住宅の建設に代えて、借り上げにより民間賃貸住宅を提供できるよう努める。

3 住宅の応急修理

町は、地震災害により、住家が半焼又は半壊し自己の資力では応急修理ができない住民、又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した住民に対し、居室、便所及び炊事場等日常生活に欠くことのできない部分を、応急的に修理する。

(1) 実施機関

ア 町長は、住宅の応急修理を行う。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、町長はこれを補助する。なお、知事が、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市町村長が行うことができる。

イ 町長は、災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、知事が行う救助の実施を待つことができないときは、救助に着手する。

ウ 本町限りで処理不可能な場合は、近隣市町村、県、国、その他防災関係機関の応援を得て実施する。

(2) 災害救助法による救助

災害救助法を適用した場合の修理基準等は、同法及びその運用方針によるが、その概要は次のとおりである。

ア 規模及び費用（令和2年1月31日現在）

応急修理は、居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分に対し現物をもって行うこととし、修理に要する費用は、1世帯当たり次に掲げる額以内とする。

（ア）半壊又は半焼に準ずる程度の損害により被害を受けた世帯 595,000 円

（イ）（ア）以外の世帯 300,000 円

イ 実施期間

住宅の応急修理は、災害の発生の日から1箇月以内に完成する。

4 建設資材の確保

町は、資材等が不足する場合は、県に要請し、調達の協力を求めるものとする。

第2 被災建築物の応急危険度判定支援体制の整備

実施機関：環境防災部、税務部、都市建設部

1 判定体制の整備

大規模な地震により被災した建築物について、余震等による倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止、使用者・利用者等の安全を確保するため、被災建築物の応急危険度判定の迅速かつ的確な実施が極めて重要であるとの認識のもと、以下の施策を推進する。

(1) 応急危険度判定体制の整備

町は、全国被災建築物応急危険度判定協議会の定める要綱等に基づき、県内における応急危険度判定に関する実施体制の整備を図る県の指導のもと、10 都県被災建築物応急危険度判定協議会（「震災時等の相互応援に関する協定」平成8年6月締結）の規約に基づき、町内における支援体制の整備に努める。

(2) 応急危険度判定士の養成・登録

町は、千葉県被災建築物応急危険度判定士認定要綱（平成7年10月制定）に基づき、建築士等の資格を有する町職員について、県が開催する応急危険度判定に必要な建築技術を習得させるための講習会に参加させ、応急危険度判定士（以下「判定士」という。）の養成に努めるとともに、判定士名簿の作成及び管理に努める。

2 判定の実施

(1) 判定士の確保

町は、次の方法により、建物の応急危険度判定の有資格者を確保する。

- ア 町内建築関係団体へ要請する。
- イ 県、他市町村の応援を要請する。
- ウ ボランティアの募集のための広報を行う。

(2) 判定実施本部（窓口）の設置

町は、多数の判定士の受け入れ体制及び作業体制を確立するために、判定実施本部（窓口）を設置し、以下の環境整備を行う。

- ア 受け入れ判定士の名簿づくり
- イ 担当区域の配分
- ウ 判定基準の資料の準備
- エ 立入禁止等を表示する用紙の準備
- オ 判定統一のための打ち合わせの実施

(3) 判定作業の概要

- ア 判定は、「震災建築物等の被災度判定基準及び復旧技術指針」（（一財）日本建築物防災協会）に従って行う。
- イ 判定の結果は、「危険」、「要注意」、「調査済」に区分する。
- ウ 判定は目視にて行う。

(4) 判定後の措置

判定の結果、「危険」とされた建物については、立入禁止の措置をとる。

第3 被災宅地危険度判定支援体制の整備

実施機関：環境防災部、都市建設部

1 判定体制の整備

大規模な地震により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、被災宅地危険度判定士を活用して被害の発生状況を迅速かつ的確に把握することによって、適切な応急対策を講じて二次災害の軽減、防止並びに被災宅地の円滑な復旧に資するため、以下の施策を推進する。

(1) 被災宅地危険度判定体制の整備

町は、被災宅地危険度判定連絡協議会（全国協議会）の定める「被災宅地危険度判定実施要領」に基づき、国、都道府県等との広域的な支援体制の整備に努める県の指導のもと、千葉県被災宅地危険度判定地域連絡協議会（地域協議会）の定める「千葉県被災宅地危険度判定実施要領」に基づき、町内における被災宅地危険度判定に関する実施体制の整備に努める。

(2) 被災宅地危険度判定士の養成・登録

町は、千葉県被災宅地危険度判定士認定登録要綱（平成15年3月6日決定）に基づき、土木・建築又は宅地開発の技術に関する経験を有する者を対象に、県が開催する被災宅地危険度判定に必要な技術を習得させるための講習会への参加について支援し、被災宅地危険度判定士の養成に努めるとともに、判定士名簿の作成及び管理に努める。

2 判定の実施

(1) 判定士の確保

町は、次の方法により、宅地の危険度判定の有資格者を確保する。

- ア 町内土木、建築、宅地開発関係団体へ要請する。
- イ 県、他市町村の応援を要請する。
- ウ ボランティアの募集のための広報を行う。

(2) 判定実施本部（窓口）の設置

町は、多数の判定士の受け入れ体制及び作業体制を確立するために、判定実施本部（窓口）を設置し、以下の環境整備を行う。

- ア 受け入れ判定士の名簿づくり
- イ 担当区域の配分
- ウ 判定基準の資料の準備
- エ 立入禁止等を表示する用紙の準備
- オ 判定統一のための打ち合わせの実施

(3) 判定作業の概要

- ア 判定は、「千葉県被災宅地危険度判定実施要領」に従って行う。
- イ 判定の結果は、「危険宅地」、「要注意宅地」、「調査済宅地」に区分する。

(4) 判定後の措置

判定の結果、「危険宅地」とされた宅地については、立入禁止の措置をとる。

第4 リ災証明書の交付

実施機関：税務部、産業部

災害による被害の程度等に応じた適切な支援の実施を図るため、災害対策基本法第90条の2で市町村によりり災証明書の発行が義務化された。このため町は、災害発生後、被災者に対する支援措置を早期に実施するために、遅滞なくり災証明を交付する。なお、り災証明の発行は、税務部で行い、農産物及び農業施設に係るものは、産業部で行う。

第5 被災者台帳の作成

実施機関：税務部、環境防災部、住民部、福祉部、教育部、健康こども部

町長は、被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため必要があると認めるときは、り災証明書の交付に合わせて、被災者の援護を実施するための基礎とする被災者台帳を作成する。

第16節 液状化等によるライフライン関連施設の応急復旧

実施機関：産業部、都市建設部、県、東日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ、東日本旅客鉄道株式会社、東京ガス株式会社、東京電力パワーグリッド株式会社、KDDI株式会社、日本郵便株式会社、放送機関、一般社団法人千葉県LPガス協会、山武郡市広域水道企業団、八匠水道企業団、九十九里地域水道企業団、東総衛生組合、山武郡市広域行政組合

上水道・電気・ガス・通信・工業用水道・交通等のライフライン施設が大震災により被害を受けた場合、生活機能は著しく低下し、復旧まで長期間を要することは、阪神・淡路大震災及び東日本大震災等でさらに明らかになったところである。したがって、これらの施設の応急復旧体制を確立し、防災関係機関及びライフライン事業者が相互に緊密な連携を図りながら迅速な活動を行う。

第1 水道施設

実施機関：山武郡市広域水道企業団、八匠水道企業団、九十九里地域水道企業団

震災時において、水道事業体は、飲料水及び生活用水の確保を図るとともに、二次災害の防止に努める。このため、事前に被害を想定し、応急復旧計画を定め、迅速な応急復旧を行う。

1 震災時の活動体制

山武郡市広域水道企業団、八匠水道企業団、九十九里地域水道企業団は、震災時には、応急活動体制を速やかに確立する。

2 応急復旧

水道施設の応急復旧に当たっては、山武郡市広域水道企業団、八匠水道企業団、九十九里地域水道企業団の復旧担当職員の監督のもとで施工業者を動員して行う。被害範囲が広域で、本水道企業団のみの能力では対応が不可能なときには、「千葉県水道災害相互応援協定」に基づき、県内水道事業体等の応援を得て、復旧を行う。

(1) 復旧の優先順位

- ア 取水、導水、浄水施設の復旧を優先する。
- イ 主要な送・配水管及び応急給水拠点に至るまでの管路の復旧を優先する。

(2) 資機材の確保

応急復旧に必要な管類等の資機材を備蓄するとともに、不足する場合は資機材の供給団体に速やかに必要な材料を要請する。

(3) 人員の確保

水道事業体間で応急復旧に必要な人員の確保及び配置を行う。

(4) 復旧状況の記録

復旧作業に当たっては、復旧状況の記録のため、写真撮影を行い、調書に所要事項を記入する。

3 住民への広報

広報は、町本部の協力を得て応急対策の進捗に合わせて実施する。

- (1) 地震発生直後は、できる限り速やかに人心の安定を図り、混乱を未然に防止するために行う。
- (2) 応急対策開始時は、円滑な応急対策の実施を図るために行う。
- (3) 応急対策の進捗に伴う広報は、応急対策の実施状況や、復旧見込み等を発表し、当機関の活動への住民の理解と協力を得るために行う。

第2 農業集落排水等施設

実施機関：産業部、東総衛生組合、山武郡市広域行政組合

1 応急活動体制

町は、被災時には、被災状況の調査、情報の収集及び利用者への広報活動を行える体制をとる。

2 応急復旧対策

運転マニュアルに基づき、処理場、ポンプ場、管きょ等の処理機能、排水機能を保つための活動を実施する。

被災状況に応じ、使用再開の目処をたて、被災状況、トイレの使用制限等の協力依頼を広報する。

3 し尿処理対策

大規模災害発生に伴い、ライフラインの供給が停止することにより、通常の上水処理が困難となることが予想される。このため、速やかに仮設トイレ、し尿処理活動体制を確立し、地域の環境衛生を確保する。また、倒壊家屋及び焼失家屋等の汲み取り式便槽の上水処理については、防疫上、できる限り早急に収集処理を行う必要があるため、緊急時における収集体制の確立に努める。

(1) 処理施設の被害状況の把握

産業部、東総衛生組合及び山武郡市広域行政組合は、施設及び設備の被害状況を把握し、直ちに稼働できるよう応急措置を取るとともに、町に報告する。また、甚大な被害が生じ、上水処理が困難になったときは、県及び近隣市町村に協力を要請する。

(2) 応急し尿処理

被災状況によるし尿の排出量、処理施設の処理能力を踏まえ、災害時の応急処理を行う。

ア し尿の排出量の把握

イ 簡易トイレ、仮設トイレの設置場所、必要設置数の確認

(3) 仮設トイレの設置

ア 浄化槽が使用不可能な場合には、備蓄の簡易トイレや民間から借り上げた仮設トイレを避難所等に設置する。

なお、設置に当たっては、障害者等へ配慮する。

イ 仮設トイレが設置されるまでの間は、地下水、井戸水の汚染防止等、周辺の環境を十分考慮しつつ、やむを得ない場合は、素掘り、埋立で処理を行う。

ウ 浄化槽のマンホールを取り、板を渡し、浄化槽を便槽代わりに使用して、し尿を汲み取る。

エ 仮設トイレの設置、清掃、消毒等の維持管理は、自治会や自主防災組織の協力を得て行い、仮設トイレの使用方法及び衛生の確保について町民に啓発する。

オ 水道の復旧に伴い、水洗トイレが使用可能となった場合には、仮設トイレ等の撤去を速やかに行い、避難所の衛生向上を図る。

(4) し尿収集活動

避難所等のし尿の汲み取りは、民間業者に業務を委託し、効率的な配車、収集に努める。

第3 電気施設

実施機関：東京電力パワーグリッド株式会社

1 震災時の活動体制

地震災害が発生したとき、東京電力パワーグリッド株式会社は、非常災害対策支部を成田支社に設置する。

2 震災時の応急措置

町と東京電力パワーグリッド株式会社とで締結した『災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定』に基づき、連絡・連携体制を確立し、相互に早期復旧に取り組むこととする。

このことから、以下のとおり応急措置を行う。

(1) 資機材の調達

(2) 人員の動員、連絡

(3) 電線等に接触している障害物等の除去作業における送電の停止等

3 応急復旧対策

(1) 停電情報及び道路・河川等の状況の情報共有

ア 東京電力パワーグリッド株式会社は、『災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定』に基づき、町へ被害状況及び復旧見込みの情報を提供するとともに、早期の停電復旧に努める。

イ 町は、町内において道路・河川等の被害が発生し、または発生のおそれがある場合は、東京電力パワーグリッド株式会社へ情報を提供するとともに、早期の復旧に努める。

ウ 町及び東京電力パワーグリッド株式会社は、それぞれの復旧の進捗状況について、適時双方へ情報を提供する。

エ 町は、町内において停電の発生情報を取得した場合は、速やかに東京電力パワーグリッド株式会社へ情報を提供する。

オ 東京電力パワーグリッド株式会社は、町内において道路・河川等の被害情報を取得した場合は、速やかに甲へ情報を提供する。

(2) 広報活動

ア 東京電力パワーグリッドは、ホームページ等への停電情報の掲載を行う。また、必要に応じ広報車による住民向け広報活動を行う。

また、住民に対して十分な周知ができないと認められるときは、町に対して停電情報等の発信を要請することができる。

イ 町は、東京電力パワーグリッド株式会社から停電情報等の発信要請を受けた場合には、町が実施可能な広報手段にて情報を発信する。

第4 ガス施設

実施機関：東京ガス株式会社、一般社団法人千葉県LPガス協会

災害によりガス施設に被害が生じた場合は、二次災害の発生を防止するとともに、速やかに応急措置を行い、ライフライン施設としての機能を維持することが必要である。

このことから、災害対策の迅速かつ適切な実施、並びに公共の安全と便益を図るため、以下の防災対策を実施する。

1 一般社団法人千葉県LPガス協会

(1) 活動体制

地震によりガス工作物に甚大な被害の発生又はそのおそれがある場合、応急対策及び復旧対策を円滑、適切に行うため、一般社団法人千葉県LPガス協会をはじめ海匝支部に災害対策本部を設置する。

(2) 災害時の初動措置

ア 消費者による初動措置

消費者は、地震が発生した直後の二次災害を防止するため、自らが使用している火

を消すとともに容器バルブを閉止するほか、要配慮者に対しても、近隣の住民が協力してその措置に当たる。

イ 事業者による初動措置

事業者は、地震の規模により緊急応援体制をとり、また、病院等公共施設及び大規模容器置場を有する施設に対し、速やかに施設の巡視点検、容器バルブ閉止等の応急措置を行う。

消費者の要請又は巡視点検により発見した家屋の倒壊等で、危険な状態となった液化石油ガス容器を安全な場所へ移動する。

ウ 応急復旧

事業者は、巡視点検により、安全が確認された施設から順に供給を再開する。また、改修が必要なものについては、緊急応援体制により事業者相互が連携し、復旧のための改修を行う。

(3) 災害時における広報活動

事業者は、需要家の二次災害防止を図るため、広報車等を利用して、以下の広報を行う。

ア 地震発生時には

(ア) ガスの栓を全部閉めること。

(イ) ガスボンベのバルブを閉めること。

(ウ) ガスの臭いがする場合、火気使用は厳禁であること。

この場合には、ガス栓・ボンベバルブを閉め、直ちにガス会社に連絡すること。

(エ) 換気扇の使用は、スイッチの火花によって爆発の原因となるので避けること。

イ マイコンメーター（前面にランプ若しくは液晶があるメーター）が作動してガスが出ない場合

(ア) グレーのメーターの場合は、マイナスインドライバーで左上の蓋を開け、内部の軸をドライバーで反時計回りにしっかりと回し、ランプの点灯を確認する。

(イ) クリームのメーターの場合は、左上の丸い蓋を外し、中のボタンをしっかりと押し、ランプの点灯を確認する。

(ウ) 操作終了後3分間マイコンによる漏洩検査のためガスの使用はしないこと。

ウ 供給を停止した場合

(ア) 共同住宅等（1つのボンベで複数の消費者にガスを供給している場合）の施設で、ガス栓を開いてもガスが出ない場合は、供給を停止しているので、ガス栓、メーターコックを締め、ガス会社から連絡があるまで待つこと。

(イ) ガスの供給が再開されるときには、必ず、あらかじめガス会社が各家庭のガス設備を点検し、安全を確認するので、それまでガスを使用しないこと。

2 東京ガス株式会社

ガス施設の災害及び二次災害の発生を防止し、また発生した被害を早期に復旧するため、災害発生原因の除去と防災環境の整備に常に努力を傾注するとともに、諸施策を重点に防災対策の推進を図る。

(1) 非常災害体制の確立

ア 地震発生時の出動

(ア) 勤務時間内の場合は、社内連絡により所属事務所に出勤する。

(イ) 勤務時間外の場合は、地震の大きさをテレビ・ラジオ等の情報により判断し、あらかじめ指定された箇所に、自動発令で出動する。

イ 気象庁発表の大津波警報が発表された場合の出動

(ア) 勤務時間内の場合は、社内連絡により所属事務所に出勤する。ただし、津波からの避難を優先とする。

(イ) 勤務時間外は、津波の高さ・到達時間をテレビ・ラジオ等の情報より判断し、あらかじめ指定された箇所に出勤する。ただし、津波からの避難を優先とする。

ウ 非常災害対策本部、支部の設置

地震等の非常災害が発生した場合、又は、大津波警報が発令された場合、災害対策の迅速かつ適切な実施を図るため、本社に非常災害対策本部を設置するとともに、各事業所に支部を設置し、全社的な応急活動組織を編成する。

(2) 応急対策

ア 震災時の初動措置

(ア) 官公庁、報道機関及び社内事業所等から、被害情報等の情報収集を行う。

(イ) 事業所設備等の点検を行う。

(ウ) 製造所、整圧所における送出入量の調整又は停止を行う。

(エ) ガス導管網の地域ブロック化及び被害状況に応じた減圧措置を講じる。

(オ) その他、状況に応じた措置を行う。

イ 応急措置

(ア) 非常災害対策本部の指示に基づき、各事業所は有機的な連携を保ちつつ施設の応急措置にあたる。

(イ) 施設を点検し、機能及び安全性を確認するとともに、必要に応じて調整修理する。

(ウ) 供給停止地域については、供給可能な範囲で供給系統の切り替え等を行い、速やかなガス供給再開に努める。

(エ) その他、現場の状況により適切な措置を講じる。

ウ 資機材等の調達

復旧用資機材を確認し、調達を必要とする資機材は、次のいずれかの方法により確保する。

(ア) 取引先、メーカー等からの調達

(イ) 各支部間の流用

(ウ) 他ガス事業者からの融通

エ 車両の確保

本社地区に工作車、広報車を保有しており常時稼働可能な体制にある。

また、主要な車両には、無線を搭載している。

(3) 災害時の広報

災害時には、供給区域全域の供給停止をすることなく、被害の程度に応じてブロック毎に供給を停止するが、ガスによる二次災害の防止、住民の不安除去のため、広報車による巡回のほか、消防署、警察署、報道機関等に協力を要請し、あらゆる手段をつくして、被害地区におけるガス機器の使用上の注意事項、ガス供給状況、供給停止地区の復旧の見通しについて広報する。

(4) 応急復旧対策

ア 復旧計画の策定

被災した地域の社会経済活動が低下する状況にかんがみ、被災した地域施設又は設備の復旧を、可能な限り迅速に行う。病院等の社会的な重要度の高い施設については、移動式ガス発生設備による臨時供給も含めて、優先的に復旧するよう計画立案する。

イ 復旧作業の実施

(ア) 製造設備の復旧作業

被害を受けた製造設備は、復旧計画に基づき速やかに復旧する。

(イ) 供給設備の復旧作業

供給設備の復旧作業は、二次災害の発生防止に万全を期して行う。

3 高圧導管の応急措置

町は、東京ガス株式会社と連携し、災害時において高圧導管に被害が生じた場合の応急措置等必要な防災対策の整備に努める。

第5 通信施設

実施機関：東日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、日本郵便株式会社

1 東日本電信電話株式会社

(1) 震災時の活動体制

ア 災害対策本部の設置

震災等の非常災害が発生した場合は、東日本電信電話株式会社はその状況により、千葉支店に災害対策本部を設置し、情報の収集伝達及び応急対策が実施できる体制をとる。

イ 情報連絡体制

震災の発生に伴い情報連絡体制を確立し、情報の収集及び伝達にあたる。

(2) 発災時の応急措置

ア 設備、資機(器)材の点検及び発動準備

大地震の発生とともに、次のとおり設備、資機(器)材の点検等を行う。

- (ア) 電源の確保
- (イ) 災害対策用無線機等の発動準備
- (ウ) 非常用可搬型交換装置等の発動準備
- (エ) 予備電源設備、移動電源車等の発動準備
- (オ) ビル建築物の防災設備の点検
- (カ) 工事用車両、工具等の点検
- (キ) 保有する資材、物資の点検
- (ク) 所内、所外施設の巡回、点検による被害状況の把握

イ 応急措置

震災により、通信設備に被害が生じた場合又は異常輻輳等の事態の発生により、通信の疎通が困難になったり、通信が途絶するような場合においても、最小限の通信を確保するため、次のとおり応急措置を行う。

- (ア) 通信の利用制限
- (イ) 非常通話、緊急通話の優先、確保
- (ウ) 無線設備の使用
- (エ) 特設公衆電話の設置
- (オ) 非常用可搬型電話局装置の設置
- (カ) 臨時電報、電話受付所の開設
- (キ) 回線の応急復旧
- (ク) 伝言・取次サービスの実施

ウ 震災時の広報

震災のため通信が途絶、若しくは利用の制限を行ったときは、広報車、ラジオ、テレビ等によって次の事項を利用者に周知する。

- (ア) 通信途絶、利用制限の理由と内容
- (イ) 災害復旧措置と復旧見込時期
- (ウ) 通信利用者に協力を要請する事項
- (エ) 災害用伝言ダイヤル「171」の提供開始

エ 応急復旧対策

震災により被災した通信回線の復旧にあたっては、あらかじめ定められた復旧順位にしたがって実施する。災害復旧工事については、次により工事を実施する。

- (ア) 電気設備等を応急的に復旧する工事
- (イ) 現状復旧までの間、維持に必要な補強、整備工事

2 株式会社N T T ドコモ

(1) 震災時の活動体制

ア 災害対策本部の設置

震災が発生した場合はその状況により千葉支店に災害対策本部を設置し、情報の収集伝達及び応急対策が実施できる体制をとる。この場合、県等の防災関係機関と緊密な連絡を図る。

イ 情報連絡体制

震災の発生に伴い情報連絡体制を確立し、情報の収集及び伝達に当たる。

(2) 発災時の応急措置

ア 設備、資機材の点検及び発動準備

震災の発生とともに、次のとおり設備、資機材の点検等を行う。

(ア) 可搬型無線基地局装置の発動準備

(イ) 移動電源車等の発動準備

(ウ) 局舎建築物の防災設備等の点検

(エ) 工事用車両、工具等の点検

(オ) 保有資材、物資の点検

(カ) 局内、局外施設の巡回、点検による被害状況の把握

イ 応急措置

震災により通信設備に被害が生じた場合、又は異常輻輳等の事態の発生により通信の疎通が困難になったり、通信が途絶するような場合においても、最小限度の通信を確保するため、次のとおり応急措置を行う。

(ア) 通信の利用制限

(イ) 非常通話、緊急通話の優先、確保

(ウ) 可搬型無線基地局装置の設置

(エ) 携帯電話、衛星携帯電話による臨時電話の運用

(オ) 回線の応急復旧

ウ 震災時の広報

震災のため通信が途絶、若しくは利用の制限を行ったときは、広報車、ラジオ、テレビ等によって次の事項を利用者に通知する。

(ア) 通信途絶、利用制限の理由と内容

(イ) 災害復旧措置と復旧見込時期

(ウ) 通信利用者に協力を要請する事項

(3) 応急復旧対策

震災により被災した通信設備の復旧に当たっては、あらかじめ定められた復旧順位に従って実施する。

災害復旧工事については、次により工事を実施する。

ア 電気通信設備等を応急的に復旧する工事

イ 原状復旧までの間、維持に必要な補強、整備工事

3 KDDI株式会社

KDDI株式会社では、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には東京本社に災害対策本部及び対策室等を設置し、現地と緊密に連絡を取りながら各組織の機能を最大限に発揮して通信の疎通確保と施設の早期復旧に努める。

災害の発生時には、局舎の点検をするとともに、中継局の停電対策のため、移動電源車の出動準備をする。

通信に輻輳が発生した場合には通信の利用制限を行い必要な通信の確保をするとともに、一般県民を対象に災害伝言板サービスによる安否情報の伝達に協力する。

4 日本郵便株式会社

応急措置は、以下のとおりとする。

- (1) 被災地における郵便の運送及び集配の確保又は早期回復を図るため、災害の態様及び規模に応じて、運送又は集配の経路又は方法の変更、郵便物区分方法の変更、臨時輸送便又は臨時集配便の開設等機宜の応急措置を講ずる。
- (2) 被災地における郵便局の利用者に対する窓口業務の維持を図るため、被災により業務継続が不能となった郵便局についての仮局舎急設による窓口業務の迅速な業務の再開、移動郵便車等による臨時窓口の開設、窓口支払資金の確保及び窓口取扱時間又は取扱日の変更等の措置を講ずる。
- (3) 東日本電信電話等から委託を受けた電気通信取扱業務について、防災関係機関と密接な連携の下に、郵便局において取り扱う電話業務の災害時における運営の確保を図るとともに、被災通信施設の東日本電信電話等による応急復旧に協力する。
- (4) 株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱いについて、各社から要請があった場合、取扱う。

第6 放送機関

実施機関：放送機関

地震が発生した場合は、放送機関は放送機能を確保した後、地震情報、災害の状況、防災活動等を迅速・正確・適切に伝え、被災者の不安と混乱の防止、防災対策の促進等に努める。また、法律に基づいて、町及び県の要請による防災情報の伝達に当たる。

第7 道路・橋梁

実施機関：都市建設部、産業部、県

1 実施体制

道路・橋梁施設が被害を受けた場合、原則として、当該施設の管理者が復旧活動を実施する。町が管理する道路の応急対策は、都市建設部が行う。応急復旧に当たっては、道路管理者間及び防災関係機関との緊密な連携体制の確立に努める。

また、地震等による道路施設の被害を発見した者は、速やかに当該施設の管理者、町又は警察署等に通報する。

2 町の実施計画

(1) 被害調査

都市建設部は、早急にパトロール等を実施し、町内の道路、橋梁の被害及び道路上の障害物の状況を調査し、速やかに県に報告する。

報告内容

路線名・箇所・被害の状況・拡大の有無・迂回路の有無

(2) 道路の確保

ア 町の管理する道路の応急措置と迂回路の確保

町の所管する道路、橋梁等に被害が発生したときは、都市建設部は直ちに現場を確認し応急措置を講じ、交通の確保に万全を期すものとする。また、応急措置のため、一時的に交通を遮断する場合は、警察署等と綿密な連絡調整を図り、迂回路を確保するとともに、案内標識等を設置し、万全を期するものとする。

イ 応急復旧

災害の状況により、通行確保の緊急性の高い道路から、優先的に道路障害物の除去、道路施設及び橋梁の応急復旧を実施するものとする。

ウ 応援要請

被害状況を的確に把握して、被害が広範囲に及ぶ場合は、防災関係機関、団体、地域住民の協力のもとに実施するための応援要請を行う。

第8 交通施設

実施機関：東日本旅客鉄道株式会社

1 災害時の活動体制

(1) 災害対策本部等の設置

震災が発生した場合、各交通機関は全機能をあげて、旅客及び施設の安全確保と緊急輸送を行うため、災害対策本部等を設置する。

(2) 通信連絡体制

災害情報及び応急措置の連絡指示並びに被害状況の収集等の通信連絡は、列車無線、指令電話、鉄道電話等を利用するとともに必要に応じて無線車等も利用する。

2 発災時の初動措置

東日本旅客鉄道株式会社の初動措置は次のとおり。

(1) 運転規制

地震が発生した場合の列車の運転取扱いには次による。

ア 地震発生時の運転規制は、地震計のスペクトル強度 SI 値（カイン）による。

イ 運転規制区間は、一般区間と落石区間に分ける。

ウ SI 値が一般区間で 12 以上、落石区間で 6 以上の場合、全列車を停止させ、規制区間全線を保守係員の点検後解除する。

エ SI 値が一般区間で 6 以上 12 未満、落石区間で 3 以上 6 未満の場合、35km/h 以下の速度規制を実施し、乗務員からの異常動揺等の有無を確認後、速度規制を解除する。

(2) 乗務員の対応

ア 運転中に地震を感知して、列車の運転が危険と認めた場合は、直ちに列車を停止させる。

イ 列車を停止させる場合、その停止位置が築堤、切取り、橋梁上あるいは陸橋下のような場合は進路の安全を確認の上、安全と認められる場所に列車を移動させる。

ウ 列車を停止させた場合、最寄りの停車場の駅長等と連絡を取り、その指示を受ける。

(3) その他の措置

ア 旅客誘導のための案内放送

イ 駅員の配置手配

ウ 救出、救護手配

エ 出火防止

オ 防災機器の操作

カ 情報の収集

3 乗客の避難誘導

(1) 駅における避難誘導

- ア 駅長は、係員を指揮してあらかじめ定めた臨時避難場所に混乱の生じないように誘導し避難させる。
- イ 旅客を臨時避難場所に誘導した後、さらに町があらかじめ定めた避難場所の位置、災害に関する情報等を旅客に伝達し、秩序維持に協力する。

(2) 列車乗務員が行う旅客の避難誘導

- ア 列車が駅に停止している場合は、駅長の指示による。
- イ 列車が駅間の途中で停止した場合は、原則として乗客は降車させない。ただし、火災その他によりやむを得ず旅客を降車させる場合は次による。
 - (ア) 地形その他を考慮し、適切な誘導案内を行い旅客を降車させる。
 - (イ) 特に高齢者や子供、妊婦等については、他の旅客に協力を要請して安全に降車させる。
 - (ウ) 隣接線路を歩行することは危険であることを放送等により徹底し、併発事故の防止を図る。

4 事故発生時の救護活動

災害発生時には、駅従業員、乗務員が救急救護活動に当たるとともに、非常災害対策規則に基づき、対策本部、復旧対策部に救護班を編成し、救護活動に当たる。

第9 その他公共施設

実施機関：産業部、都市建設部、県

地震が発生した場合、河川、海岸、漁港、砂防、地すべり防止及び急傾斜地崩壊防止施設の被害状況を速やかに把握し、各施設の機能確保を図るため、町は県に協力し、施設の復旧に努める。

1 海岸保全施設

海岸保全施設が、地震、津波により被害を受けたとき、又はそのおそれがあるときは防災関係機関と協議して必要な応急措置を行う。

2 河川管理施設

地震、津波等により堤防、護岸等の河川管理施設が被害を受けたとき、又はそのおそれのあるときは、防災関係機関と協議して施設の応急措置を行う。

3 漁港施設

町及び県は、地震・津波により漁港の基本施設等が被害を受けたとき、又はそのおそれがあるときは、防災関係機関と協議して必要な応急措置を行う。

4 砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設

地震により砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設が被害を受けたとき、又はそのおそれのあるときは、防災関係機関と協議して必要な応急措置を行う。

第17節 ボランティアの協力

実施機関：環境防災部、福祉部、協力部、各部、県

大規模震災時において、災害応急対策の実施には多くの人員を必要とするため、ボランティア活動の協力を申し入れる団体や個人の協力を得て、効果的な応急対策を実施するものとする。そのため、発災時に迅速な受入ができるよう受入・調整体制を整備するとともに、活動の中で指導的な役割を果たすボランティアリーダーの養成に努める。なお、被災者の多様なニーズに応えられるよう、多様な立場の者の能力が活用され、意見が反映されるよう努める。

発災時には、協力部は必要に応じて町災害ボランティアセンターを設置する。千葉県社会福祉協議会と市町村社会福祉協議会では「千葉県社会福祉協議会と市町村社会福祉協議会における災害時の相互支援に関する協定」に基づき、「災害時における相互支援マニュアル」が整備されていることから、関係各部及び県は、その運営を支援する。

第1 ボランティアの活動分野

実施機関：環境防災部、協力部、各部

ボランティアの協力を得て実施する活動内容は次のとおりとする。

(1) 専門分野

- ア 救護所での医療救護活動
- イ 被災建築物応急危険度判定
- ウ 被災宅地危険度判定
- エ 外国語の通訳、情報提供
- オ 災害情報や安否情報、生活情報の収集整理、広報
- カ 被災者への心理治療
- キ 要配慮者の看護、情報提供
- ク その他専門的知識、技能を要する活動等

(2) 一般分野

- ア 避難所の運営補助
- イ 炊き出し、食料等の配布
- ウ 救援物資や義援品の仕分け、輸送
- エ 要配慮者の介護
- オ 被災地の清掃、がれきの片付け等
- カ 避難所や仮設住宅における生活支援（心理面での支援を含む。）
- キ その他被災地における軽作業等

第2 ボランティアとして協力を求める個人、団体

実施機関：環境防災部、協力部、各部

災害時にボランティアとして活動が期待される次の個人、団体について、これらに積極的に協力を求めることとする。

(1) 個人

- ア 被災地周辺の住民
- イ 被災建築物応急危険度判定士
- ウ 被災宅地危険度判定士
- エ ボランティア活動の一般分野を担う個人
- オ その他

(2) 団体

- ア 日本赤十字社千葉県支部奉仕団
- イ 千葉県社会福祉協議会及び各市町村社会福祉協議会
- ウ 公益財団法人ちば国際コンベンションビューロー
- エ 一般社団法人日本アマチュア無線連盟千葉県支部
- オ その他ボランティア団体・NPO法人等

第3 ボランティア意識の啓発、参加の呼びかけ

実施機関：環境防災部、協力部、各部

町は、常に災害時におけるボランティア活動の重要性を明らかにし、ボランティア活動の主体となる意識の保持を訴えるとともに、災害時には積極的な参加を呼びかける。

1 平時におけるボランティア意識の啓発

毎年1月17日の「防災とボランティアの日」及び1月15日から21日までの「防災とボランティア週間」を中心に実施する講演会やシンポジウム等の諸行事を通じ、住民にボランティア意識の醸成を図る。

また、毎年9月1日の「防災の日」及び8月30日から9月5日までの「防災週間」を中心に実施する防災訓練や各種啓発行事へ積極的にボランティア団体等の参加を求めることにより、その重要性を広報する。併せて、住民やボランティア団体等の参加を得た実践的な防災訓練を実施し、災害時におけるボランティアの協力が円滑に得られるよう日頃から連携の強化を図る。

その他、「千葉県県民活動推進計画」に基づき、「NPO月間」等様々な機会を通じて、防災分野を含め「共助」の精神に基づく住民相互の助け合いや地域におけるボランティア活動の重要性についての住民の理解と活動への参加の促進を図る。

2 災害時における参加の呼びかけ

大規模な災害が発生した際には、関係団体を通じて、広くボランティアの参加を呼びかける。

なお、東日本大震災においては、特にホームページやブログ等のネットでの情報公開により電話等による問合せを少なくできたことから、インターネットを利用した参加の呼びかけを推進する。

第4 災害時におけるボランティアの登録、派遣

実施機関：環境防災部、福祉部、協力部、各部、県

災害の状況に応じた、より実地的なボランティア活動体制を立ち上げるため、ボランティアの受付、登録は原則として発災後に実施することとし、町、県及び防災関係機関が十分な連携を図りながら迅速に対応する。

なお、被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士については、平時に講習を行い、登録を行っていることから、発災時に県、建築関係団体等と速やかに連携を図り、両危険度判定士への連絡とその招集を行う。

1 町災害ボランティアセンターの設置とボランティア窓口の開設

協力部は、災害が発生し、被災者の救援等のため災害ボランティアの支援が多数予想される場合には、町災害ボランティアセンターを設置するとともに、ボランティア窓口を開設する。

2 町でのボランティアの登録

協力部は、各種ボランティアを受け、関係各部と協力して災害状況に応じた活動計画を作成する。

住民のボランティア希望者や直接現地へ来たボランティア希望者、県災害ボランティアセンターから案内された一般分野での活動を希望するボランティアについては、町のボランティア窓口において受付を行い、そこでの災害対策活動に従事する。

また、福祉部は、このうち福祉関係ボランティア団体等との連絡調整を行い、活動計画を作成する。

3 県担当部局による登録

専門分野での活動を希望する個人及び団体については、県の各活動担当部局が中心となって対応する。

県の担当部局は、被災地におけるボランティアの需要状況を基に、派遣先や派遣人員等を被災市町村等と調整の上、派遣する。

活動分野	個人・団体	県受付窓口
医療救護	医師、歯科医師、薬剤師、看護師	健康福祉部健康づくり支援課 健康福祉部医療整備課 健康福祉部薬務課
被災建築物応急危険度判定※ 被災宅地危険度判定※	被災建築物応急危険度判定士 被災宅地危険度判定士	県土整備部建築指導課 県土整備部都市計画課
高齢者支援	支援団体	健康福祉部高齢者福祉課
障害者支援	支援団体	健康福祉部障害福祉課
外国語通訳、翻訳、情報提供	(公財)ちば国際コンベンション ビューローボランティア通訳、 災害時外国人サポーター	総合企画部国際課
通信、情報連絡	(一社)日本アマチュア無線連盟 千葉県支部	防災危機管理部危機管理 課

※平時に登録を行っている。

4 ボランティアニーズの把握

町は被災現地における体制を整備し、ボランティアの需要状況の的確な把握に努める。

5 各種ボランティア団体との連携

協力部は、県災害ボランティアセンターや日本赤十字社千葉県支部、県、独自に活動するボランティア団体等と十分な情報交換を行い、密接な連携の下に各種救援救護策を進める。

第5 ボランティア受入体制

実施機関：環境防災部、協力部

1 食事、宿泊場所の提供

ボランティアについての食事や宿泊場所については、自己調達を基本とする。

2 町災害ボランティアセンターや活動拠点の提供

町災害ボランティアセンターや活動拠点については、町と運営主体の横芝光町社会福祉協議会が協議の上、用意する。

3 活動費用の負担

ボランティアの活動に伴う経費は、その必要性に応じて町が負担する。

4 保険の付与

町は、ボランティア活動に伴う事故の発生に対処するため、町内で活動するボランティアを把握し、ボランティア保険への加入を活動の条件とする。

第3章 災害復旧計画

第1節 被災者生活安定のための支援

実施機関：環境防災部、総務部、財政部、税務部、住民部、産業部、都市建設部、福祉部、健康こども部、協力部、県、国、公共職業安定所、日本放送協会、日本郵便株式会社

町は、震災により被害を受けた住民が、安心した生活を取り戻せるように、経済的支援をはじめ、医療や雇用面における支援、さらに心のケア等を行うことによって、住民に自力復興心をもたせ、安定した生活の早期回復を図る。

第1 被災者に関する支援の情報の提供等

実施機関：環境防災部、県

町は、各種の支援措置が早期に実施されるよう、発災後遅滞なく被災者に罹災証明書を交付するとともに、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳の作成等被災者支援の公平で効率的な実施に努める。

県は、発災後速やかに住家被害の調査や罹災証明書の交付に係る事務の市町村向け説明会を実施するとともに、その実施に当たっては、ビデオ会議システムを活用し、各市町村に映像配信を行うなど、より多くの市町村担当者の参加が可能となるような工夫をするよう努めるとともに、被災者台帳を作成する市町村からの要請により、実施した支援について被災者に関する情報を提供する。

また、県は国及び町と連携し、被災者に対してブルーシートの設置や住宅修理を行う事業者を迅速に紹介するよう努める。

第2 被災者生活再建支援金の支給

実施機関：福祉部、県

1 目 的

自然災害により生活基盤に著しい被害を受け、自立して生活再建することが困難な被災者に対し、その生活の再建を支援し、住民生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的とする。

2 対象となる自然災害

暴風、洪水、地震その他の自然災害で、次のいずれかに該当する場合

(1) 町内において災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発

生した場合

- (2) 町内において10世帯以上の住宅全壊被害が発生した場合
- (3) 県内において100世帯以上の住宅全壊被害が発生した場合
- (4) 県内の他の市町村で上記(1)又は(2)に係る被害が発生した場合で、町内で5世帯以上の住宅全壊被害が発生した場合
- (5) 上記(3)、(4)に係る被害が発生した以外の隣接する県外市町村で上記(1)、(2)、(3)に隣接し、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した場合
- (6) 上記100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県、又は(4)に規定する都道府県が2以上ある場合において、その自然災害により2世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した場合

3 対象世帯

- (1) 居住する住宅が全壊した世帯
- (2) 居住する住宅が半壊又は敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- (3) 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が継続している世帯
- (4) 住宅が半壊し、大規模な補修をしなければ居住が困難な世帯（大規模半壊世帯）

4 支援金の支給額

支給額は、住宅の被害程度と再建方法に応じた渡し切りとし、以下の2つの支援金の合計額となる。ただし、世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額となる。

ア 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円

イ 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借（公営住宅以外）
支給額	200万円	100万円	50万円

5 被災者生活再建支援法人の指定

被災者生活再建支援法人（以下「支援法人」という。）として、公益財団法人都道府県センターが指定されている。

なお、県は、県が行う支給事務に関し支援法人（公益財団法人都道府県センター）へ委託している。

6 支援金支給手続き

支給申請は、被災世帯となった世帯主が町に行い、町は申請書等の確認を行い取りまとめの上、県へ提出する。

県は当該書類を委託先である公益財団法人都道府県センターへ提出し、申請書を受理した公益財団法人都道府県センターは交付決定等を行う。

第3 生活関連物資の安定供給及び物価の安定対策

実施機関：産業部

町は、生活関連物資の安定供給及び物価の安定対策のために次の措置を実施し、被災者の生活確保に努める。

- 1 価格及び需給動向の把握並びに情報の提供
- 2 関連業界への安定供給及び価格の安定に係る協力要請

第4 被災者支援に関する相談窓口の設置、広報、連絡体制の構築

実施機関：環境防災部、総務部

被災者等の生活再建等の支援のための相談窓口を設置し、広く住民に広報する。

- 1 町長は必要に応じ、町が行う支援対策についての被災者の相談窓口を設置する。
- 2 住民に対し、防災行政無線、広報紙、ホームページ等を活用し広報を行う。
- 3 報道機関に対し、発表を行う。

第5 公共住宅の建設等

実施機関：都市建設部

災害により住宅を滅失した被災者の居住の安定を図るため、災害公営住宅の建設等又は公営住宅の空き家の活用を図る。

1 災害公営住宅の建設等

自己の資力では住宅の再建が困難な者に対する居住の安定を図るため、住宅被害の状況、被災者の要望等に応じ、公営住宅法に基づく災害公営住宅を建設若しくは買取又は被災者へ転貸するために借上げる。

知事は、災害公営住宅の建設等を行う市町村に対し、適切に指導・支援を実施する。

2 公営住宅の空き家の活用

公営住宅の入居者資格を有する被災者（災害が大規模な場合等において、被災市街地復興特別措置法第21条の規定に該当する者については、同条に規定する公営住宅の入居者資格の特例を適用する。）に対しては、既存公営住宅等の空き家を活用し、優先的に入居できる措置等を講じる。

第6 災害援護資金

実施機関：福祉部

災害により被害を受けた世帯の世帯主に対し、生活の立て直しに資するため災害資金の貸付けを行う。

1 貸付対象

(1) 若しくは(2)に掲げる被害を受けた世帯であって、当該世帯に属する者（以下「同一世帯員」という。）の当該被害を受けた年の前年の所得の合計額が、同一世帯員が1人であるときは220万円、2人であるときは430万円、3人であるときは620万円、4人であるときは730万円、5人以上であるときは730万円にその世帯に属する者のうち4人を除いた者1人につき30万円を加えた額に満たないものの世帯主

ただし、当該世帯の住居が滅失した場合にあっては、同一世帯員の当該被害を受けた年の前年の所得の合計額が1,270万円に満たない世帯の世帯主

(1) 世帯主が療養に要する期間が概ね1月以上である負傷を負った場合

(2) 住居又は家財の被害金額が当該住居又は家財の価格の概ね3分の1以上の損害であると認められる場合

2 貸付金額

(1) 上記1の(1)の場合	150万円以内
(2) 上記1の(1)と家財の損害が重複した場合	250万円以内
(3) 上記1の(1)と住居が半壊した場合	270万円以内
(4) 上記1の(1)と住居が全壊した場合	350万円以内
(5) 家財の損害の場合（上記1の(2)の場合）	150万円以内
(6) 住居が半壊した場合	170万円以内
(7) 住居が全壊した場合（(8)を除く）	250万円以内
(8) 住居の全体が損壊若しくは流失した場合又は これと同等と認められる特別の事情がある場合	350万円以内

3 貸付条件

(1) 貸付期間 10年（うち据置期間3年）

(2) 利子 年3%（据置期間中は無利子）

(3) 保証人 連帯保証人になること

4 償還方法

年賦償還又は半年賦償還

5 申込の窓口

横芝光町福祉課を窓口とする。

第7 生活福祉資金

実施機関：福祉部、協力部

1 貸付対象

低所得世帯のうち、他から融資を受けることができない者で、この資金（災害援護費）の貸付けを受けることによって災害による困窮から自立更正のできる世帯

2 貸付金額

1世帯 150万円以内

3 貸付条件

- (1) 据置期間 6月以内
- (2) 償還期間 据置期間経過後7年以内
- (3) 利子 保証人あり：無利子、保証人なし：年1.5%
- (4) 保証人
 - ア 連帯保証人となること
 - イ 原則として借受人と同一都道府県に居住し、その生活の安定に熱意を有する者
 - ウ 生活福祉資金の借受人又は借受申込人となっていない者

4 償還方法

年賦、半年賦又は月賦

5 申込方法

官公署が発行するり災証明書を添付し、民生委員児童委員を通じ町社会福祉協議会へ申込む。

第8 租税の徴収猶予及び減免等

実施機関：税務部

被災者に対し、地方税法及び町税条例等により、町税等の納税期間の延長、執行猶予及び減免等の措置をそれぞれの実態に応じて、適切な方法で実施する。

1 地方税等の徴収猶予及び減免

県は、災害により被災者の納付すべき県税について、条例の規定に基づき、申告、申請、請求その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期限の延長、県税（個人の県民税、

個人の事業税、不動産取得税、自動車税、軽油取引税、固定資産税。延滞金等を含む）の徴収猶予及び減免の措置を、災害の状況に応じて実施する。

2 町税等の徴収猶予及び減免

町長は、町条例等の規定に基づき次の措置を実施する。

- (1) 災害等による納税期限の延長
- (2) 町民税の減免
- (3) 固定資産税の減免
- (4) 国民健康保険税の減免
- (5) 介護保険料の減免

第9 生活相談

実施機関：住民部

被災者のための相談所を設け、苦情又は要望事項を聴取しその解決を図るほか、その内容を防災関係機関に連絡し、広聴活動を実施する。

第10 義援金品の配布

実施機関：財政部、福祉部、協力部

1 義援金品の受付

町は、それぞれ義援金品の受付についての計画を策定する。

2 義援金品の配分及び輸送

町は、県又は日本赤十字社から送付された義援金品を、日赤奉仕団等関係団体の協力を得て被災者に配分する。

3 義援品の保管場所

町は、義援品の保管場所について、あらかじめ計画を策定する。

第11 その他の生活確保

実施機関：公共職業安定所、日本放送協会、日本郵便株式会社

1 日本郵便株式会社

災害の態様及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じ、次のとおり、郵政事業に係る災

害特別事務取扱い及び援護対策を迅速かつ的確に実施する。

(1) 郵便関係

ア 被災者に対する郵便葉書等の無償交付

災害時には、被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付する。

イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除

災害時には、被災者が差し出す郵便物及び被災地あて救助用郵便物の料金免除を実施するものとする。

(2) 郵便局窓口関係

ア 災害時における窓口業務の維持

イ 災害特別事務取扱いの実施、株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱いについて、各社から要請があった場合の取扱い

2 労働局

(1) 震災による離職者の把握に努めるとともに、その就職については、市町村の被災状況等を勘案の上、県内各公共職業安定所及び隣接都県の公共職業安定機関等との緊密な連携をとり、公共職業安定所を通じ速やかにそのあっせんを図る。

(2) 震災により離職を余儀なくされた者の早期再就職を促進するため、被災地域を管轄する公共職業安定所長を通じ、次の措置を講じる。

ア 被災者のための臨時職業相談窓口の設置

イ 巡回職業相談の実施

(3) 雇用保険の失業給付に関する特例措置

震災により失業の認定日に出向いて行くことのできない受給資格者に対して、事後に証明書により失業の認定を行い、失業給付を行う。

3 日本放送協会

災害救助法に基づく被災者の受信料免除について検討し、総務大臣の承認を得て実施する。

第12 中小企業への融資

実施機関：産業部、県

産業部は、中小企業の経営再建と経営の安定を図るため、復旧に必要な資金の融資を促進する。

1 市町村認定枠

(1) 融資対象者

ア 激甚災害により被害を受けた者

イ 中小企業信用保険法第2条第4項第4号の規定による認定を受けた者

(2) 融資使途

設備資金、運転資金

(3) 融資限度額

1 中小企業者 8,000 万円以内

(4) 融資期間

設備資金 10 年以内、運転資金 7 年以内

(5) 融資利率

年 1.0%～1.4%（融資期間により異なる。）

2 一般枠

(1) 融資対象者

知事が指定する災害により被害を受けた者

(2) 融資使途

設備資金、運転資金

(3) 融資限度額

1 中小企業者 8,000 万円以内

(4) 融資期間

設備資金 10 年以内、運転資金 7 年以内

(5) 融資利率

年 1.1%～1.7%（融資期間により異なる。）

3 激甚災害枠

(1) 融資対象者

激甚災害法の対象地域において直接被害を受けた者

(2) 融資使途

設備資金、運転資金

(3) 融資限度額

1 中小企業者 8,000 万円以内

(4) 融資期間

設備資金 10 年以内、運転資金 7 年以内

(5) 融資利率

年 1.0%～1.4%（融資期間により異なる。）

4 高度化融資（災害復旧貸付）

既往の高度化事業の貸付を受けた事業用施設が災害による被害を受けた場合、または、災害による被害を受けた施設を復旧するに当たって新たに高度化事業を実施する場合に、優遇された貸付条件を適用

(1) 貸付期間

最長 20 年（うち据置期間 3 年以内）

(2) 貸付金利

無利子

(3) 貸付割合

貸付対象事業費の90%以内

第13 農林漁業者への融資

実施機関：産業部、県

産業部は、災害により被害を受けた農林漁業者に対し、県等の協力を得て災害復旧融資制度の広報等の支援を行う。

(平成2年8月1日現在)

貸付金の種類		貸付対象	貸付限度額	利率	償還期間 据置期間
天災資金	3.0%以内資金	種苗、肥料、飼料、労賃、水利費、薬剤、農機具、家畜又は家きん、薪炭原木、しいたけほだ木、漁具、稚魚、稚貝、餌料、漁業用燃油の購入、漁船の建造又は取得、共済掛金（農業共済又は漁業共済）の支払い等	〈個人〉 ・果樹栽培、家畜・家きんの購入等 500万円 (600万円) ・漁具の購入 5,000万円 ・上記以外 200万円 (250万円) 〈法人〉 ・農事組合法人 2,000万円 ・上記法人等の果樹栽培、家畜・家きんの購入等 2,500万円 ・漁業を営む法人 2,000万円 ・漁具の購入 5,000万円 ※カッコ内は、激甚災害法による特例措置	3.0%以内 (平成10年の適用例0.6%)	原則6年以内 (果樹栽培、家畜・家きんの購入等原則5年以内)
	5.5%以内資金	〃	〃	5.5%以内 (平成10年の適用例0.6%)	原則5年以内
	6.5%以内資金	〃	〃	6.5%以内 (平成10年の適用例0.6%)	原則3年以内 (果樹栽培、家畜・家きんの購入等原則5年以内)
県単農業災害資金	経営安定資金	種苗、肥料、飼料、労賃、水利費、薬剤、農機具、家畜又は家きん、薪炭原木、しいたけほだ木、菌床、農業共済掛金、簡易施設復旧資材等	災害の都度決定（標準的な例：被害認定額の80%以内で300万円以下）	災害の都度決定（令和元年の適用例0%）	災害の都度決定（標準的な例：5年以内）

第2編 地震・津波編 ； 第3章 災害復旧計画
第1節 被災者生活安定のための支援

貸付金の種類		貸付対象	貸付限度額	利率	償還期間 据置期間
	施設復旧資金	農業用施設の復旧に要する経費	災害の都度決定（標準的な例：被害認定額の80%以内で300万円以下）	災害の都度決定（令和元年の適用例0%）	災害の都度決定（標準的な例：6年以内（据置2年以内））
県漁業災害対策資金	経営安定資金	漁具、稚魚、稚貝、飼料、燃料、労賃、漁業共済掛金、簡易施設復旧資材等	災害の都度決定（標準的な例：被害認定額の80%以内で300万円以下）	災害の都度決定（令和元年の適用例0%）	災害の都度決定（標準的な例：5年以内）
	施設復旧資金	漁船、漁業用施設の復旧に要する経費	被害想定額の80%以内で500万円以下	災害の都度決定（令和元年の適用例0%）	災害の都度決定（標準的な例：6年以内（据置2年以内））

貸付金の種類		貸付対象	貸付限度額	利率	償還期間 据置期間
株式会社日本政策金融公庫資金	農業基盤整備資金	農地又は牧野の保全又は利用上必要な施設の復旧	当該年度に負担する額	変動 （毎月見直し）	25年 （据置10年以内）
	農林漁業セーフティネット資金	災害により必要とする経営再建費、収入減補填費	600万円（特認年間経営費等の3/12以内）		10年 （据置3年以内）
	林業基盤整備資金	災害による造林地の復旧	80～90%以内		30年（据置20年以内）
		災害による林道の復旧	80%以内		20年（据置3年以内）
		災害による樹苗養成施設の復旧	80%以内		15年（据置5年以内）
	漁業基盤整備資金	漁港に係る防波堤岸壁等施設、漁場、水産種苗生産施設の復旧	80%以内		20年 （据置3年以内）
	農林漁業施設資金（主務大臣指定施設）	農業施設、林業施設、水産施設の復旧、果樹の改植又は補植	1施設当たり300万円（特認600万円、漁船1,000万円～11億円）又は負担する額の80%のいずれか低い額		15年 （据置3年以内） 果樹の改植補償は25年（据置10年）
	（共同利用施設）	農業施設、林業施設、水産施設、等共同利用施設の復旧	80%以内		20年（据置3年以内）

第14 被災者の労働対策

実施機関：産業部、国

1 被災状況の把握

町は、被災者のために開設する相談所等において、離職者の状況を把握し、県に報告するとともに、被災地における雇用維持及び労働問題の円滑な解決を図るため、被災により離職を余儀なくされた者に対する職業紹介等必要な措置を講ずる。

2 国による被災事業主、被災求職者等への支援

国は、公共職業安定所に雇用相談の臨時又は特別窓口を開設し、国の対策の有効活用が図られるよう相談・援助を行う。

3 町による雇用の維持に向けた事業主への支援

- (1) 町は、雇用の維持と失業の予防を図るため、事業主に対して各種雇用関係の助成金制度の周知・啓発に努める。
- (2) 雇用調整助成金等の特例的な運用について、県を通じて厚生労働省への要請を行う。

第15 医療費負担の減免、保険料の減免

実施機関：住民部、税務部

被災した国民健康保険等の被保険者等に対し、必要に応じて、医療費の一部負担金、保険料の減免等の措置を講じ、被災者の負担の軽減を図る。

第2節 津波災害復旧対策

実施機関：県、環境防災部、産業部、都市建設部

津波は、堤防、防波堤、係留施設等の防護施設や沿岸付近の家屋等を破壊する等、甚大な被害を及ぼす。

被災した防護施設については、次に来襲する津波に備え、速やかに復旧を行う。

第1 河川、海岸保全施設

実施機関：県、産業部、都市建設部

河川、海岸保全施設管理者は、管理する施設が津波により被害を受けた場合は、防災関係機関と連携を図りながら、被害状況を速やかに調査し、復旧を行うものとする。特に、公共の安全確保上、緊急に復旧を行う必要がある対象は、次のとおりである。

1 河川管理施設

- (1) 堤防の破壊、護岸、天然河岸の決壊で、住民の日常生活に重大な影響を与えているもの
- (2) 堤防護岸等の決壊で、破堤のおそれのあるもの
- (3) 河川の堤防護岸等の脚部の深掘れで、根固めをする必要があるもの
- (4) 河川の埋そくで、流水の疎通を著しく阻害するもの
- (5) 護岸、床上、水門、樋門、樋管又は天然の河岸の全壊又は決壊で、これを放置すると著しい被害を生じるおそれがあるもの

2 海岸保全施設

- (1) 堤防の決壊で、破堤のおそれがあるもの
- (2) 堤防の前面の砂浜における土砂の流出で、根固めをする必要があるもの
- (3) 護岸、水門及び排水機場等の全壊又は決壊で、これを放置すると著しい被害を生じるおそれのあるもの

第2 林地荒廃防止施設

実施機関：県、産業部、都市建設部

林地荒廃防止施設管理者は、海岸部に設置した施設（砂丘を含む。）が津波により被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し復旧を行う。

特に、防潮堤、護岸の全壊又は決壊で、これを放置すると人家、公共施設等に被害を生じるおそれのあるもの、又はその他著しい被害を生じるおそれのあるものについては、緊急に復旧を行う。

第3 漁港施設

実施機関：県、産業部、都市建設部

漁港用施設管理者は、管理する施設が津波により被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し復旧を行う。特に漁港施設は公共性高いことから、漁業生産基盤上、緊急に復旧を行う。

1 海岸保全施設

- (1) 堤防の決壊で破堤のおそれがあるもの
- (2) 堤防の前面の砂浜における土砂の流出で、根固めをする必要があるもの
- (3) 護岸の全壊又は決壊で、これを放置すると著しい被害が生じるおそれのあるもの

2 漁港施設

- (1) 係留施設の破壊で、漁船の係留又は水揚げに重大な支障を与えているもの
- (2) 臨港交通施設の破壊で、これによって当該臨港交通施設による輸送が著しく困難であるもの（他の施設による輸送が著しく困難でない場合を除く。）
- (3) 漁港の埋そくで、漁船の航行又は停泊に重大な支障を与えているもの
- (4) 外かく施設の破壊で、これを放置すると著しい被害を生じるおそれがあるもの

第4 津波災害廃棄物処理

実施機関：環境防災部、都市建設部

津波災害廃棄物処理については、震災廃棄物処理計画に基づき実施するものであるが、津波被害の被災地においては、損壊家屋をはじめとする大量の災害廃棄物が発生することから、広域的な処分等、迅速かつ環境負荷のできるだけ少ない処分方法を検討する。

町は、災害廃棄物の広域処理を含めた処理処分方法を確立するとともに、仮置場、最終処分地を確保し、計画的な収集、運搬及び処分を図ることにより、災害廃棄物の円滑かつ適正な処理を行う。なお、県は、迅速な災害廃棄物処理について必要な支援を行う。

災害廃棄物処理に当たっては、適切な分別を行うことにより、可能な限り減量・減容・リサイクルに努めるとともに、環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講ずる。

第3節 液状化等によるライフライン関連施設の復旧対策

実施機関：産業部、都市建設部、県、東日本電信電話株式会社、東京ガス株式会社、東京電力パワーグリッド株式会社、一般社団法人千葉県LPガス協会、山武郡市広域水道企業団、八匠水道企業団、九十九里地域水道企業団、施設管理者

水道・電気・ガス・通信等の施設、農林業用施設又は道路・河川等の公共土木施設は、それぞれ都市生活及び生産の基盤であり、社会経済活動の基幹となるものである。

これらの施設については、震災直後の応急復旧の後、社会全般が落ち着いた段階で将来計画も踏まえた施設等の復旧を行うものとする。

第1 水道施設

実施機関：山武郡市広域水道企業団、八匠水道企業団、九十九里地域水道企業団

応急復旧が一段落し給水が確保された段階で、水道事業の正常化を図るため総合的に施設の復旧を行う。

1 復旧対策

復旧工事は、特に次の点に留意して進めるものとする。

- (1) 取水・導水・浄水施設及び管路等の重要施設について最優先で復旧を行う。
- (2) 施設の耐震化を図る。
- (3) 管路は多系統化、ブロック化及びループ化を基本とする。
- (4) 計画的復興に伴う施設の整備を図る。

2 漏水防止対策

震災後の管路は、漏水の多発が予想されるので、配水の正常化を図るため、早急に漏水防止対策を行う。

- (1) 漏水調査を実施する。
- (2) 調査に基づき、漏水修理計画を作成し実施する。

この場合は次の点に留意する。

ア 漏水の多発している管路は布設替えを行う。

イ 修理体制を整備し、断水時間の短縮、住民への広報、保安対策に万全を期する。

第2 農業集落排水施設

実施機関：産業部、施設管理者

災害の本復旧は、将来の地震災害に備える事業計画とし、地震災害応急対策計画に基づく応急復旧終了後、本復旧のための調査を実施し、調査結果に基づいて復旧計画を策定し、工事を実施する。

1 対象とする地震

一般的な地震動には機能に重大な支障が生じないこと、直下型地震、海溝型巨大地震に起因するさらに高レベルの地震動に際しては、人命に重大な影響を与えないことを基本とする。

2 農業集落排水施設の被害想定

農業集落排水施設管理者は、過去の農業集落排水施設の地震災害事例の整理、施設の地震被害想定を行い、被害を最小限にとどめる予防対策や被災後の作業量（緊急時の供給等）を把握し、適切な計画策定を行う。

第3 電気施設

実施機関：東京電力パワーグリッド株式会社

町は、『災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定』に基づき、町内の電力復旧を優先すべき人命・復旧対策拠点等の重要施設について、千葉県に提出した施設リストを東京電力パワーグリッド株式会社に提供する。

また、東京電力パワーグリッド株式会社は、電力復旧計画の策定にあたっては、千葉県から示された重要施設の優先復旧について十分に配慮しなければならない。ただし、優先順位に沿った電力復旧が困難な場合は、千葉県および町と連携の上、調整する。

第4 ガス施設

実施機関：東京ガス株式会社、一般社団法人千葉県LPガス協会

1 復旧計画の作成

一般社団法人千葉県LPガス協会の現地災害対策本部長は、各設備ごとの被害状況を把握し、次に掲げる事項を明らかにした復旧計画を作成する。

なお、復旧の順位は、震災状況、施設復旧の難易度を勘案し、ガスの供給上復旧効果の大きいものから復旧を行う。

(1) 被害状況の概要

(2) 復旧応援要員の要請

ア 救援を必要とする作業内容

イ 要員

- ウ 資機材及び工具車両
- エ 救援隊の出動日時・集結場所等

- (3) 復旧作業の日程
- (4) 仮復旧の見通し
- (5) その他必要な対策

2 復旧措置に関する広報

復旧措置に関して安全確保のため、付近住民及び防災関係機関等への広報に努める。

3 再供給時事故防止措置

ガス再供給時のガス漏洩等による二次災害を防止するため点検措置を行う。

4 高圧導管の復旧作業の実施

東京ガス株式会社は、二次災害の発生防止に万全を期しつつ、次の手順により高圧導管の復旧作業を行う。

- (1) 区間遮断
- (2) 漏洩調査
- (3) 漏洩箇所の修理
- (4) ガス開通

第5 通信施設

実施機関：東日本電信電話株式会社

1 東日本電信電話株式会社における復旧の順位

震災により被災した通信回線の復旧については、あらかじめ定められた順位に従って実施する。

【回線の復旧順位】

順位	回線の種類		復旧する回線
第1順位	電話サービス		- 重要通信を確保する機関（第1順位）の加入電話回線各1回線以上 - 交換局所前（無人局含む）に公衆電話1個以上 - ZC以下の基幹回線の10%以上
	電報サービス		電報中継回線1回線以上
	専用サービス等	専用サービス	- 重要通信を確保する機関（第1順位）の専用回線各1回線以上 - テレビジョン放送中継回線1回線（片方向）以上
		国際通信事業者回線	対地別専用線の10%以上
		国内通信事業者回線	対地別専用線の10%以上
		社内専用線	第1順位復旧対象回線の復旧に必要な社内専用線
	加入電話サービス回線・パケッ		重要通信を確保する機関（第1順位）の当該回線各

順位	回線の種類	復旧する回線
	ト交換サービス	1 回線以上
	総合デジタル通信サービス	- 第1 順位復旧対象回線の復旧に必要な中継回線数 - 重要通信を確保する機関（第1 順位）の各第1 種、第2 種双方について、1 契約回線以上。なお、システム利用のユーザー回線については各事業所毎に1 契約回線以上。 - ZC 以下の基幹回線の10%以上
第2 順位	電話サービス	- 重要通信を確保する機関（第2 順位）の加入電話回線各1 回線以上 - 人口1 千人当たり公衆電話1 個以上
	専用線サービス	重要通信を確保する機関（第2 順位）の専用回線各1 回線以上
	パケット交換サービス	- 重要通信を確保する機関（第2 順位）の当該回線各1 回線以上 - 第2 順位復旧対象回線の復旧に必要な中継回線数
	総合デジタル通信サービス	重要通信を確保する機関（第2 順位）の各第1 種、第2 種双方について、1 契約回線以上。なお、システム利用のユーザー回線については各事業所毎に各1 契約回線以上。
第3 順位	第1 順位、第2 順位に該当しないもの	

【重要通信を確保する機関の順位】

順位	確保する機関（各社の契約約款に別の定めがある場合はその定めによる）
第1 順位	気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、輸送の確保に直接関係のある機関、通信の確保に直接関係のある機関、電力の供給の確保に直接関係のある機関
第2 順位	ガス・水道の供給の確保に直接関係のある機関、選挙管理機関、預貯金業務を行う金融機関、新聞社、通信社、放送事業者及び第1 順位以外の国又は地方公共団体
第3 順位	第1 順位、第2 順位に該当しないもの

第6 農林・水産業施設

実施機関：産業部、県、施設管理者

1 農業用施設

農業用施設管理者は、管理する施設が異常な自然現象により、被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、応急復旧及び本復旧を行うものとする。特に公共性を含めた農業生産基盤上、緊急に復旧を行う必要のある対象は次のとおりである。

（1）用水施設

- ア 用水路等の破壊、決壊で、これを放置すると農業生産基盤に重大な影響を与えるもの
- イ 用水路護岸の破壊で、決壊のおそれのあるもの

(2) ため池

ア 堤体の決壊又はそのおそれがあり、ため池下流の地域住民及び農業生産基盤に重大な影響を与えるもの

イ 決壊したため池を放置すると著しい被害を生じるおそれのあるもの

(3) 道路施設

道路、橋梁等が被害を受けた場合、地域住民及び農業生産基盤に重大な影響を与えるもの

(4) 排水施設

ア 堤防の破壊、護岸の決壊で、地域住民及び農業生産基盤に重大な影響を与えるもの

イ 護岸等の決壊で、破壊のおそれのあるもの

ウ 被害を受けた排水施設について、放置すると著しい被害を生じるおそれのあるもの

(5) 地すべり防止施設

地すべり防止施設の被災で、これを放置すると、人家、公共用及び農業用施設に被害を生じるおそれのあるもの、又はその他著しい被害を生じるおそれのあるもの。

2 林業用施設

林業用施設管理者は、管理する施設が異常な自然現象により被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、応急復旧及び本復旧を行うものとする。特に緊急に復旧を行う必要のあるものは次のとおりである。

(1) 林道施設

林道施設の被災で、これを放置すると、林業生産基盤及び地域住民の生活用道路としての役割に重大な影響を与えるもの

(2) 林地荒廃防止施設、地すべり防止施設（治山施設）

林地荒廃防止施設、地すべり防止施設（治山施設）の被災で、これを放置すると、人家、公共用施設、道路等に被害を生じるおそれのあるもの、又はその他著しい被害を生じるおそれのあるもの

3 漁港施設

漁港用施設管理者は、管理する施設が地震・津波により被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、復旧を行うものとする。特に公共性を含めた漁業生産基盤上、緊急に復旧を行う必要のある対象は次のとおりである。

(1) 海岸保全施設

ア 破堤

イ 堤防の破壊で破堤のおそれがあるもの

ウ 堤防の前面の砂浜における土砂の流出で、根固めをする必要があるもの

エ 護岸の全壊等で、これを放置すると著しい被害が生じるおそれのあるもの

(2) 漁港施設

ア 係留施設の破壊で、漁船の係留又は水揚げに重大な支障を与えているもの

イ 臨港交通施設の破壊で、これによって当該臨港交通施設による輸送が著しく困難であるもの（他の施設による輸送が著しく困難でない場合を除く。）

- ウ 漁港の埋そくで、漁船の航行又は停泊に重大な支障を与えているもの
- エ 外かく施設の破壊で、これを放置すると著しい被害を生じるおそれがあるもの

第7 公共土木施設

実施機関：県、都市建設部

1 道路施設

道路管理者は、道路、橋梁及び道路付属物が自然現象により被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し復旧を行う。

復旧に当たっては、被害者の救援・救護活動や緊急物資の輸送に対処するため、「緊急輸送道路一次路線」を最優先に実施する。また、公益占用物件等の復旧計画と調整の上行う。

2 河川、海岸、地すべり防止、急傾斜地崩壊防止施設

河川、海岸、地すべり防止、急傾斜地崩壊防止施設管理者は、管理する施設が異常な自然現象により、被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し復旧を行う。

特に公共の安全確保上、緊急に復旧を行う必要のある対象は次のとおりである。

(1) 河川管理施設

- ア 堤防の破壊、護岸、天然河岸の決壊で、住民の日常生活に重大な影響を与えているもの
- イ 堤防護岸等の決壊のおそれのあるもの
- ウ 河川の堤防護岸等の脚部の深掘れで、根固めをする必要があるもの
- エ 河川の埋そくで、流水の疎通を著しく阻害するもの
- オ 護岸、床上、水門、樋門、樋管又は天然の河岸の全壊等で、これを放置すると著しい被害を生じるおそれがあるもの

(2) 海岸保全施設

- ア 堤防の破壊で、破堤のおそれがあるもの
- イ 堤防の前面の砂浜における土砂の流出で、根固めをする必要があるもの
- ウ 護岸、水門及び排水機場等の全壊等で、これを放置すると著しい被害を生じるおそれのあるもの

(3) 地すべり防止施設

地すべり防止施設の被災で、これを放置した場合には、人家、公共施設等に被害を生じるおそれがあるもの、又はその他著しい被害を生じるおそれがあるもの

(4) 急傾斜地崩壊防止施設

急傾斜地崩壊危険区域内の急傾斜地崩壊防止施設の被災で、これを放置すると、人家、公共施設等に被害を生じるおそれのあるもの、又はその他著しい被害を生じるおそれのあるもの

第4節 激甚災害の指定

実施機関：環境防災部、財政部、各部

町は、激甚災害が発生した場合には、災害の状況を速やかに調査し、実情を把握して早期に「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年9月6日法律第150号。以下「激甚法」という。）の指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業及び復興計画に基づく復興事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置する。

第1 激甚災害に関する調査

実施機関：環境防災部、各部

町長は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力する。

第2 特別財政援助額の交付手続き等

実施機関：財政部、各部

町長は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県各部局に提出しなければならない。

第5節 災害復興

実施機関：環境防災部、都市建設部、各部

第1 体制の整備

実施機関：環境防災部、都市建設部、各部

町は、住民の生活や都市（地域）の機能、文化、産業の再建を計る災害復興事業を迅速かつ、計画的に実施するための臨時組織として、災害復旧・復興本部を設置する。

町は、東日本大震災の復旧復興に係る教訓等を踏まえ、災害復旧・復興本部の役割等について、検討する。

第2 災害からの復興に関する基本的な考え方

実施機関：環境防災部、都市建設部、各部

国、県、市町村等の行政の施策（公助）や自分の身は自ら守る（自助）も重要であるが、大規模災害が発生し地域の復興を目指すためには、人と人との支え合い、地域の全ての主体が復興に向けて連携する（共助）こと等、地域住民・企業・団体等の相互の連携、「絆」が重要である。

町は、今後起こりうる首都直下地震等の大規模災害に対応するため、千葉県が東日本大震災の被害からの復旧・復興のために作成した「千葉県震災復旧及び復興に係る指針」を参考に、災害復興の理念、事業内容に関する研究に努める。

なお、復旧・復興事業を進めるに当たっては、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、被災地方公共団体、業界団体等に必要な働きかけを行う等、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努める。

第3 想定される復興準備計画

実施機関：環境防災部、都市建設部、各部

復興計画を実効ある内容と住民の立場に立ったよりよいものにするためには、被災後の各方面からの復興調査が重要となる。この復興調査についても検討が必要であり、平成23年3月に発生した東日本大震災では、津波により太平洋岸の地域が、液状化により東京湾岸の埋立地や河川沿いの低地が大きな被害を受ける等、地域の特性や被害の状況に応じた復興対策が重要となった。また、各計画は、相互に関連しており、より効果的な復興を目指すため

にも、事前に各方面からの研究、検討を行い、実災害に対応できるよう備える。

1 くらしの復興

被災者の自立を尊重し、当面の生活資金の支援から生業支援、雇用対策等の被災者の生活再建支援を中心とした施策を盛り込む。また、被災者の心身の健康の回復は、全ての基礎となることから医師・保健師等の巡回診断、心的外傷やPTSD等、被災者、被害者に対する心のケアの重要性の認識等、健康・福祉面でのきめ細かい支援の充実に努める。

2 都市の復興

壊滅的な被害を受けた都市の復興については、生活の基礎地盤となる都市（地域）社会の継続の必要性和都市（地域）機能の回復の観点から、より質的向上を念頭に入れた、まちづくりを進めるため、迅速で将来を見越した被災地の建築制限、行政と住民とが協働した都市計画の策定を目指す。また、都市（地域）の特性、それぞれの歴史、文化を途絶えることなく継承するとともに、さらに、その特性を考慮した対策をとり、より発展できるよう心がける。

3 住宅の復興

被災者が、生活の拠点となる住まいを確保することは、被災者の自立を促すこととなり、復興の礎となる。被災者の自力での住宅再建を支援することを中心に、民間住宅の斡旋・補助、公的住宅の建設等、多岐にわたって検討し、被災者の将来設計に合致した住まいの復興を支援する。

4 産業の復興

地域の産業は、基幹産業のみならず、すべてにおいて地域の中心であり、地域の活力の源である。その産業（事業者）が被災し、操業（営業）の停止を余儀なくされた場合、融資制度の活用等による財政的な支援とともに、賃貸工場・店舗の提供等の措置を検討する。また、産業間を結ぶ流通、通信の復興については、できるだけ迅速な復旧・復興を支援する。

町の重要な産業である観光、農業、漁業等においても復興を支援する観点からの積極的な情報の発信、マイナスイメージを払拭するイベントの開催や宣伝等、産業の復興を側面から支援する。

第4 復興対策の研究、検討

実施機関：環境防災部、都市建設部、各部

今後起こりうる大規模災害に対して、着実かつ円滑な復旧対策を実施するため、以下の東日本大震災に係る政策課題ごとの復興施策の方向性を参考にし、震災後の対策や活動内容について事前に検討し定める。また、その際、民間事業者等、関係機関の意見を聴取するよう、

努める。

- 1 防災・危機管理体制の強化
 - (1) 防災対策の充実・強化
 - (2) 防災関係機関との連携強化
 - (3) 地域コミュニティの活性化
- 2 災害に備えた保健医療福祉分野の体制の強化・充実
 - (1) 医療提供体制の整備
 - (2) 福祉サービス提供体制の整備
 - (3) 健康の維持・増進、心のケア・地域支え合い体制の整備
 - (4) 子育て支援サービスの提供体制の整備
- 3 教育分野における防災体制の充実
 - (1) 教育施設の早期耐震化推進
 - (2) 防災教育の一層の充実
 - (3) 学校における災害発生時の児童生徒等に対する支援の充実
- 4 農林水産業の再生と発展
 - (1) 農林水産業の生産力の強化と担い手づくりの推進
 - (2) 横芝光町産農林水産物の魅力発信
 - (3) 緑豊かで活力ある農山漁村づくりの推進
 - (4) 自然災害対策の推進
- 5 商工業・観光業等の再生と発展
 - (1) 商工業の再生及び成長支援
 - (2) 観光業の再生
 - (3) 就労支援及び雇用創出の推進
- 6 地震・津波・液状化等の災害に強いまちづくり
 - (1) 安全なまちづくりの推進
 - (2) 公共土木施設の防災機能の強化
 - (3) 交通ネットワークの機能強化
 - (4) 上水道施設等ライフラインの機能強化

＜地震・津波編附編 1＞

＜東海地震に係る周辺地域としての対応計画＞

第 1 章 総論

第 1 節 計画策定の趣旨

昭和 53 年 6 月 15 日、大規模地震対策特別措置法が制定され、同年 12 月 14 日に施行された。

この法律は、大規模な地震の発生が予想され、当該地震が発生した場合に著しい地震災害が生じるおそれのある地域を地震防災対策強化地域（以下「強化地域」という。）として指定するとともに、強化地域に係る観測体制の強化、防災関係機関、事業所等における地震防災計画の策定等により、地震予知を前提として被害の防止、軽減を図ろうとするものである。

国の中央防災会議は、平成 13 年度に東海地震の震源等を再検討し、地震動、津波についてシミュレーションを実施し、その結果東海地震に係る強化地域として 8 都県（東京都、神奈川県、静岡県、山梨県、長野県、岐阜県、愛知県、三重県）の 263 市町村を平成 14 年 4 月 23 日に指定した。平成 24 年 4 月 1 日現在、強化地域として指定されている市町村の数は、市町村合併等により、1 都 7 県 157 市町村となっている。

この地域指定は、東海地震が発生した場合、震度 6 弱以上又は、発生後 20 分以内に大津波（津波高 3 m 以上）が来襲する地域を基準としており、千葉県は、この地域には含まれていない。

しかしながら、本町を含む千葉県域はこれら強化地域の周辺地域として震度 5 強程度の揺れが予想され、木造建築物の全半壊約 8,000 棟、死者約 300 人の被害が想定（平成 3 年度～7 年度「直下型地震等対策調査」）されるほか、警戒宣言の発令に伴う社会的な混乱の発生も懸念されるところである。

このため、千葉県防災会議においては、警戒宣言発令に伴う社会的混乱の発生を防止するとともに、地震発生に当たっても被害を最小限にとどめることを目的として本計画を策定することとした。

そこで、横芝光町防災会議においても、これに対応する計画を策定する。

第 2 節 地震・津波編の附編としての位置付け

この計画は、次の考え方を基本として作成した。

第 1 計画の内容

計画内容は、警戒宣言が発せられた場合においても、原則として平時の社会経済活動を維持しながら、下記を定めることによって、住民の生命、身体、財産を保護することを目的とした。

- 1 警戒宣言の発令等に伴う社会的混乱の発生を防止するために必要な措置
- 2 地震発生に当たっても被害を最小限にとどめるために必要な措置

第 2 計画の範囲

計画の範囲は、警戒宣言が発令された時点から地震発生（又は発生のおそれなくなる。）までの間においてとるべき措置等を定めるが、東海地震注意情報発表から警戒宣言発令までの間における防災対策上とるべき必要な措置についても可能な限り含める。

なお、地震発生後の応急、復旧対策は、「横芝光町地域防災計画（地震・津波編）」で対処する。

第 3 前提条件

計画策定に当たっての前提条件は、原則として次のとおりである。

- 1 東海地震が発生した場合の本町の震度は、ほぼ全域で震度 5 強程度とする。
- 2 警戒宣言発令時刻は、原則として最も混乱の発生が予想される平日の昼間（概ね午前 10 時から午後 2 時）とする。

なお、対策別に特に考慮すべき時間帯及び翌日以降の対応が異なる事項については、個別に措置することとした。

第 4 計画の実施

千葉県は強化地域外であり、大規模地震対策特別措置法が適用されないことから、本計画の実施に当たっては、行政指導、協力要請によって対処する。

第 5 計画の位置付け

本計画は、「横芝光町地域防災計画（地震・津波編）」の附編として位置付ける。

第 2 章 防災関係機関の業務

第２章 防災関係機関の業務

町が実施する業務の大綱は、次のとおりである。

第１ 町

業務大綱	
1	横芝光町の防災会議及び災害対策本部の設置、運営に関する事
2	東海地震対策の連絡調整に関する事
3	東海地震に係る予防、応急対策に関する事
4	東海地震予知情報等の受理、伝達に関する事
5	広報、教育、防災訓練に関する事
6	消防、水防対策に関する事
7	町が管理又は運営する施設対策に関する事
8	例外措置としての住民避難に関する事

第２ 県

機関名	業務大綱
総務部	1 庁舎等の施設防災対策に関する事 2 私立学校の指導に関する事
総合企画部	1 報道機関との連絡調整に関する事 2 県民等に対する協力、広報活動に関する事 3 飲料水の供給指導に関する事
防災危機管理部	1 県防災会議及び県災害対策本部の設置、運営に関する事 2 東海地震予知情報等の収集伝達に関する事 3 市町村の東海地震対策事務の指導及び連絡調整に関する事 4 通信その他施設整備に関する事 5 高圧ガスの保安対策及び火薬類の取締りに関する事
健康福祉部	1 被災者の医療の確保に関する事 2 被災者の健康の維持に関する事 3 被災者の生活衛生の確保に関する事 4 被災者の福祉の確保に関する事
環境生活部	1 汚染物質等の発生源に対する監視、指導に関する事 2 環境大気及び公共用水域の監視に関する事 3 地質環境保全及び監視に関する事

機関名	業務大綱
商工労働部	1 物資の確保及び調達に関する事 2 商工業者、商工団体に対する指導に関する事 3 金融機関の業務確保に関する事 4 職業訓練施設の保全に関する事
農林水産部	1 農業施設の保全に関する事 2 農業金融の指導に関する事 3 非常食糧の確保に関する事 4 農林業団体に対する指導に関する事 5 林地、治山施設の保全に関する事 6 漁業金融の指導に関する事 7 漁業団体に対する指導に関する事 8 農林水産部所属船舶の保全に関する事 9 農林水産部所属船舶による漁船漁業の指導に関する事 10 漁業無線による通信手段の確保に関する事 11 漁業漁港施設の保全に関する事
県土整備部	1 道路及び橋梁の保全に関する事 2 水防に関する事 3 河川管理施設、海岸保全施設、砂防施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設の保全に関する事 4 港湾施設の保全に関する事 5 土木資材の確保に関する事 6 県営住宅の保全に関する事 7 建築物の防災に関する事 8 宅地の防災に関する事 9 下水道施設の保全に関する事
出納局	災害経費に関する事
企業局	1 県営水道施設の保全に関する事 2 県営水道区域の水道水の供給、確保に関する事 3 工業用水道施設の保全に関する事 4 工業用水の供給、確保に関する事 5 造成土地管理事業施設の保全に関する事
病院局	1 県立病院の保全に関する事 2 医療救護に関する事
教育庁	1 文教施設の保全に関する事 2 公立学校の児童生徒等の保護安全に関する事 3 図書館、博物館等社会教育施設の保全に関する事 4 文化財の保護に関する事
警察本部	1 警備本部の設置、運営に関する事 2 各種情報の収集、伝達に関する事 3 犯罪の予防その他社会秩序の維持に関する事 4 交通の混乱等の防止に関する事

第3 指定地方行政機関

機関名	業務大綱
関東管区警察局	1 管区内各県警察の災害警備活動の指導・調整に関する事 2 管区内各県警察の相互援助の調整に関する事 3 他管区内警察局及び警視庁並びに管区内防災関係機関との連携に関する事 4 警察通信の確保及び警察通信統制に関する事
関東財務局 千葉財務事務所	1 災害発生時における国有財産の提供及び活用に関する事 2 金融機関における業務の円滑な遂行を確保するための指揮、要請に関する事
関東農政局	1 食料及び飼料・資材等の安定供給対策に関する事 2 営農指導、家畜の移動・衛生対策に関する事 3 農地・農業用施設等、公共土木施設に関する事
関東森林管理局	1 国有林野の保全に関する事 2 災害復旧用材（国有林材）の供給に関する事
関東経済産業局	1 生活必需品等防災関係物資の安定的供給の確保に関する事 2 商工鉱業事業者の業務の正常な運営の確保に関する事 3 被災中小企業の振興に関する事
関東東北産業 保安監督部	1 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、電気、ガス等危険物の保安の確保に関する事 2 鉱山に関する災害の防止及び、災害時の応急対策に関する事
関東運輸局	1 船舶による安全輸送の指導に関する事 2 鉄道による安全輸送の指導に関する事 3 自動車（バス、タクシー、トラック）による安全輸送の指導に関する事
関東地方整備局	1 港湾施設、海岸保全施設等の保全の指導に関する事 2 河川施設、道路施設の保全に関する事 3 緊急輸送の確保助言に関する事
成田空港事務所	1 空港内各航空会社に対する情報の伝達に関する事 2 航空機の運航の安全と確保に関する事 3 航空保安施設、通信施設等の点検及び整備に関する事
第三管区 海上保安本部	1 警戒宣言等の伝達、通信体制の強化に関する事 2 船艇及び航空機等の出動、派遣等に関する事 3 情報の収集、海上交通安全の確保に関する事 4 治安の維持、緊急輸送に関する事 5 海難救助、流出油等の防除措置に関する事

機関名	業務大綱
関東地方測量部	1 災害時等における地理空間情報の整備・提供に関する事 2 復旧・復興のための公共測量の指導・助言に関する事 3 地殻変動の監視に関する事
東京管区気象台 銚子地方気象台	1 東海地震注意情報及び東海地震予知情報の県知事への連絡に関する事 2 観測施設の整備並びに観測機器の保守及び観測に関する事 3 地震予知及び地震津波に関する啓発活動並びに防災訓練に対する協力に関する事
関東総合通信局	1 非常通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営に関する事 2 災害時テレコム支援チーム（MIC-TEAM）の派遣に関する事 3 災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸出しに関する事 4 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許可を行う特例措置（臨機の措置）の実施に関する事 5 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供に関する事
千葉労働局	産業安全（鉱山保安関係は除く。）に関する事
関東地方 環境事務所	1 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供に関する事 2 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集に関する事 3 放射性物質による汚染状況の情報収集及び提供並びに汚染等の除去への支援に関する事 4 行政機関等との連絡調整、被災状況・動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等に関する事
北関東防衛局	1 災害時における所管財産の使用に関する連絡調整に関する事 2 災害時における自衛隊及び在日米軍との連絡調整に関する事

第4 自衛隊

機関名	業務大綱
陸上自衛隊 第1空挺団	1 県との連絡・調整に関する事 2 東海地震関連情報の収集、伝達等に関する事 3 災害発生時における救援活動の実施に関する事

第 5 指定公共機関

機関名	業務大綱
東日本旅客鉄道株式会社千葉支社 (東京支社)	1 鉄道施設の保全に関する事 2 鉄道輸送の確保に関する事 3 鉄道旅客の混乱防止に関する事
東日本電信電話株式会社	電報、電話等の通信の確保に関する事
株式会社 N T T ドコモ千葉支店	携帯電話等の通信の確保に関する事
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	電話等の通信の確保に関する事
K D D I 株式会社	電話、携帯電話等の通信の疎通に関する事
日本赤十字社 千葉県支部	1 医療救護に関する事 2 こころのケアに関する事 3 救援物資の備蓄及び配分に関する事 4 血液製剤の供給に関する事 5 義援金の受付及び配分に関する事 6 その他応急対応に必要な業務に関する事
日本放送協会 千葉放送局	1 東海地震予知情報等の放送に関する事 2 放送施設の保全に関する事
東日本高速道路株式会社関東支社	1 東日本高速道路の保全に関する事 2 災害時における緊急交通路の確保に関する事
成田国際空港株式会社	1 空港内各航空会社及び旅客に対する情報の伝達に関する事 2 空港施設の保全に関する事 3 空港内の混乱防止に関する事
日本通運株式会社 千葉支店	貨物自動車（トラック）による救助物資の輸送に関する事
東京電力パワーグリッド株式会社成田支社	1 電気の託送供給または電力量調整に関する事 2 東京電力パワーグリッド株式会社の供給設備ならびに電気工作物の保安に関する事
東京ガス株式会社 千葉導管ネットワークセンター	1 ガスの供給に関する事 2 ガス施設、装置、設備の保全に関する事
日本貨物鉄道株式会社	鉄道車両等による救助物資輸送の協力に関する事
独立行政法人 水資源機構	水資源開発施設（導水路を含む。）の保全に関する事

第6 指定地方公共機関

機関名	業務大綱
一般社団法人 千葉県LPガス協会	1 ガスの供給に関すること 2 ガス施設、装置、設備の保全に関すること
両総土地改良区	土地改良施設の保全に関すること
日本航空株式会社 全日本空輸株式会社	1 航空機の運航の安全と確保に関すること 2 旅客の安全確保に関すること
公益社団法人 千葉県医師会	1 医療及び助産活動に関すること 2 医師会医療機関との連絡調整に関すること
一般社団法人 千葉県歯科医師会	1 歯科医療活動に関すること 2 歯科医師会医療機関及び歯科関係団体との連絡調整に関すること
一般社団法人 千葉県薬剤師会	1 調剤業務及び医薬品の管理に関すること 2 医薬品等の需給状況の把握及び情報の提供に関すること 3 地区薬剤師会との連絡調整に関すること
一般社団法人 千葉県バス協会	1 旅客輸送の確保に関すること 2 人員の緊急輸送の確保に関すること
一般社団法人 千葉県トラック協会	物資の緊急輸送の確保に関すること
株式会社ニッポン放送 千葉テレビ放送株式会社 株式会社ベイエフエム	1 東海地震予知情報等の放送に関すること 2 放送施設の保全に関すること

第3章 事前の措置

第 1 節 東海地震に備え事前に促進すべき事項

実施機関：環境防災課、産業課、都市建設課、福祉課、東陽病院、教育課、社会文化課、
東日本旅客鉄道株式会社

町及び防災関係機関は、地震災害を未然に防止し、また被害を最小限にとどめるため、平時から防災体制の整備促進を図る。特に緊急に促進すべき事項について定めるものとする。

第 1 情報伝達手段の整備

実施機関：環境防災課

1 横芝光町防災行政無線の管理

町は、地震情報を迅速に伝達するため町防災行政無線の適正な管理に努める。

2 他の通信施設の利用

町は、非常時において、通信の輻輳あるいは被災等による通常通信施設の使用不能事態を考慮し、最寄り機関等の通信施設の円滑な利用（非常通信等による。）を図れるよう平素から協力体制の確立を推進する。

第 2 建築物・構造物の地震対策

実施機関：環境防災課、都市建設課、福祉課、東陽病院、教育課、社会文化課

1 耐震診断及び耐震改修の実施

町は、防災上重要な町有建築物に対し、耐震診断・耐震改修を実施するとともに、民有建築物についても県と連携して安全性の確保を図る。

2 ブロック塀等の倒壊防止対策

通学路等に面したブロック塀等の点検結果に基づき点検パトロールを実施し、危険なものは改善指導を徹底する。

3 外壁等の落下防止対策

窓ガラス、屋外突出物等の点検結果に基づき補強・改修の実施を指導する。

4 学校・病院・社会福祉施設等の防災の強化

- (1) 防災上必要な設備器具及び用具の点検整備を図るとともに、職員に周知しておく。
- (2) 落下・倒壊物の防止対策及び備品の固定化等の安全措置を図る。
- (3) 可燃性危険物の安全管理及び出火防止対策を図る。
- (4) 施設内の緊急避難用の安全スペースの確保を図る。

第 3 道路・河川等の対策

実施機関：環境防災課、都市建設課

1 施設の点検・耐震化

国が示す耐震点検要領等に基づき、道路・橋梁施設等の調査・耐震点検を実施し、耐震補強に努める。

2 資機材の整備

地震発生に備え、水防資機材及び備蓄資機材を防災倉庫に備えるとともに、定期的に点検整備に努める。

第 4 食糧確保の計画化

実施機関：産業課

政府から直接売却を受けて調達する米穀は玄米であるため、町は、管内の小売販売業者又は卸売業者等と協力し対応する。

第 5 鉄道対策の強化

実施機関：東日本旅客鉄道株式会社

東日本旅客鉄道株式会社は、東海地震に備え、以下の対策を促進する。

1 地震防災体制の整備

現業機関の防火管理者は、消防計画の再検討を行い、警戒宣言発令時の地震防災応急計画担当事項を定めるとともに、昼夜間別の防災体制の確立を図る。

2 旅客の避難対策

駅長は、県その他市町村が指定する広域避難場所の確認、被害状況に応じた一時避難場所の選定及び避難用資機材の整備を図るとともに、自駅に適した避難誘導方法を決定し、あらかじめ放送文案を作成する等、避難誘導體制を確立する。

3 沿線医療機関の調査

駅長は、駅周辺の嘱託医等の医療機関に連絡し、発災時等の医療について協力を要請する。

4 食料、飲料水の調査

- (1) 駅長は、発災に備え、構内食堂等の関係業者と食事のあっせんについて打ち合わせを行うとともに、非常食料等の確認をする。
- (2) 現業機関の長は、非常災害に利用できる貯水槽の位置、水利の状況及び飲料水の確認をする。

5 復旧資機材の調査及び整備

- (1) 関係現業機関の長は、災害時の復旧に備え、必要資機材（予備品を含む。）の格納場所、員数等を調査し、定期的に整備を行い、機能保持に努める。
- (2) 応急復旧機材の借受契約業者及び請負業者に対して、災害発生時に人員、機材等の要請に応じられるよう協力体制を確立する。

第 2 節 事業所に対する指導・要請

実施機関：環境防災課、出納室、産業課、県、山武健康福祉センター、関東財務局、関東農政局、関東経済産業局、関東東北産業保安監督部

警戒宣言が発せられた場合における社会的混乱の防止、及び災害要因の事前抑止等については、関係事業所の果たす役割が非常に大きくその協力は不可欠である。このため、次の事項について指導及び協力要請するものである。

第 1 防災対策上、重要な事業所に対する指導、要請

実施機関：環境防災課、県、山武健康福祉センター、関東東北産業保安監督部

機関名	指導事項等
環境防災課	1 本計画に基づき町内事業所が警戒宣言発令時等においてとるべき対応措置を消防計画、予防規程に定めるよう匝瑳市横芝光町消防組合（以下「消防組合」という）に指導を要請する。 （１）対象事業所 消防法第 8 条第 1 項若しくは第 8 条の 2 第 1 項に規定する消防計画を作成すべき事業所及び同法第 14 条の 2 第 1 項に規定する予防規程を作成すべき事業所 （２）計画策定上の指導事項 〔消防計画〕 ア 火気の取扱い イ 自衛消防組織 ウ 防火対象物の建築設備、消防用設備等の点検取扱い エ 教育訓練 オ 顧客、従業員等の安全確保 カ 情報収集、伝達、広報 キ 薬品等地震により出火危険のある物品の安全措置 ク 営業方針、従業員の時差退社 ケ その他必要な事項 〔予防規程〕 ア 施設の安全確保のための緊急措置 イ 火気の取扱い ウ 教育訓練 エ 安全設備、消防用設備等の点検、取扱い オ 危険物輸送の安全対策

機関名		指導事項等
		カ 情報収集、伝達、広報 キ 必要資機材の点検整備 ク 操業方針、従業員の時差退社 ケ その他必要な事項 (3) 指導方法 ア 講習会、研修会 イ 印刷物 ウ 各種業界の集会 エ 消防行政執行時、その他
山武健康福祉センター		1 警戒宣言時においては、毒物、劇物製造所、営業所等に対して次により指導を行う。 (1) 施設等の緊急点検、巡回 (2) 充填作業、移し換え作業等の自粛 (3) 施設の損壊防止措置
県	防災危機管理部	県は、各消防機関に対し、管内事業所が警戒宣言発令時等においてとるべき対応措置を消防計画、予防規程に定めるよう指導をする。
	健康福祉部	1 警戒宣言時においては、毒物、劇物製造所、営業所等に対して次により指導を行う。 (1) 施設等の緊急点検、巡回 (2) 充填作業、移し換え作業等の自粛 (3) 施設の損壊防止措置
関東東北産業保安監督部		火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、電気及びガス等の危険物の生産集荷、販売、貯蔵等を行う管内の事業所のうち、地震防災上必要な措置を講じる必要があると認められる事業所の名簿を作成し、警戒宣言が発せられた場合における情報連絡体制の確立、監督及び指導の内容等について事前に検討する。

第 2 生活関連事業所に対する指導、要請

実施機関：出納室、産業課、県、関東財務局、関東農政局、関東経済産業局

1 食料、生活物資等を扱う事業所

機関名		指導事項等
産業課		(1) 生鮮食料品の安定維持を確保するため、町内卸売業者に対し、警戒宣言が発せられた場合における平常業務の維持、集荷対策等について、事前に指導、要請を行う。 (2) 食料及び生活必需品を取扱うスーパーマーケット、小売店、町内卸売業者等に対し、売り惜しみの防止、営業継続等、物資確保についての指導を商工会等を通じて要請する。 (3) 熱源の確保として、緊急時における液化石油ガスの供給について、一般社団法人千葉県 L P ガス協会に要請する。
県	農林水産部	生鮮食料品の安定維持を確保するため、県内卸売市場開設者及び卸売業者に対し、警戒宣言が発せられた場合における平常業務の維持、集荷対策等について、事前に指導、要請を行う。
	商工労働部	食料及び生活必需品を取扱う百貨店、スーパーマーケット、小売店、県内卸売業者等に対し、売り惜しみの防止、営業継続等、物資確保についての指導を市町村、商工会議所、商工会、千葉県中小企業団体中央会及び千葉県商店街連合会を通じて要請する。 また、熱源の確保として、緊急時における液化石油ガスの供給について、一般社団法人千葉県 L P ガス協会に要請する。
関東経済産業局		(1) 生活必需品等、防災関係物資の適正な価格による円滑な供給を図る観点から、これらを取扱う卸、小売業者に対して、警戒宣言発令時に極力営業活動に努めるよう指導するとともに、売り惜しみ、買いだめの防止等について要請する。 (2) 生産者に対しても、同様に指導及び要請する。
関東農政局		加工食品及びミルク等の供給確保について、関係事業所に要請する。

2 金融機関

機関名	指導事項等
産業課 出納室	警戒宣言が発せられた場合、金融機関の業務の円滑な遂行を確保するため、県の指示に従い、次に掲げる事項について金融機関を指導する。 (1) 金融機関の業務確保 ア 警戒宣言が発令された場合においても、原則として平常どおり営業を継続する。 イ 強化地域内に所在する金融機関向けの国内為替、手形取立等の手形交換、為替業務については、その取扱いを停止する。 (2) 金融機関の防災体制の確立 ア 各金融機関は、店頭の顧客及び従業員の安全確保のため必要な措置を講じる。 イ 発災後における被害の軽減、及び発災後の業務の円滑な遂行を確保するため、各金融機関は危険箇所の点検補強、重要書類、物品等の安全確保及び要員の配置等について、適切な応急措置を講じる。 (3) 顧客への周知徹底 ア 店頭の顧客に対しては、警戒宣言の発令を直ちに伝達するとともに、その後の来店客に備え、店頭にその旨掲示する。 イ 上記(1)のイの措置についても、ポスターの店頭掲示等により告示する。
県農林水産部 県商工労働部 関東財務局 千葉財務事務所	左の各機関は、警戒宣言が発せられた場合、金融機関（銀行、信用金庫、信用組合、農漁業協同組合等）の業務の円滑な遂行を確保するため、各機関の所掌事務に応じ、次に掲げる事項について金融機関を指導する。 (1) 金融機関の業務確保 ア 警戒宣言が発令された場合においても、原則として平常どおり営業を継続する。 イ 強化地域内に所在する金融機関向けの国内為替、手形取立等の手形交換、為替業務については、その取扱いを停止する。 (2) 金融機関の防災体制の確立 ア 各金融機関は、店頭の顧客及び従業員の安全確保のため必要な措置を講じる。 イ 発災後における被害の軽減、及び発災後の業務の円滑な遂行を確保するため、各金融機関は危険箇所の点検補強、重要書類、物品等の安全確保及び要員の配置等について、適切な応急措置を講じる。 (3) 顧客への周知徹底 ア 店頭の顧客に対しては、警戒宣言の発令を直ちに伝達するとともに、その後の来店客に備え、店頭にその旨掲示する。 イ 上記(1)のイの措置についても、ポスターの店頭掲示等により告示する。

第 3 節 広報及び教育

実施機関：環境防災課、総務課、教育課、匝瑳市横芝光町消防組合、防災関係機関

第 1 広報

実施機関：環境防災課、総務課、匝瑳市横芝光町消防組合、防災関係機関

警戒宣言発令時において予想される社会的混乱の発生を未然に防止し、また地震が発生した場合においても被害を最小限にとどめるためには、防災関係機関、住民、事業所等の一体的な協力及び的確な行動が不可欠である。このため、防災関係機関は、平時からこれらに必要な事項について積極的な広報活動を展開し、東海地震対策に関する正しい知識の普及浸透に努める。

なお、東海地震に関する情報体系が見直され、平成 23 年 3 月より気象庁は新しい情報体系に基づく発表を行うこととなったため、各情報の内容とそれらに基づいて行うべき防災対応について適切な理解が得られるようその周知に努める必要がある。

1 広報の内容

広報すべき事項は、概ね次のとおりである。

(1) 東海地震に関する一般的知識

- ア 大規模地震対策特別措置法の概要及び運用上のシステム等
- イ 警戒宣言、東海地震注意情報等の用語の意味、警戒宣言の予想例文及びその意味等
- ウ 地震が発生した場合の影響度等

(2) 警戒宣言時に主要防災関係機関のとり措

(3) 住民、事業所等が具体的にとるべき行動基準

(4) その他必要な事項

2 広報の方法

広報の方法は、主に「広報よこしばひかり」等の印刷物や町ホームページ等を通じて実施する。

3 防災関係機関における広報

防災関係機関は、それぞれ所管する業務に係る事項を中心に、広域的、現場的広報を実施する。

第2 教育

実施機関：環境防災課、教育課、匝瑳市横芝光町消防組合、防災関係機関

1 職員等に対する教育

町及び防災関係機関は、災害対策本部要員及び地震防災業務に従事する職員等を重点に、警戒宣言が発せられた場合等において、地震防災応急対策が円滑かつ迅速に遂行されるよう必要な事前の防災教育を実施する。

(1) 教育事項

防災教育の内容には、次の事項を定める。

- ア 大規模地震対策特別措置法の内容及び法律運用上のシステム
- イ 東海地震に関する知識及びこれに基づきとられる措置
- ウ 警戒宣言、東海地震注意情報等の内容及びこれに基づきとられる措置
- エ 本計画に定める内容及び現在講じられている対策
- オ 職員の果たすべき役割及び具体的にとるべき行動
- カ 今後取り組むべき課題
- キ その他必要な事項

(2) 教育の方法、手段等

防災教育は、原則として一般的事項については環境防災課が実施するほか、必要に応じ各課等において各所掌業務について実施する。

教育の方法は、研修会、講演会等によるほか、手引書、パンフレット等の配布により必要な事項の周知徹底を図る。

2 児童生徒等に対する教育

町教育委員会は、町立学校の児童生徒等に対し、東海地震を正しく認識させるとともに、地震災害から身体の安全等を確保するために必要な知識、技能、態度の育成を図るため、地震防災教育を次のとおり実施する。

(1) 教育内容

- ア 東海地震に関する基本的知識
- イ 東海地震が発生した場合の町への影響度、予想される危険等
- ウ 警戒宣言が社会現象、人間行動等に与える影響
- エ 警戒宣言時に学校がとる措置
- オ 児童生徒等の学校内及び通学（園）時における安全対策、行動指針
- カ 学校施設等の防災対策
- キ 訓練、その他地震対策に必要な事項

(2) 教育の方法、手段等

防災教育の実施に当たっては、学級活動（ホームルーム）を中心に指導し、避難訓練は、学級活動の検証場面としてとらえ、主に学校行事の中で取り扱う。

- ア 内容の選択及び指導に当たって、地域、学校の立地条件を十分考慮する。
- イ 指導内容を精選し、その指導を通して他の災害にも応用できる態度、能力の養成を

図る。

ウ 日常における継続的な指導を通して、東海地震に対する知識や対処行動の指導と実践化を図り、自衛行動力の育成に努める。

エ 避難訓練の実施に当たっては、学級活動（ホームルーム）、学校行事等を効果的に関連付け、指導方法を工夫し、児童生徒等が臨場感をもって参加するよう配慮する。

第4節 地震防災訓練

実施機関：環境防災課、各課、消防団、匠瑳市横芝光町消防組合、県、防災関係機関

第1 総合防災訓練

実施機関：環境防災課、各課、消防団、匠瑳市横芝光町消防組合、防災関係機関

町は、県が実施する総合防災訓練に参加するほか、それぞれ所掌する業務について、防災計画の習熟、技能の向上等を目的として個別に訓練の実施に努める。

なお、総合防災訓練においては、警戒宣言時における防災体制の円滑、迅速な確立及び的確な防災措置の習熟、住民、事業所等の協調体制の確立等を目的として、地震予知対応型の訓練を併せて実施する。

訓練の実施に当たっては、必要に応じ他の機関の協力を得るほか、住民、事業所等と密接に関連を有する事項については、これらの積極的な参画を図る。

第2 住民、事業所が実施する訓練

実施機関：環境防災課、県、防災関係機関

町、県及び防災関係機関は、自主防災組織、事業所等が独自に実施する防災訓練に関して、必要な助言、指導に努める。この場合、訓練実施主体の特性及び地域の実情等を勘案して、効果的な訓練が実施されるよう配慮する。

第4章 東海地震注意情報から 警戒宣言発令までの対応措置

第1節 東海地震注意情報の伝達

実施機関：環境防災課、総務課

第1 伝達系統及び伝達手段

実施機関：環境防災課、総務課

東海地震注意情報の伝達系統及び伝達手段は、図【東海地震注意情報の伝達系統及び伝達手段】のとおりとする。また、防災関係機関は、県等から東海地震注意情報を受けた場合、又は報道機関の報道に接した場合の機関内部及び出先機関等に対する伝達系統及び伝達手段をあらかじめ定める。

第2 伝達体制

実施機関：環境防災課、総務課

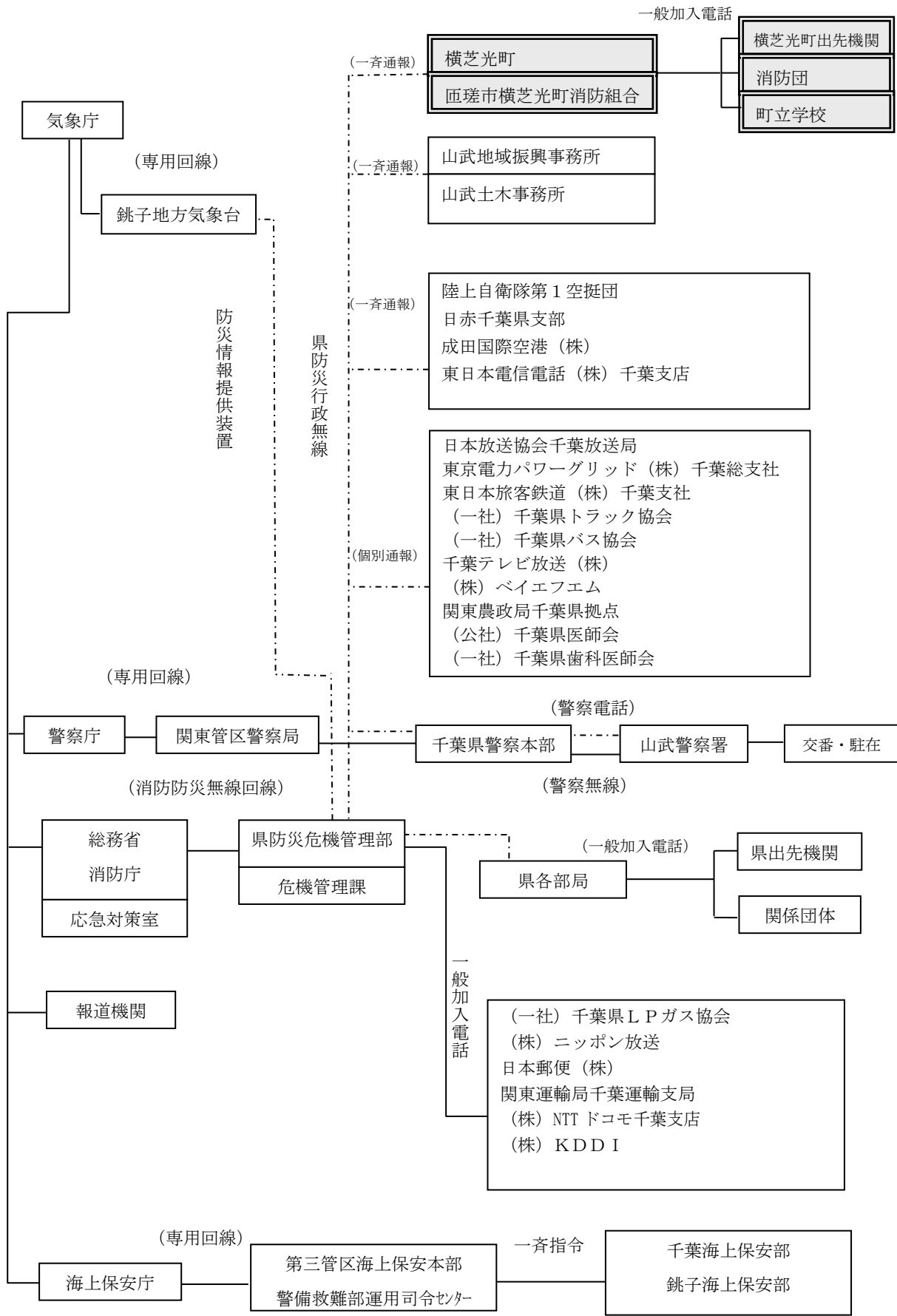
町は、県から東海地震注意情報の通報を受けたときは、防災対策上重要な機関、団体及び住民等に対し、直ちにその旨を伝達する。

第3 伝達事項

実施機関：環境防災課、総務課

町は、東海地震注意情報を伝達するほか、警戒宣言の発令に備えて必要な活動体制及び緊急措置をとることを合わせて伝達する。また、その他必要と認める事項についても伝達する。

【東海地震注意情報の伝達系統及び伝達手段】



第2節 活動体制の準備等

実施機関：環境防災課、各課

町は、東海地震注意情報を受けた場合は、直ちに災害対策本部の設置準備をする等、必要な措置を講じるとともに、社会的混乱の発生に備える必要な体制をとる。

第1 災害対策本部設置準備

実施機関：環境防災課、各課

緊急連絡体制をとるとともに、災害対策本部設置準備に入る。

第2 職員の参集

実施機関：環境防災課、各課

職員の参集は、第2配備体制とする。

なお、夜間、休日等勤務時間外における職員の参集方法等については、横芝光町地域防災計画（第2編 地震・津波編）第2章「第1節 災害応急活動体制」に準ずる。

第3 東海地震注意情報時の所掌事務

実施機関：環境防災課

災害対策本部が設置されるまでの間、環境防災課が防災関係機関の協力を得ながら、次の事項について所掌する。

- 1 東海地震注意情報、東海地震予知情報等その他防災上必要な情報の収集伝達
- 2 社会的混乱防止のため必要な措置
- 3 県、他市町村、防災関係機関との連絡調整

第3節 東海地震注意情報から警戒宣言発令までの広報

実施機関：日本放送協会千葉放送局、株式会社ニッポン放送、千葉テレビ放送株式会社、株式会社ベイエフエム

東海地震注意情報の発表から警戒宣言が発せられるまでの間においては、原則としてテレビ、ラジオ等により住民に対して冷静な対応を呼びかける広報を行う。

なお、各現場において、混乱発生のおそれが予測される場合は、防災関係機関において必要な対応及び広報を行うとともに、防災関係機関（県防災危機管理部危機管理課、県警察等）へ緊急連絡を行う。

連絡を受けた防災関係機関は、必要な情報を速やかに住民等へ広報する。

機関	内容
日本放送協会 千葉放送局	1 放送体制 （1）東海地震注意情報が発表された時点で、職員を緊急動員し、非常配備体制の準備に入る。 （2）東海地震注意情報発表時から通常番組を中断して、地震関係の報道を行う。 なお、千葉FM放送では、県内向けとして県民生活に必要な情報を放送する。千葉FM放送の周波数は次のとおり。 千葉周辺 80.7MHz 館山地区 79.0MHz 白浜地区 82.9MHz 勝浦地区 83.7MHz 銚子地区 83.9MHz 2 放送内容 放送内容は、次の事項を重点とする。 （1）東海地震注意情報の内容 （2）強化地域、観測データの解説 （3）混乱防止の呼びかけ （4）防災知識の紹介

機関	内容
株式会社 ニッポン放送	1 広報計画 (1) 気象庁から、東海地震注意情報を受けた報道部デスク（休日は当直管理職）は、あらかじめ定められた社内の連絡系統に従って、この旨を伝達するとともに、放送準備体制をとる。 (2) 連絡を受けた社長又は社長代行者は、直ちに特別放送本部を設置し、特別放送本部の各チーム責任者の招集を命じる。 (3) 地震パーソナリティは特別放送本部スタジオ、地震レポーターは第一次取材拠点（気象庁、首相官邸、都庁等）に待機する。 (4) 東海地震注意情報のニュース速報を放送し、その後は随時、判定会の動静を中心に放送する。
千葉テレビ放送 株式会社	1 広報計画 気象庁からの一斉通報を受けた報道デスクは、あらかじめ定められた社内の連絡系統に従って、この旨を伝達するとともに、放送準備体制をとる。 この連絡により編成担当役員は非常事態体制の各責任者の集合を命じ、取材部門の配置をするとともに警戒宣言発令まで、東海地震注意情報及び広報を放送する。
株式会社 ベイエフエム	1 放送体制 (1) 東海地震注意情報を受けた場合、職員を緊急動員し、非常配備体制の準備に入る。 (2) 東海地震注意情報発表時から通常番組を中断して、地震関係の報道を行う。 なお、ベイエフエムでは、県内向けとして県民生活に必要な情報を放送する。ベイエフエムの周波数は次のとおり。 千葉周辺 78.0MHz 館山地区 77.7MHz 白浜地区 79.7MHz 勝浦地区 87.4MHz 銚子地区 79.3MHz 2 放送内容 放送内容は、次の事項を重点とする。 (1) 東海地震注意情報の機能の解説 (2) 強化地域、観測データの解説 (3) 混乱防止の呼びかけ (4) 防災知識の紹介

第4節 混乱防止の措置

実施機関：環境防災部、総務部、県警察、東日本電信電話株式会社、株式会社 NTT ドコモ、東日本旅客鉄道株式会社

東海地震注意情報に伴う社会的混乱を防止するため、防災関係機関は次により対応策を講じる。

機関	内容
町	環境防災部（環境防災課）は、総務部及び各部、防災関係機関の協力を得て次により対応する。 （１）混乱防止に必要な情報を報道機関へ発表する。 （２）防災関係機関が実施する混乱防止措置の連絡調整及び実施その推進を図る。 （３）その他必要な事項
警察署	民心の安定を図り、混乱を防止するため、次の措置をとる。 （１）警戒警備等、必要な措置をとる。 （２）住民及び自動車運転者のとるべき措置等について広報を実施する。
東日本旅客鉄道株式会社 千葉支社 (東京支社)	東海地震注意情報を受けた場合、警戒宣言の発令に備えて次により対応する。 （１）管内全般の列車の運行、旅客の状況、地震防災対策等を的確に把握し、適時報道機関に発表しうる体制を整備するものとする。 ア 東海地震注意情報を受けたときは、強化地域に侵入する予定の旅客列車（同回送列車を含む）以外の列車は、原則として抑止等を行う。 イ 当該地域内を運転する旅客列車（同回送列車を含む）以外の列車は、原則として抑止等を行う。 ウ 東海地震注意情報が報道されたときは、強化地域内を目的としない旅客を主として輸送する列車については、原則として強化地域内への入り込みを規制する。 エ 強化地域内へ進入する予定の団体臨時列車は、原則として抑止等の手配を行う。 オ 石油類等の化成品を輸送する貨物列車の出発又は通過を知ったときは、必要により出発の見合せ又は抑止等の手配をとる。 （２）支社社員を派遣する等、客扱要員の増強を図る。 （３）状況に応じ適切な放送を実施し、旅客の鎮静化に努める。

機関	内容
	(4) 階段止め等の入場制限等の実施と併せ、状況判断を早めに行い、旅客のう回誘導、一方通行を実施する。 (5) 状況により警察官の応援要請をする。
東日本電信電話株式会社 千葉支店	東海地震注意情報の報道に伴い、県民及び事業所等による通話が集中的に発生し、電話が著しくかかりにくくなることが想定されるので、次の措置をとる。 (1) 防災関係機関等の重要な通話は、最優先で疎通を確保する。 (2) 一般通話については、集中呼による電話網の麻痺を生じさせないようトラフィック状況に応じた利用制限を行うが、その代替手段として公衆電話（緑・グレー）からの通話は可能な限り疎通を確保する。
株式会社 NTT ドコモ 千葉支店	東海地震注意情報の報道に伴い、県民及び事業所等による通話が集中的に発生し、携帯電話が著しくかかりにくくなることが想定されるので、次の措置をとる。 (1) 各防災関係機関等の重要な通話は、最優先で疎通を確保する。 (2) 一般通話については、集中呼による電話網の麻痺を生じさせないようトラフィック状況に応じた利用制限を行う。

第5章 警戒宣言発令に伴う対応措置

第1節 活動体制

実施機関：環境防災部、各部

1 災害対策本部の設置

町は、警戒宣言が発せられ、災害の発生するおそれがある場合は、直ちに災害対策本部を設置する。配備体制は第3 配備体制とする。

2 災害対策本部の設置場所

災害対策本部は、特別の場合（例えば町役場本庁被災時）を除き、役場第1・第2会議室に設置するものとし、設置予定場所には、平時から通信施設等を整備し、本部設置の決定があれば直ちに使用できるようにしておくものとする。

また、役場本庁が損壊した場合には代替場所に災害対策本部を設置するものとする。

【対策本部設置の場所】

優先順位	指定場所	直通電話
第1 順位	役場第1・第2会議室	0 4 7 9－8 4－1 2 1 1（代）
第2 順位	町民会館大ホール	0 4 7 9－8 4－1 3 5 8

3 災害対策本部の組織

本部の組織は、災害対策基本法、横芝光町災害対策本部条例及びこの計画に定めるところによる。

災害対策本部の組織の概要は、次のとおりである。

【本部の組織】

本 部 室	本部長	町長	
	副本部長	副町長	
		教育長	
	本部員	理事	
		環境防災部長	環境防災部（環境防災課）
		総務部長	総務部（総務課、議会事務局）
		企画空港部長	企画空港部（企画空港課）
		財政部長	財政部（財政課、出納室）
		税務部長	税務部（税務課）
		住民部長	住民部（住民課）
		産業部長	産業部（産業課、農業委員会）
		都市建設部長	都市建設部（都市建設課）
		福祉部長	福祉部（福祉課）
		健康こども部長	健康こども部（健康こども課）
		食肉センター部長	食肉センター部（食肉センター）
		東陽病院部長	東陽病院部（東陽病院）
		教育部長	教育部（教育課）
		社会文化部長	社会文化部（社会文化課）
		消防団長	消防部（横芝光町消防団、匝瑳市横芝光町消防組合）
		横芝光署長	
	本部連絡員	町長が指名するもの	協力部（社会福祉協議会）

第2節 警戒宣言の伝達及び広報

実施機関：環境防災部、総務部、防災関係機関

防災関係機関は、警戒宣言が発せられた場合の対応措置を円滑に実施するため、警戒宣言の発令に関する情報等を迅速、的確に伝達するとともに、住民に対する広報を実施する。

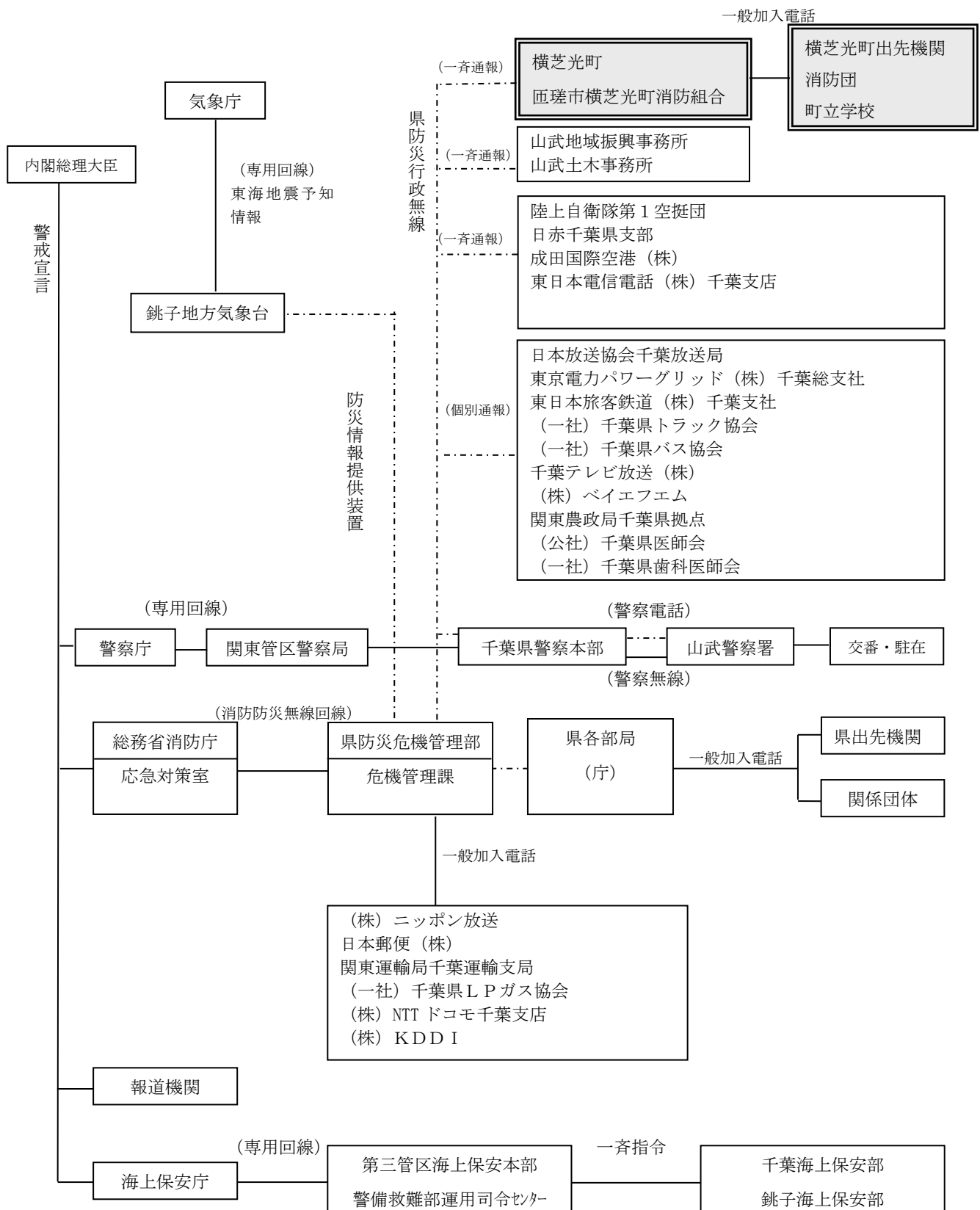
第1 警戒宣言の伝達

実施機関：環境防災部、総務部

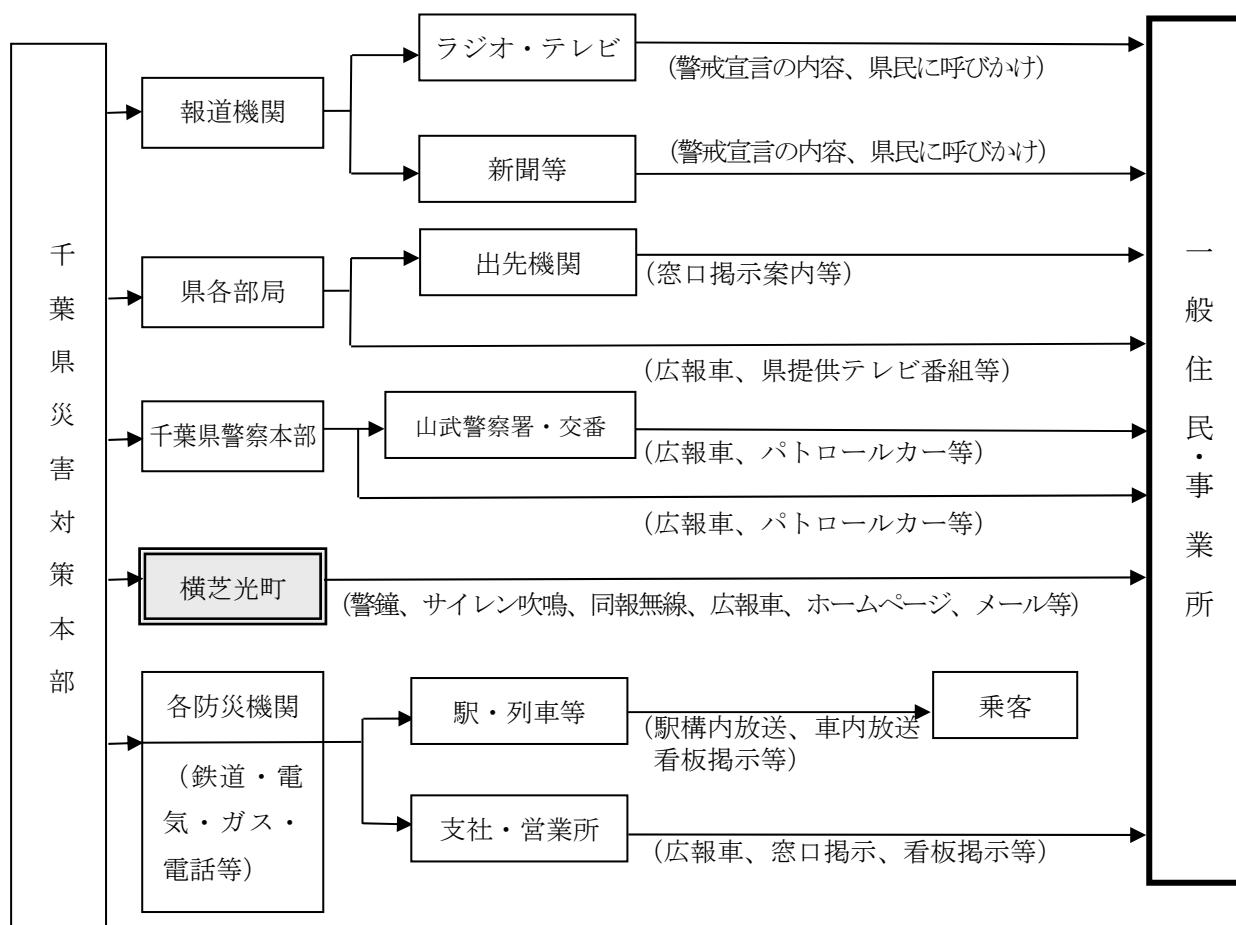
1 伝達系統及び伝達手段

警戒宣言及び東海地震予知情報等の伝達系統、伝達手段は、次のとおりとする。

【警戒宣言及び東海地震予知情報等の伝達系統及び伝達手段】



【一般住民、事業所に対する警戒宣言等の情報伝達系統及び伝達手段】



2 伝達体制

機関名	内 容						
町	(1) 町は、県から警戒宣言及び東海地震予知情報等を受けたときは、防災対策の遂行上重要な機関、団体に関して、直ちにその旨を伝達する。 (2) 一般住民に対しては、各消防署（団）の協力を得て、サイレン吹鳴、警鐘による防災信号、防災行政無線等により、警戒宣言が発せられたことを伝達する。 <table border="1"> <tr> <td>警鐘</td><td>(5 点) ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●</td></tr> <tr> <td>サイレン</td><td>(約 45 秒) (約 45 秒) ● ————— ● ————— (間隔約 15 秒)</td></tr> <tr> <td>備考</td><td> 1 警鐘又はサイレンは、適宜継続すること。 2 必要があれば警鐘及びサイレンを併用すること。 </td></tr> </table>	警鐘	(5 点) ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●	サイレン	(約 45 秒) (約 45 秒) ● ————— ● ————— (間隔約 15 秒)	備考	1 警鐘又はサイレンは、適宜継続すること。 2 必要があれば警鐘及びサイレンを併用すること。
警鐘	(5 点) ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●						
サイレン	(約 45 秒) (約 45 秒) ● ————— ● ————— (間隔約 15 秒)						
備考	1 警鐘又はサイレンは、適宜継続すること。 2 必要があれば警鐘及びサイレンを併用すること。						
警察署	警戒宣言の通報を受理したときは、直ちにその旨を各警察署に伝達するとともに、住民に対し、航空機及び警察車両の活用等により、警戒宣言が発令された旨の広報を行う。						
その他の防災関係機関	県から情報を受けたときは、直ちに機関内部、出先機関に伝達するとともに、所管業務上必要な関係機関、団体、事業所等に周知する。						

3 伝達事項

警戒宣言が発せられた際、伝達する事項は次のとおりとする。

- (1) 警戒宣言等の内容
- (2) 町への影響予想
- (3) 防災関係機関がとるべき体制
- (4) その他の必要事項

第 2 警戒宣言時の広報

実施機関：総務部、防災関係機関

警戒宣言が発せられた場合、防災関係機関と密接な連絡のもとに、次の事項を中心に広報活動を行う。なお、特に重要な広報は、広報例文等をあらかじめ定める。

1 広報の項目

- (1) 警戒宣言の内容の周知徹底
- (2) それぞれの地域に密着した各種情報の提供と冷静な対応の呼びかけ
- (3) 防災措置の呼びかけ
 - ア 火の注意
 - イ 水のくみおき
 - ウ 家具類の転倒防止等
 - エ 情報収集
- (4) 避難が必要な地域住民に対する避難の呼びかけ

2 広報の実施方法

防災行政無線、広報車、町ホームページ等によるほか、自主防災組織等を通じて広報活動を行う。

3 防災関係機関の広報

住民及び施設利用者等に対する広報は、県に準じて行う。

(1) 広報の項目

- ア 警戒宣言の内容の周知徹底
- イ 防災関係機関の対応状況及び施設利用者等に対する協力体制
- ウ その他必要と認める事項

(2) 広報の実施方法

防災関係機関の広報責任者は、あらかじめ定められた広報計画により職員、外来客、県民等に対する情報伝達を各機関の実態にあわせて積極的に行う。

第 3 節 警備対策

実施機関：県警察

県警察は、警戒宣言が発せられた場合は、総合対策本部を設置し、下記の活動を行う。

第 1 基本的な活動

実施機関：県警察

- 1 職員の参集
- 2 避難の指示、警告又は誘導
- 3 警備部隊の編成及び事前配置
- 4 通信機材・装備資器材の重点配備
- 5 補給の準備
- 6 通信の統制
- 7 管内状況の把握
- 8 交通の規制
- 9 広報

第 2 東海地震に係る周辺地域としての特別な活動

実施機関：県警察

1 警備部隊の事前配置

- (1) 主要駅等人的の集中が予想される場所
- (2) 交通規制・う回誘導箇所及び主要交差点等の交通要点
- (3) 京葉臨海石油コンビナート地域における要点
- (4) 災害危険場所
- (5) その他必要と認める場所

2 広報

広報
内容

ア	警戒宣言の内容及び関連する情報
イ	住民及び自動車運転者のとるべき措置
ウ	公共交通機関、道路交通及び交通規制の状況
エ	その他民心の安定を図るため必要な情報

広 報 手 段	ア パトロールカー、広報車等の警察車両
	イ 警察用航空機及び警察用船舶による広報
	ウ 警察署、交番等の備付け拡声器による広報
	エ 報道機関、防災関係機関への情報提供

第4節 水防・消防等対策

実施機関：環境防災部、産業部、都市建設部、消防部、各部、県

第1 町

実施機関：環境防災部、消防部、各部

町及び消防機関は、警戒宣言が発せられた場合、出火及び混乱防止等に関して次の事項を基本として対応措置を講じる。

- 1 正確な情報の収集及び伝達
- 2 火災・水害等防除のための警戒
- 3 津波危険予想地域、崖地崩壊危険地域等における避難地域の把握及び警戒避難体制の整備
- 4 火災発生の防止、初期消火等に関する住民、事業所への広報
- 5 自主防災組織等の防災活動に対する指導
- 6 資機（器）材の点検整備の実施

第2 水防管理団体

実施機関：環境防災部、産業部、都市建設部、消防部、県

水防管理団体は、次の対応措置を講じる。

- 1 要員確保については消防機関と協議し、水防要員を確保する。
- 2 管轄区域に係る水害を未然に防御し、又は軽減するため、重要水防箇所の点検及び各機関より管理委託されている水門、閘門及び内水排除施設等の点検を実施する。

第3 河川管理者

実施機関：県

1 水防対策

警戒宣言が発表され、津波の発生が予想される場合は津波により水防上危険が予想される箇所及び水防活動に必要な資機材の把握に努め、必要に応じ関係地方公共団体が実施する水防活動が十分行われるよう努めるものとする。

2 河川関係施設に関する対策

- (1) 警戒宣言等が発令された場合は、その内容を考慮し、被災が予想される地域にあつては、緊急点検及び巡視を行うよう努める。

なお、河川法に基づく許可工作物についても同様の措置をとるよう工作物の管理者を指導する。

- (2) 水門、閘門及び内水排除施設等については、東海地震予知情報等において津波の発生が予想される場合、操作規則等に定めるところに準じて操作に必要な準備を行うとともに、必要に応じた操作を行うよう努める。

- (3) 工事中の所管施設に関する対策

地震発生 of 危険に鑑み、工事中の箇所については原則として工事中断の措置をとるものとし、この措置を行うことに伴い必要となる補強、落下防止等の保全措置に努める。

3 発災後に備えた資機（器）材人員等の輸送体制

警戒宣言等が発せられた場合においては、発災後の緊急輸送に備えて、資機（器）材、人員等の輸送体制の確保を行う。

第5節 公共輸送対策

実施機関：東日本旅客鉄道株式会社、一般社団法人千葉県バス協会、一般社団法人千葉県タクシー協会

第1 東日本旅客鉄道株式会社の措置

実施機関：東日本旅客鉄道株式会社

1 警戒宣言の伝達

- (1) 機関内部においては指令専用電話及び緊急連絡用電話を使用し、別に定める経路により伝達する。
- (2) 運転中の列車等の乗務員に対しては、最寄りの駅長等が列車の停車を待って速やかに伝達する。
- (3) 旅客等への伝達は次による。
 - ア 駅においては警戒宣言、東海地震予知情報の内容及び列車の運転状況等を放送し、旅客の協力が得られるよう努める。
 - イ 運転中の列車の車掌は、車内旅客に対し、警戒宣言、東海地震予知情報等の内容及び列車の運転状況を放送し、旅客の動揺や混乱防止に努める。

2 混乱防止対策

帰宅ラッシュに伴う混乱防止のため、次の措置をとる。

- (1) 東日本旅客鉄道株式会社の運転計画の概要周知、旅行の自粛、時差退社及び近距離通勤者の徒歩帰宅等の呼びかけを行うため、東日本旅客鉄道株式会社本社を通じてテレビ、ラジオ等の放送機関及び新聞社等に対して、報道を依頼する。
- (2) 各駅においては、駅頭掲示及び放送等により利用客に対して運転状況の周知と時差退社、近距離通勤者の徒歩帰宅の呼びかけを行って、理解と協力を要請する。

3 列車の運転規制

- (1) 警戒宣言が発令されたときの千葉県内の線区の列車の運転規制は次による。

規制速度	線名	区間	距離
65km/h	総武	佐倉～八日市場	38.4km

- (2) 駅構内又は専用線内に留置されている化成品（危険品）積載車両で荷役作業を行っている場合は、直ちに安全な箇所を選んで留置する。

4 主要駅の対応措置

- (１) 帰宅ラッシュ時に伴う駅構内における混乱防止のため、千葉支社社員、地区指導センター社員を派遣する等して客扱い要員を増強して重点的に配置するとともに、状況により防災関係機関の協力を得て警備体制を確立する。
- (２) 旅客の安全を図るため、次の措置を講じる。
 - ア 旅客の混雑の状況により、適切な放送を実施して、旅客の沈静化に努める。
 - イ 混雑により危険が予想される場合には、階段止め、改札止め等の入場制限を実施するとともに、旅客のう回誘導、一方通行等を早めに行う。
 - ウ 旅客の混乱により危険となった場合は、直ちに列車の運転を中止する。

５ 乗車券の取扱い

- (１) 強化地域内着、通過となる乗車券類の発売は停止する。
- (２) 状況により警戒本部長の指示又は承認を受けて、すべての乗車券類の発売を停止する。
- (３) 強化地域を通行する特急列車等各列車は運転を中止するので、発駅まで無賃送還の取扱いをする。

６ 現業機関の長のとるべき措置

(１) 出火防止措置

- ア 出火防止のため、直ちに必要とする火気以外は使用を中止し、止むを得ず使用する火気は、地震発生と同時に使用停止できる措置を講じる。
- イ 危険物等施設の応急措置の実施については、周辺地域の特性、施設の位置、構造、設備及び取扱作業等の実態から発災時に予想される危険性に応じて取扱の停止、制限等具体的措置をとる。

(２) 建築物設備の点検措置

建築物その他の施設等の倒壊、落下等のおそれのある箇所の確認及び消防設備の点検を行い、必要な措置を講じる。

(３) 食料及び飲料水の確保

- ア あらかじめ協力を依頼してある構内食堂等の関係業者と食料の斡旋及び非常用食料の確認をする。
- イ 区域内の業務用貯水地域を点検するとともに、飲料水、消防用水を貯水する。

第２ バス、タクシー等対策

実施機関：一般社団法人千葉県バス協会、一般社団法人千葉県タクシー協会

一般社団法人千葉県バス協会、一般社団法人千葉県タクシー協会は、関東運輸局千葉運輸支局の指導のもとに、地域の実状に応じた可能な限りの運行を確保する。

第 6 節 交通対策

実施機関：都市建設部、県、県警察、国、海上保安部

第 1 道路交通対策

実施機関：都市建設部、県警察、国

1 県警察のとり交通対策

(1) 警戒宣言が発せられたときは、一般車両の強化地域への流入抑制及び緊急交通路の確保のため、別表 1 の広域交通規制対象道路及び広域交通検問所の中から、必要な路線及び検問所を選定し、次の措置を行う。

ア 緊急交通路確保のための誘導及び交通規制

イ 緊急通行車両（避難の円滑な実施又は地震防災応急対策に係る措置を実施するための緊急輸送を必要とする車両）の確認事務

(2) 前記 (1) の交通対策の実施等によって生じる県内における交通の混乱及び交通事故の発生を防止するため、必要な交通規制を行う。

【別表 1 広域交通規制対象道路及び広域交通検問所（横芝光町域を抜粋）】

道路種別	路線名	指定検問場所	番号	備考
自動車専用道路	千葉東金道路 首都圏中央連絡 自動車道	松尾横芝インター	51	山武市内 (横芝光町に隣接)
	銚子連絡道路	横芝光インター	52	横芝光町内
[道路交通対策]				
1 警戒宣言が発せられたときは、一般車両の強化地域への流入抑制及び緊急交通路の確保のため、別表の広域交通規制道路及び広域検問所の中から、必要な路線及び検問所を選定し、次の措置を行う。				
(1) 強化地域への一般車両流入抑制広報				
(2) 緊急交通路確保のための誘導及び交通規制				
(3) 緊急通行車両（避難の円滑な実施又は地震防災応急対策に係る措置を実施するための緊急輸送路を確保するのに必要な車両）の確認事務				
2 前記 1 の交通対策の実施等によって生じる県内における交通の混乱及び交通事故の発生を防止するため、必要な交通規制を行う。				

2 道路管理者のとり措置

(1) 国土交通省関東地方整備局

ア 道路施設に関する対策

(ア) 警戒宣言等が発令された場合、その内容を考慮し、被災が予想される地域にあつては、パトロールカーを適切な位置に配置し、重点箇所等の道路状況の把握に努める。

(イ) 地震発生の危険に鑑み、工事中の箇所については原則として工事中断の措置をとるものとし、この措置を行うことに伴い必要な補強、落下防止等の保全処置に努める。

イ 道路交通対策

(ア) 警戒宣言等が発令された場合においては、パトロール等により道路状況の把握に努めるとともに、発災後の対策についてあらかじめ措置を検討する。

(イ) 公安委員会が実施する交通規制（特に緊急輸送路の確保のために実施する場合等）に対する協力等に努める。

警戒宣言が発令された場合、強化地域及びその近くの地域では情報の周知徹底及び車両走行自粛の呼びかけを行う。

ウ 発災後に備えた資機（器）材、人員等の輸送体制

警戒宣言時においては、発災後の緊急輸送路確保に備えて資機（器）材、人員等の輸送体制の確認を行う。

(2) 町、県土整備部

警戒宣言が発せられた場合、緊急点検巡視を行い、道路状況の把握に努め、必要に応じ事前策を講じるとともに、防災関係機関との情報の交換を行い、対策の一本化に努める。

ア 危険箇所の点検

警戒宣言が発せられた場合、その内容を検討し、災害時に交通の障害となるおそれのある道路、橋梁、トンネルの重点的な緊急点検巡視を実施する。

イ 工事中の道路の安全対策

緊急時の支障とならないよう、原則として工事を中止し、安全対策を確立した上で、緊急車等の円滑な通行の確保を図る。

第2 海上交通対策

実施機関：銚子海上保安部、県

東海地震の発生に伴う津波は、房総半島南端部では3 mを超えることが想定されるため、海上、港湾関係各機関は、海上交通の安全を確保し、港湾内の混乱を防止するため、警戒宣言が発せられた場合は、次の対策を講じる。

1 海上保安対策等

銚子海上保安部は、次の対策を講じる。

(1) 海上保安庁を通じて警戒宣言及び東海地震予知情報等の伝達を受けた時は、直ちに部内、港湾関係団体に伝達する。

- (2) 港内及びその付近における船舶に対しては、巡視艇等により適宜周辺海域を巡回し、拡声機、横断幕等により周知する。
- (3) 航行船舶に対しては、第三管区海上保安本部警備救難部運用司令センターを通じ、航行警報又は安全通報によって周知する。
- (4) 船舶交通の輻輳が予想される海域における船舶交通の整理、指導を行う。
- (5) 海難事故の発生、その他の事情により船舶交通の危険が予想される場合は、船舶の交通を制限又は禁止する。
- (6) 危険物取扱事業所等に対し、海上への危険物流出防止措置を講じるよう指導するとともに、排出油防除資機材の準備を行うよう指導する。
- (7) 工事作業等は、中止するよう指導する。
- (8) 工事資機材、木材、定置網、小型船舶等の流出防止を指導する。

2 漁船対策

県農林水産部は、次の対策を講じる。

- (1) 農林水産部所属船舶による漁船漁業の指導内容は、次のとおりである。
 - ア 操業安全指導及び海域内における操業指導
 - イ 海上保安部の要請による漁船運航の規則
- (2) 漁業無線局は、警戒宣言が発せられた場合、次の措置をとる。
 - ア 非常用発電機の点検と始動待機
 - イ 情報の収集と出漁漁船及び近隣漁協に対し無線等による救急周知
 - ウ 空中線の点検、補強と切断対策の実施
 - エ 送受信機の震動落下物対策（補充部品の防護を含む。）
 - オ 非常用周波数及び他の周波数による緊急呼び出し聴取

第 7 節 上水道、電気、通信等対策

実施機関：環境防災部、東日本電信電話株式会社千葉支店、株式会社 NTT ドコモ千葉支店、
東京電力パワーグリッド株式会社、山武郡市広域水道企業団、八匠水道企業団、
九十九里地域水道企業団

第 1 上水道対策

実施機関：環境防災部、山武郡市広域水道企業団、八匠水道企業団、
九十九里地域水道企業団

1 基本方針

警戒宣言が発せられた場合も、原則として平常どおりの供給を継続する。

また、住民事業所等が緊急貯水を実施することによって増大する需要に対し、円滑な供給を確保するとともに、発災に備え、緊急給水活動等が迅速に遂行できるよう必要な措置をとる。

2 人員の確保、資機材の点検整備等

(1) 要員の確保等

警戒宣言の発令と同時に応急対策要員を確保するとともに、緊急広報、施設設備の保全、応急給水、施設復旧等に必要な活動体制の確立を図る。また、指定給水装置工事事業者等関係会社との連絡協力体制について確認する。

(2) 資機材の点検整備等

発災に備え、応急対策の実施に必要な資機材、車両等の点検整備及び補完強化を図る。

3 施設の保安措置等

- (1) 警戒宣言時における施設、設備等の保安点検要領をあらかじめ定めておくものとし、警戒宣言が発せられた場合は、これに基づき直ちに点検確認を実施する。
- (2) 浄水場においては、薬品類の安全貯蔵に留意し、警戒宣言が発せられた以降は原則として搬入を行わない。
- (3) 浄水池、配水池の水位はできるだけ高水位を維持し、住民、事業所等の緊急貯水に対応できるよう送配水圧の調整を行う。
- (4) 工事中の現場においては適宜工事を中止し、必要な安全措置を講じる。

4 広報

警戒宣言が発せられた場合、住民等に対する緊急貯水の呼びかけを重点として次のとおり広報活動を実施する。

広報内容	(1) 警戒宣言時においても、通常の供給が維持されていること (2) 発災に備え、飲料水、生活用水を貯水すること ア 飲料水の汲み置き ポリタンク、バケツを利用してフタをし、3日毎に新しい水に汲み替え、水質保持に留意する。 イ 生活用水の汲み置き 浴槽等を利用し、貯水する。 ウ その他 汲み置き容器の転倒防止及び汲み置き水の流出防止策を講じる。 (3) 発災後、断水が起こった場合の連絡先及び応急給水体制
広報手段	(1) 報道機関（テレビ、ラジオ等）への放送依頼 (2) 広報車による広報 (3) 水道工事店の店頭掲示 (4) ホームページによる広報等

第 2 電気対策

実施機関：東京電力パワーグリッド株式会社

東京電力パワーグリッド株式会社は、警戒宣言が発せられた場合においても、危険防止措置を除き、電力の供給を継続する。

- 1 「地域防災計画 第 2 編 地震・津波編」の第 2 章第 16 節第 3 電気施設と同様に町と東京電力パワーグリッド株式会社とで締結した『災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定』に基づき、連絡・連携体制を確立し、相互に早期復旧に取り組むこととする。

このことから、以下のとおり応急措置を行う。

- (1) 資機材の調達
- (2) 人員の動員、連絡
- (3) 保安上の危険のため緊急を要する場合、当該託送供給または発電量調整供給の停止措置

- 2 広範囲の被害が発生することが想定された場合もしくは発生した場合、東京電力パワーグリッド株式会社が住民に対して十分な周知ができないと認められるときは、町に対して停電情報の発信を要請することができる。

町は、東京電力パワーグリッド株式会社から停電情報の発信要請を受けた場合には、町が

実施可能な広報手段にて情報を発信する。

広報内容	(1) 無断昇柱、無断工事をしないこと (2) 電柱の倒壊・折損、電線の断線・垂下等、設備の異常を発見した場合には、速やかにカスタマーセンターへ通報すること (3) 断線垂下している電線には絶対に触らないこと。 (4) 建物の倒壊により損傷した屋内配線、電気機器は危険なため使用しないこと。使用する場合は、絶縁検査を受けてから使用すること。 (5) 屋外へ避難する場合は、安全器又はブレーカーを切ること (6) 地震発生後は、使用中の電気器具のコンセントを直ちに抜くこと (7) その他必要な事項
広報手段	(1) 報道機関（テレビ、ラジオ等）による広報 (2) 広報車等による広報

第 3 通信対策

実施機関：東日本電信電話株式会社千葉事業部、株式会社 NTT ドコモ千葉支店

1 東日本電信電話株式会社千葉事業部

東日本電信電話株式会社千葉事業部は、警戒宣言の発令に当たっては、情報が正確かつ迅速に伝達された防災対策上有効に機能されるよう、防災関係機関等の重要通信を確保するとともに、一般住民に大きな支障をきたさないことを基本として、次のとおり対応する。

(1) 要員の確保

応急対策等の業務を実施するために必要な要員の確保は、次による。

ア 就労中の職員は、原則として応急対策等所定の業務に従事する。

イ 休日、夜間等においては非常呼び出しを行い、必要な要員を確保する。

(2) 情報連絡室の設置

警戒宣言の受報後、千葉事業部は速やかに情報連絡室を設置し、情報の収集及び伝達を行う。なお、千葉事業部情報連絡室は、次の場所に設置する。

設置場所：千葉事業部千葉災害対策室（エム・ベイポイント幕張 8 F）
電話番号：043-211-8652（代）

(3) 資機材の点検、確認等

警戒宣言が発せられた場合、次の措置をとる。

ア 局用予備電源設備、移動電源車、携帯用発動発電機、可搬無線機、移動無線機等の点検、確認

イ 応急ケーブル等災害復旧用資材、車両の確認

ウ 工事中施設等の安全装置

(4) 応急対策

ア 電話の輻輳対策

警戒宣言の発令により、防災関係機関等による重要な情報連絡及び一般住民による家族間の連絡等の急増による電話輻輳が懸念されることから、次の考え方で対処する。

(ア) 防災関係機関等の重要な通話は最優先で疎通を確保する。

(イ) 一般通話については、集中呼による電話網の麻痺を生じさせないようにトラフィック状況に応じた利用制限を行うが、その代替手段として公衆電話（緑、グレー）からの通話は可能な限り疎通を確保する。

イ 手動通話、番号案内

(ア) 非常、緊急通話の取扱いは確保することとし、その他“100”番通話に対しては、可能な限り取り扱う。

(イ) 番号案内業務は、可能な限り取り扱う。

ウ 電報

非常、緊急電線の取扱いは確保することとし、強化地域内に向けて発信する電報は、遅延承知のものに限り受け付ける。

エ 営業窓口

平常業務を行う。

(5) 電話の輻輳時の広報

電話が輻輳した場合には、利用者の電話利用の自粛の協力を得るため、報道機関に対して次の広報文により広報を依頼する。

「〇〇地方の電話はただ今混み合っかかりにくくなっております。防災関係機関、災害救助機関等の緊急の通信を確保するため、〇〇地方への電話のご利用はできるだけ控えていただくようお願いします。」

2 株式会社 NTT ドコモ千葉支店

株式会社 NTT ドコモ千葉支店は、警戒宣言が発せられた場合、次の対策を講ずる。

(1) 基本方針、要員の確保、情報連絡室の設置

東日本電信電話株式会社千葉支店に準じる。

(2) 資機材の点検、確認等

ア 可搬型無線基地局装置、移動電源車等の点検、確認

イ 災害復旧用資機材、車両の確認

ウ 工事中施設等の安全対策

(3) 応急対策

警戒宣言の発令により、防災関係機関等による重要な情報連絡及び一般住民による家族間の連絡等の急増による携帯電話の輻輳が懸念されることから、次の考え方で対処する。

ア 防災関係機関等の重要な通話は、最優先で疎通を確保する。

イ 一般通話については、集中呼による電話網の麻痺を生じさせないようにトラフィック状況に応じた利用制限を行う。

第8節 学校・病院・社会福祉施設等対策

実施機関：福祉部、東陽病院部、教育部、医療機関、社会福祉施設等管理者

第1 学校対策

実施機関：教育部

町教育委員会は、警戒宣言が発せられた場合には、児童生徒等の安全を確保するとともに、学校施設の保全を図るため、町立学校については次のとおり対処する。

- 1 警戒宣言発令後は、直ちに授業を中止し、町地域防災計画により下校（避難場所への移動を含む。以下「下校」という。）の措置をとる。
- 2 児童生徒等の下校方法については、実態に応じて次のように定める。
 - （1）通学（園）路の安全を確認し、集団で下校させるか、又は連絡網を通じ保護者の来校を求めて下校させる。
 - （2）交通機関を利用している児童生徒等については、その運行と安全を確かめて下校させる。
- 3 学校に残留し、保護する児童生徒等（上記（1）・（2）以外の者）については、人数をあらかじめ把握し、職員の職務内容に従って対処する。
- 4 家族への連絡は通信不能の事態も考慮の上、迅速かつ正確にできるようその手段を定め、徹底させておく。
- 5 警戒宣言が解除されるまで、臨時休校とする。
- 6 防災上急務と思われる校舎内外の施設・設備（理科室、調理室、工作室、戸棚類、下駄箱、崖下、万年塀、校舎間等）の安全確認をし、必要な措置をとる。
- 7 実践的な防災計画により、職員一人ひとりが迅速適切な行動をとる。
- 8 地域の防災関係機関・団体との連携を密にし、対応する。

第2 病院対策

実施機関：東陽病院部、医療機関

警戒宣言が発せられた場合の医療体制は、次の事項を基本方針とする。

- 1 外来診療は、可能な限り平常どおり行う。
- 2 手術及び検査は、可能な限り延期する。
- 3 警戒宣言の発令を外来及び入院患者に伝達するとともに、過剰な不安を与えないよう必要な措置をとる。
- 4 入院患者の安全確保に万全を期す。
- 5 建物及び設備の安全点検を行い、薬品、危険物等の安全対策を図る。
- 6 水及び食料の確保を図る。

第3 社会福祉施設等対策

実施機関：福祉部、社会福祉施設等管理者

警戒宣言が発せられた場合において、各社会福祉施設及び老人保健施設は迅速かつ的確な防災措置を講じることにより、施設及び通所（園）者、入所者等の安全を確保するため、次の事項を基本として、あらかじめ対応計画を定める。

なお、計画は通所（園）施設、入所施設の別及び通所（園）者、入所者の特性等を考慮し、各施設の実態に即した具体的措置について定める。

- 1 情報の受伝達
職員間及び保護者との連絡方法、代替手段等
- 2 施設の防災点検
応急補修、設備備品等の転倒、落下の防止措置等
- 3 出火防止
消火器等の点検、緊急貯水等
- 4 通所（園）者、入所者等の安全確保
応急救護体制、避難スペースの確保、食料、飲料水、医薬品、衛生材料、生活物資の確保、救護運搬用具等の確保
- 5 通所（園）者、入所者の引き取り方法及び引き取りがない場合の措置
- 6 保護者に対する当該施設の対応計画の事前周知措置
- 7 その他必要な事項

第 9 節 避難対策

実施機関：環境防災部、総務部、福祉部、消防部、各部

警戒宣言が発せられた場合には、町は、避難対象地区に対して避難の指示等を行い、住民を安全な場所へ避難させるため、次により対応措置を講じる。

第 1 警戒宣言時の措置

実施機関：環境防災部、総務部、消防部、各部

1 避難の指示等

町長は、消防組合等防災関係機関と協力して、防災行政無線、緊急速報メール、広報車等により速やかに避難指示等を行う。

2 避難所の確認

- (1) 落下物、転倒物の予防措置を確認する。
- (2) 防災設備等を確認する。
- (3) 給食、給水用資機材を確認する。
- (4) 衣料品等生活必需物資を確認する。

3 情報伝達体制の確認

避難所におけるラジオ、無線機等による情報伝達体制を確認する。

4 防災関係機関に対する通知

避難所を開設した場合は、速やかに、県、消防署等防災関係機関に通知する。

5 職員の派遣

避難所を開設した場合は、管理運営に必要な職員を派遣する。

6 要配慮者に対する援護措置

幼児、児童、高齢者、傷病者等、他人の援護を要する者に対して必要な援護を行う。

7 給食、給水措置

給水活動を行うとともに、食事が確保できない者に対して必要な援護を行う。

8 生活必需物資の給与

生活必需物資が確保できない者に対し、必要に応じて生活必需物資の給与を行う。

9 その他

避難終了後、消防組合等と協力の上、避難対象地区の防火、防犯パトロールを行う。

第 2 事前の措置

実施機関：環境防災部、総務部、福祉部

町長は、警戒宣言発令時に避難活動が円滑に遂行できるよう、あらかじめ次により対応措置を講じておく。

1 避難対象地区の選定

防災関係機関とあらかじめ連絡調整を図ったうえ、崖崩れ、山崩れ、地すべり等により災害発生の危険性が特に高い地区をあらかじめ把握する。

2 避難所の指定

避難者を一時的に収容、保護するため、学校、共同施設等を避難所として指定する。

3 避難指示体制の確立

同報無線、広報車等による避難指示体制を確立する。

4 情報伝達体制の確立

避難所におけるラジオ、無線機等による情報伝達体制を確立する。

5 要配慮者に対する介護体制の確立

幼児、児童、高齢者、傷病者等、他人の援護を要する者の把握に努めるとともに、警戒宣言時における援護体制を確立する。

6 住民に対する周知

避難対象地区の住民に対し、避難対策措置に係る必要事項について周知徹底する。

第10節 救護救援・防疫対策・保健活動対策

実施機関：福祉部、健康こども部、東陽病院部、山武健康福祉センター、自衛隊、医師会、
歯科医師会

第1 救護救援対策

実施機関：東陽病院部、自衛隊、医師会、歯科医師会

1 医療関係機関の対応

医療関係機関がとる措置は次のとおりである。

東陽病院	(1) 警戒宣言が発せられた場合、町災害対策本部等防災関係機関との情報交換を密にする。 (2) 医師、看護師等、医療技術職員及び事務職員を配置待機させる。 (3) 医薬品、医療機器等の確保配置及び点検を行う。 (4) 病院内の施設を再点検し、余剰スペース等を利用する等、被災者多数の受入れ体制を整える。 (5) 病院内の施設、設備、危険物等の点検と保安対策を行う。
山武郡市医師会 旭匠瑳医師会	(1) 発災に備え防災関係機関との連絡体制を確保するよう指示する。 (2) 会員、医療機関に対して、発災後の負傷者への対応を要請する。
山武郡市歯科医師会	(1) 発災に備え防災関係機関との連絡体制を確保するよう指示する。 (2) 会員、医療機関に対して、発災後の負傷者への対応を要請する。

2 自衛隊の救援対策

陸上自衛隊第1空挺団は、警戒宣言発令後、速やかに県災害対策本部へ連絡班を派遣するとともに、第1空挺団と県災害対策本部との間に、無線及び多重無線通信組織を構成する。また、必要に応じ、その他の防災関係機関に連絡班を派遣する。

第2 防疫対策

実施機関：健康こども部、山武健康福祉センター

災害発生時における感染症の発生と流行を未然に防止するため、防疫対策を次のとおり推進する。

- 1 防疫作業員の雇上げ及びその組織化等の準備に関すること。
- 2 災害発生後、必要と思われる防疫用の器具、器材の整備及び薬剤備蓄量の確認に関すること。

第3 保健活動対策

実施機関：福祉部、税務部、健康こども部、山武健康福祉センター

災害による健康被害を最小限にとどめ、早期回復を図るため、保健活動を次のとおり推進する。

- 1 平時より管内概況・地図・医療機関等施設・避難行動要支援者のリスト等について把握し、災害時には被災状況・医療機関開設状況や救護活動、要配慮者の健康状態の把握等情報収集を行う。避難行動要支援者の把握についてはプライバシー保護に十分注意する。
- 2 避難者の健康管理及び要支援者への処遇調整を行う。
- 3 保健師の派遣の必要性について検討し、必要時は管轄健康福祉センターを通じ県に派遣依頼をする。
- 4 避難所におけるプライバシーの確保とマスコミ取材による住民不安への対応を実施する。

第11節 その他の対策

実施機関：環境防災部、総務部、財政部、産業部、福祉部、健康こども部、食肉センター部、教育部、社会文化部、各部

第1 食料、医薬品等の確保

実施機関：産業部、健康こども部

町は、警戒宣言が発せられた場合、発災後の被災者の応急救護に必要な食料、医薬品を確保するため、次の措置を講じる。

1 食料の確保

食料供給体制の確保を図る。

2 医薬品の確保

町は、山武郡市薬剤師会、匝瑳薬剤師会に対し、備蓄医薬品等の供給体制をとるよう指示する。

第2 緊急輸送の実施準備

実施機関：財政部、各部

町は、警戒宣言が発せられた場合、応急対策を実施するため緊急輸送が必要となる事態に備えて、横芝光町地域防災計画（第2編 地震・津波編）に従って輸送体制を確保する。

第3 町が管理、運営する施設対策

実施機関：福祉部、健康こども部、食肉センター部、教育部、社会文化部

町が管理、運営する社会教育施設、社会体育施設、図書館等については、原則として開館、開催を自粛する。

1 町教育委員会

警戒宣言が発せられた場合、各施設管理者は、原則として開館を自粛する。この場合図書館等の個人使用形態をとる施設においては個人施設利用者に、総合運動場、体育館等団体利用形態をとる施設においては主催責任者に、それぞれ協力を呼びかける。

なお、各施設においては、職員の役割分担の確認を行い、防災用施設、設備の作動準備、危険箇所の応急点検、危険物の保安措置を講じる。

【該当施設】

- 公園（一部、運動施設を含む）
ふれあい坂田池公園、栗山平和公園、光スポーツ公園、光文化の森公園、
光しおさい公園、マリニピアくりやまがわ、長山台桜ヶ丘公園
- 運動施設
横芝B & G海洋センター、横芝光町体育館、東陽野球場、光B & G海洋センター
- 共同施設・集会施設
横芝光町町民会館、横芝光町文化会館、大総会館、上堺会館、各地区共同利用施設
- 健康福祉施設
健康づくりセンター「プラム」、老人憩の家 光風館、
地域活動支援センター「たんぽぽ」
- 図書館
横芝光町立図書館、横芝光町立図書館 横芝分館
- その他施設
学校給食センター、東陽食肉センター

第4 町税の申告、納付等に関する措置

実施機関：税務部

警戒宣言発令時等における町税の取扱いについては、次のとおりとする。

- 1 警戒宣言発令による社会的混乱の発生に伴い、町税の申告や納付等が困難な場合には、その期限の延長等について、状況に応じ適切に対処する。
- 2 警戒宣言発令に引き続き、町の一部又は全部の地域に災害が発生した場合には、町税の減免及び申告、納付等の期限の延長等について適切な措置を講じる。

第5 危険な動物の逃走防止

実施機関：環境防災部

町は、警戒宣言発令時において危険な動物の飼育者等に対し、二重施錠の確認補修等逃走防止対策の強化を指示する。

なお、飼育者等が警戒宣言発令時においてとるべき措置は、次のとおりである。

- 1 危険な動物の飼育及び保管に関する条例により、あらかじめ届け出た緊急措置をとる。
- 2 動物が施設から逃走したときは、同条例により、知事、町長、警察官その他防災関係機関へ通報するとともに、当該動物の処分、捕獲、その他必要な措置を講じる。

第 6 章 住民等のとるべき措置

第 6 章 住民等のとるべき措置

東海地震が発生した場合、千葉県は震度 5 強程度になると予想され、本町においても、ところによっては、(1) 壁に割れ目が入る (2) 墓石等が倒れる (3) 石垣等が破損する (4) 軟弱な地盤では、割れたり崩れたりする (5) ブロック塀が倒壊する等の被害の発生が予想され、警戒宣言の発令等に伴い、社会的混乱が予想される。

このため、国、県及び町をはじめとする防災関係機関は、一体となって社会的混乱の防止を図るものであるが、これらの機関がすべての防災活動を行うことは不可能であり、住民、自主防災組織（町内会組織）、事業所がそれぞれの立場で防災活動を行うことが重要な役割を果たすものと思われる。

本章では、住民、自主防災組織、事業所が平時、東海地震注意情報発表時、警戒宣言発令時にそれぞれとるべき措置基準を示す。

第 1 節 住民のとるべき措置

区分	とるべき措置
平時	(1) 家や塀の耐震化を促進する。 ア わが家の耐震診断を行い、弱いところは補強する。 イ ブロック塀、石塀、門柱を点検し、不適格なものは改築、補強する。 (2) 家具類の転倒、落下防止措置をとる。 ア タンス、食器棚、ピアノ等の重い家具、倒れやすい家具は壁に固定等を行う。 イ 家具類の上に重いものやガラス類を置かない。 ウ 窓ガラスのパテ等を点検し、弱い部分は補強する。 (3) 火気使用器具の点検整備及び火気管理を励行する。 ア ガスコンロ、ガストーブ等の定期点検を行う。 イ プロパンガスボンベ等は固定し、設備の定期点検を行う。 ウ 火気使用場所の不燃化を図り、整理整頓する。 エ 火気使用場所周辺に易・可燃性物品（灯油、ベンジン、アルコール、スプレー、食用油、塗料等）を置かない。 (4) 消火器、消火用水の準備をする。 ア 出火に備えて、消火器、バケツ等を準備しておく。 イ 出火に備えて、風呂の水を常にためておく。 (5) 非常用飲料水、食料の準備をする。 ア 飲料水は、市販のミネラルウォーターか水筒、水袋、ポリタンク

区分	とるべき措置
平時	等に入れて３日分程度準備しておく（１人１日分の生命水 約３リットル）。 イ 食料は、長期保存ができる食品（米、乾パン、乾メン、インスタント食料、漬物、梅干、缶づめ、みそ、しょう油、塩等。）を３日分程度準備しておく。 （６）救急医薬品の準備をする。 傷薬、胃腸薬、目薬、脱脂綿、包帯、ばんそうこう、三角布等を救急箱等に入れて準備しておく。 また、処方箋のコピーを用意しておく。 （７）生活必需品の準備をする。 下着、毛布、タオル、石けん、ちり紙、マッチ、ろうそく等を準備しておく。 （８）防災用品の準備をする。 ラジオ、懐中電灯、ヘルメット、ビニールシート、かなづち、バール、のこぎり、スコップ、なた、ロープ等を準備しておく。 （９）非常持出品の準備をする。 非常の際、すぐに持ち出せるように、必要なものをリュックサックなどにまとめておく。 例 飲食物、懐中電灯、携帯ラジオ、予備電池、救急セット、常備薬など （１０）防災講習会、訓練へ参加する。 町、消防組合、自主防災組織が行う防災講習会、訓練に積極的に参加し、防災に対する知識、行動力を高める。 （１１）家族で対応措置の話し合いをする。 ア 東海地震注意情報発表時、警戒宣言発令時、地震発生時における役割分担を話し合っておく。 イ 警戒宣言発令時には、電話がかかりにくくなるので、各自の行動予定を話し合っておく。 ウ 発災した場合の避難場所、避難経路、安否の確認方法を話し合っておく。 （１２）自主防災組織に積極的に参加する。
東海地震注意情報の発表から警戒宣言が発令されるまで	（１）テレビ、ラジオ等で正しい東海地震注意情報を入手し、冷静な行動をとる。 （２）電話の使用を自粛する。 （３）自家用車の使用を自粛する。 （４）不要な生活物資の買い急ぎを自粛する。 （５）不要な預貯金の引き出しを自粛する。

区分	とるべき措置
警戒宣言が発令されてから地震発生まで	(1) 警戒宣言情報を入手する。 ア 町のサイレン等を聞いたときは、直ちにテレビ、ラジオで正しい警戒宣言情報を入手する。 イ 県、町、警察署、消防組合等防災機関の関連情報に注意する。 (2) 家具類の転倒、落下防止措置を確認する。 ア 家具、棚等の上の重いものをおろす。 イ 窓ガラスにガムテープ、ビニールテープ等をはる。 ウ ベランダの置物をかたづける。 (3) 火気使用器具の安全確認と火気管理を確認する。 ア 火器の使用は最小限にし、いつでも消火できるようにする。 イ ガス器具等の安全設備を確認する。 ウ プロパンガスボンベの固定措置を確認する。 エ 火気使用場所及び周辺の整理整頓を確認する。 (4) 消火器、消火用水の置き場所を確認する。 (5) ブロック塀、石塀、門柱を点検する。 危険箇所には安全措置をとり、付近に近寄らせないようにする。 (6) 非常用飲料水、食料を確認する。 (7) 救急医薬品を確認する。 (8) 生活必需品を確認する。 (9) 防災用品を確認する。 (10) 電話の使用を自粛する。 県、町、放送局等防災関係機関に対する電話による問い合わせは控える。
警戒宣言が発令されてから地震発生まで	(11) 自家用車の使用を自粛する。 ア 路上に駐車中の車両は、空地、駐車場に移動する。 イ 走行中の車両は、減速走行し、目的地まで到達した後は車を使わない。 (12) 幼児、児童生徒、高齢者、病者の安全を確認する。 ア 幼児、児童生徒、高齢者、病者（臨床者）が安全な場所にいるか確認する。 イ 幼児、児童、生徒が登園、登校している場合は、定められた園、学校との打ち合せ事項により対応措置をとる。 (13) エレベーターの使用を避ける。 (14) 不要な生活物資の買い急ぎを自粛する。 (15) 不要な預貯金の引き出しを自粛する。

第２節 自主防災組織のとるべき措置

区分	とるべき措置
平時	(１) 組織の編成と、各班の役割を明確にする。 (２) 防災知識の普及活動を行う。 - ア 各戸に対して出火防止、倒壊物予防措置を呼びかける。 - イ 地域内の危険物集積地区、延焼拡大危険地区、山崩れ、崖崩れ等災害危険箇所を把握する。 - ウ 地域内の消防水利を把握する。 - エ 地域内のブロック塀、石塀、門柱、擁壁等の安全点検を行う。 - オ 防災知識に関するチラシ、パンフレット等を作成し、各戸に配布する。 (３) 防災訓練を行う。 - 災害時に備えて情報連絡訓練、消火訓練、給食給水訓練、救出救護訓練等を行う。 (４) 火気使用器具の点検及び火気管理の励行を指導する。 - ア 各戸に対して火気使用器具、使用場所の点検を指導する。 - イ 各戸に対して易・可燃性物品の点検を指導する。 - ウ プロパンガスボンベの点検を指導する。 (５) 防災資機材等を整備する。 - 地域の実情に応じて情報連絡用、初期消火用、水防用、救出救護用、給食給水資機材等を整備しておく。 (６) 情報の収集、伝達体制を確立する。 - ア 町、消防組合等防災関係機関から伝達された情報を、正確かつ迅速に地域住民に対して伝達する体制を確立しておく。 - イ 地区ごとに収集伝達すべき情報を定めておく。
東海地震注意情報の発表から警戒宣言が発令されるまで	(１) テレビ、ラジオ等で正しい東海地震注意情報を入手する。 (２) 地域住民に対して、冷静な行動をとるよう呼びかける。
警戒宣言が発令されてから地震発生まで	(１) 自主防災組織の活動態勢を確立する。 - ア 自主防災組織の編成を確認する。 - イ 自主防災組織本部を設置する。 - ウ 自主防災組織の役割分担を確認する。 (２) 町、消防組合等防災関係機関から伝達された警戒宣言情報を、正確かつ迅速に地域住民に対して周知する。 (３) 地域住民に対して住民のとるべき措置を呼びかける（第１節を参照のこと）。 (４) 防災資機材等を確認する。 (５) 幼児、児童、生徒、老人、病者の安全対策措置を呼びかける。 (６) 食料、飲料水の確保及び調達方法を確認する。

(注) 自主防災組織が結成されていない地域にあつては、町内会、自治会等が、この基準に準拠して対応措置をとるものとする。

第 3 節 事業所のとるべき措置

区分	とるべき措置
平時	消防法により消防計画、予防規程を定めなければならない事業所はもとより、その他の事業所においても、あらかじめ防災責任者（消防法で言う防火管理者に当たるもの）を定め、防災計画を作成するものとする。 防災計画作成上の留意事項は次による。 (1) 自衛防災体制の確立 ア 防災責任者の選定及び自衛防災組織の結成 イ 組織の役割分担の明確化 (2) 教育及び広報活動 ア 従業員の防災知識の高揚 イ 従業員の安否確認方法 ウ 従業員の顧客に対する安全対策措置に係る教育研修 エ 従業員の帰宅対策 (3) 防災訓練 災害時に備えた、情報連絡訓練、消火訓練、救出救護訓練、顧客の誘導訓練 (4) 危険防止対策 ア 施設、設備の定期点検 イ 商品、設備器具、窓ガラス等の破損、転倒、落下防止措置 (5) 出火防止対策 ア 火気使用器具、設備及び火気使用場所の定期点検 イ 消防水利、機材の整備点検 ウ 商品の整備点検 エ 易・可燃性物品の管理点検 (6) 消防資機材等の整備 情報連絡用、初期消火用、水防用、救出救護用、給食給水用資機材等を整備する。 (7) 情報の収集、伝達体制の確立 ア 町、消防組合等防災関係機関から伝達された情報を、正確かつ迅速に顧客従業員に対して伝達する体制を確立する。 イ 事業所の実状に応じた、収集伝達すべき情報を選定する。
東海地震注意情報の発表から警戒宣言が発令されるまで	(1) テレビ、ラジオ等で正しい東海地震注意情報を入手する。 (2) 自衛防災体制を準備、確認する。 (3) 消防計画等により警戒宣言時にとるべき措置を準備、確認する。 (4) その他、顧客、従業員に対する安全対策措置等、必要に応じて防災措置をとる。

区分	とるべき措置
警戒宣言が発令されてから地震発生まで	(1) 自衛防災組織の活動体制を確認する。 ア 自衛防災組織の編成を確認する。 イ 自衛防災本部を設置する。 ウ 自衛防災本部の役割分担を確認する。 (2) 情報の収集、伝達体制をとる。 町、消防組合等防災関係機関及びテレビ、ラジオ等により入手した情報を、正確かつ迅速に顧客、従業員に対して伝達する。 (3) 危険防止措置を確認する。 ア 施設、設備を確認する。 イ 商品、設備器具、窓ガラス等の破損、転倒、落下防止措置を確認する。 (4) 出火防止措置を確認する。 ア 火気器具等の使用は原則として自粛するものとし、やむを得ず使用する場合は最小限とし、いつでも消火できる体制をとる。 イ 火気使用場所及び周辺を確認する。 ウ 消防水利、機材を確認する。 エ 易・可燃性物品を確認する。 (5) 防災資機材等を確認する。 情報連絡用、初期消火用、水防用、救出救護用、給食給水用資機材等を確認する。 (6) 食料品等生活必需物資を販売（取扱い）する事業所においては、住民生活の確保と混乱防止のため、原則として営業を継続する。 (7) 不特定かつ多数の者が出入するホテル、旅館及び店舗等においては、混乱防止のため、原則として営業を自粛する。 (8) 石油類、火薬類、高圧ガス等、出火、爆発等周辺地域に対して危険な影響を与える可能性のある事業所においては、原則として営業を自粛する。 (9) バス、タクシー及び生活必需物資を輸送する車両以外の車両の使用は、原則として自粛する。 (10) 一般事業所においては、原則として平常営業とするが、特に従業員を退社させる必要のある事業所においては、駅、停留所、道路の混雑状況及び警戒宣言情報の内容等を考慮して、時差退社させる。 なお、近距離通勤者については、徒歩等によるものとし、原則として交通機関を利用しない。 (11) 電話の使用を自粛する。 県、町、放送局等防災関係機関に対する電話による問い合わせは控える。 (12) 不要な預貯金の引き出しを自粛する。

＜地震・津波編附編２＞

＜南海トラフ地震防災対策推進計画＞

第 1 節 総則

第 1 推進計画の目的

本推進計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 14 年法律第 92 号。以下この計画において「法」という。）第 5 条第 2 項の規定に基づく南海トラフ地震防災対策推進計画として、南海トラフ地震防災対策推進地域について、南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助並びに時間差発生等における円滑な避難の確保等に関する事項等を定め、地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

なお、この計画に記載のない事項は、第 1 編総則及び第 2 編地震・津波編によるものとする。

第 2 定義

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

1 後発地震

南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析された M6.8 程度以上の地震が発生又はプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等の現象が発生した後に、発生する可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震をいう。

2 南海トラフ地震臨時情報（調査中）

南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析された M6.8 程度以上の地震が発生又はプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した場合に気象庁から発表される情報をいう。

3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）

南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界で M8.0 以上の地震が発生したと評価が出された場合に、気象庁から発表される、後発地震の発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まっている旨を示す情報をいう。

4 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）

南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界で M7.0 以上 M8.0 未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側 50km 程度までの範囲で M7.0 以上の地震（太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震を除く。）が発生もしくは南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべりが観測されたと評価された場合に、気象庁から発表される、後発地震の発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まっている旨を示す情報をいう。

5 時間差発生等

先に発生した地震で大きな被害が発生した後、時間差を置いて再び大きな揺れ・津波が生じる場合その他の後発地震の発生をいう。

第 2 節 南海トラフ地震防災対策推進地域

本町は、法第 3 条第 1 項の規定に基づく推進地域に指定されている。

第 3 節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

防災関係機関等が処理すべき事務又は業務の大綱は、第 1 編第 3 節「防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱」によるものとする。

第 4 節 関係者との連携協力の確保

第 1 物資等の調達手配

物資等の供給体制については、第 2 編第 2 章第 9 節「救援物資供給活動」によるものとする。

第 2 広域応援の要請

被害が広域にわたり、町単独で対処することが困難な場合には、広域応援要請を行う。応援要請に関する事項は、第 2 編第 3 章第 10 節「広域応援要請計画」によるものとする。

また、自衛隊への災害派遣要請に関する事項は、第 2 編第 3 章第 11 節「自衛隊への災害派遣要請」によるものとする。

なお、南海トラフ地震では被害が超広域に及び、従来の応援システムが機能しなくなるとも考慮し、人的・物的資源の絶対的不足、発災直後の情報不足等を前提に、優先順位を付けて対処する。

第 3 帰宅困難者への対応

町は、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の呼びかけや、帰宅困難者等への速やかな情報提供、帰宅支援等を実施する。帰宅困難者対策に関する事項は、第 2 編第 3 章第 1 2 節「帰宅困難者等対策」によるものとする。

第 5 節 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項

第 1 津波からの防護

津波からの防護は、第 2 編第 1 章第 2 節「津波災害予防計画」によるものとする。

第 2 津波に関する情報の伝達

津波警報等の伝達については、第 2 編第 2 章第 4 節「津波からの避難」によるものとする。また、被害情報等の収集・報告の方法、防災行政無線の整備計画については、第 2 編第 2 章第 2 節「情報収集伝達計画」によるものとする。

第 3 避難対策等

住民等の自主的な避難行動及び町が行う避難誘導については、第 2 編第 1 章第 2 節「津波災害予防計画」及び同編第 2 章第 4 節「津波からの避難」、避難所の運営・安全確保については、第 2 編第 2 章第 3 節「地震・火災等からの避難と応急対策」による。特に避難行動要支援者等については、第 2 編第 2 章第 6 節「避難行動要支援者等の安全確保対策」によるものとする。

また、津波広報、教育、訓練については、第 2 編第 1 章第 2 節「津波災害予防計画」によるものとする。

第 4 消防機関等の活動

1 町は、消防機関及び消防団が津波からの円滑な避難の確保のために講じる措置について、次の事項を重点としてその対策を定める。

- ア 津波警報等の情報の的確な収集及び伝達
- イ 津波からの避難誘導
- ウ 自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する支援

エ 津波到達予想時間等を考慮した退避ルールの確立

２ 消防及び水防活動を迅速かつ円滑に行うための県から下記の支援を受ける。

- ア 防災行政無線による津波警報・注意報・地震及び津波に関する情報等の提供
- イ 緊急消防援助隊等の活動拠点の確保に係る調整並びに消火薬剤、水防資機材等、県が保有する物資、資機材の提供

３ 水防管理団体等は、地震が発生した場合、安全を確保しつつ、次の措置をとるものとする。

- ア 所管区域内の監視、警戒及び水防施設の管理者への連絡
- イ 水門、閘門及び防潮扉の操作又は操作の準備並びに人員の配置
- ウ 水防資機材の点検、配備

第５ ライフライン、通信、放送関係

１ 水道施設

各水道事業体は、津波からの円滑な避難を確保するため、水道管等の破損等による二次災害を軽減するための措置をとるものとし、その内容については、第２編第２章第１６節「液状化等によるライフライン関連施設の応急復旧」によるものとする。

２ 電気、ガス、通信

電気、ガス、通信事業者が行う二次災害防止のための広報の実施及び応急措置の内容については、第２編第２章第１６節「液状化等によるライフライン関連施設の応急復旧」によるものとする。

第６ 交通

１ 道路

警察署及び道路管理者は、津波襲来のおそれがあるところでの交通規制、避難経路として使用されることが想定される区間についての交通規制の内容を、広域的な整合性に配慮しつつ、あらかじめ計画し周知するものとする。

２ 鉄道

東日本旅客鉄道株式会社は、津波の襲来により危険度が高いと予想される区間における運行停止等の措置を講じるとともに、駅に滞在する者の避難誘導計画をあらかじめ定めるものとする。

3 乗客等の避難誘導

鉄道事業者等は、列車等の乗客や駅に滞在する者の避難誘導計画をあらかじめ定めるものとする。

第 7 町が管理又は運営する施設に関する対策

1 不特定多数の者が出入りする施設

町が管理する庁舎、社会教育施設、社会福祉施設、病院、学校等の管理上の措置は次のとおりとする。

なお、具体的な措置については、施設ごとに第 10 節「南海トラフ地震防災対策計画」に準じた計画を策定するものとする。この場合において、安全確保対策に従事する者の避難に要する時間を十分確保した上で、必要な対策を実施するものとする。

(1) 各施設に共通する事項

ア 津波警報等の来場者等への伝達

情報伝達に当たっては、町の作成する防災マップ（津波編）等を確認するとともに、次の事項に留意する。

- a 来場者等が極めて多数の場合には、これらの者が円滑な避難行動をとり得るよう適切な伝達方法を検討する。
- b 避難場所や避難経路、避難対象地域、交通規制状況等その他必要な情報を併せて伝達するよう事前に検討する。なお、施設が海岸近くにある場合には、強い地震を感じたとき、または弱い地震であっても長いゆっくりとした揺れを感じたときは、津波警報が発表される前であっても、直ちに避難するよう来場者等に対し伝達する方法を明示する。

イ 来場者等の安全確保のための退避等の措置

ウ 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置

エ 出火防止措置

オ 水、食料等の備蓄

カ 消火用設備の点検、整備

キ 非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ、ラジオ、インターネットなどの情報を入手するための機器の整備

(2) 個別事項

ア 病院等

重症患者、新生児等の移動することが不可能又は困難な者の安全確保のための必要な措置

イ 学校等

学校等が町の定める津波避難対象地域にあるときは避難の安全に関する措置

学校等に保護が必要な児童生徒等がいる場合は、これらの者に対する保護の措置

ウ 社会福祉施設

重度障害者、高齢者、乳幼児等の移動することが不可能又は困難な者の安全確保のための必要な措置

（３）災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

災害対策本部等がおかれる庁舎等の管理者は、１（１）に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。

ア 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保

イ 無線通信機等通信手段の確保

ウ 災害対策本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

（４）工事中の建築物等に対する措置

工事中の建築物その他の工作物又は施設については、原則として工事を中断するものとし、特別の必要により津波被害の防止対策を行う場合には、作業員の安全確保のため津波からの避難に要する時間に配慮するものとする。

第８ 迅速な救助

被災者の救助、救急活動等については、第２編第２章第７節「消防・救助救急・医療救護活動」によるものとする。

第6節 時間差発生等における円滑な避難の確保等に関する事項

第1 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における災害応急対策に係る措置に関する事項

1 南海トラフ地震臨時情報（調査中）の伝達等

町は、気象庁が南海トラフ地震臨時情報（調査中）を発表した場合、必要に応じて担当職員の緊急参集、情報の収集及び共有、住民等に密接に関係のある事項に関する周知、その他必要な措置を行うものとし、その情報伝達の経路、体制及び方法については、第2編第2章第2節「情報収集伝達計画」によるものとする。

第2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置に関する事項

1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の伝達、災害対策本部等の設置等

（1）町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等については、その機関相互間及び機関内部において、確実に情報が伝達するものとし、その経路及び方法は第2編第2章第2節「情報収集伝達計画」によるものとする。

（2）町は、管轄区域内の住民等並びに防災関係機関に対し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等を正確かつ広範に伝達するものとし、その経路及び方法は第2編第2章第2節「情報収集伝達計画」によるものとする。この場合において、防災行政無線、緊急速報メール等の活用による伝達手段の多重化・多様化に努め、可能な限り短い時間内において正確かつ広範に伝達を行い得るものとするよう留意するものとする。なお、住民等に対する南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の伝達を行う際には、具体的にとるべき行動を合わせて示すこと等に配慮するものとする。

（3）町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の災害対策本部等の設置、運営方法その他の事項については、第2編第2章第1節「災害応急活動体制」によるものとする。

（4）町及び県は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等について、状況の変化等に応じて逐次伝達するために必要な措置を講じるとともに住民等が正確に理解できる平明な表現を用い、反復継続して行うよう努めるものとする。

2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の周知

（1）町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、住民等に冷静な対応を呼びかけるとともに、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内

容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など住民等に密接に関係のある事項について周知するものとする。この場合における周知については、第２編第２章第２節「情報収集伝達計画」及び同章第４節「津波からの避難」によるものとする。

(２) 町が行う周知については、テレビ及びラジオ等を活用するほか、防災行政無線による情報伝達を実施するものとする。この場合において、地域の自主消防組織やその他の公共的団体等の協力を得るなどの多様な手段を用いるものとする。

なお、外国人等特に配慮を要する者に対する情報伝達については、様々な周知手段を活用するよう努めるものとする。

(３) 町は、住民等からの問合せに対応できるよう、窓口等の体制を整備するものとし、「千葉県災害発生時の応急対応マニュアル」に準じるものとする。

(４) 町は、管轄区域内において、住民以外の者等に対しても南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容、交通対策の実施状況等についての的確な周知を行い、これらの者に冷静かつ適切な対応を促すよう努めるものとする。

３ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された後の災害応急対策の実施状況等に関する情報の収集・伝達等

(１) 町は、災害応急対策の実施状況及び南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の災害応急対策の実施状況等に関する情報の収集、伝達及び報告等については、第２編第２章第２節「情報収集伝達計画」により行うものとする。この場合において、これらの情報が正確かつ迅速に災害対策本部等に集約するために必要な措置をとるものとする。

(２) 町は、災害対策本部等からの指示事項等の伝達が正確かつ迅速に行われるよう、その経路及び方法については、第２編第２章第２節「情報収集伝達計画」により行うものとする。

(３) 町は、避難状況等の災害応急対策に係る措置の実施状況の報告等については、それぞれ報告等の送受を行う班、報告等の対象となる事項等を具体的に明示するものとする。

４ 災害応急対策をとるべき期間等

町は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から１週間、後発地震に対して警戒する措置をとるものとする。また、当該期間経過後１週間、後発地震に対して注意する措置をとるものとし、それらの内容を推進計画に明示するものとする。

５ 避難対策等

(１) 住民の避難行動等

ア 後発地震に備えて一定期間避難生活をする避難所、避難経路、一時的な避難実施に係る対策については、第２編第２章第４節「津波からの避難」に定めるところによる。なお、各種防災施設の整備等の状況や被害想定の実施等による検証を通じて、当該避

難計画を見直していくものとする。

イ 国からの指示が発せられた場合において、高齢者等事前避難対象地域内の要配慮者等は、大津波警報又は津波警報から津波注意報へ切り替わった後、町の避難情報等に従い、避難場所等から知人宅や指定された指定避難所へ避難するものとする。

ウ 町は、高齢者等事前避難対象地域内の要配慮者等に対し、避難場所、避難路、避難方法及び家族との連絡方法等を平常時から確認しておき、国からの指示が発せられた場合の備えに万全を期するよう周知するものとする。

エ 町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、高齢者等事前避難対象地域内の住民等（要配慮者を除く。）に対し、日頃からの地震への備えを再確認するよう周知するものとする。

６ 関係機関のとりべき措置

（１）消防機関等の活動

町等は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、消防機関及び水防団が出火及び混乱の防止、津波からの円滑な避難の確保等に関して講じる措置につき、次の事項を重点とし、その対策は第２編第２章第７節「消防・救助救急・医療救護活動」によるものとする。

ア 津波警報等の情報の的確な収集及び伝達

イ 事前避難対象地域における住民等の避難誘導、避難路の確保

（２）警備対策

警察署は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、第２編第２章第８節「警備・交通の確保・緊急輸送対策」に定めるところにより、犯罪及び混乱の防止等に関して必要な措置を講じる。

（３）水道

町及び県は、飲料水の供給が、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合においても災害応急対策の実施をはじめとする全ての活動の基礎となるべきものであることから、第２編第２章第９節「救援物資供給活動」に定めるところにより、必要な飲料水を供給する体制を確保するものとする。

（４）交通

ア 道路

a 警察署は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の運転者のとりべき行動の要領について定め、住民等に周知するものとする。なお、車両の走行の自粛については、日頃から住民等に対する広報等に努めるものとする。

b 町は、道路管理者等と調整の上、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の交通対策等の情報についてあらかじめ情報提供するものとする。この場合における周知については、第２編第２章第２節「情報収集伝達計画」及び同章第４節「津波からの避難」によるものとする。

c 町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、事前避難対象地域内での車両の走行は、極力抑制するようにするものとし、周知方法については、第 2 編第 2 章第 2 節「情報収集伝達計画」によるものとする。

イ 船舶及び港湾

a 町は、在港船舶の避難等対策について、津波に対する安全性に留意するものとし、第 2 編第 2 章第 8 節「警備・交通の確保・緊急輸送対策」によるものとする。この場合においては、後発地震の発生に備えた海上輸送路の確保についても考慮するものとする。

b 港湾管理者は、津波による危険が予想される地域に係る港湾の対策について、津波に対する安全性に留意し、検討するものとする。

（5）町及び県が自ら管理等を行う道路、河川その他の施設に関する対策

ア 町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において講じる道路管理上の措置について、第 2 編第 2 章第 8 節「警備・交通の確保・緊急輸送対策」によるものとする。この場合において、町は、橋梁、トンネル及び法面のうち、危険度が特に高いと予想されるものに留意するものとする。

イ 町は、河川、海岸、港湾施設及び漁港施設について、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、それらの情報に応じた水門及び閘門の閉鎖手順の確認又は閉鎖等津波の発生に備えて講じるべき措置について検討するものとする。この場合において、町は、内水排除施設等については、施設の管理上必要な操作、非常用発電装置の準備、点検その他所要の措置について検討するものとする。

ウ 町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、庁舎等公共施設のうち、後発地震の発生後における災害応急対策の実施上大きな役割を果たすことが期待できるものについて、その機能を果たすために講じる措置について検討するものとする。この場合において、町及び県は、非常用発電装置の準備、水や食料等の備蓄、コンピューター・システム等重要資機材の点検その他所要の措置を実施するための体制について検討するものとする。

7 関係者との連携協力の確保

（1）滞留旅客等に対する措置

ア 町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における滞留旅客等の保護等のため、避難所の設置や帰宅支援等必要な対策を講じるものとし、その内容については、第 2 編第 1 章第 12 節「帰宅困難者等対策」によるものとする。

イ 町以外の計画主体で南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における滞留旅客等の避難誘導及び保護を実施すべき機関が行う、対策等の結果生じる滞留旅客等に対する具体的な避難誘導、保護並びに食料等のあっせん、市が実施する活動との連携体制等の措置については、本計画第 10 節 2 (2) に準ずるものとする。

第7節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

町及び防災関係機関は、南海トラフ地震が発生した場合の直接的被害を極力軽減し、災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため、次の地震防災上緊急に整備すべき施設等について、計画的な整備を推進する。

1 避難場所・避難施設、避難経路等の整備

避難所等に指定される公共・公用施設の耐震化を図るとともに、津波に対しては、最大クラスの津波にも対応できるよう整備に努める。

2 避難誘導及び救助活動のための拠点施設その他の消防用施設

避難誘導や救助活動のための拠点施設、資機材、車両等の整備に努める。

3 消防活動が困難である区域の解消に資する道路

市街地において幅員6メートル以上の道路からホースが到達しない区域において、幅員6メートル以上の道路の整備に努める。

4 延焼防止上必要な道路、公園、緑地等の整備

住宅密集地における延焼防止上必要な道路、公園、緑地、広場その他公共空地等の整備に努める。

5 道路、緊急輸送道路、ヘリポート、港湾施設、漁港施設等

緊急輸送道路、ヘリポート、港湾施設、漁港施設等の輸送機能を確保するため必要な施設の整備に努める。緊急輸送道路に指定されている県管理道路については、線形不良や隘路区間などの改善のため、必要に応じてバイパス及び拡幅整備等を推進する。港湾施設、漁港施設については、耐震強化岸壁の整備を推進する。

6 共同溝、電線共同溝等

災害時のライフライン機能の維持を図るため、電線類の無電柱化やガス管、水管等公益物件を地下に埋設する共同溝等の整備に努める。

7 海岸保全施設等

津波被害の発生を防止し、又は軽減することにより円滑な避難を確保するため必要な海岸保全施設等の整備に努める。

8 砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設等

避難経路、緊急輸送を確保するため必要な道路又は人家の地震防災上必要な砂防設備、地すべり防止施設等の整備に努める。

９ 医療機関、社会福祉施設、学校等

東陽病院その他の医療機関、社会福祉施設、公立学校、その他不特定多数の利用者がある施設の耐震化の促進に努める。

10 ため池

「ため池データベース」を整備し、改修を必要とするものから計画的に改修を行うものとする。

また、決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池について、緊急連絡体制を整備するとともに、決壊した場合の影響度が大きいため池から、ハザードマップを作成・周知する。

11 地域防災拠点施設

災害時の応急対策活動の拠点となる庁舎等の耐震化、防災機能の強化等整備に努める。

12 防災行政無線施設

災害時に迅速かつ的確な被害状況の把握及び住民への情報伝達を行うため必要な防災行政無線等の整備に努める。

13 備蓄施設等

飲料水、食料等を確保するため必要な備蓄倉庫、自家発電設備等の整備に努める。

14 救助用資機材等の備蓄倉庫、救護設備等の整備

災害時の応急措置に必要な救助用資機材その他の物資の備蓄倉庫の整備に努める。また、負傷者を一時的に収容、保護するための救護設備、その他応急措置に必要な設備等の整備に努める。

第 8 節 防災訓練計画

町及び防災関係機関は、関係機関及び自主防災組織等と連携強化を目的として、大規模な地震・津波を想定した防災訓練を年 1 回以上実施するものとする。

防災訓練の実施については、第 2 編第 1 章第 1 節「防災意識の向上」及び同第 2 節「津波災害予防計画」によるものとする。

第 9 節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

町及び防災関係機関は、地震防災上の必要な教育及び広報の充実に努める。防災教育及び広報の実施については、第 2 編第 1 章第 1 節「防災意識の向上」及び同第 2 節「津波災害予防対策」によるものとする。

第 1 町、県及び防災関係機関の職員に対する教育

- 1 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）及び南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容並びにこれらに基づきとられる措置の内容
- 2 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- 3 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合に具体的に取るべき行動に関する知識
- 4 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合に職員等が果たすべき役割
- 5 南海トラフ地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- 6 南海トラフ地震対策として今後取組む必要のある課題

2 地域住民等に対する教育及び広報

- 1 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）及び南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容並びにこれらに基づきとられる措置の内容
- 2 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- 3 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合の出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、自動車運転の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識

第 10 節 南海トラフ地震防災対策計画

第 2 節に定める推進地域に指定された地域内で、津波により 30 c m 以上の浸水が想定される区域において、「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令」(平成 15 年政令第 324 号) 第 3 条各号に掲げる施設又は事業を管理し、又は運営する者は、法第 7 条第 1 項の規定により次の事項を定めた対策計画を作成するものとする。
なお、作成義務が生じていない事業者についても、自主的に対策計画に準じた計画の作成に努めるものとする。

第 1 津波からの円滑な避難の確保に関する事項

1 各計画において共通して定める事項

(1) 津波に関する情報の伝達等

(2) 避難対策

(3) 応急対策の実施要員の確保等

ア 個別の計画において定める事項

a 病院、商業施設、旅館その他不特定多数の者が出入りする施設を管理・運営する者

(ア) 津波警報等の顧客等への伝達

(イ) 顧客等の避難のための措置

(ウ) 施設の安全性を踏まえた措置

b 石油類、火薬類、高圧ガス等製造、貯蔵、処理又は取扱いを行う施設を管理・運営する者

津波が襲来したときに発生する可能性のある火災、流出、爆発、漏洩その他周辺の地域に対し影響を与える現象の発生を防止するため、必要な緊急点検、巡視の実施、充填作業、移し替え作業等の停止その他当該施設の損壊防止のため特に必要がある応急的保安措置の実施。

c 鉄道事業その他一般旅客運送に関する事業を運営する者

(ア) 津波警報等の旅客等への伝達

(イ) 運行等に関する措置

d 学校、社会福祉施設を管理する者

避難場所、避難経路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等

e 水道、電気、ガス、通信及び放送事業関係

第 5 節 5 に準ずるものとする。

第２ 時間差発生等における円滑な避難の確保に関する事項

１ 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における災害応急対策に係る措置に関する事項

（１）各計画において共通して定める事項

ア 南海トラフ地震臨時情報（調査中）の伝達等

（２）南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置に関する事項

ア 各計画において共通して定める事項

- ａ 災害応急対策をとるべき期間等
- ｂ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の伝達等
- ｃ 工事中建築物等における安全確保上講じるべき措置

イ 個別の計画において定める事項

ａ 病院、劇場、百貨店、旅館その他不特定かつ多数の者が出入りする施設を管理・運営する者

（ア）病院や百貨店等については、原則として営業を継続するものとする。その際、個々の施設が耐震性・耐浪性を有する等安全性に配慮するものとする。南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合に、顧客等に対し、当該南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等を伝達する方法を対策計画に明示するものとする。

（イ）当該施設が住民事前避難対象地域内にあるときは、退避後の顧客等に対する避難誘導の方法及び避難誘導実施責任者又は安全確保のための措置を対策計画に明示するものとする。

（ウ）病院においては、患者等の保護等の方法については、個々の施設の耐震性・耐浪性を十分考慮して、その内容を対策計画に明示するものとする。

ｂ 石油類、火薬類、高圧ガス等の製造、貯蔵、処理又は取扱いを行う施設を管理・運営する者

（ア）津波が襲来したときに発生する可能性のある火災、流出、爆発、漏洩その他周辺の地域に対し影響を与える現象の発生を防止するため、必要な緊急点検及び巡視の実施、充填作業及び移し替え作業等の停止その他施設の損壊防止のため特に必要がある応急的保安措置の実施等に関する事項について、その内容を定め、対策計画に明示するものとする。

（イ）この場合、定めるべき内容は、当該施設の内外の状況を十分に勘案し、関係法令等に基づき社会的に妥当性があるものであるとともに技術的に妥当といえるものとする。また、実際に動員できる要員体制を踏まえるとともに、作業員の安全確保

を考慮した十分な実行可能性を有するものとする。

(ウ) 後発地震による津波の発生に備えて、施設内部における自衛消防等の体制として準備すべき措置の内容、救急要員、救急資機材の確保等救急体制として準備すべき措置の内容を対策計画に明示するとともに、必要がある場合には施設周辺地域の住民等に対して適切な避難等の行動をとる上で必要な情報を合わせて伝達するよう事前に十分検討するものとする。

c 鉄道事業その他一般旅客運送に関する事業を運営する者

(ア) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の旅客等への伝達

(イ) 運行等に関する措置

(ア) (イ)の結果生じる滞留旅客等に対する措置

d 学校、社会福祉施設を管理・運営する者

(ア) 認定こども園、小・中学校等にあつては、児童生徒等に対する保護の方法について、対策計画に明示するものとする。この場合において、学校の置かれている状況等に応じ、児童生徒等の保護者の意見を聴取する等、実態に即した保護の方法を定めるよう留意するものとする。

(イ) 社会福祉施設においては、情報の伝達や避難等にあたって特に配慮を必要とする者が入所又は利用している場合が多いことから、入所者等の保護及び保護者への引き継ぎの方法については、施設の種類や性格及び個々の施設の耐震性・耐浪性を十分考慮してその内容を定め、対策計画に具体的に明示するものとする。

(ウ) 学校、社会福祉施設が事前避難対象地域内にあるときは、避難経路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等を対策計画に具体的に明示するものとする。この場合において、要配慮者等の避難誘導について配慮するものとする。

e 水道、電気、ガス、通信、放送事業関係

(ア) 水道

水道事業については、本章第６節２(６)ウに準ずるものとする。

(イ) 電気

電力事業者は、電気の供給が、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合においても災害応急対策の実施をはじめとする全ての活動の基礎となるべきものであることから、必要な電力を供給する体制を確保することについて、対策計画に明示するものとする。

(ウ) ガス

(a) ガス事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合においても、ガスの供給を継続するものとする。このため、ガス事業者は、必要なガスを供給する体制を確保することについて、対策計画に明示するものとする。

(b) ガス事業者は、ガス発生設備、ガスホルダーその他の設備について、安全確保のための所要の事項を対策計画に明示するとともに、後発地震の発生に備えて、

緊急に供給を停止する等の措置を講じる必要がある場合には、これを実施すべきこと及びその実施体制を明示するものとする。

(エ)通信

電気通信事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合においても、災害応急対策活動や安否確認の基礎となる通信の確保を行うことが不可欠であることから、通信の維持に関する必要な体制の確保に加え、災害用伝言サービス等の安否確認に利用されるサービスの活用に向けた当該サービスの運用、周知等の措置の内容を対策計画に明示するものとする。

（３）南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置に関する事項

ア 各計画において共通して定める事項

- a 災害応急対策をとるべき期間等
- b 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の周知等
- c 関係機関のとるべき措置

第3 防災訓練に関する事項

第4 地震防災上必要な教育及び広報

＜地震・津波編 附編3＞

＜日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震 防災対策推進計画＞

第 1 節 総則

第 1 推進計画の目的

この計画は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 16 年法律第 27 号。以下「法」という。）第 5 条第 2 項の規定に基づき、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）について、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

なお、この計画に記載のない事項は、第 1 編総則及び第 2 編地震・津波編によるものとする。

第 2 定義

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

1 後発地震

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の想定震源域周辺で $M_w7.0$ 以上の地震が発生した後、更に大きな規模の後発の地震をいう。

2 後発地震への注意を促す情報

日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震の想定震源域（「三陸・日高沖」や「十勝・根室沖」の海域）及び想定震源域に影響を与える外側のエリアで、 $M_w7.0$ 以上の地震が発生した場合に気象庁から発表される情報をいう。

第 2 節 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域

本町は、法第 3 条第 1 項に基づく推進地域に指定されている。

【指定基準の概要】

推進地域：

- ・ 震度 6 弱以上の地域
- ・ 津波高 3 m 以上で海岸堤防が低い地域
- ・ 防災体制の確保、過去の被災履歴への配慮

特別強化地域：

- ・ 津波により 30cm 以上の浸水が地震発生から 30 分以内に生じる地域
- ・ 特別強化地域の市町村に挟まれた沿岸市町村
- ・ 同一県内の津波対策の一体性の確保

第 3 節 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う 事務又は業務の大綱

防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱は、第 1 編第 3 節「防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱」によるものとする。

第4節 地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令（平成17年政令第282号）第1条に掲げる地震防災上緊急に整備すべき施設等を必要性及び緊急性に従い、具体的な目標及びその達成期間を定めた計画を策定する。

なお、事業施行等に当たっては、施設全体が未完成であっても一部の完成により相応の効果が発揮されるよう、整備等の順序及び方法について考慮するものとする。

1 建築物、構造物等の耐震化・不燃化・耐浪化

第1編第6節「減災目標」に準ずるものとする。

2 砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設等

避難経路、緊急輸送を確保するため必要な道路又は人家の地震防災上必要な砂防設備、地すべり防止施設等の整備に努める。

3 海岸保全施設等

津波被害の発生を防止し、又は軽減することにより円滑な避難を確保するため必要な海岸保全施設等の整備に努める。

4 避難場所・避難施設、避難経路等の整備

避難所等に指定される公共・公用施設の耐震化を図るとともに、津波に対しては、最大クラスの津波にも対応できるよう整備に努める。

5 避難誘導及び救助活動のための拠点施設その他の消防用施設

避難誘導や救助活動のための拠点施設、資機材、車両等の整備に努める。

6 道路、緊急輸送道路、ヘリポート、港湾施設、漁港施設等

緊急輸送道路、ヘリポート、港湾施設、漁港施設等の輸送機能を確保するため必要な施設の整備に努める。緊急輸送道路に指定されている県管理道路については、線形不良や隘路区間などの改善のため、必要に応じてバイパス及び拡幅整備等を推進する。港湾施設、漁港施設については、耐震強化岸壁の整備を推進する。

7 防災行政無線施設

災害時に迅速かつ的確な被害状況の把握及び住民への情報伝達を行うため必要な防災行政無線等の整備に努める。

8 延焼防止上必要な道路、公園、緑地等の整備

住宅密集地における延焼防止上必要な道路、公園、緑地、広場その他公共空地等の整備に努める。

第5節 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項

第1 津波からの防護

津波からの防護は、第2編第1章第2節「津波災害予防計画」によるものとする。

第2 津波に関する情報の伝達等

津波警報等の伝達については、第2編第2章第4節「津波からの避難」によるものとする。また、被害情報等の収集・報告の方法、防災行政無線の整備計画については、第2編第2章第2節「情報収集伝達計画」によるものとする。

第3 避難対策等

住民等の自主的な避難行動及び町が行う避難誘導については、第2編第1章第2節「津波災害予防計画」及び同編第2章第4節「津波からの避難」、避難所の運営・安全確保については、第2編第2章第3節「地震・火災等からの避難と応急対策」による。特に避難行動要支援者等については、第2編第2章第6節「避難行動要支援者等の安全確保対策」によるものとする。

また、津波広報、教育、訓練については、第2編第1章第2節「津波災害予防計画」によるものとする。

第4 意識の普及・啓発

町は、地域住民等が、「自らの命は自らが守る」という早期避難への意識を持ち、その意識を持続的に共有し、津波襲来時に円滑かつ迅速な避難を行うことができるよう、必要に応じてハザードマップや津波避難計画を作成又は変更する等の方策を講ずるものとする。

第5 消防機関等の活動

1 町は、消防機関及び消防団が津波からの円滑な避難の確保のために講じる措置について、次の事項を重点としてその対策を定める。

- (ア) 津波警報等の情報の的確な収集及び伝達
- (イ) 津波からの避難誘導
- (ウ) 自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する支援
- (エ) 津波到達予想時間等を考慮した退避ルールの確立

2 消防及び水防活動を迅速かつ円滑に行うための県から下記の支援を受ける。

- (ア) 防災行政無線による津波警報・注意報・地震及び津波に関する情報等の提供
- (イ) 緊急消防援助隊等の活動拠点の確保に係る調整並びに消火薬剤、水防資機材等、県が保有する物資、資機材の提供

3 水防管理団体等は、地震が発生した場合、安全を確保しつつ、次の措置をとるものとする。

- (ア) 所管区域内の監視、警戒及び水防施設の管理者への連絡
- (イ) 水門、閘門及び防潮扉の操作又は操作の準備並びに人員の配置
- (ウ) 水防資機材の点検、配備

第6 ライフライン、通信、放送関係

(1) 水道施設

各水道事業者は、津波からの円滑な避難を確保するため、水道管等の破損等による二次災害を軽減するための措置をとるものとし、その内容については、第2編第2章第16節「液状化等によるライフライン関連施設の応急復旧」によるものとする。

(2) 電気、ガス、通信

電気、ガス、通信事業者が行う二次災害防止のための広報の実施及び応急措置の内容については、第2編第2章第16節「液状化等によるライフライン関連施設の応急復旧」によるものとする。

第7 交通

(1) 道路

警察及び道路管理者は、津波の襲来により危険度が高いと予想される区間及び避難経路として使用されることが想定される区間について、交通規制の内容を住民の安全確保を最

優先にするよう相互に協議・連携し、事前の措置を講ずるものとする。なお、必要に応じ交通規制の整合性を広域的に確保する。

(2) 鉄道

東日本旅客鉄道株式会社は、津波の襲来により危険度が高いと予想される区間における運行停止等の措置を講じるとともに、駅に滞在する者の避難誘導計画をあらかじめ定めるものとする。

(3) 乗客等の避難誘導

鉄道事業者等は、列車等の乗客や駅に滞在する者の避難誘導計画をあらかじめ定めるものとする。

第8 町が管理又は運営する施設に関する対策

1 不特定多数の者が出入りする施設

町が管理する庁舎、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、病院、学校等の管理上の措置は次のとおりとする。

(1) 各施設に共通する事項

(ア) 津波警報等の来場者等への伝達

情報伝達に当たっては、町の作成する防災マップ（津波編）等を確認するとともに、次の事項に留意する。

- a 来場者等が極めて多数の場合には、これらの者が円滑な避難行動をとり得るよう適切な伝達方法を検討する。
- b 避難場所や避難経路、避難対象地域、交通規制状況等その他必要な情報を併せて伝達するよう事前に検討する。なお、施設が海岸近くにある場合には、強い地震を感じたとき、または弱い地震であっても長いゆっくりとした揺れを感じたときは、津波警報が発表される前であっても、直ちに避難するよう来場者等に対し伝達する方法を明示する。

(イ) 来場者等の安全確保のための退避等の措置

(ロ) 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置

(ハ) 出火防止措置

(ニ) 水、食料等の備蓄

(ホ) 消火用設備の点検、整備

(ヘ) 非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ、ラジオ、インターネットなどの情報を入手するための機器の整備

(2) 個別事項

(ア) 病院等

重症患者、新生児等の移動することが不可能又は困難な者の安全確保のための必要な措置

(イ) 学校等

学校等が町の定める津波避難対象地域にあるときは避難の安全に関する措置
学校等に保護が必要な児童生徒等がいる場合は、これらの者に対する保護の措置

(ウ) 社会福祉施設

重度障害者、高齢者、乳幼児等の移動することが不可能又は困難な者の安全確保のための必要な措置

2 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

災害対策本部等がおかれる庁舎等の管理者は、1（1）に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。

- （1）自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保
- （2）無線通信機等通信手段の確保
- （3）災害対策本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

3 工事中の建築物等に対する措置

工事中の建築物その他の工作物又は施設については、津波襲来のおそれがある場合には、原則として工事を中断するものとする。

なお、特別の必要により津波被害の防止対策を行う場合には、作業員の安全確保のため津波からの避難に要する時間に配慮するものとする。

第9 迅速な救助

被災者の救助、救急活動等については、第2編第2章第7節「消防・救助救急・医療救護活動」によるものとする。

第6節 関係者との連携協力の確保に関する事項

第1 資機材、人員等の配備手配

- (1) 被災時における物資等の調達手配及び人員の配備のうち、応急対策を実施するため広域的措置が必要なものは、関係機関相互の競合に十分留意するとともに、相互の連携協力体制についてあらかじめ十分調整する。
- (2) 応急対策を実施する上で他機関の応援等を求める必要がある場合に備え締結した事前応援協定その他の手続上の措置を定めるに当たっては、関係機関相互の競合に十分留意するとともに、相互の連携協力体制についてあらかじめ十分調整する。

第2 物資の備蓄・調達

被害想定等を基に、自らの地域で必要となる物資の備蓄及び調達に関する方法等は、要配慮者のニーズや男女のニーズの違い等を配慮するとともに、物資輸送が遅延するおそれがあることを考慮した、備蓄・調達体制の整備について配慮する。

物資等の供給体制については、第2編第2章第9節「救援物資供給活動」によるものとする。

第7節 後発地震への注意を促す情報が発表された場合 にとるべき防災対応に関する事項

第1 後発地震への注意を促す情報等の伝達、町の災害に関する会議等の 設置等

(1) 後発地震への注意を促す情報等の伝達

後発地震への注意を促す情報その他これらに関連する情報や後発地震に対して注意する措置等（以下「後発地震への注意を促す情報等」という。）の伝達に係る関係者の連絡体制は、第2編第2章第2節「情報収集伝達計画」に準ずるものとする。

(2) 町の災害に関する会議等の設置

災害対策本部等の設置運営方法その他の事項については、第2編第2章第1節「災害応急活動体制」に準ずるものとする。

第2 後発地震への注意を促す情報等が発表された後の周知

町は、地域住民等に冷静な対応を呼びかけるとともに、後発地震への注意を促す情報等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報等、地域住民等に密接に関係のある事項について周知するものとする。

第3 災害応急対策をとるべき期間等

町は、後発地震への注意を促す情報の発表に至った地震の発生から1週間、後発地震に対して注意する措置を講ずる。

第4 町のとるべき措置

町は、後発地震への注意を促す情報等が発表された場合において、地域住民等に対し、日頃からの地震への備えの再確認や、円滑かつ迅速な避難をするための備え等の防災対応をとる旨を呼びかける。

また、町における日頃からの地震への備えを再確認するとともに、施設・設備等の点検等により円滑かつ迅速な避難を確保するよう備える。

1 後発地震に対して注意する措置

- (1) 家具等の固定、家庭等における備蓄の確認等日頃からの地震の備えの再確認
- (2) 避難場所・避難経路の確認、家族等との安否確認手段の取決め、非常持出品の常時携帯等、円滑かつ迅速に避難するための備え
- (3) 施設内の避難経路の周知徹底、情報収集・連絡体制の確認、機械・設備等の転倒防止対策・点検等、施設利用者や職員の円滑かつ迅速な避難を確保するための備え
- (4) 個々の病気・障害等に応じた薬、装具及び非常持出品の準備、避難行動を支援する体制の再確認・徹底等、要配慮者の円滑かつ迅速な避難を確保するための備え

第8節 防災訓練に関する事項

町は、推進地域に係る津波警報等又は後発地震への注意を促す情報等が発表された場合の情報伝達に係る大規模な地震を想定した防災訓練を年1回以上実施するよう努めるものとする。

その際、要配慮者のニーズ等に十分配慮し、地域において要配慮者等を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点においても十分配慮するよう努める。

また、防災訓練の実施については、第2編第1章第1節「防災意識の向上」及び第2編第1章第2節「津波災害予防計画」によるものとする。

第9節 地震防災上必要な教育及び広報に関する事項

町は、防災関係機関等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進するものとする。
その際、要配慮者のニーズ等に十分配慮し、地域において要配慮者等を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点においても十分配慮するよう努める。

1 町職員等に対する教育

町は、職員等に対し、地震防災上果たすべき役割等に相応した教育を次のとおり実施するよう努める。

- (1) 地震及び津波に関する一般的な知識
- (2) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (3) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (4) 後発地震への注意を促す情報の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- (5) 後発地震への注意を促す情報が発表された場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- (6) 後発地震への注意を促す情報が発表された場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割
- (7) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震対策として今後取り組む必要のある課題

2 地域住民等に対する教育・広報

町は、東日本大震災の教訓や日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震により想定される被害等を踏まえ、防災意識の普及・啓発に努めるとともに、地域住民等が津波からの避難を始めとして、国からの指示が発せられた場合等に的確な判断に基づいた行動ができるよう次のとおり教育・広報を実施するよう努める。

- (1) 地震及び津波に関する一般的な知識
- (2) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (3) 後発地震への注意を促す情報の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- (4) 後発地震への注意を促す情報が発表された場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合の出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、自動車運転の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識
- (5) 正確な情報の入手方法

- (6) 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- (7) 各地域における避難対象地域、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
- (8) 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識
- (9) 地域住民等自らが実施し得る、最低でも3日間分、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法
- (10) 住居の耐震診断と必要な耐震改修の実施
- (11) 防寒具等の冬季における避難の際の非常持出品

<第3編 風水害等編>

第1章 災害予防計画

第1節 防災意識の向上

実施機関：環境防災課、総務課、教育課、各課、匝瑳市横芝光町消防組合、県、防災関係機関

風水害等による被害を最小限にとどめ、被害の拡大を防止し、住民の生命、身体、財産を守るためには、防災関係機関の防災対策の推進に併せて、住民一人ひとりが「自らの身の安全は、自らが守る（自助）」ことを基本認識としながら風水害等についての正しい知識を持ち、災害時に沉着に行動できる力を日頃から身に付けることが最も必要なことである。

このため、町、県及び防災関係機関は、防災教育の推進に努めるとともに、防災アセスメント等の実施を推進し、災害危険箇所の把握に努めるとともに、特に台風シーズン到来前などの時期を狙い、可能な限り多様な媒体を用いて防災思想の普及、啓発活動を行い、住民の防災及び減災意識の向上を図る。また、各地域の自主防災組織、各事業所の防災体制の充実を図り、これらの組織が災害時に円滑かつ的確に活動できるよう、実践的な防災訓練を積極的に実施する。

なお、住民への防災啓発に当たっては、高齢者、障害者、外国人等、要配慮者への広報に十分配慮するとともに、男女双方の視点を盛り込んだ分かりやすい広報資料の作成に努める。

第1 防災教育

実施機関：環境防災課、教育課、匝瑳市横芝光町消防組合、県

活動の詳細については、「第2編 地震・津波編」の第1章第1節「第1 防災教育」を準用する。

第2 過去の災害教訓の伝承

実施機関：環境防災課、総務課、県

活動の詳細については、「第2編 地震・津波編」の第1章第1節「第2 過去の災害教訓の伝承」を準用する。

第3 防災広報の充実

実施機関：環境防災課、総務課、匝瑳市横芝光町消防組合、県

平時から正しい知識を持ち、自ら考え行動する力を身につける等、自助・共助の取組みを強化するため、町、県をはじめとする様々な防災関係機関が、あらゆる広報媒体を活用し防災広報の充実に努める。

1 広報すべき内容

防災知識の普及に当たっては、特に、住民及び防災関係職員に対して周知徹底を図る必要のある事項を重点的に普及するものとする。なお、普及すべき事項は、概ね次のとおりである。

(1) 災害時の心得

災害が発生、又は発生のおそれがあるときにおいて、あらかじめ各世帯が承知しておくべき次の事項の周知に努める。

- ア 避難指示等の発令基準に活用する防災気象情報や5段階の警戒レベル等の関係性の意味と内容及び地域の水害・土砂災害リスクや災害時にとるべき行動についての説明
- イ 食料、飲料水等の備蓄、救急用品等非常持出品の準備
- ウ 避難所での感染症対策として、マスク、消毒液、体温計等の携行
- エ 医薬品、福祉器具、紙おむつ、液体ミルク、粉ミルク、哺乳びん、食物アレルギーに対応した食料など、要配慮者に特に必要な物資の備蓄
- オ 「災害・避難カード」を活用した避難路、避難地、避難方法及び避難時の心得
- カ 避難予定場所と経路等
- キ 自動車へのこまめな満タン給油
- ク 被災世帯の心得ておくべき事項
- ケ 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え

(2) 災害危険箇所等

水害、土砂災害等の災害危険箇所の公表を行うとともに、必要に応じて町のハザードマップの更新を行う。

また、水防活動や避難行動の参考情報として、県内の雨量や河川水位情報等を千葉県防災ポータルサイトにおいて逐次公表している。

(3) 災害予防の概要

災害による被害の防止が、各世帯における防災知識の徹底によって防止される事項、例えば火災の予防あるいは台風時における家屋の保全方法等については、それぞれ予想される災害シーズン前に各世帯へ周知徹底するように努める。

(4) 町地域防災計画の概要

横芝光町防災会議が横芝光町地域防災計画を作成、又は修正したときに、災害対策基本法第42条第4項に基づき、その要旨の公表を行う。

2 実施方法

(1) 防災行政無線

防災行政無線を利用して、防災知識、災害に関する資料放送、録音テープ又は放送台本等の放送を随時行う。

(2) 広報紙

防災に関しての知識を深めるため、町の広報紙「よこしばひかり」に、防災知識に関する事項を掲載する。

(3) 防災に関する講演会、説明会、座談会等の開催

台風、洪水、火災等に関する講演会、説明会、座談会を開催して防災意識の向上を図るとともに、災害の予防対策に役立たせるため、随時住民、職員及びその他関係者を対象として実施する。

(4) 学校教育

児童生徒等の防災知識の普及と防災意識の向上を図るため、教材となる資料を提供する。

(5) インターネットの活用

ホームページ等を活用し、防災知識の普及を図る。

3 報道機関との協力

報道機関から防災に関する報道を行うに当たり資料の提供等の依頼を受けた場合は、積極的に協力する。

災害広報を行うに当たり、必要と認める場合は、報道機関に対し協力を依頼する。

第4 自主防災体制の強化

実施機関：環境防災課

大災害が発生した場合、被害が広域にわたり、防災関係機関のみで対処することは困難になることが予想される。このため、発災直後の自助の取組みに加え、地域のつながりにより、各地域で自発的に救助活動や消防活動を行う等、自主防災組織、事業所防災体制の強化を図り、地域コミュニティにおける防災体制を充実させる。

1 自主防災組織の育成・地域防災ネットワークづくりへの支援

活動の詳細については、「第2編 地震・津波編」の第1章第1節第5の「1 自主防災組織の育成・地域防災ネットワークづくりへの支援」を準用する。

2 事業所防災体制の強化

活動の詳細については、「第2編 地震・津波編」の第1章第1節第5の「2 事業所防災体制の強化」を準用する。

第5 防災訓練の充実

実施機関：環境防災課、各課、防災関係機関

災害時における防災活動の迅速かつ円滑な実施を期するため、防災関係機関、地域の自主防災組織、住民との協力体制の確立に重点を置いた総合訓練や各個別訓練を次のとおり実施する。

実施に当たっては、災害種別及び被害の想定を明らかにするとともに通信や交通の途絶、停電等、様々な条件を設定し、参加者自身の判断が求められる等、実践的なものとなるよう工夫する。

また、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにしてその改善に努める。

1 水防訓練

町は、水防計画に基づく水防活動の円滑な遂行を図るため、次の方法により水防に関する訓練を実施するほか、必要に応じ広域洪水等を予想して水防管理団体が連合する等、関係団体が合同して実施する。

(1) 実施の時期

洪水が予想される時期前の最も訓練効果の上がる時期を選んで実施する。

(2) 実施地域

河川危険箇所等洪水のおそれのある地域において実施する。

(3) 方法

実施に当たり、防災関係機関が緊密な連絡をとり、必要に応じ他の関連する訓練と併せて実施する。

2 消防訓練

町は、消防に関する計画に基づく消防活動の円滑な遂行を図るため、消防に関する訓練を実施するほか、必要に応じて大火災を想定し実施する。

3 避難等救助訓練

町及び防災関係機関は、関係の計画に基づく避難その他救助の円滑な遂行を図るため、水防、消防等の災害防護活動と併せ、又は単独で訓練を実施する。なお、学校、病院、鉄道、社会福祉施設、工場、事業所等にあつては、収容者等の人命保護のため、特に避難についての施設を整備し、訓練を実施するものとする。また、地域住民の参加を得て、地域の実情に即した避難訓練を行うよう努める。

4 総合防災訓練

町は、県及び防災関係機関と合同して、各種の総合防災訓練を実施する。

第2節 水害予防対策

実施機関：環境防災課、産業課、都市建設課、県、東日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、東京電力パワーグリッド株式会社、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社

台風や集中豪雨等に起因して発生する水害から、住民の生命、身体、財産を守るため、河川改修等の治水事業を実施し防災対策の推進を図るほか、高潮対策を促進する。

第1 水害予防計画

実施機関：環境防災課、産業課、都市建設課、県、東日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、東京電力パワーグリッド株式会社、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社

1 森林の水源かん養機能等の流出抑制対策

森林は、緑のダム、天然のダムといわれるほど多量の雨水を貯溜し、流量を調節するとともに、山崩れ、表面侵食、土砂の下流部への流出を防止する機能をもっている。

このため、森林の保全や、植栽の促進に努め、水源かん養機能を高め、洪水等を未然に防止するほか、治山事業の実施により、山地崩壊の復旧並びに防止、森林の造成等を行い、水源かん養のほか、土砂流出防止等の機能を高めるよう努める。

2 溪流・山林等の治山に関する事業

森林は、山崩れ、表面侵食、土砂の下流部への流出の防止機能を持っている。

治山事業は、森林の維持造成を通じて、山地に起因する災害から住民の生命・財産を保全するとともに、水源のかん養等を図る重要な国土政策のひとつであり、水害の予防にも貢献するものである。

千葉県は、地質が脆弱で、崩壊や崩落が各所に見られる県南部地区で実施されており、えん堤工、溪流保全工、山腹工等が主要な事業内容となっている。

町における治山事業についても、必要に応じて県に対策を要望する。

3 農作物等の水害予防対策

水害とは、地表水の過剰によって受ける被害をいうが、大雨による河川氾濫で田畑が浸水するほか、洪水による田畑の流失、山崩れによる田畑の埋没等、農地に対する直接被害もあれば、浸水による農作物の腐敗、病虫害の発生等、間接的なものがある。

(1) 水害の気象的条件

雨による災害の発生は、次の3つのタイプがある。

ア 短時間強雨

雷雨等、短時間に降る強い雨によって、低地の浸水、土石流、山・崖崩れ等が多発する。

イ 短時間強雨を含む大雨（集中豪雨）

台風、低気圧、前線活動による大雨（強雨を伴う）で、山・崖崩れ、中小河川の洪水・氾濫等大きな災害に結びつくことが多い。

ウ 一様な降り方の大雨

前線活動等による大雨が持続することにより河川が次第に増水し、低地の浸水や洪水等の災害に結びつく。ただし、雨が降りはじめてから災害発生までには時間的余裕がある。

（2）水害に対する恒久的な防ぎ方

ア 農林業経営の立場からの対策

豪雨や長雨の時期を外して栽培する、水害に対して抵抗力のある作物を栽培する等、農業経営（価格差等）及び水害に対する危険度を考えに入れた上で、利益の期待値を大きくする等の方法がとられている。農業の多角経営もこの部類に入れることができる。

イ 農林土木からの対策

農産物の被害や農地、農林用施設の被害を未然に防止するため、防災事業を行う。

（3）水害に対する応急的な防ぎ方

水害に対する応急的な対策は、大別して次の2つとすることができる。第1は、水害直前の対策、第2は、水害発生中ないし直後の対策である。なお、具体的な技術対策については、「農林業災害対策資料（千葉県農林水産部作成）」を参照のこと。

ア 水害直前の対策

水害が予想されるときは、河川の堤防の補強、土のうの配置、あるいは臨時の堤防を築くほか、ポンプ排水等を行い、洪水の調節に努める。また、被災物を外に移動することも行われる。しかし、農林災害の対象となるものの多くは移動が不可能である。

水害が予想されるときは、溝を補修して水はけをよくしておくこと、排水のための準備、避難の準備をしておくこと等も重要である。

イ 水害直後の対策

水害を受けた農作物に対する応急処置は、作物によっても異なるが、一般的なものとしては、水路の障害物を除去したり、排水ポンプ等により、耕地の停滞水になるべく早く除去すること、浸水のため根元が現れたときは、他から土をもってきて根株を固定すること、収穫期にある農作物は水が引いたらなるべく早く収穫してよく乾燥させること、病虫害防除の対策をとること、回復の見込みのないものは取り片付ける、弱っている作物には生育を促す肥料をやる、といったことが必要である。また窒素肥料は、水稻の水害を大きくするため、控えるといった注意も必要である。

（4）水害等に対する事前対策

気象条件等から必要な対策を的確に実施するため、基幹的な排水施設について事前に運転確認等を実施する。

4 河川改修等の治水事業

町には、二級河川の栗山川、高谷川及び農業用排水路大布川があり、これまでの改修によって、治水安全度は着実に向上しているが、局所的集中豪雨や市街化の進展等に起因する水害の発生がいまだ見られる。近年は、河川の破堤による洪水ではなく、雨水が河川に十分排水されないことに起因する洪水被害が多くなっている。これは、河川流下断面の不足により河川の水位が高くなってしまふことや内水排除施設的能力不足に起因しており、引き続き治水安全度を高めるための施策の実施が必要である。

(1) 河川の整備促進

時間雨量 50 mm（概ね 10 年に 1 回の降雨）に対して安全な河川整備を進めるため、県に要望するとともに、町としてもこの推進に協力する。

(2) 洪水ハザードマップの作成

河川の整備には時間を要することから、これと並行して、ソフト面から安全度を高めるために、浸水実績や洪水シミュレーション結果に基づく洪水ハザードマップを整備し、津波ハザードマップ及び急傾斜地崩壊危険箇所と併せて横芝光町防災マップとして町ホームページ上で公表している。今後も、地域住民への更なる周知を図る。

(3) 雨水排水指導について

宅地開発による雨水の流出量の増大に対処するため、従来、調整池を設置し流出量の増加を抑制してきたが、地下水のかん養、平時における河川流量の保全、ヒートアイランド現象の緩和等、水循環の保全・再生を目的に貯留浸透施設の導入を考慮した「千葉県における宅地開発等に伴う雨水排水・貯留浸透計画策定の手引き」が平成 15 年度に策定されており、町においてもこれを運用していく。

5 浸水予想区域の調査及び周知

(1) 浸水予想区域の調査

町及び県は、河川周辺地域での外水及び内水のはん濫や海岸近くにおける高潮及び津波の影響により、家屋の浸水が予想される浸水予想区域をあらかじめ調査し、水害による被害の軽減に努める。

ア 浸水予想区域の調査

県管理の一・二級河川、湖沼等は、次の危険度評定基準により行っている。

評定基準
過去に、降雨による浸水により住宅区域に被害が発生したことがあり、その危険性が現在においても解消されていない河川流域で、家屋浸水（床下・床上）の被害が予想される河川。 なお、降雨の規模は最大 50 mm/h 程度とする。

イ 地盤沈下の調査

著しい地盤沈下が進行すると、海岸の近くでは高潮、津波に対し、河川沿いの土地では洪水の危険度が高まると同時に、自然排水機能が低下し、わずかの降雨に対しても、標高が満潮水位以下の土地では日常的な排水に支障をきたすこととなる。

高潮、津波、洪水等の危険は、これらに対する施設設備の状況によって評価されるべきであるから、この項では、内水（河川に排水できずにはん濫した水）による危険区域という面で評価する。

もちろんこの危険は、外的条件との相対的関連によって決定されるべきであるが、ここでは累積沈下量 200mm 若しくは平均満潮面以下の区域として決定し、毎年の水準測量調査結果により見直す。

（2）浸水予想区域等の周知

町は、水害の危険性を正しく認識してもらうために、洪水ハザードマップや広報紙等により、一般住民に対し浸水予想区域や避難所等の周知に努める。

6 道路災害による事故防止

（1）道路防災施設等の整備

台風や集中豪雨等により落石、法面崩落、道路冠水等のおそれのある箇所について防災施設等の整備を進めることにより、災害に強い道路づくりに努める。

（2）パトロールの実施

道路交通の危険防止と交通安全の確保のため、「千葉県道路パトロール実施要領」により、パトロール実施の徹底を図る。

（3）異常気象時における交通規制

異常気象時において、道路災害による事故を未然に防止するため、降雨増水等により道路状態が悪く、崖崩れ、道路損壊等が予想され交通の安全が確保できない場合は道路法第 46 条の規定により通行の禁止又は制限を行う。また、雨量が規制基準値に達したときは、「異常気象時における道路通行規制要領」に基づく通行止めの措置をとる。

7 気象（降水量）、河川流量等の観測

（1）県管理河川

ア 雨量観測所

千葉県水防テレメータ雨量観測所は、県庁局ほか 99 か所に設置されており、町内にある観測所は、以下のとおり。

種別	観測所名	観測所所在地
雨量	横芝	山武郡横芝光町長山台 1-16

イ 水位観測所

千葉県水防テレメータ水位観測所は矢作局ほか 108 か所に設置されており、町内にある観測所は、以下のとおり。

種別	水系名	河川名	観測所名	観測所所在地
水位	栗山川	栗山川管内	芝崎	山武郡横芝光町横芝 1028-1

ウ 気象官署の観測

風水害等編第2章 災害応急対策計画「第2節 情報収集・伝達体制」に基づき、気象情報の観測を行う。

8 電気施設洪水対策

(1) 災害予防計画目標

各河川の流域を特定区域とし、浸水災害を想定する。特定区域外も四囲の状況から浸水災害を想定する。

(2) 防災施設の現況

ア 送電設備

高潮対策に準じる。

イ 変電設備

既往の浸水実績を考慮して浸水に対処する。

ウ 配電設備

高潮対策に準じる。

エ 通信設備

高潮対策に準じる。

(3) 防災事業計画

全般計画、実施計画とも上記(2)に準じ実施するよう努める。

9 通信施設水害防止対策

(1) 局外設備

通信事業者は、過去の発生地域の調査検討により、重複災害の発生を防ぐため設備の2ルート化及び地下化を推進する。

(2) 局舎設備

洪水による局舎及び局内通信設備の浸水被害予防のため、局舎浸水防止措置を計画的に実施する。

(3) 無線設備

鉄塔、パンザマスト等の基礎を流水の洗掘から防護する措置を講ずるとともに、通信機の設置場所もできるだけ2階以上にするよう配慮する。

また、停電に対処するため、予備電源装置の設置及び整備を図る。

第2 高潮予防計画

実施機関：環境防災課、産業課、都市建設課、県

1 海岸高潮対策

本県海岸総延長約 534.3km のうち、浦安から洲崎までの東京湾沿岸については、伊勢湾台風規模の台風を計画気象としてこれによる計算潮位を計画高潮位とし、洲崎から町を含み銚子市の利根川河口部までは既往最高潮位により計画高潮位を算出し、さらに、波浪の影響がある箇所については、波の打ちあげ高を考慮して防潮堤の天端高を決定している。

2 地盤沈下対策

千葉県の地盤沈下は、産業の発展や人口の増加とともに昭和 30 年頃から発生している。その後、昭和 40 年代中頃には、年間 20cm を超える沈下が千葉市、市川市、船橋市及び浦安市にみられたが、地下水及び天然ガスかん水の汲上げ規制を行った結果、昭和 48 年以降は沈静化の傾向にある。

地盤沈下が生じると、回復はほとんど不可能であり、地盤沈下により低くなった地域においては、高潮対策並びに洪水対策及び常時排水不良対策のため、海岸高潮対策事業や地盤沈下対策事業により排水機場を設置している。

町を含む九十九里浜地域においては、県による天然ガスかん水の排水量抑制指導が行われており、年間沈下量 2 cm 以上の地域をなくすように努めている。

3 海岸侵食対策

町の海岸及び海水浴場は町の貴重な観光資源であるとともに、県立九十九里自然公園の一部として千葉県の観光事業の一翼を担っている。近年、九十九里海岸では随所に浸食被害が発生しており、町においても尾垂海岸の砂浜はほとんど消滅し、それに続く木戸浜海岸、屋形海岸でも海岸線の後退が見られる等、海岸侵食による被害が発生している。

また、東日本大震災に伴う津波災害により、尾垂海岸の護岸が崩壊し、木戸浜海岸では海水浴場が開設できず、屋形海岸地域では家屋が全壊・半壊する等、観光事業のみならず、防災面においても大きな支障を及ぼしている。

現在、千葉東沿岸海岸保全基本計画に基づき、九十九里浜の侵食対策が進められているが、町は、防災関係機関に対し、事業の促進を要望する。

4 保安林整備事業（海岸防災林造成工事、保安林改良緊急工事）

森林によって潮風害を防止するとともに、高潮、津波等の被害を防止するため、保安林整備事業（海岸防災林造成工事、保安林改良緊急工事）を実施する。

なお、実施に当たっては、直接波浪による侵食を防止するために設置した防潮堤の後方に森林を造成して、それぞれのもつ防災機能効果の促進を期する。

5 高潮の防止対策

昭和31年の海岸法制定以来、都道府県は海岸保全区域を指定し、高潮等について防止対策が実施されている。

町においては、栗山川の漁港が海岸保全区域の指定を受けている。

所管	農林水産省
沿岸名	千葉東
漁港・海岸名	栗山川
延長(m)	380
区域	平成4.3.27 千葉県告示第273号
管理者	千葉県

(「千葉県地域防災計画 資料編」より)

第3節 土砂災害予防計画

実施機関：環境防災課、産業課、都市建設課、県

台風や集中豪雨等に起因して発生する土砂災害から、住民の生命及び身体を保護するため、土砂災害が発生するおそれのある区域を明らかにし、土砂災害防止対策の推進を図る。

土砂災害の防止に関しては、「土砂災害区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（以下「土砂災害防止法」という。）、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」（以下「急傾斜地法」という。）、「砂防法」及び「地すべり等防止法」等に基づいた対策に努める。

第1 土砂災害防止法に基づく対策の推進

実施機関：環境防災課、都市建設課、県

土砂災害（崖崩れ、土石流、地すべり）から住民の生命及び身体を保護するために、土砂災害が発生するおそれのある区域を明らかにし、警戒避難体制の整備や一定の行為の制限を行うことを趣旨とする「土砂災害区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」が平成13年4月に施行された。この法律により以下の手続きを推進する。

1 土砂災害危険箇所カルテの整備と危険箇所の公表

活動の詳細については、「第2編 地震・津波編」の第1章第7節第1の「1 土砂災害危険箇所カルテの整備と危険箇所の公表」を準用する。

2 基礎調査の推進

町は県と協力して、土砂災害が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれのある土地、当該土地のうち建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがある土地について、その土地の利用状況、人家、公共施設等の状況、過去の災害実態等について調査する。

3 土砂災害警戒区域等の指定

（1）土砂災害警戒区域の確定

土砂災害のおそれのある区域については、「土砂災害警戒区域」として指定するよう県へ要望する。

（2）土砂災害特別警戒区域の確定

建物が破壊され、住民に大きな被害が生ずるおそれがある区域について、「土砂災害特別警戒区域」として指定するよう県へ要望する。

4 土砂災害警戒区域等における危険回避のためのソフト対策

- (1) 土砂災害から生命を守るため、災害情報の伝達や避難が早くできるよう警戒避難体制の整備を図る。
- (2) 住宅宅地分譲や、老人ホーム、病院等、避難行動要支援者関連施設の建築を行う場合の開発行為等に対して指導する。
- (3) 県は、著しい損壊が生ずるおそれのある建築物の所有者に対して、移転の勧告を行う。ただし、移転対象となる人に対して融資や資金の確保等の支援措置を行う。

5 緊急調査及び土砂災害緊急情報

地すべりを発生原因とする重大な土砂災害の急迫した危険が予想される状況となった場合、県は緊急調査を実施する。その結果、県は、自然現象の発生により一定の土地の区域において重大な土砂災害の急迫した危険があると認めるとき、又は当該土砂災害が想定される土地の区域若しくは時期が明らかに変化したと認めるときは、当該緊急調査により得られた当該土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報（土砂災害緊急情報）を関係する市町村の長に通知するとともに、一般に周知させるために必要な措置を講じる。

第2 土砂災害に対する警戒避難体制の整備

実施機関：環境防災課、県

1 土砂災害に関する情報の収集

町は県と連携して、平時から土砂災害危険箇所や砂防施設等を巡視することにより、危険箇所や施設等の状況把握に努めるとともに、台風及び豪雨等により大雨の発生が予測されるときは、住民、県警察、消防団等から土砂災害発生の前兆現象や災害発生等の情報を収集する。

2 警戒避難体制の整備等

町は、土砂災害の発生に対し、警戒、避難、救護等が円滑に実施できるよう、次のような措置により体制の強化を図る。

- (1) 土砂災害危険箇所周辺地域の実情に即した警戒、避難誘導、救護の方法を明確化し、住民への周知徹底を図る。
- (2) 個々の土砂災害危険箇所について、地域の実情に応じた避難場所及び避難路の確保、整備を図る。特に、避難行動要支援者の円滑な警戒避難に資する土砂災害に関する情報等の伝達方法について、あらかじめ定める。
- (3) 災害時における指揮命令伝達体制、情報収集伝達体制及び職員の動員配備体制等の点検整備を図る。
- (4) 自主防災組織の育成に努め、その組織を通じて災害に関する予警報や避難指示等の伝達、地区の情報収集等の防災活動を行う。

- (5) 土砂災害警戒情報が発表されたときは、体制の強化を図り、土砂災害発生のおそれや危険度の推移が分かる補足情報、前兆現象も参考にして、土砂災害が発生するおそれがある箇所（降雨により土砂災害発生のおそれが高まった箇所）を特定し、的確に災害発生情報、緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難を発令する。特に高齢者等避難は、避難行動要支援者等が避難を開始するための情報であることから、町は、避難行動要支援者の避難に要する時間を的確に把握するよう努める。
- (6) 土砂災害警戒区域内における在宅の避難行動要支援者を把握するとともに、その避難支援体制の確立に努める。
- (7) 土砂災害警戒区域の指定がされていない土砂災害危険箇所についても、指定区域における対応に準じた警戒避難体制の整備に努める。

3 土砂災害警戒情報の発令

町は、土砂災害警戒情報が発令されたときは、直ちに周辺住民に対し周知徹底するとともに体制の強化を図る。

第3 防災知識の普及・啓発

実施機関：環境防災課、県

町は県と協力し、住民に対し広報紙、インターネット、パンフレット等多様な手段により、土砂災害に関する知識の普及と防災意識の向上を図る。

また、全国的に実施される土砂災害防止月間等において、災害発生時における応急対策の迅速・円滑化を図るため、各種防災訓練の実施に努める。

更に、土砂災害危険箇所及び土砂災害警戒区域の指定箇所が土砂災害発生のおそれのある箇所であることを対象地域の住民等に対し周知することにより、住民の防災知識の普及啓発に努める。

第4 急傾斜地崩壊対策

実施機関：環境防災課、都市建設課、県

〈資料編 急傾斜地崩壊危険区域指定地〉

〈資料編 急傾斜地崩壊危険箇所〉

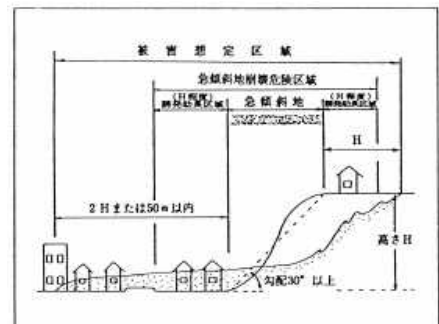
1 急傾斜地崩壊危険区域の指定

急傾斜地法第3条の規定により、急傾斜地崩壊危険区域が指定されているが、この指定区域に含まれていない危険箇所についても、当該箇所及び周辺地域の状況に応じ、区域の指定を県に要望する。

〈急傾斜地崩壊危険区域指定基準〉

次の各号に該当する崖について、知事が必要と認めるもの。

- (1) 急傾斜地の勾配が30度以上の崖
- (2) 急傾斜地の高さが5m以上の崖
- (3) 急傾斜地の崩壊により、危害が生ずるおそれがある人家が5戸以上あるもの、又は5戸未満であっても、官公署・学校・病院・旅館等に危害を生ずるおそれのあるもの



2 行為の制限

県は、急傾斜地における災害を防止するため、急傾斜地法に基づき崩壊を助長するような行為の制限、防災措置の勧告及び改善措置の命令等を行う。

また、急傾斜地崩壊危険区域内における居室を有する建築物については、建築基準法及び千葉県建築基準法施行条例に基づく災害危険区域の指定により、建築物の建築制限の徹底を図るとともに、「がけ地近接等危険住宅移転事業制度」等に基づき移転を促進する。

3 防止工事の実施

町は、急傾斜地崩壊危険区域等の危険度が高い箇所は、災害防止工事を促進するよう土地所有者、管理者等、被害を受けるおそれのある者に指導する。これらの者が施行することが困難又は不相当と認められる場合は、県に対し防止工事の実施を要請する。

4 急傾斜地崩壊危険箇所における施設整備箇所の実施

急傾斜地崩壊危険箇所のうち、急傾斜地法第3条の規定により、特に施設整備の必要な箇所について急傾斜地崩壊危険区域の指定を促進し、①避難行動要支援者関連施設に係る危険箇所、②避難所や避難路を有する危険箇所、③崖の状態が悪く緊急性の高い危険箇所について県に対し重点的な施設整備を要請する。

第5 山地災害対策

実施機関：産業課

山地災害危険地区とは、山腹の崩壊、崩壊土砂の流出及び地すべりによる災害が現に発生し、又は発生する危険のある箇所、人家又は、公共施設に被害を及ぼすおそれのある地区をいう。

これらの危険地区については、降雨等による崩壊の可能性が高く、予防対策を必要とする箇所から計画的に治山事業を実施する。

第6 宅地造成地災害対策

実施機関：都市建設課、県

宅地造成工事の施工に当たっては、関係法令等の基準に基づき、防災等の措置を講ずることとするが、特に丘陵地、急傾斜地においては、地形、地質等の地域の実情等を考慮し、安全性の一層の確保を図る。

1 規制区域の指定等

宅地開発事業等を行おうとする者は、都市計画法又は宅地開発事業等の基準に関する条例の規定により県の許可又は確認を必要とする。また、県は、宅地造成工事に伴う災害の未然防止を図るため、宅地造成等規制法に基づき宅地造成工事規制区域の指定を行い、同区域内において、宅地造成に関する工事を実施しようとする者は県の許可を必要とする。

2 宅地造成工事の指導

- (1) 災害危険区域（建築基準法第39条）、地すべり防止区域（地すべり等防止法第3条）及び急傾斜地崩壊危険区域（急傾斜地法第3条）については、原則として宅地造成の工事区域から除外し、工事を規制する。
- (2) 宅地造成により生ずる人工崖面は、その高さ、勾配、土質に応じ擁壁の設置その他の保護措置を講ずる。
- (3) 宅地造成工事区域内の地盤が軟弱である場合は、地盤改良の措置を講ずる。

第7 土・石・砂利採取場災害対策

実施機関：県

県は、土・石・砂利採取場における災害の発生を未然に防止するため、土採取条例・採石法・砂利採取法に基づく認可に際しては、周辺地域の状況等に十分留意するものとする。

また、一旦廃止された採取場は、土・石・砂利の採取法令の適用外となることから、廃止に際しては各採取業者及び関係組合に対し、指導の徹底を図ることとする。

第8 ため池等災害対策

実施機関：産業課、県

老朽化、降雨、地震等により災害の発生するおそれのある農業用ため池について、改修を必要とするものから計画的に改修を行う。

第4節 風害予防計画

実施機関：環境防災課、産業課、県

台風や、冬期の季節風、その他局地的な暴風が発生した場合、風害による人的被害、住家等建物被害及び農作物被害が発生する。

過去の台風や竜巻等における人的被害、建物被害を踏まえ、これらに関する知識の普及啓発を図る。

また、農作物等の風害を防止又は軽減し、併せて電力施設や通信施設における風害被害の予防対策を推進する。

第1 台風・竜巻等に関する知識の普及啓発

実施機関：環境防災課、県

町及び県は、台風・竜巻等による風害を最小限にとどめるため、住民や事業者等に対して、以下について普及啓発を図る。

1 気象情報の確認

気象庁が発表する警報や注意報、気象情報等の防災気象情報については、平時から、テレビ・ラジオ等により確認することを心掛けること。

なお、竜巻等の激しい突風に関する気象情報には、事前に注意を呼びかける「予告的な気象情報」と「雷注意報」、竜巻等の激しい突風が発生しやすい気象状況になった時点の「竜巻注意情報」があり、各地の気象台から発表される。各気象情報の内容は次表のとおりである。

気象情報	内 容
予告的な気象情報	低気圧の発達等により災害に結びつく気象現象が予想される場合、24 時間から 2～3 日前に「大雨と雷及び突風に関する〇〇県気象情報」等の標題で予告的な気象情報が発表される。 竜巻等の激しい突風の発生が予想される場合には、「竜巻等の激しい突風」と明記して注意を呼びかける。
雷注意報	積乱雲に伴う激しい現象（落雷、ひょう、急な強い雨、突風等）の発生により被害が予想される数時間前に発表される。 竜巻等の激しい突風の発生が予想される場合には、注意報本文の付加事項に「竜巻」と明記して特段の注意を呼びかける。

気象情報	内 容
竜巻注意情報	積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、千葉県北西部、北東部、南部の区域に分けて発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。 また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が千葉県北西部、北東部、南部の区域に分けて発表される。この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。
竜巻発生確度ナウキャスト	気象ドップラーレーダーの観測等を利用して、竜巻等の激しい突風の可能性のある地域分布図（10 km格子単位）で表し、その1時間後までの移動を予測する。 平時を含めて常時10分毎に発表される。 発生確度は「竜巻が現在発生している（又は今にも発生する）可能性の程度」を示すものである。

2 身を守るための知識

台風から身を守るためには、正確な気象情報を収集し、早めに安全な場所に避難する。また、避難する時間が少ない竜巻等から身を守るためには、次のことを踏まえ、頑丈な建物内に移動する等、安全確保に努める。

（1）竜巻が発生するような発達した積乱雲の近づく兆し

- ア 真っ黒い雲が近づき、周囲が急に暗くなる
- イ 雷鳴が聞こえたり、雷光が見えたりする
- ウ ヒヤッとした冷たい風が吹き出す
- エ 大粒の雨やひょうが降り出す

（2）発生時に屋内にいる場合

- ア 窓を開けない、窓から離れる、カーテンを引く
- イ 雨戸・シャッターを閉める
- ウ 1階の家の中心に近い、窓のない部屋に移動する
- エ 頑丈な机やテーブルの下に入り、両腕で頭と首を守る

（3）発生時に屋外にいる場合

- ア 車庫・物置・プレハブを避難場所にしない
- イ 橋や陸橋の下に行かない
- ウ 近くの頑丈な建物に避難する、又は頑丈な構造物の物陰や近くの水路やくぼみに身を伏せ、両腕で頭と首を守る
- エ 電柱や太い樹木であっても倒壊することがあり危険であるため近づかない

第2 農作物等の風害防止対策

実施機関：産業課、県

農作物等に被害を与える強風には、台風、冬期の季節風、その他降ひょうに伴う局地的な強風等がある。強風は、作物に被害を与えるだけでなく、土壌を乾燥し、風による土壌侵食、すなわち風食を生ずる。そのため、肥えた耕土が吹き飛ばされてやせ地になったり、飛土が作物を埋没したりして被害を与えるので、町及び県は、以下の措置を講じる。

1 風害の恒久的対策

(1) 防風林の設置

ア 設置場所

通年的に平地では北方（冬期の季節風）や南西又は南東方に（暴風雨、台風対策のため）、傾斜地では山背風の流入を防ぐために風向きに対して直角に設置するが、両側面に設置すればより効果的である。また、できるだけ長く連続して設置する必要がある。

イ 幅員及び樹高

林帯の幅は樹高の5倍程度、実距離で30m程度が望ましいが、農業地では10m程度までが一般的である。樹高は一般に高い方が暴風効果も高い。

ウ 樹種と選定条件

防風林用の樹種としては、その土地の気候風土に適し、成長が早く枝条や葉が密生する樹種、耐風性があるほかに耐寒性等の伴う樹種が望ましい。

最適＝スギ、サワラ、ヒノキ、カシ類、イヌマキ、クロマツ、アカマツ

適＝クス、タブ、ツバキ、クヌギ、シイ類、サンゴジュ

【防風林の暴風効果】

防風林からの距離		10 倍	15 倍	20 倍	25 倍	30 倍
密閉度	約 30%	75	85	90	95	100
	50%	25	50	60	75	100
	100%	65	80	85	95	100

防風林からの距離は樹高倍数、表中の数字は防風林からの距離が30倍の地点における値に対する比である。

【防風林の効果範囲】

種類	効果範囲	備考
国有保安林	13 倍～15 倍	樹高 12m、林の幅 72m、クロマツ 14
耕地防風林	10 倍	樹高 4 m 2 列植 14
耕地防風林	20 倍	樹高 7 m 3 列植 14
うつぎ防風林	20 倍	樹高 1.8m 15
ヤチダモ・ヤナギの植列	12 倍～15 倍	樹高 4 m 15
カラマツ防風林	20 倍以上	樹高 9 約m 15

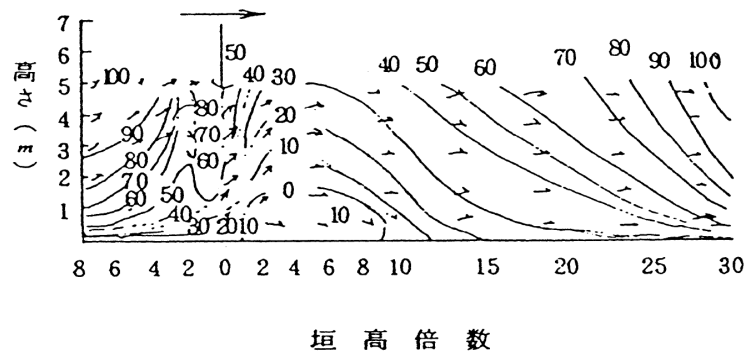
表中の数字は樹高倍数

(2) 防風垣の設置

ア 果樹園の周囲に設置するが、風向、風質、風速等により園を細分して囲う必要がある。なお栽植果樹に接近するので、養水分の競合を起こさせない樹種を選ぶこと。

イ 幅員及び高さ

一列植とし1～1.5m幅で高さは一定しないが3～9m位とする。なお、下葉の枯上りを防ぐため、栽植距離その他管理に万全を尽くすこと。



【防風しょうによる風速分布断面図（白鳥基準風速を100とする）】

(3) 多目的防災網の設置

果樹は、風害対策として、防風林やネットを設置してきたが、最近では、風だけでなく、降雹、害虫、鳥等を防ぐ多目的に利用できる多目的防災網が開発され、普及しつつある。

この多目的防災網を的確に使用することで、梅等の果樹の風害等の被害を未然に防ぐことが可能となる。

強風害及び降ひょうを伴う強風害を防ぐために、適期に多目的防災網を設置する必要がある。

第3 電力施設風害防止対策

実施機関：東京電力パワーグリッド株式会社

1 強風対策

(1) 災害予防計画目標

建物に対する風圧力は建築基準法による。

送電、配電、通信の各設備に対する風圧荷重は、電気設備技術基準の各該当項目による。なお、変電設備の屋外鉄構については風速 40m/S としている。

(2) 防災施設の現況

各設備とも、災害予防計画目標に基づき風速 40m/s の風速に耐え得るよう設置している。

(3) 防災事業計画

全般計画及び実施計画は、各設備とも「防災施設の現況」に準じ実施するよう努める。

2 塩害対策

(1) 災害予防計画目標

本県は塩害の多発地帯であり、特に台風の場合は、ほとんど、塩害が発生するので、対策を講ずる。

(2) 防災設備の現況

ア 送電設備

がいし増結又は耐塩がいし使用による絶縁強化を主体とする対策を、汚損区分に応じ実施している。また塩汚損の測定・がいし洗浄等の保守体制にも万全を期している。

イ 変電設備

主に耐塩用がいしの使用と固定式がいし洗浄装置の設置による対策を実施している。また、必要により移動式洗浄ポンプを適宜配置し、がいし洗浄ができるようにしている。

なお、塩分付着量は、パイロットがいしを設置して、定期又は臨時に測定監視を実施している。

ウ 配電設備

送電設備に準じる。

(3) 防災事業計画

全般計画及び実施計画は、各設備とも上記(2)に準じ実施するように努める。

第4 通信施設風害防止対策

実施機関：東日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社

1 強風対策

(1) 局外設備

過去の発生地域の調査検討により、重複災害の発生を防ぐため、設備の2ルート化及び地下化を推進する。

(2) 局内設備

風害時の停電による通信機器用電源の確保対策を計画的に推進する。このため、大局における予備エンジンの整備、小局の可搬型電源の配備の重点的实施と移動電源車の配備を実施する。

(3) 空中線

無線のアンテナ支持物に対する強度は、電気設備技術基準又は鋼構造物設計基準によっている。

(4) 予防保全等のための連携

県及び電気通信事業者は、倒木等により通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、平時における計画的な樹木伐採による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努める。

2 塩害対策

(1) 空中線

本県は、塩害を被り易い地勢にあるので、海岸線付近に設置する空中線は、塩害防止対策を施している。

第5 水道施設の風害による停電対策

実施機関：八匠水道企業団、山武郡市広域水道企業団、九十九里地域水道企業団

台風などの強風による水道施設の停電被害を防止するため、以下の予防対策を推進する。

1 非常用発電設備の整備

各水道事業体は、水道施設の非常用発電設備や連絡管を計画的に整備する。

整備に当たっては、様々な状況への対応を想定して、複数燃料を使用できる発電機や可搬式発電機を含めた多様な方式の非常用発電設備の導入、近隣水道事業体間を含めた連絡管の整備について検討する。

2 非常用発電設備の燃料の確保

平成30年度に新設された国の補助制度では、燃料の貯蔵量は72時間分を限度とされたことから、各水道事業体においては補助制度を活用することなどにより、燃料備蓄量の増量を図る。

燃料調達に関する協定について、近隣地域の事業者との協定の締結や、燃料調達に係る契約書に、優先供給に係る事項を盛り込むことを検討する。

第5節 雪害予防計画

実施機関：環境防災課、産業課、都市建設課、県

本町は、豪雪地帯ではないため、家屋が倒壊するような大規模な被害は想定されない。しかし、降雪に慣れていないことから、道路の凍結等の社会機能の低下が危ぶまれるほか、特に農作物に被害が出ることを鑑み、これらの被害を防止又は軽減するための対策を行う。

第1 道路雪害防止対策

実施機関：都市建設課

1 雪害防止対策

本町は、年間積雪量が少ないため特別な施設事業はないが、状況に応じ町が建設業災害対策協力会等に依頼し、グレーダー・ショベル等の機械による除雪と人力による除雪によりこれに当たるものとする。町道の除雪は1級町道を優先して行う。

2 除雪区分

次のとおりとする。

(1) 車道部

本町内の除雪路線は次のとおりであるが、一般国道、主要県道及び一般県道は、山武土木事務所が行い、1級町道・2級町道及び広域農道・農免道路は町が行う。

道路種別	除雪目標
一般国道	2車線以上の幅員確保を原則とし、異常な降雪時以外は常時交通を確保する。 全幅員除雪は早期に実施すること。
主要地方道	2車線幅員確保を原則とするが状況によっては、1車線幅員で待避所を設ける。 全幅員除雪は極力早期に実施すること。
一般県道	1車線幅員で必要な待避所を設けることを原則とする。
1級町道 2級町道 広域農道 農免道路	1車線及び2車線の幅員確保を原則とし、異常な降雪時以外は常時交通を確保する。 全幅員除雪は早期に実施する。また、必要に応じて待避所を設ける。

（２）歩道部及び歩道橋

歩道は、通学路を優先とし、除雪に努める。

なお、除雪対象の積雪量は定めないが、歩行者に危険のないよう処置するものとする。歩道橋については、特に留意し、積雪のあった場合は、除雪に努める。

3 除雪作業

（１）関係業者の協力を得て除雪を実施する。

（２）融雪時の夜間凍結による「スリップ」防止については、通行制限の実施等必要な措置及び砂、散布剤等の諸資機材の準備等、道路管理体制の整備を行う。

第2 気象（降雪等）の観測

実施機関：環境防災課、県

風水害等編第2章第2節第2の「気象注意報・警報等の伝達及び気象業務の整備計画」による。

第3 農作物等の雪害防止対策

実施機関：産業課

農作物が雪害をこうむる場合はいろいろあるが、これを分類すると、主に以下の5つに分けることができる。

- 1 積雪の重さによるもの
- 2 積雪の沈降によるもの
- 3 積雪の移動によるもの
- 4 長期積雪によるもの
- 5 積雪の崩壊によるもの

なお、その他にも間接的には、雪解けによる洪水又は積雪による冷水のかん養によって生ずる冷水害等があげられる。

1 野菜について

（１）事前対策

ア ビニールハウスは、構造が簡単であるため強度がない。中でも連棟ハウスや年数を経過したものはさらに弱いため、丸太等で各部を十分補強し、倒壊の防止に努める。

イ ビニールハウスは、積雪 20cm 以上になると倒壊の危険があるため、屋根の除雪に注意すると同時に、暖房器具の設置してあるものは、事故に留意して加温調節を行い、トンネル栽培についてもハウスと同様に除雪を行う。

(2) 事後対策

- ア 降雪後は急激に気温が低下することが多い。ビニールハウスやトンネルに定植したものは寒害を予防するため、夜間の保温に注意を要するが、暖房器具の故障、調整等に注意する。
- イ 露地野菜も降雪による凍害を受けやすいため、できる限り除雪及び融雪の促進に努め、融雪後は追肥、薬剤散布等によって発育の回復を早める。

2 果樹について

(1) 事前対策

- ア 降雪荷重による枝折れ、裂傷及び倒伏を避けるために支柱を立てること。降雪中に竹竿等を利用して枝をゆさぶり、雪を落とすことが必要で、特に結果樹の除雪は大切である。
- イ 降雪後の寒風害を防止するため、防風林、防風網の設置、整備を行うこと。(防風対策の項参照) また「寒冷紗(かんれいしゃ)」や「コモ」で樹を被覆する。ただし、被覆はかけ方によって逆に荷重が加わって被害を大きくするので、樹の上部をトンガリ帽子状に被覆する。また、幼木の被覆は1樹1束とする。

(2) 事後対策

- ア 融雪が遅れると、枝折れ、裂傷のほか、生理障害を起こすことがあるので、雪の上に黒土、灰等をまいて融雪を促進する。ただし、雪で埋った幼木や下枝の除雪は、気温が低い場合に行うとこえって凍害を受けるので注意する。
- イ 融雪期間が長くなると、湿害が起こりやすいので溝を掘って排水をよくする。
- ウ 裂傷樹は、折れた部分で切り取り、剪定時に切りもどし、切口を削って保護剤を塗るか、裂傷した樹を結束し保護剤を塗り支柱を立てる。

3 花きについて

(1) 事前対策

- ア ハウス等の施設については、積雪荷重による被害を防ぐため、丸太等で各部を十分補強する。特に、パイプハウスは、屋根部が弱いので中柱を立て補強する。
- イ ハウス屋根の積雪は20cmを越えると倒壊の危険があるので、除雪に努める。
- ウ ハウス内作物の保護は、暖房器具に注意し、停電等による中断や、たき過ぎに特に注意する。
- エ 露地ものについては、支柱を立て、フラワーネット等を張って倒伏から守る。

(2) 事後対策

- ア 降雪後は、直ちに除雪を行い、晴天の日は、遮光をして直射光線による害から守り、また、除雪とともに融雪に努め、施設付近に堆積しておかないこと。
融雪の際は湿害に注意し、二次的な病害から守る。
- イ 露地ものについては、降雪後くん炭等をまいて融雪に努めるとともに、併せて湿害から守る。

第6節 火災等予防対策

実施機関：環境防災課、消防団、匝瑳市横芝光町消防組合

町及び消防組合は、火災を予防し、その被害の軽減を図るための対策を推進する。

なお、多数の死傷者等が発生するような大規模な火災を想定した対策については、第4編大規模事故編の大規模火災に関する計画に、林野火災を想定した対策については、同編の林野火災に関する計画によるものとする。

第1 火災予防に係る立入検査

実施機関：匝瑳市横芝光町消防組合

3月1日から7日間の春季、及び11月9日から7日間の秋季の全国火災予防運動期間中を重点的に、消防組合は、消防法第4条の規定により防火対象物の所有者等に対して火災予防上必要な資料の提出を命じ、又は防火対象物に立ち入って検査を実施し、火災予防の徹底を図る。

【予防査察の主眼点】

- 1 消防法令に基づき、適正な防火管理体制がとられ、必要な業務が行われているか。また、消火設備・警報設備・避難設備・消防用水・その他消火活動上必要な施設が、消防法令で定める基準どおり設置・維持管理されているかどうか。
- 2 炉・厨房設備・ストーブ・ボイラー・乾燥設備・変電設備等火災発生の恐れがある設備の位置、構造及び管理の状況が、匝瑳市横芝光町消防組合火災予防条例（以下「火災予防条例」という。）で定める基準どおり確保されているかどうか。
- 3 こんろ・火鉢等火を使用する器具及びその使用に際し、火災発生のおそれのある器具の取扱状況が、火災予防条例どおり確保されているかどうか。
- 4 公衆集合場所での裸火の使用等について、火災予防条例に違反していないかどうか。
- 5 指定数量未満の危険物、指定可燃物等の貯蔵取扱の状況が、火災予防条例に違反していないかどうか。
- 6 その他残火、取灰の不始末、たき火の禁止等屋外における火災予防事項、及び火災警報発令下における火の使用制限等が遵守されているかどうか。

第2 住宅防火対策

実施機関：環境防災課、匝瑳市横芝光町消防組合

住宅火災の予防とその被害の低減を図るため、町は、住宅用防災機器の普及・促進や、住宅防火意識の普及啓発等を行う。

特に、住宅火災による死者数の低減に有効な手段である住宅用火災警報器が、町内全ての住宅に設置されるよう、普及促進に努めるとともに、防災製品の活用を推進する。

さらに、復電時における通電火災等を防止するため、防災関係機関と連携し、出火防止対策を推進する。

- 1 住宅用防災機器等の展示
- 2 啓発用パンフレットの作成
- 3 講演会の開催

第3 消防組織及び施設の整備充実

実施機関：環境防災課、消防団、匝瑳市横芝光町消防組合

1 常備消防の強化

消防組合は、消防力を災害時においても最大限活用するため災害の態様に応じた消防計画を樹立し、これに基づく訓練の徹底に努め、体制の確立を図るとともに、今後とも市街地の状況、災害態様の変化に応じた適正な消防力の強化を図っていく。

2 消防団の強化

消防団は、災害時に常備消防を補完して消火活動を行うとともに、平時は住民に対して出火防止、初期消火等の指導を行っていく。

【消防団員の確保のため町の留意すべき事項】

- (1) 消防団に関する住民意識の向上
- (2) 処遇の改善
- (3) 消防団の施設・装備の改善
- (4) 女性消防団員の検討等

3 消防関連等施設の整備

(1) 消防関連設備等の安全点検及び資機材の見直し

災害時等の消防力の強化を図るため、消防関連施設等の安全点検を実施する。また、社会変化の状況に的確に対応するため、防災用資機材の備蓄品目、数量等の見直しを行う。

(2) 消防車両等の整備

消防施設の整備については、消防車両、消防機械等の整備充実に努める。

(3) 消防水利の整備

防火水槽及び消火栓の設置や河川、プール等の利用による水利の整備を図っていくとともに、既存の消防水利の安全性の確保に努める。

(4) 消防資機材の点検整備

消防資機材の点検整備は、時期、点検者、点検対象種目、点検後の措置等について定める管理規程等に基づき行うものとする。

第4 火災予防についての啓発

実施機関：環境防災課、匝瑳市横芝光町消防組合

町及び消防組合は、毎年3月1日から3月7日を春季火災予防運動期間、11月9日から11月15日までを秋季火災予防運動期間とし、火災予防思想の普及のため次のような啓発活動を実施する。

- 1 火災予防運動期間中は、消防署、消防団による防火広報及び防火パトロールを実施する。
- 2 防火管理者講習会、防火座談会、防火映画会の開催
- 3 危険物施設、建築物、車両、雑草地等の査察
- 4 商店街、小学校、保育所、大型商業施設、病院等の消火・避難訓練

第7節 消防計画

実施機関：環境防災課、東陽病院、消防団、匝瑳市横芝光町消防組合、県

大規模災害・特殊災害等の各種災害の発生に対処するため、高度な技術・資機材等消防体制の整備と消防施設の整備拡充に努めるほか、消防職員及び団員の教育訓練、消防思想の普及及び市町村相互間の応援体制等の推進を図る。

第1 消防機能の向上

実施機関：環境防災課、匝瑳市横芝光町消防組合、消防団

活動の詳細については、「第2編 地震・津波編」の第1章第4節「第1 消防機能の向上」を準用する。

第2 消防職員、消防団員等の教育訓練

実施機関：環境防災課、消防団、匝瑳市横芝光町消防組合、県

活動の詳細については、「第2編 地震・津波編」の第1章第4節「第2 消防職員、消防団員等の教育訓練」を準用する。

第3 救急機能の向上

実施機関：環境防災課、東陽病院、匝瑳市横芝光町消防組合

活動の詳細については、「第2編 地震・津波編」の第1章第4節「第3 救急機能の向上」を準用する。

第4 市町村相互の応援体制

実施機関：環境防災課、県

活動の詳細については、「第2編 地震・津波編」の第1章第4節「第4 市町村相互の応援体制」を参照のこと。

第5 広域航空消防応援体制

実施機関：環境防災課、県

活動の詳細については、「第2編 地震・津波編」の第1章第4節「第5 広域航空消防応援体制」を準用する。

第6 消防思想の普及

実施機関：環境防災課、消防団、匝瑳市横芝光町消防組合

活動の詳細については、「第2編 地震・津波編」の第1章第4節「第6 消防思想の普及」を準用する。

第7 町の消防計画及びその推進

実施機関：環境防災課、消防団、匝瑳市横芝光町消防組合

活動の詳細については、「第2編 地震・津波編」の第1章第4節「第7 町の消防計画及びその推進」を準用する。

第8節 要配慮者等の安全確保のための体制整備

実施機関：環境防災課、住民課、都市建設課、福祉課、健康こども課、教育課、県、社会福祉施設管理者

東日本大震災においては、死者の多くを高齢者が占め、障害者が一般の人に比べて高い割合で犠牲になったことが推察される。また、避難生活において特別な配慮が必要となったこと等については、水害・土砂災害等の風水害を想定した対策を講じる上でも共通した課題である。このため、町は、災害から要配慮者を守るため安全確保対策の一層の充実を図る。

第1 在宅の避難行動要支援者に対する対応

実施機関：環境防災課、福祉課、健康こども課、住民課、県、社会福祉施設管理者

活動の詳細については、「第2編 地震・津波編」の第1章第8節「第1 在宅の避難行動要支援者に対する対応」を準用する。

第2 在宅の避難行動要支援者の避難計画

実施機関：環境防災課、都市建設課、福祉課、健康こども課、教育課、県

活動の詳細については、「第2編 地震・津波編」の第1章第8節「第2 在宅の避難行動要支援者の避難計画」を準用する。

第3 社会福祉施設等における防災対策

実施機関：環境防災課、福祉課、教育課、県、社会福祉施設管理者

活動の詳細については、「第2編 地震・津波編」の第1章第8節「第3 社会福祉施設等における防災対策」を準用する。

第4 外国人に対する防災対策

実施機関：環境防災課、住民課、県

活動の詳細については、「第2編 地震・津波編」の第1章第8節「第4 外国人に対する対策」を準用する。

第9節 情報連絡体制の整備

実施機関：環境防災課、財政課、県、防災関係機関

大規模災害時には、通信の途絶や輻輳等が予想されるため、町、県及び防災関係機関は、情報収集・伝達手段として、防災通信網の整備充実を図り、応急対策における情報伝達を迅速に進める。また、訓練等を通じて通信機器の操作の習熟に努める。

第1 町における情報通信体制の整備

実施機関：環境防災課

活動の詳細については、「第2編 地震・津波編」の第1章第9節「第1 町における情報通信体制の整備」を準用する。

第2 横芝光町防災行政無線

実施機関：環境防災課

活動の詳細については、「第2編 地震・津波編」の第1章第9節「第2 横芝光町防災行政無線」を準用する。

第3 有線通信施設

実施機関：環境防災課、財政課

活動の詳細については、「第2編 地震・津波編」の第1章第9節「第3 有線通信施設」を準用する。

第4 災害時優先電話

実施機関：環境防災課、財政課

活動の詳細については、「第2編 地震・津波編」の第1章第9節「第4 災害時優先電話」を準用する。

第5 全国瞬時警報システム

実施機関：環境防災課、県

活動の詳細については、「第2編 地震・津波編」の第1章第9節「第5 全国瞬時警報システム」を準用する。

第6 警察通信施設の使用

実施機関：環境防災課

活動の詳細については、「第2編 地震・津波編」の第1章第9節「第6 警察通信施設の使用」を準用する。

第7 非常通信体制の充実強化

実施機関：環境防災課、防災関係機関

活動の詳細については、「第2編 地震・津波編」の第1章第9節「第8 非常通信体制の充実強化」を準用する。

第8 アマチュア無線の活用

実施機関：環境防災課

活動の詳細については、「第2編 地震・津波編」の第1章第9節「第9 アマチュア無線の活用」を準用する。

第9 その他通信網の整備

実施機関：環境防災課

活動の詳細については、「第2編 地震・津波編」の第1章第9節「第10 その他通信網の整備」を準用する。

第10節 備蓄・物流計画

実施機関：環境防災課、健康こども課、東陽病院

町は、住民や自主防災組織、事業所等に対し、「自らの命は自らで守る。自らの地域はみんなで守る。」という自助・共助の考え方を基本に、平時から、災害時に必要な物資の備蓄を推進するよう働きかける。また、住民の生命や財産を守るため、災害発生直後から被災者に対して円滑に必要な物資等の供給が行えるよう、備蓄・調達並びに物流に係る体制の整備を図る。

併せて、大規模災害時における医療救護等の救援活動を実施するために必要な資機材・物資等の計画的な整備を図る。

活動の詳細については、「第2編 地震・津波編」の第1章「第10節 備蓄・物流計画」を準用する。

第11節 防災施設の整備

実施機関：環境防災課、都市建設課、福祉課、教育課、社会文化課

災害から住民の生命や財産を守るためには、災害応急対応を円滑に行うための防災拠点や避難所等の各種防災施設等の整備が重要であることから、その計画的な整備を進める。

第1 防災拠点等の整備

実施機関：環境防災課、都市建設課、福祉課、教育課、社会文化課

活動の詳細については、「第2編 地震・津波編」の第1章第11節「第1 防災拠点等の整備」を準用する。

第2 避難施設の整備

実施機関：環境防災課、都市建設課、福祉課、教育課、社会文化課

1 避難所等の整備

活動の詳細については、「第2編 地震・津波編」の第1章第11節第2「1 避難所等の整備」を準用する。

2 避難路の整備

活動の詳細は、「第2編 地震・津波編」の第1章第11節第2「2 避難路の整備」を準用する。

3 ヘリコプター臨時離発着場等の確保

活動の詳細については、「第2編 地震・津波編」の第1章第11節第2「4 ヘリコプター臨時離発着場等の確保」を準用する。

第12節 帰宅困難者等対策

実施機関：環境防災課、総務課、企画空港課、産業課、教育課、社会文化課、県、東日本旅客鉄道株式会社、施設管理者

東日本大震災では、首都圏で多くの帰宅困難者が発生した。これを教訓に、東京を中心とした首都圏で広域的な被害が発生した場合には、地震発生当初の混乱防止や人命救助活動等の円滑化を図ることが必要である。

地震・津波災害と比較して、風水害については一定の予測が可能であり、事前の対策を講じることができる等、対策に違いはあるが、交通機関の停止による帰宅困難者等の発生が見込まれることから、地震発生時に準じた体制整備を図るものとする。

第1 一斉帰宅の抑制

実施機関：環境防災課、総務課、企画空港課、産業課、教育課、社会文化課、県

被害状況や公共交通機関の復旧見通し、家族等の安否等が確認できないことにより心理的な動揺が発生し、職場や外出先等から居住地に向け一斉に帰宅行動を開始することが予想される。

台風等の暴風雨が続いている場合は、移動行動そのものが困難な状況が想定されることから、鉄道の駅舎等に大量の帰宅困難者等が滞留する可能性がある。

帰宅困難者等対策においては、まず、帰宅困難者等の発生を抑制することが重要であり、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知・徹底が不可欠である。この基本原則を実効性のあるものとするため、具体的な取組を実施していく。

第2 情報連絡体制の整備

実施機関：環境防災課、産業課、教育課、社会文化課、県

台風等、ある程度の予測が可能な風水害の場合には、的確な気象情報の収集等により早めに行動する等、帰宅困難となる状況を回避することが可能である。また、暴風雨が続いている状況下では、屋外での行動が制約されることから、交通機関等の防災関係機関との情報連絡体制の確立が重要である。

このため、主に地震災害を想定した対策を検討・実施している千葉県帰宅困難者等対策連絡協議会の活用等、防災関係機関における情報収集連絡体制を整備していく。

第3 帰宅困難者等への情報提供

実施機関：環境防災課、総務課、企画空港課、県

企業、学校等において従業員や児童生徒等を待機させる判断をすることや、それぞれの人が望ましい行動を取るためには、気象情報、被害情報、公共交通機関の運行・復旧状況等の情報を適切なタイミングで提供することが必要である。

このため、町及び県は、気象情報や地域の被害情報、公共交通機関の運行・復旧状況等の情報提供を図るとともに、エリアメールや緊急速報メール、防災情報メール、ポータルサイト、SNS等の情報発信手段についても検討していく。

第4 集客施設を管理する事業者及び鉄道事業者の取組み

実施機関：東日本旅客鉄道株式会社、施設管理者

集客施設や駅等を管理する事業者は、平時から利用者の保護に係る方針を定めておくとともに、風水害等により交通機関が一定期間機能停止した場合における施設内待機に係る案内や安全な場所への誘導手順についてもあらかじめ検討するよう努める。

第13節 富士山の火山災害予防

実施機関：環境防災課、都市建設課、県、東日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、東京ガス株式会社、東京電力パワーグリッド株式会社、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、一般社団法人千葉県LPガス協会、山武郡市広域水道企業団、八匠水道企業団、九十九里地域水道企業団、東総衛生組合、山武郡市広域行政組合

富士山が噴火した場合、本町においても、風向きと噴火の規模等によっては降灰が考えられることから、住民等の身体及び財産を守るため、必要な予防対策を定める。

第1 予想される被害の概要

実施機関：環境防災課

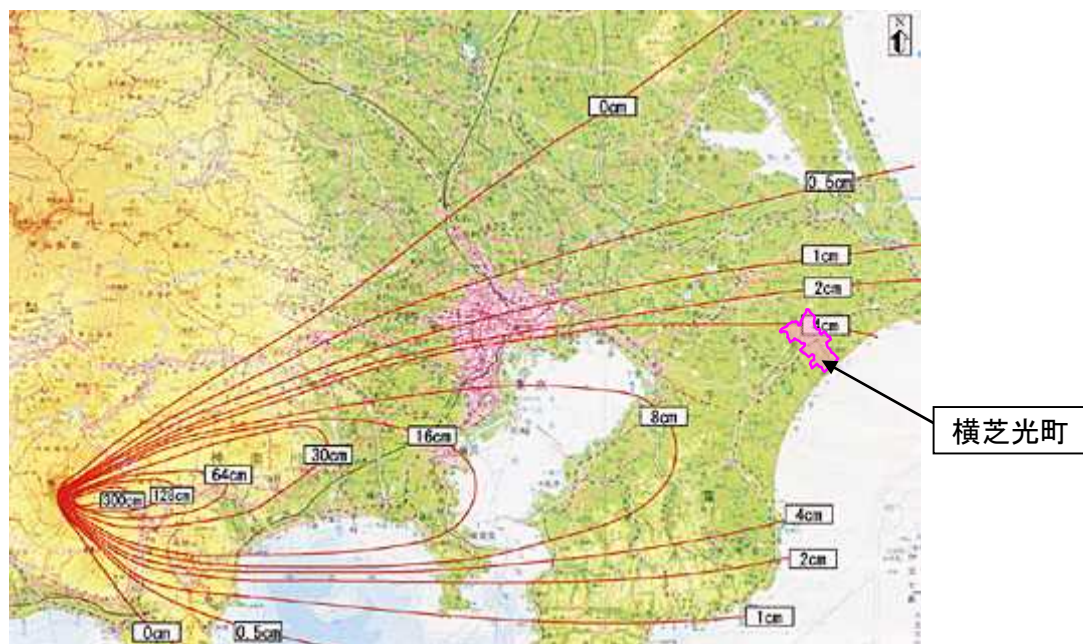
現在、富士山の活動が活発化する兆候は見られず、直ちに噴火が発生する状況ではない。しかし、大規模な噴火が発生した場合、被害規模や影響は、他の火山に比べて甚大なものになることが想定される。

富士山から本町までの距離は直線で150km以上離れており、溶岩流や火砕流等による被害が発生することは無いが、1707年の富士山の宝永噴火においては、町付近では2～8cmの降灰分布が推定されている。したがって、今後、富士山が宝永噴火と同程度の大規模な噴火を起こした場合、本町においても数cm程度降灰する可能性がある。

降灰による被害の概要としては以下のとおりである。

- 1 降灰に伴うもの
健康被害、建物被害、交通・ライフライン・農林水産業・商工業・観光業への影響
- 2 降灰後の降雨等に伴うもの
洪水、泥流、土石流にともなう人的・物的被害

【富士山 宝永噴火の降灰分布】



(富士山ハザードマップ検討委員会中間報告 (2004) より)

第2 ライフライン施設の安全確保

実施機関：東日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ、東京ガス株式会社、東京電力パワーグリッド株式会社、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、一般社団法人千葉県LPガス協会、山武郡市広域水道企業団、八咫水道企業団、九十九里地域水道企業団、東総衛生組合、山武郡市広域行政組合

降灰が想定される範囲内に施設を有するライフライン施設の管理者は、降灰による水質汚濁の予防、農業集落排水処理機能の維持、がいし（絶縁器具）からの漏電を防止するための予防洗浄体制の整備、通信障害の防止等、降灰に対する施設の安全性確保に努める。

第3 防災関係機関との連携体制の整備

実施機関：環境防災課

町は、防災関係機関と、富士山に関する防災情報及び対策の現状について、情報交換等を行うとともに、富士山の火山防災対策に関して連絡調整を行う体制を整備する。

第4 道路啓開体制の整備

実施機関：都市建設課、県

道路管理者は、降灰により通行に支障をきたす場合に備えるため、次の事項について、道路啓開体制の整備を図るものとする。

- 1 優先的に啓開を要する道路の選定
- 2 道路啓開活動要員の確保
- 3 道路啓開用資機材及び重機の確保並びに道路の降灰の除去に必要な車両の確保

第14節 防災体制の整備

実施機関：環境防災課

町は、大規模災害の発生時における迅速な初動体制や、県・他市町村等からの応援体制を構築するため、平時から防災関係機関との連携を密にするとともに、災害対策本部事務局機能の強化等、体制整備を行う。

また、大規模地震等の発生時には、住民の生命・財産を守り、生活の早期復旧を図ると同時に、行政サービスの提供を維持する必要があることから、行政機能の確保等、体制整備に努める。

第1 町の防災体制の整備

実施機関：環境防災課

活動の詳細については、「第2編 地震・津波編」の第1章第13節「第1 町の防災体制の整備」を準用する。

第2章 災害応急対策計画

第1節 災害応急活動体制

実施機関：環境防災部、福祉部、各部

災害が発生した場合、人命損傷にとどまらず、家屋の倒壊、火災や崖崩れの発生、道路・橋梁の破損、さらには生活関連施設の機能障害等の被害の発生が予想される。

このような被害の拡大を防止し、被災者の救援・救護に全力をあげて対処するため、町、県及び防災関係機関は、それぞれの計画に基づき迅速かつ的確な活動体制のもと災害応急対策に万全を期することとする。

第1 町の活動体制

実施機関：環境防災部、各部

町は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、第1次的に災害応急対策を実施する機関として、法令、県地域防災計画及び町地域防災計画の定めるところにより、県、他の市町村、指定地方行政機関並びに区域内の公共的団体、住民の協力を得て、災害応急対策を実施する。

1 組織、配備体制

町は、災害応急対策を遂行するため、あらかじめ災害に対処するための組織、配備体制及び職員の動員等について定める。

その際、町、県一体となった体制がとれるよう、県地域防災計画に定める配備基準、配備内容等と十分整合を図る。

2 災害救助法が適用された場合の体制

町は、災害救助法が適用された場合は、知事の委任を受けて、災害救助法に基づく救助事務を実施又は知事が行う救助を補助する。

3 市町村間での応援体制

「災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定」に基づき迅速・円滑に応援が行えるよう、体制を整備しておく。

第2 動員基準及び配備内容

実施機関：環境防災部、各部

1 災害対策本部設置前の体制

- (1) 大雨・高潮・洪水注意報、大雨・暴風・高潮・洪水警報が1以上町域に発表され、あるいは災害の発生が予想される場合で、町長が必要と認めたときは、あらかじめ定められた職員は、役場第1・第2会議室に参集し、次の措置を講ずる。

ア 気象に関する情報の収集

イ 被害状況の把握及び報告

- (2) 環境防災課長は、被害状況を取りまとめ、速やかに町長に報告する。また、必要に応じ、県に報告又は通報を行う。

なお、防災関係機関等の情報連絡員が派遣されている場合は、被害や災害対応の状況、人的・物的ニーズなどの情報を共有する。

- (3) 上記ア及びイについては、夜間、休日等の勤務時間外においても同様とする。

【災害対策本部設置前の体制（風水害）】

配備体制		配備基準	配備内容	配備職員
警戒配備	第1配備	- 次の警報が1以上発表されたとき。 - 大雨警報 - 暴風警報 - 高潮警報 - 洪水警報 - 深夜から明け方に上記警報の発表が予想される場合で、町長が必要と認めたとき。	- 災害関係課等の職員で情報収集活動が円滑に行える体制とし、その要員は所掌業務等を勘案して、あらかじめ各課等において定める。 - 町長が、警戒配備時の情報の集約及び効率的な人員配置を行うことが必要と判断した場合は、副町長を本部長とした連絡調整本部を設置することができる。	- 環境防災課（課長及び課長の指名した者） - 産業課（課長及び課長の指名した者） - 都市建設課（課長及び課長の指名した者） - 福祉課（課長及び課長の指名した者）
	第2配備	- 深夜から明け方に次の警報の発表が予想され、災害が発生するおそれがある場合等で、町長が必要と認めたとき。 - 大雨警報 - 暴風警報 - 高潮警報 - 洪水警報 - 上記警報の発表が予想される場合で、町が台風の暴風域に入ることが見込まれる（暴風域に入る確率が70%以上）とき。 - その他、災害の発生が予想される場合で、町長が必要と認めたとき。	- 第1配備体制を強化し、事態の推移に伴い速やかに災害対策本部を設置できる体制とし、その要員は所掌業務等を勘案して、あらかじめ各課等において定める。 - 町長が、災害が発生するおそれがある場合等で必要と認めたときは、町長を本部長とした災害警戒本部を設置する。なお、その配備職員は災害対策本部に準ずるものとする。	- 環境防災課（課長及び課長の指名した者） - 産業課（課長及び課長の指名した者） - 都市建設課（課長及び課長の指名した者） - 福祉課（課長及び課長の指名した者） - 必要に応じ指名された課員

2 災害対策本部設置後の体制

本部長は、局地的災害が発生し、又は大規模の災害が発生するおそれがある場合等で必要と認めたときは、災害対策本部を設置し、緊急配備体制をとる。

緊急配備は、緊急度に応じて第3配備、第4配備、第5配備の区分とする。

【災害対策本部設置後の配備基準（風水害）】

配備体制		配備基準	配備内容	配備職員
災害対策本部	第3配備	・局地的又は大規模な災害が発生した場合若しくは発生するおそれがある場合等で町長が第3配備の必要であると認めたとき	・情報、水防、輸送、医療、救護等の応急対策活動が円滑に行える体制とし、その要員は所掌業務等を勘案してあらかじめ、各部長が定める	・部長 ・副部長 ・部長が指名した部員 ・必要に応じ指名された部員
	第4配備	・大規模災害が発生した場合若しくは発生するおそれがある場合等で町長が第4配備の必要であると認めたとき	・第3配備を強化し、対処する活動	・部長 ・副部長 ・部長が指名した部員 ・必要に応じ指名された部員
	第5配備	・大規模災害が発生した場合若しくは発生するおそれがある場合等で町長が第5配備の必要であると認めたとき	・町の組織及び機能のすべてをあげて対処する体制	・全員

3 災害対策本部

災害対策本部の組織及び編成は、「横芝光町災害対策本部条例」の定めるところによるが、その概要は次のとおりである。

本部室	本部長	町長	
	副本部長	副町長	
		教育長	
	本部員	理事	
		環境防災部長	環境防災部（環境防災課）
		総務部長	総務部（総務課、議会事務局）
		企画空港部長	企画空港部（企画空港課）
		財政部長	財政部（財政課、出納室）
		税務部長	税務部（税務課）
		住民部長	住民部（住民課）
		産業部長	産業部（産業課、農業委員会）
		都市建設部長	都市建設部（都市建設課）
		福祉部長	福祉部（福祉課）
		健康こども部長	健康こども部（健康こども課）
		食肉センター部長	食肉センター部（食肉センター）
		東陽病院部長	東陽病院部（東陽病院）
		教育部長	教育部（教育課）

		社会文化部長	社会文化部（社会文化課）
		消防団長	消防部（横芝光町消防団、匝瑳市横芝光町消防組合）
		横芝光署長	協力部（社会福祉協議会）
本部連絡員		町長が指名するもの	

（１）本部室

- ア 本部室は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。
- イ 本部は、災害予防及び災害応急対策等に関する基本方針、その他の重要事項について審議決定する。
- ウ 本部室は役場第１・第２会議室に設置する。
- エ 本部連絡員は本部長の命を受けて、各部相互間の連絡調整及び各種の情報収集の事務を担当する。
- オ 本部長あるいは本部室で決定した事項は、本部員及び本部連絡員が各部に連絡する。各部で収集した情報あるいは、各部で決定した事項のうちで本部あるいは、他の部が承知しておく必要がある事項は、本部員及び本部連絡員が各部及び本部長に連絡する。
- カ 本部長は、災害の状況に応じ、防災関係機関に対して必要な措置を講ずるよう協力を要請し、又は本部と当該機関との連絡のため必要があるときは職員の派遣を要請する。なお、防災関係機関等の情報連絡員が派遣されている場合は、被害や災害対応の状況、人的・物的ニーズなどの情報を共有する。

（２）災害対策本部の設置及び廃止

- ア 災害対策本部の設置基準及び廃止基準は、以下により町長の権限のもとに設置又は廃止をする。

【設置基準】

局地的な災害や大規模災害が発生した場合、又は発生のおそれがある場合で町長が必要と認めたとき。

【廃止基準】

- （ア）災害応急対策が概ね完了したとき。
- （イ）その他町長が必要ないと認めたとき。

- イ 災害対策本部の設置及び廃止の手続きは、以下のとおりである。
 - （ア）町長は、災害対策本部を設置した場合、本部の名称、設置の場所を「横芝光町災害対策本部」の標識で公示するとともに町防災行政無線等によって住民への周知を図る。
 - （イ）災害対策本部を設置した場合、町長は速やかに町防災会議を構成する各機関の長に電話又はその他の方法により通知する。また、知事（県防災危機管理課）に通

知する。

(ウ) 本部を廃止した場合も(ア)、(イ)と同様の手続きを行う。

(3) 災害対策本部の本部長及び副本部長

災害対策本部の本部長は町長とし、事務を総括する。副本部長は副町長及び教育長とし、本部長を補佐する。また、本部長に事故ある場合は、副本部長(第1順位:副町長、第2順位:教育長)がその職務を代理する。

部長に事故あるときは副本部長が、副本部長に事故あるときは部員のうち上席のものが代理する。

(4) 災害対策本部の設置場所

災害対策本部は、特別の場合(例えば町役場庁舎被災時)を除き、役場第1・第2会議室に設置するものとし、設置予定場所には、平時から通信施設等を整備し、本部設置の決定があれば直ちに使用できるようにしておくものとする。

また、町役場庁舎が損壊した場合には代替場所に災害対策本部を設置するものとする。

【対策本部設置の場所】

優先順位	指定場所	直通電話
第1順位	役場第1・第2会議室	0479-84-1211 (代)
第2順位	町民会館大ホール	0479-84-1358

【災害対策本部 各部の事務分掌】

項 目		事 務 分 掌
災害 対策 本部	本 部 室	1 災害予防及び災害応急対策等に関する基本方針の決定
		2 防災関係機関に対して協力を求めることの決定
		3 配備変更の決定
		4 その他重要事項の審議決定
	本部連絡員	1 本部室決定事項の各部への連絡
		2 各部相互間の連絡調整
		3 各種情報収集及び連絡
		4 各部の配備要員及び協力要員の把握

項 目	事 務 分 掌
環境防災部 (環境防災課)	1 災害対策本部員の動員に関する事 2 本部会議に関する事 3 災害関係職員の動員及び配置に関する事 4 避難指示等に関する事 5 被害状況の総括取りまとめに関する事 6 応急対策実施状況の総括取りまとめに関する事 7 町内避難場所の指定に関する事 8 県本部等への報告及び連絡に関する事 9 自衛隊派遣要請手続きに関する事 10 所轄消防組合との連絡調整に関する事 11 遺体の埋葬に関する事 12 ごみ及びし尿の処理に関する事 13 飲料水の供給確保に関する事 14 気象、その他の情報の収集伝達に関する事 15 自主防災組織に関する事 16 各部の協定締結の合議に関する事 17 分掌事務に関する各種協定の締結に関する事 18 災害救助法に関する事 19 各部に属さない事項に関する事
総務部 (総務課 議会事務局)	1 本部長及び副本部長の秘書に関する事 2 災害の記録及び広報に関する事 3 住民への情報伝達に関する事(防災行政無線、緊急速報メール、ホームページ等) 4 報道機関との連絡に関する事 5 議会との連絡調整に関する事 6 職員等の食料の確保及び勤務の支障に関する事 7 他自治体等からの応援職員への対応に関する事 8 町の業務継続に関する事 9 分掌事務に関する各種協定の締結に関する事 10 環境防災部の応援に関する事
企画空港部 (企画空港課)	1 共同利用施設(集落集会施設)の被害調査及び復旧に関する事 2 公共交通機関の情報収集及び調整に関する事 3 電算システム運用管理に関する事 4 分掌事務に関する各種協定の締結に関する事 5 他の各部の応援に関する事
財政部 (財政課 出納室)	1 災害関係予算に関する事 2 庁舎関係の被害調査及び復旧に関する事 3 町有財産の被害状況の把握に関する事 4 災害時活動車両の確保運用に関する事 5 災害時庁用電話の確保運用に関する事 6 災害資金の出納に関する事 7 義援金の受け入れ及び保管に関する事 8 緊急通行車両の申請に関する事 (災害対策基本法施行令第33条第1項) 9 分掌事務に関する各種協定の締結に関する事 10 他の各部の応援に関する事
税務部 (税務課)	1 避難所の開設、運営及び連絡調整に関する事 2 収容者、被災者に対する救助物資の給与又は貸与に関する事 3 被害家屋(土地)の調査把握に関する事 4 り災証明発行に関する事 5 町税の減免に関する事 6 被災者台帳の作成に関する事 7 分掌事務に関する各種協定の締結に関する事 8 他の各部の応援に関する事

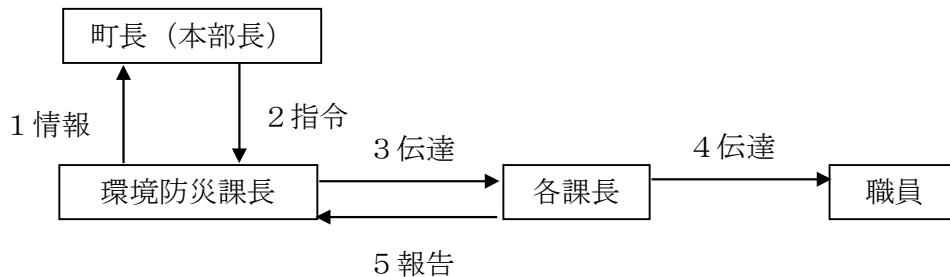
項 目	事 務 分 掌
住民部 (住民課)	1 避難所の運営補助に関すること 2 炊出し補助に関すること 3 災害派遣等従事車両証明書に関すること 4 災害見舞及び視察に関すること 5 分掌事務に関する各種協定の締結に関すること 6 他の各部の応援に関すること
産業部 (産業課 〔農業委員会〕)	1 食料及び生活物資の調達及び配給に関すること 2 燃料、器材・資材の調達に関すること 3 農林地・農林業施設の被害調査及び復旧に関すること 4 農産物の被害調査に関すること 5 農業団体との連絡に関すること 6 商工業者の被害調査、復旧及び融資に関すること 7 栗山川漁港等海岸地区の被害調査、復旧及び融資に関すること 8 町管理排水機場に関すること 9 農業委員会との連絡調整に関すること 10 分掌事務に関する各種協定の締結に関すること 11 り災証明発行に関すること（農産物及び農業施設） 12 他の各部の応援に関すること
都市建設部 (都市建設課)	1 道路、河川、橋梁等の被害調査及び道路、橋梁等の復旧に関するこ と 2 道路等における障害物の除去に関すること 3 交通規制の調整に関すること 4 町営住宅及び県営団地の被害調査及び町営住宅の復旧に関すること 5 応急仮設住宅の設置に関すること 6 建設業者との連絡調整に関すること 7 被災住宅の応急判定に関すること 8 水防に関すること 9 分掌事務に関する各種協定の締結に関すること 10 他の各部の応援に関すること
福祉部 (福祉課)	1 福祉避難所に関すること 2 福祉関係機関との連絡に関すること 3 災害弔慰金及び災害見舞金に関すること 4 災害時避難行動要支援者に関すること 5 分掌事務に関する各種協定の締結に関すること 6 他の各部の応援に関すること
健康こども部 (健康こども課)	1 医療救護に関すること 2 健康づくりセンターの被害調査及び復旧に関すること 3 医療機関との連絡調整に関すること 4 被災者の収容及び健康保持に関すること 5 避難所の栄養指導に関すること 6 感染症患者の収容及び消毒に関すること 7 防疫に関すること 8 遺体の処理及び安置に関すること 9 医薬品・医療資機材の備蓄に関すること 10 保育所(園)・認定こども園の被害調査及び復旧に関すること 11 応急保育計画に関すること 12 分掌事務に関する各種協定の締結に関すること 13 他の各部の応援に関すること
食肉センター部 (食肉センター)	1 食肉センターの被害調査及び復旧に関すること 2 分掌事務に関する各種協定の締結に関すること 3 他の各部の応援に関すること

項 目	事 務 分 掌
東陽病院部 (東陽病院)	1 病院の入院患者及び利用者の安全確保並びに病院施設の保安に関すること 2 医療救護に関すること 3 救護班の編成及び出動に関すること 4 医療物資の保管、調達に関すること 5 分掌事務に関する各種協定の締結に関すること 6 他の各部の応援に関すること
教育部 (教育課)	1 応急教育計画に関すること 2 被災児童生徒に関する教科書、学用品等の支給に関すること 3 小中学校施設の避難所使用調整に関すること 4 教育、その他管理施設の被害調査及び復旧に関すること 5 教員の動員に関すること 6 給食センターの被害調査及び復旧に関すること 7 炊出しに関すること 8 分掌事務に関する各種協定の締結に関すること 9 他の各部の応援に関すること
社会文化部 (社会文化課)	1 所管施設の避難所使用調整に関すること 2 所管施設の被害調査及び復旧に関すること 3 文化財の保護及び復旧に関すること 4 図書館の被害調査及び復旧に関すること 5 分掌事務に関する各種協定の締結に関すること 6 他の各部の応援に関すること
消防部 消防団 〔匝瑳市横芝光町 消防組合〕	1 消防団員の動員に関すること 2 消防計画の調整に関すること 3 消防機関の調整に関すること 4 消防施設の被害調査に関すること 5 災害の警戒防御に関すること 6 海岸・河川・堤防その他危険地域の警戒及び応急措置に関すること 7 災害発生情報の収集及び広報に関すること 8 災害に係る救助業務に関すること 9 避難者の誘導に関すること 10 行方不明者の捜索に関すること 11 分掌事務に関する各種協定の締結に関すること
協力部 (社会福祉協議会)	1 日赤千葉県支部医療班派遣に関すること 2 ボランティア活動に関すること 3 分掌事務に関する各種協定の締結に関すること 4 他の各部の応援に関すること

4 配備指令の伝達及び対応

【平常執務時の配備指令伝達及び対応】

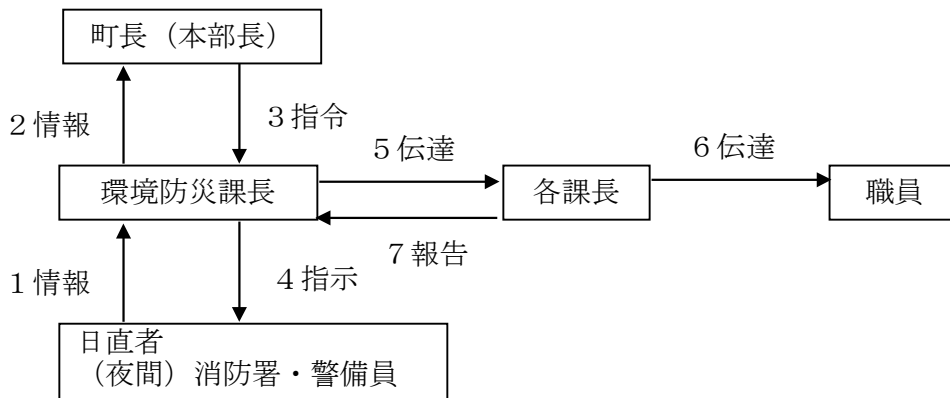
○庁内放送、電話等により行う。



※各課において、いつでも出動できる態勢で待機する。

【休日又は夜間の配備伝達及び対応】

○電話等により行う。



※日直者の職務

日直者は、次に掲げる情報を察知したときは、防災主管課長に連絡し、その指示により併せて関係職員に連絡するものとする。

- ・災害発生のおそれのある気象情報が防災関係機関から通報され、又は自ら覚知し緊急に応急措置を実施する必要があると認められるとき。
- ・災害が発生し、緊急に応急措置を実施する必要があると認められたとき。
- ・災害発生のおそれのある異常現象の通報があったとき。

5 非常登庁時の留意事項

- (1) 非常登庁の指示を受けた者は、被害状況を確認しながら、安全、かつ迅速な方法により登庁しなければならない。
- (2) 登庁した部員は、副部長に現着を報告し、副部長は部長に報告する。
- (3) 各部長は、現着要員のうち部の業務に従事する必要のある者は、部の業務に従事させ、他の部へ協力できる要員は各部で待機するよう指示し、状況を現着及び配備表により環境防災部長へ報告する。

6 自主登庁又は自主参集

勤務時間外に災害が発生し、電話等による伝達が不可能な場合の自主登庁又は自主参集は、次の方法によるものとする

(1) 自主登庁又は自主参集の実施

ラジオ、テレビ等で町域に係る災害関連情報が流れたとき、又は自宅付近の災害状況により被害が甚大だと予想されるときは、連絡の有無に係わらず職員は自主的に参集し、活動体制に定められた所定の体制をとる。

(2) 登庁時の注意

災害時の登庁について、災害応急活動に備え、次の事項に留意する。

ア 登庁時の手段……可能な限り、徒歩、自転車、バイク等による。

イ 服 装……応急活動に便利で安全な服装

ウ 持 参 物……災害初動マニュアル、職員証、食料、飲料水、帽子又はヘルメット、懐中電灯、軍手、携帯ラジオ、筆記用具、応急医薬品等、その他必要と思われるもの

エ 情 報 収 集……登庁経路での被害状況を記録し、その状況を災害対策本部、又は環境防災部に報告する。

(3) 参集途上の緊急処置

職員は、参集途上において事故等に遭遇したときは、人命の救助を第一として付近の住民に協力するとともに、消防署等へ通報するものとする。

(4) 登庁が不可能な場合

がれきや浸水等による道路の断絶、本人の負傷、負傷した家族等の保護等により登庁が不可能となった場合は、登庁が不可能な旨を所属長に連絡し、自宅待機とする。その後、災害状況の好転に伴い、登庁可能となった職員は、各所属課（所）に登庁する。

7 平常執務時の留意事項

平常執務時間に配備指令があったとき、各部長は、災害対応に従事する（できる）職員の状況を現着及び配備表により環境防災部長へ報告する。

8 初動期災害情報の収集

警察署、消防署及びその他防災関係機関と密な連携を図りながら、災害による被害発生状況等、初動対応に必要な情報収集を行う。

9 県・国の現地対策本部との連携

町長は、県の現地災害対策本部又は国の非常（緊急）災害現地対策本部との連携を図り、総合的な災害応急対策を効果的に実施する。

10 その他の留意事項

- (1) すべての部員は、退庁後又は休日等において災害発生のおそれがある場合には、常に気象情報その他に注意し、非常登庁の指示に備えるものとする。なお、部長及び副部長は、災害が発生した場合に直ちに対処できるよう、部員の動向の掌握に努める。
- (2) 本部長に事故あるときは副本部長が、部長に事故あるときは副部長が、副部長に事故あるときは部員のうち上席の者が代理する。

第3 災害救助法の適用手続き等

実施機関：環境防災部、福祉部

活動の詳細については、「第2編 地震・津波編」の第2章第1節「第3 災害救助法の適用手続き等」を準用する。

第2節 情報収集・伝達体制

実施機関：環境防災部、総務部、各部、防災関係機関

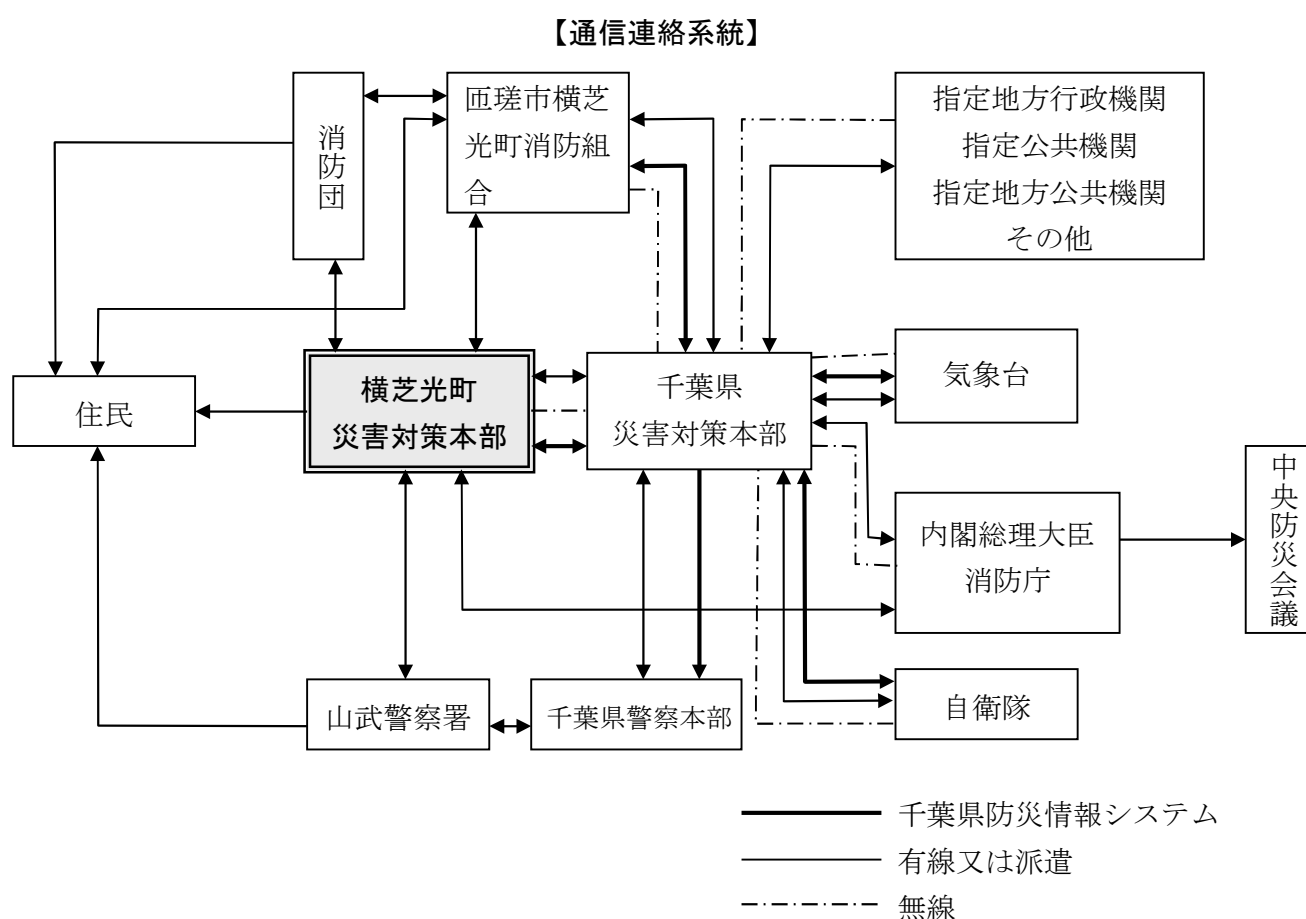
第1 通信体制

実施機関：環境防災部、総務部、各部、防災関係機関

災害が発生し、又は発生するおそれのある場合における気象注意報・警報等防災情報の伝達、及び被害状況等の収集その他災害応急措置等についての通信は、次により行う。

1 通信連絡系統図

災害時の情報連絡の流れは、次のとおりである。



2 通信連絡手段

(1) 気象警報、予報、情報及び通報の伝達

町長は、県から伝達された警報等を下記により住民に徹底する。

- ア 横芝光町防災行政無線
- イ 広報車
- ウ サイレン又は警鐘
- エ ホームページ
- オ その他速やかに住民に周知できる方法

(2) 被害報告及び災害情報

第2章第2節第3「被害情報等の収集・報告」に基づき、被害報告等を町から県の出先機関に、県の出先機関から県（本庁）に、県から関係省庁に報告する場合の通信手段は、下記によるものとし、報告系統は当該計画に定めるところによる。

【町から県の出先機関に報告する場合】

- ・千葉県防災情報システム
- ・千葉県防災行政無線
- ・一般加入電話
- ・電報

(3) 「災害時優先電話」、「非常・緊急通話」及び「非常・緊急電報」

ア 災害時優先電話

災害時における迅速な通信連絡を確保するため、町及び県等は、あらかじめ通信事業者に対し、電話番号を指定し届出て災害時優先電話としての承認を受けておくものとする。

イ 非常・緊急通話

(ア) 通信事業者

非常通話又は緊急通話は、東日本電信電話株式会社及び au（携帯電話）を利用することができる。

(イ) 接続順位

非常通話又は緊急通話は、他の手動接続通話に優先して取扱われ、非常通話相互間は、その通話の請求の順序により接続され、非常通話は緊急通話より優先的に接続される。

ウ 非常・緊急電報

非常電報又は緊急電報を発信するときは、東日本電信電話株式会社に依頼することとし、非常扱い電報（緊急扱い電報）である旨を告げる。

(4) 災害時における一般加入電話の調整

災害時における一般加入電話の円滑な運用を期するため、災害対策本部長は、出先機関の長と協議して通信系統の調整を図る。

(5) 通信施設が使用不能の場合における他の通信施設の利用

前記2の（2）に掲げる通信施設・通信手段をもって連絡することが不能の場合、また特に緊急を要する事態が生じたときで、他の通信施設を利用した方が速やかに連

絡できると認めた場合は、下記に掲げる機関の専用電話、若しくは無線等の通信施設を使用する。(災害対策基本法第57条、災害救助法第28条、水防法第27条、電波法第52条)

ア 県の無線通信施設(千葉県防災行政無線を除く)

イ 関東地方非常通信協議会の構成機関である次の機関の通信施設

(ア) 警察通信施設

(イ) 国土交通省関係通信施設

(ウ) 海上保安庁通信施設

(エ) 日本赤十字社千葉県支部通信施設

(オ) 東京電力パワーグリッド株式会社通信施設

(カ) 日本放送協会千葉放送局通信施設

(キ) 東京ガス株式会社通信施設

ウ 上記以外の機関又は個人の無線通信施設

(6) 災害時における放送及び緊急警報放送の要請

災害対策基本法第56条に規定する災害に関する通知、要請、伝達又は警告等で、ほかに手段がなく緊急を要する場合は、別に定める「災害時における放送要請に関する協定」により、日本放送協会千葉放送局、ニッポン放送、千葉テレビ放送、ベイエフエムに放送の要請を行う。

なお、町長が行う避難の指示等で緊急やむを得ない特別の事情がある場合は、別に定める「緊急警報放送の実施に伴う災害時の放送要請について」により、日本放送協会千葉放送局に緊急警報放送を行うよう求める。

(7) すべての通信施設が途絶した場合における措置

すべての通信施設が途絶した場合は、当該施設が直ちに復旧できる見込みである場合を除き、使者をもって連絡する。

(8) 被災通信施設の応急対策

ア 通信施設の所有者又は管理者は、通信施設の応急対策について計画を立てる。

イ 通信施設に被害を受けたときは、速やかに復旧に努めるとともに、他の通信施設の所有者又は管理者は、当該被災通信施設の機関の業務の通信について積極的に協力するよう努める。

(9) 非常通信の利用方法

ア 取扱対象用件

(ア) 人命の救助に関するもの。

(イ) 天災の予報(主要河川の水位を含む)及び天災その他の災害の状況に関するもの。

(ウ) 緊急を要する気象、地震、火山等の観測資料に関するもの。

(エ) 電波法第74条第1項の規定に基づく実施の指令に関するもの。

(オ) 非常事態に際しての事態の収拾、復旧、交通制限、その他の秩序の維持又は非常事態に伴う緊急措置に関するもの。

(カ) 暴動に関する情報連絡及びその緊急措置に関するもの。

(キ) 非常災害時における緊急措置に関するもの。

- (ク) 遭難者救護に関するもの。
- (ケ) 非常事態発生の場合における列車運転、鉄道輸送に関するもの。
- (コ) 鉄道路線、道路、電力設備、電信電話回路の破壊又は障害の状況及びその修理復旧のための資材の手配及び運搬、要員の確保その他緊急措置に関するもの。
- (サ) 中央防災会議、同事務局、非常災害対策本部、地方防災会議及び災害対策本部相互間に受発する災害救援その他緊急措置に関すること。
- (シ) 災害救助法第24条及び災害対策基本法第71条第1項の規定に基づき知事から医療、土木建築工事又は輸送関係者に対して発する従事命令に関するもの。

イ 非常通報の発信資格

非常通報は無線局の免許人が自ら発受するほか、次に掲げる者からの依頼に応じて発受するものとし、この場合は「非常」の旨を表示して差し出すものとする。

- (ア) 官公庁（公共企業体を含む）
- (イ) 中央防災会議及び同事務局並びに非常災害対策本部、地方防災会議及び災害対策本部
- (ウ) 日本赤十字社
- (エ) 消防長会及び消防協会
- (オ) 電力会社
- (カ) 地方鉄道会社

ウ 取扱費用

非常通報はなるべく無料として取扱う。

エ 非常通信文

電報頼信紙その他適宜の用紙に、下記の順序で電報形式又は文書形式（通常の文書体で記載するもの）で書き、次の事項を記載すること。

- (ア) あて先の住所氏名（又は名称、職名）及び電話番号
- (イ) 種類（文書形式のものは「非常」電報形式のものは「ヒゼウ」と記載すること。）
- (ウ) 本文

一通の本文の字数は、200字以内、通常の文書体の場合は、カタカナに換算してなるべく200字以内であること。ただし、通数には制限はないものとする。

- (エ) 通報文の余白に発信者の住所、氏名及び電話番号を記載すること。

オ 依頼方法

最寄りの無線局（国、県、県警察及び民間等の無線局）に非常通報を持参して依頼すること。

ただし、急を要する場合は電話で依頼することもできる。なお、非常災害発生のおそれがある場合はあらかじめ無線局と緊密な連絡をとっておくこと。

(10) 関東地方非常通信協議会

非常災害時の有線電話途絶時等において、災害情報の収集・伝達等に係る非常通信の円滑な運営を期することを目的として、県内の無線施設を有する県内の官公民機関及びこれを利用する地方公共団体等で組織されている。（事務局：関東総合通信局無線通信部陸上第二課）

協議会においては平素から、非常通信の運用の計画及び実施、非常通信の訓練の計画及び実施、また非常通信に関する研究等に努めており、災害時の通信確保に万全を期している。

第2 気象注意報・警報等の伝達及び気象業務の整備計画

実施機関：環境防災部、総務部

1 気象注意報・警報等の伝達

(1) 町長の伝達

町長は、受領した注意報・警報等を町地域防災計画の定めるところにより住民に周知を図る。

なお、特別警報については、気象業務法第15条の2第4項により、義務化されていることから、住民への速やかな情報伝達を図る。

(2) 異常現象発見の際の手続き

ア 災害対策基本法第54条の規定に基づき災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、直ちにその旨を町長又は警察官若しくは海上保安官に通報する。

イ 通報を受けた警察官又は海上保安官は、その旨を速やかに町長に通報する。

ウ 上記ア及びイにより通報を受けた町長は、直ちに下記の機関に通報する。

(ア) 銚子地方気象台

(イ) その災害に関係のある近隣市町村

(ウ) 最寄りの県出先機関（地域振興事務所、土木事務所）及び警察署

2 気象通報組織の整備

(1) 注意報・警報

ア 注意報・警報の種類

(ア) 注意報：気象・水象等により被害が予想される場合

注意報の種類		発表及び解除
気 象 注 意 報	風 雪 注 意 報	北西部 千葉中央 千葉市、市原市 印旛 成田市、佐倉市、四街道市、八街市、印西市、白井市、 富里市、印旛郡 東葛飾 市川市、船橋市、松戸市、野田市、習志野市、柏市、 流山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市、浦安市
	強 風 注 意 報	
	大 雨 注 意 報	
	大 雪 注 意 報	
	濃 霧 注 意 報	
	雷 注 意 報	
	乾 燥 注 意 報	
	着氷（雪）注意報	
	低 温 注 意 報	
	霜 注 意 報	
高 潮 注 意 報 波浪注 洪水注 浸水注 地面現象注意報		北東部 香取・海匝 銚子市、旭市、匝瑳市、香取市、香取郡 山武・長生 茂原市、東金市、山武市、山武郡、長生郡 南部 君津 木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市 夷隅・安房 館山市、勝浦市、鴨川市、南房総市、いすみ市、 夷隅郡、安房郡

(イ) 警報：気象・水象等により重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合

警報の種類		発表及び解除
気 象 警 報	暴 風 警 報 暴 風 雪 警 報 大 雨 警 報 大 雪 警 報	北西部 千葉中央 千葉市、市原市 印旛 成田市、佐倉市、四街道市、八街市、印西市、白井市、 富里市、印旛郡 東葛飾 市川市、船橋市、松戸市、野田市、習志野市、柏市、 流山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市、浦安市
高 潮 警 報 波浪警 洪水警 浸水警 地面現象警		北東部 香取・海匝 銚子市、旭市、匝瑳市、香取市、香取郡 山武・長生 茂原市、東金市、山武市、山武郡、長生郡 南部 君津 木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市 夷隅・安房 館山市、勝浦市、鴨川市、南房総市、いすみ市、 夷隅郡、安房郡

全般海上警報	気象庁本庁が行う。
地方海上警報	関東海域については気象庁本庁が行う。

イ 注意報・警報の取扱い

(ア) 注意報及び警報の切替え、解除

注意報及び警報は、新たな注意報又は警報が行われたときに切替えられ、解除されるまで継続するものとする。注意報及び警報の一部を変えるとき又は新しい事項を追加する必要がある場合は、新たな注意報又は警報を行い切替えるものとする。

注意報・警報の必要がなくなった場合は、その注意報・警報を解除するものとする。

(イ) 地面現象注意報・警報、浸水注意報・警報の取扱い

この注意報・警報は、気象注意報・警報に含めて行い、この注意報・警報の標題は用いない。

(ウ) 水防活動用気象注意報・警報の取扱い

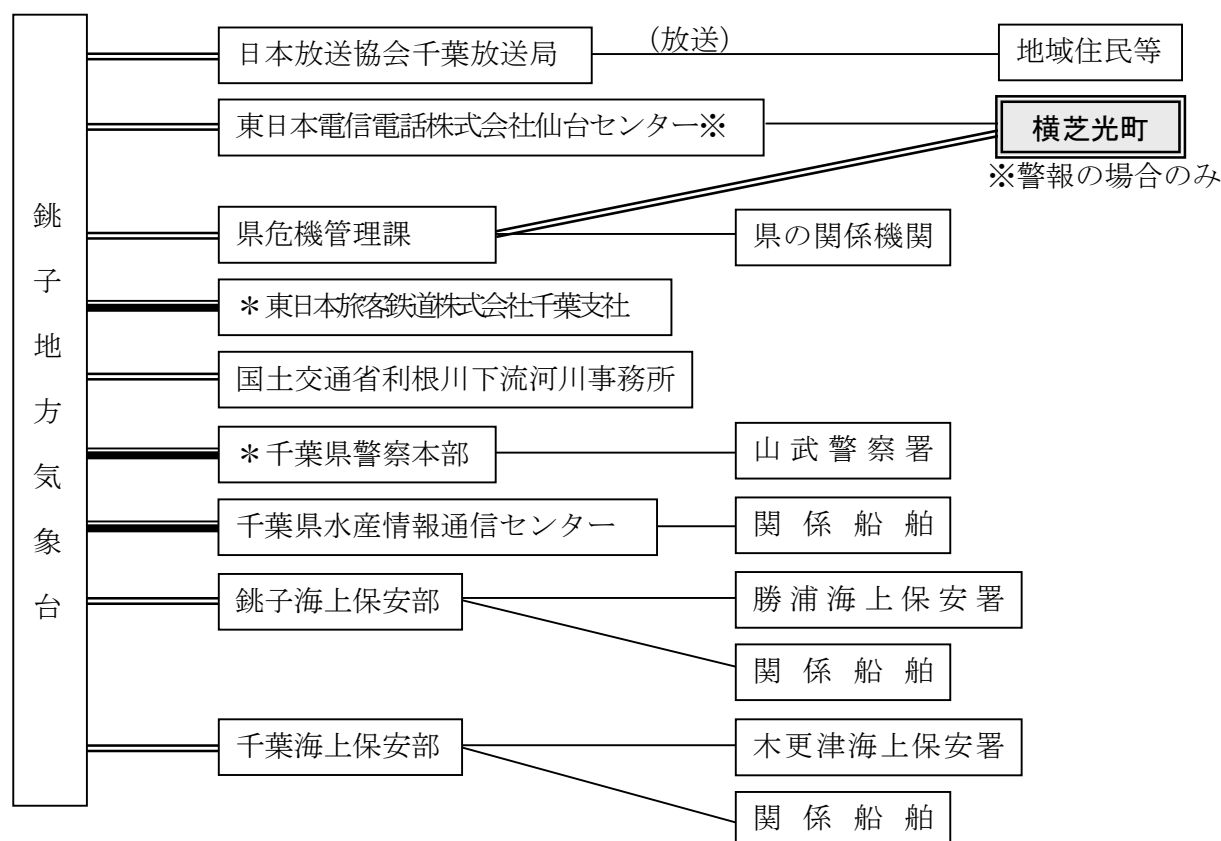
水防活動の利用に適合する予報及び警報は、次の表に掲げる種類ごとに注意報・警報をもって代えるものとする。

水防活動用注意報・警報	代用する注意報・警報
水 防 活 動 用 気 象 注 意 報	大 雨 注 意 報
水 防 活 動 用 気 象 警 報	大 雨 警 報
水 防 活 動 用 高 潮 注 意 報	高 潮 注 意 報
水 防 活 動 用 高 潮 警 報	高 潮 警 報
水 防 活 動 用 洪 水 注 意 報	洪 水 注 意 報
水 防 活 動 用 洪 水 警 報	洪 水 警 報

(エ) 土砂災害に対する一層の警戒を伝える警報等の発表について

気象庁では、防災対策により効果的に利用できる警報等の発表のため、重大な土砂災害の危険性が高まった場合には、タイトルのあとに重要変更という字句を挿入し警報を切替えて発表する。また警報等の見出しや本文に「ここ数年間で最も土砂災害の危険性が高くなっています」等具体的な表現を用いることにより、土砂災害に対するより一層の警戒を呼びかけることとしている。

ウ 注意報・警報等の伝達系統図



==== 法令（気象業務法等）による通知

==== 行政協定、地域防災計画等による伝達

- 1 伝達は、銚子地方気象台から県庁までの伝達は「防災情報提供システム等」により行う。
- 2 障害等により上記1の通信経路が途絶した場合は、代替経路として、千葉県防災行政無線及びNTT公衆回線等で行う。
- 3 ※気象業務支援センターを経由

（2）土砂災害警戒情報

土砂災害警戒情報は、気象業務法第11条及び災害対策基本法第55条に基づき銚子地方気象台と千葉県が共同発表するものである。

ア 土砂災害警戒情報の目的

大雨警報発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度がさらに高まった時、市町村長が避難指示等を発令する際の判断や住民の自主避難を支援することを目的とする。

イ 特徴及び利用に当たっての留意点

土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度を降雨に基づいて判定し、発表されるもので、個別の災害発生箇所、時間、規模等を詳細に特定するものではないことに留意する必要がある。また、発表は土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり等については、発表の対象とされない。

いことに留意する。

ウ 発表対象地域

千葉県内の市町村毎に発表する。ただし、土砂災害危険箇所のない浦安市、九十九里町、白子町、長生村は除く。

エ 発表基準

(ア) 警戒基準

大雨警報が発表中であり、降雨の実況及び数時間先までの降雨予測値を基に作成した指標が当該情報の発表基準に達した場合。

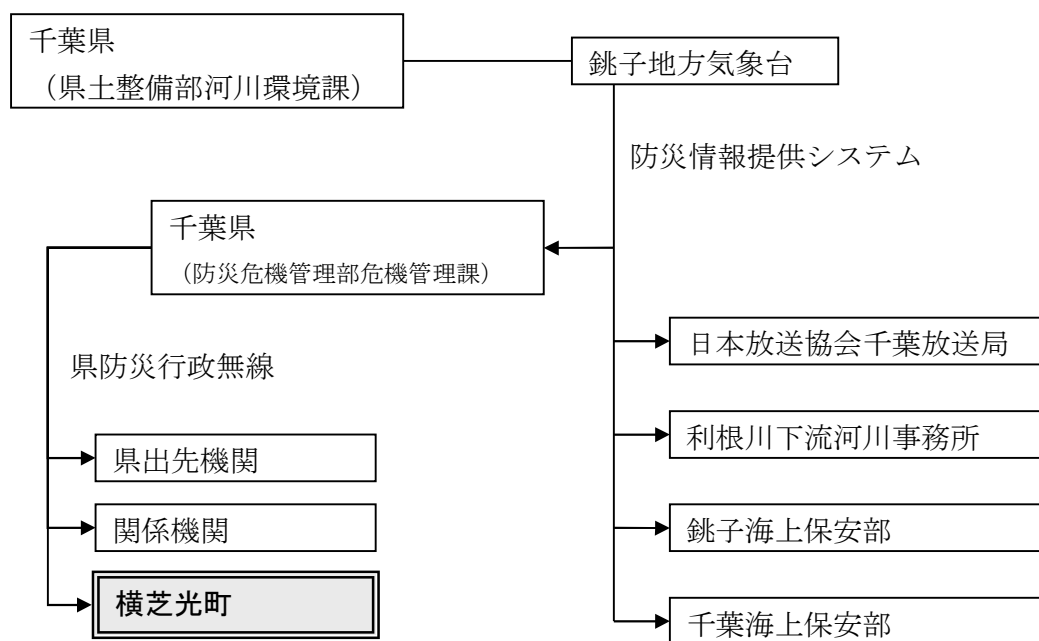
(イ) 警戒解除基準

降雨の実況値を基に作成した指標が発表基準を下回り、短時間で再び発表基準に達しないと予想される場合。又は、無降水時間が長時間続いているにもかかわらず、指標が発表基準を下回らない場合は、千葉県と銚子地方気象台が協議のうえ解除できる。

(ウ) 暫定基準

地震や火山噴火等で現状の基準を見直す必要があると考えられる場合は、千葉県と銚子地方気象台は「千葉県地震等発生時の暫定基準」に基づき取り扱う。

オ 伝達体制



(3) 気象情報

気象等の予報に関係のある台風、その他の気象現象等についての情報を、一般及び防災関係機関に対して、具体的かつ速やかに発表する。

発表形式は、標題、発表年月日時、気象官署名、見出し、本文の順序とする。

(4) 火災気象通報

この通報は、消防法（昭和23年法律第186号）第22条第1項の規定により行う通報で、火災の危険があると認めたときは、銚子地方気象台がその状況を千葉県知事に

通報するものである。

火災気象通報の基準は、次のとおりである。

ア 実効湿度が60%以下で最小湿度が30%以下になる見込みのとき。

イ 平均風速13m/s以上の風が吹く見込みのとき。

ただし、降雨（雪）を伴うときは、火災気象通報を行わない事がある。

（注）基準値は気象官署の値（ただし、銚子地方気象台は15m/s以上）

（5）鉄道気象通報

この通報は、気象庁総務部長と、鉄道気象連絡会会長との間で交わされた鉄道気象通報に関する基本協定（昭和63年3月1日）に基づき、銚子地方気象台長と鉄道気象連絡会部会長との間で交わされた地方協定（昭和63年3月17日）により、銚子地方気象台から千葉地方部会の機関へ次の事項を通報する。

ア 気象警報

イ 気象注意報

ウ 気象情報

エ 台風情報

また、千葉県地方部会の機関から銚子地方気象台へ次の事項を通報する。

ア 鉄道気象観測報

イ 鉄道災害報

（6）電力気象通報

この通報は、気象庁長官と電力気象連絡会会長との間に取り交わされた電力気象通報の取扱いに関する申し合せ（昭和46年3月25日）に基づき、適合する通報業務等の協同実施に関する覚書により、電気事業施設の気象災害防止、水力資源の保全及び電力需給の調整に資するため、気象庁から電力関係機関に対し、次の事項を通報する。

ア 雷雨に関する情報

イ 台風、大雨等気象現象に関する情報

ウ 雨及び雪に関する情報

エ その他必要とする事項

なお、千葉県の通報担当官署は気象庁本庁である。

（7）漁業気象通報

この通報は、銚子地方気象台長と千葉県知事との間に取り交わされた千葉県漁業無線気象通報に関する協定により、気象官署が県水産情報通信センターに対し、同センターと交信している漁船が行動する海域に関して、次に掲げる事項を通報する。

ア 波浪予防

イ 気象、波浪、高潮の注意報及び警報

ウ 地方海上警報

エ 気象概況及び気象実況

オ 気象情報及び台風情報

カ 津波予報及び情報

キ 漁船からの気象照会に対する応答

(8) 大気汚染気象通報

この通報は、千葉県の公害防止担当機関に対し、大気汚染防止に必要な気象状況及び気象予報に関する次の通報を行う。

ア 大気汚染気象予報

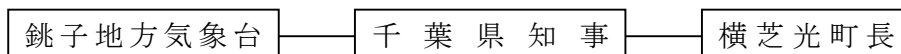
イ スモッグ気象情報

(9) 気象警報通報

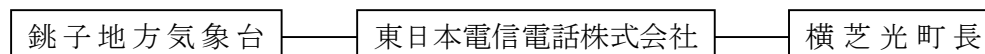
この通報は、気象業務法（昭和27年6月2日法律第165号）第15条に基づき、気象警報を住民に対して、迅速かつ確実に周知徹底させることを目的としている。

ア 通報系統

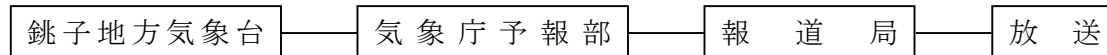
(ア) 千葉県知事



(イ) 東日本電信電話株式会社



(ウ) 日本放送協会



(エ) その他警察庁、海上保安庁、国土交通省、県等の県内機関及び報道関係等に通報する。

イ 東日本電信電話株式会社への電文は下記のとおり

気象警報	暴風警報	ボウフウ
	暴風警報解除	ボウフウカイジョ
	暴風雪警報	ボウフウセツ
	暴風雪警報解除	ボウフウセツカイジョ
	大雨警報	オオアメ
	大雨警報解除	オオアメカイジョ
	大雪警報	オオユキ
	大雪警報解除	オオユキカイジョ
高潮警報	高潮警報	タカシオ
	高潮警報解除	タカシオカイジョ
波浪警報	波浪警報	ハロウ
	波浪警報解除	ハロウカイジョ
洪水警報	洪水警報	コウズイ
	洪水警報解除	コウズイカイジョ

3 気象観測網の整備

(1) 気象庁観測所

県内には、銚子地方気象台、千葉測候所の気象官署がある。また、特別地域観測所として館山、勝浦、地域気象観測所として香取、横芝光、茂原、牛久、我孫子、船橋、佐倉、木更津、鴨川、坂畑が、地域雨量観測所として鋸南、大多喜、東庄がある。

(2) 部外観測所

東日本旅客鉄道株式会社千葉支社は、雨量観測箇所及び表示装置を整備している。
県では、雨量テレメータ観測所及び河川の水位テレメータ観測所を整備している。

4 気象観測機器の保守・点検

災害を防止するために必要な観測機器は、平時、異常気象時においても必要な観測を継続するため、気象官署においては上級官署と緊密な連携のもとに保守点検を行い、その機能維持に努める。

5 注意報・警報実施基準

昭和62年6月1日から注意報・警報の地域細分発表を実施した。
平成14年3月1日から注意報・警報発表区域の二次細分化を実施した。
平成14年6月1日から大雨及び洪水注意報・警報基準値を改正した。
平成16年4月1日から注意報・警報二次細分区域を変更した。
平成20年5月28日から大雨、洪水及び高潮注意報・警報基準値を改正した。
平成21年6月2日から大雨、洪水注意報・警報基準値を改正した。
平成22年5月27日から、県内各市町村を対象とした気象警報・注意報の発表を実施した。
平成25年8月30日から特別警報の運用を開始した。
平成26年3月13日から大雨注意報・警報基準値を改正した。
平成28年11月17日から大雪注意報・警報基準値を改正した。
平成29年7月7日から大雨、洪水注意報・警報基準値を改正した。
平成30年5月30日から大雨、洪水注意報・警報基準値を改正した。
令和元年5月29日から大雨、洪水注意報・警報基準値を改正した。

(1) 気象官署が発表する警報・注意報の基準

令和3年6月8日現在 発表官署 銚子地方気象台

横芝光町	府県予報区		千葉県		
	一時細分区域		北東部		
	市町村等をまとめた地域		山武・長生		
警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	19	
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	138	
	洪水	流域雨量指数基準		栗山川流域=47.5	
		複合基準		－	
		指定河川洪水予報による基準		－	
	暴風	平均風速	陸上	20m/s	
			海上	25m/s	
	暴風雪	平均風速	陸上	20m/s 雪を伴う	
			海上	25m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 20cm		
	波浪	友義波高	6.0m		
	高潮	潮位	1.5m		
注意報	大雨	表面雨量指数基準	9		
		土壌雨量指数基準	87		
	洪水	流域雨量指数基準	栗山川流域＝26		
		複合基準	栗山川流域＝（6, 16.4）		
		指定河川洪水予報による基準	－		
	強風	平均風速	陸上	13m/s	
			海上	15m/s	
	風雪	平均風速	陸上	13m/s 雪を伴う	
			海上	15m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	12 時間の降雪の深さ 10cm		
	波浪	有義波高	2.5m		
	高潮	潮位	1.0m		
	雷	落雷等により被害が予想される場合			
	融雪				
	濃霧	視程	陸上	100m	
			海上	500m	
	乾燥	最小湿度 30%で、実効湿度 60%			
	なだれ				
	低温	夏季（最低気温）：銚子地方気象台で 16℃以下の日が 2 日以上継続 冬季（最低気温）：銚子地方気象台で－ 3℃以下、千葉特別地域気象観測所で－5℃以下			
霜	4 月 1 日～ 5 月 31 日 最低気温 4℃以下				
着氷・着雪	著しい着氷（雪）が予想される場合				

土壌雨量指数：土壌雨量指数は、降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。

流域雨量指数：流域雨量指数は、降雨による洪水災害発生の危険性を示す指標で、対象となる地域・時刻に存在する流域の雨水の量を示す指数。

複合基準：表面雨量指数および流域雨量指数の組み合わせによる基準値。

（2）記録的短時間大雨情報

気象庁は、1時間に100mm以上の猛烈な雨を観測した場合、記録的短時間大雨情報を発表する。

（3）特別警報

気象庁は、警報の発表基準をはるかに超える豪雨や大津波等が予想され、重大な災害の危険性が著しく高まっている場合、特別警報を発表し、最大限の警戒を呼びかける。

特別警報が対象とする現象は、東日本大震災における大津波や伊勢湾台風の高潮、平成23年台風第12号の豪雨等が該当する。

第3 被害情報等の収集・報告

実施機関：環境防災部、総務部、各部、防災関係機関

被害情報等の迅速・的確な把握は、あらゆる応急対策活動の基本となるものである。このため、町、県及び防災関係機関は、災害が発生した場合又は発生が予想される場合は、相互に緊密に連携して迅速かつ的確な情報収集・報告活動を行う。

1 被害情報等の収集報告系統

活動の詳細については、「第2編 地震・津波編」の第2章第2節第4「1 被害情報等の収集報告系統」を準用する。

2 県への災害情報の報告

活動の詳細については、「第2編 地震・津波編」の第2章第2節第4「2 県への地震災害情報の報告」を準用する。

3 町が実施する情報収集報告

本町の地域に災害が発生したとき、又は発生が予想されるときは、速やかに被害情報等を収集し、千葉県防災情報システム及び、電話・ファクシミリ又は防災行政無線により県本部事務局（危機管理課）に報告する。ただし、県に報告できない場合にあっては、国（総務省消防庁）に報告するものとし、事後速やかに県に報告する。なお、一定規模以上の火災・災害等については、「火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防災第267号）」により、第1報等について県と併せて国（総務省消防庁等）に報告する。

また、同時多発火災等により消防機関に通報が殺到したときは、その旨を国（総務省消防庁）及び県に報告する。

4 収集報告に当たって留意すべき事項

- (1) 人的被害、住家被害、住民避難、火災の発生・延焼の状況等、災害応急対策を実施する上で重要かつ緊急性の高い情報は、他の情報に優先して収集・報告する。
- (2) 被害等の調査・報告に当たっては、防災関係機関及び内部の連絡を密にし、調査漏れや重複等が無いよう十分留意するとともに、被害数値等の調整を図る。
- (3) 町は、情報報集の迅速・正確を期するため、情報の収集・連絡に係る組織、設備、要領等の整備を図っておくものとする。特に発災初期の情報は、住民組織を通じて直ちに通報されるよう体制を整えておく。
- (4) 町は、被害が甚大なため被害状況の収集及び報告が困難なとき、又は被害等の調査に専門的な知識や技術を必要とするときは、県等に応援を求めて実施する。
- (5) 町は、被災世帯・被災人員等の把握に当たっては、現地調査のほか、住民基本台帳等と照合し、正確を期する。

5 勤務時間内における国及び県への連絡方法

活動の詳細については、「第2編 地震・津波編」の第2章第2節第4「7 勤務時間内における国及び県への連絡方法」を準用する。

6 勤務時間外における国及び県への連絡方法

活動の詳細については、「第2編 地震・津波編」の第2章第2節第4「8 勤務時間外における国及び県への連絡方法」を準用する。

7 報告責任者の選任

活動の詳細については、「第2編 地震・津波編」の第2章第2節第4「5 報告責任者の選任」を準用する。

第4 災害時の広報

実施機関：総務部

活動の詳細については、「第2編 地震・津波編」の第2章第2節「第5 災害時の広報」を準用する。

第3節 水防計画

実施機関：環境防災部、総務部、都市建設部、消防部、産業部、県、土地改良区、各施設管理者

第1 水防の目的

実施機関：環境防災部、総務部、都市建設部、消防部、産業部、県、土地改良区、各施設管理者

千葉県水防計画に基づき、洪水、津波、又は高潮等による水災を警戒、防ぎよし、これによる被害を軽減する目的をもって、町内の各河川、海岸に対して水防上必要な監視、警戒、予防、警報、通信、連絡、輸送等を行う。また、水防のための消防機関等の活動、県及び防災関係機関との協力、応援及び水防に必要な器具、資材及び設備の整備運用等を実施する。

なお、横芝光町は、千葉県指定水防管理団体には含まれていない。

(注) 洪水、津波又は高潮とは、地震による堤防の漏水・沈下等の場合を含んでいる。

第2 水防の責任

実施機関：環境防災部、総務部、都市建設部、消防部、県、土地改良区

1 町及び水防管理団体

町及び水防管理団体は、水防計画並びに各々の水防計画に基づき、管轄区域内の水防を十分に果たすべき責任を有する。

2 千葉県（水防本部）

県（水防本部）は、管下の各水防管理団体が行う水防が十分行われるように指導及び確認すべき責任を有する。

3 千葉県知事

知事は、指定した河川、湖沼又は海岸について、洪水又は高潮等により相当の損害を生ずるおそれがあると認めたときは水防警報を発し、防災関係機関に通知する。

4 一般住民

常に気象状況、水防状況等に注意し、水防が予想される場合は、自らの安全の確保を最優先するとともに、地域で共に助け合い、水防に協力する。

第3 安全配慮

実施機関：環境防災部、消防部

洪水、津波又は高潮のいずれにおいても、水防活動従事者の安全確保に留意して水防活動を実施する。避難誘導や水防作業の際も、水防活動従事者の安全は確保しなければならない。特に、津波は発生地点から当該沿岸までの距離に応じて“遠地津波”と“近地津波”に分類され、消防団団員等の避難に利用可能な時間は異なる。従って、活動時は情報収集を確実にを行い、あくまでも自分自身の避難時間を確保した上で活動するよう徹底する。

なお、津波対策の詳細は、「第2編 地震・津波編」に記載している。

【水防活動従事者の安全確保のために配慮すべき事項】

- ・水防活動時にはライフジャケットを着用する。
- ・水防活動時の安否確認を可能にするため、通常のもので不通の場合でも利用可能な通信機器を携行する。
- ・水防活動時には、ラジオの携行等、最新の気象情報を入手可能な状態で実施する。
- ・水防活動は、原則として複数人で行う。

第4 水防活動

実施機関：環境防災部、総務部、都市建設部、消防部、土地改良区、施設管理者

1 町及び水防管理団体の措置

災害発生時には、河川等の堤防の決壊又は放流による洪水の発生が予想されるため、防衛体制を強化する。

また、水防活動に当たって環境防災部、都市建設部、消防機関は、堤防等の施設管理者、警察署、消防の各機関等との連携を密にし、避難及び被災者の救出に重点をおく。

2 施設管理者の措置

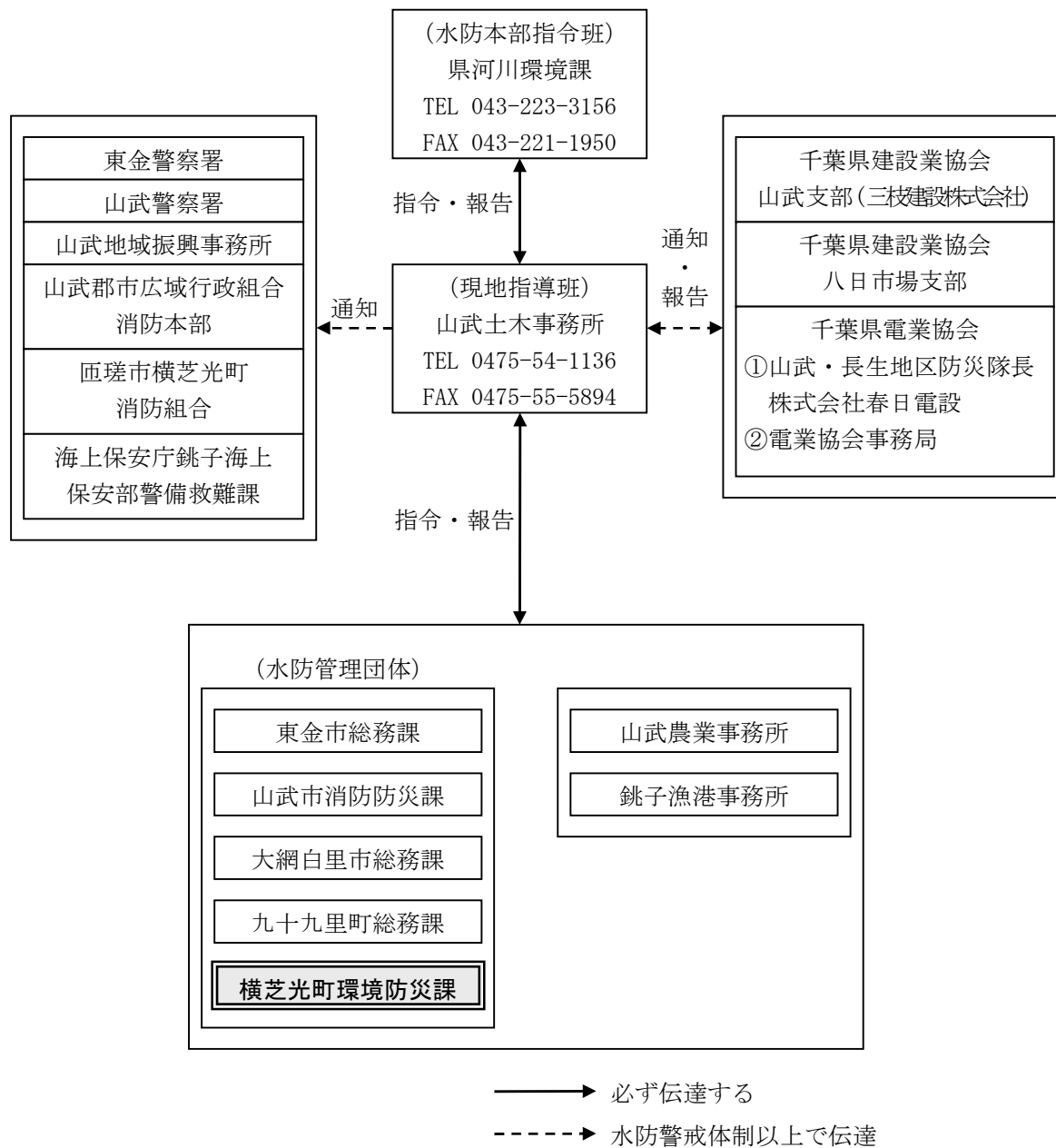
堤防、水門等の管理者は、災害発生後直ちに施設の巡視、点検を行い、被害の有無、予想される危険等を把握し、必要に応じて防災関係機関及び地域住民に周知する。また、水門等の操作体制を整え状況により適切な開閉等の措置を講じる。

3 水防警報の周知

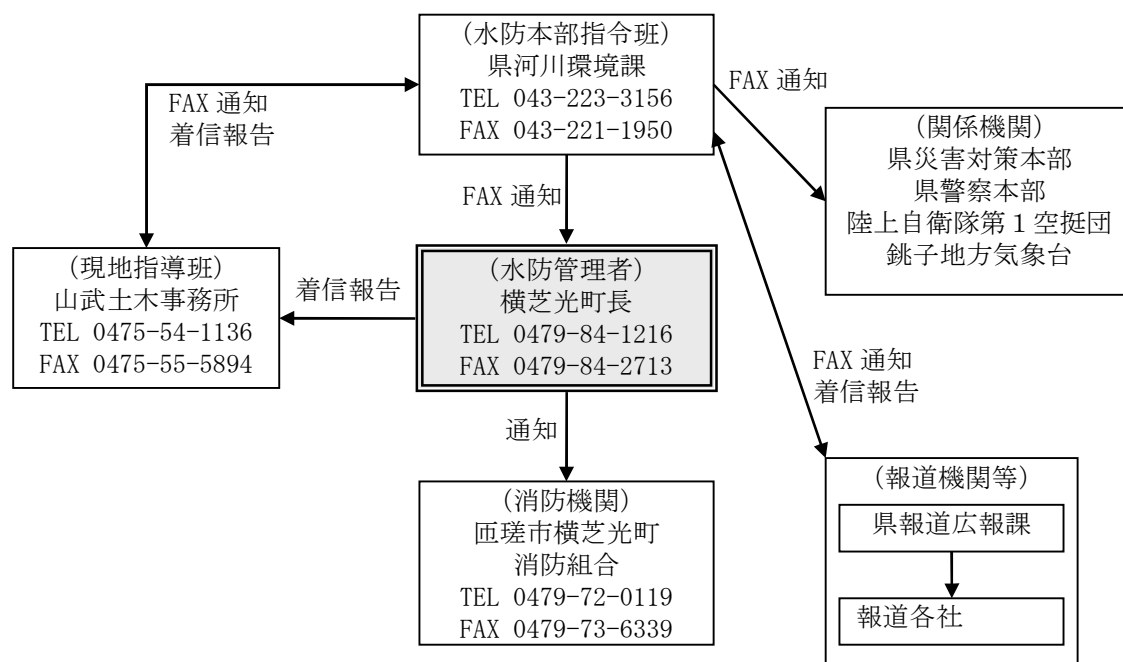
県から水防警報が発せられたときは、「第2節 情報収集・伝達体制」に基づいて、速やかに地域住民及び防災関係機関に周知する。

4 情報伝達系統

(1) 水防本部水防指令情報伝達系統



(2) 栗山川はん濫警戒情報の伝達系統図



5 千葉県知事が行う水位情報の通知及び周知

河 川 名	二級河川 栗山川
観 測 所 名	芝崎
所 在 地	山武郡横芝光町横芝 1028-1
零点高 (m)	TP-0.038
水防団待機 (通報) 水位 (m)	2.00
はん濫注意 (警戒) 水位 (m)	2.50
はん濫危険 (特別警戒) 水位 (m)	3.10

第4節 避難計画

実施機関：環境防災部、総務部、企画空港部、税務部、住民部、都市建設部、福祉部、教育部、社会文化部、消防部、各部、県、県警察、海上保安部、自衛隊

町は、風水害等による災害に際し、住民等を安全な場所に避難させ、人的被害の軽減を図る。この際、高齢者、障害者等の避難行動要支援者の安全避難について、特に留意する。

第1 計画内容

実施機関：環境防災部、税務部、住民部、福祉部、教育部、社会文化部

活動の詳細については、「第2編 地震・津波編」の第2章第3節「第1 計画内容」を準用する。

第2 実施機関

実施機関：環境防災部、税務部、住民部、福祉部、教育部、社会文化部、県、県警察、海上保安部、自衛隊

1 避難の指示等

避難の指示を発すべき権限のある者として第1次的な実施責任者である町長が実施する。

また、町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合は、知事が行うものとする。(災害対策基本法第60条)

- (1) 町長(災害対策基本法第60条)
- (2) 知事(災害対策基本法第60条第6項)
- (3) 警察官又は海上保安官(災害対策基本法第61条、警察官職務執行法第4条)
- (4) 水防管理者(町長《水防法第29条》)
- (5) 知事又はその命を受けた県職員(水防法第29条、地すべり等防止法第25条)
- (6) 災害のため派遣を命ぜられた部隊等の自衛官(その場に警察官、海上保安官がいない場合に限る。《自衛隊法第94条》)

2 避難所の設置

活動の詳細については、「第2編 地震・津波編」の第2章第3節第2「2 避難所の設置」を準用する。

第3 避難の指示等

実施機関：環境防災部、総務部、県、県警察、海上保安部、自衛隊

1 避難の指示等の実施

災害時における住民等の生命又は身体の保護のため、又は災害の拡大防止のために特に必要があると認められるときは、本節第2の1に掲げる者は、関係法令の規定やガイドラインに基づき、次により避難の指示等を行うものとする。

(1) 町長の措置

ア 町長は、火災、崖崩れ、高潮等の事態が発生し、又はその拡大のおそれがあり、住民等の生命身体の危険を及ぼすと認めるときは、危険地域の住民等に対し、速やかに避難のための立ち退きの指示等を行い、指示等を行ったときは知事へ報告する。

また、洪水等、土砂災害、高潮については、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にし、対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき行動がわかるように伝達するなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。

また、避難のための立ち退きを行うことによりかえって生命身体に危険が及ぶおそれがあると認められるときは、「屋内安全確保」等の安全確保措置を指示する。

町長は、避難指示等の発令区域・タイミング、指定緊急避難場所、避難経路等の住民の避難誘導等警戒避難体制をあらかじめ計画するものとする。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるものとする。

町長は、避難の指示等を行う場合、気象台や河川管理事務所等の国の機関や県に対し、災害に関する情報等の必要な助言を求めることができる。

ただし、災害の発生により町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、町が実施すべき立ち退きの指示等に関する措置の全部又は一部を知事が町長に代わって実施する。

イ 町長は、避難行動要支援者等、自力での避難に時間を要する住民に対して特に配慮するものとし、国が作成した「避難情報に関するガイドライン」に基づき、洪水や内水氾濫、土砂災害、高潮に対しては5段階の警戒レベルを導入する。

また、洪水予報河川・水位周知河川以外の河川について、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、事前に河川管理者と相談の上、一定の水位を設定し、具体的な避難指示等の発令基準を策定することとする。

ウ 町長は、住民に対する避難のための準備情報の提供や指示等を行うにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、緊急安全確保・避難指示等を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における準備情報の提供に努めるものとする。

町は、災害の状況に応じて避難指示等を発令した上で、避難時の周囲の状況等により、「近隣の安全な場所」への移動や、「屋内安全確保」といった適切な行動を住民がとれるように努めるものとする。

(2) 警察官等の措置

警察官及び海上保安官は、災害の発生により、住民等の生命、身体に危険を及ぼすおそれのある事態が発生し、町長が措置をとることができないと認めるとき、又は町長から要求があったとき、直ちに当該地域住民に避難のための立ち退きを指示する。

警察官及び海上保安官は、住民等の生命、身体に危険が切迫していると自ら認めるときは、直ちに当該地域住民等に避難のための立ち退きを指示するものとする。

なお、立ち退きを指示した場合は、直ちに町長へ通知する。

(3) 自衛官の措置

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害により危険な事態が生じた場合で、警察官及び海上保安官がその場にはいないときは、危険な場所にいる住民に当該区域からの退去を命じることができる。

(4) 知事の措置（水防法第29条、地すべり等防止法第25条）

知事は洪水又は高潮の氾濫及び地すべりにより著しく危険が切迫していると認めるときは危険な区域の住民に対し避難のための立ち退きを指示する。

2 高齢者等避難、避難指示又は緊急安全確保の内容

町長等が高齢者等避難、避難指示又は緊急安全確保を行う場合は、状況の許す限り次の各号に掲げる事項を明らかにして、これを行う。

- (1) 避難対象地域
- (2) 避難先
- (3) 避難経路
- (4) 高齢者等避難、避難指示又は緊急安全確保の理由
- (5) その他必要な事項

3 避難の措置と周知

活動の詳細については、「第2編 地震・津波編」の第2章第3節第3「3 避難の措置と周知」を準用する。

第4 避難誘導の方法

実施機関：環境防災部、都市建設部、福祉部、消防部

活動の詳細については、「第2編 地震・津波編」の第2章第3節「第4 避難誘導の方法」を準用する。

第5 避難所の開設

実施機関：環境防災部、税務部、住民部、教育部、社会文化部、企画空港部

1 開設の方法

避難場所に避難した被災者のうち、住居等を喪失する等引き続き救助を要する者、及びそのおそれのある者に対して、避難所を開設し収容保護するものとする。なお、被災者のプライバシーと安全の確保、衛生管理に努めるとともに、高齢者や障害者をはじめとする要配慮者や女性への配慮、ペット対策等についても適切に対応するよう努める。

また、避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れる方策について定めるよう努める。

- (1) 町は、避難所を設置する必要があるときは、あらかじめ指定している学校、集会所、共同施設、その他の公共建物等を避難所として開設するものとするが、これらの施設のみでは収容能力に不足が生じるときは、野外にテント又は応急仮設住宅を設置し、対応する。さらに、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等要配慮者に配慮し、被災地以外にあるものも含め、旅館やホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努める。なお、避難所の開設が予定される施設については、風水害等に対する安全性を確保するとともに、対象地域の被災住民を収容できる規模をもって適切に配置するよう努める。

また、学校等の避難所については、学校施設の応急復旧マニュアル等の周知を図り、学校職員等が被災時の施設の状況を速やかに把握できるよう努める。

- (2) 町は、本来の施設管理者の監督のもと、住民の自主防災組織やボランティア組織と協力して避難所の効率的な管理運営がなされるよう、県が策定した「災害時における避難所運営の手引き」及び「災害時における避難所運営の手引き～新型コロナウイルス感染症への対応編～」を参考とし、避難所ごとの運営マニュアルの策定を促進する。また、その作成に当たっては、施設管理者と協議する。
- (3) 大規模な災害が発生し、多くの住民が長期にわたり避難生活を送る際には、自主防災組織等の避難者が中心となって避難所を運営する方法に移行するものとする。なお、被災者等による避難所の自主的運営を行うに当たっては、町職員や施設管理者、ボランティアが運営を支援する。
- (4) 町は、避難所を管理運営する場合、男女双方の要望や意見を反映するため、男性ばかりでなく女性を管理運営者に含める。また、避難所における女性への配慮としては、更衣室やトイレ等施設の利用上の配慮、女性相談窓口や女性専用の物資配付等、運営上の配慮等に努める。なお、女性相談窓口の開設・運営に当たっては、男女共同参画センター等を積極的に活用する。
- (5) 町は、被災者の健康状態の把握、栄養指導、衛生状態の保持等の健康管理に努めるものとする。

- (6) 町は、在宅避難者や、やむを得ない理由により指定避難所に滞在できない車中・テント泊等の被災者の所在地、ニーズ等の情報の早期把握に努めるとともに、必要な物資の配布、保健医療サービスの提供、情報の提供等必要な支援の実施に努める。特に車中泊の被災者に対しては、深部静脈血栓症/肺塞栓症（いわゆるエコノミークラス症候群）の予防のため、健康相談や保健指導を実施する。
- (7) 町は、ペットとの同行避難に備えて、「災害時における避難所運営の手引き」を参考に、ペットの収容場所を確保するとともに、飼い主の責任を明確化し、他の避難者とのトラブル等が起きないようにルール作成に努める。
- (8) 町は、状況により避難生活が長期化するような場合に備え、基本的な生活に対応できる環境を整えるために必要な資機材の備蓄や、速やかに調達できる体制の整備に努める。主なものとしては、炊き出しのための調理設備や器具、燃料、洗濯機等、畳・パーティション、仮設風呂・シャワー等である。また、季節対策として、寒さ対策や暑さ対策等、季節の移り変わりにも柔軟に対応できる環境づくりに努める。
- (9) 町は、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。なお、平常時から、感染症対策に必要なパーティション等の物資確保及び設置訓練に努めるものとする。
- (10) 町は、避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。
- (11) 町は、避難所を開設した場合には、各避難所との情報連絡を密にし、避難者の氏名や家族構成等の情報を、逐次、コンピュータ等を活用して整理、把握するよう努めるとともに、広報や問い合わせに適切に対応するものとする。なお、避難所に名簿の掲示を行う等、避難者情報の広報については、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れのある者等が含まれる場合には、その加害者等に居所が知られることのないようにするなど、個人情報の取り扱いに注意するとともに、あらかじめ避難者から情報公開についての同意を得る等、適切に対応するよう努める。

2 災害救助法適用の場合の経費内容及び限度額等

活動の詳細については、「第2編 地震・津波編」の第2章第3節「第7 災害救助法適用の場合の避難所設置のための経費内容及び限度額等」を準用する。

第6 広域避難

実施機関：環境防災部、税務部、住民部、教育部、社会文化部、消防部

活動の詳細については、「第2編 地震・津波編」の第2章第3節「第6 広域避難」を準用する。

第5節 避難行動要支援者等の安全確保対策

実施機関：税務部、住民部、都市建設部、福祉部、教育部、社会文化部、消防部、協力部、 各施設管理者

町は、風水害により、住民の避難を要する地域が数多く出た際に、被災者の安全な場所への避難に必要な可能な限りの措置をとり、被災者の生命、身体の安全の確保に努める。

特に、災害時に支援を必要とする避難行動要支援者については、町で策定する「避難行動要支援者避難支援プラン」等に基づき、災害時の避難誘導をはじめ、避難生活についても考慮し、安全確保に努める。

活動の詳細については、「第2編 地震・津波編」の第2章「第6節 避難行動要支援者等の安全確保対策」を準用する。

第6節 救助救急・医療救護活動

実施機関：環境防災部、総務部、産業部、都市建設部、健康こども部、東陽病院部、教育部、消防部、県、県警察、関東東北産業保安監督部、関東運輸局、海上保安部、各施設管理者、事業者

消防機関、水防機関、危険物施設管理機関及び救助・救急のための関係機関は、災害から住民の生命・財産を守り、被害を最小限にするために、全力を尽くす。また、災害により多数の傷病者が生じた場合や医療機関が被害を受け混乱する等、住民生活に著しい影響があるときは、県は防災関係機関と緊密に連携をとりながら、被災者の医療救護に万全を期する。

第1 救助・救急

実施機関：消防部、県警察

1 活動体制

活動の詳細については、「第2編 地震・津波編」の第2章第7節第2「1 活動体制」を準用する。

2 救助・救急活動

(1) 救助・救急活動

ア 活動の原則

救助・救急活動は、救命処置を要する重症者を最優先とする。

イ 出動の原則

救助・救急を伴う場合は、努めて救急隊と他隊が連携して出動するものとし、救助の伴わない場合は救急隊のみとし、次の優先順位により出動する。

(ア) 小規模な救助・救急事象が併発している場合は、救命効率の高い事象を優先する。

(イ) 傷病者に対する救急処置は、救命の処置を必要とする事象を優先する。

(2) 救急搬送

ア 傷病者の救急搬送は、救命処置を要する者を優先とする。なお、搬送に際しては、医療関係車両のほか、必要に応じて県へ要請し、ヘリコプターにより行う。

イ 救護所等から後方医療施設への移送は、被災状況の推移を勘案して他機関との協力体制のもとに行う。

(3) 傷病者多数発生時の活動

ア 災害の状況等を判断し、安全かつ活動容易な場所に現場救護所を設置し、救助隊、医療チームと密接な連携を図り、効果的な救護活動を行う。

イ 救護能力が不足する場合は、消防団員、自主防災組織等に医療機関への自主的な輸送協力を求める等、防災関係機関との連絡を密にし、効率的な活動を行う。

3 救助・救急資機材の調達

活動の詳細については、「第2編 地震・津波編」の第2章第7節第2「2 救助・救急資機材の調達」を準用する。

第2 水防活動

実施機関：環境防災部、総務部、産業部、都市建設部、消防部、県

水害等の発生における水防活動については、同章第3節「水防計画」による。

第3 危険物等の対策

実施機関：環境防災部、教育部、消防部、県、県警察、関東東北産業保安監督部、関東運輸局、海上保安部、施設管理者、事業者

活動の詳細については、「第2編 地震・津波編」の第2章第7節「第4 危険物等の対策」を準用する。

第4 医療救護活動

実施機関：環境防災部、総務部、健康こども部、東陽病院部、県

活動の詳細については、「第2編 地震・津波編」の第2章第7節「第5 医療救護活動」を準用する。

第7節 警備・交通の確保・緊急輸送対策

実施機関：環境防災部、財政部、住民部、都市建設部、消防部、県、県警察、県公安委員会、国、海上保安部、自衛隊

発災時には、さまざまな社会的混乱及び交通の混乱が予想される。このため住民の生命、身体、財産の保護を図るため、各種犯罪の予防、取締り、交通秩序の維持等について万全を期するものとする。また、災害時に予想される交通渋滞等を考慮して、被害者の救援・救護活動や緊急物資の輸送に対応するための緊急輸送ネットワークの整備に努める。

第1 災害警備計画

実施機関：県警察、海上保安部

1 災害警備

(1) 基本方針

県警察は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、他の防災関係機関と連携のもと、人命の保護を第一に被災者の救出救助、交通規制、各種犯罪の予防及び取締り、その他社会秩序の維持に当たるものとする。

(2) 警備体制

県警察は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、その規模に応じ指揮体制を確立し、災害警備活動を行う。

ア 署現地対策本部

大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合等に設置

イ 署対策室

災害発生のおそれがある場合及び被害程度が小規模の場合等に設置

ウ 署連絡室

県内に、大雨、洪水、暴風・高潮警報が発表された場合、又は台風が接近・上陸するおそれがある場合に設置

(3) 災害警備活動要領

ア 要員の参集又は招集

イ 気象情報及び災害情報の収集及び伝達

ウ 装備資機材の運用

エ 通信の確保

オ 救出及び救護

カ 避難誘導及び避難地区の警戒

キ 警戒区域の設定及び被害の拡大防止措置

ク 災害の拡大防止と二次災害の防止

- ケ 報道発表
- コ 行方不明者の捜索及び迷子等の保護
- サ 死傷者の身元確認、遺体の収容
- シ 交通対策（現場周辺の交通規制及び緊急交通路の確保）
- ス 地域安全対策（犯罪の予防・取締り、相談活動）
- セ 協定に基づく防災関係機関への協力要請
- ソ その他必要な応急措置

2 海上保安部（署）非常配備等計画

大規模海難等の発生が予想される場合においては、海上保安庁非常配備規則に基づき、次の段階に分けて発令するとともに、海上における犯罪の予防及び鎮圧、人命及び財産の保護、海洋汚染の防止に対処する。

（1）警戒配備（注意体制）

管内に、大規模海難等に至らない海上における災害の発生が予想される時は、緊急に事前の措置を実施し、これに備える態勢を確立するため、要員の増強、通信の強化及び巡視船艇・航空機を待機、又は出動させる等の措置を実施する。

（2）非常配備

大規模な海難、その他海上における災害であって、社会的に著しく影響の大きい事態の発生が予想される時は、非常配備乙を発令するとともに、緊急に事前の措置を実施し、これに備える態勢を確立するため、要員の増強、対策の検討、通信の強化及び巡視船艇・航空機を待機、又は出動させる等の措置を実施する。

（3）警備要領

ア 海上における治安の確保及び海上における遭難者（陸上から流れ出した漂流者を含む）の救助作業は、所属巡視船艇あるいは他の海上保安部署からの応援派遣船艇、航空機をもって実施する。救護を必要とする者については、対策本部及び医療機関等と連絡を密にして、早急に引渡し、場合によっては医師、看護師等が所属巡視船艇に直接乗船して救護に当たる。

イ 災害時の救助活動を行うに際し、海上自衛隊との任務分担及び情報の交換については、海上自衛隊横須賀地方隊と第三管区海上保安本部との海上における災害派遣に関する地方協定によるものとする。

第2 交通対策計画

実施機関：環境防災部、財政部、住民部、都市建設部、消防部、県、県警察、県公安委員会、国、自衛隊

1 災害時における危険箇所

道路に関わる災害時の危険箇所として、道路に隣接する斜面の土砂崩れによる被害や栗山川に架かる橋の被害等が考えられる。

2 被災施設の応急対策方法

(1) 交通支障箇所の調査

道路管理者は、その管理する道路について、災害時における危険箇所をあらかじめ調査し、把握しておくとともに、災害が発生した場合に当該道路の被害の状況を調査の上報告する。

(2) 調査及び報告

道路管理者は、調査の結果、支障箇所を発見した場合は、下記の要領により報告する。

ア 道路管理者は、管理する道路について支障箇所を発見したときは、速やかにその路線名・箇所・拡大の有無・う回路線の有無その他被災の状況等を町長に報告する。

イ 町長はアによる報告を受けたときは、その状況を直ちに山武土木事務所に報告する。

3 交通規制

(1) 道路管理者による通行禁止又は制限

道路管理者は、道路法第46条の規定により、道路の破損、欠壊、その他の事由により交通が危険であると認められる場合は、道路の構造を保全、又は交通の危険を防止するため、区間を定めて道路の通行を禁止、又は制限する。

(2) 公安委員会の交通規制

ア 公安委員会は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図る等必要があると認めるときは、道路交通法（昭和35年法律第105号）第4条の規定に基づき、道路における交通の規制を行う。

イ 公安委員会は、県内又は隣接・近隣都県の地域に係る災害が発生するか、まさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、災害対策基本法第76条の規定により、緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止、又は制限する等、緊急交通路の確保に当たる。

(3) 警察署長の交通規制

警察署長（高速道路交通警察隊長を含む。）は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図る等必要があると認められるときは、道路交通法第5条又は第114条の3の規定により、道路における交通の規制を行う。

(4) 警察官の交通規制等

ア 警察官は、道路の損壊、交通事故の発生、その他の事情により、道路において交通の危険、又は交通の混雑が生じるおそれがあり、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るためやむを得ないと認めるときは、必要な限度で道路交通法第6条又は第75条の3の規定により、交通の規制を行う。この場合、信号機の表示する信号にかかわらず、これと異なる意味を表示する手信号等を行うことができる。

イ 警察官は、通行禁止区域等（前記（2）イにより通行を禁止、又は制限されている道路の区間又は区域をいう。）において車両その他の物件が、緊急通行車両の通行の妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認

めるときは、当該車両その他の物件の移動、その他必要な措置を命ずることができる。この場合、警察官の命令に従わなかったり、運転者等が現場にいないために命ずることができないときは、警察官が、自らその措置を取り、やむを得ない限度において当該車両その他の物件を破損することができる。

(5) 自衛官及び消防吏員の措置命令・措置等

ア 自衛官及び消防吏員（以下「自衛官等」という。）は、災害対策基本法第76条の3第3項及び第4項に基づき、警察官がその場にいない場合に限り、前記（4）イの職務の執行について行うことができる。

イ 自衛官等は、前項の命令・措置をとったときは、直ちにその旨を警察署長に通知する。

(6) 海上保安部（署）の海上交通規制

ア 港内及び航路付近の障害物の状況及び船舶交通の輻輳状況に応じ、必要のある場合には航行制限を実施するものとする。また、東京湾海上交通センターは海上交通情報の提供、航路管制及び巡視船艇により航路航行船舶の交通整理を実施するものとする。

イ 航行制限の実施及び航路標識の流失、移動、消灯等については、発生の都度、水路通報又は管区航行警報の他、海の安全情報等により周知を図るとともに、航路標識については応急復旧の措置をとるものとする。

4 道路啓開

道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者（本節において「道路管理者等」という。）は、被害を受けた道路について、被災者の救護活動や緊急物資の輸送に対処するため、特に「緊急輸送道路一次路線」など交通上重要と認められる路線を最優先に（一社）千葉県建設業協会と密接な連携を図りながら路上の障害物除去や応急復旧などの道路啓開活動を行う。

また、管理する道路に放置車両や立ち往生車両が発生した場合に、災害応急対策の実施に著しい支障が生じる恐れがあり、かつ、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、次の事項に留意し、必要な措置を講じるものとする。

なお、道路管理者等は、あらかじめ住民等に対し、災害時において、災害対策基本法第76条の6に基づき、車両の移動等を命じる道路区間の指定が行われた場合は、車両の移動等が行われることがあることを周知するものとする。

(1) 緊急車両の通行ルート確保のための放置車両対策

緊急車両の通行を確保する緊急の必要がある場合、道路管理者等は区間を指定して以下を実施する。

- ・緊急車両の妨げとなる車両の運転者等に対して移動を命令
- ・運転者の不在時等は、道路管理者等自ら車両を移動（その際は、やむを得ない限度での破損を容認）

(2) 土地の一時使用

(1)の措置のため、やむを得ない場合、道路管理者等は、他人の土地の一時使用、竹木その他の障害物の処分ができる。（沿道での車両保管場所の確保）

（３）関係機関、道路管理者間の連携・調整

知事は、町に対し、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、特に必要があると判断されるときは、必要な措置をとることを指示することができる。

5 緊急通行車両の確認等

（１）緊急通行車両の確認

ア 車両の使用者は、知事又は公安委員会に対し、当該車両が緊急通行車両（道路交通法第39条第1項の緊急自動車、災害応急対策の的確かつ円滑な実施のため、その通行を確保することが特に必要な車両）であることの確認を求めることができる。

イ 前記アにより確認したときは、知事又は公安委員会は、当該車両の使用者に対し、災害対策基本法施行規則第6条に定める標章及び確認証明書を交付する。

ウ 前記イにより交付を受けた標章は、当該車両の助手席側の内側ウインドガラス上部の前面から見やすい箇所に貼付する。

なお、証明書は必ず携行し、警察官等から提示を求められたときは、これを提示する。

エ 届出に関する手続きは、別に定める。

（２）緊急通行車両の事前届出・確認

ア 公安委員会は、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関（以下「指定行政機関等」という。）が保有する車両等で、災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために使用するものについて、緊急通行車両に該当するかどうかの審査を行う。

イ 公安委員会は、前記アにより緊急通行車両に該当すると認められるものについては、届出済証を交付する。

ウ 届出済証の交付を受けた車両については、警察本部、警察署又は交通検問所に当該届出済証を提出して、前記（１）アの確認を受けることができる。この場合においては、確認審査を省略して前記（１）イの標章及び確認証明書を交付する。

エ 事前届出・確認に関する手続きは、別に定める。

6 規制除外車両の確認等

（１）規制除外車両

緊急通行車両以外の社会生活の維持に不可欠な車両又は公益上通行させることがやむを得ないと認められる車両を、交通規制の対象から除外する車両（以下「規制除外車両」という。）とし、公安委員会の意思決定に基づき通行禁止の対象から除外する。

（２）規制除外車両の確認

規制除外車両の確認は、前記5（１）を準用する。

(3) 規制除外車両の事前届出・確認

緊急通行車両とならない車両であって

- ・ 医師・歯科医師、医療機関等が使用する車両
- ・ 医薬品・医療機器・医療用資材等を輸送する車両
- ・ 患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）
- ・ 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両

については、規制除外車両の事前届出制度の対象とする。事前届出・確認は、前記5(2)を準用する。

7 交通情報の収集及び提供

(1) 交通情報の収集は、オートバイその他の機動力を活用して行う。

(2) 交通情報の提供は、交通情報提供装置を活用し、道路情報センター及び報道機関の協力を得て行う。

第8節 救援物資供給計画

実施機関：環境防災部、総務部、財政部、税務部、住民部、産業部、都市建設部、
教育部、各部、県、公共職業安定所、山武郡市広域水道企業団、八匠水道企業団

災害時に被災者の人心の安定を図るため、迅速かつ円滑な飲料水・食料・生活必需品の供給活動並びに救護物資・要員等の輸送を行うための輸送車両、緊急輸送道路等の確保を行う。

町は、大規模災害時において、通信の途絶や市町村機能の低下等により、要請活動が困難になる場合も想定し、要請を待たずに物資供給を行う、いわゆる「プッシュ型」支援等により必要な物資を確保することも視野に入れた活動体制をとる。

第1 応急給水

実施機関：環境防災部、総務部、山武郡市広域水道企業団、八匠水道企業団

災害により飲料水や炊事のための水の供給を受けることができない者に対し、給水車による運搬給水等を実施する。

1 実施機関

活動の詳細については、「第2編 地震・津波編」の第2章第9節第1「1 実施機関」を準用する。

2 給水基準

活動の詳細については、「第2編 地震・津波編」の第2章第9節第1「2 給水基準」を準用する。

3 水道事業者による飲料水の供給

活動の詳細については、「第2編 地震・津波編」の第2章第9節第1「5 水道事業者による飲料水の供給」を準用する。

4 災害救助法による飲料水の供給

災害救助法を適用した場合の飲料水の供給は、同法及びその運用方針によるが、その概要は次のとおりである。

(1) 飲料水供給の方法

応急給水は拠点給水を原則とし、被害の状況に応じて運搬給水及び仮設給水を実施する。

(2) 飲料水の供給期間

災害発生の日から7日以内とする。

(3) 広報

被災時における応急給水方法、給水拠点場所、飲料水調達方法及び水質について適切な広報活動を実施する。

(4) 供給のために支出できる費用

飲料水の供給を実施するため支出できる費用は、水の購入費のほか、給水及び浄水に必要な機械器具の借上費、修繕費、燃料費並びに薬品及び資材費であり、当該地域における通常の実費とする。

5 補給水利及び応急給水用資機材の現況

活動の詳細については、「第2編 地震・津波編」の第2章第9節第1「7 補給水利及び応急給水用資機材の現況」を準用する。

6 水道施設の応急復旧

災害時は各施設とも被害を受けることが予想されるので、速やかに応急復旧を行う。

なお、被災事業体のみで対応できない場合は、「千葉県水道災害相互応援協定」に基づき応援を得て、応急復旧を行う。

(1) 風水害

ア 配電線等に被害が生じたときは、自家用発電機を運転し、電力会社（営業所等）へ施設の復旧を依頼するとともに、他系統水源による給水の確保を行う。

イ 配水管の被害については、付近の制水弁を閉鎖して断水区域を極力小範囲とし、応急復旧を行う。

(2) 火災

水道施設の大部分は地下に埋設されており、直接被害を受けるのは各家庭の給水立ち上り等であるので、指定給水装置工事事業者等関係会社の協力を求め、極力漏水を防止するとともに臨時給水栓を設置する。

(3) 落雷

落雷により浄水場等の配電線及び電気機器に被害が生じたときは、自家用発電機を運転し、電力会社（営業所）へ施設の復旧を依頼するとともに、他系統水源による給水の確保を行う。

第2 食料・生活必需品等の供給体制

実施機関：税務部、住民部、産業部、教育部

町は、災害により食料の配給販売機関等がまひした時や、住家の被害により自宅で炊飯等ができない被災者に対し、応急的な炊出しを行う。

1 食料の配布

(1) 実施機関

- ア 町長は、災害時、被災者に対して食料の供給を行う。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、町長はこれを補助する。
- イ 町長は、災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、知事を行う救助の実施を待つことができないときは、救助に着手する。
- ウ 町長は、町内で対応が不可能であると判断した場合は、近接市町村、県、国及びその他防災関係機関の応援を得て実施する。

(2) 調達方法

- ア 町の備蓄倉庫から食料を配給する。
- イ 町内の関係業者等から食料の調達を行う。
- ウ 食料が不足する場合は、県に供給要請を行う。
- エ 県内市町村に対し、協定に基づく食料の供給応援要請を行う。

(3) 炊出しその他による食品給与の方法

- ア 炊出しその他による食品の給与は、米穀、乾パン又は一般食料品店等から購入した弁当、パン等により行い、給与に当たっては被災者が直ちに食することができる現物を給する。
- イ 米穀による炊出し給与は、町長が赤十字奉仕団等の協力を得て、避難計画に基づく避難場所にて炊出し等を実施する。
- ウ 炊出し給与のための調味料、副食等は町の関係業者から調達し、これを充てる。
ただし、町において調達が不可能又は必要数量を確保できないため、その補給について県が要請を受けたときは、町長に代わって知事が関係業者から調達し、補給する。

(4) 災害救助法適用の場合の食品供給計画

- ア 炊出しその他による食品給与の経費及び限度額（災害救助法施行細則別表第1）

(ア) 経費内容

主食費、副食費、燃料費及び雑費である。

(イ) 限度額（令和2年1月31日現在）

(ア)の経費のうち雑費を除く合計額が1人1日当たり1,160円以内とする。

- イ 炊出しその他による食品給与の期間（災害救助法施行細則別表第1）

炊出しその他による食品給与の期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、被災者が一時縁故先等へ避難する場合には、この期間内に3日分を現物により支給する。

ウ 政府米の調達を要するときは、次により処理する。

町長は、災害発生に伴い、給食を必要とする米穀の数量を知事に要請する。

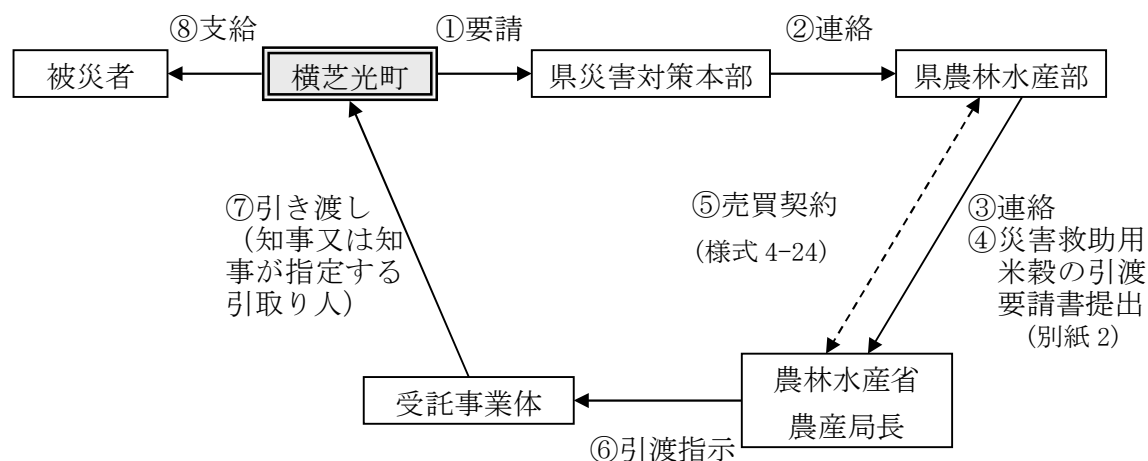
知事が、農林水産省農産局長（以下「農産局長」という。）に対し、当該米穀を買い受ける場合には、米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年5月29日付け21総食第113号総合食料局長通知）の規定に基づき、知事は、農産局長と売買契約を締結したうえで、農産局長と販売等業務委託契約を締結している受託事業体から当該米穀の引き渡しを受ける。

町が直接、農産局長に連絡した場合は、必ず県に報告することとし、県はこれを受けて農産局長に連絡する。

【政府所有米穀の受渡し系統図】

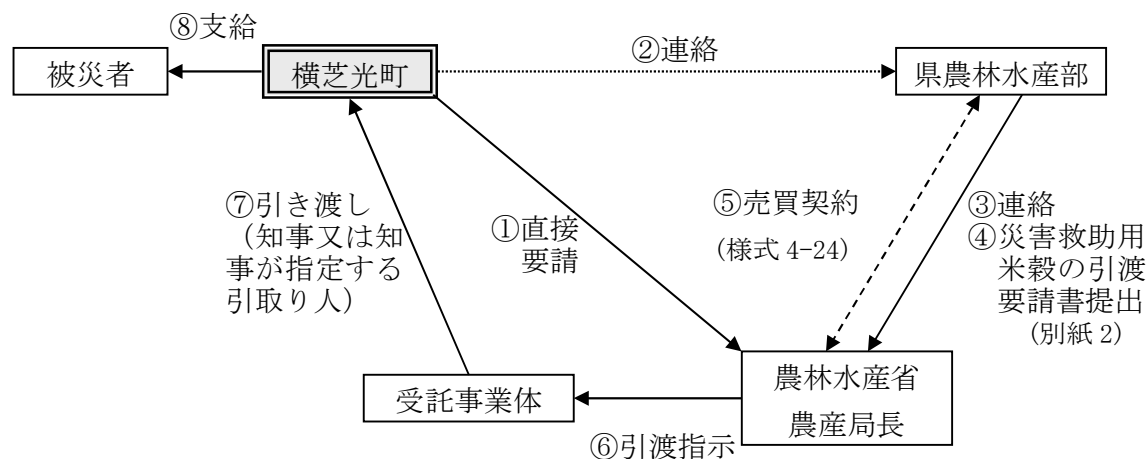
①町からの要請を受け、県が農林水産省農産局長に要請する場合

県は、町から米穀の供給要請を受けた時に、県から農林水産省農産局長に要請し、売買契約（様式4-24）を締結する。



②町が直接、要請した場合

町が直接、農林水産省農産局長に供給要請した場合は、必ず県に報告することとし、県はこれを受けて農林水産省農産局長に連絡する。



2 衣料・生活必需品等の供給体制

災害のため住家に被害を受け、日常生活に欠くことのできない被服、寝具、その他の衣料品及び生活必需品を喪失、又はき損し、日常生活を営むことが困難である者に対し、一時の急場をしのぐ程度の被服、寝具その他の衣料品及び生活必需品を給与又は貸与する。

(1) 実施機関

ア 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、町長が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、町長はこれを補助する。

イ 町長は、災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、知事が行う救助の実施を待つことができないときは、救助に着手する。

ウ 知事は、災害救助法が適用された場合においても、救助を迅速に行う必要があると認めるときは、町長に救助を行わせることができる。

エ 町長は、町内で処理不可能な場合は、近隣市町村、県、国その他の防災関係機関の応援を得て実施する。

(2) 災害救助法による救助

災害救助法を適用した場合の給与又は貸与基準は、同法及びその運用方針によるが、その概要は次のとおりである。

ア 給与又は貸与品目

寝具、外衣、肌着、身の回り品、炊事道具、食器、日用品及び光熱材料とする。

イ 給与又は貸与限度額

千葉県防災危機管理部防災政策課監修の当該年度版「災害救助の手引き」参照。

(3) 小災害対策

災害救助法の適用に至らない災害（火災を含む）により住家が全壊（全焼、焼失）、半壊（半焼）、床上浸水の被害を受けた世帯に対し、被害区分に応じて毛布、敷布等の見舞品を支給する。

この業務は、日本赤十字社千葉県支部が行っている。

(4) 物資調達計画

町長は、町地域防災計画の調達計画により救助物資を調達する。ただし、県は、町が災害救助法の適用を受け県に対し応援を求めた場合は、備蓄物資等を考慮の上、関係者から速やかに調達し、町長に交付する。

3 義援物資の受付

活動の詳細については、「第2編 地震・津波編」の第2章第9節第2「3 義援物資の受付」を準用する。

第3 輸送計画

実施機関：財政部、都市建設部、各部、県

災害時における被災者の避難、及び援助物資並びに応急対策の実施に必要な人員、資材の迅速かつ円滑な輸送を図る。

1 緊急輸送道路の確保

活動の詳細については、「第2編 地震・津波編」の第2章第9節「第3 緊急輸送道路の確保」を準用する。

2 車両等の確保

活動の詳細については、「第2編 地震・津波編」の第2章第9節「第4 車両等の確保」を準用する。

3 緊急輸送

活動の詳細については、「第2編 地震・津波編」の第2章第9節「第5 緊急輸送」を準用する。

第4 労働力の確保

実施機関：環境防災部、総務部、公共職業安定所

活動の詳細については、「第2編 地震・津波編」の第2章第9節「第6 労働力の確保」を準用する。

第5 燃料の調達

実施機関：産業部

活動の詳細については、「第2編 地震・津波編」の第2章第9節「第7 燃料の調達」を準用する。

第9節 広域応援要請計画

実施機関：環境防災部、消防部（匝瑳市横芝光町消防組合）、各部、県、山武郡市広域水道企業団、八咫水道企業団、九十九里地域水道企業団、防災関係機関

大規模災害時には、被害が拡大し、防災関係機関が単独でこれに対処することが困難な事態が想定される。このため、防災関係機関は、あらかじめ各防災関係機関と十分に協議の上、相互応援の体制を整えるとともに、災害時には相互に協力し緊密な連携のもと、円滑な応急対策活動を実施するものとする。

活動の詳細については、「第2編 地震・津波編」の第2章「第10節 広域応援要請計画」を準用する。

第10節 自衛隊への災害派遣要請

実施機関：環境防災部、県、自衛隊

大規模な災害が発生し、住民の生命又は財産の保護のため必要があると認めた場合、町長は知事に対し、自衛隊の災害派遣の要請を行う。

活動の詳細については、「第2編 地震・津波編」の第2章「第11節 自衛隊への災害派遣要請」を準用する。

第11節 学校等における児童・生徒の安全対策

実施機関：教育部、社会文化部

災害発生時は学校等における児童生徒の安全の確保に努めるとともに、学校等が被災した場合でも早期授業再開を目指す。また、学用品がなくなり就学に支障をきたした児童生徒に対しての支援も行う。

第1 防災体制の確立

実施機関：教育部

1 公立学校

(1) 防災教育の一層の充実

学校は、東日本大震災の教訓を生かし、学校と地域が連携した防災訓練等の体験活動を通じて、自ら安全な行動がとれること（自助）や、他者や地域の防災に貢献できること（共助）等、発達段階に応じた防災意識の向上に努める。

(2) 事前準備

- ア 校長は、学校の立地条件等を考慮した上、学校安全計画を作成、実施するとともに、危険等発生時対処要領を作成し、周知する。
- イ 校長は、災害の発生に備えて次のような対策及び措置を講じなければならない。
 - (ア) 計画的に防災にかかわる施設、設備の点検整備を図ること。
 - (イ) 児童生徒等の避難訓練、災害時の事前指導及び事後措置、保護者との連絡方法を検討する。
 - (ウ) 町教育委員会、警察署、消防署（団）及び保護者への連絡体制を確立する。
 - (エ) 勤務時間外における所属職員への連絡先や非常招集の方法を定め、職員に周知する。

(3) 災害時の体制

- ア 校長は、状況に応じ、適切な緊急避難の指示を与える。
- イ 校長は、災害の規模並びに児童生徒、職員及び施設設備の被害状況を速やかに把握するとともに、町教育委員会へ報告しなければならない。
- ウ 校長は、状況に応じ、町教育委員会と連絡の上、臨時休校等適切な措置をとる。
- エ 校長は、避難所の開設等災害対策に協力するため、学校の管理業務の一環として、職員の配備、役割分担計画を策定する等、避難所運営等に必要な職員を確保して万全の体制を確立する。
- オ 校長は、準備した学校安全計画に基づき、臨時の学級編成を行う等、災害状況と合致するよう速やかに調整する。
- カ 応急復旧計画については、町教育委員会に報告するとともに、決定次第速やかに保護者及び児童生徒等に周知徹底を図る。

(4) 災害復旧時の体制

- ア 校長は、教職員を掌握するとともに校舎の準備を行い、児童生徒等の被災状況を調査し、町教育委員会に連絡する。また、教科書及び教材の給与に協力する体制に努める。
- イ 町教育委員会は、被災学校の校長に対し、情報及び指令の伝達に万全を期する。
- ウ 校長は、学校が災害により校舎等の一部損壊や、避難所等に学校を提供すること等により、児童生徒の一部又は全部が学校を使用できなくなる場合には、応急復旧計画に基づき、町教育委員会と緊密に連絡の上、出来る限り早い段階での授業再開に努める。
- エ 町教育委員会は、被災学校に対して、授業再開に向けての必要な指導をするとともに、学校が使用できない場合には、他の公共施設等の使用を確保すること等、早期の授業再開を支援する。

2 私立学校

活動の詳細については、「第2編 地震・津波編」の第2章第12節第1「2 私立学校」を準用する。

第2 文教施設の応急復旧対策

実施機関：教育部

町は、文教施設の応急復旧に関し、以下の対策を行う。

- 1 被災状況を速やかに調査し、関係官公署との連絡を密にする。
- 2 被災学校の授業開始のための応急整備計画の指導助言を行う。

第3 応急教育実施の予定施設

実施機関：教育部

- 1 被災の程度に応じ、概ね次表のような方法により、学校の授業が長期にわたり中断されることのないようにする。
- 2 応急教育実施の予定施設については、事前に関係者と協議の上選定し、教職員・住民に対し、周知徹底を図るように指導する。

被災の程度	応急教育実施予定施設
学校の一部の校舎が災害を受けた程度の場合	○特別教室・屋体施設等を利用する。 ○2部授業を実施する。
学校の校舎が全部災害を受けた程度の場合	○共同施設等公共施設を利用する。 ○隣接学校の校舎を利用する。
県内大部分（広域な範囲）について大災害を受けた場合	○避難先の最寄の学校・共同施設等公共施設を利用する。
特定の地区全体について相当大きな災害を受けた場合	○住民避難先の最寄の学校・災害を受けなかった最寄の学校・共同施設・公共施設等を利用する。 ○応急仮校舎を建設する。

第4 応急教育方法

実施機関：教育部

学校の施設が被災したり、あるいは地域の避難施設となった場合、次の点に留意して応急教育を実施する。

- 1 学校施設が被災した場合は、応急復旧を速やかに行い、教育が実施できるように措置する。
- 2 応急復旧不可能な場合は、被災僅少地域の学校施設・共同施設・その他民有施設等を借り上げて実施する。
- 3 一斉授業が不可能な事態が予想される場合は、勉学の方法、内容等をあらかじめ周知させる。
- 4 長期にわたり授業不能な場合は、学校と児童生徒との連絡方法及び勉学上の組織（地区組織等）の整備と活用を十分にする。
- 5 町教育委員会単位の教職員の動員体制を整え、管内各学校が有機的連携のもとで対処できるようにする。

第5 教材・学用品の調達及び支給方法

実施機関：教育部

活動の詳細については、「第2編 地震・津波編」の第2章第12節「第2 学用品の調達及び支給」を準用する。

第6 授業料の減免・育英補助の措置

実施機関：教育部

活動の詳細については、「第2編 地震・津波編」の第2章第12節「第3 授業料等の減免・育英補助の措置」を準用する。

第7 学校給食の実施

実施機関：教育部

活動の詳細については、「第2編 地震・津波編」の第2章第12節「第4 学校給食の実施」を準用する。

第8 文化財の保護

実施機関：社会文化部

活動の詳細については、「第2編 地震・津波編」の第2章第12節「第5 文化財の保護」を準用する。

第12節 帰宅困難者等対策

実施機関：環境防災部、総務部、企画空港部、産業部、教育部、県、東日本旅客鉄道株式会社、施設管理者

台風の停滞等、風水害発生時に鉄道を中心とした交通機能が一定期間停止したことにより、帰宅困難者等の発生が見込まれる場合には、帰宅困難者に対し、地震発生時に準じた支援を行う。

第1 一斉帰宅抑制の呼びかけ

実施機関：環境防災部、総務部、産業部、教育部、県、施設管理者

風水害の場合は、一定の予測が可能である。このため、交通機関の停止等により大量の帰宅困難者の発生が予想される場合には、住民、企業、学校等に対し、むやみに移動を開始せずに職場や学校等の施設内に留まるよう呼びかけを行う。

第2 企業、学校等における施設内待機

実施機関：教育部、施設管理者

活動の詳細については、「第2編 地震・津波編」の第2章第13節第3「3 企業、学校等における施設内待機」を準用する。

第3 集客施設や駅等における利用者保護

実施機関：東日本旅客鉄道株式会社、施設管理者

活動の詳細については、「第2編 地震・津波編」の第2章第13節第3「4 集客施設や駅等における利用者保護」を準用する。

第4 帰宅困難者等への情報提供

実施機関：総務部、

活動の詳細については、「第2編 地震・津波編」の第2章第13節第3「5 帰宅困難者等への情報提供」を準用する。

第5 一時滞在施設の開設及び施設への誘導

実施機関：環境防災部、総務部、産業部、教育部、県、東日本旅客鉄道株式会社、施設管理者

活動の詳細については、「第2編 地震・津波編」の第2章第13節第3「6 一時滞在施設の開設及び施設への誘導」を準用する。

第13節 保健衛生、防疫、廃棄物等対策

実施機関：環境防災部、都市建設部、福祉部、健康こども部、東陽病院部、消防部、県、山武健康福祉センター、県警察、動物愛護センター、海上保安部、自衛隊、山武郡市環境衛生組合、東総衛生組合、医師会、歯科医師会

災害により多数の傷病者が発生し、また、医療機関が被害を受け混乱する等、住民生活に著しい影響があるときや、感染症等が流行するおそれがある場合は、防災関係機関と連携をとりながら、被災者に対して保健衛生及び防疫活動を行う。

また、災害により、家屋の倒壊や多量のごみ等が排出される等、生活上様々な面で不都合が生じてくるため、被災地の住民の生活に支障がないよう環境の保全を図る。

活動の詳細については、「第2編 地震・津波編」の第2章「第14節 保健衛生、防疫、廃棄物等対策」を準用する。

第14節 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理

実施機関：環境防災部、税務部、都市建設部、福祉部

町は、災害による住宅の全壊や全焼等により、住家を滅失し又は自己資力では住宅の確保や修理ができない被災者に対し、応急仮設住宅の建設や日常生活に欠くことのできない部分の修理を行う。また、被災住宅の倒壊による二次災害を防止するため、県等と連携し、建築物の応急危険度判定や被災宅地危険度判定を実施する。

第1 応急仮設住宅の提供

実施機関：環境防災部、都市建設部

活動の詳細については、「第2編 地震・津波編」の第2章第15節第1「1 応急仮設住宅の建設」を準用する。

第2 民間賃貸住宅の借り上げ

実施機関：環境防災部

活動の詳細については、「第2編 地震・津波編」の第2章第15節第1「2 民間賃貸住宅の借り上げ」を準用する。

第3 住宅の応急修理

実施機関：都市建設部

活動の詳細については、「第2編 地震・津波編」の第2章第15節第1「3 住宅の応急修理」を準用する。

第4 建設資材の確保

実施機関：環境防災部、都市建設部

活動の詳細については、「第2編 地震・津波編」の第2章第15節第1「4 建設資材の確保」を準用する。

第5 被災宅地危険度判定支援体制の整備

実施機関：環境防災部、都市建設部

豪雨等により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、被災宅地危険度判定士を活用して被害の発生状況を迅速かつ的確に把握する。これにより、適切な応急対策を講じて二次災害の軽減及び防止並びに被災宅地の円滑な復旧に資するための施策を推進する。

活動の詳細については、「第2編 地震・津波編」の第2章第15節「第3 被災宅地危険度判定支援体制の整備」を準用する。

第6 リ災証明書の交付

実施機関：税務部、産業部

活動の詳細については、「第2編 地震・津波編」の第2章第15節「第4 リ災証明書の交付」を準用する。

第7 被災者台帳の作成

実施機関：税務部、環境防災部、住民部、福祉部、教育部、健康こども部

活動の詳細については、「第2編 地震・津波編」の第2章第15節「第5 被災者台帳の作成」を準用する。

第15節 ライフライン関連施設の応急・復旧計画

実施機関：産業部、東日本電信電話株式会社、株式会社N T T ドコモ、東京ガス株式会社、東京電力パワーグリッド株式会社、K D D I 株式会社、日本郵便株式会社、一般社団法人千葉県L P ガス協会、山武郡市広域水道企業団、八匠水道企業団、九十九里地域水道企業団、東総衛生組合、山武郡市広域行政組合

ライフライン被害は、住民の日常生活そのものに重大な影響を与えることから、町及び各事業所は相互に連携を図り、迅速な応急対策を行う。

第1 水道施設の応急復旧

実施機関：山武郡市広域水道企業団、八匠水道企業団、九十九里地域水道企業団

活動の詳細については、第2章第8節1「6 水道施設の応急復旧」を準用する。

第2 農業集落排水等施設

実施機関：産業部、東総衛生組合、山武郡市広域行政組合

1 応急活動体制

町は、被災時には、被災状況の調査、情報の収集及び利用者への広報活動を行える体制をとる。

2 応急復旧対策

運転マニュアルに基づき、処理場、ポンプ場、管きょ等の処理機能、排水機能を保つための活動を実施する。

被災状況に応じ、使用再開の目処をたて、被災状況、トイレの使用制限等の協力依頼を広報する。

3 し尿処理対策

大規模災害発生に伴い、ライフラインの供給が停止することにより、通常の上尿処理が困難となることが予想される。このため、速やかに仮設トイレ、上尿処理活動体制を確立し、地域の環境衛生を確保する。また、倒壊家屋及び焼失家屋等の汲み取り式便槽の上尿については、防疫上、できる限り早急に収集処理を行う必要があるので、緊急時における収集体制の確立に努める。

(1) 処理施設の被害状況の把握

産業部、東総衛生組合及び山武郡市広域行政組合は、施設及び設備の被害状況を把握し、直ちに稼働できるよう応急措置を取るとともに、町に報告する。また、甚大な被害が生じ、上尿処理が困難になったときは、県及び近隣市町村に協力を要請する。

(2) 応急上尿処理

被災状況による上尿の排出量、処理施設の処理能力を踏まえ、災害時の応急処理を行う。

ア 上尿の排出量の把握

イ 簡易トイレ、仮設トイレの設置場所、必要設置数の確認

(3) 仮設トイレの設置

ア 浄化槽が使用不可能な場合には、備蓄の簡易トイレや民間から借り上げた仮設トイレを避難所等に設置する。

なお、設置に当たっては、障害者等への配慮を行うものとする。

イ 仮設トイレが設置されるまでの間は、地下水、井戸への汚染、周辺の環境を十分考慮しつつ、素掘りや埋立て処理を行う。

ウ 浄化槽のマンホールを取り、板を渡し、浄化槽を便槽代わりに使用して、上尿を汲み取る。

エ 仮設トイレの設置、清掃、消毒等の維持管理は、自治会や自主防災組織の協力を得て行い、仮設トイレの使用方法及び衛生の確保について町民に啓発する。

オ 水道の復旧に伴い、水洗トイレが使用可能となった場合には、仮設トイレ等の撤去を速やかに行い、避難所の衛生向上を図る。

(4) 上尿収集活動

避難所等の上尿の汲み取りは、民間業者に業務を委託し、効率的な配車、収集に努める。

第3 電気施設災害対策計画

実施機関：東京電力パワーグリッド株式会社

活動の詳細については、「第2編 地震・津波編」の第2章第16節第3 電気施設を準用する。

第4 ガス施設

実施機関：東京ガス株式会社、一般社団法人千葉県LPガス協会

活動の詳細については、「第2編 地震・津波編」の第2章第16節「第4 ガス施設」を準用する。

第5 東日本電信電話株式会社の通信施設災害対策計画

実施機関：東日本電信電話株式会社

1 災害時の活動体制

(1) 災害対策本部の設置

災害が発生した場合は、東日本電信電話株式会社はその状況により、千葉支店に災害対策本部を設置し、情報の収集伝達及び応急対策が実施できる体制をとる。

(2) 情報連絡体制

災害の発生に伴い情報連絡体制を確立し、情報の収集及び伝達にあたる。

2 発災時の応急措置

(1) 設備、資機材の点検及び発動準備

災害の発生とともに、次のとおり設備、資機材の点検等を行う。

- ア 電源の確保
- イ 災害対策用無線機装置類の発動準備
- ウ 非常用電話局装置等の発動準備
- エ 予備電源設備、移動電源車等の発動準備
- オ ビル建築物の防災設備の点検
- カ 工事用車両、工具等の点検
- キ 保有資材、物資の点検
- ク 局内、局外施設の巡回、点検による被害状況の把握

(2) 応急措置

災害により、通信設備に被害が生じた場合又は異常輻輳等の事態の発生により、通信の疎通が困難になったり、通信が途絶するような場合においても、最小限の通信を確保するため、次のとおり応急措置を行う。

- ア 通信の利用制限
- イ 非常通話、緊急通話の優先、確保
- ウ 無線設備の使用
- エ 特設公衆電話の設置
- オ 非常用可搬型電話局装置の設置
- カ 臨時電報、電話受付所の開設

キ 回線の応急復旧

ク 災害用伝言ダイヤル「171」及び災害用伝言板「web171」の運用

(3) 災害時の広報

災害のため通信が途絶、若しくは利用の制限を行ったときは、広報車、ラジオ、テレビ等によって次の事項を利用者に周知する。

ア 通信途絶、利用制限の理由と内容

イ 災害復旧措置と復旧見込時期

ウ 通信利用者に協力を要請する事項

エ 災害用伝言ダイヤル「171」及び災害用伝言板「web171」の運用

3 応急復旧対策

災害により被災した通信回線の復旧にあたっては、あらかじめ定められた復旧順位に従って実施する。災害復旧工事については、次により工事を実施する。

(1) 電気設備等を応急的に復旧する工事

(2) 原状復旧までの間、維持に必要な補強、整備工事

第6 株式会社NTTドコモの通信施設災害対策計画

実施機関：株式会社NTTドコモ

活動の詳細については、「第2編 地震・津波編」の第2章第16節第5「2 株式会社NTTドコモ」を準用する。

第7 KDDI株式会社

実施機関：KDDI株式会社

活動の詳細については、「第2編 地震・津波編」の第2章第16節第5「3 KDDI株式会社」を準用する。

第8 日本郵便株式会社

実施機関：日本郵便株式会社

日本郵便株式会社においては、災害が発生した場合において、災害の態様及び公衆の被害状況等被災地の実情に応じ、郵政事業に係る災害特別事務取扱及び援護対策等を実施する。

1 日本郵便株式会社

(1) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付

災害救助法が発動された場合、被災1世帯当たり、通常郵便葉書5枚及び郵便書簡1枚の範囲内で無償交付する。なお、交付局は集配支店とする。

(2) 被災者が差し出す通常郵便物の料金免除

被災者が差し出す通常郵便物（速達郵便物及び電子郵便を含む）の料金免除を実施する。なお、取扱局は日本郵便株式会社が指定した支店とする。

(3) 被災地あて救助用郵便物の料金免除

日本郵便株式会社が公示して、被災者の救助等を行う地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会又は共同募金会連合会にあてた救助用物品を内容とする小包郵便物及び救助用又は見舞い用の現金書留郵便物の料金免除を実施する。なお、引受局はすべての支店とする。

(4) 利用の制限及び業務の停止

重要な郵便物の取扱いを確保するため必要があるときは、郵便の利用を制限し、又は郵便の業務の一部を停止することがある。

(5) その他

ア 災害時における窓口業務の維持をおこなう。

イ 株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱いについて、各社から要請があった場合、取扱う。

第16節 ボランティアの協力

実施機関：環境防災部、福祉部、協力部、各部、県

大規模災害時において、災害応急対策の実施には多くの人員を必要とするため、ボランティア活動の協力を申し入れる団体や個人の協力を得て、効果的な応急対策を実施するものとする。

そのため、発災時に迅速な受入れができるよう受入れ・調全体制を整備するとともに、活動の中で指導的な役割を果たすボランティアリーダーの養成に努める。なお、被災者の多様なニーズに応えられるよう、多様な立場の者の能力が活用され、意見が反映されるよう努める。

発災時には、協力部は必要に応じて町災害ボランティアセンターを設置する。千葉県社会福祉協議会と市町村社会福祉協議会では「千葉県社会福祉協議会と市町村社会福祉協議会における災害時の相互支援に関する協定」に基づき、「災害時における相互支援マニュアル」が整備されていることから、関係各部及び県は、その運営を支援する。

活動の詳細については、「第2編 地震・津波編」の第2章「第17節 ボランティアの協力」を準用する。

第17節 富士山の火山災害応急対策

実施機関：環境防災部、総務部、都市建設部、県警察、東日本旅客鉄道株式会社

富士山が噴火した場合に、町で予想される火山現象である降灰から、住民等の身体及び財産を守るため、必要な応急対策等について定める。

第1 噴火情報等の伝達

実施機関：総務部、環境防災部

町は、噴火に関する情報の伝達を受け、本町にその影響が及ぶと判断される場合は、噴火情報等に関する内容、とるべき防災行動等について、防災行政無線、広報車、町ホームページ等により、迅速かつ的確に住民、一時滞在者、防災関係機関等へ伝達し、周知徹底に努める。

第2 社会秩序の維持

実施機関：総務部、環境防災部、県警察

1 県警察

県警察は、地域の平穏を害する不法事案を未然に防止するため、不穏情報の収集に努め、所要の警備力を集中して事態の收拾を図る。

2 町

町は、当該地域に富士山の火山活動に関する流言飛語をはじめ各種の混乱が発生し、又は発生するおそれがあるときは、防災行政無線、広報車、町ホームページ等により、速やかに住民等のとるべき措置について呼びかけを行う。

第3 降灰の状況に応じた対応

実施機関：総務部、環境防災部

町は、降灰が発生し、本町において降灰が予想される場合は、降灰時における注意の呼びかけを行う。

第4 住民等が実施する自衛措置

実施機関：環境防災部

住民等は、降灰時には、できる限り外出を控え、やむを得ず外出する場合は、ヘルメット、防災ずきん、マスク、ゴーグル等を着用する。

第5 陸上交通

実施機関：都市建設部、東日本旅客鉄道株式会社

- 1 道路管理者は、降灰により道路の通行に支障をきたすこととなった場合には、速やかに応急復旧を実施する。
- 2 道路管理者は、交通規制を実施した場合、県、町、県警察、報道機関等を通じ交通規制等の内容について、広報の徹底を図る。
- 3 鉄道事業者は、降灰による鉄道施設に被害が生じたときは、工事関係者の協力を得て、降灰の除去、仮線路等の応急対策を行う。

第6 被害拡大防止対策

実施機関：都市建設部

降灰による災害拡大防止のため、火山現象等に応じて次の対策を実施する。

- 1 町は、公共施設等に堆積した降灰の除去を実施する。
- 2 住民及び事業者は、住宅及び事業所施設に堆積した降灰の除去を実施する。

第3章 災害復旧計画

第1節 被災者生活安定のための支援

実施機関：環境防災部、総務部、財政部、税務部、住民部、産業部、都市建設部、福祉部、健康こども部、協力部、県、国、公共職業安定所、日本放送協会、日本郵便株式会社

災害により被害を受けた住民が、安心した生活を取り戻せるように、経済的支援をはじめ、医療や雇用面における支援、さらに心のケア等を行うことによって、住民に自力復興心をもたせ、生活安定の早期回復を図る。

活動の詳細については、「第2編 地震・津波編」の第3章「第1節 被災者生活安定のための支援」を準用する。

第2節 生活関連施設等の復旧計画

実施機関：産業部、都市建設部、県、東日本電信電話株式会社、東京ガス株式会社、東京電力パワーグリッド株式会社、一般社団法人千葉県LPガス協会、山武郡市広域水道企業団、八匠水道企業団、九十九里地域水道企業団、施設管理者

水道・電気・ガス・通信等の施設、農林業用施設また道路・河川等の公共土木施設は、それぞれ都市生活及び生産の基盤であり、社会経済活動の基幹となるものである。これらの施設については、災害直後の応急復旧の後、社会全般が落ち着いた段階で、将来計画も踏まえて施設等の復旧を行う。

第1 水道施設

実施機関：山武郡市広域水道企業団、八匠水道企業団、九十九里地域水道企業団

活動の詳細については、「第2編 地震・津波編」の第3章第3節「第1 水道施設」を準用する。

第2 農業集落排水施設

実施機関：産業部、施設管理者

災害の本復旧は、応急復旧終了後、本復旧のための調査を実施し、調査結果に基づいて復旧計画を策定し、工事を実施する。

1 復旧対策

(1) 処理場及びポンプ施設の復旧

運転が停止した場合、施設機器の被害状況調査を行い、早期に処理機能が回復するよう復旧を行う。

(2) 管路施設の復旧

流水機能の確保、道路の陥没や降雨による浸水等二次災害発生の防止が最優先であり、危険箇所の早期把握と緊急度を評価し、現場作業を行う。

(3) 排水設備の復旧

住民に対する相談窓口を設置し、修理の施工業者等を紹介する等、住民対応に配慮する。

2 復旧措置に関する広報

住民の不安解消とともに、復旧措置に関して安全確保を図るため、付近住民及び防災関係機関等への広報に努める。

第3 電気施設

実施機関：東京電力パワーグリッド株式会社

活動の詳細については、「第2編 地震・津波編」の第3章第3節「第3 電気施設」を準用する。

第4 ガス施設

実施機関：東京ガス株式会社、一般社団法人千葉県LPGガス協会

活動の詳細については、「第2編 地震・津波編」の第3章第3節「第4 ガス施設」を準用する。

第5 通信施設

実施機関：東日本電信電話株式会社

活動の詳細については、「第2編 地震・津波編」の第3章第3節「第5 通信施設」を準用する。

第6 農林・水産業施設

実施機関：産業部、県、施設管理者

活動の詳細については、「第2編 地震・津波編」の第3章第3節「第6 農林・水産業施設」を準用する。

第7 公共土木施設

実施機関：県、都市建設部

活動の詳細については、「第2編 地震・津波編」の第3章第3節「第7 公共土木施設」を準用する。

第3節 激甚災害の指定に関する計画

実施機関：環境防災部、財政部、各部

町は、激甚災害が発生した場合は、災害の状況を速やかに調査し、実情を把握して早期に「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年9月6日法律第150号。以下「激甚法」という。）の指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業及び復興計画に基づく復興事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置する。

活動の詳細については、「第2編 地震・津波編」の第3章「第4節 激甚災害の指定」を準用する。

第4節 災害復興

実施機関：環境防災部、都市建設部、各部

活動の詳細については、「第2編 地震・津波編」の第3章「第5節 災害復興」を準用する。

＜第4編 大規模事故編＞

第1章 大規模火災対策

第1節 基本方針

大規模な火事による多数の死傷者等の発生を防止するため、防災空間の整備等の予防対策及び発災時の救助・救急活動や避難誘導等の応急対策について定める。

第2節 予防計画

実施機関：環境防災課、都市建設課、社会文化課、消防団、匝瑳市横芝光町消防組合、県

第1 建築物不燃化の促進

実施機関：環境防災課、都市建設課、消防団、匝瑳市横芝光町消防組合、県

1 建築物の防火規制

県及び町は、市街地における延焼防止を次により促進する。

- (1) 建築物が密集し、火災により多くの被害を生じるおそれのある地域においては、防火地域及び準防火地域の指定を行い、耐火建築物又は防火建築物の建築を促進する。
- (2) 防火・準防火地域以外の市街地における延焼の防止を図るため、建築基準法第22条による屋根不燃区域において、木造建築物の屋根の不燃措置及び外壁の延焼防止措置を指導する。

2 都市防災不燃化促進事業

大規模火災から住民の生命・財産を守るため、避難地・避難路・延焼遮断帯の周辺等の一定範囲の建築物の不燃化を促進する。

第2 防災空間の整備・拡大

実施機関：環境防災課、都市建設課、社会文化課、消防団、匝瑳市横芝光町消防組合、県

- 1 県及び町は、都市緑地法に基づき緑地保全地区を指定し、良好な緑地を保全して、生活環境を整備するとともに、都市における火災の防止に役立てる。
- 2 町は、防災効果の高い公園等の整備に努めていく。
- 3 都市における街路は、人や物を輸送する交通機能のみならず大規模火災時には、火災の延焼防止機能も有している。街路の整備は、沿道構築物の不燃化を促し、オープンスペースとして火災の延焼を防止する等、災害に強いまちづくりに貢献することが大きい。
県及び町は、都市の構造、交通及び防災等総合的に検討し、特にその効果の著しい広幅員の幹線街路については緊急性の高いものから整備を図っている。
- 4 都市における河川空間は、火災の延焼遮断帯としての防災機能を有しているため、県の実施する河道の拡幅等、河川の改修が防災空間の整備等に有効である。

第3 市街地の整備

実施機関：都市建設課

市街地の同時多発的な火災等への対応策として、木造密集市街地等の延焼拡大を防止するため、面整理事業等により防災上危険な市街地を解消し、都市基盤の整備を図り、安全なまちづくりを進める。

第4 火災に係る立入検査

実施機関：匝瑳市横芝光町消防組合

消防機関は、春季及び秋季の火災予防運動期間中を重点的に、消防法第4条の規定により防火対象物の所有者等に対して火災予防上必要な資料の提出を命じ、又は防火対象物に立ち入って検査を実施し、火災予防の徹底を図る。

1 予防査察の主眼点

予防査察に際しては、次に留意する。

- (1) 消防法令に基づき、適正な防火管理体制がとられ、必要な業務が行われているか。
また、消火設備・警報設備・避難設備・消防用水・その他消火活動上必要な施設が、消防法施行令で定める基準どおり設置・維持管理されているかどうか。
- (2) 炉・厨房設備・ストーブ・ボイラー・乾燥設備・変電設備等火気使用設備の位置、構造及び管理の状況が、匝瑳市横芝光町消防組合火災予防条例で定める基準どおり確保されているかどうか。
- (3) こんろ・火鉢等、火を使用する器具及びその使用に際し、火災発生のおそれのある器具の取扱状況が、匝瑳市横芝光町消防組合火災予防条例どおり確保されているかどうか。
- (4) 公衆集合場所での裸火の使用等について、匝瑳市横芝光町消防組合火災予防条例に違反していないかどうか。
- (5) 指定数量未満の危険物、指定可燃物等の貯蔵取扱の状況が、匝瑳市横芝光町消防組合火災予防条例に違反していないかどうか。
- (6) その他残火、取灰の不始末、たき火の禁止等屋外における火災予防事項、及び火災警報発令下における火の使用制限等が遵守されているかどうか。

第5 住宅防火対策

実施機関：環境防災課、消防団、匝瑳市横芝光町消防組合、県

県内の火災による死者（放火自殺者を除く）の約9割を占める住宅火災の予防とその被害の低減を図るため、県及び町は、千葉県住宅防火対策推進協議会と連携し、下記に例示する住宅用防災機器の普及・促進や、住宅防火意識の普及啓発等を行う。

特に、住宅火災による死者数の低減に有効な手段である住宅用火災警報器が、町内全ての住宅に設置されるよう、普及促進に努めるとともに、防災製品の活用を推進する。

さらに、復電時における通電火災を防止するため、防災関係機関と連携し、通電火災防止対策を推進する。

- 1 住宅用防災機器等の展示
- 2 啓発用パンフレットの作成
- 3 講演会の開催
- 4 住宅用火災警報器の設置推進

第6 多数の者を収容する建築物の防火対策

実施機関：匝瑳市横芝光町消防組合

1 防火管理者及び消防計画

消防機関は、多数の者を収容する建築物の管理権原者に対し、防火管理者の選任及び防火管理者による消防計画の作成を履行させるとともに、当該消防計画に基づく下記事項を遵守させる。

- （1）自衛消防組織の編成及び自衛消防活動の実施
- （2）消火、通報、避難等の訓練の実施
- （3）建築物等の維持管理、自主検査及び消防用設備等の適正な点検、整備の実施
- （4）収容人員及び火気使用等に関する管理監督業務の実施
- （5）従業員等に対する防災教育の実施

2 防火対象物の点検及び報告

消防機関は、特定防火対象物の管理権原者に対し、火災予防上必要な事項の適否について、定期的に防火対象物点検資格者の点検を受けさせ、報告させる。

第7 大規模・高層建築物の防火対策

実施機関：環境防災課、匝瑳市横芝光町消防組合、県

大規模・高層建築物での火災は、その消火及び避難の困難性から一般の建築物における火災よりも大きな被害が発生することが予想される。このため、一般の建築物に増した防火対策が必要となるとともに、大規模事業所における自衛消防組織の設置及び防災管理者の選任等についても定める必要がある。このことから、防災関係機関は、大規模・高層建築物の管理権原者又は関係者に対し、前記第6「多数の者を収容する建築物の防火対策」に加え下記事項について指導する。

- 1 消防防災システムのインテリジェント化の推進
 - (1) 高水準消防防災設備の整備
 - (2) 複数の消防用設備等を集中管理する総合操作盤の整備
 - (3) 防災センターの整備
- 2 自衛消防業務に従事する職員に対する指導

第8 文化財の防火対策

実施機関：社会文化課、匝瑳市横芝光町消防組合

本町には、歴史的、学術的価値の高い数多くの文化財が残され、指定文化財として保護しているが、文化財建造物は木造建築が多く、火災等の災害を受けやすいため、適切かつ周知な火災予防に努める。

1 消防設備の設置・整備

文化財の所有者及び管理者は、消火器、消火設備、動力消防設備、建造物全体を水幕で覆うドレンチャー設備等の消火設備を設置するとともに、自動火災報知設備、漏電火災警報設備の設置により、火災の発生を報知し、迅速な消火活動を行うことができるよう設備の設置・整備を行う。

2 防火管理

文化財の所有者及び管理者は、火災の発生を未然に防止するため、日頃から適切な防火管理を行う。管理に当たっては、定期的な巡視と監視を行うとともに、環境を整備し、危険箇所の点検について消防機関から適切な指導を受ける。日常的な措置については、防火責任者を定め防火管理計画、防災訓練等の具体的な消防計画を作成し、自衛消防隊を組織して消火活動の体制を整備しておく。

また、毎年1月26日は文化財防火デーとして、文化財の防火意識の向上を図るため、消防機関と教育委員会等の協力のもとに文化財建造物の消火訓練を行う。

第9 消防組織及び施設の整備充実

実施機関：環境防災課、消防団、匝瑳市横芝光町消防組合

1 消防組織

町は、消防組織の充実を図るため、次の措置を講ずる。

- (1) 消防団員の確保に努める。
- (2) 消防組織の充実強化を推進するため、県から情報提供等の支援を受ける。

2 消防施設等の整備充実

町は、「消防力の整備指針」（平成12年1月）に沿い匝瑳市横芝光町消防組合が作成した、消防施設整備計画に基づき、充足率を勘案しつつ、匝瑳市と協力して実態に即した消防施設等の整備強化を推進する。

第3節 応急対策計画

実施機関：環境防災部、総務部、財政部、税務部、住民部、産業部、都市建設部、福祉部、健康こども部、東陽病院部、教育部、社会文化部、消防部、各部、県、県警察、自衛隊、山武郡市広域水道企業団、八匠水道企業団、医療機関

第1 応急活動体制

実施機関：環境防災部、各部

- 1 町は、状況に応じ、町長が必要と認めたとき、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。
- 2 町は、防災関係機関との間において緊密な連携の確保に努める。

第2 情報収集・伝達体制

実施機関：環境防災部、総務部、各部

町は、火災の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡する。

第3 災害救助法の適用

実施機関：福祉部

災害救助法の適用については、第2編「地震・津波編」の第2章第1節第3「災害救助法の適用手続き等」に定めるところによる。

大規模事故時の災害救助法の適用は、住家に被害が生じた場合（災害救助法施行令第1条第1項第1号から第3号）のほか、多数の者が継続して避難を要するときや救出に特殊な技術を要するとき等、多数の者が生命又は身体に危害を受ける、若しくは受けるおそれが生じた場合（同第4号）に適用する。

第4 消防活動

実施機関：環境防災部、消防部

- 1 消防機関は、速やかに火災及び死傷者等の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。
- 2 町は、必要に応じて相互応援協定に基づき、他の市町村に消火活動の応援要請を行う。
- 3 町は、発災現場の市町村からの要請又は相互応援協定に基づき、応援の迅速かつ円滑な実施に努める。

第5 救助・救急計画

実施機関：健康こども部、東陽病院部、消防部、医療機関

- 1 町は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、国・県の各機関及び他の地方公共団体に応援を要請する。
- 2 町は、必要に応じ、民間からの協力等により、救助・救急活動のための資機材等を確保し効率的な救助・救急活動を行う。
- 3 医療機関は、負傷者に対し医療活動を行うとともに、患者の急増等に対応するため、相互に緊密な情報交換を図り、必要に応じて、他の医療機関等に協力を求めるよう努める。

第6 交通規制計画

実施機関：県警察

県警察は、現場の警察官、防災関係機関等からの情報により、交通状況を的確に把握し、緊急交通路の確保を図る等の的確な交通規制を図る。

第7 避難計画

実施機関：環境防災部、総務部、税務部、住民部、福祉部、教育部、社会文化
部、消防部、各部、県、県警察、自衛隊

- 1 発災時には、町及び警察署等は、人命の安全を第一に必要な応じて適切な避難誘導を行う。
- 2 避難誘導に当たっては、避難場所、避難路及び災害危険箇所等の所在並びに災害の概要その他の避難に関する情報の提供に努める。
- 3 町は、必要な応じて避難所を開設する。

第8 救援・救護計画

実施機関：環境防災部、総務部、財政部、税務部、住民部、産業部、都市建設
部、健康こども部、東陽病院部、教育部、消防部、各部、県、山武郡
市広域水道企業団、八匠水道企業団

食料・飲料水・生活必需品等供給計画については、第2編「地震・津波編」の第2章第9節「救援物資供給活動」、医療救護計画については、第2編「地震・津波編」の第2章第7節「消防・救助救急・医療救護活動」に定めるところによる。

第2章 林野火災対策

第1節 基本方針

最近の林野火災は、レジャー人口の増加、地域開発の進展、道路網の整備等により、森林の利用者が多くなるに伴い、その発生件数も近年増加傾向にある。また、ひとたび発生すると地形、水利、交通等の関係から消火作業が困難を極め、大規模火災となるおそれがあるため、林野火災に対する対策について定める。

第2節 予防計画

実施機関：環境防災課、総務課、産業課、教育課、消防団、匝瑳市横芝光町消防組合、県、森林組合

第1 広報宣伝

実施機関：環境防災課、総務課、産業課、教育課、森林組合

1 ラジオ、テレビ、新聞等の各種広報等による注意

町は、広報、ホームページ、町防災行政無線、回覧板等を利用し住民の注意を喚起する。

2 学校教育による指導

町は、自然の保護、森林の保護育成、鳥獣の保護等について、小、中学校児童生徒に対して啓発するとともに、林野火災予防の大切さを理解させるための普及指導を行う。

3 山火事予防運動の実施

町及び森林組合は、山火事予防運動週間中に懸垂幕を設置する等の各種啓発事業を強力に推進する。

第2 法令による規制

実施機関：環境防災課、産業課、消防団、匝瑳市横芝光町消防組合

1 匝瑳市横芝光町消防組合火災予防条例で定める火の使用制限（消防法第22条第4項）

町は、住民に対し、火災警報発令下における匝瑳市横芝光町消防組合火災予防条例に定める禁止事項の周知徹底を図る。

2 一定区域におけるたき火、喫煙の制限（消防法第23条）

林野率が高く火災発生危険度の高い区域においては、火災危険度の高い時期に、一定区域内でのたき火、喫煙の制限をする。

3 火入れの許可制の励行（森林法第21条、第22条）

町は、森林法に規定する火入れの許可制度の励行と火入者の責務を厳守させる。

第3 予防施設の設置

実施機関：環境防災課、産業課、森林組合

1 すいがら入れの保持

町及び森林組合は、ハイカー及び林業労働者に携帯用すいがら入れの保持の徹底を図る。

第4 消火施設の設置

実施機関：環境防災課、産業課、森林組合

1 水槽の設置

町及び森林組合は、ドラム缶等を利用し、主な林野に防火水槽を配備する。

第5 林野等の整備

実施機関：産業課、県

1 林業経営

森林所有者は、下刈、枝打、除伐等の励行を図り、火災の起こりにくい森林の育成に資する。

2 防火線

県、町及び森林所有者は、既設の防火線の効果を維持するため、下刈を実施し、防火線の充実を図る。

第3節 応急対策計画

実施機関：環境防災部、総務部、税務部、住民部、福祉部、健康こども部、教育部、社会文化部、消防部、各部、県、県警察、自衛隊

第1 応急活動体制

実施機関：環境防災部、各部

- 1 町は、状況に応じ、町長が必要と認めたとき、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。
- 2 町は、防災関係機関との間において緊密な連携の確保に努める。

第2 消防計画の樹立

実施機関：環境防災部、消防部

1 地域内の地形状況と消火活動の難易等の調査図の作成

町は、県の指導を得ながら、地形状況を把握し、具体的状況の中で容易に消防作戦が立てられるような調査図を作成し、消防団等にあらかじめ配布する。

2 消防の出動と配分図

消防出動に関する区域別の配分を図によって明確にし、あらかじめ周辺市町村と協議する。

3 消防計画図の作成

町は、消防計画の中に、林野火災消防計画図を取り入れるよう努める。

第3 総合的消防体制の確立

実施機関：環境防災部、健康こども部、消防部、各部、県

1 警報連絡体制の確立

火災警報、その他気象情報が円滑適切に連絡できるようその体制を確立させる。

2 大規模火災における指揮体制の確立

応援消防組織の指揮は応援を要請した町長が実施することとなるため、あらかじめ指揮体制の確立を図る。

3 防御機器等の整備

林野火災の消火に必要な各種防御機器等を整備、点検しておく。

4 地域自衛組織の育成

森林組合等地域の自衛消防組織を十分育成し、協力体制を確立する。

5 防災訓練の実施

機会をとらえ、図上による演習や各機関と合同した総合訓練を実施する。

6 広域応援体制の確立

初期消火を誤れば大きな火災となり、広域的体制で臨まなくてはならないので、消防相互応援の実質的運用や他機関の出動等について事前に十分調整しておく。

7 航空機による空中消火体制の整備

空からの消火については、県が保有し、陸上自衛隊第一ヘリコプター団に管理委託している空中消火資機材並びに自衛隊保有の空中消火資機材を用いて、自衛隊航空機等による支援を得て、被害の拡大防止に努める。

8 救護体制の確立

日本赤十字社千葉県支部が組織する救護班の活動、その他医療救護体制の確立を図る。

第4 避難計画

実施機関：環境防災部、総務部、税務部、住民部、福祉部、教育部、社会文化
部、消防部、各部、県、県警察、自衛隊

町及び警察署等は、人命の安全を第一に、必要に応じて適切な避難誘導を行う。

第5 立入禁止区域の設定等

実施機関：県警察

県警察は、災害が発生し、被害が拡大するおそれがある場合においては、迅速に立入禁止区域を設定するとともに、通行車両等に対する交通規制を行う。

第6 その他

実施機関：県

1 林地荒廃を防止する治山工事の施行、森林復旧の造林事業の実施

県及び森林所有者は、保安林改良事業を施工することにより、林地荒廃の防止に努めるとともに災害復旧造林を推進する。

2 森林保険の加入

県は、未加入森林分の加入を促進する。

第3章 危険物等災害対策

第1節 基本方針

本章は、石油等の危険物や高圧ガス、火薬類、毒物劇物等の危険物等災害に特有な予防対策や応急対策について定める。

なお、道路上での危険物等の災害については、本編第8章「道路事故災害対策」の定めるところによる。

第1 危険物

危険物（石油等）による災害を防止し、また、災害発生時の被害の拡大を防止するため、危険物を取り扱う事業所等及び防災関係機関の予防対策について定めるとともに、災害時における保安対策並びに応急対策について定める。

第2 高圧ガス

高圧ガスによる災害を防止し、また、災害発生時の被害の拡大を防止するため、高圧ガス関係事業所及び防災関係機関の予防対策について定めるとともに、災害時における保安対策並びに応急対策について定める。

第3 火薬類

火薬類による災害を予防し、また、災害発生時の被害の拡大を防止するため、火薬類関係事業所及び防災関係機関の予防対策について定めるとともに、災害時における保安対策並びに応急対策について定める。

第4 毒物劇物

毒物劇物保有施設等からの流出等による災害を防止し、また、災害発生時の被害の拡大を防止するため、毒物劇物製造業者、輸入業者及び防災関係機関の予防対策について定めるとともに、災害時における応急対策について定める。

第2節 予防計画

実施機関：環境防災課、匝瑳市横芝光町消防組合、県、山武健康福祉センター、防災関係機関、関係団体、事業所等

第1 危険物

実施機関：環境防災課、匝瑳市横芝光町消防組合、県、事業所等

1 事業所等

- (1) 消防法及び消防法に基づく各種法令を遵守するとともに、自己の責任において、危険物の災害予防に万全を期する。
- (2) 消防法別表により規定されている危険物を指定数量以上貯蔵し又は取り扱う製造所、貯蔵所及び取扱所（以下「危険物施設」という。）の規模に応じ、次の人員を選任する。
 - ア 危険物保安監督者の選任
危険物の規制に関する政令（以下「危政令」という。）で定める危険物施設は、危険物保安監督者を選任し、危険物の取扱作業の保安監督をさせる。
 - イ 危険物保安統括管理者の選任
危政令で定める事業所は、危険物保安統括管理者を選任し、当該事業所における危険物の保安に関する業務の統括管理をさせる。
 - ウ 危険物施設保安員の選任
危政令で定める危険物施設は、危険物施設保安員を選任し、施設の維持及び設備の保安管理をさせる。
- (3) 事業所等は、次に掲げる予防対策を行う。
 - ア 事業所等の自主的保安体制の確立
各事業所等は、火災、爆発等の災害の発生を防止するため、自主保安体制の確立、従業員教育の実施に努める。
 - イ 事業所相互の協力体制の確立
危険物を取り扱う事業所等が一定地域に集中している地域にあっては、各事業所等は相互に協力して総合的な防災体制を確立し、相互援助、避難等自主的な組織活動を行う。
 - ウ 住民安全対策の実施
大規模な危険物施設を有する事業所等は、地域住民に対する安全を図るため、防火壁等の設置を検討する。

2 県、町及び消防機関

- (1) 消防法に基づき、危険物施設の設置又は変更の許可に対する審査及び立入検査等を行い、法令の基準に不適合の場合は、直ちに改修、移転させる等、危険物の規制を実施する。
- (2) 監督行政庁の立場から、次の予防対策を実施する。
 - ア 危険物施設の把握と防災計画の策定
危険物施設、貯蔵・取り扱いされる危険物の性質及び数量を常に把握し、これに対応する的確な防災計画を策定する。
 - イ 監督指導の強化
危険物を取り扱う事業所等に対する立入検査等を密に実施し、関係法令を遵守させる。
 - ウ 消防体制の強化
消防機関は、各事業所に火災防災計画の作成を指導するとともに、隣接市町村との相互応援協定の締結を推進する。
 - エ 防災教育
危険物関係職員及び施設関係者に対して、関係法令及び災害防止の具体的な方策についての的確な教育を行う。

第2 高圧ガス

実施機関：県、関係団体、事業所等

1 事業所等

災害発生時に有効な防災活動を行い、二次災害の発生を防止し被害の軽減を図るため、速やかに防災体制を確立する。

(1) 防災組織の確立

防災組織の体系、編成方法及び各班の業務内容を明らかにする。

(2) 通報体制の確立

事業所等内の被害状況を迅速かつ正確に把握し、あらかじめ定められた方法及び順序で防災関係機関等へ連絡するための緊急時の通報体制を確立する。

(3) 緊急動員体制の確立

大規模災害を想定し、防災関係要員を確保するため緊急動員体制を確立する。

(4) 相互応援体制の確立

一の事業所だけでは対応できない大規模な災害が発生した場合に備え、関係事業所及び防災関係機関等の間で防災関係要員及び防災資機材等の相互の応援体制を確立する。

(5) 防災資機材の整備

防災資機材及び設備を定期的に点検し、その維持管理に努める。

更に、自社が保有する資機材で対応できない場合を想定し、事業所外部から資機材を調達できる体制を整備する。

(6) 保安教育の実施

従業員等に対し定期的に保安教育を行い、高圧ガスに関する防災上必要な知識を周知徹底させ、保安意識の向上を図る。

(7) 防災訓練の実施

取り扱う高圧ガスの種類及びその規模に応じて、事業所等内で定期的に防災訓練を実施し、応急措置等防災技術の習熟に努める。

2 県、消防機関その他防災関係機関

(1) 防災資機材の整備

ア 県及び消防機関は、事業所等に対して防災資機材等の整備の促進及びその管理について指導する。

イ 県及び消防機関は、事業所等に対して効果的な防災資機材等の整備の充実を指導するとともに報告の協力を求める等により、提供可能な防災資機材の数量及び種類の把握に努める。

(2) 保安教育の実施

県及び関係団体は、事業所等に対して高圧ガスに関する防災上必要な知識の周知徹底を図る。

(3) 防災訓練の実施

県及び防災関係機関は、高圧ガスに係る災害が発生した場合に、迅速かつ適切な防災活動が行えるよう定期的に総合防災訓練を実施する。

第3 火薬類

実施機関：県、防災関係機関、事業所等

1 事業所等

(1) 警戒体制の整備

火薬類関係施設に災害等が発生するおそれのあるときは、警戒体制を確立する。

(2) 防災体制の整備

災害発生時に有効な防災活動を実施し、被害の軽減を図るため、速やかに防災体制を確立する。

ア 防災組織の確立

事業所等の規模及び設備に応じて防災組織の編成を行い、その業務内容を明らかにする。

イ 通報体制の確立

事業所等内の被害状況を迅速かつ正確に把握し、あらかじめ定められた方法及び順序で防災関係機関等へ連絡するための緊急時の通報体制を確立する。

ウ 緊急動員体制の確立

大規模災害を想定し、防災関係要員を確保するための緊急動員体制を確立する。

エ 相互応援体制の確立

一事業所だけでは対応できない災害が発生した場合に備えて、関係事業所との応援体制を確立する。

(3) 安全教育の実施

従業員に対し定期的に、また、施設の新設等があるごとに保安教育を行い、火薬類に関する防災上必要な知識を周知徹底させ、保安意識の向上を図る。

(4) 防災訓練の実施

取り扱う火薬類の種類及びその規模に応じ、事業所等内で定期的に防災訓練を行い、応急措置等防災技術の習熟に努める。

2 県及び防災関係機関

事業所等に対して、火薬類に関する防災上必要な知識の周知徹底を図る。

第4 毒物劇物

実施機関：山武健康福祉センター、事業者等

1 毒物劇物製造業者及び輸入業者等

(1) 毒物劇物取扱責任者の設置

毒物劇物を直接取り扱う毒物劇物製造業者及び輸入業者は、毒物劇物取扱責任者を設置し、毒物劇物による保健衛生上の危害防止に当たる。

(2) 管理体制の整備

毒物劇物製造業者及び輸入業者は、毒物劇物による危害の未然防止及び事故時の適切な措置が図られるよう危害防止規定等を作成し、管理体制を整備する。

(3) 施設の保守点検

毒物劇物製造業者及び輸入業者は、危害防止規定に基づき施設を点検・整備し、事故の未然防止に当たる。

(4) 教育訓練の実施

毒物劇物営業者は、危害防止規定に基づき作業員に対する教育訓練を適宜実施し、応急措置の技術の習熟に努める。

(5) 毒物劇物販売業者等

毒物劇物販売業者及び届出を要する業務上取扱者についても、上記(1)から(4)により危害防止に努める。

2 県（山武健康福祉センター（保健所））

毒物劇物製造業者及び輸入業者等に対して立入検査を行い、法令を厳守させるとともに、事故の未然防止及び事故時の適切な措置が図られるよう指導する。

第5 危険物等による環境汚染の防止対策

実施機関：県

県等は、危険物等の漏洩による環境汚染に対処するため、環境監視体制の整備を図るとともに、環境汚染防止体制の強化を図る。

第3節 応急対策計画

実施機関：環境防災部、消防部、各部、県、山武健康福祉センター、県警察、海上保安部、労働局、医療機関、事業所等

第1 危険物

実施機関：環境防災部、消防部、各部、県、県警察、海上保安部、労働局、医療機関、事業所等

1 事業所等

危険物施設の所有者、管理者又は占有者で、その権原を有する者（以下「責任者」という。）は、災害発生と同時に、次の措置をとる。

（1）通報体制

ア 責任者は、災害が発生した場合、直ちに119番で消防署に連絡するとともに、必要に応じて付近住民並びに近隣企業へ通報する。

イ 責任者は、被害の概要を被災段階に応じて早急にとりまとめ、必要に応じて消防機関へ通報する。

（2）初期活動

責任者は、各種防災設備を有効に使用し、迅速な初期活動を行う。特に近隣への延焼防止を最優先とし、かつ誘発防止に最善の方策をとる。

（3）避難

責任者は、企業自体の計画により、従業員等の避難を実施する。

2 県、町その他防災関係機関

災害の規模、態様に応じ、県及び町地域防災計画並びに防災関係機関の災害応急対策計画の定めるところにより、防災関係機関の密接な連携のもと次の応急対策を実施する。

（1）災害情報の収集及び報告

消防機関は、被災現地に職員を派遣する等により被災状況を的確に把握するとともに、県、その他防災関係機関に災害発生の上報を行い、被害の状況に応じて逐次中間報告を行う。

（2）救急医療

当該事業所、消防機関、県、医療機関は連携して負傷者等の救出及び救急医療業務を実施する。県警察、海上保安庁その他防災関係機関はこれに協力する。

（3）消防活動

消防機関は、危険物火災の特性に応じた消防活動を速やかに行う。

（4）避難

町は、警察署と協力し、避難のための立ち退きの指示、避難所の開設並びに避難所

への収容を行う。

(5) 警備

県警察、海上保安庁は、防災関係機関の協力のもとに被災地域における社会秩序の維持に万全を期するため警戒活動を実施する。

(6) 交通対策

道路管理者、県警察、海上保安庁は、交通の安全、緊急輸送の確保のため、被災地域並びに海上に及ぶ場合はその周辺海域の交通対策に万全を期する。

(7) 原因の究明

県、労働局、消防機関、学識経験者は、災害の発生原因の究明に当たる。

第2 高圧ガス

実施機関：環境防災部、消防部、各部、県、県警察、海上保安部、労働局、事業所等

1 事業所等

(1) 緊急通報

高圧ガス施設が発災した場合は、あらかじめ定められた連絡経路により防災関係機関に通報する。

通報を受けた防災関係機関は、状況に応じて他の防災関係機関と連絡調整を図る。

(2) 災害対策本部等の設置

高圧ガスに関する災害が発生した場合は、二次災害の発生を防止するため、速やかに事業所等内に災害対策本部を設置し、防災関係機関と連携して応急対策を実施する。

(3) 応急措置の実施

防災関係機関と連携し、高圧ガスの性質（毒性、可燃性、支燃性等）に基づいた適切な応急措置を講ずる。

(4) 防災資機材の調達

防災資機材が不足している、又は保有していない場合は、直ちに近隣の事業所等から調達する。

(5) 被害の拡大防止措置

可燃性ガス又は毒性ガスが漏洩した場合は、携帯用のガス検知器等で漏洩したガスの濃度を測定し拡散状況等の把握に努める。

2 県、町その他防災関係機関

(1) 緊急通報

通報を受けた防災関係機関は、状況に応じて他の防災関係機関と連絡調整を図る。

(2) 応急措置の実施

防災関係機関は事業所等と連携し、高圧ガスの性質（毒性、可燃性、支燃性等）に基づいた適切な応急措置を講ずる。

(3) 防災資機材の調達

ア 県及び消防機関は、事業所等による防災資機材の確保が困難である場合、協力して防災資機材を調達する。

イ 県警察、消防機関及び海上保安庁は、防災資機材の緊急輸送に協力する。

(4) 被害の拡大防止措置及び避難

ア 防災関係機関は、被害が拡大し事業所等の周辺にも影響を及ぼすと予想される場合は、周辺住民等の避難について協議する。

イ 町は、必要に応じ避難の指示等を行う。

(5) 原因の究明

県、労働局、消防機関、学識経験者は、災害の発生原因の究明に当たる。

第3 火薬類

実施機関：環境防災部、消防部、各部、県、県警察、海上保安部、労働局、事業所等

1 事業所等

(1) 緊急通報

火薬類施設で発災した場合は、あらかじめ定められた連絡経路により防災関係機関に通報する。

(2) 災害対策本部等の設置

火薬類に関する災害が発生した場合は、速やかに事業所等内に災害対策本部等を設置し防災関係機関と連携して応急対策を実施する。

(3) 応急措置の実施

防災関係機関と連携し、火薬類の性質に基づいた適切な応急措置を講ずる。

2 県、町その他防災関係機関

(1) 緊急通報

通報を受けた防災関係機関は、状況に応じて他の防災関係機関と調整を図る。

(2) 応急措置の実施

防災関係機関は、事業所と連携し、火薬類の性質に基づいた適切な応急措置を講ずる。

(3) 被害の拡大防止措置及び避難

ア 防災関係機関は、被害が拡大し事業所等の周辺にも影響を及ぼすと予想される場合は、周辺住民等の避難について協議する。

イ 町は、必要に応じ避難の指示等を行う。

ウ 県警察は、立入禁止区域を設定して被害の拡大防止に努めるとともに、地域住民等の避難誘導、立入禁止区域の警戒、交通規制活動等を行う。

(4) 原因の究明

県、労働局、消防機関、学識経験者は、災害の発生原因の究明に当たる。

第4 毒物劇物

実施機関：環境防災部、消防部、山武健康福祉センター、県警察、事業者等

1 毒物劇物製造業者及び輸入業者等

(1) 通報

毒物劇物の流出等により住民に保健衛生上の危害を及ぼすおそれがある場合には、山武健康福祉センター、県警察、又は消防機関へ通報を行う。

(2) 応急措置

毒物劇物の流出等により住民に保健衛生上の危害を及ぼすおそれがある場合には、自ら定めた危害防止規定等に基づき、危害防止のため漏出防止、除害等の応急措置を講ずる。

2 県、町その他防災関係機関

(1) 緊急通報

山武健康福祉センター、県警察及び消防機関は、毒物劇物製造業者及び輸入業者等から緊急通報があった場合は、状況に応じて他の防災関係機関と連絡調整を図る。

(2) 被害の拡大防止

消防機関は、火災が発生した場合、施設防火管理者と連絡を密にして、延焼防止、汚染区域の拡大防止に努める。

(3) 救急医療

山武健康福祉センター、県警察及び消防機関等は、大量流出事故等に際しては、医療機関へ連絡するとともに連携して被災者の救出・救護、避難誘導を実施する。

(4) 水源汚染防止

山武健康福祉センターは、毒物劇物が水道水源を汚染するおそれがあると判断した場合は、防災関係機関に通報し、適切な措置を求める。

(5) 避難

町は、県及び防災関係機関等と協議の上、必要であれば、避難の指示等を行う。

第4章 海上災害対策

第1節 基本方針

本町周辺海域において、船舶の衝突、乗揚げ、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難の発生による多数の遭難者、行方不明者、死傷者等が発生し、又は生ずるおそれのある事態であって、保護を要する場合に、早期に初動体制を確立して、被害の軽減を図り、迅速かつ適切に活動するための計画とする。

ただし、油等の流出事故については第4編大規模事故編の第5章「油等海上流出災害対策」の定めるところによる。

この計画の対象となる災害は次のとおりである。

- 1 旅客船、その他多数の人が乗船している船舶の海難で、多数の損失を伴うもの
- 2 漁船の集団海難で、多数の人命の損失を伴うもの

第2節 予防計画

実施機関：県、銚子海上保安部、千葉県水難救済会、船舶関係機関

防災関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、海難の発生を防止し、又は被害を軽減するため必要な予防対策を実施するものとする。

第1 各種予防対策

実施機関：県、銚子海上保安部、船舶関係機関

1 航行の安全確保

- (1) 銚子海上保安部は、沿岸域における海上交通情報の提供等の体制整備に努める。
- (2) 銚子海上保安部は、海事関係者等に対する海難防止・海上災害防止に係る講習会の開催や訪船指導等を行うことにより、海上災害防止思想の普及に努める。
- (3) 県は、漁船の操業安全指導海域内での指導、災害予防通信及び港内のパトロール等を実施する。

2 船舶利用者への注意喚起

船舶関係機関は船舶利用者に対し、発災時における行動、避難経路の教示等を実施する。

第2 資機材等の整備

実施機関：銚子海上保安部、千葉県水難救済会

銚子海上保安部は、災害発生の場合に必要な救助用具、資機材の整備に努める。

千葉県水難救済会は、各救難所の施設整備及び救助用資機材の備蓄に努めるものとする。

第3節 応急対策計画

実施機関：環境防災部、総務部、健康こども部、東陽病院部、消防部、各部、県、県警察、
銚子海上保安部、医療機関、防災関係機関

海上災害の発生時、又は災害の発生が予想される場合、被害の軽減を図るため、防災関係機関は早期に初動体制を確立して災害応急対策へ万全を期するものとする。

第1 応急活動体制

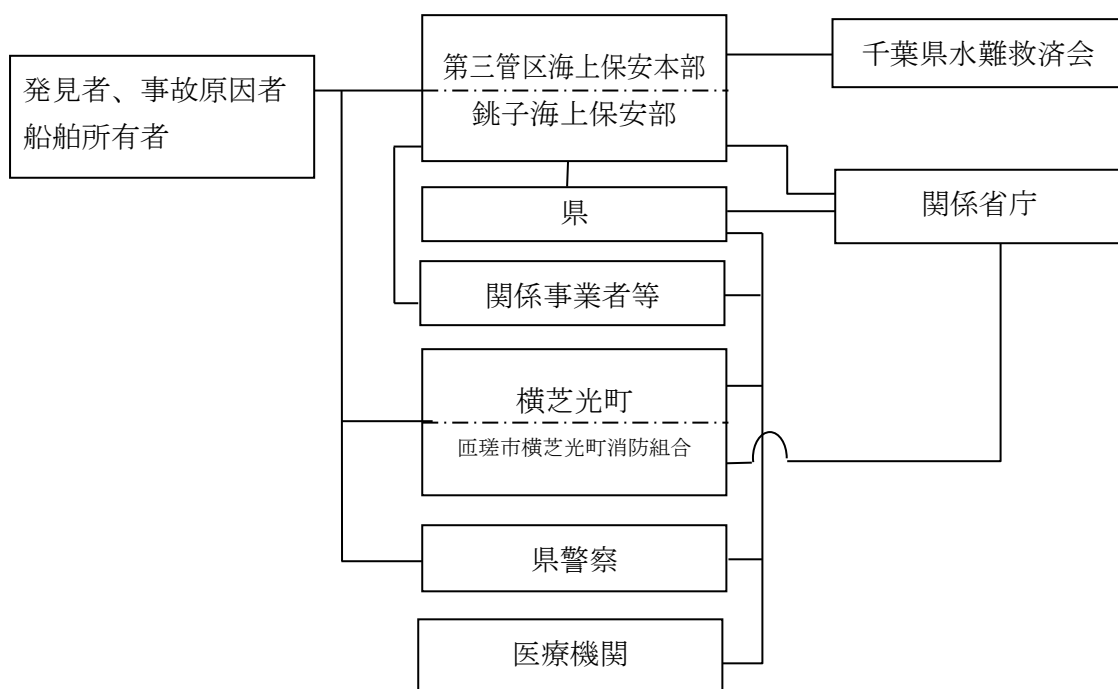
実施機関：環境防災部、各部

海難が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、その海域に係る災害応急対策を実施する。

第2 情報の収集伝達

実施機関：環境防災部、各部

初動体制を早期に確立するためには早期の災害覚知が不可欠である。防災関係機関は下記のルートにより情報の受伝達を緊急に行う。



第3 応急活動体制

実施機関：環境防災部、総務部、東陽病院部、消防部、各部、県、県警察、銚子海上保安部、医療機関

災害を覚知した場合は、防災関係機関は直ちに初動体制を確立して、対応に努める。一次的に対応をする防災関係機関及び主な対応は以下のとおりである。

船舶所有者等	消火、救難、救助、広報、被災者家族等への情報提供
銚子海上保安部	捜索、救助、救急、消火、防災関係機関との連絡調整、事故原因の調査・広報
沿岸消防機関	捜索、消火、救難、救助、救急、搬送
県警察本部	捜索、救難、救助、警戒線の設定
警察署	捜索、救難、救助、搬送路、物資輸送路の確保
町	避難指示等、他団体への応援要請、住民への広報
県	防災関係機関との連絡調整
医療機関	負傷者等の応急医療、救護等

第4 各種活動

実施機関：環境防災部、総務部、健康こども部、消防部、各部、県、県警察、銚子海上保安部、医療機関、防災関係機関

銚子海上保安部をはじめ防災関係機関は、連携・協力して応急対策を実施する。

1 捜索

防災関係機関が相互に密接に協力の上、それぞれ船舶・ヘリコプター等を活用して行うものとする。

2 消火

銚子海上保安部は、船舶等の火災が発生した場合「海上保安庁の機関と消防機関の業務協定の締結に関する覚書（昭和43年3月29日）」に基づき消防機関と連携し対処するものとする。

3 救助・救急

（1）銚子海上保安部（海上保安庁法第5条）

海難の際の人命、積荷及び船舶の救助並びに天災事変、その他救済を必要とする場合における援助を行う。

海上保安庁以外の者で海上において人命、積荷及び船舶の救助を行うもの並びに船

舶交通に対する障害を除去するものの監督を行う。

(2) 町（災害対策基本法第62条、水難救護法第1条）

町は、遭難船舶を認知した場合には、銚子海上保安部及び警察署に連絡をするとともに、直ちに現場に臨み、救護活動を実施する。

(3) 警察署（水難救護法第4条）

警察官は、救護の事務に関し、町長を助け、町長が現場にいない場合は、町長に代わってその職務を実施する。

4 医療救護

医療機関（千葉県医師会、千葉県歯科医師会、千葉県薬剤師会）等の協力機関が編成する救護班の派遣を受けて、応急措置を施す。また、町は応急仮設救護所を開設し、迅速な処置を図るものとする。

5 搬送

消防機関が中心となって応急措置後の負傷者を、医療機関に搬送する。

6 遺体の収容

原則として町が遺体一時保存所、検案場所を設置し、収容するものとする。死体の収容、埋葬に係る実施事項は、第2編「地震・津波編」の第2章第14節の第4「遺体の搜索処理等」の定めるところによる。

7 応援要請

防災関係機関は、相互に密接な協力の上実施する。

8 緊急輸送

防災関係機関は、相互に密接な協力の上実施する。

9 広報

防災関係機関は、相互に密接な協力の上実施する。

第5 応援体制

実施機関：環境防災部、消防部、各部、防災関係機関

発災地に早急に必要人員及び物資を調達するため、防災関係機関は相互に協力し、応援体制を整える。各機関の応援事項は以下を目安として、臨機応変に対応する。

発災地以外の市町村、消防機関	人員及び物資の派遣及び調達
県	人員の派遣、物資の調達、他都道府県への応援要請、応援市町村間の調整、自衛隊への派遣要請
総務省消防庁	応援都道府県間の調整
発災地以外の医療機関	人材及び物資の派遣及び調達
国土交通省（海上保安庁）	自衛隊への派遣要請
原因者以外の船舶事業者	人員及び物資の派遣及び調達
水難救済会、その他関係諸団体	人員及び物資の派遣及び調達

第5章 油等海上流出災害対策

第1節 基本方針

本町に面した海域において、油等の流出事故が発生した場合に、流出した油等の拡散防止と回収等を実施し、付近の船舶並びに沿岸住民の安全を図るとともに、水産業、その他産業の被害の軽減を図り、環境汚染を最小限化し、迅速かつ適切に活動するための計画とする。

第1 対象災害

この計画の対象となる災害は、船舶等の接触、衝突、乗揚げ、沈没等の事故による大量の油等（「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」（以下「海防法」という。）第3条でいう油及び有害液体物質）の流出を伴うものとする。

第2 町等の処理すべき事務及び業務の大綱

油等流出事故に関し、町等が処理すべき事務又は業務は、概ね次のとおりとする。

1 銚子海上保安部

- (1) 情報収集及び防災関係機関への通報、協力要請
- (2) 連絡調整本部の設置
- (3) 排出油等防除協議会の的確な運営
- (4) 事故の規模、態様の分析及び当該事故の影響並びにその結果の防災関係機関への連絡
- (5) 人の生命及び身体並びに財産の保護
- (6) 海防法に基づく事故原因者等に対する流出油の応急防除措置の指導又は命令
- (7) 流出油の応急防除措置の実施
- (8) 一般船舶等に対する事故状況の周知
- (9) 船舶の退去、航行制限等海上交通安全の確保
- (10) 火災発生時の消火活動等の実施及び防災関係機関への協力要請等
- (11) 油防除資機材の整備
- (12) 海上災害防止センターへの流出油の応急防除措置の指示
- (13) 自衛隊法に基づく災害派遣要請
- (14) 治安の維持
- (15) 防災関係機関との協力体制の確立
- (16) 各省庁で把握している各種専門家等に関する情報の一元化及び要請に応じて、必要な専門家等に関する情報の提供

2 県

- (1) 的確な情報収集及び防災関係機関への通報
- (2) 事故の規模又は被害に応じた応急対策本部又は災害対策本部の設置
- (3) 関係排出油防除協議会との連絡調整
- (4) 国・近隣都縣市等防災関係機関・各種団体との連絡調整
- (5) 防災関係機関への協力要請及び連絡調整
- (6) 自衛隊法に基づく災害派遣要請
- (7) 市町村が行う漂着油の除去作業等の支援
- (8) 事故原因者等や海上保安機関の実施する流出油の防除活動への協力
- (9) 油防除資機材の整備
- (10) 河川管理者、海岸管理者、港湾（漁港）管理者としての油防除活動
- (11) 漁業者、漁業協同組合等に対する連絡調整、防除活動の指導及び支援
- (12) 回収油の一時保管場所及び処分先等の調査協力
- (13) 漁業資源、自然環境、観光業等への影響及び被害状況の把握
- (14) 野生生物及び史跡等の保護・保全
- (15) 漁業者等の復旧支援
- (16) 市町村、漁業者等の補償請求に係る助言等

3 町

- (1) 事故状況の実態の把握及び的確な情報の収集・通報
- (2) 防災関係機関及び住民への情報提供
- (3) 事故の規模又は被害の状況に応じた災害対策本部等の設置
- (4) 漂着油の除去作業等
- (5) 事故拡大防止のための消火その他消防活動
- (6) 事故原因者等や海上保安機関の実施する防除活動への協力
- (7) 警戒区域の設定及び立入制限、現場警戒並びに付近住民に対する避難の指示等
- (8) 県又は他の市町村等に対する応援要請
- (9) 漁業者、漁業協同組合等に対する指導、支援及び連絡調整
- (10) 油防除資機材の整備
- (11) 回収油の一時保管場所等の調査協力
- (12) 漁業者等の復旧支援

4 自衛隊

自衛隊への災害派遣を要請できる範囲は、原則として人命及び財産の保護のため必要であり、かつ緊急やむを得ないと認められるもので、他に実施する組織等がない場合となる。次に要請事項を示す。

- (1) 航空機等による流出油の情報収集
- (2) 油の拡散防止及び回収等の応急活動
- (3) 応援要員及び救援物資等の搬送

5 漁業協同組合等

- (1) 漁業被害の防止対策
- (2) 漁業被害の調査及び再生産対策の実施

6 海上災害防止センター

- (1) 海上保安庁長官等の指示に基づく排出油防除措置の実施
- (2) 船舶所有者等の委託契約に基づく排出油防除措置の実施
- (3) 船舶所有者等の利用に供するための排出油防除資機材の保有
- (4) 海上防災のための措置に関する訓練、研修の実施
- (5) 防災関係者への指導助言の実施

7 石油連盟

- (1) 大規模石油災害対応体制整備事業の普及啓蒙
- (2) 油防除資機材の貸出及び貸出時における資機材操作技術者の派遣のあっせん

第3 事故原因者等の責務

油等流出事故に係る第一義的な責任を有する油等を流出させたタンカー等船舶の所有者、船長、又は事故発生の原因となった責任者（以下「事故原因者等」という。）の主要な責務は、次のとおりである。

- 1 海上保安機関に対する事故状況の迅速かつ的確な通報及び協議
- 2 油等の性状・有害性等についての情報の迅速な提供
- 3 防災関係機関の設置する対策本部への責任者の派遣又は連携の確保
- 4 流出油等の拡散防止、回収、処理及び事故現場の復旧
- 5 被害者の損害等に対する補償

第2節 予防計画

実施機関：環境防災課、各課、県、国、銚子海上保安部、防災関係機関

第1 航行の安全確保

実施機関：銚子海上保安部

- 1 銚子海上保安部は、沿岸域における海上交通情報の提供等の体制整備に努める。
- 2 銚子海上保安部は、海事関係者等に対する海難防止・海上災害防止に係る講習会の開催や訪船指導等を行うことにより、海上災害防止思想の普及に努める。

第2 広域的な活動体制

実施機関：各課、県、国、防災関係機関

国、県及び町等の防災関係機関は、平時から各機関との連携を密にし、事故発生時に総合的かつ計画的な防災活動が円滑に行われるよう広域的な活動体制の確立に万全を期す。

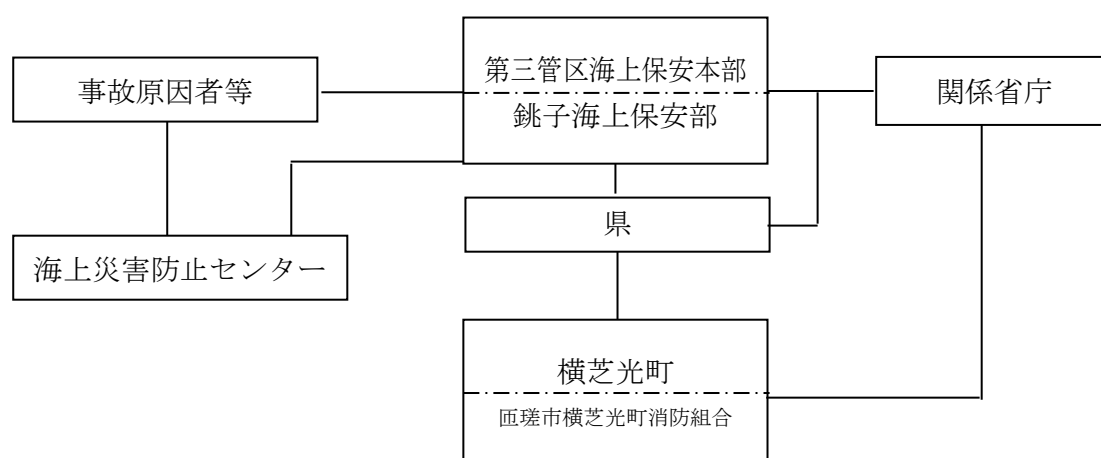
第3 災害応急対策への備え

実施機関：環境防災課、県、銚子海上保安部

油等流出事故が発生した場合における被害の軽減を図るため、防災関係機関及び関係団体並びに事故原因者等は災害応急対策への備えに万全を期す。

1 情報連絡体制の整備

県、町及び銚子海上保安部等の防災関係機関は、油等流出事故が発生した場合に、被害の拡大等を防止し、沿岸地域住民、沿岸施設及び船舶の安全確保を図るとともに、水産業、その他産業の被害を軽減するため、あらかじめ緊急時の情報収集連絡体制を確立する。



2 油防除作業体制の整備

県、町等は、県が策定した「油防除作業手順マニュアル」や「千葉県油等海上流出事故対応マニュアル」を活用し、地域に即した対応が迅速かつ的確にできるよう、体制整備に努める。

3 油防除資機材等の整備

町は、油防除資機材の整備を図るよう努める。

第4 訓練

実施機関：環境防災課、各課、防災関係機関

防災関係機関は、流出油防除体制の強化を図るため、油が著しく大量に排出された場合を想定して、流出油防除のための訓練を実施するとともに、油流出事故への対応を迅速かつ的確に実施できる人材を育成する。

第3節 応急対策計画

実施機関：環境防災部、総務部、健康こども部、東陽病院部、消防部、各部、県、銚子海上保安部、海上災害防止センター、医療機関、防災関係機関

第1 防除方針

実施機関：防災関係機関

流出した油等は、海上で防除することに目標を置き、防除方針の決定に当たっては海上での回収を可能な限り実施し、海岸線への漂着を回避するよう努める。

また、防災関係機関においては、銚子海上保安部との連携を図りつつ、流出油等の性状及び有害性の有無について迅速な把握に努め、効率的な流出油等の拡散防止、回収及び処理を行う。

第2 情報連絡活動

実施機関：環境防災部、総務部、消防部、各部、県、銚子海上保安部

1 銚子海上保安部の活動

事故原因者等から事故の通報を受けた場合、その内容を防災関係機関に通報するとともに、随時経過等を伝達する。

2 県の活動

(1) 銚子海上保安部からの事故の通報を受けた場合、その内容を防災関係機関に通報するとともに、随時経過等を伝達する。

(2) 早期に油等流出事故に係る被害の状況を把握するため、銚子海上保安部等防災関係機関及び航行船舶、民間企業、報道機関、住民等からの情報収集に努める。

また、必要に応じヘリコプター等からの画像伝送、事故現場からの、ちば衛星号の中継画像等の活用により、情報収集に努める。

3 町の活動

付近の海域において油流出事故が発生し、被害の発生、又はそのおそれがあるときは、海岸線のパトロールを実施し、速やかにその状況を銚子海上保安部及び県に報告する。

4 事故原因者等の活動

船舶等から大量の油等流出があったとき、又は流出のおそれがある場合には、速やかに最寄りの海上保安機関等防災関係機関に通報するとともに随時経過等を報告する。

第3 流出油の防除措置

実施機関：環境防災部、消防部、各部、県、銚子海上保安部、海上災害防止センター

1 銚子海上保安部

- (1) 船舶からの油流出事故情報を入手したときは、事故船舶の船長、所有者に対して、排出油の拡散防止、引き続き流出する油の流出防止等、油防除のために必要な応急措置を講じさせるとともに、巡視艇等を現場に急行させ、状況調査を行う。
- (2) 海防法に基づき、船舶等の所有者等に対し、防除措置を命じるとともに、必要に応じて、巡視艇等により流出油の回収等防除作業を実施する。

特に必要があると認められるときは、海防法第41条の2に基づき関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長、その他の執行機関に対し、排出された油等の除去等必要な措置を講じるよう要請することができる。

また、必要に応じ、排出油等防除協議会会員に対し事故発生情報を通報するとともに、海防法に基づき、海上災害防止センターに対する指示を行うことができる。

- (3) 油等流出事故が発生した場合、ガス検知を行い、状況に応じて火気使用の制限や禁止、あるいは航行制限や船舶の退去等、海上火災等二次災害防止のための措置を講じるとともに、海上火災が発生した場合には、警戒区域等を設定して更なる災害の発生防止に努め、消防機関等との協力の上、消火活動を実施する。

2 県

- (1) 事故の規模又は被害の状況に応じた応急対策本部又は災害対策本部を設置する。
- (2) 防除活動を迅速かつ的確に対応するため、マニュアル等を活用し、適切な応急措置を講じる。
- (3) 町の行う漂着油の除去作業等について資機材の提供や職員の派遣等により支援する。
- (4) 緊急輸送路を確保し、円滑な資機材搬送に資する。
- (5) 港湾管理者、漁港管理者、河川管理者及び海岸管理者としての防除作業を実施する。
- (6) 必要に応じ、「九都県市災害時相互応援に関する協定」、「油流出事故時における千葉県と特定事業所等との資機材等の相互応援協定」等に基づき、他都県、事業所等に協力を要請する。
- (7) 回収した油の処理施設に関する情報を提供し、適正な処分が行われるよう助言・指導する。
- (8) 救出救護、避難誘導、立入禁止区域内の警戒及び交通規制を実施する。

3 町

漂着油により海岸が汚染される、又はそのおそれがある場合は、事故原因者等の要請に基づき、その被害を防止するための除去作業等を実施するとともに、必要に応じ回収油の保管場所の確保に努める。

4 海上災害防止センター

事故原因者等の委託、又は海上保安庁長官の指示により、排出油の防除措置を行う。

5 事故原因者等

- (1) 油の排出を防止するためにガス抜きパイプの閉鎖、船体の傾斜調整等の措置を講じるほか、オイルフェンスを展開する等、対策を講じる。
- (2) 油回収船等による機械的回収、油吸着材等による物理的回収及びその他応急的・補助的回収を実施する。
- (3) 油処理剤を使用する場合は、漁業者等関係者と協議する。
- (4) 回収した油の適正な処理を行う。

第4 広域広聴活動

実施機関：総務部、防災関係機関

防災関係機関は、事故の規模、動向を検討し、効果的かつ迅速な広報広聴を行う。

- 1 新聞、ラジオ、テレビ及びCATV等報道機関に対し、広報を要請すること。
- 2 町防災行政無線等による広報の実施
- 3 インターネットの活用
- 4 住民等からの各種問い合わせに対する相談窓口の設置

第5 環境保全等に関する対策

実施機関：環境防災部、健康こども部、県

県及び町は、油等流出事故による地域住民の健康被害の防止及び軽減を図るとともに、環境の保全を図るものとする。

- 1 必要に応じて環境調査を実施するとともに、環境汚染に関する情報を国等防災関係機関へ通報する。
- 2 異臭等の発生により、住民の生命・身体に有害な影響が予測される場合は、住民からの健康相談に対応する。
- 3 海鳥、海生生物等に被害が発生した場合には、関係団体等の協力を得て、その保護に努める。

第6 油回収作業実施者の健康対策

実施機関：健康こども部、東陽病院部、県、医師会、医療機関

被災地における健康対策は、地元医師会等関係団体の協力を得て町が実施するが、県も必要に応じて協力・実施する。

第7 その他

実施機関：防災関係機関

1 補償対策

(1) タンカーによる油流出事故の場合

船舶油濁損害賠償保障法に基づき、直接被害を受けた漁業者及び観光業者等は被害に加え、損害を防止又は軽減するための措置に要した経費を請求することができる。国、地方公共団体等が行った同様の措置に要した経費についても、船舶所有者に損害賠償請求等ができる。

(2) タンカー以外の一般船舶からの油流出事故の場合

海防法第41条の2に基づき海上保安庁長官からの要請があった場合は、地方公共団体等が行った油防除に必要な措置に要した経費について、船舶所有者等に行政処分により請求する。

漁業者及び観光業者等は、直接受けた被害の損害賠償請求等ができる。

2 事後の監視等の実施

防災関係機関は、油等の回収等応急対策による措置が終了した後においても、必要に応じて、環境への影響の把握に努める。

第6章 航空機災害対策

第1節 基本方針

本計画は、成田国際空港及びその周辺（以下「成田国際空港消防相互応援協定」締結市町村の区域をいう。）並びにその他の地域において、航空機の炎上等により、多数の死傷者を伴う大規模な災害（以下「航空機災害」という。）が発生した場合、又は発生するおそれがある場合に、その拡大を防御し、被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の応急対策及び平素から体制を整備するための予防計画を定める計画とする。

なお、海上遭難の場合は、「第4章 海上災害対策計画」に準ずる。

第1 防災関係機関の対応

発災時には災害原因者である航空事業者、成田空港事務所、成田国際空港株式会社、県、関係市町村等の防災関係機関が相互に協力して総合的な対応を図ることとなる。

〈資料編 防災関係機関一覧〉

第2節 予防計画

実施機関：環境防災課、健康こども課、東陽病院、消防団、匝瑳市横芝光町消防組合、医療機関、防災関係機関

第1 情報の収集・連絡体制の整備

実施機関：環境防災課、防災関係機関

防災関係機関は、それぞれの機関及び機関相互間において、情報の収集、連絡体制を整備する。

第2 協力・応援体制の整備

実施機関：環境防災課、防災関係機関

防災関係機関は、相互の協力、応援体制の整備及び情報伝達手段の整備拡充に努める。

第3 消火救難、救助・救急及び医療活動に係る資機材等の整備及び備蓄

実施機関：環境防災課、健康こども課、東陽病院、消防団、匝瑳市横芝光町消防組合、医療機関、防災関係機関

防災関係機関は、発災時における各々の業務に必要な資機材等の整備及び備蓄に努める。

第4 防災訓練

実施機関：環境防災課、各課、消防団、匝瑳市横芝光町消防組合、防災関係機関

防災関係機関は、航空機災害対応の習熟を図るため、防災訓練の推進に努めるものとする。

第3節 応急対策計画

実施機関：環境防災部、健康こども部、東陽病院部、消防部、各部、県、県警察、国（国土交通省）、成田空港事務所、成田国際空港株式会社、医療機関、防災関係機関

航空機災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に防災関係機関は早期に初動体制を確立してその拡大を防御し、被害の軽減を図る。

第1 応急活動体制

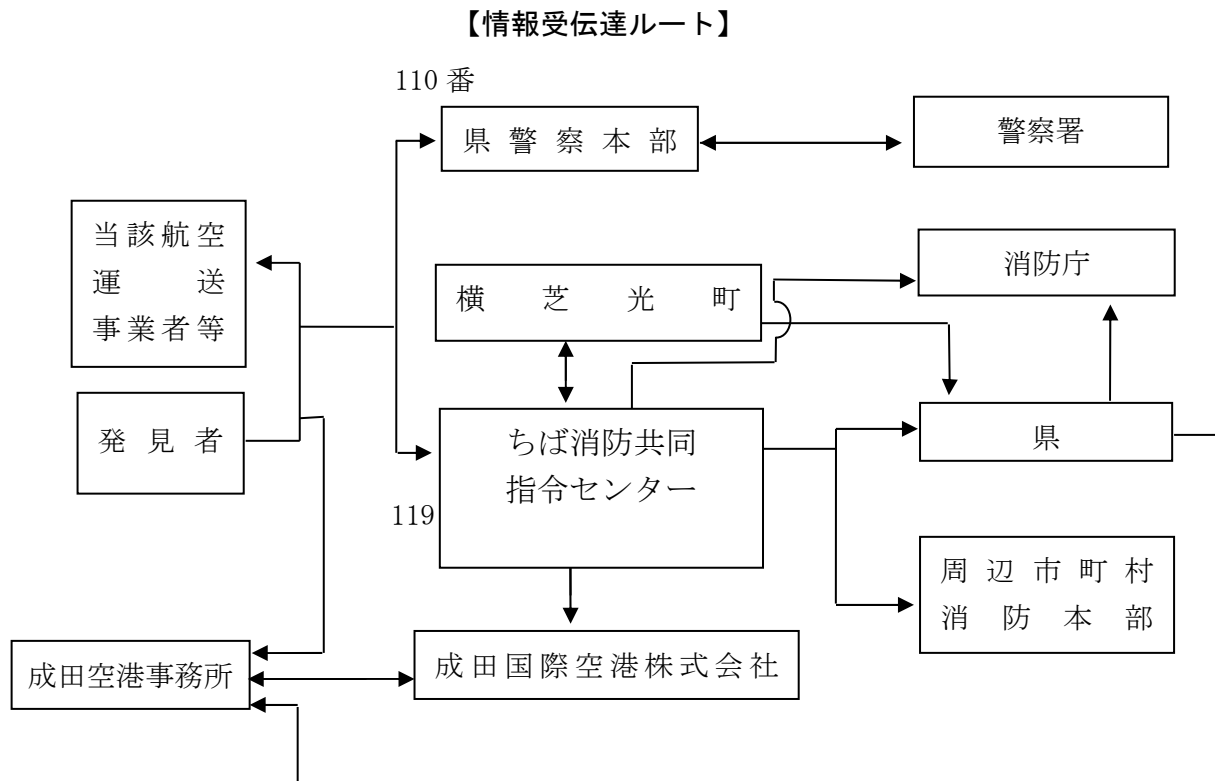
実施機関：環境防災部、各部

- 1 町は、状況に応じ、町長が必要と認めたとき、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。
- 2 町は、防災関係機関との間において緊密な連携の確保に努める。

第2 情報の収集

実施機関：環境防災部、総務部、消防部、県、防災関係機関

初動体制を早期に確立するため、防災関係機関は下記のルートにより情報の受伝達を緊密に行う。



第3 応急対策

実施機関：環境防災部、総務部、健康こども部、東陽病院部、消防部、各部、県警察、国（国土交通省）、成田空港事務所、成田国際空港株式会社、医療機関、防災関係機関

防災関係機関は、航空機事故が発生した際、次の対応をとる。

成田空港事務所及び成田国際空港株式会社は、防災関係機関の連絡調整を行う。

1 搜索救難活動

国土交通省が中心となって実施する。防衛省、警察庁、消防庁及び海上保安庁がこれに協力する。

2 消防活動

（１）成田国際空港区域内で災害が発生した場合

ア 実施機関

成田国際空港株式会社、災害地市町村、災害地市町村消防機関

イ 協力機関

成田国際空港周辺の市町村消防機関、県警察

（２）成田国際空港区域の周辺で災害が発生した場合

ア 実施機関

災害地市町村、災害地市町村消防機関

イ 協力機関

周辺の市町村消防機関、成田国際空港株式会社、県警察

（３）その他の地域で災害が発生した場合

ア 実施機関

災害地市町村、災害地市町村消防機関

イ 協力機関

近隣市町村消防機関、県警察

（４）実施内容

ア 航空機災害に係る火災が発生した場合、それぞれの実施機関は、化学消防車、化学消火薬剤等による消防活動を重点的に実施する。

イ 航空機災害に係る火災が発生した場合、町長及び当該消防機関の職員は、必要に応じて地域住民及び旅客の生命、身体の安全を図るとともに、消防活動の円滑化を期するため、警戒区域を設定する。

ウ 災害の規模等が大きく、災害地市町村消防機関限りでは対処できないと思われる場合は、周辺の市町村消防機関等に応援を求める。

3 救出救護活動

(1) 成田国際空港区域内で災害が発生した場合

ア 実施機関

成田国際空港株式会社、当該航空運送事業者、災害地市町村、災害地市町村消防機関、県警察、千葉県

イ 協力機関

日本赤十字社千葉県支部、千葉県医師会、千葉県歯科医師会、千葉県薬剤師会、千葉県看護協会、千葉県接骨師会、国立病院機構、災害拠点病院、地元医師会、地元歯科医師会、地元薬剤師会、公立病院、成田国際空港周辺の市町村消防機関

(2) 成田国際空港区域の周辺で災害が発生した場合

ア 実施機関

当該航空運送事業者、災害地市町村、災害地市町村消防機関、県警察、千葉県

イ 協力機関

日本赤十字社千葉県支部、千葉県医師会、千葉県歯科医師会、千葉県薬剤師会、千葉県看護協会、千葉県接骨師会、国立病院機構、災害拠点病院、地元医師会、地元歯科医師会、地元薬剤師会、公立病院、災害地の近隣市町村消防機関、成田国際空港株式会社

(3) その他の地域で災害が発生した場合

ア 実施機関

当該航空運送事業者、災害地市町村、災害地市町村消防機関、県警察、千葉県

イ 協力機関

日本赤十字社千葉県支部、千葉県医師会、千葉県歯科医師会、千葉県薬剤師会、千葉県看護協会、千葉県接骨師会、国立病院機構、災害拠点病院、地元医師会、地元歯科医師会、地元薬剤師会、公立病院、災害地の近隣市町村消防機関

(4) 実施内容

航空機の乗客及び被災地域住民等の救出、救護、収容等を行う場合は、次により実施する。

ア 救出班の派遣

実施機関は、乗客、地域住民等の救出のため、救出班を派遣し、担架等救出に必要な資機材を投入し、迅速に救出活動を実施する。

イ 救護班の派遣

負傷者の救護は、県医師会、県歯科医師会、日本赤十字社千葉県支部等の協力機関が編成する救護班の派遣を受けて、応急措置を施した後に、あらかじめ指定された医療機関に搬送する。

ウ 救護所の開設

重軽傷者の救護は、原則として災害地市町村に応急仮設救護所を開設し、迅速な処置を図る。

4 救急、搬送

消防機関が中心となって、応急措置後の負傷者をあらかじめ指定された医療機関に搬送する。

5 遺体の収容

原則として災害地市町村が、遺体の一時保存所、検案場所を設置し収容する。

遺体の収容、埋葬に係る実施事項は、第2編「地震・津波編」の第2章第14節の第4「遺体の搜索処理等」の定めるところによる。

6 交通規制

警察署は、成田国際空港に通じる道路及び成田国際空港周辺道路、又は被災地周辺道路について必要な交通規制を行う。また、その旨を交通関係者並びに地域住民に広報する。

7 広報

(1) 実施機関

成田空港事務所、成田国際空港株式会社、当該航空運送事業者、災害地市町村及び県警察等が実施する。

(2) 実施内容

災害応急対策実施の理解を求めるため、報道機関を通じ、又は広報車の利用及び広報板の掲示等により、地元住民、旅客、送迎者及び地域住民等に対して次のとおり広報を行う。

ア 町及び防災関係機関の実施する応急対策の概要、並びに航空輸送復旧の見通し

イ 避難の指示及び避難先の指示

ウ 地域住民等への協力依頼

エ その他必要な事項

8 防疫及び清掃

防疫については、遭難機が国際線である場合には、成田国際空港検疫所等と密接な連携を図りつつ、第2編「地震・津波編」の第2章第14節の第3「防疫」の定めるところにより、的確に応急対策を講ずることとし、事故現場の清掃については、第2編「地震・津波編」の第2章第14節の第6「清掃及び障害物の除去」の定めるところにより、応急対策を講ずることとする。

第4 応援体制

実施機関：環境防災部、防災関係機関

発災地に早急に必要人員及び物資を調達するため、防災関係機関は相互に協力し、応援体制を整える。各機関の主な応援事項は以下として、臨機応変に対応することとする。

当該航空運送事業者等	人員及び物資の派遣及び調達
発災地以外の市町村、 消防機関、県警察	人員及び物資の派遣及び調達
県	人員の派遣、物資の調達、他都道府県への応援要請、応援市町村間の調整、応援都道府県間の調整
発災地以外の医療機関	人員及び物資の派遣及び調達
成田空港事務所	必要な場合の自衛隊への災害派遣要請
原因者以外の航空事業者	人員及び物資の派遣及び調達
成田国際空港株式会社	人員及び物資の派遣及び調達

第7章 鉄道災害対策

第1節 基本方針

本計画は、鉄軌道における列車の衝突等による多数の死傷者等の発生といった、鉄道災害に対する対策について定める計画とする。

第2節 予防計画

実施機関：環境防災課、都市建設課、県、国、東日本旅客鉄道株式会社、防災関係機関

第1 事業者による予防対策

実施機関：東日本旅客鉄道株式会社

東日本旅客鉄道株式会社は、鉄道事業法等により充足すべき技術基準が定められており、車両や施設等に関連する輸送の安全確保については、当該基準により整備、改良及び保全を行う。

第2 行政等による予防対策

実施機関：環境防災課、都市建設課、県、国、東日本旅客鉄道株式会社、防災関係機関

- 1 国、防災関係機関、県、町及び東日本旅客鉄道株式会社は、それぞれの機関及び機関相互間において情報の収集・連絡体制の整備を図る。
- 2 国、県及び町は、主要な交通施設の被災による広域的な経済活動、住民生活への支障や地域の孤立の防止等のため、関連公共事業等の実施において努力する。
- 3 国、県、町、道路管理者及び東日本旅客鉄道株式会社は、踏切道の立体交差化、構造の改良、踏切保安設備の整備、交通規制の実施、統廃合の促進等、踏切道の改良に努める。

第3節 応急・復旧計画

実施機関：環境防災部、総務部、企画空港部、税務部、住民部、福祉部、健康こども部、東陽病院部、教育部、社会文化部、消防部、各部、県、県警察、国、東日本旅客鉄道株式会社

第1 行政等による応急活動体制

実施機関：環境防災部、各部、県

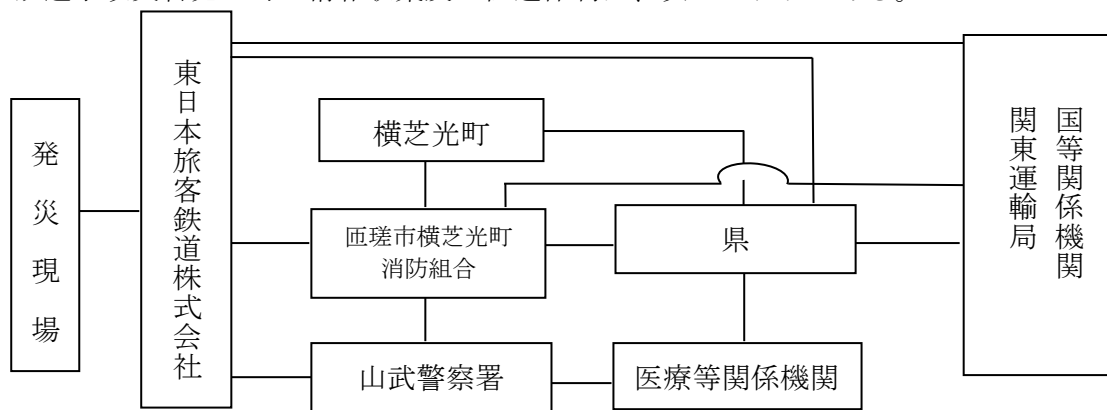
県及び町は、発災後速やかに、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等、必要な体制をとる。

第2 情報収集・伝達体制

実施機関：環境防災部、企画空港部、防災関係機関

1 鉄道事故情報等の連絡

鉄道事故災害発生時の情報収集及び伝達体制は、次のとおりである。



2 防災関係機関連絡先

関東運輸局 担当課	防災無線電話	防災無線 F A X	N T T 電話	N T T F A X
総務部 安全防災・危機 管理課	—	—	045-211-7269	045-681-3328

※ 鉄軌道事業者の大規模事故災害時の連絡先は関東運輸局鉄道部安全対策課。
(N T T 電話 : 045-211-7240)

	防災担当課	県防災無線 電話	県防災無線 F A X	N T T 電話	N T T F A X
東日本旅客鉄道 株式会社 千葉支社	運輸部指令	640-721	640-722	043-254-3258	043-254-3285
横芝駅				0479-82-0052	0479-82-0052 (切替式)

第3 相互協力・派遣要請計画

実施機関：環境防災部、県、東日本旅客鉄道株式会社

- 1 東日本旅客鉄道株式会社は、事故災害が発生した場合には、他の路線への振替輸送、バス代行輸送等代替交通手段の確保に努めるものとし、被災していない関係鉄軌道事業者においては、可能な限り、代替輸送について協力するよう努める。
- 2 県及び町等は、被害の規模に応じて、他の地方公共団体に応援を要請する。
- 3 県は、自衛隊の派遣要請の必要性を鉄道事故の規模や収集した被害情報から判断し、必要があれば直ちに要請する。また、町は、応急措置を実施するため、必要があると認めるときは、県に対し自衛隊の派遣要請をするよう求める。

第4 消防活動

実施機関：消防部、東日本旅客鉄道株式会社

- 1 東日本旅客鉄道株式会社は、事故災害発生直後における初期消火活動を行うよう努めるとともに、消火活動を実施する各機関に協力を要請する。
- 2 消防機関は、速やかに火災の状況を把握するとともに、火災発生の際には迅速に消火活動を行う。

第5 救助・救急計画

実施機関：健康こども部、東陽病院部、消防部、県、国、東日本旅客鉄道株式会社、医療機関

- 1 東日本旅客鉄道株式会社は、事故災害発生直後における負傷者の救助・救急活動を行うとともに、必要に応じて救助・救急活動を実施機関に協力要請する。
- 2 国、県及び町は、必要に応じ、民間からの協力等により、救助・救急活動のための資機材等を確保し効率的な救助・救急活動を行う。
- 3 医療機関は、負傷者等に対し医療活動を行うとともに、相互に緊密な情報交換を図り、必要に応じて、他の医療機関等に協力を求める。

第6 交通規制

実施機関：県警察

県警察は、現場の警察官、防災関係機関等からの情報により交通状況を迅速に把握し、緊急交通路の確保を図る等、的確な交通規制を行う。

第7 避難計画

実施機関：環境防災部、総務部、税務部、住民部、福祉部、教育部、社会文化部、消防部、各部、県、県警察

- 1 町及び県警察等は、人命の安全を第一に必要なに応じて適切な避難誘導を行う。
- 2 避難誘導に当たっては、避難場所、避難路、災害危険箇所等の所在並びに災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。
- 3 町は、必要に応じて、避難場所を開設する。

第8 東日本旅客鉄道株式会社による応急・復旧対策

実施機関：東日本旅客鉄道株式会社

1 応急・復旧対策

旅客車走行中に事故災害が発生した場合は、関係乗務員は、冷静に状況を判断し、「千葉支社運転事故応急復旧処理手続き」に定めるところにより、旅客への災害概況の周知及び乗車中の社員への協力要請、避難誘導及び災害情報の伝達等の適切な措置をとる。

(1) 災害対策本部の設置

災害の発生により輸送に著しい支障を生じる場合は、支社内に災害対策本部、災害現場に災害復旧本部を設置し、対策要員を有機的に指揮して早期復旧を図る。

(2) 自衛消防隊

自衛消防隊は、公設消防隊が到着するまで、駅区長の指揮により消火器、乾燥土砂等により初期消火作業を行う。

(3) 救護

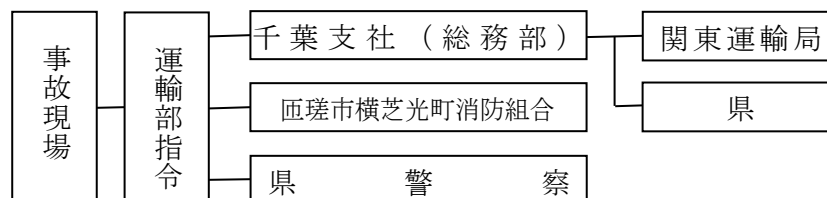
千葉鉄道健診センター所長は、救護の処置を適切かつ迅速に実施するため、「千葉支社安全衛生管理取扱規程」の定めるところにより救護班を設置し、出動要請に備える。

2 情報連絡体制

(1) 鉄道事故情報等の連絡

大規模な鉄道事故が発生した場合、速やかに関東運輸局、県警察及び各市町村の消防機関に連絡する。

【鉄道の事故発生時の連絡系統図】



第8章 道路災害対策

第1節 基本方針

多数の死傷者等が出る道路災害の発生を未然に防止し、災害が発生したとき、早期に初動体制を確立して被害の軽減を図るため、迅速かつ適切に活動するための計画とする。

なお、この計画の対象となる災害は次のとおりである。

- 1 斜面及び擁壁の崩落並びに落石
- 2 橋梁の落下等の道路構造物の被災
- 3 危険物を積載する車両の事故等による危険物等の流出等

第2節 予防計画

実施機関：環境防災課、都市建設課、産業課、県、国（国土交通省）、千葉県道路公社、事業者

第1 道路構造物の被災による多数の死傷者の発生への対処

実施機関：環境防災課、都市建設課、産業課、県、国（国土交通省）、千葉県道路公社

道路構造物の被災を未然に防止するため、平時において次の措置を講ずる。

1 危険箇所の把握・改修

道路管理者等は、災害の発生するおそれのある危険箇所を把握し改修する。また、道路構造物の異常を早期に覚知するために、平時においても道路構造物の点検を行う。

各機関の実施する業務の詳細は、以下のとおりである。

実施項目	実施者	実施内容
危険箇所の把握	道路管理者	管理する道路について、老朽施設、耐震対策を要する施設、豪雨・地震等の異常気象時における路肩の欠壊及び法面崩壊による危険箇所及び落石等危険箇所等道路災害に係る危険箇所を調査し、把握しておく。 危険箇所はもとよりすべての道路構造物を保全し、通行の安全を確保するため道路パトロールを常時実施するとともに、異常気象時には緊急パトロールを実施し監視体制の強化を図る。 また、災害の発生するおそれのある道路区間を、異常気象時通行規制区間及び特殊通行規制区間として事前に設定し、交通関係者並びに地域住民に広報する。
	県	市町村道の計画、建設及び改良に当たり、道路構造物の被災の防止に係る技術指導を行う。 土砂及び高潮災害による道路構造物の被災を防止するため、主要な道路施設が集中している地域の土砂災害対策等を重点的に実施する。
	町	土砂災害による道路施設の被災を防止するため、土砂災害対策等を実施する。

※ 道路管理者：国土交通省、千葉県、市町村、東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、千葉県道路公社等をいい、機関によっては実施内容のすべてを行うわけではない。（以下本節内において同じ。）

2 資機材の保有

道路管理者は、被災した施設の早期の復旧を図るため、平時から応急復旧資機材を保有しておくものとする。

第2 危険物等を積載する車両の事故等による危険物等の流出への対処

実施機関：事業者

1 危険物等の名称及び事故の際講ずべき措置を記載した書面の携帯

輸送事業者は、危険物等の流出による被害の拡大を防止するため、法令の定めるところにより、防除資機材を携帯するとともに、消防活動等による防除活動が適切に行われるよう、伝達すべき輸送危険物等の名称及び事故の際、講ずべき措置を記載した書面を携帯する。

第3節 応急対策計画

実施機関：環境防災部、都市建設部、産業部、健康こども部、東陽病院部、消防部、各部、
県、県警察、国、医療機関、防災関係機関、事業者

第1 応急活動体制

実施機関：環境防災部、各部

- 1 町は、状況に応じ、町長が必要と認めたとき、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。
- 2 町は、防災関係機関との間において緊密な連携の確保に努める。

第2 道路構造物の被災による多数の死傷者の発生への対処

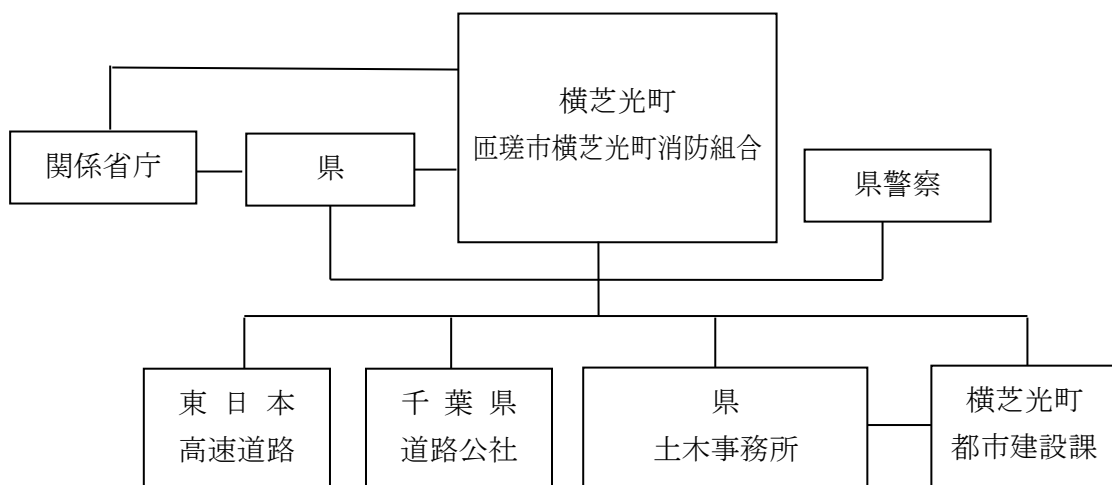
実施機関：環境防災部、都市建設部、産業部、健康こども部、東陽病院部、消防部、県、県警察、国、医療機関

1 情報の収集・伝達

(1) 防災関係機関への情報連絡

道路管理者は、道路災害によって多数の死傷者が発生したときは、県警察、消防機関へ通報するとともに、被害の拡大を防止し被害の軽減を図るため、広域的な応急対策を実施する県へ報告する。

(2) 情報連絡系統



2 応急活動

(1) 活動体制

道路災害の発生に伴う人命の救助及び被害の拡大防止等に必要な下記の応急活動を速やかに実施するため、道路管理者は必要な体制を整える。また、県及び町は必要に応じ、災害対策本部等の体制を敷く。

(2) 応急活動

各機関の実施する業務の詳細は、以下のとおりである。

実施項目	実施者	実 施 内 容
警戒活動	道 路 管理者 及 び 県警察	道路構造物の被災による人的な被害を未然に阻止するため、道路災害の発生のおそれがあると認められるときは、道路の交通規制を行う。 また、交通規制を実施したときは、その旨を交通関係者並びに地域住民に広報する。
応急活動	道 路 管理者	二次災害を防止し、救出救助活動が円滑に実施できるよう、必要な災害地周辺道路の交通規制を行うとともに、崩落土砂等障害物の除去及び被災道路構造物の構造図の提示等救出救助活動へ協力する。 また、障害物の除去、仮設道路の建設等の応急復旧等を行い早期の道路交通の確保を行う。復旧に際しては被災原因を究明し再発防止策を策定するとともに、他の道路施設の点検を実施する。
	県	市町村の行う救出救助活動では人命の救助及び被害の拡大防止が十分に図られないおそれがあると認めたときは、災害救助法に基づく救助、負傷者の収容先医療機関の調整、崩落土砂等障害物除去に不足する資機材の調達等を行う。 県警察は、二次災害を防止し、救出救助活動が円満に実施できるよう必要な災害地周辺道路の交通規制を行うとともに、道路管理者及び消防機関等と協力して被災者等の救出救助活動を行う。
	町	消防活動による被災者の救出救助、医療機関への救急搬送を実施するほか、被害の拡大を防止するため必要な措置を講ずる。 災害の規模が大きく災害地の消防機関及び町では十分な応急対策を実施できないときは、周辺の消防機関及び市町村に応援を求める。また、県に対し災害救助法の適用要請及び自衛隊の災害派遣要請を依頼する。

第3 危険物等を積載する車両の事故等による危険物等の流出に対処するための計画

実施機関：環境防災部、総務部、都市建設部、産業部、消防部、各部、県警察、 防災関係機関、事業者

1 応急対策計画

(1) 情報連絡

輸送事業者は、防除活動が適切に行われるよう、消防活動機関に対し、流出危険物等の名称及び事故の際、講ずべき措置を伝達する。

(2) 流出危険物等の拡散防止及び除去

輸送事業者及び道路管理者等は、防除活動を実施する。

(3) 交通規制

道路管理者及び県警察は、被害の拡大を防止するため、道路の交通を規制する。

(4) 避難

町及び警察署は、流出した危険物等の性質、量及び気象条件等を勘案し、被害拡大を防止するため、地域住民等に対し、避難指示及び立入禁止区域の設定等の措置を講ずる。

(5) 広報

町及び防災関係機関は、地域住民等の民心の安定のため、流出危険物等に係る安心情報又は被害拡大を防止するための避難指示等を踏まえた警戒情報を広報する。

第9章 放射性物質事故対策

第1節 基本方針

本町及び千葉県には原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）（以下「原災法」という。）に規定される原子力事業所は存在しないが、県内に、医療機関及び試験研究機関等の放射性同位元素使用施設のほか、核燃料物質を使用している事業所が 10 か所存在している。

また、本町は、「原子力災害対策指針（平成 25 年 6 月 5 日全部改正）」における「予防的防護措置を準備する区域（P A Z : Precautionary Action Zone）」（原子力施設から概ね半径 5 km）及び、「緊急時防護措置を準備する区域（U P Z : Urgent Protective Action Planning Zone）」（原子力施設から概ね 30km）には該当しない。

さらに、核原料物質、核燃料物質、若しくはこれらによって汚染された物質（以下「核燃料物質等」という。）又は放射性同位元素、若しくはこれらによって汚染された物質（以下「放射性同位元素等」という。）の取扱や原子力艦寄港の状況を把握することも、国の所掌事項となっており、県及び県内市町村は、核燃料物質等又は放射性同位元素等（以下「放射性物質」という。）の規制に関して法的権限を有していない。

しかし、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災による福島第一原子力発電所事故に起因する放射性物質等により、千葉県では、水道水の摂取制限や農産物の出荷制限等、県民の生活、社会経済活動等に様々な影響が及んだ。さらに、県内で局所的に放射線量の高い箇所が確認され、土壌等の除染等の措置が必要となったほか、汚染された廃棄物の処分方法等の問題が生じた。横芝光町では、水道水の摂取制限や農産物の出荷制限等は行われず、また、放射線量の高い箇所も確認されていないが、事故発生以降、町内の公園や集会所等を対象に空間放射線量の測定を行っている。

これらを受け、また放射性物質の拡散を伴う事故による影響の甚大性にかんがみ、本章に、放射性物質を取扱う事業所等及び防災関係機関の予防対策、事故発生時の対策について定める。

なお、本計画を迅速かつ的確に推進するため、事故発生時等の具体的な対応等については別途定める「放射性物質事故対応マニュアル」（千葉県）によることとする。

※核原料物質：原子力基本法（昭和 30 年 12 月 19 日法律第 186 号）第 3 条第 3 号に規定する核原料物質をいう。

※核燃料物質：原子力基本法第 3 条第 2 号に規定する核燃料物質をいう。

※放射性同位元素：放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和 32 年 6 月 10 日法律第 167 号）第 2 条第 2 項に規定する放射性同位元素をいう。

※原子力事業所：原災法第 2 条第 4 号に規定する工場又は事業所をいう。

※核燃料物質使用事業所：核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 52 条の規定により使用の許可を受けている工場又は事業所をいう。

※核原料物質使用事業所：核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 57 条の 8 の規定により使用の届出をしている工場又は事業所をいう。

※放射性同位元素等使用事業所：放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第3条第1項の規定により使用の許可を受けている工場又は事業所、同法第3条の2第1項の規定により使用の届出をしている工場又は事業所をいう。

※放射性物質取扱事業所：原災法に規定される原子力事業所をはじめ、放射性物質を取り扱う事業所全般をいう。

第2節 放射性物質事故の想定

第1 核燃料物質使用事業所における事故の想定

本町には核燃料物質使用事業所は存在しない。また、県内の放射性物質取扱事業所においては、そこで取り扱っている核燃料物質の種類及び量から、これらの事業所において、大量の放射線が放出される事故の可能性はない。このため、県内の放射性物質取扱事業所に限らず、地震、津波、火災等の自然災害等に起因する事故を想定する。

第2 核燃料物質の輸送中における事故の想定

核燃料物質の運搬については、そのルートや時期等が非公開であるが、千葉県は原子力施設が多数所在する茨城県に隣接していること等から、核燃料物質が県内を通過する可能性は大きい。

このため、本計画においては、陸上輸送中の車両接触事故等により格納容器が破損し、放射性物質が放出される等の状況を想定する。

第3 他県事故に伴う本町への影響想定

原災法の対象事業所は、神奈川県に2施設、茨城県に11施設が所在している。

東日本大震災における福島第一原子力発電所事故では、千葉県においても放出された放射性物質の影響を受けたことから、他県に立地している原災法に規定される原子力事業所について、地震、津波、火災、人為的ミス等による事故等を想定する。

第4 原子力艦の事故の想定

原子力艦の東京湾における事故については、その保有する核燃料種類や量等が不明確であるが、県外の原子力事業所の事故と同様に、地震、津波、火災、人為的ミス等による事故等を想定する。

第3節 放射性物質事故予防対策

実施機関：環境防災課、総務課、各課、消防団、匝瑳市横芝光町消防組合、県、核燃料物質使用事業所、放射性同位元素使用施設管理者

第1 放射性物質取扱施設の把握

実施機関：環境防災課、県

県及び町は、放射性物質に係る防災対策を迅速かつ的確に行うため、放射性物質取扱施設の所在地、及び取扱物質の種類等の把握に努める。

第2 情報の収集・連絡体制の整備

実施機関：環境防災課、県

県及び町は、国、関係市町村、県警察、消防機関、放射性物質取扱事業者等の防災関係機関との間における情報の収集・連絡体制を整備するものとする。その際、夜間、休日等においても対応できる体制とする。

第3 通信手段の確保

実施機関：環境防災課、県

県及び町は、放射性物質の拡散を伴う事故発生時における緊急情報連絡を確保するため、防災行政無線等の通信システムの整備・拡充及び相互接続による連携の確保を図る。

また、電気通信事業者は、県、町等の防災関係機関の通信確保を優先的に行う。

第4 応急活動体制の整備

実施機関：環境防災課、各課、消防団、匝瑳市横芝光町消防組合、県、核燃料物質使用事業所

1 職員の活動体制

町は、職員の非常参集体制を整備するとともに、必要に応じ災害対策本部、又は応急対策本部を設置できるよう整備を行う。

また、活動手順や資機材・装備の使用方法等の習熟、防災関係機関との連携等について訓練を実施し、職員への周知徹底を図る。

2 防災関係機関の連携体制

県及び町は、応急活動の迅速かつ円滑な実施のため、あらかじめ防災関係機関との連携を強化する。また事故の状況によっては、消火活動等において放射線に関する専門的な知識を必要とする場合もあるため、必要に応じて専門家の助言が得られるよう、防災関係機関との連携を図る。

3 広域応援体制の整備

放射性物質の拡散を伴う事故が発生した場合は、応急対策、救急医療等の活動に際し、広域的な応援が必要となる場合がある。このため、町は、他市町村との応援協定等により、広域応援体制を整備、充実するよう努める。

4 放射線防護資機材等の整備

県、町、県警察、消防機関及び核燃料物質使用事業所の事業者は、核燃料物質による汚染をとまなう事故の応急対策に従事する者が必要とする防護服や防塵マスク等の防護資機材、また、放射線測定器等の整備に努める。また、核燃料物質による汚染の拡大防止と除染のための資機材、及び体制の整備に努める。

第5 放射線モニタリング体制の整備

実施機関：環境防災課

1 平時における環境放射線モニタリングの実施

町は、町内の集会所や学校等において環境放射線モニタリングを実施し、平時の空間放射線量率のデータを収集し、緊急時における対策の基礎データとする。また、測定データについては、ホームページ等で情報を公開する。

2 放射線測定器等の整備

町は、平時、又は緊急時における町内の環境に対する放射性物質、放射線による被害が発生若しくは発生するおそれがある場合に備え、放射線測定器、検出器等を整備するとともに機器の取扱い及び計測等技術の習熟に努める。

第6 広報活動体制の整備

実施機関：環境防災課、総務課

町は、放射性物質の拡散を伴う事故発生時に、教育施設及び社会福祉施設等への連絡体制を確立するとともに、住民からの問合せ窓口の設置や町ホームページ等を通じ、住民に迅速かつ円滑に情報が伝達できるよう、平時から広報活動体制を整備する。

第7 防災教育・防災訓練の実施

実施機関：環境防災課、各課、県

1 防災関係者の教育

県及び町は、応急対策活動の円滑な実施を図るため、必要に応じて防災関係職員に対し、放射性物質の拡散を伴う事故に関する教育を実施する。

2 住民に対する知識の普及

県及び町は、放射性物質の拡散を伴う事故の特殊性を考慮し、住民に対して平時から放射性物質の拡散を伴う事故に関する知識の普及を図る。

3 訓練の実施

県及び町は、専門家等を活用し、放射性物質の拡散を伴う事故を想定した訓練を実施する。

第8 放射性同位元素使用施設に係る事故予防対策

実施機関：放射性同位元素使用施設管理者

放射性同位元素使用施設の管理者は、何らかの要因により、放射性同位元素の漏洩等により放射線障害の発生やそのおそれが生じた場合、円滑かつ迅速な対応を行うため、あらかじめ消防機関、県警察、町、県、国に対する通報連絡体制の整備に努める。

第9 退避誘導体制の整備

実施機関：環境防災部、消防部

町は、県内外の放射性物質の拡散を伴う事故発生時に、適切な退避誘導が図れるよう、平時から地域住民及び自主防災組織の協力を得て退避誘導体制の整備に努める。

また、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦その他の要配慮者及び一時滞在者を適切に退避誘導し安否確認を行うため、平時より、避難行動要支援者に関する情報の把握・共有、退避誘導体制の整備に努める。

なお、放射線の影響を受けやすい乳幼児等については十分配慮するものとする。

第4節 放射性物質事故応急対策

実施機関：環境防災部、総務部、産業部、健康こども部、消防部、各部、県、山武郡市広域水道企業団、八匠水道企業団、九十九里地域水道企業団、放射性物質取扱事業所、原子力事業所、原子力防災管理者

第1 情報の収集・連絡

実施機関：環境防災部、総務部、県、放射性物質取扱事業所、原子力防災管理者

1 県内の放射性物質取扱事業所における事故に係る情報の収集・連絡

放射性物質取扱事業所の事業者は、何らかの要因により、周辺環境に影響を及ぼす放射性物質の漏洩等の事故が発生した場合、又は、周辺環境に影響を及ぼすおそれのある場合には速やかに以下の事項について、県、所在市町村、県警察、消防機関及び国の関係機関に通報する。

- (1) 事故発生の時刻
- (2) 事故発生の場所及び施設
- (3) 事故の状況
- (4) 放射性物質の放出に関する情報
- (5) 予想される被害の範囲及び程度等
- (6) その他必要と認める事項

県は、放射性物質取扱事業者等から受けた情報を直ちに火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防災第267号）に基づき総務省消防庁、文部科学省、必要に応じ、経済産業省、国土交通省等に連絡するとともに、所在市町村等防災関係機関と対応策を協議する。また、独立行政法人放射線医学総合研究所に対し、必要に応じ、放射線モニタリング等活動及び緊急時被ばく医療について、協力要請を行う。

町は、事故に関する情報を受けた場合、必要に応じて、防災関係機関に対し情報を伝達する。

2 県内の放射性物質の事業所外運搬中の事故に係る情報の収集・連絡

原災法に規定される原子力防災管理者は、県内における核燃料物質の運搬中の事故による特定事象（原災法第10条第1項の規定により通報すべき事象）発見後又は発見の通報を受けた場合は、直ちに県、事故発生場所を管轄する市町村、県警察、消防機関及び国の関係機関に通報する。

県は火災・災害等即報要領や原災法に基づき、事故情報等を総務省消防庁に報告し、併せて、原災法第7条に規定する関係周辺市町村長にその旨を通報する。

町は、町内における事故の通報を受けた場合、又は町外であっても町に被害が及ぶと判断された場合、直ちに防災関係機関に伝達する。

3 県外の原子力事業所及び原子力艦事故に係る情報の収集・連絡

原災法第15条の規定による原子力緊急事態宣言が内閣総理大臣から発出された場合、又は、「原子力艦の原子力災害対策マニュアル（平成16年8月25日中央防災会議主事会議申合せ）」に基づく原子力艦緊急事態が国から発表された場合、県は、国や事故の所在都道府県等から情報収集を迅速に行う。

また町は、事故に関し、県及び防災関係機関からの情報収集に努める。

4 未確認の放射性物質が発見された場合の連絡

未確認の放射性物質が発見された場合は、発見者は文部科学省に速やかに通報する。

第2 事業者による応急対策活動の実施

実施機関：放射性物質取扱事業所、原子力事業所

1 放射性物質取扱事業所における事故への応急対策活動

放射性物質取扱事業所の事業者は、汚染の広がり防止及び汚染の除去等、放射線障害を防止するために直ちに必要な措置を講ずる。

2 放射性物質の事業所外運搬での応急対策活動

原子力事業所の事業者又は当該事業者から放射性物質の運搬を委託された者は、立入制限区域の設定、汚染・漏えいの拡大防止対策、遮へい対策、モニタリング、消火・延焼の防止、救出、避難等の危険時の措置等を的確かつ迅速により行うことにより、原子力災害の発生の防止を図る。さらに、直ちに必要な要員を現場に派遣するとともに、必要に応じ他の原子力事業者等に要員の派遣及び資機材の提供に係る要請を行う。また、上記以外の事業者、又は当該事業者から放射性物質の運搬を委託された者は、上記に準じて必要な対策を行う。

第3 緊急時のモニタリング活動の実施

実施機関：環境防災部、県

県は、必要に応じて、関係部局による放射線モニタリング等連絡会議を開催し、国や独立行政法人放射線医学総合研究所等の専門家の指導又は助言を得て、以下の実施項目及びその他必要な対策について検討を行い、緊急時のモニタリング活動を行う等、放射性物質による環境への影響について把握する。

町は、必要に応じて、公園・集会所等において空間放射線量の測定を行う。

【緊急時における放射線モニタリング等活動の実施項目】

- 1 大気汚染調査
- 2 水質調査
- 3 土壌調査
- 4 農林水産物への影響調査
- 5 食物の流通状況調査
- 6 市場流通食品検査
- 7 肥料・土壌改良資材・培土及び飼料調査
- 8 工業製品調査
- 9 廃棄物調査

(注) その他、施設等の管理者は、必要に応じて、大気汚染調査、水質調査及び土壌調査を実施する。

第4 応急活動体制

実施機関：環境防災部、各部、県

1 町の応急活動体制

町は、状況に応じ、町長が必要と認めたとき、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

2 応急対策活動情報の連絡

事業者は、県、町及び国に対し、応急対策の活動状況等を連絡する。

町は、県に応急対策の活動状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。また、県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を町に連絡するとともに、国に応急対策の活動状況等を随時連絡する。

第5 情報の分析・整理

実施機関：環境防災部

町は、収集した情報を的確に分析・評価するため、必要に応じて専門家の派遣要請ができるよう、県及び防災関係機関との連携を図る。

第6 緊急時被ばく医療対策

実施機関：県

県は、必要に応じ、国、独立行政法人放射線医学総合研究所等の協力を得て緊急時被ばく医療対策を行う。

第7 広報相談活動

実施機関：環境防災部

町は、放射性物質の拡散を伴う事故が発生した場合、モニタリング結果や、町及び防災関係機関の応急対策活動等の情報を迅速かつ的確に広報するとともに、必要に応じ住民等からの問い合わせに係る窓口を設置し、広報相談活動を行う。

- 1 情報の伝達は、防災行政無線、広報車、町ホームページ等により行う。
- 2 住民等（外国人を含む）からの問い合わせ、相談、要望、苦情等に対応するため、必要に応じ、健康相談に関する窓口や総合窓口を開設する。

第8 飲料水及び飲食物の摂取制限等

実施機関：環境防災部、産業部、健康こども部、県、山武郡市広域水道企業団、八匳水道企業団、九十九里地域水道企業団

県、町等は、住民の内部被ばくに対処するため、国の指示、指導又は助言に基づき、放射性物質により汚染される、若しくは汚染のおそれのある飲料水及び飲食物の摂取の制限、農林水産物の出荷の制限、また法令に基づき食品の廃棄・回収等の必要な措置を行う。

【参考 食品衛生法に基づく放射性セシウムの基準】

対象	放射性セシウム（セシウム 134 及びセシウム 137）
飲料水	10 ベクレル/キログラム
牛乳	50 ベクレル/キログラム
乳児用食品	50 ベクレル/キログラム
一般食品	100 ベクレル/キログラム

第9 避難対策

実施機関：環境防災部、各部、県

町は、放射性物質の拡散に伴う放射線被ばくから地域住民を防護するため、県の避難要請に基づき、住民に対して「屋内退避」又は「避難」の措置を講じる。

第10 広域避難者の受入れ

実施機関：環境防災部、各部、県

1 広域避難者の受入れ

県から他市町村からの避難者の受入れの協議を受けた場合、又は協定に基づき被災市町村から避難者の受入れの要請を受けた場合、町は同時被災等、受入れを行うことが困難な場合を除き、当該被災者を受入れる。

2 住宅等の滞在施設の提供

町における公共施設等の受入体制を補完するため、町及び県は、広域避難者に対し、公営住宅や民間賃貸住宅の借上げ等による滞在施設の提供に努める。

第5節 放射性物質事故復旧対策

実施機関：環境防災部、産業部、都市建設部、健康こども部、東陽病院部、県、山武郡市広域水道企業団、八匁水道企業団、九十九里地域水道企業団、放射性物質取扱事業所

第1 汚染された土壌等の除染等の措置

実施機関：環境防災部、産業部、都市建設部、県、放射性物質取扱事業所

県及び町は、国の指示、法令等に基づき、所管する施設の土壌等について、除染等の措置を行う。

放射性物質取扱事業所の事業者等は、国、県、関係市町村及び防災関係機関と連携し、周辺環境における除染等の措置を行う。

第2 各種制限措置等の解除

実施機関：環境防災部、産業部、県、山武郡市広域水道企業団、八匁水道企業団、九十九里地域水道企業団

県、町等は、国の指示、指導又は助言に基づき、飲料水及び飲食物の摂取の制限、農林水産物の出荷の制限等の各種制限措置等を解除する。

第3 被災住民の健康管理

実施機関：健康こども部、東陽病院部、県

県及び町は、被災者の状況を把握するとともに、健康状態に応じた相談や心のケアを実施する。

第4 風評被害対策

実施機関：県

県は、国、町等と連携し、各種モニタリング結果や放射能に関する正しい知識を、広く正確にわかりやすく広報することにより、風評被害の発生を抑制する。

第5 廃棄物等の適正な処理

実施機関：県

県は、国、町等と連携し、放射性物質に汚染された汚泥や焼却灰等の廃棄物や、土壌等が適正に処理されるよう、必要な措置を講ずる。

横芝光町地域防災計画

令和 6 年 3 月改定

発 行 横芝光町防災会議

編 集 環境防災課

〒289-1793 千葉県山武郡横芝光町宮川 1 1 9 0 2 番地

TEL : 0479-84-1216